官報号外　昭和二十六年六月六日　衆議院会議録第四十八号附録（一）（その一）

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録（一）（その一）

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問の総数及びその結果

内閣提出議案　二百五件

内
予算　四件　両院通過
條約　三件　両院承認
予備費支出の件　五件　両院承諾
決算、国有財産計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書　三件

内
委員長報告の通り議決したもの　二件
閉会中審査するに決したもの　一件
右の外第七回国会に提出され、今期国会において審査を終了した決算一件がある。

法律案　百八十一件

内
成立したもの（百七十三件）
両院通過　百七十二件
憲法第五十九條第二項に基き本院議決案を再議決したもの　一件
不成立のもの（二件）
両院協議会において成案を得るに至らないもの　一件
参議院回付案に同意しなかつたもの　一件
本院において閉会中審査するに決したもの　五件
本院を通過し、参議院において閉会中審査するに決したもの　一件
憲法第八條による議決案　一件
両院通過
国の地方行政機関設置のため承認を求めるの件その他　八件　両院承認
議員提出議案　百二十七件

内
法律案　七十件

内
成立したもの（五十八件）
両院通過　五十五件
憲法第五十九條第二項に基き本院議決案を再議決したもの　三件
両院を通過し内閣に送付したもの（一の地方公共団体のみに適用される特別法）　一件
否決したもの　一件
委員会において議決を要しないと決したもの　二件
本院において閉会中審査するに決したもの　四件
本院を通過し、参議院において議決に至らなかつたもの　三件
本院を通過し、参議院において消滅したもの　一件
規則案　三件　可決
衆議院予備金支出の件　一件　承諾
決議案　二十九件

内
可決したもの　十六件
否決したもの　四件
委員会において審査未了のもの　四件
未決のもの　一件
撤回したもの　四件
重要動議（議長宣告を含む。）　二十二件　可決
懲罰事犯の件　二件　議決
参議院議員提出法律案　二十七件

内
成立したもの（両院通過）　二十二件
参議院を通過し、本院において閉会中審査するに決したもの　三件
参議院において閉会中審査するに決したもの　二件
請願　二千四百四件（六千百六十五通）

内
採択と決し、内閣に送付したもの　千九百七十二件（二千五百七十一通）
すでに議決された法律案及び決議案と同種のため採択とみなし内閣に送付したもの　二十九件
採択と決したもの　六件
委員会において不採択と決したもの　一件
委員会において議院の会議に付するを要しないと決したもの　七十件（二百九十六通）
委員会において審査未了のもの　三百二十二件（三千二百三十四通）
委員会に付託の前に取下したもの　四件（二十八通）
質問　九十件

内
質問　八十二件　書面答弁
緊急質問　八件　口頭答弁

一、次の請願書は、すでに議決した法律案及び決議案と同種のものであるため、採択とみなし、内閣に送付した。

行政書士法制定に関する請願　一通
公職選挙法の一部改正に関する請願　一通
小笠原諸島の日本復帰に関する請願　一通
奄美大島諸島の日本復帰等に関する請願　二通
退職積立金及び退職支給金に対する課税免除の請願　一通
退職金に対する所得税免除の請願　十五通
産業教育法案中に家庭科加入に関する請願　三通
外地引揚歯科医師免許に関する請願　四通

議長の報告

一、今五日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
司法書士法の一部を改正する法律
モーターボート競走法
植物防疫法の一部を改正する法律
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律

一、今五日次の本院提出案（参議院回付）に対する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。
司法書士法の一部を改正する法律案

一、今五日次の本院提出案（参議院否決）に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。
モーターボート競走法案

一、今五日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。
植物防疫法の一部を改正する法律案

一、今五日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案

一、去る五月二十九日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員並木芳雄君提出国立大学進学適性検査に関する質問に対する答弁書
衆議院議員深澤義守君提出所得税徴収の実状に関する質問に対する答弁書
衆議院議員高倉定助君提出大豆及び雑穀に関する質問に対する答弁書

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

衆議院議員今澄勇君提出企業組合の組合員に対する課税に関する質問に対する答弁書

衆議院議員床次徳二君提出人口問題に関する質問に対する答弁書

〔参照〕

国立大学進学適性検査に関する質問主意書

一　毎年行われている国立大学進学適性検査については、こう問いろいろ非難の声が出ているので、政府としても、すでにこれが対策について検討していると思うが、政府としては、いかなる欠点が生じていると考えているか明らかにして欲しい。

二　適性検査は、学校における学科の学習と平行していないという声に対しての所見如何。学習と平行していないために、学科の成績と歩調を一にしないうらみがある。この点如何。

三　熟慮熟考型の生徒には、良い成績をとることができないように思われるが如何。適性検査の問題は、どのようにして作成されるのか。

四　政府は、適性検査に対して模擬試験などによる練習をしてもむだであるとの意見を有するようであるが、実際には、これに対応する準備、練習の影響が大きいとのことであるが、実情はどうなつているか。

五　昭和二十六年度の入学試験において、適性検査の成績によつて整理した入学志願者の志望大学別人数を知りたい。全国一率に行うことは、時間と手数と費用の浪費になると思うので、各〻の学校で志望者全部について、それぞれ独自の適性検査に相当するものを行つて、第一次整理をしたらどうであるか。

六　適性検査は、存続するつもりであるかどうか。

右質問する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員並木芳雄君提出国立大学進学適性検査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員並木芳雄君提出国立大学進学適性検査に関する答弁書

進学適性検査は大学の入学試験の一環として行われるものであるが、これは従来の選抜方法が偶然性に支配され、主観的見解に左右されることが多く客観的な判定の基礎において欠ける点があつたので、その欠点を補うための必要から実施されるものである。この検査の目的は受検者の知的能力の程度及びその傾向を検出することにあり、又他面高等教育において特に重要な将来に対する予診的意義を多分にもつものである。

一　進学適性検査に対する非難というものの多くは進学適性検査そのものに対する非難ではなく一部の大学において受験志望者が非常に多数の場合第一次選考に際して適性検査成績と出身学校の調査書とによつて選考を行つているところがあるがこの措置に対する非難と考えられる、このことの改善方法については現に考究中である。

二　進学適性検査によつて検出すべき面と学力試験によつてみる面とはおのずから異るものであるが進学適性検査学科試験の成績は一部の例外はあるが大体学科試験の成績と並行しているこれらに関する資料は目下編集中である。

三　進学適性検査はある特別の型の者を対象としたものではなく普通に高等学校教育を修了した者には十分理解できる程度を目標としている。

この検査問題は心理学者、学識経験者等よりなる委員会において作成されるが、この問題の適正を得るため毎年数度のトライアウトを行つている。

四　進学適性検査の実施前に受験者に対して毎年例題を示しているが、進学適性検査の内容を知るにはそれで十分だと考えている。いろいろな準備練習は枝葉末節にとらわれた、型をまねたもので効果があるとは考えられない。

五　現にわかつているだけ申しあげると次の通りである。

東京大学　一四、一五二人中　三九一九人

京都大学　九、三〇〇人中　一三五人

一橋大学　三、九二七人中　一三三人

進学適性検査の問題は学科試験と異り専門的知識を必要とし又その作成にも相当の期間を要するので各大学で適切な問題を作成することは困難でないかと考える。公私立大学でも国で行う適性検査に一〇〇余の大学が合流しているのはこの事情を示しているものと考える。

六　今後も続けて実施する考えである。

右答弁する。

所得税徴収の実状に関する質問主意書

所得税徴収に際しては、制当課税は絶対に行わないと、政府はしばしば言明したが、実際には各税務署において次の如く申告額の強制的押しつけが行われている。

別紙は、ほんの一例にしか過ぎないが、かかる政府の方針並びに所得税法違反をあえてする税務署員に対する監督措置と、不法に税金を徴収されたものに対する救済措置をききたい。

右質問する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員深澤義守君提出所得税徴収の実状に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員深澤義守君提出所得税徴収の実状に関する質問に対する答弁書

・所得税の課税については、終戦直後の混乱を脱却した近年においては、できる限り更正決定を避けるために実際調査に基いた申告指導を行い、調査による内示額が納税者の計算と相違する場合は、納税者の申立等により再び調査を行う等実際所得額による適正円満な課税に努めている。質問主意書にあるような事例は、正確な候捕の備付がない納税者が税務署の調査所得額の引き下げについて取引的な交渉をしようとするために起りやすいものであつて、はなはだ遺憾である。今後は納税者ができるだけ正確な帳簿を備え、税務署の調査に対してはできる限り協力をされるようお願いいたしたい。

右答弁する。

大豆及び雑穀に関する質問主意書

左記事項につき質問致しますから急ぎ御回答願います。

一　今日の緊迫せる国際情勢下にあつて大豆及び大豆粕の国内需給関係と今後における輸入の見透し如何。

二　国産の菜豆類及び青えんどう、でん粉等の輸出状況と今後における輸出の見透し如何。

右質問する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員高倉定助君提出大豆及び雑穀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員高倉定助君提出大豆及び雑穀に関する質問に対する答弁書

一　大豆

1　大豆の本年度有効需要量は約五〇〇、〇〇〇トンであり、これに必要なランニング、ストック五〇、〇〇〇トンを加えると五五〇、〇〇〇となる。これに対し供給見透しは、前年度から

の持越五〇、〇〇〇トン国産大豆出まわり見込一五〇、〇〇〇トン（以上計二〇〇、〇〇〇トン）であつて、差引輸入を必要とする数量は三五〇、〇〇〇トンとなる。

2　最近の国内生産は次の通り逐年かい復し、本年産大豆は戦前の生産三五〇、〇〇〇トン程度に達する見込であり、出まわりも一五〇、〇〇〇トンは確実とみられる。

	トン
昭和十一、十二、十三年平均	三五二、〇〇〇
同　二十一年	二〇二、〇〇〇
同　二十二年	一七四、〇〇〇
同　二十三年	二一四、〇〇〇
同　二十四年	二一六、〇〇〇
同　二十五年	三一三、〇〇〇

3　輸入も次の通り順次かい復し、本年度の輸入見透はすでに米国からの輸入されたガリオア大豆の政府買入七七、〇〇〇トンがあり、民間貿易による輸入は、一―三月で米国大豆二八〇、〇〇〇トンの大量を買付けている現状であるが、このうち、現在まで約五〇、〇〇〇トン程度入港済で、今後確実に入港が期待されるものは十月ごろまでに一〇〇、〇〇〇トン（計一五〇、〇〇〇トン）程度と考えられる。この外米国から大豆粕の輸入が六〇、〇〇〇トン程期待される。このように現在輸入ものは丸大豆換算約三〇〇、〇〇〇トンがほぼ確保される見透しである。

この数量は年間要輸入量三五〇、〇〇〇トンに対し、大部分が確保され、むしろ時期的には相当の過剰になる見込となるので、大豆及び大豆製品の需給及び価格の安定を期し得るというよりは、むしろ正常な価格を時期的に維持し難い状況に立至るおそれがある。

歴年度米国中国その他計

	米国	中国	その他	計
	トン	トン	トン	トン
昭和二十一年	一、八〇〇	―	―	一、八〇〇
〃　二十二〃	一〇、三〇〇	四、六〇〇	一四、三〇〇	二九、二〇〇
〃　二十三〃	三〇、三〇〇	一四、八〇〇	一、八〇〇	四七、三〇〇
〃　二十四〃	一四、九八〇	三〇、八〇〇	一、八〇〇	四七、三〇〇
〃　二十五〃	八九、八〇〇	一〇、三〇〇	一、八〇〇	一〇一、九〇〇

二　雑穀の輸出状況

昭和二十五年七月から現在までの間に次の通り輸出向として大部分北海道産のものを売却した。

	原穀	加工品	特需	計
	トン	トン	トン	トン
小豆	二八二	一九八	―	四八〇
手ぼう	二、四八六	―	―	二、四八六
中長	九八九	八七六	一、八六五	一、八六五
長うづら	一〇九	四九	一五八	一五八
えん豆	七六	二三四	四八四	四八四
大豆	―	二三三	二三三	二三三
黒大豆	四五	―	五七	五七
そば	三、五〇〇	―	三、五〇〇	三、五〇〇
計	七、四八七	一、六〇一	一七四	九、二六二

右の外朝鮮向として、原穀のまま豆類二、一二五トンのものが、第八軍を通し輸出された。

手ぼう、中長は欧州が主な需要地であり、そばと共に大部分ドイツ向に出荷された。

小豆、黒大豆は、アメリカ方面の邦人向であり少量にすぎない。

加工品は、さらしあん、甘納豆等黄粉、凍豆腐、味そ等であり、やはりアメリカ向である。

本年三月の統制撤廃により輸出者は国内自由市場から買付をしなければならず、現在価格はなお強調なので海外の需要は相当大きいにかかわらず今後の輸出は、現在のところ困難と思われる。

右答弁する。

企業組合の組合員に対する課税に関する質問主意書

一　中小企業等協同組合法第七十九條の第三項に「組合員は、総会の承認を得なければ、自己又は第三者のために組合の事業の部類に属する取引をしてはならない。」とあり、従つて当該組合が総会を開いて「組合員が自己又は第三者のために組合事業の部類に属する取引を認めた。」事実がある場合を除き、たとえば、法人としては国税庁通達のいわゆる九原則に該当する事実があつたとしても、全組合員の所得が一律に事業所得として取扱わるべきではなく、組合法第八十一條の規定を適用するか、施行規則第七條の四を適用するかは法人の活動は活動として別個に組合員個々の実際の所得を十分に調査の上、決定さるべきであると思うが如何。

二　二月十九日衆議院大蔵委員会において、田中織之進委員の質問に対して平田敬一郎政府委員は「所得税法施行規則の方は、さにあらずして生産量、販売量等に応じて給與しておるものは、実質給與と見るべきでなくしてむしろやはり事業の一部を組合員が統行しているというふうに考えることが正しいという意味からいたしましてこのような規定を設けている。」と答えているが、協同組合法第七十九條第四項には「組合員が前項規定に違反して自己のために取引をしたときは組合は、総会の議決により、それをもつて組合のためにしたものとみなすことができる。」という規定があり、従つて組合員が事業の一部を統行している事実がある場合も組合の総会の議決によつて取引の結果が組合の計算に帰せられた場合は、当該組合員の所得については施行規則第七條の四の規定はまぬがれることができると思うが如何。

右質問する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林讓治殿

衆議院議員今澄勇君提出企業組合の組合員に対する課税に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員今澄勇君提出企業組合の組合員に対する課税に関する質問に対する答弁書

一　企業組合の組合員に対する所得税等の課税上の取扱においては、組合又は組合員の事業活動について実質上法人たる組合の存在と相容れない事実があつても、その事実が組合員の一部の者にあるに止まり、全体としては、当該企業組合が法人としての事業活動をしていると認められる場合は、他の組合員に対する関係においてまでも組合としての事業活動を否定しようとするものではないが、当該組合が法人としての事業活動をしていると認められない場合においては、そのような取引は法人自体には存し得ないと考えられるので、その取引の実際に即して組合員個人の取引であると認めて課税関係を定めている次第である。

二　企業組合の組合員の取引が組合の総会の議決によつて組合のためにしたものとみなされた場合においても、所得税法施行規則第七條の四の規定の適用については、一般の場合と同業である。

右答弁する。

人口問題に関する質問主意書

一　昭和二十四年五月十日衆議院において「人口問題に関する決議」が全会一致をもつて可決せられたが、政府は、その議決の趣旨に従つて、いかなる措置をとつたか説明せられたい。

二　人口問題に関する対策について、総合的な企画を行い、政府の各種の施策を調整するために、事務局を有する常設の委員会の設置を必要と信ずるが、政府の所見如何。

三　人口問題の解決を促進するために、民間の人口問題研究機関（例えば人口問題研究会）を積極的に活動せしめることが必要と認めるが、これ等の団体は経済的に困難を感じているが、政府は進んで援助し、その活動を促進する考えはないか。

右質問する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員床次徳二君提出人口問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員床次徳二君提出人口問題に関する質問に対する答弁書

一　昭和二十四年五月十二日、衆議院において「人口問題に関する決議」が可決せられたが、政府は、その趣旨を尊重し、昭和二十四年四月十五日、「内閣総理大臣の諮問に応じ、わが国の人口問題に関し、調査、審議させるために」政府が設置した人口問題審議会にこれを提示した。人口問題審議会においては、この衆議院の決議の趣旨をも尊重し、慎重審議の結果、昭和二十四年十一月二十九日、今後の人口政策の基本方針について政府に建議した。政府においては、この建議が、問題の性質上、きわめて広範にわたり、行政の各分野に関連するので、これを各省に回付し、各般の実際行政の参考とした。

二　政府は、「人口問題に関する対策について、総合的な企画を行い、政府の各種の施策を調整するために、事務局を有する常設の委員会を設置する」ことについては、現在のところ、考えていない。なお、慎重考慮する。

三　政府は、人口問題の解決を促進するために、例えば、財団法人人口問題研究会等、民間人口問題関係機関の積極的な活動と協力を期待するものであるが、これらの団体に政府が補助金等により経済的援助を与えることは困難であるが、なお、今後とも努力をする。

右答弁する。

一、今五日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員上林與市郎君提出果実エッセンスの物品税に関する再質問に対する答弁書

〔参照〕

果実エッセンスの物品税に関する再質問主意書

一　食品加工用の果実エッセンスは、もつぱらし好的に用いられるという答弁であるが、し好的な物品であるかないかの判定規準は、われわれ日常生活を基礎として各種物品が他物品に比しより必要であるかどうかという見地よりその使用上の相関的価値判断のいかんに基くものと考えられるので、同答弁書第三項の沢あん漬その他の漬物類等の着色に使用する食用色素が、果実エッセンスに比較してよりし好的性格が少ないという理論は成立しない。

すなわち沢あん漬その他の漬物類自体は果実エッセンスより必要度が高いことについては何等異論はないが、この漬物類はその物自体自然の色彩を有し色素を用いないことによりわれわれが食用に供するとき特に醜汚の感覚をじやつ起せしめる等、時に予測される不都合は全くないものと考えられる。

又食用色素について特に漬物類の着色を強張して答弁されているが、われわれ日常生活上この色素について恩恵にあずかる率は漬物類よりむしろ果実エッセンスの用途と全く同様の用途部面に多いことは衆知の事実である。しかも色素にこの漬物類及びその他用途に対しても絶対の要件とならぬものであるが、各種食品飲料等に芳香がない場合を想起すれば、食用色素と比較して果実エッセンスがいかにわれわれにとり必要度の高いものであるかは論をまたぬところである。ことにわが国現在の食糧政策として一般国民に対し極力粉食を奨励されているが、米食の粉食への切換えが思わしくないのはただわれわれの習慣によるばかりでなく現状粉食加工技術の拙劣なるため適当なる調味加工料により進んで国民のし好を粉食に切り換える積極的な努力を必要としこの点においても果実エッセンスの役割は今後益々高まるものと思われる。

また従来物品税法課税品目中に各種食品加工料は、同種物品として一括取扱いをなされていたものであるが、以上述べた通り御答弁中食品加工料の内、特に果実エッセンスをし好物とされる根拠がないように思われるのでこの点について御伺いしたい。

二　御答弁中第二項について、重ねて果実エッセンスがし好品なる点くり返して御答弁されているがこの点については第一項において述べたので申し上げない。又同項中特にぶどう糖、水あめ等と果実エッセンスを比較されているが、このぶどう糖、水あめ等は砂糖と同種物品であり、人工甘味料と並んで砂糖消費税の関連により課税の均衡を図る目的をもつて特に物品税を課されているものと思うが、果実エッセンスとこれら甘味料は同一種類物品とは見なされない。

戦時統制経済より自由経済に復帰しつつある今日、政府において現在の財政状況より特に一定産業を圧迫する物品税の如き悪税になお依存せねばならぬ苦衷は了解されるとしても、明朗なる正しき政治を標榜せられる政府が同一種類物品に対し片手落の措置を採られることは誠に遺憾のきわみというべく、本質問の主旨は課税の均衡が問題であるのでこの点御考慮願いたい。

三　われわれ日常生活面においてそれぞれ異種の物品相互間の重要度の軽重は判断致し難いものであることは了解されると思うが、御答弁第四項にこのそれぞれ異種の物品の比較を問題としておられる点はまつたく当を逸したもので、われわれの概念上食品加工料として同一種類と目される物品の中から特に果実エッセンスのみ別扱いされる理由が判然としない。

又昭和二十六年度果実エッセンス物品税額推定は業者五十余名に対し約壱千七百万円（業者平均約参拾万円）で同程度の収入は物品税中決して零細なものでないと認めるということであるが、この種複雑なる徴税を行わんとすれば、厳格なる監督を要し、これが査察による時間の徒費等業者の迷惑はもちろん徴税費用を差引き国庫の実収入として幾ばくもなしと断ぜられ、いわば徴税官の生活保証のために徴税を続けられることとなり一方事業所得税等について課税の不均衡をうんぬんせられ、徴税の適正化を要望されている現況より考慮しても誠に不適当なる徴税というべく、以上の諸点について徴税を主張される理由を御伺いしたい。

右質問する。

昭和二十六年六月五日

内閣総理大臣　吉田　茂

衆議院議長林譲治殿

衆議院議員上林與市郎君提出果実エッセンスの物品税に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員上林與市郎君提出果実エッセンスの物品税に関する再質問に対する答弁書

一　しょう油は、日常生活を基礎とすべきであるとの御意見には同意する。食品加工料のうち、主として清涼飲料、しょう飲料、菓子等に用いられる果実エッセンスをしょう好的物品とするのは、右の観点によるものである。

二　さきの答弁の趣旨は、ぶどう糖、水あめ等が、果実エッセンスと同様に原料品でありながら、同じくしょう好的飲食物の原料に供せられる場合には免税されていないというにあり、それを誤解しておられるやにみうけられる。

三　食品加工料として同一種類と目される物品の中から、特に果実エッセンスのみを別扱いにする理由及び果実エッセンスに対する課税が租税の最少徴税費の原則に反するのではないかとの疑問については、すでに前記「一」で述べましたところと同様であり、これにより御了承されたい。

右答弁する。

〔第二号参照〕

一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府職員の給與は、その生計費及び民間賃金その他の事情にかんがみ、これを適正に改訂し、その生活の安定確保を図る必要があり、昭和二十五年八月九日附で人事院が勧告した給與計画を原則的に尊重して、一般職の国家公務員の給與を改訂せんとするもので、その要旨は次の通りである。

第一に、一般政府職員に対し、昭和二十六年一月一日以降における平均給與額を月額約千円引上げ、おおむねこれを八千円程度とすること。

第二に、俸給については、一般俸給表の適用を受ける普通職員については、成年独身者の標準生計費及び民間給與の実態を考慮してその俸給表を定めることとし、次いで、特別俸給表の適用をうける税務、警察、船員等の特殊職域に勤務する職員等については、勤務時間差、職務内容等に基いた従来の取扱を最近の事情に基き、ある程度調整して普通の職員との均衡を図ったこと。

第三に、扶養手当については、従前通り、六百円及び四百円にすえおくこと。

第四に、勤務地手当については、最近の経済事情、各地域の実情などを勘案して、その支給地域の区分を別に法律で定めることとして、その支給割合は、従来の三割、二割、一割の三区分を二割五分、二割、一割五分、一割、五分の五区分に改めることとしたが、支給地域に関する法律が制定施行されるまでは、暫定的に、従前の支給割合が、三割であった地域については二割五分、二割であった地域については一割五分、一割であった地域については五分とすることに改めたこと。

第五に、昇給、昇格等は、従来政令に委任していたのを法律に明確に規定し、また昇給制度については、勤務成績、特に良好な者等については、特別の昇給の道を開くことに改めたこと。

第六に、職員が離職及び死亡等により職員でなくなった場合、その俸給の金額をその際支給することとする等の現行の規定に基く給與支給方法について所要の改正を加えようとすること。

二　議案の可決理由

本案は、第九回国会において衆議院を通過し、参議院において審議未了となったものと同一内容であって、一般職の職員の給與改訂に伴い、特別職の職員についても給與の改訂を行うとともに、特別職の職員の給與に関する法律について規定の整備を図る必要を認めるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額三五、〇八八千円であって、この金額は補正予算に計上されている。なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　三五、〇八八千円

特別会計所属職員の分　一、四〇二、一八〇千円

右報告する。

昭和二十五年十二月十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

特別職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

一般職の職員の給與改訂に伴い、特別職の職員についても、給與の改訂を行うとともに、特別職の職員の給與に関する法律について、規定の整備を図るのが目的であって、その改正の要点は次の通りである。

(1)　国会閉会中あらたに特別職の職員となり政令で定められていた者を適用範囲に挿入したこと。

(2)　内閣総理大臣等の給與については、一般職の職員の給與改訂との均衡を図り、且つ、その職務内容に応じて俸給月額を現行の三割ないし五割増給することにしたこと。

(3)　首都建設委員会委員等の給與は、従来日額千円の範囲内で手当が支給されていたが、これも一般職の非常勤職員である委員、顧問、参與等と同様に日額を千八百五十円に改めたこと。

(4)　食糧配給公団の職員に対する特別手当を、一般職の公団の職員と同様に、従来の三割を一割に改めたこと。

二　議案の可決理由

本案は、第九回国会において衆議院を通過し、参議院において審議未了となったものと同一内容であって、一般職の職員の給與改訂に伴い、特別職の職員についても給與の改訂を行うとともに、特別職の職員の給與に関する法律について規定の整備を図る必要を認めるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十五年度において、総額三五、三一四千円であって、この金額は補正予算に計上されている。なお、その内訳は次の通りである。

一般会計所属職員の分　三五、〇八八千円

特別会計所属職員の分　二二六千円

右報告する。

昭和二十五年十二月十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府管掌の健康保険経済の窮迫の現状にかんがみ、保険経済当面の危機を回避し、健康保険制度の崩壊を防ぐため応急措置を講ぜんとするのが本改正案の目的である。

その内容の主なものは次の通りである。

(一)　保険料率を現行の千分の五十五から千分の六十に引上げたこと。

(二)　被保険者の資格喪失後において、継続して保険給付を受け

る者の資格要件として、継続して六箇月以上被保険者であつたことを必要とする資格期間を設けるとともに、被保険者の資格喪失後における分べんに関して保険給付を受ける者についても同様な資格期間を設けたこと。

(三)　政府管掌健康保険の料率の変更に伴い、健康保険組合の組合員である被保険者の保険料の最高負担限度を従来標準報酬月額の千分の三十から千分の三十五に引上げたこと。

二　議案の可決理由

本案は第九回国会に提出され、本院において可決、参議院において審議未了となつたため、本国会に再び提出されたものである。

健康保険財政の均衡を保持し、本制度の崩壊を防ぐためやむを得ざる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十五年十二月十一日

厚生委員長　寺島隆太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

外国為替特別会計の資本の増加に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十四年度以降輸出の増加に伴い、外貨手持の激増を来たし、これがため円資金は予算に比し著しく不足を生ずる実情にあつたが、昭和二十四年度は右の不足を借入金によつて賄つて来た。今年度においては日本銀行の外貨貸付制度の運用により、右の困難は著しく緩和されることとなつたが、なお、相当の不足を生ずるので貿易特別会計より二百六十億円繰入れる外、一般会計より百億円の繰入を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計における円資金の不足を補てんするために、一般会計から百億円の繰入を行うことは、必要な措置であることを認め、本案は、第九回国会において可決すべきものと議決し、本院を通過したのであつたが、参議院において審議未了となつたため、第十回国会の冒頭に再提出され、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月十一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第九回臨時国会において政府から提出された同じ題名の法律案と内容を同じくし、ただ、再提出の関係上、施行期日等に所要の修正を施したもので、その目的とするところは、明年四月中に任期が満了となる全国大多数の地方公共団体の議員及び長の任期満了による選挙の施行を、合理的にして経費節減をはかるため、公職選挙法の定める選挙の期日に臨時に特例を加えて、議員の任期は四月二十九日に、長の選挙は五月二十日に、同時選挙を行うこととすることを主な内容とするもので、明年三、四月の間に予定せられる地方選挙について、地方公共団体における予算編成期及び農繁期との間に調整を施し、もつぱら多数集中の選挙の能率的施行を計ろうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、第九回臨時国会において本院を通過したが、参議院において審議未了となつたものであるが、その趣旨において妥当なものであり、前会期において充分審議を盡してある。しかして原案に対し、社会党を代表して門司亮君から、長の選挙を先に行い、その期日を四月十六日にしようとする修正案を、又国民民主党を代表して床次徳二君からは、議員の選挙施行期日を五月十三日に改め、任期満了となるべき議員の任期を五月十二日まで延長しようとする修正案が提出されたが、修正案はいずれも否決せられ、原案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十五年十二月十一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十号参照〕

装蹄師法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行装蹄師法は、昭和十五年に制定せられ現在に至つているが、その後諸情勢の変化、特に学校教育制度の改革により、一部不備な点が生じたので、これを補い、削蹄及び装蹄の一層適正な実施をせんとするのが、本改正案の目的である。

その内容の主なものは次の通りである。

1　現在獣医師及び獣医師の免許を受ける資格のある者は、無條件で装蹄師の免許を受けることができるが、学校制度の改革に伴い、新制の獣医大学においては、特に装蹄学の講義がないので、新制大学の卒業生及び新制大学卒業の獣医師に対しては、装蹄師の無試験免許を行わないこととし、又、旧陸軍関係の特修技術者に対する無試験免許の制度もとりやめることとしたこと。一方、学校教育法の改正に即応し、装蹄師の養成を目的とする実業学校又は実業専門学校の代りに、装蹄高等学校又は大学を卒業したものに対し、装蹄師の無試験免許の資格を與えることとしたこと。

2　装蹄師関係の実業学校又は実業専門学校の卒業生並びに新制大学の卒業生以外の獣医師又はその免許資格者については、昭和二十八年末までは、装蹄師の免許を受ける資格が與えられるが、昭和二十九年以降からは、これらの者についての無試験免許の特典がなくなることとしたこと。

3　装蹄師の業務の状況を一層的確には握するため、装蹄師は毎年十二月三十一日現在により、所要の事項を農林大臣に届け出ることとしたこと。

4　行政庁が装蹄師の免許の取消又は業務の停止の行政処分をするには、公開による聴聞を必要とすること。

5　罰則の金額を、現在の経済状態に適合するよう改めることとしたこと。

二　議案の可決理由

削蹄及び装蹄の適正な実施により、農業生産力の増強並びに運輸業の拡充に資する上に、その趣旨は適切なものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月五日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十一号参照〕

郵政事業特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

郵政事業特別会計においては、昭和二十六年度歳出総額五百七十一億七千七百二十四万五千円に対し、歳入額は五百三十五億九千三百四十一万円で、差引三十五億八千三百八十三万五千円の歳入不足を生ずるので、一般会計からの繰入金をもつて、これを補てんしようとするものである。

二　議案の可決理由

郵政事業の公共性にかんがみ、郵便料金等の引き上げを行うことは適当でないので、一般会計からの繰入金をもつて補てんすることもやむを得ない措置であると認め、後日この会計の財政状態が健全になつた暁には、繰入金に相当する金額を、一般会計に繰り戻すことにしていることは適切なことと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

厚生保険特別会計においては、昭和二十六年度以降結核患者用病床を増設し、健康保険事業の福祉施設を拡充し、結核対策の充実を期しているが、これに要する経費は、この会計の財源のみでは不足するので、一般会計からも繰り入れて、その事業目的を達成しようとするもので、それに必要な法文の改正を行うものである。

二　議案の可決理由

現行の厚生保険特別会計法においては、一般会計からの繰入金は、業務取扱に関する経費のみ認められているが、福祉施設の経費も緊急重要であるから、これを認めることが適切妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

アルコール専売事業特別会計から一般会計への納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在、アルコール専売事業特別会計の毎会計年度の決算上の利益を一般会計の歳入に納付することとなつている外、昭和二十五年度においては、この会計の同年度末における固定資産及び作業資産の価額の合計額が昭和二十四年度末における、それらの資産の価額の合計額より減少した場合は、その減少額に相当する金額を、昭和二十五年度において、この会計から一般会計の歳入に納付し、当該減少額に相当するこの会計の固有資本を減少することとなつているが、二十六年度以降においても、同様の措置をしようとするものである。

二　議案の可決理由

本特別会計から一般会計の歳入への納付について、なお当分の間、特例を設けることが必要であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

社会教育法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

社会教育を振興するため社会教育主事及び社会教育主事補を法律上の機関とし、その職務内容を規定して命令や監督を禁ずるとともに、その必要な資格を新たに規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

教育基本法に基き、国の社会教育を振興する必要のあることを認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

公立学校の教育公務員と地方公共団体の議員との兼職についての臨時措置に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び同法施行令の規定により公立学校の教育公務員が地方公共団体の議会の議員をその残任期間中は兼職できる規定になつていたところ、地方公務員法の施行に伴い従来の兼職議員がその資格を失うことになるので、地方自治法第九十二條第二項の規定にかかわらず、その議員の残任期間中はなお兼職できるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

公立学校の教育公務員の兼職についての既得権を認めることは、地方公共団体の議会の運営上よりも、極めて緊要なものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長幣原喜重郎殿

農地調整法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農地委員会の委員の選挙に関する規定を、現状に即応するよう、公職選挙法の規定に準じて改めようとするのが、この改正案の目的である。

その内容の主なものは次の通りである。

1　農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人の不足又は委員の欠員が生じ、その数が各階層の定員のそれぞれ二分の一に至るまでは、再選挙又は補欠選挙を行わない。

2　市町村農地委員会委員選挙人名簿の据置期間を一箇年延長する。

二　議案の可決理由

現下の情勢において必要にして適切な措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十二号参照〕

特許法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

経済事情の変遷、他の法令における諸料金の引上率、又予算上の関係より比較考慮して、発明奨励を妨げない範囲において特許料を引き上げようとするのであつて、改正の主要な点は特許料及び過料を現行額の約三倍程度に改めることである。

二　議案の可決理由

現行特許法は大正十年に制定されたものであり、当時に比し物価激増の現状を比較考慮して、本案は適正妥当な措置と認め可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

実用新案法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国経済事情の変遷、並びに他の法令における諸料金の引上率、又予算上の関係より比較考慮して、登録料を引き上げるとともに、又罰則中の過料を現行額の五倍に引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

戦前は収入が支出を上廻つていたが、戦後は昭和二十五年において支出が収入の二倍以上となつている実情である。

かかる実情では事務能率も上が

らず、実用新案の振興も計ることは不可能となるにかんがみ、適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

意匠法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近の経済事情又予算上の関係より登録料及び過料の額を引き上げようとするのであつて改正の主要な点は、登録料を現行額の三倍に、過料を五倍に改めることである。

二　議案の可決理由

経済事情等にかんがみ、適正妥当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

他の法令における諸料金の引上率又予算上の関係より、弁理士の登録料並びに弁理士徽戒の過料を引き上げようとするのであつて、改正要点は、弁理士の登録料を現行額の二倍、弁理士徽戒の過料の額を現行額の五倍に改めるものである。

二　議案の可決理由

他の諸料金の引上げ等に照し適切妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

商標法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国経済事情の変遷、並びに他の法令における諸料金の引上率又予算上の関係より比較考慮して、登録料並びに過料の額を引き上げようとするのであつて、改正の主要点は、登録料を現行額の約三倍、過料を現行額の五倍にしようとするのである。

二　議案の可決理由

経済事情の変遷等にかんがみ、妥当適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十四号参照〕

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、繊維製品検査所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

繊維製品検査所は、輸出品取締法による輸出繊維製品の臨検検査及び輸出絹、人絹織物の依頼検査を行う国の検査機関である。

現在京都外七箇所に本所を、その他主要生産地十九箇所に支所及び出張所を設置してあるが、中国地方及び九州には出張所又は支所を設置していないため、ぼう大な出張検査旅費を費すのみならず、検査員の往復に多大の日時を要している。この無駄を省き、検査事務の能率を向上するため、広島県、山口県、島根県を担当する出張所を福山市に、岡山県、鳥取県を担当する出張所を岡山市に、九州一円を担当するため福岡市に支所を設置する。又京都府山科地方及び小松地方はそれぞれ輸出絹、人絹織物の主要生産地であるので、同地方に山科及び小松各出張所を設置しようとするのである。

二　本件の議決理由

中国地方、九州及び山科、小松地区の生産量は特に見るべきものがある。よつて本件の趣旨は妥当適切なる処置と認め、承認を与えるべきものと議決した次第である。

昭和二十六年二月十四日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長幣原喜重郎殿

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

皇室の費用のうち、内廷費及び皇族費は、皇室経済法施行法第七條及び第八條に規定され、毎年国庫から支出することになつているが、現在の定額は、内廷費は二千八百万円、皇族費は六十五万円となつている。しかして、内廷及び皇族使用の職員の給与につきさきに給与の改訂をみた国家公務員並にこれを引き上げるため、内廷費を二千九百万円に、及び皇族費を七十三万円に、それぞれ増額しようというのが、本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、さきに実施された国家公務員の給与改訂にかんがみ、適切妥当なものと認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

日本国憲法第八條の規定による議決案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

天皇その他内廷にある皇族が賜与できる価額は、皇室経済法施行法第五條において百二十万円と規定されているが、右の価額を超えて御見舞及び御褒励のために賜与される額は、明年度においては、二百五十万円に上るものと見込まれ、且つ、これらの賜与は、その都度国会の議決を経ることが事実上困難であり、又その目的も定まつているので、あらかじめ価額を限り議決しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、必要にして妥当なものと認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

水産業協同組合法が実施されて以来約二年の間に組合設立総数は実に四千六百余となり、一応軌道にのつてきたのであるが、その経営においては経済的基礎の極めて薄弱な組合が総数の約半数にも及んでいるような状況では健全な組合の発達を望めない。よつて水産業協同組合の経理組織を整備強化して、経営の安定を図る必要が生じたので、水産業協同組合法の一部を改正しようというのである。

その主な内容は次のとおりである。

第一点は、本案は、出資組合がその組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるように、組合の守るべき財務基準を定める政令の根拠規定を設けようとすること。

第二点は、第一点と表裏の関係にある組合の財務が適正に行われているか、どうか、帳簿その他について行政庁が毎年一回常例として指導的検査をすること。

第三点は、前則の外、法律の不備な点を改めた。

二　議案の可決理由

本案は、水産業協同組合の経営

的基礎の強化を図り、健全な育成発達を期するため、有効、且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月十九日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（第十五号参照）

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

負担の軽減を第一義とし、基礎控除を現行二万五千円から三万円に、扶養控除及び不具者控除を現行一万二千円から一万五千円に、それぞれ引き上げ、税率については、従来の所得階級区分のうち八万円をこえる金額と、十二万円をこえる金額との段階を撤廃し、最高税率の適用限度を従来の五十万円から百万円に引き上げる。次に、担税力の比較的に薄弱と認められる老年者、寡婦及び勤労学生について一万五千円の特別控除を認め、更に税制簡素化の趣旨から、資産所得の合算及び扶養親族所得の合算制度を廃止する。更に資本蓄積措置の一環として、生命保険料について二千円を限度として所得控除を認め、その外、一般申告期限及び納期を現行農業所得者の場合と同様に改め、また、青色申告者が再調査又は審査請求をしている間は、督促又は差押、公売等の滞納処分を行うことができないこととしている。

二　議案の可決理由

国民租税負担の軽減合理化を図り、負担の一層の公平化と税制の簡素化を実現し、あわせて、資本蓄積措置をも講じている本案は、きわめて時宜に適したものであることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

法人税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近く改正商法が施行されることに伴い、無額面株式を発行した場合の発行価額のうち、資本に組み入れなかつた金額を益金に算入しないこととし、また、同族会社の親会社が非同族会社であるときには、同族会社の積立金課税を行わないこととしている。

二　議案の可決理由

昨年根本的改正を行つたので、今回は若干の規定を整備するに止めてあるもので、資本蓄積の一環としてきわめて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

預貯金及び公社債の利子等に対する源泉選択課税制度を認め、その税率を百分の五十とし、次に積立金に対する法人税の課税を廃止し、ただ同族会社に対しては年五十万円をこえる留保金額に対する現行の百分の七の税率を百分の五に改め、更に、経済復興に緊要な機械設備又は船舶等の取得後三年間は法定償却額の五割増の特別償却を行い得ることとし、又見返資金で保有する銀行等の優先株式又は優先出資に対する配当につき、所得の計算上、これを損金に算入することとしている外輸入砂糖に対する免税措置を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

資本蓄積の点より考慮し、この改正案は貯蓄の一層の増強、自己資本の蓄積に資するとともに、経済復興に緊要な機械設備又は船舶等の新規取得を容易ならしめ極めて適切妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

通行税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近くわが国で民間航空が再開される見込みなので、その際は航空機の乗客に対し、通行税の一般税率である百分の二十で課税を行うとともに、汽船の二等乗客の料金に対しては、その性質にかんがみ通行税を課さないこととするものである。

二　議案の可決理由

現行では三等の乗客には通行税を課さないこととなつているので、汽船の二等乗客に対しても同様の措置をとることは適切であり、また航空機の乗客に一般税率による課税をすることも妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

登録税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近く改正商法が施行されるに伴い、無額面株式が発行される場合には、その発行価額のうち、資本に組み入れられた金額に対して登録税を課する等規定の整備を図るものである。

二　議案の可決理由

本改正案は、全く技術的なものであつて、妥当な措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

相続税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資本蓄積措置の一環として、被相続人の死亡により相続人その他の者が取得する生命保険金については、取得者ごとに十万円を限度として、特別に控除しようとするものである。

二　議案の可決理由

資本蓄積措置の一環として極めて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

印紙税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における経済取引の実情を考慮し、受取書、手形、売買契約書、借用証書等の課税最低限を百円より千円に、また物品切手のそれを十円より五十円に、それぞれ引き上げようとするものである。

二　議案の可決理由

これまでの課税最低限は最近の経済実情に副わないものであつたので今回の改正は時宜に適した妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

骨牌税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

さきに物品税の税率を引き下げ

たことと関連して、トランプ及び花札に対する税率を一組につき百三十円より五十円に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

これまでの税率は高きに過ぎたきらいがあるので、今回の改正は適切妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国民金庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　本案の要旨及び目的

国民金融公庫は、発足以来再三の増資を行い、昨年十二月末までに、普通小口貸付四十二億四千万円の貸付を行つたのであるが、昭和二十六年度においても資金需要は相当額に上るものと予想されるので、この際、公庫の資本金四十億円を六十億円に増加しようとするものである。

二　議案の可決理由

一般の金融機関から融資を受けることが困難な国民大衆の生活を建て直し、経済の復興に寄与するために、この種資金の円滑な疎通を図ることはきわめて緊要であるので、本案は、きわめて適切妥当な措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

開拓者資金融通特別会計において貸付金の財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

開拓者資金融通法による農地の開拓者に対する貸付金の財源として、営農資金十億一千四百四万円、共同施設資金四千二百二十五万円、営農促進対策資金三億六千七百万円、合計十四億二千三百二十九万円を一般会計から繰り入れようとするものである。

二　議案の可決理由

この貸付金の財源は、従来、この会計の負担で発行する公債又は借入金によつて調達してきたが、健全財政の見地から妥当でないので、昭和二十四年度から引き続き一般会計からの繰入金をもつてその財源に充ててきたので、昭和二十六年度においても前年度と同様の措置をとることが適当と認められるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

北海道開発のためにする港湾工事に関する法律案（玉置信一君外二十六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、北海道における港湾の特殊性にかんがみ、港湾修築に要する費用に対する国の負担に関して港湾法の特例を定めんとするものであつて、その内容の主な点は、水域施設又は外かく施設に対しては全額を、けい留施設又は臨港交通施設に対してはその十分の七・五を国が負担せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、北海道諸港の整備を図るため有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

水先法の一部を改正する法律案（伊藤郷一君提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は北海道釧路港の現状にかんがみ当港にあらたに水先区を設定せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は釧路港内における船舶航行の安全並びに船舶の運航能率増進を図るため有効適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

【第十六号参照】

昭和二十六年度一般会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

昭和二十六年度一般会計予算の歳出入内訳は次の通りである。

歳入

	百万円
租税及印紙収入	四四四、五〇四
租税	四三六、一〇九
所得税	三三二、四四四
法人税	六三、六四四
相続税	二一、三五五
富裕税	二四〇〇
再評価税	八、三一二
酒税	一〇九、二六五
砂糖消費税	六、三〇五
揮発油税	四、六六六
物品税	一三、六四一
通行税	六四二
関税	四、九三〇
印紙収入	八、五九五
官業及官有財産収入	一三一、四五九
官業益金	一二六、八五五
官業収入	八、三一〇
官有財産収入	二九、二六五
官有財産貸付料	五六〇
官有財産売拂代	二、三一七
版権特許権等収入	七一
政府出資金等収入	一四一、一三五
公団等整理収入	九、一四二
雑収入	四一、八〇三
雑収入	三一、七五五
価格差益及増額受入	一〇、〇四八
特殊物件収入	一、五〇〇
当せん金附証票売得金	一一〇
収入	二、七三一
特別収入	二、七七七
前年度剰余金	一九、三五四
歳入合計	六七七、四三〇

歳出

公共事業費	一一〇、八九九
出資及投資	七七、八四一
外国為替資金	五〇、〇〇〇
造幣庁	六、九六
貴金属	三、七三一
開拓者資金融通	一、四三五
農業共済再保険基金	二、五〇〇
農林漁業資金融通	二、〇〇〇
中小企業信用保険基金	一、〇〇〇
緊要物資輸入基金	二、五〇〇
国民金融公庫	二、〇〇〇
住宅金融公庫	五、〇〇〇
日本輸出銀行	五、〇〇〇
日本国有鉄道	二、〇〇〇
国債費	一〇、九六九
特別会計等損失補塡	六、七九九
価格調整費	三、五〇〇
地方財政平衡交付金	一一〇、〇〇〇
生活保護費	二一、二三三
社会保険費	三、七六六
結核対策費	七、三二九
失業対策費	一四、五九九
同和引揚費	三、六九九
国立学校運営費	一四、七〇
育英事業費	二、四二六
農地調整費	一、四二九
食糧増産関係経費	二、六三四
食糧供出関係費	五、九二〇
農業保険費	五、七三五
終戦処理費	一〇三、七四二
賠償施設処理費	三、八
特殊財産処理費	四、七三
解除物件処理費	二、七
警察予備隊経費	一八、〇〇〇
海上保安庁経費	三、三六

徴税費	三、六三六
刑務所費	四、二五五
職員宿舎費	一、一〇〇
年金及恩給	七、一五五
海外諸費	二、〇〇〇
予備費	一、〇〇〇
雑件	五五、三二
皇室費	一四四
国会	一、九四四
裁判所	四、八四四
会計検査院	二四八
内閣	三六二
総理府	一四、九六六
法務府	八、一七〇
外務省	一、一〇九
大蔵省	七、六二八
文部省	四〇、六二三
厚生省	六四、四四四
農林省	六、六二六
通商産業省	六、二九四
運輸省	四〇、九六六
郵政省	三二
電気通信省	一、二八〇
労働省	五五七
建設省	一、二五五
経済安定本部	六五七、四二〇
歳出合計	

以下予算の概要について報告する。

1　一般会計予算の編成は、総合予算の收支均衡の保持という立前から行われている。このため諸特別会計におけるなんらかの不足資金を一般会計からの繰入によつて賄つているものが多い。その中の最も大きなものは、外国為替資金への五〇〇億円繰入れである。朝鮮動乱以後のインフレ傾向を財政面においてある程度チェックすることが必要である以上、かかる措置は注目されてよい。

2　予算均衡の保持とともに財政規模がある程度縮小されている。すなわち一般会計の歳出入総額は六、五七四億円余であり、前年度の六、六四五億円余と比較すると約七一億円の減少である。しかも二十六年度の国民所得は、物価騰貴、生産増大等の諸要因により、前年度の約三兆二千億円に比して約三兆七千億円と相当の増加が見込まれているので、一般会計予算額と国民所得総額を対比せしめるならば、二十五年度二〇%、二十六年度一七%となり、二十六年度は相当縮小しているといえよう。

但し、このような縮小の裏には、予算單価の見積りが相当低いことを指摘し得る。人件費は、給與は八千円ベース、物件費のうち事務費は前年度と同程度、その他の物件費は昨年十月頃の物価水準を基礎としている。

3　右のような財政規模の縮小は、歳入面における相当程度の減税を可能にした。租税及印紙收入は總額四、四四五億円余で、前年度四、四五〇億円余に比して約五億円の減少にすぎないが、その内容について見ると次のような減税が行われている。

旧法による收入見込　税法改正による減(－)　差引予算額

	旧法による收入見込	税法改正による減(－)	差引予算額
	百万円	百万円	百万円
所得税	一三六、一五二	(－) 三一、〇九八	一〇五、〇五四
源泉	一四八、〇〇八	(－) 三〇、三一八	一一七、六九〇
申告	二八四、一六〇	(－) 六一、四一六	二二二、七四四
計	六六、六〇三	(－) 二、九五八	六三、六四五
法人税	二、四三六	(－) 一八三	二、二五三
相続税	二、四〇〇	〇	二、四〇〇
富裕税	七、〇〇〇	一、五一二	八、五一二
再評価税	一一四、〇六〇	(－) 六、七七七	一〇七、二八三
酒税	五〇七	〇	六、三〇三
砂糖消費税	七、一四九	(－) 二、四九三	四、六五六
揮発油税	二〇、三二五	(－) 七、六八四	一二、六四一
物品税	六七二	〇	六七二
通行税	五、〇〇〇	〇	五、〇〇〇
関税及屯税			
印紙收入	八、〇九三	(－) 一一三	七、九八〇
收入印紙	四一五	〇	四一五
現金	八、五〇八	(－) 一一三	八、三九五
計	五一八、八二〇	(－) 七四、三一六	四四四、五〇四
合計			

減(増)税の内訳

イ　第十回国会改正法による分

(イ)　減收見込額　（うち源泉分）

所得税	基礎控除引上	(一二、一八二)
	扶養控除引上	(一三、一三〇)
	税率の改正	(四、七一一)
	小計	(三〇、〇二四)
	寡婦控除	(一八六)
	老年者控除	(一八三)
	勤労学生控除	(一九三)
	合算制度の廃止	一
	保険料控除	(一、一〇一)
	割増減価償却容認	一
	預貯金源泉選択制採用	(－) 八八九
	小計	(一、〇七四)
	所得税計	(三一、〇九八)
法人税	積立金課税廃止	三、七四一
	新規機械設備割増償却容認	六一、四一六
	優先株式配当金の損金算入	五四〇
	再々評価に伴う減価償却の増	一三〇
	計	一、五四三
相続税	死亡保険金の特別控除	二、九五八
	印紙税の免税点引上等	一八三
印紙收入		三六

骨ばい税の税率引下　七七
計　一一三
六四、六七〇

(ロ)　増収見込額
再評価税　再々評価による増収額　一、五一二、
砂糖消費税　織入糖免税廃止　六、〇〇〇
計　七、五一二
(ハ)　差引減収額　五七、一五八
ロ　第九回国会改正法による分
減収見込額
酒税　税率引下等　六、七七七百万円
砂糖消費税　同　右　二〇四
揮発油税　同　右　二、四九三
物品税　一部課税廃止、免税点引上、税率引下等　七、六八四
計　一七、一五八
七四、三一六

ハ　合計減収額

4　歳出面においては前年度に較べて価格調整費、国債費が大幅に削減されたことをあげねばならない。

価格調整費の推移

	安定帯物資	輸入物資	塩	計
	百万円	百万円	百万円	百万円
二十四年度当初	一一五、二〇〇	八三、三〇〇	三、七〇〇	二〇二、二〇〇
同　補正	一〇二、三四九	七三、一五一	三、七〇〇	一七九、二〇〇
二十五年度当初	三三、二七一	五六、七二九	—	九〇、〇〇〇
同　補正	二七、六五一	三六、三四九	—	六四、〇〇〇
二十六年度	—	—	—	二二、五〇〇
国債費	二十五年度 百万円 二三、三三六	二十六年度 百万円 二〇、九六九		

(内移用分　一四、五九〇)

右の価格調整費ならびに国債費の減少により、他の諸経費は概ね増加し得た。増加の著しいものは、社会政策的経費、文教及び科学振興費、諸産業資金である。以下これらの費目につき、前年度の分と対比させて見る。

イ　社会政策的経費

	昭和二十五年度	昭和二十六年度
	億円	億円
生活保護費	一六三	二一二
社会保険費	二一	三八
結核対策費	四九	七五
失業対策費	一一五	一四四
内応急事業	(五五)	(七八)
失業保険	(五九)	(六三)
	三七	三七
同胞引揚費	三八六	五〇六
計	昭和二十五年度	昭和二十六年度

ロ　文教及科学振興費

	昭和二十五年度	昭和二十六年度
	億円	億円
六三制産業補助	四五	四三
育英資金	一五	二三
試験研究費	五四	七九

ハ　諸産業資金

	昭和二十五年度	昭和二十六年度
	億円	億円
日本輸出銀行出資	二五	五〇
繁要物資織入基金	—	二五
国民金融公庫出資	二二	二〇
中小企業信用保険基金	五	一〇
農林漁業資金融通	—	二〇
農業共済再保険基金	—	二五
食糧増産関係経費	一六	二六
開拓者資金融通	一一	一四

5　その他の経費のうち主要なものについて見ると以下のごとくである。

	昭和二十五年度	昭和二十六年度
	億円	億円
公共事業費	一〇三一	一一〇五
(他に見返資金より)	(一一〇)	—
特別会計等損失補塡	七九	六七
地方財政平衡交付金	一〇八五	一一〇〇
終戦処理費	一〇九二	一〇二七
警察予備隊経費	二〇〇	一六〇
海上保安庁経費	八五	五五

公共事業費は見返資金よりの支出分を合わせると、前年度より減少している。但し、二十六年度は災害復旧費全額国庫負担制度が廃止されるので、地方負担分をも含めた総事業費は次の通り約六%の増加である。

	二十五年度	二十六年度
	一五六七億円	一六七一億円

平衡交付金については、地方財政委員会の勧告額は一二〇九億円余であつたことを附記しておく。

二　議決の理由

本予算は、幾多の困難にもかかわらず、歳入歳出総額を縮小して、よく収支の均衡を維持しており、その内容においては、インフレ阻止のために外国為替資金への繰入れ等の適切な措置が講ぜられ、また前年度予算にくらべて民生安定諸経費、文教及科学振興費、諸産業費等重要経費が増額せられている一方、大幅の減税がはかられている。現在の社会経済情勢よりして、このような内容を持つ本予算は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十六年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、昭和二十五年度における三十二の特別会計中、外国為替、大蔵省預金部、貿易、不正保有物資等特別措置の四特別会計を廃止し、新たに外国為替資金、資金運用部、農林漁業資金融通、緊要物資輸入基金、郵便貯金等五特別会計を設けて、三十三特別会計に関する予算である。

その総額は、

歳入において、　一兆二千七百五十七億五千二百余万円

歳出において、　一兆二千四百五億八百余万円

となり、この会計別金額は次に示すとおりである。

会計別	歳入額	歳出額
外国為替資金	十七億五百余万円	十七億五百余万円
解散団体財産収入金	二億八百余万円	二億八百余万円
造幣局	二十三億七千余万円	二十三億七千余万円
印刷局	四十億五千三百余万円	四十億五千三百余万円
資金運用部	百六十億二千七百余万円	百六十億二千七百余万円
国債整理基金	二千十二億百余万円	二千十二億百余万円
貴金属	五十二億七千七百余万円	五十二億七千七百余万円
財産税等収入金	二十七億一千百余万円	二十七億一千百余万円
米国対日援助見返資金	一千百九十四億一千七百余万円	一千百九十四億一千七百余万円
厚生保険（健康勘定）	百八十二億三千余万円	百八十二億三千余万円
同　（年金勘定）	百五十五億五百余万円	二十億九百余万円
同　（業務勘定）	二十二億七千二百余万円	二十二億七千二百余万円
船員保険	二十一億六千四百余万円	十七億一千余万円
国立病院	四十四億二千七百余万円	四十四億二千七百余万円
食糧管理	五千五百六十三億四千四百余万円	五千五百六十三億四千四百余万円
農業共済再保険（再保険金支拂基金勘定）	二十五億四百余万円	二十五億四百余万円
同　（農業勘定）	八十億一千百余万円	八十億一千百余万円
同　（家畜勘定）	十億三千六百余万円	十億三千六百余万円
同　（業務勘定）	二千四百余万円	二千四百余万円
森林火災保険	七千八百余万円	七千八百余万円
漁船再保険	三億一千余万円	三億一千余万円
自作農創設特別措置	二十億五千六百余万円	二十億五千六百余万円
開拓者資金融通	十六億六千五百余万円	十六億六千五百余万円
農林漁業資金融通	六十一億八千九百余万円	六十一億八千九百余万円
国有林野事業	百四十四億三千余万円	百四十四億三千余万円
国有競馬（投票券勘定）	四十九億二百余万円	四十九億二百余万円
同　（業務勘定）	十三億二千七百余万円	十三億二千七百余万円
アルコール専売事業	三十九億一千三百余万円	三十一億一千七百余万円
米国対日援助物資等処理	六百八十五億四千九百余万円	六百八十五億四千九百余万円
輸出信用保険	十四億四千九百余万円	十四億四千九百余万円
特別鉱害復旧	三億八千三百余万円	三億八千三百余万円
中小企業信用保険	十九億七千四百余万円	十九億七千四百余万円
緊要物資輸入基金	七千五百余万円	七千五百余万円
郵政事業	五百七十億六千四百余万円	五百七十億六千四百余万円
郵便貯金	百十六億五千三百余万円	百十六億五千三百余万円
簡易生命保険及郵便年金（保険勘定）	四百十八億六千五百余万円	二百十四億七千五百余万円
同　（年金勘定）	五億百余万円	三億九千二百余万円
電気通信事業	六百二十一億五千百余万円	六百二十一億五千百余万円
労働者災害補償保険	百九億九千九百余万円	百九億九千九百余万円
失業保険	二百七億一千六百余万円	二百七億一千六百余万円

以上のとおりであるが、この予算は昭和二十五年度に比較して、その合計額が著しく減額となつており、その主なる理由としては、外国為替、貿易両会計の廃止に伴い、これに代る外国為替資金及び緊要物資輸入基金両会計がともに資金会計として資金の運用等を歳入外、歳出外として経理することとなつたことをあげることができる。

次に、この会計中、特に注目すべき主要会計について簡単に説明する。

第一　外国為替資金特別会計

1　昭和二十五年度における外国為替特別会計が、為替の売買を含めた、すべての収入、支出を予算に計上したものであつたのに対して、新設のこの資金会計は、歳入は為替売買差益を主体とし、歳出は事務費、利子を主体とすることになつている。いわゆる経費予算の形態をとり、為替の売買等、外貨資金の運用そのものは予算に現われないこととなつた。

2　又この会計に対して、一般会計より五百億円の繰入れが行われ、輸出超過によつて援助額を相殺するという形がとられ、輸出面から起るインフレ的傾向を抑止する適切なる措置がとられていること。

すなわち、円貨支拂の資金源泉をば、日本銀行から五百億円の借入限度の拡大と、日本銀行への外貨売却によつて取得される円資金などにのみ依存することは、インフレ的誘因となるおそれがあるので、このインヴェントリー・ファイナンスの繰入れは経済安定の歩

調を維持する上からも必要なる手段であると思う。

3　二十六年度における国際収支見込み、及び資金不足算出基礎

イ　国際収支見込

A　外貨受取		十四億六千万ドル
内訳　輸出		十一億ドル
特需		一億八千万ドル
貿易外		一億八千万ドル
B　外貨支拂		十三億八千二百万ドル
内訳　輸入		十三億二千七百万ドル
貿易外		五千五百万ドル
C　差引外貨受取超過、七千八百万ドル		
（外国為替資金支拂超過二百八十億円）		
日本銀行に対する外貨売拂減少（四千三百万ドル）に伴う收入不足		百五十四億円
ハ　(イ)＋(ロ)　資金不足額合計		四百三十四億円
ニ　予備費		六十六億円
ホ　二十六年度中、外国為替資金運用に伴う資金不足、(ハ)＋(ニ)として一般会計からの繰入れを必要とする額		五百億円

第二　資金運用部特別会計

1　預金部制度の改正に伴つて、従来の大蔵省預金部特別会計に代つて新設されたものであつて、預金部ないし資金運用部の損益を経理することを目的とする点は、従来の会計となんら異るところはないが、従来の会計が郵便貯金、簡易保険、厚生年金等の会計の預金に対して、そのコストに応じてそれぞれ異つた利子を支拂つていたのに反し、本特別会計においては、その利子を一率にし、預入期間によつてのみ段階を設けることとなつている。

2　本会計の資金運用は、歳入、歳出から外され、経費及び資金運用による利子等のみが、歳入、歳出として予算に計上されている。

3　資金運用部資金計画大要は次のとおりである。

区分	二十六年度	二十五年度
イ　原資		
A　預金増加		七百五十二億円
郵便貯金	七百二十九億円	四百億円
簡易保険	四百億円	百四十億円
厚生保険	二百億円	百十九億円
その他	百七億円	九十三億円
B　回收	二十二億円	五百三十一億円
債務償還	百五十五億円	二百七十三億円
地方債等	。	二十九億円
公団貸付金	三十九億円	八十九億円
金融機関預り金	百十六億円	百四十億円
C　前年度よりの繰越	。	二百六十三億円
合計	六百六十六億円	一千五百四十六億円
ロ　運用	一千五百五十億円	一千五百四十六億円
A　特別会計等貸付		。
電気通信	三百二十億円	。
国有鉄道	百三十五億円	。
国有林野	百億円	。
郵政事業	三十億円	。
住宅公庫	五億円	。
B　国債肩替り	五十億円	。
C　地方債	。	二百七十億円
新規発行分	四百億円	四百十億円
肩替り分	。	三百七十億円
D　金融債	。	四十億円
小計	四百億円	二百億円
E　翌年度への繰越金	一千百二十億円	八百八十億円
合計	四百三十億円	六百六十六億円
	一千五百五十億円	一千五百四十六億円

第三　郵便貯金特別会計

1　郵便貯金事業は従来郵政事業特別会計において経理されていたのであるが、預金部制度の改正により、郵便貯金の経理を明確にしてその事業経営の健全を図る等のためこの会計が新設されたのである。

2　二十六年度においては、資金運用部より受ける利子五分五厘と、コスト約六分三厘三毛との差額が赤字となり、そのため一般会計より十五億円の繰入れを受けることとなつている。

3　郵便貯金特別会計予算内訳

イ　歳入	
利子收入	百一億二千七百余万円
雑收入	十万円
一般会計より受入れ	十五億二千五百余万円
合計	百十六億五千三百余万円
ロ　歳出	
支拂利子	四十一億一千四百余万円
郵政事業会計への繰入れ	七十五億三千八百余万円
合計	百十六億五千三百余万円

第四　米国対日援助見返資金特別会計

1　米国対日援助費の漸減見込みに伴つて、米国対日援助物資等処理特別会計からの受入額は、五百八十三億二千九百万円（二十五年度、一千三百四億四千九百万円）に減少する見込みであり、従つて歳出においても債務償還費が削除されるとともに、公企業支出、私企業支出も減少を示している。

2　次に示す本会計予算歳出中、特に経済再建費、七百五十四億一千七百万円の中、五百億円は翌年度に繰り越されることが予想せられていることは、二十五年度における債務償還費五百億円が使用されぬまま本年度に繰り越される見込みであると同様、見返資金はインフレ防止に使用することが強く示されている。

3　米国対日援助見返資金特別会計予算内訳

区分	二十六年度	二十五年度
歳入		
前年度剰余金受入	五百二十七億六千七百万円	二百三十八億三千余万円
援助物資会計より受入	五百八十三億二千九百万円	一千三百四億四千九百万円
運用利殖金収入	七十億円	三十八億五千三百余万円
運用資金回収	十三億二千百万円	○
合計	一千百九十四億一千七百万円	一千五百八十一億三千二百余万円
歳出		
公企業支出		四百億円
内訳　輸出銀行	九十億円	経済再建費より（二十五億円）
農林漁業金融公庫	五十億円	○
電気通信事業	四十億円	百二十億円
日本国有鉄道	○	四十億円
国有林野事業	○	三十億円
住宅金融公庫	○	百億円
公共事業	○	百億円
私企業支出	三百五十億円	三百七十一億円
内訳　電力	百五十億円	百億円
運輸	百十五億円	百三十五億円
中小企業	四十億円	二十四億円
優先株式	○	五十二億円
その他	四十五億円	六十億円
債務償還費	○	五百億円
経済再建費	七百五十四億一千七百万円	二百八十一億三千二百余万円
合計	一千百九十四億一千七百万円	一千五百八十一億三千二百余万円

第五　食糧管理特別会計

1　本会計の予算編成に当つては、価格及び統制について、生産者価格については従来のパリテイ方式に従うこととなり、二十六年九月末パリテイを米麦とも、百九十五（前年度産米百八十二・二）石当り六千百六円（前年度、五千五百二十九円）とし、消費者価格は本年一月改訂のまま（八・五％の値上）年度末まで据置かれることとし、統制については本年度も引続き三百二十万トンの輸入を実施することとし、国内産麦について供出制度を廃止して政府が一定の価格で農民の売渡し申込みに応ずることとなつた。

又配給については、十一月一日から米のみ一・五合程度（現在米・麦にて二・七合）配給し、麦は配給対象から除外することが前提となつている。なお、本年度より油糧砂糖配給公団の廃止に伴つて、砂糖の買入、売却を本会計において取扱うこととなつたため、年度末における食糧証券及び借入金収入限度が、一千百八十億円より、一千二百四十億円に引き上げられた。

2　食糧配給公団の廃止に伴つて必要となる主食の運賃プールは、当初民間プール機構の設立によつて賄う方針であつたが、事業者団体法等の関係により、結局本会計が担当することとなり、それに要する経費、約三十億円については特に予算補正を行わず予備費をもつて当てることとなつている。

3　食糧管理特別会計予算内訳

区分	二十六年度	二十五年度
歳入		
食糧管理収入	五千五百四十三億四千四百万円	四千九百十億一千八百万円
内訳　食糧売拂代	四千三十六億六千二百万円	三千五百十一億九千五百万円
雑収入	二千百万円	六十四億二千九百万円
一般会計より受入	二百六十六億六千百万円	百五十三億九千四百万円
食糧証券及借入金収入	一千二百四十億円	一千百八十億円
前年度剰余金受入	二十億円	三十二億五千八百万円
合計	五千五百六十三億四千四百万円	四千九百四十二億七千六百万円
歳出		
食糧管理費	五千五百三十二億六千六百万円	四千九百一億一千七百万円
内訳　事務費	五十億五千六百万円	四十五億五千四百万円
食糧買入費	三千九百七十六億二千三百万円	三千二百六十五億三千九百万円
管理費	二百三十億四千万円	三百二十八億八千五百万円
他会計へ繰入	一千二百七十五億四千七百万円	一千二百六十一億三千九百万円
予備費	三十億七千八百万円	四十一億五千九百万円
合計	五千五百六十三億四千四百万円	四千九百四十二億七千六百万円

第六　農林漁業資金融通特別会計

1　預金部資金が直接農林漁業に運用し得なくなり、農林中金も特殊銀行としての性格を失つたので、農林漁業に対する長期資金を低利に供給する目的をもつてこの会計の新設を見、これが貸付に関する経理を行うこととなつた。

2　これが貸付資金として、一般会計より二十億円、見返資金特別会計より四十億円、合計六十億円を受け入れて融通することとなり、その貸付対象としては、

イ　農地の改良、造成復旧
ロ　造林又は林道の開発、復旧
ハ　漁港の修築、復旧
ニ　農林漁業用共同施設の設置取得

等であつて、その貸付実務は農林中金が代行することとなつている。

又、貸付条件の大要は

イ　貸付利率　年一割—四分五厘
ロ　償還期限十年—二十年

の見込みである。

3　農林漁業資金融通特別会計予算内訳

歳入	金額	歳出	金額
農林漁業資金融通収入	六十一億九千万円	農林漁業資金融通費	六十億九千八百万円
内訳　一般会計より受入	二十億円	内訳　貸付金	六十億円
見返資金より受入	四十億円	事務費	八百万円
利子収入	一億八千五百万円	手数料	九千万円
雑収入	五百万円	予備費	九千二百万円
合計	六十一億九千万円	合計	六十一億九千万円

第七　緊要物資輸入基金特別会計

1　本会計は特需物資生産に必要な原材料の輸入を行う目的のため新設されたものであつて、一般会計から二十五億円の基金を受入れて、年四回の回転により百億円程度の物資を輸入し得る見込みを立てている。

2　基金は外国為替資金特別会計や、資金運用部特別会計と同様、運用については歳入、歳出から外して事務費や基金の運用による損益だけを歳入、歳出として予算に現わす形式をとつている。

3　緊要物資輸入基金特別会計予算内訳

歳入	金額	歳出	金額
緊要物資輸入基金収入	七千五百六万六千円	緊要物資輸入基金支出	七千五百六万六千円
内訳　基金運用収入	七千五百万円	内訳　事務取扱費	一千百二十一万一千円
		雑収入	六万六千円
		合計	七千五百六万六千円
		予備費	六千三百八十五万五千円
		合計	七千五百六万六千円

第八　米国対日援助物資等処理特別会計

1　米国対日援助予算の減少に伴つて、本会計の予算額は、六百八十五億円であり、これを前年度に比較すれば、九百八億円の大幅な縮少となつている。

2　その内訳を示せば次のとおりである。

区分	二十六年度	二十五年度
歳入		
援助物資等関係収入	六百八十五億四千八百万円	一千五百九十三億五千二百万円
内訳　援助物資売拂代	五百八十三億二千九百万円	一千三百八億二千万円
価格調整補給金受入	〇	百七十七億四千二百万円
輸入諸掛収入	百二億一千九百万円	八十三億六千五百万円
その他雑収入（愚給法納金等）	〇	二十四億二千五百万円
	百万円	百万円
合計	六百八十五億四千九百万円	一千五百九十三億五千三百万円
歳出		
援助物資輸入諸掛費	九十九億五千四百万円	百二十一億五千四百万円
内訳　諸掛費	十億七百万円	百十六億六千三百万円
輸送費	八十五億三千万円	〇
作業費	四億一千七百万円	
輸入拂戻金	〇	四億九千百万円
見返資金会計へ繰入	五百八十三億二千九百万円	一千四百四十六億八千九百万円
諸支出金	一億円	二千五百万円
事務取扱費	一億六千六百万円	一億一千六百万円
予備費	〇	二十三億六千九百万円
合計	六百八十五億四千九百万円	一千五百九十三億五千三百万円

3　本会計中、前年度に比し見返資金会計への繰入額が減少しているのは、次のごとく援助物資の減少が見込まれているためである。

1　前年度見返資金繰入予定額　一千四百四十六億八千九百万円
二十五年二月—二十六年一月援助物資到着見込
四億百九十一万四千ドル（一千四百四十六億八千九百万円）

2　本年度見返資金繰入予定額　五百八十三億二千九百万円
二十六年二月—二十七年一月援助物資到着見込
一億六千二百二万五千ドル（五百八十三億二千九百万円）

二　本予算の可決理由

右に説明した主要会計をはじめ、各特別会計の予算はすべて現下のわが国の経済基盤の自立体制を一層強く促進せしめるに必要な措置がとられており、金融的にも財政的にも、又国民生活向上のためにも極めて適切なるものとして可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十六年度政府関係機関予算に関する報告書

一　本予算の要旨

終戦以来この予算中重要なる地位を占めていた各種公団が、二十六年度中においてすべて清算されることとなり、年度末にはその数は十一(二十六年度当初数は十八)に減少する見込みである。

これがため政府関係機関の予算は著しく圧縮されている。

すなわち、その收支総額は、

歳入において、四千五百五十六億二千九百余万円

歳出において、三千四百十四億三千八百余万円

であつて、昭和二十五年度に比較して、歳入において九千五百億余万円、歳出において九千五百二十一億余万円と、それぞれの減少となつている。

これが会計別金額を示せば次のとおりである。

会計別	歳入	歳出
日本專売公社	一千六百八十四億一千余万円	五百五十三億二千四百万円
日本国有鉄道	二千三百二十一億一千六百余万円	二千三百二十一億一千六百余万円
連合国軍人等住宅公社	五億四千四百余万円	五億四千四百余万円
価格調整公団	十六億四千四百余万円	十六億四千四百余万円
食糧配給公団	五十六億八千七百余万円	五十六億八千七百余万円
肥料配給公団	八十三億六千三百余万円	八十三億六千三百余万円
油糧砂糖配給公団	百六億六千五百余万円	百六億六千五百余万円
産業復興公団	十一億三千余万円	十一億三千余万円
鉱工品貿易公団	三十四億七千余万円	三十四億七千余万円
繊維貿易公団	二十八億九千七百余万円	二十八億九千七百余万円
復興金融金庫	百三十八億七千百余万円	百三十八億七千百余万円
国民金融公庫	五億一千余万円	五億一千余万円
住宅金融公庫	十億七千二百余万円	四億九千三百余万円
日本輸出銀行	七億一千二百余万円	一億八千七百余万円
商船管理委員会	三十七億九千余万円	三十七億九千余万円
持株会社整理委員会	九千八百余万円	九千八百余万円
閉鎖機関整理委員会	六億一千七百余万円	六億一千七百余万円
証券処理調整協議会	二千六百余万円	二千六百余万円

次にその主要機関予算について簡単に説明する。

第一　日本專売公社

1　本年度予算の事業別歳出入の内訳は次のとおりである。

事業別歳入	金額
たばこ事業收入	一千五百十四億三千五百万円
塩事業收入	百六十億八千万円
しょう脳事業收入	六億二千七百万円
雑收入	二億六千八百万円
合計	一千六百八十四億一千余万円

事業別歳出	金額
たばこ事業費	三百六十七億二千万円
塩事業費	百五十一億二千万円
しょう脳事業費	五億五千八百万円
一般管理費	八億三千七百万円
政府会計へ繰入	七千九百万円
予備費	二十億一千万円
合計	五百五十三億二千四百余万円

2　專売益金として国庫に納付される金額の事業別内訳は次のとおりである。

事業別	二十六年度	二十五年度
たばこ	一千百三十億二千七百万円	一千百億五千万円
塩	—	十九億五千五百万円
しょう脳	五千九百万円	四千五百万円
合計	一千百三十億八千六百万円	一千百二十億五千万円

イ　たばこ專売益金、一千百三十億円は專売公社益金のほとんど全額を占めており、二十六年度におけるたばこの値下げ(ピース、光ともに十円の値下げ)及び種類の整理(いこいを廃止)等にもかかわらず、製造能力の上昇により販売数量が八百二十億本(二十五年度七百八十億本)に増加するので、葉たばこ買入代等の増額を差し引いても、なお益金の増加となり、二十九億七千七百万円の納付金増加となつている。

ロ　塩事業は財政收入を目的としたものでないから通常は收支均衡であるが、二十五年度においては塩の購入費の減少等により納付金を生じたのであるが　二十六年度においては納付金を生じない見込みとなつている。

第二　日本国有鉄道

1　本予算の編成に当つては、第二次仲裁裁定に基く給與ベース(平均給與七千二百円より八千二百円に引上げ)の改訂、戦後における本格的電化並びに建設計画が織り込まれた。

2　これらの財源として、給與改訂費六十億円は、輸送量の増加に伴う運賃收入の増加(特に貨物運賃)と一般経費及び取替補充費等の節減によることとなつている。

又、工事経費の財源は、主として預金部資金よりの借入百億円と一般会計からの繰入れ二十億円(二十五年度は見返資金から四十億円)によつて賄われることになり、これは前年

度に比べて八十億円の増加である。

この八十億円の増加と、本会計予算額の増、七百十五億円とを合計すれば七百九十五億円の増額となる。

3　日本国有鉄道予算の内訳は次のとおりである。

	二十六年度	二十五年度
歳入		
事業収入	一千三百九十一億四千八百万円	一千三百六十億三千七百万円
内訳　運輸収入	一千三百七十四億五千百万円	一千三百四十七億五千四百万円
雑収入	十三億八千七百万円	九億六千三百万円
その他	三億一千万円	三億二千万円
資本収入	三百十二億七千五百万円	二百四十五億五千六百万円
内訳　借入金	百億円	○
政府貸付金	二十億円	○
見返資金より繰入	○	四十億円
その他	百九十二億七千五百万円	二百五億五千六百万円
貯蔵品収入	六百十六億九千三百万円	五百九十二億八千六百万円
合計	二千三百二十一億一千六百万円	二千百九十八億七千九百万円
歳出		
事業費	一千三百九十一億四千八百万円	一千三百六十億三千七百万円
内訳　施設保守費	二百九億九千三百万円	二百四十二億九千三百万円
車両保守費	百九十六億四千八百万円	百六十六億六千六百万円
運送費	五百二十七億七千七百万円	四百七十八億四千七百万円
特別補充取替費	百六十六億二千三百万円	百八十七億八千八百万円
その他	二百九十一億七百万円	二百八十四億四千三百万円
建設改良費	三百十二億八百万円	二百四十五億五千六百万円
内訳　電化設備費	二十五億三千六百万円	一億七千百万円
諸設備費	二百四十九億四千九百万円	百七十億五千百万円
その他	三十七億二千三百万円	七十三億三千四百万円
出資金	六千七百万円	○
貯蔵品購入	六百十六億九千三百万円	五百九十二億八千六百万円
合計	二千三百二十一億一千六百万円	二千百九十八億七千九百万円

第三　国民金融公庫

1　本年度においては、貸付及びその回収を歳入、歳出から外し、利子収入、事務費支出等のごとく損益関係のみを予算に計上している。

又、普通小口貸付(普通の金融機関からは借入れ困難なものに対する事業資金の貸付)の資金として、一般会計からの受入れ二十億円、貸付回収金三十三億円等をもつて貸付ける計画となつている。

2　国民金融公庫資金計画

科目	金額
歳入	
貸付回収金	三十三億六千九百余万円
政府出資金	二十億円
更正資金	三億円
特別勘定回収金	五百八十一万円
前年度繰越金受入	二億一千四百余万円
事業益金	五億一千余万円
合計	六十四億余万円
歳出	
普通小口貸付	四十六億七千六百余万円
更生資金貸付	八億二千四百余万円
債務償還金	七百三十万円
翌年度貸付引当金繰越	三億八千二百余万円
固定資産支出	三千五百余万円
経費支出	三億四千三百余万円
予備費	一億三千百余万円
合計	六十四億余万円

第四　日本輸出銀行

1　本年度における業務は国内融資を主とし、百四億五千万円を予定している。

これが融資資金として、

政府出資金	五十億円
対日援助見返資金からの交付金	五十億円
余裕金	五億円

を当てることになつている。

2　本計画による融資の対象は次のものが予定されている。

イ　本邦輸出業者又は本邦輸出品製造業者。

ロ　外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国銀行及び外国商社。

以上、政府関係機関予算中その主なる予算についての説明とする。

二　本予算の可決理由

右に説明した通り、本予算はいずれもその必要を認め、適切なるものとして可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

衆議院議長幹原音重郎殿

予算委員長　小坂善太郎

〔第十七号参照〕

農業災害補償法第十二條第三項の規定の適用を除外する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業災害補償法第十二條の規定により食糧管理特別会計が負担する農作物共済の共済掛金に係る負担金は、昭和二十三年度以来、臨時措置として消費者価格に算入しないこととしてきたが、昭和二十六年度においても同様の措置を講じて、消費者の負担を軽減せしめんとするのが本改正案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

現下の情勢において食糧消費者の負担を軽減せしめるに適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算より負担金四十一億六千百六十四万五千円を食糧管理特別会計へ繰り入れることとしている。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長幣原喜重郎殿

水路業務法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国内航空事業の一部復活に伴い、航空図誌に対し保護規定を設けるとともに、船舶航行の安全並びに漁具の保全を図るため、定置漁業又は一定の共同漁業について、通報の義務を課せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、海空交通の安全の確保に寄与するため、有効且つ妥当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年二月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

〔別冊〕

日本放送協会昭和二十六年度収支予算事業計画及び資金計画

昭和二十六年二月

目次

昭和二十六年度収支予算

昭和二十六年度事業計画

昭和二十六年度資金計画

昭和二十六年度収支予算

予算総則

第一條　昭和二十六年度収支予算の総額を収入、支出おのおの六十三億七千四百四十七万円と定める。

二　収支及び支出の科目別区分は、別表第一号収支予算書による。

第二條　本予算中事業収入において予定する、受信契約者から徴収する受信料の月額は五十四とする。

第三條　本予算中資本支出又は事業支出については、各項の目的外に使用し、又は事業支出の同一名称の項間の流用（給與の項から退職手当の項に流用する場合を含む。）以外に彼此流用することはできない。但し、放送番組の編成実施及び放送施設の維持運用上必要やむを得ない場合においては、事業支出中、番組費、通信施設專用料及び技術維持費の各項に他の各項から流用することができる。

第四條　放送設備の建設又は改修の資金に充てるため、本予算中の放送債券の発行にかえ、長期借入金によることができる。

二　長期借入金によるときは、借入額に相当する金額は本予算中放送債券の項から長期借入金の項に移行するものとする。

三　第一項により長期借入金を借入したときは、その支拂利息の不足額は、本予算中の放送債券発行差金償却費及び放送債券償還積立金より流用することができる。

第五條　予備金は、本予算中資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てる以外に使用することができない。但し、受信料収入が予算を超過した場合は、その超過額は予備金に繰入れ、契約及び收納その他受信料收入の増加に直接関係のある各項に充てて使用することができる。

第六條　本予算中資本支出において年度内に支出を終らないときは、同一計画事項の場合に限り予算の残額を翌年度に繰越して使用することができる。

第七條　公職選挙法に基く選挙放送費の国庫又は地方公共団体の負担額は、これを引当てとして、選挙放送に関係のある各項に増額し使用することができる。

第八條　連合軍の要求に基いて、諸施設及びその維持運用並びに役務を提供したときはこれに対する契約金はこれを引当てとして諸施設の維持運用並びに役務に関係ある各項に増額し使用することができる。

昭和二十六年度収支予算書

款	項	予算額（単位千円）
前期繰越金		六、三七四、四七〇
事業収入	放送債券	八七九、〇〇〇
	長期借入金	五〇〇、〇〇〇
	長期貸付金返還金	五〇、〇〇〇
	売却固定資産代金	二三、〇〇〇
	減価償却引当金	二九三、〇〇〇
	減債用放資勘定戻入	一三、〇〇〇

事業収入		
受信料		五、四九五、四七〇
雑収入		五、四九一、六七五
資本支出		三、七九五
建設費		六、三七四、四七〇
投資		一、一九二、七〇〇
放送債券償還積立金		八六六、〇〇〇
諸返還金		〇
事業支出		
（放送費）		
給與		一一三、七〇〇
		二一三、〇〇〇
		五、〇三一、七七〇
		二、〇六六、一一〇
		四六八、七七四

昭和二六年度事業計画

一　事業運営方針

昭和二六年度における日本放送協会の運営については、放送法並びに定款に明示されている使命達成のために、世論調査の結果と学識経験者の意見等を参照して放送、施設、普及、管理、研究等の各部面につき左のとおり方針を定める。特に放送番組の充実と刷新に重点を置くこととする。

一　放送に関する方針

放送番組全般にわたりその質的充実を図るとともに、国際的知識の普及、青少年教育放送の拡充及び報道網の充実に努める。

放送番組の質的充実のためには、番組の編成企画面において

イ　広く学識経験者の参加を求めて番組審議の諸機関を設置する。

ロ　番組が一層公衆の要望を充たすよう番組に対する世論調査を強化する。

ハ　地方放送局の番組内容充実のため欧米の番組編成方式を採り入れて全国中継放送網番組を設ける。

ニ　民謡、俚謡等の固有芸能の調査及び保存を図る。

番組の実施面においては

イ　出演料の適正化を図る。

ロ　番組素材及び放送作品の質的改善を図る。

ハ　芸能諸団体の育成を行い海外の著名芸術家を招へいする。

ニ　楽譜、レコード、録音テープ等の放送資料を整備する。

なお、全国各地域の受信者に対し、地方事情に即した放送を行うため、ローカル番組の編成時間を増加する。

二　施設に関する方針

できるだけ早く、あまねく全国で第一、第二放送とも容易に受信できるよう技術施設の整備を急ぐとともに、放送の質を改善するために必要と認められる演奏設備の増設、老朽器機の改修等に特に努力する。

三　普及に関する方針

放送の普及発達に必要な周知宣伝と受信者の維持増加に努める。

特に受信者維持のためには受信機改善対策を考慮し、又指定地域の巡回相談の強化を図る。

なお、放送効果の向上と一般の便宜に資するため、番組の予告、放送実況の公開又は出版等を更に積極的に行う。

四　管理に関する方針

事業の合理化、能率化に一段と努力して経費の節約を計る。

人件費の増加については、必要やむを得ないものに止める。

五　研究に関する方針

文化、技術の両研究所においては常に各面にわたる基礎的並びに実用的研究を続行するとともに、特に緊急必要と認められる受信機改善のための研究に力を注ぐ。

テレビジョン研究も日本将来のためにこれを続ける。

これらの研究成果はこれを公開して社会の福祉に寄与するようにする。

六　国際放送に関する方針

国際放送については諸般の情勢を考慮し、開始可能と認められるときは、できるだけ早くこれを行う。

二　放送番組編集方針

第一、第二の両放送及びローカル放送の特性をそれぞれ最高度に発揮させつつ、全体として調和ある総合編集を行い、もつて公共の福祉に適合し、一面国民大衆の希望にそい、他面各階層の国民生活の必要に応えるものとする。即ち第一放送においては国民一般を対象とした普遍妥当性ある番組を放送することを原則とし、第二放送においては比較的高い教養的価値を持つ番組、特殊層を対象とする番組及び第一放送と対蹠的な番組の同時刻放送、時間差放送等のためにこれを用いることを原則とする。更にローカル放送においては、地域社会において特殊の必要を満すための番組、その地域特有の教養芸能番組等を放送することを原則

番組費	一、二〇二、八五九
調査費	三四、七四七
通信施設専用料	二四四、九六二
諸費	一一四、七六八
（技術費）	
給与	六七六、二七一
技術維持費	三二二、三六八
諸費	二七五、六七九
（業務費）	七八、二二四
給与	八七八、四三八
普及費	四六五、三七八
出版費	四九、七六七
受信維持費	二、五七五
契約費	三九、一九五
収納費	七二、二四九
諸費	一八三、八六三
（技術研究費）	六五、四一一
給与	一四四、九三〇
	八四、八九四

諸費	六〇、〇三六
（職員養成費）	一二、〇九九
給与	四、七七六
諸費	七、三二三
（管理費）	八一五、七九〇
法人費	二〇、九一五
給与	三六一、〇〇四
舎屋費	一三三、二七七
諸費	二五六、三四四
退職手当	四四、二五〇
（その他の事業支出）	四三八、一三二
減価償却費	二九三、〇〇〇
放送債券発行差金償却	二一、九五九
支払利息	一一三、一七三
雑損	一〇、〇〇〇
予備金	一五〇、〇〇〇
後期繰越剰余金	〇

とする。

以上の番組の編集については、国民文化の普遍的発達、国際文化の育成、道徳情操の向上、国語の純化等を基底精神として、教養、文芸、報道の各部門につき、左の方針を定める。

一　教養部門

国民生活に必要な情報の提供と、国民全般の教養と知識普及を目的とし、政治、経済、社会、科学、文化、国際問題等の解明に努める一方農山漁村生活者、勤労者、婦人等対象別教養番組の充実を図るとともに、次代を荷う青少年一般の教育並びに学校放送の拡充に重点を置く。

学校放送においては小学校向の学年別区分をふやし、中学校、高等学校向を分離し従来以上に学習の便に供するよう努力する。

二　文芸部門

厳正放送の内容については特に留意し、家庭を中心とする真に健全にして明朗な娯楽の提供に一層の努力を傾注する。

他方日本固有の芸能の保存育成を図るとともに和洋の純音楽の育成普及並びに高度な芸能文化の開拓に一段の努力を傾けて、その向上に寄与することを期する。

なお、中央、地方を通じて各種芸能（音楽、演劇、演芸）団体、新人の育成等に努める。

三　報道部門

真実公正な報道を豊富且つ迅速に伝達するため、全国ニュースに一層の努力を拂うとともに、各地域の受信者に更に充実したローカルニュースを提供する。又ニュース解説放送は、その内容を一層充実させる。

三　受信契約者数

一　有料契約者見込数

区分	昭和二六年度	昭和二五年度	増減
年度初頭契約者数	九、〇三五、〇〇〇	八、三七、〇〇〇	三三五、〇〇〇
年度内新規契約者数	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇二〇、〇〇〇	△　二〇、〇〇〇
年度内廃止契約者数	三三五、〇〇〇	三五七、〇〇〇	△　一七、〇〇〇
年度内増加契約者数	四三五、〇〇〇	三三三、〇〇〇	△　一三、〇〇〇

二　受信料免除者見込数

区分	昭和二六年度	昭和二五年度	増減
年度初頭免除者数	九〇、〇〇〇	一三五、〇〇〇	△　四五、〇〇〇
年度内新規免除者数	三〇、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
年度内廃止免除者数	一、〇〇〇	三五、一〇〇	△　三四、一〇〇
年度内増加免除者数	一、〇〇〇	三三、一〇〇	△　三二、一〇〇

四　放送設備建設改修計画概要

昭和二十六年度建設及び改修は、あまねく全国で第一、第二放送ともを容易に受信できるよう大阪、盛岡、網走等の放送設備建設の完成を図るとともに、中継放送所の新設及び既設中継放送所に対する第二放送設備の整備を行うこととし、又放送の質を改善するため演奏設備の増設及び既存放送設備の改善、技術研究施設、事業管理諸設備の整備を図るものとして、総額八億六千六百万円をもつて施行する。

内訳

一　放送施設建設関係

一四〇、〇〇四千円

二十五、二十六両年度継続の大阪、盛岡及び網走放送所の建設については、総工費四億四千四百万円のうち本年度分二億一千一百万四千円又中継放送所五局の新設及び既設中継放送所一〇局の第二放送施設の整備に二千九百万円あわせて二億四千万四千円を計上した。

二　放送内容充実関係

一六四、一六五千円

演奏設備の充実のため、本年度より三カ年計画をもつて、東京放送会館を増築することとし、総工費五億円のうち本年度分一億円を、名古屋放送会館建設基礎調査費百万円を、又前年度より継続の松山演奏所の建設については総工費二千二百八十万円のうち本年度分一千九百八十万円をあわせて一億二千八十万円を計上し、又、録音及び中継機器の整備を図るために、録音機類整備費三千八百六十五万円、中継機器整備費二千四百九十万二千円、あわせて六千三百五十五万二千円をその他楽器類スタジオ附属設備、ニュースカー等の整備のために七千九百八十一万三千円を、以上合計二億六千四百十六万五千円を計上した。

三　放送設備改善関係

一四七、三九三千円

既設放送設備の改善を図り、技術水準を高めるために中継放送所施設の改善に二千六百六十二万五千円を、無線施設の改善に二千二百十七万三千円を、音声調整装置の改善に四千九百四万七千円を、自家発電装置、その他の改善に四千九百五十四万八千円を、あわせて一億四千七百三十九万三千円を計上した。

四　放送機器整備関係

五六、三五四千円

老朽放送機その他附属機器の改修のため、放送機の取替分として四千二百八万八千円を、電源及び受配電装置の改修に一千四百二十六万六千円を、あわせて五千六百三十五万四千円を計上した。

五　放送技術研究関係

一〇、八〇〇千円

放送技術の進歩に必要な諸研究施設の整備費を計上した。

六　一般事務施設整備関係

九〇、六二八千円

事業運営を円滑にするため、従来狭隘であつた奈良支局その他の放送局の事務室、物置車庫等の建築及び業務用宿舎、一般事務用機器の整備費を計上した。

七　建設関係人件費その他

四六、六五六千円

建設工事関係に専ら従事するものの定員を二〇〇名とし、これに要する給与、厚生費、被服費、物品費等を計上した。

五　事業運営計画概要

昭和二十六年度における日本放送協会の事業運営については、事業運営方針にのつとり物価の値上りその他社会経済情勢を考慮し、大要次の計画に基いて実施するものとする。

一　要員関係

定員としては、放送設備の増、受信契約者の増加によるやむを得ない増員五十一名のみを考慮し、給与は前年度の基準に従い増額しないこととする。

この結果人件費は、臨時雇員関係の経費の増加一千四百二十七万八千円を含めて前年度十六億八千二百一万八千円に対し、二千五百十七万六千円の増額に止まり、総額十七億七百十九万四千円となる。

二　放送関係

イ　番組編成について、公衆の要望を満たすため、部外学識経験者の参加を求め、番組審議諸機関を設置する。これに要する経費は一千三百九十四万四千円である。又地方放送局の放送内容を充実するため、全国中継放送網番組を設定する。これに要する経費は五千八百七十一万三千円である。

ロ　番組内容の充実を計るため、世論調査の強化、報道網の充実、放送資料の整備、新形式番組の試作、日本固有芸能の保

存、芸能団体の育成等を実施する。

これがため前年度二億三千五百五万八千円に対し、一億四千二百四十七万四千円の増額を要し、総額三億七千七百五十三万二千円となる。

即ち、ローカル放送の拡充整備に伴い、特に必要とされる世論調査の強化のために一千六百六十六万五千円、楽譜その他放送資料の整備に二千十万八千円、芸能諸団体の育成に六千八百九十八万二千円、その他新形式番組の試作、固有芸能保存等に三千六百七十一万九千円の増額である。

ハ　放送施設、放送時間の増加及び物価の値上りに対処するために、見込まなければならない必要な番組実施経費は、前年度四億九千六百五十七万七千円に対して六億五千五十七万円の増額を要し、総額十一億四千七百十四万七千円である。

即ち、通信施設専用料は使用回線数の増加により八千二百五十九万八千円、出演料は市価の値上りと放送時間の増加により三億九百八十三万円、著作権料、作品委嘱料は、市価の値上りにより一億四千八百九十万二千円、録音盤その他の放送資料は放送時間の増加及び市価の値上りにより四千六百三十六万三千円、録音中継費は放送回数の増加により一千四百六十万三千円、その他出演交渉費等に四千八百二十七万四千円の増額である。

従つて、放送関係においては、前年度七億三千百六十三万五千円に対し、八億六千五百七十万一千円の増額を要し、総額十五億九千七百三十三万六千円である。

三　技術関係

イ　放送設備建設改修計画によつて、完成された第二放送施設の増加及び大阪、盛岡、網走等の放送施設が増力される結果、これの維持運用に要する経費は前年度一千七百四十一万五千円に対し、八千二百二十一万円の増額を要し、総額九千九百六十二万五千円である。

ロ　放送施設の確実な保守、運用のために必要な経費は、資材の値上り等により前年度一億七千五百四十六万一千円に対し七千八百八十一万七千円の増額を要し、総額二億五千四百二十七万八千円である。

即ち、放送施設の整備に伴つて要する真空管経費三千五百五十万円、一般資材の値上りによる補修費一千七百九十九万二千円、その他各種調査等に二千五百三十二万五千円の増額である。

従つて、技術関係においては、前年度一億九千二百八十七万六千円に対し、一億六千百二万七千円の増額を要し、総額三億五千三百九十万三千円である。

四　業務関係

イ　放送の普及発達のために、放送番組その他事業の周知宣伝を強化するとともに受信機の改善を図る。

これがために前年度三千八百十四万五千円に対し、放送番組その他事業の周知宣伝に一千五百七十三万七千円、受信機改善対策に一千五百万円の増額を要し、総額六千八百八十八万二千円である。

ロ　受信契約者の維持増加に努めることとし、新規契約者百万の達成を期し、廃止契約者を五十五万にとどめることに努力するとともに、受信料の確実な収納を計る。

これがために契約事務費二千百六十一万八千円、収納事務費四八九九万七千円、指定地域内の巡回相談強化、受信契約者増加対策等に二千四百八十万二千円、あわせて九千五百四十一万七千円の増額であつて、総額三億四千四百十七万八千円である。

従つて、業務関係においては、前年度二億八千六百九十万六千円に対し、一億二千六百十五万四千円の増額を要し、総額四億一千三百六万円である。

五　技術研究関係

放送技術水準の向上のための受信機改善研究、音響研究並びにテレビジョン放送研究等を行う。

これがために前年度二千五百四十一万九千円に対し、三千四百六十一万七千円の増額を要し、総額六千三万六千円である。

六　職員養成関係

アナウンサー、プロデューサー等の教育及び技術者の教育を実施する。

これがため前年度五百七十三万四千円に対し、百五十八万九千円の増額を要し、総額七百三十二万二千円である。

七　管理関係

事業の合理化、能率化に一段と努力して経費の節約をはかるが、施設の維持等のために要する経費の増加により、前年度三億七千八百十一万円に対し、差引七千六百六十七万六千円の増額を要し、総額四億五千四百七十八万六千円である。

即ち、法人費においては、八百五万七千円の減額をはかり、局舎等建築物の増加に伴う維持経費、借地借家料等の値上りによる経費等八千四百七十三万三千円の増額である。

八　その他

減価償却費、支拂利息、放送債券発行差金償却、放送債券償還積立金、諸返還金等については、その必要額七億五千百八十三万二千円を計上する。

九　予備金

資本支出及び事業支出における予見しがたい予算の不足に充てるため一億五千万円を見込む。

以上事業運営に必要とする経費総額は、五十四億九千五百四十七万円であつて、前年度三十八億一千九百七十六万四千円に対し、十六億七千五百七十万六千円の増額を要することとなる。この経費の財源としては、専ら受信料収入によるので、その結果現行受信料の改訂を期待しなければならないのである。

昭和二十六年度資金計画

一　概　要

(一)　本資金計画は、昭和二十六年度事業計画に基き、本年度中における資金の実際の出入を計上した。

(二)　本年度の入金額は受信料を月額九十円として、年度始受信契約者数九百五万人、年度内新規契約者数百万人、廃止契約者数五十五万人と見込み、収納率九十八%をもつて算定した受信料収納額五十四億九千百六十七万五千円、出版関係、相談関係等よりの収入及び預金利息等による雑収入三百七十九万五千円、放送債券発行による収入額五億円、長期借入金五千万円、固定資産売却代金二千三百万円、これに前期繰越金八千万円をあわせて六十一億六千百四十七万円と予定した。

(三)　本年度の資金の需要額は、事業経費として四十六億九千四十万一千円、放送設備建設改修費八億六千六百万円、放送債券償還金千三百万円、長期借入金返還金二億円、放送債券償却法定積立金一億一千三百七十万円、予備金一億五千万円、その他五千四百三十五万五千円、総計六十億八千七百四十五万六千円と予定した。

(四)　資金の調達を四半期ごとにみれば別表のとおりであるが、特に

(イ)　放送債券の発行及び長期借入金については、金融市場の情勢にもよるが、建設計画の進捗状態に即して一応放送債券は、第一・四半期二億円、第二、第三及び第四・四半期に各一億円と分割発行を予定し、長期借入

金の借入は第三・四半期五千万円と予定したが、放送債券の発行ができない場合には、長期借入金によってその資金需要をみたすこととする。

（ロ）長期借入金の返還については、前年度末残高三億一千万円に対し、返還期に当る二億円を第一・四半期六千万円、第二・四半期六千万円、第三・四半期六千万円及び第四・四半期三千万円を返還して、新規借入額五千万円を加え、期末残高一億六千万円とした。

（ハ）放送債券の償還については、本年度内所要額一千三百万円を償還するために、前年度の法定積立金中より戻入してこれに充てることとした。

（ニ）年度途中における一時的資金逼迫については短期借入金によることとする。

二　資金計画表

（単位千円）

項目＼期別	第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合計
一、前期繰越金	八、〇〇〇	九七、三七五	八二、七八〇	九三、八六四	
二、収入	一、三四八、六一五	一、三四〇、八三六	一、三八二、六七七	一、三九六、六四四	五、〇八八、七九二
受信料	一、三四八、一二五	一、三五六、八五〇	一、三八一、八七	一、三九七、七三五	五、〇九二、六七五
放送債券	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
長期借入金	〇	〇	三〇、〇〇〇	〇	三〇、〇〇〇
雑収入	三五〇	一、二五〇	一、一〇〇	九、二九	三、七九
固定資産売却	〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	三二、〇〇〇
放送債券返済金戻入	〇	〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	四六、〇〇〇
三、支出	一、三三二、二五〇	一、二八五、二九〇	一、三五四、二五五	一、三六〇、九四四	五、〇八七、四四九
事業経費	一、三二二、二九八	一、二一〇、四四八	一、二三四、八三三	一、二三三、八三三	四、六八〇、四二一
放送設備建設改修費	三一、〇〇〇	二九、三五〇	一六、一五〇	一八、三五〇	九六、〇〇〇
放送債券返済	〇	〇	一三、〇〇〇	〇	一三、〇〇〇
長期借入金返済	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇
決定積立金	〇	〇	〇	二三、七〇〇	二三、七〇〇
予備金	〇	〇	八〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
その他の支出	二、六四二	一七、四七一	七、四七一	七、四七一	五四、三五五
四、後期繰越金	九七、三七五	八二、七八〇	九三、八六四	七四、〇一四（昭和二十七年度へ繰越）	

日本放送協会昭和二十六年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する意見書

昭和二十六年二月

電波監理委員会

意見書

昭和二十五年六月放送法の施行によつて、日本放送協会は新たに公共事業体として発足し、経営委員会が国民の基盤の上にその運営を指導統制することとなつた。この収支予算、事業計画及び資金計画は、経営委員会が、社会情勢に対処して公共の福祉に適合する放送を行いうるように、公衆の要望と国民の立場を考慮して決定したものと認める。

一　事業計画について

昭和二十六年度における日本放送協会の事業計画は、その主眼を放送番組の充実及び刷新、放送施設の拡充整備、事業の合理化能率化に置いている。

放送番組の充実及び刷新に関しては、番組審議の諸機関の設置、世論調査の強化等によつて国民の要望に応ずる方針をとつている。

更に、中央集権的な番組の編集を改めて、全国中継放送網番組を設定し、又ローカル放送時間の増加を計つている。

放送施設の拡充整備については、全国あまねく受信出来るように整備を急ぐことを方針としているが、これは放送法の主旨に照らして協会としては妥当な方針である。尤も、施設の拡充については、周波数等技術的見地から見て、その実施方法に関しては考慮の要もあると思われるが、予算上の計画としては妥当と認める。

事業の合理化能率化については、放送施設の拡充及び放送時間の増加があるにもかかわらず、少数の増員に留めている。

その他放送の普及、放送技術の研究等についての方針は概ね妥当である。そのうち特に受信機改善の研究及び指定地域における巡回相談の強化は、放送事業の振興上極めて緊要であると考える。

二　収支予算について

収支予算は、予算総則と予算書からなつている。

予算総則においては、予算の目的外使用及び彼此流用、予算の繰越使用、収入が予算を超過した場合におけるその使用方法等について規定しているが、予算の彼此流用については特に放送現業関係費用の確保に考慮を払つている。又放送債券の発行が予定通り進行しない場合における長期借入金の措置等について規定を設けている。

これを概括的に見れば、予算の各項について相当の融通性があると考えられるが、事業の経営からみて、予算にこの程度の融通性を持たせることは、その円滑なる運営をはかる上に必要と認める。

予算書においては、収入、支出の総額を各々六十三億七千四百万円と予定しているが、収入は前年度に比し、十六億五千万円の増加を示し、支出は前年度に比し、十七億七千八百万円の増加である。

なお、収支バランスは、資本収入に対する資本支出超過三億一千万円と、予備金一億五千万円を事業収支の差額で見合せてその均衡をはかつている。

（一）支出について

支出は資本支出と事業支出とに大別され、資本支出においては、十一億九千万円、事業支出においては五十億三千万円を見込んでいる。

なお、予見しがたい予算の不足に充てるために予備金として一億五千万円を計上している。

資本支出のうち建設費としては八億六千万円を見込み、大阪、盛岡その他の放送局の増力工事、中継放送所の新設、第二放送施設の整備等の放送施設の建設、演奏設備の充実、録音中継機器の整備、その他放送施設の改善、放送機器の整備等を計画している。

これらの計画は放送法による協会の目的及び電波法に基く技術的要求の充足等からみて妥当である。

事業支出のうち人件費については、前年度の定員七千八百六十六名に対し、七千九百十七名で放送施設の増と受信契約者の増加に伴うものだけ五十一名の増員を見込んでおり、給与ベースは前年度のベースを踏襲しているので、前年度に比し、二千五百十七万六千円の増加で、総額十七億七百万円となつている。

事業経費中人件費の占める割合は三三%で前年度の四七%に対し一四%の減少である。

放送費においては、前年度の

十一億九千四百万円に対し、本年度は二十億六千六百万円を計上して、約八億七千万円の増加となつており、事業支出の増加、総額十四億八千万円の大半を占めている。

この経費の増加のうち主なものは、通信施設専用料、出演料、著作権料、作品委嘱料、録音その他の放送資料費等について、物価の値上り、放送施設及び放送時間の増加によつて必要となつた増額である。その他、番組審議諮機関の設置、全国中継放送網番組の設定、世論調査の強化、報道網の充実、芸能団体の育成整備等放送番組の充実のための経費の増額が見込まれている。

技術費においては、前年度の五億八百万円に対し、本年度は六億七千六百万円で、一億六千八百万円の支出増である。

この増加は、放送施設の拡充整備及び一般資材の値上りによる動力費、真空管費、補修費等の施設の保守運用に要する経費の増加によるものである。

業務費においては、前年度の七億四千一百万円に対し、本年度は八億七千八百万円で、一億三千七百万円の増加をみている。

支出増加の主な理由としては、受信契約者の増加に伴う収納費の増の外、放送事業の周知宣伝、巡回相談、受信機改善対策、受信契約者増加対策等の強化によるものである。

技術研究関係においては、前年度に比し約三千四百万円の増加をみているが、これは送受信機改善研究、音響等の実用研究及びテレビジョン実用研究の強化によるものである。

職員養成関係においては本年度一千二百万円を計上し、前年度に比し若干の増加を示している。

管理費においては、本年度は八億一千五百万円を計上し、前年度の七億三千七百万円に対し、七千八百万円の増加であるが、その理由は、局舎等建築物の増設による維持費の増加、一般物価の値上りによる経費の増加である。

その他、減価償却費、放送債券発行差金償却費、支拂利息の総額は四億三千八百万円であるが、減価償却費については、資産再評価を行い、定率法を採用した場合における本年度の所要経費である。

なお予備金として、本年度は一億五千万円（支出総額の二・三%）を見込んでいる。

各費目の事業経費中に占める割合は、放送費四五・四一%、技術費一四・八六%、業務費一九・三一%、技術研究費三・一九%、職員養成費〇・二七%、管理費一六・九六%であつて、前年度の割合、放送費三七・〇九%、技術費一五・七九%、業務費二三・〇三%、技術研究費三・四三%、職員養成費〇・三三%、管理費二〇・三三%に比べてみると、放送番組の充実と刷新に重点をおいていることが認められる。

以上の結果からみると、事業支出においては、前年度に比し約十四億八千万円の増加となるのであるが、この増加は主として放送施設、放送時間の増加及び一般物価の値上りの結果、放送事業の運営を社会情勢に即応させるために必要な経費であると認められる。

（二）　収入について

収入は資本収入と事業収入とに分れるが、資本収入のうち、放送債券五億円、長期借入金五千万円は、昭和二十五年度の実績からみても妥当な見込と考えられるし、その他の資本収入を合わせて八億七千九百万円の見積は適当と認める。

事業収入は、総額五十四億九千五百万円であつて、その殆どが受信料収入である。受信料収入は本年度の受信契約者の増四十五万を見込んだ上、改訂受信料五十円で算出しているが、従来の受信契約者の増加状況と受信者の普及状況よりみれば略々妥当な見積りである。

三　資金計画について

昭和二十六年度の資金計画は、事業計画に基いて、年度中における資金の出入に関する計画を記載しているが、協会の受信料の收納状況、事業の運営状況、建設改修工事の進捗予想等からみて妥当なものと認める。

以上日本放送協会の事業計画、收支予算及び資金計画の内容を概括すれば、放送番組の充実と刷新に重点をおくとともに、全国においてなるべく放送が容易に受信できるように放送設備の建設改修計画を進め、又事業の運営について、その合理化、能率化に努める方針をとつているが、昭和二十三年現在の受信料決定の当時と比較して諸物価の値上り、施設の拡充等の結果、やむを得ない経費の増加を見込まざるを得なくなつており、協会が現在の社会経済情勢に応じて適正な事業の運営を行うためには、現行受信料の改訂もやむを得ないものと認める。

電波監理委員会としては本收支予算、事業計画、資金計画は妥当なものであると判定する。

放送法第三十七條第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和二十六年度收支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七條の規定により、同協会が作成し、電波監理委員会がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたのである。

二　本件の要旨

收支予算は款項別金額、受信契約者から徴收する受信料の額、予算計理の基本準則等を、事業計画は事業の運営方針、放送番組編集方針、受信契約者数並びに放送設備建設、改修計画及び事業運営計画の概要を、資金計画は收支予算及び事業計画に基く資金の出入に関する計画をそれぞれ定めようとするものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

一　收支予算	
1　收入	六十三億七千四百四十七万円
イ　資本收入	八億七千九百万円
放送債券	五億円
長期借入金	五千万円
その他	三億二千九百万円
ロ　事業收入	五十四億九千五百四十七万円
受信料	五十四億九千百六十七万五千円
その他	三百十九万五千円
2　支出	六十三億七千四百四十七万円
イ　資本支出	十一億九千二百七十万円
建設費	八億六千六百万円
その他	三億二千六百七十万円
ロ　事業支出	五十億三千百七十七万円
放送費	二十億六千六百十一万円
技術費	六億七千六百二十七万一千円

業務費　八億七千八百四十三万八千円
技術研究費　一億四千四百九十三万円
職員養成費　一千二百九万九千円
管理費　八億一千五百七十九万円
その他　四億三千八百十三万二千円
ハ　予備金　一億五千万円

（二）事業計画

1　放送番組の充実刷新

イ　番組の質的充実について、部外学識経験者の参加する番組審議機関の設置、番組世論調査の強化、ローカル放送の増加等を図る。

ロ　番組の実施面について、出演料の適正化、芸能諸団体の育成、海外著名芸術家の招へい、楽譜、レコード、録音類の整備等を図る。

2　放送施設の拡充整備

イ　中継放送所五個所の新設及び既設中継放送所十個所の第二放送整備、並びに東京放送会館増築、名古屋放送会館の新築を図る。

ロ　二十五、二十六両年度継続をもつて大阪、松山、盛岡各放送局及び網走放送所の建設の完成を図る。

ハ　老朽機械の改修、取替、各種機械装置の改善、技術研究の整備等を図る。

3　事業運営の合理化、能率化

イ　番組予告、放送実況公開、出版業務、受信機改善、巡回相談等周知宣伝及び受信契約者の維持増加対策を強化する。

ロ　事務室、物置、車庫等の建築、業務用宿舎の整備、事務用機器の充実を図る。

4　受信契約者及び受信料

イ　有料契約者を年度初頭九百五万人、年度内純増加四十五万人を見込む。

ロ　受信料を現行の三十五円から五十円に値上げを見込む。

（三）資金計画

1　年度内受入額を六十億八千百四十七万円、拂出額を六十億八千七百四十五万六千円と予定する。

2　前期よりの繰越金八千万円、後期への繰越金七千四百一万四千円を予定する。

三　本件の議決理由

放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障する原則の下に、日本放送協会が公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう放送を行うものとする放送法の主旨にかんがみ、本件は、放送事業の現状と聴取者その他の要望に照し妥当であり、特に、受信料の値上げは現行料金額を決定した昭和二十三年当時と現在との経済情勢の推移に徴してもやむを得ないものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月一日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長幣原喜重郎殿

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律には、従来予備費及び予算の繰越に関する規定がなかつたのであるが、公団等の予算の執行を適正且つ円滑ならしめるため、これらに関する規定を新たに設けようとするものである。

二　議案の可決理由

公団等が予見し難い予算の不足に充てるため、予備費を計上することができ、また避け難い事由のため、年度内に支拂を終らなかつた支出予算は、翌年度に繰り越して使用することができるようにすることは必要であるから、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農地証券の全額償還を急速に実行するため、農地証券の償還金の一部を一般会計において負担することができることとし、一般会計の債務償還費をもつてこれに充てようとするものである。

二　議案の可決理由

自作農創設特別措置特別会計法の規定により、農地証券は同会計の負担となつているが、同会計の余裕資金のみでは急速に償還することが困難であるので、一般会計において一部負担することはきわめて緊要適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

商品券取締法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国債の市中手持高が不足して入手困難な現状にかんがみ、商品券発行に関して必要な供託物件の範囲を拡張し、国債の外に金銭、地方債又は主務大臣の確実と認める社債等を供託物として認めようとするものである。

二　議案の可決理由

国債の市中手持高不足のため供託物の範囲を拡張することは緊急必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

旅行命令等に関する制度を簡素化し、日額旅費制度の統一を図るとともに、各庁の長に附與されている旅費の調整権限に弾力性を與える等、所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

現行法実施後の状況その他諸般の事情を勘案し、本改正がきわめて適切妥当であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員共済組合法の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十五年十二月三十一日以前に退職した共済組合の年金受給者の年金額を、新給與の基準に引き直して計算することとするとともに、これにより増加する費用は、国、地方公共団体又は公社がそれぞれ負担することにしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十六年一月以降公務員の給與の改訂が行われたので、これに応じて年金受給者の年金額を新給與の基準に引き直して計算するのは適切妥当な措置であることを

認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本改正法案の要旨は次のとおりである。

1　外地からの引揚者に対しては従来免許の特例を設け、「昭和二十三年十二月三十一日まで」その履歴を審査してそれぞれ、免許を與えることができたが、外地よりの引揚が未だ完了しない現状を考慮してこの特例期間を「当分の間」に改めたこと。

2　あん摩業、はり業、きゅう業又は柔道整復業に関する広告については、医業等に関する広告取締の例にならい一定の事項以外について広告をなし得ないように規定の整備をしたこと。

3　あん摩、はり、きゅう、柔道整復営業審議会のうち、中央審議会と地方審議会の権限、所管事務を明確ならしめ、その組織については、それぞれ政令又は都道府県の規則により定めることにしたこと。

4　これら施術者の身分法たることを明確にするため題名を「あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法」に改めたこと。

二　議案の可決理由

現下の社会状勢下時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月一日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長幣原喜重郎殿

港則法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、特定港内において、船舶に火災が生じた場合に、火災による損害を、最少限度に止めるため、火災発生に際し、当該船舶に対して、一定の警報を発するよう義務づけるとともに、海上保安庁法の改正に伴い、関係條文を整備せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、特定港内における船舶の安全を確保するため、妥当なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

海事代理士法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在他人の委託により海事関係その他一定の行政機関に対し、海事関係法規に基き諸種の申請、届出、あるいは登記等を行う業務は、自由営業であるが、その業務の特殊性にかんがみ、その業務に関して必要な規則を加えんとするの資格を定めること　(二)海事代理士でなければ他の法令に別段の定がある場合の外、本法案に規定されている業務を営んではならないこと　(三)海事代理士は適正な報酬の額を定めて、所轄海運局長に届け出なければならぬこと等である。

二　議案の修正議決理由

本案は、海事代理士業務の適正を図るため、妥当のものと認めるが、海事代理士に関する事務はあらたに運輸省の所掌となるものであるから、本案の附則をもつて、運輸省設置法の一部を改正することに修正するを適当と認め、本案は、別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔別紙〕

(小字及び――は修正)

海事代理士法案の一部を次のように修正する。

附　則

(施行期日)

1　この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

(経過規定)

2　この法律施行の際現に第一條に規定する行為を業として行っている者は、この法律施行の日から六箇月間は、第十七條の規定にかかわらず、従前の名称を用いて、第一條に規定する行為を業として行うことができる。

3　旧海事代理人取締規則(明治四十一年逓信省令第五十二号)の規定による海軍代理人の許可を受けた者は、この法律に基く海事代理士となる資格を有するものとする。

(運輸省設置法の改正)

4　運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二　海事代理士に関すること。

第四十條第一項第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　海事代理士に関すること。

別表第一

一　運輸省の機関

二　法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所

三　都道府県の機関

四　市町村の機関

別表第二

一　船舶法(明治三十二年法律第四十六号)

二　船舶安全法(昭和八年法律第十一号)

三　船員法(昭和二十二年法律第百号)

四　船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)

五　海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)

六　臨時船舶管理法(昭和十二年法律第九十三号)

七　港則法(昭和二十三年法律第百七十四号)

八　造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)

九　前各号に掲げる法律に基く命令

十　航海の制限等に関する件(昭和二十年運輸省令第四十号)

海難審判法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は海難審判の事件の処理の円滑かつ迅速を図らんとするものである。その内容の主なる点は、(一)海難審判庁審判官の任命権者を運輸大臣から高等海難審判庁長官へ移すこと(二)海難審判における証拠規定を、従前の刑事訴訟法準用制度を廃止して、海難審判証拠法を独立して規定すること(三)高等海難審判庁への第二審の請求期間に民訴と同様の豫予期間を認めること(四)海難審判に出頭する鑑定人及び通訳人等への報酬を明文化すること等である。

二　議案の可決理由

本案は、海難審判事件の処理の敏活化を図るため適当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

港域法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近における港湾事情にかんがみ、別表を全面的に改正せんとするものである。その内容の主なる点は、（一）船舶交通の観点から主要港と認められる港についてあらたに港域を規定すること、（二）現在の港域が現地の実情に合致していない港について、これを改めること、（三）地方自治体の廃置分合又は港域の変更に伴い港名を変更すること、（四）港名又は港域の改正を必要としない港については現行通りとすること等である。

二・議案の可決理由

本案は、港域を港湾の実状に対応せしめる措置として有効かつ妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長幣原喜重郎殿

〔第十九号参照〕

国際捕鯨取締条約に加入することについて承認を求めるの件

〔参照〕

国際捕鯨取締条約

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、

鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であることを認め、

捕鯨の歴史が一区域から他の区域への濫獲及び一鯨種から他の鯨種への濫獲を示しているためにこれ以上の濫獲からすべての種類の鯨を保護することが緊要であることにかんがみ、

鯨族が捕鯨を適当に取り締まれば繁殖が可能であること及び鯨族が繁殖すればこの天然資源をそこなわないで捕獲できる鯨の数を増加することができることを認め、

広範囲の経済上及び栄養上の困窮を起さずにできるだけすみやかに鯨族の最適の水準を実現することが共通の利益であることを認め、

これらの目的を達成するまでは、現に数の減つたある種類の鯨に回復期間を与えるため、捕鯨作業を捕獲に最もよく耐えうる種類に限らなければならないことを認め、

千九百三十七年六月八日にロンドンで署名された国際捕鯨取締協定並びに千九百三十八年六月二十四日及び千九百四十五年十一月二十六日にロンドンで署名された同協定の議定書の規定に具現された原則を基礎として鯨族の適当で有効な保存及び増大を確保するため、捕鯨業に関する国際取締制度を設けることを希望し、且つ、

鯨族の適当な保存を図つて捕鯨産業の秩序のある発展を可能にする条約を締結することに決定し、

次のとおり協定した。

第一條

1　この條約は、その不可分の一部を成す附表を含む。すべて「條約」というときは、現在の辞句における、又は第五條の規定に従つて修正されたこの附表を含むものと了解する。

2　この條約は、締約政府の管轄下にある母船、鯨体処理場及び捕鯨船並びにこれらの母船、鯨体処理場及び捕鯨船によつて捕鯨が行われるすべての水域に適用する。

第二條

この條約で用いるところでは、

1　「母船」とは、船内又は船上で鯨を全部又は一部処理する船舶をいう。

2　「鯨体処理場」とは、鯨を全部又は一部処理する陸上の工場をいう。

3　「捕鯨船」とは、鯨の追尾、捕獲、引寄せ、緊縛又は探索の目的に用いる船舶をいう。

4　「締約政府」とは、批准書を寄託し、又はこの條約への加入を通告した政府をいう。

第三條

1　締約政府は、各締約政府の一人の委員から成る国際捕鯨委員会（以下「委員会」という。）を設置することに同意する。各委員は、一個の投票権を有し、且つ、一人以上の専門家及び顧問を同伴することができる。

2　委員会は、委員のうちから一人の議長及び副議長を選挙し、且つ、委員会の手続規則を定める。委員会の決定は、投票する委員の単純多数決で行う。但し、第五條による行動については、投票する委員の四分の三の多数を要する。手続規則は、委員会の会合における決定以外の決定について規定することができる。

3　委員会は、その書記長及び職員を任命することができる。

4　委員会は、その委任する任務の遂行のために望ましいと認める小委員会を、委員会の委員及び専門家又は顧問で設置することができる。

5　委員会の各委員並びにその専門家及び顧問の費用は、各自の政府が決定し、且つ、支弁する。

6　国際連合と連携する専門機関が捕鯨業の保存及び発展と捕鯨業から生ずる生産物とに関心を有することを認め、且つ、任務の重複を避けること、を希望し、締約政府は、委員会を国際連合と連携する一の専門機関の機構のうちに入れるべきかどうかを決定するため、この條約の実施後二年以内に相互に協議するものとする。

7　それまでの間、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、他の締約政府と協議して、委員会の第一回会合の招集を取りきめ、且つ、前記の第六項に掲げた協議を発議する。

8　委員会のその後の会合は、委員会が決定するところに従つて招集する。

第四條

1　委員会は、独立の締約政府間機関若しくは他の公私の機関、施設若しくは団体と共同して、これらを通じて、又は単独で、次のことを行うことができる。

(a)　鯨及び捕鯨に関する研究及び調査を奨励し、勧告し、又は必要があれば組織すること。

(b)　鯨族の現状及び傾向並びにこれらに対する捕鯨活動の影響に関する統計的資料を集めて分析すること。

(c)　鯨族の数を維持し、及び増加する方法に関する資料を研究し、審査し、及び頒布すること。

2　委員会は、事業報告の刊行を行う。また、委員会は、適当と認めた報告並びに鯨及び捕鯨に関する統計的、科学的及び他の適切な資料を、単独で、又はノールウェー国サンデフィヨルドの国際捕鯨統計局並びに他の団体及び機関と共同して刊行することができる。

第五條

1　委員会は、鯨資源の保存及び利用について、(a)保護される種類及び保護されない種類、(b)解禁期及び禁漁期、(c)解禁水域及び禁漁水域（保護区域の指定を含む。）、(d)各種類についての大きさの制限、(e)捕鯨の時期、方法及び程度（一漁期における鯨の最大捕獲量を含む。）、(f)使用する漁具、装置及び器具の型式及び仕様、(g)測定方法並びに(h)捕獲報告並びに他の統計的及び生物学的記録に関して規定する規則の採択によつて、附表の規定を随時修正することができる。

2　附表の前記の修正は、(a)この條約の目的を遂行するため並びに鯨資源の保存、開発及び最適の利用を図るために必要なもの、(b)科学的認定に基くもの、(c)母船又は鯨体処理場の数又は国籍に対する制限を伴わず、また母船若しくは鯨体処理場又は母船群若しくは鯨体処理場群に特定の割当をしないもの並びに(d)鯨の生産物の消費者及び捕鯨産業の利益を考慮に入れたものでなければならない。

3　前記の各修正は、締約政府については、委員会が各締約政府に修

正を通告した後九十日で効力を生ずる。但し、(a)いずれかの政府がこの九十日の期間の満了前に修正に対して委員会に異議を申し立てたときは、この修正は、追加の九十日間は、いずれの政府についても効力を生じない。(b)そこで、他の締約政府は、この九十日の追加期間の満了期日又はこの九十日の追加期間中に受領された最後の異議の受領の日から三十日の満了期日のうちいずれか遅い方の日までに、この修正に対して異議を申し立てることができる。また、(c)その後は、この修正は、異議を申し立てなかつたすべての締約政府について効力を生ずるが、このように異議を申し立てた政府については、異議の撤回の日まで効力を生じない。委員会は、異議及び撤回の各を受領したときは直ちに各締約政府に通告し、且つ、各締約政府は、修正、異議及び撤回に関するすべての通告の受領を確認しなければならない。

4　いかなる修正も、千九百四十九年七月一日の前には、効力を生じない。

第六條

委員会は、鯨又は捕鯨及びこの條約の目的に関する事項について、締約政府に随時勧告を行うことができる。

第七條

締約政府は、この條約が要求する通告並びに統計的及び他の資料を、委員会が定める様式及び方法で、ノールウェー国サンデフョルドの国際捕鯨統計局又は委員会が指定する他の団体にすみやかに伝達することを確保しなければならない。

第八條

1　この條約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の條件に従つて自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに與えることができる。また、この條の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この條約の適用から除外する。各締約政府は、その與えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その與えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。

2　前記の特別許可書に基いて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を與えた政府の発給した指令書に従つて処分しなければならない。

3　各締約政府は、この條の第一項及び第四條に従つて行われた研究調査の結果を含めて鯨及び捕鯨について同政府が入手しうる科学的資料を、委員会が指定する団体に、実行可能な限り、且つ、一年をこえない期間ごとに送付しなければならない。

4　母船及び鯨体処理場の作業に関連する生物学的資料の継続的な収集及び分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不可欠であることを認め、締約政府は、この資料を得るために実行可能なすべての措置を執るものとする。

第九條

1　各締約政府は、この條約の規定の適用とその政府の管轄下の人又は船舶が行う作業におけるこの條約の規定の侵犯の処罰とを確保するため、適当な措置を執らなければならない。

2　この條約が捕獲を禁止した鯨については、捕鯨船の砲手及び乗組員にその仕事の成績との関係によつて計算する賞與又は他の報酬を支拂つてはならない。

3　この條約に対する侵犯又は違反は、その犯罪について管轄権を有する政府が起訴しなければならない。

4　各締約政府は、その監督官が報告したその政府の管轄下の人又は船舶によるこの條約の規定の各侵犯の完全な詳細を委員会に伝達しなければならない。この通知は、侵犯の処理のために執つた措置及び科した刑罰の報告を含まなければならない。

第十條

1　この條約は、批准され、批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託する。

2　この條約に署名しなかつた政府は、この條約が効力を生じた後、アメリカ合衆国政府に対する通告書によつてこの條約に加入することができる。

3　アメリカ合衆国政府は、寄託された批准書及び受領した加入書のすべてを他のすべての署名政府及びすべての加入政府に通知する。

4　この條約は、オランダ国、ノールウェー国、ソヴィエト社会主義共和国連邦、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びにアメリカ合衆国の政府を含む少くとも六の署名政府が批准書を寄託したときにこれらの政府について効力を生じ、また、その後に批准し又は加入する各政府については、その批准書の寄託の日又はその加入通告書の受領の日に効力を生ずる。

5　附表の規定は、千九百四十八年七月一日の前には、適用しない。第五條に従つて採択した附表の修正は、千九百四十九年七月一日の前には、適用しない。

第十一條

條約政府は、いずれかの年の一月一日以前に寄託政府に通告することによつて、その年の六月三十日にこの條約から脱退することができる。寄託政府は、この通告を受領したときは、直ちに他の締約政府に通報する。他の締約政府は、寄託政府から前記の通告の謄本を受領してから一箇月以内に、同様に脱退通告を行うことができる。この場合には、條約は、この脱退通告を行つた政府についてその年の六月三十日に効力を失う。

この條約は、署名のために開かれた日の日付を附され、且つ、その後十四日の間署名のために開いて置く。

以上の証拠として、下名は、正当な委任を受け、この條約に署名した。

千九百四十六年十二月二日ワシントンにおいてイギリス語で作成した。本書の原本は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。アメリカ合衆国政府は、その認証謄本を他のすべての署名政府及び加入政府に送付する。

アルゼンティン国
オー・イヴァニセヴィッチ
ホーター・エム・モネータ
ジー・ブラウン
ペドロ・アーチェ・ブルーノ・ヴィデーラ

オーストラリア
エフ・エフ・アンダースン

ブラジル国
パウロ・フローエス・ダ・クルーズ
カナダ
エイチ・エイチ・ロング
ハリー・エー・スコット

チリ国
アグースティン・エレ・エドワーズ

デンマーク国
ペー・エフ・エリクセン

フランス国
フランシス・ラコスト

オランダ国
デー・イェー・ファン・ダイク

ニュー・ジーランド
ジー・アール・パウルズ

ノールウェー国
ビルゲル・ベルゲルセン

ペルー国
セー・ロタルデ

ソヴィエト社会主義共和国連邦
アレクサンデル・エス・ボグダーノフ

ユージン・イー・ニキーシン

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
エー・ティー・エー・ドブスン
ジョン・トムスン

アメリカ合衆国
レミントン・ケロッグ
アイラ・エヌ・ゲーブリエルスン
ウィリアム・イー・エス・フロリー
南アフリカ連邦
エイチ・ティー・アンドルーズ

附表

1 (a) 各母船には、二十四時間監督を行うために、少くとも二人の捕鯨監督官を置かなければならない。これらの監督官は、母船に対して管轄権を有する政府によつて任命され、且つ、給料を支拂われる。

(b) 各鯨体処理場では、充分な監督を行わなければならない。各鯨体処理場に勤務する監督官は、鯨体処理場に対して管轄権を有する政府によつて任命され、且つ、給料を支拂われる。

2 こく鯨又はせみ鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。但し、これらの鯨の肉及び生産物を土民の地方的消費のためにのみ用いる場合には、この限りでない。

3 稚鯨若しくは乳飲鯨又は稚鯨若しくは乳飲鯨を伴う雌鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

4 次の区域では、ひげ鯨を捕獲し、又は処理するために母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。

(a) 北緯六十六度以北の水域。但し、東経百五十度から東へ西経百四十度までにおいては、母船又は捕鯨船によるひげ鯨の捕獲又は殺害は、北緯六十六度と北緯七十二度との間で許可する。

(b) 南緯四十度以北の大西洋及びその附属水域

(c) 南緯四十度と北緯三十五度との間にある西経百五十度以東の太平洋及びその附属水域

(d) 南緯四十度と北緯二十度との間にある西経百五十度以西の太平洋及びその附属水域

(e) 南緯四十度以北のインド洋及びその附属水域

5 西経七十度から西へ西経百六十度までの南緯四十度以南の水域においては、ひげ鯨を捕獲し、又は処理するために母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。

6 南緯四十度以南の水域においては、ざとう鯨を捕獲し、又は処理するために母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。

7 (a) 南緯四十度以南の水域においては、ひげ鯨を捕獲し、又は処理するために母船又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。但し、十二月十五日から翌年四月一日までの期間（両日を含む。）は、この限りでない。

(b) 禁漁期における処理に関する前記の禁止にかかわらず、解禁期に捕獲した鯨の処理は、解禁期の終了後に完了することができる。

8 (a) 解禁期に捕獲されるひげ鯨で締約政府の管轄下の母船に附属する捕鯨船によつて南緯四十度以南の水域で捕獲されるものの数は、しろながす鯨単位一万六千頭をこえてはならない。

(b) この項の(a)適用上、しろながす鯨単位の頭数は、しろながす鯨一頭が次のものに等しいという基礎で計算する。

(一) ながす鯨二頭　又は
(二) ざとう鯨二頭半　又は
(三) いわし鯨六頭

(c) 各締約政府の管轄下の母船に附属するすべての捕鯨船が南緯四十度以南の水域で捕獲したしろながす鯨単位の頭数に関する資料については、各暦週が終つた後二日以内に、條約第七條の規定による通告がなされなければならない。

(d) いずれかの年の四月一日前に鯨の捕獲がこの項の(a)によつて許された最大量に達すると認められる場合には、委員会又は委員会が指定する他の団体は、鯨の最大捕獲量に達すると認める日を提供された資料を基礎として決定し、且つ、この日の二週間以上前にこの日を各締約政府に通告する。母船に附属する捕鯨船によるひげ鯨の捕獲は、こうして決定した日の後は、南緯四十度以南の水域では違法とする。

(e) 南緯四十度以南の水域で捕鯨作業に従事する意図を有する各母船については、條約第七條の規定による通告がなされなければならない。

9 次の長さに達しないしろながす鯨、ながす鯨、いわし鯨、ざとう鯨又はまつこう鯨を捕獲し、又は殺すことは、禁止する。

(a) しろながす鯨　七十フィート（二十一メートル三）

(b) ながす鯨　五十五フィート（十六メートル八）

(c) いわし鯨　四十フィート（十二メートル二）

(d) ざとう鯨　三十五フィート（十メートル七）

(e) まつこう鯨　三十五フィート（十メートル七）

但し、長さが六十五フィート（十九メートル八）以上のしろながす鯨、五十フィート（十五メートル二）以上のながす鯨及び三十五フィート（十メートル七）以上のいわし鯨は、これらの鯨の肉が人又は動物の食料として地方的消費のために使用される場合には、鯨体処理場に引き渡すために捕獲することができる。

鯨は、甲板又は解剖盤に置置したときに、鯨の一端に並べて甲板の張板に打ち込むことのできるスパイクのついた棒を零の方の端に付けた鋼製の巻尺でできるだけ正確に測らなければならない。巻尺は、鯨体に平行して直線に伸ばし、且つ、鯨の他の端に並べて目盛を読まなければならない。測定上、鯨の両端は、上あごの先端と尾びれの鼓点とする。寸法は、巻尺で正確に読み取つた後、最近値のフィートで記入しなければならない。すなわち、七十五フィート六インチと七十六フィート六インチとの間の鯨は、七十六フィートと記入し、また、七十六フィート六インチと七十七フィート六インチとの間の鯨は、七十七フィートと記入しなければならない。鯨の寸法のうち丁度二分の一フィートの部分は、二分の一フィート上位に記入しなければならない。たとえば、丁度七十六フィート六インチは、七十七フィートと記入しなければならない。

10 いずれの区域又は水域においても、いずれかの十二箇月間の六箇月をこえて、ひげ鯨を捕獲し、又は処理するために鯨体処理場又はこれに附属する捕鯨船を使用することは、禁止する。この六箇月は、継続的なものとする。

11 ひげ鯨を処理するために南緯四十度以南の水域で一漁期中に使用した母船をこの漁期の終了から一年間以内に同じ目的のために他の区域で使用することは、禁止する。

12 (a) 捕獲したすべての鯨は、母船又は鯨体処理場に引き渡さなければならない。また、この鯨のすべての部分は、煮沸又は他の方法で加工しなければならない。但しすべての鯨の内臓、ひげ及び胸びれ、まつこう鯨の肉及び人の食料又は動物の飼料に充てる鯨の部分の肉を除く。

(b) 「ダヴァル」及び防げん材として使用する鯨の死体の完全な処理は、これらの鯨の肉又は骨が不良の状態にある場合には必要でないものとする。

13 母船への引渡しのための鯨の捕獲は、殺した時から処理のために母船の甲板に引き揚げる時までに鯨の死体（防げん材として使用する鯨の死体を除く。）が三十三時

間以上海中に置かれないように、母船の船長又は管理人が調整し、又は制限しなければならない。捕鯨に従事するすべての捕鯨船は、各鯨を捕獲した時刻を無線で母船に報告しなければならない。

14　母船、鯨体処理場及び捕鯨船の砲手及び従業員は、報酬が捕獲した鯨の種類、大きさ及び生産高のような要素に相当の程度よるものであり、捕獲した鯨の数のみによるものではないという條件で雇用しなければならない。乳の充満した鯨又は乳を分泌中の鯨の捕獲については、捕鯨船の砲手又は乗組員に賞與又は他の報酬を支拂つてはならない。

15　鯨及び捕鯨に関するすべての公の法令及び規則並びにこれらの法令及び規則の変更の謄本は、委員会に送付しなければならない。

16　すべての母船及び鯨体処理場については、(a)捕獲した各種の鯨の数、そのうちの失われたものの数及び各母船又は鯨体処理場で処理したものの数に関する統計的資料、(b)これらの鯨から得た各品位の油の合計数量及びミール、肥料（グァーノ）その他の生産物の数量に関する統計的資料並びに(c)母船又は鯨体処理場で処理した各鯨に関する捕獲の日及び大体の経緯度、種類及び性、長さ並びに胎兒があるときは確めうる限り胎兒の長さ及び性の詳細について、條約第七條の規定による通告がなされなければならない。前記の(a)及び(c)に掲げた資料は、実地検数の際に検証しなければならない。また、鯨の子を産む場所及び移動経路についても、委員会に通告しなければならない。

これらの資料を通報するに当つては、次の事項を明示しなければならない。

(a)　各母船の船名及び総トン数
(b)　捕鯨船の数及び合計総トン数
(c)　当該期間中作業を行つた鯨体処理場の表

17　條約第二條に掲げた鯨体処理場の定義にかかわらず、締約政府の管轄下で作業を行う母船で、その移動がこの政府の領水のみに限るものは、次の区域内では、鯨体処理場の作業を規律する規則に従わなければならない。

(a)　マダガスカル及びその属地の沿岸並びにフランス領アフリカの西岸
(b)　北ヘエクスマス湾を含むノースウェストみさきに至るまでのシャーク湾という区域及びオールバニー港を含むキング・ジョージズ・サウンドにおけるオーストラリアの西岸並びにトゥーフォウルド湾及びジャーヴィス湾におけるオーストラリアの東岸

18　次の用語は、それぞれ定められた意味を有する。すなわち、

「ひげ鯨」とは、歯鯨以外の鯨をいう。

「しろながす鯨」とは、ブルー・ホェール、シボルズ・ロークァル又はサルファー・ボトムの名で知られる鯨をいう。

「ながす鯨」とは、コモン・フィンバック、コモン・ロークァル、フィンバック、フィナー、フィン・ホェール、ヘリング・ホェール、レーザーバック又はトルー・フィン・ホェールの名で知られる鯨をいう。

「いわし鯨」とは、バラエノプテラ・ボレアリス、セイ・ホェール、ルドルフィーズ・ロークァル、ボラック・ホェール又はコールフィフェ・ホェールの名で知られる鯨をいい、且つ、バラエノプテラ・ブリテイ、ブライズ・ホェールを含むものと解する。

「こく鯨」とは、グレー・ホェール、カリフォルニア・グレー、デヴィル・フィッシュ、ヘード・ヘッド、マッセル・ディガー、グレー・バック、リップ・サックの名で知られる鯨をいう。

「ざとう鯨」とは、パンチ、ハンプバック、ハンプバック・ホェール、ハンプバクト・ホェール、ハンプ・ホェール、又はハンチバックト・ホェール又はハンチバックト・ホェールの名で知られる鯨をいう。

「せみ鯨」とは、アトランティク・ライト・ホェール、アークティク・ライト・ホェール、ビスケーヤン・ライト・ホェール、バウヘッド、グレート・ポーラー・ホェール、グリーンランド・ライト・ホェール、グリーンランド・ライト・ホェール、ノードケーパー、ノース・アトランティック・ライト・ホェール、ノース・ケープ・ホェール、パシフィック・ライト・ホェール、ピグミー・ライト・ホェール、サザン・ピグミー・ライト・ホェール又はサザン・ライト・ホェールの名で知られる鯨をいう。

「まっこう鯨」とは、スパーム・ホェール、スパーマセット・ホェール、カシャロット又はポットホェールの名で知られる鯨をいう。

「ダヴァル」とは、漂流中を発見された死鯨で請求者のないものをいう。

国際捕鯨取締條約に加入することについて承認を求めるの件に関する報告書

一

本件の要旨及び目的

本條約は、千九百四十六年十二月二日、ワシントンで、米、英、ソ及びノールウェー等を含む十五箇国によつて署名され、千九百四十八年十一月十日に効力を発生したものである。

その條約の要旨は、鯨族という大きな天然資源を将来の世代のために保護することが世界の諸国の利益であるという見地から、その濫獲を防ぎ、適当な取締によつて、鯨族の繁殖を図り、極めて有効に鯨族の保存及び増大を確保し、捕鯨産業の秩序ある発展を可能ならしめようとするものである。

わが国は、国際協力の立場から、連合国総司令部に対して、日本がこの條約に加入することを許可されるよう申請し、本年一月十七日この許可を得たので、本條約條項の規定に従つて、アメリカ合衆国政府に対し正式に加入通告書を送付して、正式に加入することとしたいから、本件について承認されたいというのである。

二　本件議決の理由

捕鯨産業は、日本にとつて、極めて重要な産業の一つであつて、その秩序ある発展は日本国民のひとしく希望するところであると認め、本件はこれに承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

水産業協同組合法等の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一

議案の要旨及び目的

本改正案の要旨は次のとおりである。

1　水産業協同組合共済会の理事は、その四分の三は協同組合を直接又は間接に構成する個人、すなわち正会員でなければならないことになつているのであるが、この点を改め協同組合の理事であれば准組合員であつても正会員と同様共済会の理事となることができるようにしたこと。

2　水産業協同組合共済会は水産業協同組合同様農林中央金庫の出資者となり、預金をし又は融資をうけられるようにして共済会の経営を強固にしようとすること。

二

議案の可決理由

本案は、水産業協同組合共済会の運営の円滑を図り、経営を強固にし、その健全なる発達を期する

ため適切妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度特別会計予備費使用総調書（その2）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十四年度各特別会計予備費の予算総額は二百億二千七百六十九万余円、同年度使用総額は百二十億五千八百九十九万円であり、この使用額のうち、第七回国会において承諾済の三十億五千八百五十一万余円を除いた九十億四十七万余円は昭和二十五年一月十七日から同年三月三十一日までの間に外国為替等の十二特別会計で使用したものである。

そのうち、主な事項は輸出為替等買取に必要な経費ならびに外国為替特別会計一時借入金償還等に必要な経費、農業共済再保険金に必要な経費、労働者災害補償保険の保険金等の支拂に必要な経費、失業保険の保険金給付に必要な経費等である。

二　本件の議決理由

本件は承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度特別会計予算総則第六條並びに第七條に基く使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、予備費に準じて、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十四年度特別会計予算総則第六條の規定に基き、電気通信事業特別会計において電気通信大臣の決定により、その収入の増加の一部を、事業量の増加に伴い、必要な経費に十一億三千六百一万余円を充当使用し、また同第七條の規定に基き、労働者災害補償保険特別会計において、閣議の決定を経て、その収入の増加した金額のうち純保険料に相当する金額一億六千六百七十三万余円を保険金支拂に必要な経費に充当使用したものである。

二　本件の議決理由

本件は、承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十四年度日本国有鉄道予備費使用総調書（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、日本国有鉄道法の規定に基き、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十四年度日本国有鉄道の予備費予算額は、十億円であるが、全額を退官退職手当に必要な経費として使用したものである。

二　本件の議決理由

本件は、承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十五年度一般会計予備費の予算額は四億五千万円であり、このうち昭和二十五年五月十一日から同年十一月二十日までの間に二億一千五百十万余円を使用している。

そのうち主な事項は、参議院議員補欠選挙に必要な経費、出入国管理庁運営に必要な経費、災害応急救助に必要な経費、連合国軍労務者のあつ旋業務に必要な経費等である。

二　本件の議決理由

本件は、承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求める件）に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、憲法及び財政法の規定により、国会の承諾を求めるために提出されたものであつて、昭和二十五年度各特別会計予備費の予算額は三百二十五億三千万余円であり、このうち昭和二十五年五月十二日から同年十一月二十六日までの間に外国為替等の十三特別会計において百二十一億九千四百二十余万円を使用している。

そのうち主な事項は、外国為替等の決済及び輸入物資等売拂収入繰戻に必要な経費、一般会計及び国債整理基金特別会計の繰入ならびに貿易公団交付金に必要な経費、輸入物資の売拂代金等の拂戻に必要な経費、電信電話施設の災害応急復旧に必要な経費、労働者災害補償保険の保険金等支拂に必要な経費である。

二　本件の議決理由

本件は、承諾を與えるべきものと認め、その旨議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月七日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長幣原喜重郎殿

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

旧軍用財産、物納財産等の処分の促進を図るため、旧軍用財産を時価に比し減額した対価で譲渡することができる期間を延長するとともに、その減額しうる割合を増加し、旧軍用財産又は物納財産を譲渡した場合の売拂代金の延納期間を延長する等旧軍用財産、物納財産等の貸付及び譲渡の特例を認める範囲を拡張しようとするものである。

二　議案の可決理由

旧軍用財産、物納財産等の処分を促進するために必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

不正保有物資等特別措置特別会計法等を廃止する法律案（内閣提出）に関する法律案

一　議案の要旨及び目的

臨時物資需給調整法に基く命令の規定による不正保有物資及び過剰物資の処理の進ちよく状況にかんがみ、不正保有物資等特別措置特別会計法及び不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律を廃止し、これに伴う必要な経過措置を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

これら不正保有物資等の処理の進ちよく状況にかんがみ、右の二法律を廃止することは適当なる措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第であ

る。

右報告する。

昭和二十六年三月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

国家公務員のための国設宿舎に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国家公務員のための国設宿舎に関する法律施行後の状況にかんがみ、国設宿舎を設置する機関、国設宿舎の設置、維持及び管理に要する費用並びに宿舎の使用料の所属区分、使用料の徴収に関する規定等について所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

国設宿舎の現状にかんがみ、所要の改正を加えることは適切妥当であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

（第二十一号参照）

国家行政組織法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在府、省及び本部の官房又は局に設置されている部ならびに庁に設置されている局は、昭和二十六年五月三十一日までを限り置かれることに定められているところ、政府は、最近の状況にかんがみ、今ただちに全面的な機構改革を行うことは適当でないとし、更に引続き検討することとなつたので、本件についても、右に合して整理することとし、これらの措置を一年延期しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月九日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

経済安定本部設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

経済安定本部の外局である物価庁は、昭和二十六年四月一日において、同本部の内部部局に組織替さるべきものと定められているところ、最近における内外の諸情勢の推移にかんがみて、その措置を一年延期しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上必要且つ妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月九日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長幣原喜重郎殿

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の労働者災害補償保険法第二十七條において定めるいわゆるメリット制が、過去五年の実績により発動しうるよう規定されているのを、三年の実績によつても行いうるように改め、同時に、百人以上（従来は三百人以上）の労働者を使用する個々の事業であつて、保険関係の成立後三年を経過したものについての保険金と保険料との割合が、百分の八十五をこえ、又は百分の七十五以下であるときは、主務大臣は、同種の事業について定められた保険料率を、百分の三十の範囲内において命令で定める率だけ引き上げ、又は引き下げた率を、当該事業についての保険料率とすることができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

メリット制を早期に発動することにより、保険料の負担を公平にし、事業主をして災害防止に対する関心を深めしめ、災害の減少を図る上に必要と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十二日

労働委員長　倉石　忠雄

衆議院副議長岩本信行殿

教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（佐藤重遠君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

教科書発行者が負担する保証金に関する規定を改正し、保証金の率を一分に減ずることにより、教科書の定価に影響なく、教科書発行者の経営上の困難を軽減し、製造供給を円滑にし、以て発行を迅速確実にして適正な価格を維持しようとするにある。

二　議案の可決理由

教科書発行部数の激増、定価の騰貴、製造資金調達の困難等の現状にかんがみ、保証金の合理的減額の必要を認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十三日

文部委員長　長野　長廣

衆議院副議長岩本信行殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国立大学に附置する研究所、学部附属の学校及び教育研究施設の新設又は合併並びに国立短期大学の新設、旧制諸学校の廃止等について必要な規定を設けるとともに、国立学校に置かれる職員の定員を昭和二十六年度予算に合致させるために、国立学校設置法の一部について所要の改正を加えんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、大学教育充実のため必要且つ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する主なる経費は昭和二十六年度一般会計予算に約一四、五六〇万円計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月十五日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

熱管理法案（中村純一君外二十九名提出）に関する報告書

一　議案の目的

工場又は事業場における燃料及びこれを熱源とする熱の有効利用を図り、燃料資源の保全及び企業の合理化に寄与することを目的とする。

二　議案の要旨

本案の要旨は次のとおりである。

1　現行熱管理規則が、臨時物資需給調整法に基く臨時的、統制的な性格を有するのに対し、本案は恒久的且つ、民主的な性格を規定している。又現行規則では工場設備の変更命令等の條項も含まれているのであるが、本案には、これら統制的色彩を除去し、工場側の意見を充分とり入れた民主的内容を有する点に大なる相違が見られるのである。

2　指定工場の範囲

通商産業大臣の指定する工場の範囲を、特に大なる規模のものに限定している。すなわち現行規則では年間五〇〇トン（石炭換算使用量）以上の約二、四〇〇工場を指定しているのに対し、本案では大体年間一、〇〇〇トン以上の約一、八〇〇工場に縮小している。

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録（一）（その二）

3　指定工場の事業主の義務

現行規則では、工場の長に義務を課しているが、本案では、すべて事業主を対象としている。但し、本案の内容は、現行規則とほとんど変つていないのであつて、本法への切替えによる負担の増加は、特にとりあげる必要もない程度である。

4　指定工場以外の中小企業に対する條項

指定工場以外の中小企業に対しては、その事業主の熱管理に関する心構えを明文化し、国又は府県庁が適切な指導を與えるという條項を入れ、指導工場制度によらないで効果をあげるよう考慮されている。従つて、これらの工場に関しては熱管理士の選任、報告書提出等の義務規定を置いていない。

5　その他熱管理士の免状交付のための試験を国家試験制度にしたこと。

三　議案の可決理由

わが国燃料資源の保全と、企業の合理化に資するため、工場又は事業場における燃料及び熱の有効利用を図り、もつて燃料の需給情勢の如何に左右されない恒久的な法律を制定することは、すでに官民一致の要望であるので、本案は正に時宜を得たものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十三日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

輸出品取締法の一部を改正する法律案（小川平二君外三十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戰後わが国貿易は、年を逐うて伸張をたどつているのであるが、その反面輸出品に対する海外の批判や苦情も逐次増大する傾向にある。

この批判や苦情中、検査の問題に関連する苦情の件数が非常に多きを占めている実情にある。

今後わが国自立経済の達成と輸出貿易の恒久的進展に資する方途としてこれらの苦情を除去すべきであつて、現行検査制度の基本法である輸出品取締法の不充分な点を改正するのが本改正案の目的である。

すなわち、その改正の主なる点は次のとおりである。

1　特定の品目に属する輸出品については、検査機関の登録制を設けようとすること。

2　日本の輸出品には、注文の内容と異なるものが多くて困るという海外からの非難に対処するため、輸出品が輸出契約の條件に合致しているかを検査するいわゆる検品の励行を確保する規定を設けること。

3　検査励行の指導及び取締を一層積極化し、わが国輸出品に対する海外の疑惑を完全に拂しよくしようとするのである。

二　議案の可決理由

輸出品苦情の原因は品質不良、品違い、数量不足等であるが、これらは今後益々増加の傾向にあるので、これがため海外における声価の不評を一層招くおそれあるにかんがみ、その趣旨妥当と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十五日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、日用品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

日用品検査所は輸出品取締法に基く輸出日用品雑貨の検査の実施機関であつて、輸出品の品質を改善することによつて、わが国商品の海外における声価の向上をはかり、もつて質的輸出振興に寄與せんことを使命とするものである。

なお、現在、東京及び大阪に本所を、名古屋及び福岡にそれぞれの支所を設置しているが、最近雑貨輸出の激増をみるに至り、雑貨の主要輸出港である横浜及び神戸に出張所を設置して、税関の連絡、輸出情報等を容易ならしめ包装検査の円滑且つ迅速な施行を図るとともに、又遠隔の生産地である新潟及び広島における輸出検査に便ならしめるよう各々出張所を設置しようとするものである。

二　本件の議決理由

日用品検査所業務開始以来の成績は、二十四年度は三、五〇九件、二十五年度四、九〇七件に及んでおり、最近数箇月の月平均検査件数は約六〇〇件を示している。それに伴い海外からの品質クレームの防止上、横浜、神戸、広島、新潟に出張所を設置するが妥当と認め、承認を與えるべきものと議決した次第である。

昭和二十六年三月十三日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

農業災害補償法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の農業災害補償法第十三條の二及び第十三條の三によれば、蚕繭共済及び家畜の死亡廃用共済に係る共済掛金の一部を、昭和二十四年、二十五年の両年度においては国庫が負担することとなつているが、昭和二十六年度においても同様の措置を講じて、農業災害に対する国家補償を続行せんとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

蚕繭及び畜産の重要性にかんがみ、現下の情勢において必要な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度特別会計予算において、蚕繭共済に係る共済掛金の国庫負担額二億一千八百七十万円及び家畜の死亡廃用共済に係る共済掛金の国庫負担額一億四千六百二十五万円をそれぞれ計上している。

右報告する。

昭和二十六年三月十三日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法案（松浦東介君外四十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

東北、北陸信等、積雪寒冷がはなはだしく、不利な條件のもとに農業を営む地域に対して、財政力の許す限り土地改良事業等に追加的な投資を行い、もつて食糧の自給力向上に資するとともに、早場

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

米襲励金の減額等に伴い、次第に窮迫しつつあるこの地域の農民に対し保護奨励的な施策を講じて、現下の経済変動期に対処せしめんとするのが本案の目的である。その内容の主なものは次のとおりである。

1　積雪寒冷単作地帯振興対策の基礎となる農業振興計画を、市町村、道府県、および中央の三段階で、互に関連性をもたせつつ、各々独立した計画として作成すべきことを命令し、且つ国はこの計画の実施に関して予算の範囲内で援助する義務を負うこととしたこと。

2　「積雪寒冷単作地帯振興対策審議会」を設置し、地帯の指定、計画の承認等についての議決並びに農村振興に関する調査審議等を行わしめること。

3　本法を五箇年を有効期間とする限時法としたこと。

二　議案の可決理由

本案は、国内の穀倉たるべき地域の、農業の振興並びに農民の保護上、有効にして適切なる措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十四日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

厚生年金保険法特例案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下の経済状勢の変動に伴い、厚生年金制度のうち、障害年金及び遺族年金の支給に関して生じた不均衡を是正しようとするのが本案の目的である。

その内容の主なるものは次のとおりである。

1　障害年金及び遺族年金の年金額が昭和二十三年八月一日以前の低い標準報酬のみを基礎としていたものについては、すべてこれを二倍に引き上げることとしたこと。

2　昭和二十三年八月一日以後の高い標準報酬と、それ以前の低い標準報酬との双方が年金額計算の基礎になつているものについては同日以前の低いものを切り捨て改訂後の高い標準報酬だけをとつて年金額の改訂を行うこととし、そのうちで標準報酬の平均のとり方及び年金額の算出基準が従前の古い制度によつておつたものについては、新しい制度による方法に切り換えることとし、できるだけ不均衡を是正したこと。

二　議案の可決理由

現下の経済状勢に即応するため、厚生年金制度のうち障害年金及び遺族年金の低額のものを増額し、従来の不均衡を是正することは時宜に適した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十五日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立光明寮設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

失明者の保護更生を図るため、昭和二十三年七月、国立光明寮設置法が施行され、東京及び塩原の二箇所に失明者更生施設が設置せられたのであるが、この両施設の収容定員は、あわせてわずかに百名に過ぎず、現在入寮希望者は約二千名を数え、年ごとに増加の傾向をたどりつつある実情にかんがみ、この度新たに神戸市に失明者更生施設を増設して失明者の福祉増進を図ろうとするのである。

二　議案の可決理由

失明者の保護更生施設を増設することは時宜に適した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算において、神戸国立光明寮の予算額として(一)設備費百九十七万七千六百二十円(二)運営費百九十七万六千九百九円、総計三百九十五万四千五百二十九円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月十五日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

関東地方少年保護委員会及び関東地方成人保護委員会は他の地方委員会に比し管轄区域も広く、刑務所、少年院の数も多いため、委員の個人面接の事務が著しく過重となつて、所掌事務遂行上支障を生ずる実情にあるので、この二つの委員会の委員の定数三人を、それぞれ五人に増員しようというのである。

二　議案の可決理由

犯罪の予防と犯罪者の改善更生の目的を達成するため妥当な措置と認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十五日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林譲治殿

昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

憲法第二十六條に基く義務教育の無償の精神により、その広範囲な実現への第一歩として、地方公共団体に対して、昭和二十六年度に公立学校に入学する児童の教科用図書の一部について、その給与を奨励するため、国がその経費の二分の一を補助しようとするものである。

二　議案の可決理由

義務教育無償の趣旨を実現しようとする本案の妥当なることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算において、一億三千九百二十六万八千円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年三月十七日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

〔第二十二号参照〕

農業委員会法案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来、農民代表機関として都道府県及び市町村に、農地関係については農地委員会、食糧供出及びこれに伴う農業計画関係については農業調整委員会が、法律上の機関として設置され、農業技術改良関係については別に行政措置として農業改良委員会が設置されているが、終戦後の画期的な農地改革の進ちよくにより、この事業は、ほぼ完成を見、また食糧事情が次第に緩和されるに伴い食糧供出制度に改善の必要が生ずる等、諸情勢の推移に伴い、これら各委員会は、所掌事務の性質及び分量等が変化しつつあり、またその範囲が限定されていることによつて相互の関連性を欠くため、ここに全面的な検討を加えて、更に農民の自主性を尊重するような機関を再組織する必要がある。よつて農業経営全体のための総合的農民代表機関として農業委員会を設置し、これを真に民主的な農民全体のための組織とせしめ、もつて農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与せんとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　農業委員会委員の選挙は、農業における自作層、小作層の意見が公平に代表されうるよう、原則として階層選挙によるものとし、選挙権、被選挙権を市町村に住所を有する成年農民に平等に與え、且つ選挙農民によるリコール制度を設けたこと。

2　農業委員会は、農業全般に関する事項をその所掌事務とし、執行機関として、自作農の創設維持、農地等の利用関係の調整、土地改良、交換分合に関する事務及び小作調停に関する勧解等を処理する外、諸問機関として、土地の開発、改良保全その他土地の生産條件の整備、農業技術の改良、その他農業生産に関する事項、農畜産物の加工流通に関する事項、その他農業振興のため必要な事項についての総合計画の樹立及びその実施について、地方公共団体の長に建議し、また諮問に応ずることとしたこと。

3　農業委員会の自主性を尊重するため、行政庁の監督は、極力排除することとしたこと。但し、執行機関として処理する事項については、その性質上行政庁の監督権限を留保している。

4　農業委員会に要する経費は、原則としてこれを国の負担としていること。

二　議案の修正議決理由

現下の、自作農創設の成果、食糧事情の緩和等の情勢にかんがみ、本案の趣旨は、農業の発展及び農民の地位向上に寄與する上に極めて妥当なものと認めるが、委員の階層別選挙については、農地改革の結果、大部分の農家が自作農となつた現在、小作農家戸数の総農家戸数中に占める割合は極めて少く、また自作農家と小作農家の区分は不明瞭であり、且つ全層選挙によつても小作農家の意見は充分に反映しうる等の理由により、階層別選挙の必要がないものと認め、本案は別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度予算において、農地委員会農地改革事務費補助金四億二千五百十二万二千円、農業調整委員会及び農業委員会に必要な経費十八億六千八百四十九万円、合計二十二億九千三百六十一万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月十七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（ゴシック体は修正）

農業委員会法案の一部を次のように修正する

目次

第一章　総則（第一條―第三條）

第二章　市町村農業委員会（第四條―第十四條）

第三章　都道府県農業委員会（第十五條―第二十二條）

第四章　会議（第二十三條―第二十七條）

第五章　雑則（第二十八條―第二十九條）

附則

（定義）

第二條　この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2　この法律において「自作地」とは、耕作の業務を営む者が所有権に基きその業務の目的に供している農地をいい、「小作地」とは、耕作の業務を営む者が賃借権、使用貸借による権利、永小作権、地上権又は質権に基きその業務の目的に供している農地をいう。

3　前項の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者が有する同項に掲げる権利及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者で左に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものが有する同項に掲げる権利は、耕作の業務を営む者が有するものとみなす。

一　疾病

二　就学

三　選挙による公務就任その他の事由で市町村農業委員会が都道府県農業委員会の承認を受けてやむを得ないと認定したもの

4　小作地以外の農地で、その所有者並びにその同居の親族及びその配偶者以外の者が耕作の業務の目的に供しているものは、この法律の適用については、小作地とみなす。

（設置）

第三條　市町村（その区域内に農地のない市町村を除く。）に市町村農業委員会を、都道府県に都道府県農業委員会を置く。但し、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、市町村農業委員会を置かない。

2　その区域が著しく大きい市町村、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村その他特別の事情のある市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村の区域を二以上に分けてその各区域に市町村農業委員会を置くことができる。

3　その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、都道府県知事の承認を受けた場合に限り、当該市町村に市町村農業委員会を置かないことができる。この場合には、市町村農業委員会の所掌に属する事項は、市町村長が行う。

4　都道府県知事は、第二項又は前項の承認をしようとするときは、あらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

5　都道府県知事は、第二項の承認をしたときは当該市町村の名称並びに各農業委員会の名称及び区域を、第三項の承認をしたときは当該市町村の名称を公告しなければならない。

（経費の負担）

第四條　国は、毎年度予算の範囲内で市町村農業委員会及び都道府県農業委員会に要する経費（市町村農業委員会代表者会議に要する経費を含む。）を負担する。但し、当事者の申出により市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が農地等の利用関係について行うあつ旋に要する経費は、市町村又は都道府県の負担とする。

第二章　市町村農業委員会

（組織）

第五條　市町村農業委員会は、委員をもつて組織する。

2　委員は、非常勤とする。

（会長）

第六條　市町村農業委員会に会長を置く。

2　会長は、委員が互選した者をもつて充てる。

3　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4　会長は、非常勤とする。

5　会長に事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。

6　市町村農業委員会は、その所掌事務を行うにつき会長を不適当と認めるときは、その決議によりこれを解任することができる。

（所掌事務）

第七條　市町村農業委員会は、当該市町村の区域（第二條第二項の規定により置かれた委員会にあつてはその委員会の区域。以下同じ。）内の土地、物件又は権利に関し、左に掲げる事項を処理する。

一　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）その

他の法令によりその権限に属させた自作農の創設及び維持に関する事項

二　農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）、小作調停法（大正十三年法律第十八号）その他の法令によりその権限に属させた農地、採草地、放牧地又は薪炭林（以下「農地等」という。）の利用関係の調整に関する事項

三　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）その他の法令によりその権限に属させた農地の交換分合及びこれに附随する事項

2　市町村農業委員会は、左に掲げる事項を処理することができる。

一　農地等の利用関係についてのあつ旋及び争議の防止に関する事項

二　農地等の交換分合のあつ旋その他農地事情の改善に関する事項

3　市町村農業委員会は、左に掲げる事項に係る総合計画の樹立及びその実施について、市町村長に建議し、又は市町村長の諮問に応じて答申することができる。

一　農地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度化に関する事項

二　農業技術の改良その他農業生産に関する事項

三　農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項

四　その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項

（選挙による委員）

第八條　市町村農業委員会の委員は、左の各号の区分の一に属し被選挙権を有する者について、当該区分に属し選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、第一号の区分に属する者にあつては五人、第二号の区分に属する者にあつては十〇人とする。

一　耕作の業務を営む者（その所有する小作地の面積が二反歩をこえる者を除く。）で左に掲げるもの

(イ)　その耕作の業務を営む小作地の面積が自作地の面積をこえる者

(ロ)　二反歩をこえる面積の小作地について耕作の業務を営み、その耕作の業務を営む農地の面積が、北海道にあつては四町歩、都府県にあつては農林大臣が都府県別に定める面積をこえない者

二　耕作の業務を営む者で前号に該当しないもの

2　前項第一号(ロ)に規定する都府県別の面積は、その平均面積がおおむね一町歩となるように定めなければならない。

3　都道府県知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受け、当該都道府県の区域を二以上の区域に分けて、その区域ごとに第一項第一号(ロ)の都道府県別の面積に代るべき面積を定めることができる。この場合において、その区域別の面積は、その平均面積がおおむね同号(ロ)の当該都道府県別の面積になるように定めなければならない。

4　第一項各号の規定の適用については、耕作の業務を営む者の同居の親族又はその配偶者の所有する農地及び耕作の業務を営む者の親族又はその配偶者で第二條第三項各号に掲げる事由によりその者と同居しなくなつたものの所有する農地は、当該耕作の業務を営む者の所有する農地とみなし、第一項各号の一に該当する者の同居の親族又はその配偶者は、その号に該当する者とみなす。

5　第一項各号の規定の適用については、農地の面積は、土地台帳に登録された地積のある農地にあつては、当該地積（市町村農業委員会が当該地積を著しく不相当と認め、別段の面積を定めたときは、その面積）とし、土地台帳に登録された地積のない農地にあつては、市町村農業委員会が定めた面積とする。

6　選挙権又は被選挙権を有する者の第一項各号の区分は、市町村農業委員会委員選挙人名簿の登載区分による。但し、選挙人名簿に登載されなかつた者で選挙人名簿に登載されるべきもの及び選挙人名簿確定の期日において年齢二十年に達しないため選挙人名簿に登載されなかつたが選挙の期日までに年齢二十年に達したものその他選挙の期日までに被選挙権を有するに至つたものの被選挙権の区分は、当該選挙人名簿調製の期日によつて定める。

（階層によらない選挙）

第九條　市町村農業委員会委員選挙人名簿確定の期日において、これに登載された前條第一項各号の区分の一に属する選挙権者の数がその区分の委員の定数の十五倍以下であるときは、当該選挙人名簿を使用して行う市町村農業委員会の委員の一般選挙にあつては、同項に規定する区分のいかんにかかわらず、委員は、被選挙権を有する者について選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、十五人とする。当該一般選挙による委員の任期中に行われる再選挙及び補欠選挙についてもまた同様とする。

2　前項の場合には、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿確定後直ちにその旨を告示しなければならない。

（委員の選挙権、被選挙権等）

第十條　市町村の区域内に住所を有する左に掲げる者で年齢二十年以上のものは、当該市町村農業委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

一　都府県にあつては一反歩、北海道にあつては三反歩以上の農地につき耕作の業務を営む者

二　前号の者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が省令で定める日数に達しないと市町村農業委員会が認めた者を除く。）

2　前項の年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日により算定する。

3　第一項第一号の農地の面積は、土地台帳に登録された地積のある農地にあつては、当該

4　裁判官、会計検査院の検査官、警察官、公安委員会の委員及び警察吏員は、在職中市町村農業委員会の委員の候補者となることができない。

（選挙の管理）

第十一條　市町村農業委員会の委員の選挙に関する事務は、市町村の選挙管理委員会が管理する。

（選挙人名簿）

第十二條　市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第十條第一項に規定する者の申請に基き、毎年十二月一日現在によりその選挙資格を調査し、第八條第一項各号の区分ごとに市町村農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。

3　選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、生年月日並びにその所

第十一條第一項第三号	法律	農業委員会法（昭和　年法律第　号）
第十七條第一項及び第二項	市町村の区域	市町村農業委員会の区域
第十八條第一項		
第十八條第三項	市又は町村の区域	
第十九條第二項	前項	農業委員会法第十二條第一項
第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	次年三月五日
第二十五條第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日
第三十四條第二項但書	その定数の三分の二	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその定数のそれぞれ二分の一、同法第九條第一項の選挙にあつてはその定数の二分の一
第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第十六條の解任の効力

第六十二條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）	十人	五人
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の候補者でない者
	第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）	農業委員会法第十八條第三項若しくは第四項若しくは国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百二條第一項（政治的行為の制限）
第八十六條第三項	この選挙における議員又は委員の定数	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては同項各号の区分ごとの委員の定数、同法第九條第一項の選挙にあつては委員の定数
第九十五條第一項第四号	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）	
第百條第一項	その選挙における議員若しくは委員の定数	

有する小作地、その所有する自作地及びその耕作の業務を営む小作地のそれぞれの面積その他必要な事項を記載しなければならない。但し、第十八條第一項第二号の規定による選挙人については、氏名及び生年月日その他必要な事項の記載で足りる。

4　第八條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（公職選挙法の準用）

第十二條　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八條（特定地域に関する特例）、第十一條第一項（選挙権及び被選挙権を有しない者）、第十七條（投票区）、第十八條第一項、第三項及び第四項（開票区）、第十九條第二項（名簿の抄本の使用）、第二十二條から第二十五條まで（選挙人名簿の縦覧、確定等）、第三十條（選挙人名簿の再調製）、第三十三條第一項から第四項まで（一般選挙の期日）、第三十四條（その他の選挙の期日）、第六章（第四十條の規定を除く。）（投票）、第七章（開票）、第八章（選挙会）、第八十六條第一項から第三項まで、第七項及び第八項（候補者の立候補の届出等）、第九十條（立候補のための公務員の退職）、第九十一條（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章（第百四條の規定を除く。）（当選人）、第百十條（第一項再選挙）、第百十一條（議員の欠けた場合の通知）、第百十二條第一項、第五項及び第六項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第百十三條（第一項補欠選挙）、第百十五條第一項（合併選挙）、第百十六條（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第百二十九條（選挙運動の期間）、第百三十條（選挙事務所の設置及び届出）、第百三十一條第三項本文（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十八條まで（選挙事務所等の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問）、第百六十一條から第百六十三條まで（個人演説会）、第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）、第百七十八條（選挙期日後のあいさつ行為の制限）、第十五章（第二百四條、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。）（争訟）、第十六章（第二百三十五條第二項、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。）（罰則）、第二百七十二條第一項（施行に関する命令）並びに附則第四項及び第五項の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び都道府県の議会の議員の選挙に関する部分を除き、市町村農業委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次表上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第九十條	前條	農業委員会法第十八條第三項若しくは第四項又は国家公務員法第百二條第二項
第九十一條	第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）又は第八十九條（公務員の立候補制限）	
第九十五條第一項本文 第百十條第一項	各選挙区 当該選挙	農業委員会法第八條第一項の選挙にあつてはその選挙の各区分、同法第九條第一項の選挙にあつてはその選挙
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第百十二條第一項	、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	
第百條第一項	投票は、行わない	投票（農業委員会法第八條第一項の選挙にあつては当該区分の投票）は、行わない

第百十條第一項第三号 第百十三條第一項第五号	六分の一	五分の二
第百十條第二項第二号 第百十三條第二項第四号	地方公共団体の他の選挙	当該市町村農業委員会における他の区分の委員の選挙
第百十一條第一項第二号	地方公共団体の議会の議長	市町村農業委員会の会長
第二百二十條第三項 第二百五十四條	議会の議長	
第百十三條第一項本文	その議員の欠員の数が	農業委員会法第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分ごとにその委員の欠員の数が、同法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつてはその委員の欠員の数が、それぞれ
第百十五條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該市町村農業委員会
第百十六條	議員又は当選人	農業委員会法第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分を通じて委員又は当選人、同法第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては委員又は当選人が、それぞれ
第百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会法第八條第三項に掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければならない	その使用を許可しなければならない
第二百四十一條第二号	第百三十五條	農業委員会法第十三條において準用する第百三十五條
	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙	

第二百五十一條第一項第二百五十四條	運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）
	本章に掲げる罪（第二百四十條（選挙事務所、休憩所等の制限違	農業委員会第十三條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）

第二百五十二條第一項	反）、第二百四十二條（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四條（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）
第二百七十二條第一項	この法律の実施
	第十六章（農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。）に掲げる罪
	市町村農業委員会の委員の選挙

（選任による委員）

第十四條　市町村長は、第八條第一項又は第九條第一項の規定により選挙された委員の外、市町村農業委員会の所掌に属する事項について学識経験を有する者を、五人を限り、委員として選任することができる。

2　市町村長は、第八條第一項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数（第九條第一項の選挙による委員会にあつては、選挙された委員の過半数）が推薦した者についてでなければ、前項の選任をすることができない。

（委員の失職）

第十五條　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百二十七條第一項、第三項及び第四項（被選挙権を有しない議員の失職）並びに第百二十八條（失職の時期）の規定は、市町村農業委員会の委員について準用する。この場合において、同法第百二十七條第一項中「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條」とあるのは「農業委員会法第十三條において準用する公職選挙法第十一條第一項又は第二百五十二條」と、第三項中「第百十七條」とあるのは「農業委員会法第三十九條」と読み替えるものとする。

（委員の解任の請求）

第十六條　市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同項の規定により選挙された市町村農業委員会の委員で当該区分に属するものの全員の解任（第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては、選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、同條の規定により選挙された市町村農業委員会の委員の全員の解任）を市町村の選挙管理委員会に請求することができる。

2　前項の規定による請求があつたときは、市町村の選挙管理委員会は、遅滞なくその旨を告示するとともに、都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長にこれを通告しなければならない。

3　前項の告示があつたときは、第一項の請求に係る委員は、当該告示の日にその職を失う。

4　第一項の規定による委員の解任の請求は、これらの委員の一般選挙の日から六箇月間は、することができない。但し、当該区分に属する委員の全員（第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては委員の全員）が第十一條において準用する公職選挙法第百條第四項の規定により当選人となつた者であるときは、この限りでない。

5　第一項の二分の一の数は、第十二條第一項の規定により調製された選挙人名簿確定の期日においてこれに登載された者の二分の一とし、市町村の選挙管理委員会において選挙人名簿確定後直ちにこれを告示しなければならない。

6　第一項の規定の適用については、同項に掲げる者の登載された選挙人名簿の区分による。

7　公職選挙法第四十二條第一項本文（選挙人名簿の登録と投票）の規定は、第一項の同意又は請求について、同法第二百二條第一項及び第三項（選挙の効力に関する異議の申立及び訴願）、第二百三條（選挙の効力に関する訴訟）、第二百十三條から第二百十六條まで（争訟の処理等）、第二百十九條（選挙関係訴訟にに対する訴訟法規の適用）並びに第二百二十條（選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付）の規定は、第一項から第三項までの規定による解任の効力について準用する。この場合において、同法第二百二條第一項中「当該選挙の日」とあるのは「農業委員会法第十六條第二項の告示の日」と、第二百二十條第三項中「当該議会の議長」とあるのは「当該市町村農業委員会の会長」と読み替えるものとする。

（委員の任期）

第十七條　選挙による委員の任期は、二年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が市町村農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで存在したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなつたときはそのなくなつた日の翌日から、それぞれ起算する。

2　補欠委員は、前任者の残任期間在任する。

3　選挙による委員は、前條の規定による解任及び第十九條の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

4　第十四條第一項の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなつたときは、そのなくなつた日）まで在任する。

（委員の辞任）

第十八條　委員は、正当な事由があるときは、市町村農業委員会の同意を得て辞任することができる。

（選任委員の解任）

第十九條　市町村長は、第十四條第一項の規定により選任した委員について会長から解任すべき旨の請求があつたときは、その請求に係る委員を解任しなければならない。

2　会長は、前項の請求をするには、第八條第一項の選挙による委員会にあつては同項各号の区分に属する選挙された委員のそれぞれ過半数の同意、第九條第一項の選

挙による委員会にあつては選挙された委員の過半数の同意を得なければならない。

（委員の報酬等）

第二十八条　市町村は、市町村農業委員会の委員に対し、報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければならない。

（解散）

第二十九条　都道府県知事は、市町村農業委員会が第七条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を処理するにつき法令の規定に違反しているときは、当該市町村農業委員会の解散を命ずることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会の解散を命ずるには、あらかじめ都道府県農業委員会の意見を聞かなければならない。

（書記）

第三十条　市町村農業委員会に書記を置く。

2　書記の定数は、条例で定める。

3　書記は、市町村農業委員会が任命する。

4　書記は、会長の指揮を受け、委員会の事務に従事する。

第三章　都道府県農業委員会

（組織）

第三十一条　都道府県農業委員会は、会長及び委員をもつて組織する。

2　会長及び委員は、非常勤とする。

（会長）

第三十二条　都道府県農業委員会の会長は、都道府県知事をもつて充てる。

2　第六条第三項及び地方自治法第百五十二条第一項（長の職務の代理）の規定は、都道府県農業委員会について準用する。

3　会長及び前項において準用する地方自治法第百五十二条第一項の規定により会長の職務を行う者が共に欠けたとき又は事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

（所掌事務）

第三十三条　都道府県農業委員会は、当該都道府県の区域内の土地、物件又は権利に関し、第七条第一項に掲げる事項を処理する。

2　都道府県農業委員会は、第七条第二項に掲げる事項を処理することができる。

3　都道府県農業委員会は、左に掲げる事項について都道府県知事に建議し、又は都道府県知事の諮問に応じて答申することができる。

一　第七条第三項各号に掲げる事項に係る総合計画の樹立及び実施に関する事項

二　市町村が行う第七条第三項の総合計画の樹立又はその実施についての調整を図るために都道府県知事が行う勧告等に関する事項

三　農業に関する試験研究及び普及事業に関する事項

（選挙による委員）

第三十四条　第八条の規定は、都道府県農業委員会に準用する。この場合において、同条第六項本文中「区分は、」とあるのは「区分は、選挙権にあつては都道府県農業委員会委員選挙人名簿の、被選挙権にあつては」と、同項但書中「選挙人名簿」とあるのは「市町村農業委員会委員選挙人名簿」と読み替えるものとする。

（委員の選挙権、被選挙権等）

第三十五条　市町村農業委員会の委員（第十四条第一項の規定により選任された委員を除く。）は、当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の選挙権を有する。

2　市町村農業委員会の委員の被選挙権を有する者は、当該市町村農業委員会の設置された市町村を包括する都道府県に設置された都道府県農業委員会の委員の被選挙権を有する。

3　第十八条第二項から第四項まで及び第五項の規定は、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。

（選挙区）

第三十六条　都道府県農業委員会の委員は、各選挙区において選挙する。

2　前項の選挙区及び当該選挙区において選挙すべき第三十六条において準用する第八条第一項各号の区分に属する委員の数は、都道府県知事が都道府県の選挙管理委員会と協議して定め、これを告示する。

3　都道府県農業委員会の委員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、選挙人の住所により定める。

（選挙の管理）

第三十七条　都道府県農業委員会の委員の選挙に関する事務は、都道府県の選挙管理委員会が管理する。

2　農林大臣及び全国選挙管理委員会は、前項の事務について都道府県の選挙管理委員会を指揮監督するものとし、その処分が成規に違反し、又は権限を犯すと認めるときは、これを取り消し、又は停止することができる。

（選挙人名簿）

第三十八条　都道府県の選挙管理委員会は、都道府県農業委員会の委員の選挙を行う場合において、都道府県農業委員会委員選挙人名簿を市町村農業委員会の委員の登載されている市町村農業委員会委員選挙人名簿の登載区分（第八条第六項但書に規定する者については、その規定により定まる区分）に従い、各投票区ごとに調製し、その指定した場所において縦覧に供さなければならない。

2　前項の選挙人名簿には、氏名及びその者の属する市町村農業委員会の名称その他必要な事項を記載しなければならない。

（投票区）

第三十九条　都道府県農業委員会の委員の選挙の投票区は、都道府県の選挙管理委員会が定め、これを告示する。

（開票区）

第四十条　都道府県農業委員会の委員の選挙の開票区は、選挙区の区域による。

2　都道府県の選挙管理委員会は、特に必要があると認めるときは、選挙区の区域を分けて数開票区を設けることができる。

3　前項の場合には、都道府県の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

（公職選挙法の準用）

第四十一条　公職選挙法第八条（特定地域に関する特例）、第十九条第二項（名簿の抄本の使用）、第二十二条第二項（名簿縦覧の場所の告示）、第二十三条（異議の申立）、第二十四条（不服の申立）、第二十五条第二項但書（名簿の修正）、第二十七条第三項（名簿調製期間等の決定）、第三十条（選挙人名簿の再調製）、第三十三条第一項から第四項まで（一般選挙の期日）、第三十四条（その他の選挙の期日）、第六章（第四十条及び第五十七条第二項の規定を除く。）（投票）、第七章（開票）、第八章（選挙会）、第十六条第一項から第三項まで、第七項及び第八項（候補者の立候補の届出等）、第十七条第一項（重複立候補の禁止）、第九十条（立候補のための公務員の退職）、第九十一条（公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合）、第十章（第百四条の規定を除く。）（当選人）、第百十条（再選挙）、第百十一条（議員の欠けた場合の通知）、第百十二条第一項、第五項及び第六項（議員の欠けた場合の繰上補充）、第百十三条（補欠選挙）、第百十五条第一項（合併選

第十九條第二項	前項	農業委員会法第二十八條第一項
第三十條第一項 第三十七條第二項 第三十八條第一項 第六十一條第二項 第七十一條	市町村の選挙管理委員会	都道府県の選挙管理委員会
第三十四條第二項但書	三分の二	それぞれ二分の一
第三十四條第三項	その選挙を必要とするに至つた選挙	その選挙を必要とするに至つた選挙又は農業委員会法第三十四條の解任の効力
第三十七條第二項及び第五項 第六十一條第二項及び第五項 第七十五條第三項及び第五項	当該選挙の選挙権	市町村農業委員会の委員の選挙権
第三十八條第一項及び第二項 第六十二條第一項及び第十項 第八十六條第二項	選挙人名簿	市町村農業委員会委員選挙人名簿
第四十九條第一項第一号	投票区のある郡市の区域外（選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外）	投票区の区域外
第四十九條第一項第二号	投票区のある郡市の区域外	投票区の区域外

第六十二條第二項（第七十六條において準用する場合を含む。）	十人	五人
第六十八條第一項第二号	公職の候補者でない者 第八十七條（重複立候補の禁止）、第八十八條（選挙事務関係の立候補制限）若しくは第八十九條（公務員の立候補制限）	当該区分に属する委員の候補者でない者又は候補者でその属する区分と異なる区分に届出をしたもの 農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十八條第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法第百二條第二項
	その選挙における議員又は委員の定数	その選挙における区分ごとの委員の定数
第八十六條第三項 第九十五條第一項第四号 第百條第一項	当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは議員の定数） その選挙における議員若しくは委員の定数	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十八條第四項若しくは第五項若しくは国家公務員法第百二條第二項
第九十條	前條	その選挙の各区分
第九十一條	第八十八條（選挙事務関係者の立候補制限）又は第八十九條（公務員の立候補制限）	
第九十五條第一項本文 第百十條第一項	各選挙 当該選挙	
	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたもの	

挙）、第百十六條（議員又は当選人がすべてない場合の一般選挙）、第百二十九條（選挙運動の期間）、第百三十條（選挙事務所の設置及び届出）、第百三十一條第三項本文（選挙事務所の数）、第百三十二條から第百三十八條まで（選挙事務所等の設置の制限、選挙事務関係者等の選挙運動の禁止、戸別訪問）、第百六十一條から第百六十三條まで（個人演説会）、第百六十六條（特定の建物及び施設における演説の禁止）、第百七十八條（選挙期日後のあいさつ行為の制限）、第十五章（第二百四條、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。）（争訟）、第十六章（第二百三十五條第二項、第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第九号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十一條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。）（罰則）並びに第二百七十二條第一項（施行に関する命令）の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除き、都道府県農業委員会の委員の選挙について準用する。この場合において、次表の上欄に掲げる同法の規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第九十七條第二項	があるとき又はこれらの事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき	、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるとき又は当該議員の選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項（同点者の場合）の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるとき
第百十二條第一項	投票は、行わない。	当該区分の投票は、行わない。
第百十條第一項	二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。	それぞれ二分の一をこえるに至つたとき。
第百十條第二項第二号 第百十三條第二項第四号	地方公共団体の他の選挙	当該区分以外の区分の委員の選挙
第百十一條第一項第二号	地方公共団体の議会の議長	都道府県農業委員会の会長
第二百二十條第三項 第二百五十四條	議会の議長	都道府県農業委員会の会長
第百十三條第一項本文	その議員の欠員の数が	その区分による委員の欠員の数が
第百十五條第一項第三号	同一の地方公共団体	当該都道府県農業委員会

（委員の解任の請求）

第三十四條　市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その者の属する第八條第一項各号の区分に属し、その者と同一の選挙区において市町村農業委員会の委員の選挙権を有する者の二分の一以上の同意を得て、当該選挙区において選挙された都道府県農業委員会の委員で当該区分に属するものの全員の解任を都道府県の選挙管理委員会に請求することができる。

2　第十六條第二項から第七項までの規定は、前項の場合に準用す

第百十六條	議員又は当選人が	各区分を通じて委員又は当選人が
第百三十五條	第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者	農業委員会法第二十七條第三項において準用する同法第十八條第四項に掲げる者
第百六十一條第二項	必要な設備をしなければならない	その使用を許可しなければならない
第二百四十一條第二号	第百三十五條	農業委員会法第三十一條において準用する第百三十五條
第二百五十一條第一項 第二百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）	農業委員会法第三十一條において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十條（選挙事務所、休憩所等の制限違反）、第二百四十二條（選挙事務所設置の届出違反）、第二百四十四條（選挙運動に関する各種制限違反、その二）及び第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）の罪を除く。）	第十六章（農業委員会法その他の法律において準用する場合を含む。）に掲げる罪
第二百七十二條第一項	この法律の実施	都道府県農業委員会の委員の選挙

る。この場合において、同條第二項中「都道府県知事、市町村長及び市町村農業委員会の会長」とあるのは「都道府県知事」と、同條第二項及び第五項中「市町村の選挙管理委員会」とあるのは「都道府県の選挙管理委員会」と、同條第七項中「並びに第二百二十條」とあるのは「並びに第二百二十條第一項、第二項及び第三項前段」と読み替えるものとする。

（専門調査員）

第三十五條　第二十三條第三項に掲げる事項を調査審議するため特に必要があるときは、都道府県農業委員会に専門調査員を置くことができる。

2　専門調査員は、都道府県農業委員会の請求により都道府県知事が任命する。

3　専門調査員は、非常勤とする。

（市町村農業委員会の規定の準用）

第三十六條　第十四條、第十五條、第十七條から第二十條まで、第二十一條第一項及び第二十二條の規定は、都道府県農業委員会に準用する。この場合において、第十四條及び條十九條中「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、第二十條中「市町村」とあるのは「都道府県」と、同條中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と、第二十一條第一項中「都道府県知事」とあるのは「農林大臣」と読み替えるものとする。

（市町村農業委員会代表者会議）

第三十七條　都道府県知事は、都道府県農業委員会の請求があつた場合において必要と認めるときは、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域に係る第七條第三項又は第二十五條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めるものについて調査審議し、その意見を都道府県農業委員会に答申すべきことを求めることができる。

2　前項の代表者会議は、会長及び当該区域内の市町村農業委員会が委員会ごとに委員のうちから指名する代表者をもつて組織する。

3　会長は、都道府県知事が、その職員又は前項の代表者のうちから任命する。

4　前二項に定めるもの外、市町村農業委員会代表者会議の組織に関し必要な事項は、都道府県知事が、都道府県農業委員会の意見を聞いて定める。

第四章　会議

（会議の招集）

第三十八條　市町村農業委員会又は都道府県農業委員会（以下「委員会」という。）の会議は、会長が招集する。但し、市町村農業委員会の委員の一般選挙の後最初に行われる会議は、市町村長が招集する。

2　会長は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

（会議の成立）

第三十九條　委員会の会議は、都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては同項各号の区分に属する在任委員のそれぞれ過半数、第九條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては在任する選挙による委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

2　都道府県農業委員会及び第八條第一項の選挙による市町村農業委員会にあつては、同項各号の区分の一に属する委員の全員が欠員となつた場合には、会議を開くことができない。

3　都道府県知事が第七條第一項に掲げる事項を処理させる緊急の必要があると認めたときは、前二項の規定にかかわらず、委員会の会議を開くことができる。

（議決の方法）

第四十條　委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（議事参與の制限）

第四十一條　委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参與することができない。但し、その結果第三十九條の規定により委員会の会議を開くことができなくなる場合において、都道府県知事が当該事項を処理させることを相当と認めたときは、この限りでない。

（小作官等の委員会への出席）

第四十二條　農林大臣又は都道府県知事は、小作官、小作主事その他の関係職員を委員会に出席させ、第七條第一項又は第二項に掲げる事項に関して意見を述べさせることができる。

（会議の公開）

第四十三條　委員会の会議は、公開する。

（議事録）

第四十四條　会長は、議事録を作製し、これを縦覧に供さなければならない。

（会議の規則）

第四十五條　委員会の会議に関する事項は、法令に別段の定がある場合を除き、委員会が定める。

第五章　雑則

（兼職の禁止）

第四十六條　市町村農業委員会の委員と都道府県農業委員会の委員とは、兼ねることができない。

2　都道府県農業委員会の委員は、都道府県の議会の議員と兼ねることができない。

（報告、調査等）

第四十七條　委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは書記に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2　前項の規定により立入調査をする委員又は書記は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3　第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4　第一項の規定による委員会の求めにより出頭した者に対しては、條例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。

（公簿等の閲覧）

第四十八條　委員会の委員及び書記は、登記所又は市町村の事務所について、無償で、委員会の所掌事務を行うため必要な簿書の閲覧又は謄写を求めることができる。

（関係庁の協力）

第四十九條　農林大臣、都道府県知事及び市町村長は、委員会からその所掌事務に関して請求があつたときは、これに対し、助言を與え、資料を提示し、その他必要な協力をするように努めなければならない。

（議決の再議及び取消）

第五十條　都道府県知事は、委員会の議決（決定、裁定及び裁決を含む。以下本條において同じ。）が法令に違反し、又は著しく不当であるときは、理由を示してその再議を命ずることができる。但し、議決のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

2　前項の規定による市町村農業委員会の議決がなお法令に違反し、

又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、都道府県農業委員会の議を経てこれを取り消すことができる。

3　第一項の規定による都道府県農業委員会の議決がなお法令に違反し、又は著しく不当であるときは、都道府県知事は、農林大臣に対し、その取消を請求することができる。

4　第一項但書の規定は、前二項の場合に適用する。

5　農林大臣は、第三項の規定による請求を受けた場合において当該請求を相当と認めたときは、その議決を取り消すことができる。但し、請求のあつた日から六十日を経過したときは、この限りでない。

（取消すべき処分の確認）

第五十一条　委員会は、第七条第一項に掲げる事項に関する処分の取消をしようとするときは、当該処分が取り消すべき処分であることについて、あらかじめ都道府県知事の確認を得なければならない。

（境界の変更の場合の特例）

第五十二条　市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村の区域が、従前の市町村に設置された市町村農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該市町村の市町村農業委員会は、当該市町村農業委員会となつて存続する。

2　市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各市町村農業委員会の区域を区域としてそれぞれ市町村農業委員会が置かれるときは、従前の市町村農業委員会は、当該区域を区域とする市町村農業委員会となつて存続する。

3　前二項の場合においては、都道府県知事は、その旨を告示しなければならない。

（特別区等の特例）

第五十三条　この法律中市町村に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区に、地方自法第百五十五条第二項（区を設ける市）の市にあつては区に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合にこれを適用する。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行の際○農業委員会法の改正前の農地調整法第十七条ノ二第三項の規定により地区農地委員会の置かれている市町村があるときは、当該市町村に、第三条第二項の規定により当該地区農地委員会の置かれている区域を区域とする市町村農業委員会が置かれたものとみなす。

3　この法律の施行後最初に行われる市町村農業委員会の選挙に関しては、自作農創設特別措置法施行令（昭和二十一年勅令第六百二十一号）第一条第三号及び第四号に掲げる事由は、第二条第三項第三号に掲げる事由とみなす。

4　この法律の施行後最初に行われる都道府県農業委員会前項の選挙により都道府県農業委員会が成立するまでは、第三条第四項中「都道府県農業委員会」とあるのは「都道府県農地委員会」と読み替えるものとする。

5　この法律の施行後最初に行われる市町村農業委員会第三項の選挙に関しては、第八条第五項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）及び第十一条第一項第二号中「市町村農業委員会」とあるのは「市町村農地委員会（地区農地委員会を含む。）」と読み替えるものとする。

6　第二項の選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の公布の日から起算して市町村農業委員会にあつては五箇月、都道府県農業委員会にあつては六箇月以内でなければならない。

7　第四項の選挙に用いる市町村農業委員会委員選挙人名簿の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間は、第十二条及び第十三条の規定にかかわらず、政令で定める。

8　昭和二十六年度においては、前項の選挙人名簿の外、第十二条の規定による市町村農業委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

9　第十三条及び第三十三条において準用する公職選挙法第六十二条（同法第七十六条において準用する場合を含む。）に規定する立会人については、昭和二十七年三月三十一日までは、第十三条及び第三十三条の表の下欄中「五人」とあるのは「三人」と読み替えるものとする。

10　第四項の選挙により市町村農業委員会が成立する日（第二条第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同条第五項の公告の日）までは、第七条第三項の規定による市町村農業委員会の事務は、当該市町村の市町村農業調整委員会（地区農業調整委員会を含む。以下同じ。）が行うものとし、第三項の選挙により都道府県農業委員会が成立する日までは、第二十五条第三項第一号及び第二号の規定による都道府県農業委員会の事務は、当該都道府県の都道府県農業調整委員会が行うものとする。

11　食糧確保臨時措置法（昭和二十三年法律第百八十二号）第十二条から第二十四条まで及び第二十七条並びにこれらに基く命令の規定は、市町村農業調整委員会又は都道府県農業調整委員会が前項の事務を行うため必要な範囲内において、同法附則第三項本文の規定にかかわらず、前項の日までなおその効力を有する。

12　○第四項又は第三項の選挙により市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立する日の前日において市町村農地委員会（地区農地委員会を含む。）若しくは市町村農業調整委員会の書記又は都道府県農地委員会若しくは都道府県農業調整委員会の書記である者は、市町村農業委員会又は都道府県農業委員会が成立した日に、それぞれ第二十二条第一項の規定により市町村農業委員会に置かれた書記又は第三十六条において準用する第二十二条第一項の規定により都道府県農業委員会に置かれた書記となる。

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業委員会法の施行に伴い、関係法令の整理を行おうとするのである。

その関係法令の主要なるものは次のとおりである。

1　農地調整法

2　農地調整法の一部を改正する法律

3.　自作農創設特別措置法

4　土地改良法

5　小作調停法

6　自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨は適切と認めるが、農業委員会法案の修正議決に伴い、別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

農業委員会法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

（農地調整法の一部改正）

第一條　農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第四條第一項中「市町村農業委員会」の下に「（農業委員会法第二條第三項ノ規定ニ依リ市町村農業委員会ヲ置カザル市町村ニ在リテハ市町村長以下同ジ）」を加える。

第十四條ノ八第三項及び第四項を削る。

第十五條から第十五條ノ二十六までを削り、第十五條ノ二十七を第十五條とする。

第十五條ノ二十八を削り、第十五條ノ二十九を第十五條ノ二とする。

第十五條ノ三十から第十五條ノ三十四までを削る。

第十七條ノ二を次のように改める。

第十七條ノ二　本法中市町村又ハ市町村長ニ関スル規定ハ特別区ノ存スル地ニ在リテハ特別区又ハ特別区ノ区長ニ、地方自治法第百五十五條第二項ノ市ニ在リテハ区又ハ区長ニ、全部事務組合又ハ役場事務組合ノ存スル地ニ在リテハ組合又ハ組合管理者ニ之ヲ適用ス

第十七條ノ三を削り、第十七條ノ四及び第十七條ノ五をそれぞれ第十七條ノ三及び第十七條ノ五とし、第十七條ノ六中「第十七條ノ四」を「第十七條ノ三」に改め、同條を第十七條ノ五とする。

（農地調整法の一部を改正する法律の一部改正）

第二條　農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会（農業委員会法第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）」に改め、附則第三條第二項から第六項まで、第四條及び第六條第一項中「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

附則第六條第二項を次のように改める。

前項の命令で定める時期までに第九條第三項及び前項の規定によつてした都道府県知事の許可又はこれに対する申請は、当該時期以後は、それぞれ市町村農業委員会の承認又はこれに対する申請とみなす。

（自作農創設特別措置法の一部改正）

第三條　自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第三條第一項第一号中「市町村農業委員会」を「市町村農業委員会（農業委員会法第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）」を加える。

第四十八條　農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村についてのこの法律の適用に関しては、第三條第一項、第四條（第四十條の二第五項において準用する場合を含む。）、第七條第二項（第四十條の四第五項において準用する場合を含む。）及び第四十條の二第一項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村農業委員会の区域」と、第三條第一項第一号、第四十條の二第一項第一号、同條第五項及び第四十條の四第五項中「隣接市町村の区域」とあるのは、「隣接市町村の区域又は当該市町村農業委員会の区域に隣接する当該市町村の他の市町村農業委員会の区域」と、第六條第五項（第十五條第三項において準用する場合を含む。）、第十八條第四項（第二十九條第二項及び第四十一條第三項において準用する場合を含む。）、第三十八條第二項において準用する第三十一條第四項及び第四十條の四第四項中「市町村の事務所」とあるのは、「当該市町村農業委員会の事務所」と読み替えるものとする。

（土地改良法の一部改正）

第四條　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第三條第一項第二号中「市町村農業委員会に対し」を「市町村農業委員会（農業委員会法（昭和二十六年法律第　号）第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）に対し」に改める。

第九十七條第一項中「一の市町村の区域内」を「一の市町村の区域（農業委員会法第二條第二項の規定により二以上の市町村農業委員会が置かれている市町村については、当該市町村農業委員会の区域。本項及び次項において同じ。）内」に、同項中「市町村の農地委員会」を「市町村農業委員会」に、同條第二項中「一市町村」を「一の市町村」に改める。

第百八條第三項中「市町村又は」を削る。

第百二十五條中「、市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会の設けられている市町村の地区にあつては地区農地委員会に」を削る。

（自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の一部改正）

第六條　自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令（昭和二十五年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

「市町村農地委員会」を「市町村農業委員会」に、「都道府県農地委員会」を「都道府県農業委員会」に改める。

第二條第一項中「（地区農地委員会を含む。以下同じ。）」を「（農業委員会法（昭和二十六年法律第　号）第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）」に改める。

附　則

1　この法律は、農業委員会法（昭和二十六年法律第　号）の施行の日から施行する。

2　市町村農地委員会（地区農地委員会を含む。以下同じ。）は、農業委員会法の規定により当該委員会の管轄区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立する日（同法第二條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。）まで、都道府県農地委員会は、同法の規定により当該都道府県の都道府県農業委員会が成立する日までは、第一條の規定にかかわらず、それぞれなお存続するものとし、その

日までは、第一條から第八條までに掲げる法令の適用については、当該市町村農地委員会又は都道府県農地委員会に関しては、それぞれなお従前の例による。

3　第一條から第八條までに掲げる法令又はこれらに基く命令の規定により市町村農地委員会又は都道府県農地委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに対してした処分、手続その他の行為は、農業委員会法の規定により当該市町村農地委員会の区域を区域として一又は二以上の市町村農業委員会が成立した日（同法第二三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、同條第五項の公告の日。以下同じ。）又は当該都道府県の都道府県農業委員会が成立した日以後は、それぞれこれらの規定又はこれらに相当する農業委員会法若しくは同法に基く命令の規定により当該市町村農業委員会（二以上の市町村農業委員会が成立したときは、これらの委員会のうち都道府県知事の指定するものとし、同法第二三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長とする。）又は当該都道府県農業委員会がした処分、手続その他の行為又はこれらに対してした処分、手続その他の行為とみなす。

4　農業委員会法の規定により市町村農業委員会が成立した日以後同法の規定により都道府県農業委員会が成立する日までは、当該市町村農業委員会（同法第二三條第三項の規定により市町村農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下本項において同じ。）の所掌事務に関し、法令の規定により都道府県農業委員会に対してなすべき手続その他の行為は、第一條から第八條までに掲げる法令の規定にかかわらず、都道府県農地委員会に対してするものとし、都道府県農地委員会が法令の規定により市町村農地委員会に対してなすべき手続その他の行為は、市町村農業委員会に対してするものとする。

5　農業委員会法の規定により都道府県農業委員会が成立した場合において当該都道府県の区域内に第二項の規定により市町村農地委員会がなお存続しているときは、当該市町村農地委員会が同項の規定により都道府県農地委員会に対してなすべき手続その他の行為は、都道府県農業委員会に対してするものとする。

6　農業委員会法の規定により都道府県農業委員会が成立した場合において当該都道府県の区域内に第二項の規定により市町村農地委員会がなお存続しているときは、当該市町村農地委員会が同項の規定により都道府県農地委員会に対してなすべき手続その他の行為は、都道府県農業委員会に対してするものとする。

臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における内外の経済状勢の推移に対処するために、改正しようとするのであつてその主要なる改正点は次のとおりである。

1　同法の有効期間一年間延長する。

2　物資需給調整審議会を設置する。

3　同法に基く主務大臣の権限を縮小する。

二　議案の可決理由

現下の経済状勢にかんがみ、適当なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十九日

経済安定委員長　國司　安正

衆議院議長林讓治殿

在外公館等借入金の返済の準備に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

在外公館等借入金の返済を昭和二十六年度中に開始することとし、返済に関し必要な事項を定める法律案をこの法律施行後最初に召集される国会に提出するとともに、右の返済に関する法律案に織り込むべき事項のうち、最も重要であり又困難な問題であるところの借入金を表示する現地通貨の評価について特に諮問機関を設置して、評価に関する事項を調査審議させることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

在外公館等借入金整理準備審査会法の規定に基き、国の債務として承認された在外公館等借入金について、返済のため必要な立法措置を講ずることは、適切必要なことと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

保税倉庫法及び保税工場法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

保税倉庫法及び保税工場法の運用の状況にかんがみ、保税倉庫業者の保管貨物についての輸入税に関する責任を緩和し、その輸入税の担保の種類を拡張するとともに、保税倉庫及び保税工場の特許手数料の徴収の根拠を明確にし、あわせて罰則に関する規定の整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

近時の保税倉庫及び保税工場の運用の状況にかんがみ、これらの正規の利用を助長し、わが国貿易の発展に資せしめるため、極めて適切妥当な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

企業再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別経理会社の再建整備計画の認可後における経済事情の変化等により、資本の増加、第二会社株式の処分、資産の処分等が予定通り行えないため、未だ整備計画の実行が完了していないものが少くないので、この際特別経理会社の指定解除の條件を緩和し、整備計画の速やかな実行完了を期しようとするものである。

二　議案の可決理由

特別経理会社の決定整備計画の実行完了を促進するとともに、商法の一部を改正する法律の施行に伴い規定を整備するために、本案は適切妥当であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

電信電話料金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電話に関する料金のうち、装置料及びこれと同性質の料金を所要の工事費実費まで引き上げ、市外専用電話の時間専用の端末設備料を廃し、その端末維持料の年額を日額に改めるとともに、新たに一般放送事業者の市外線専用料を、現在の新聞社、日本放送協会等と同額に定めようとするものであつて、その概要は次のとおりである。

(1)

	（現行）	（改正額）
装置料等		
加入申込受理、電話機構外移転、加入の所属変更、災害電話の復旧の各場合	千五百円	四千円
専用電話の電話機の構外移転の場合	六百円	四千円
臨時電話の加入申込受理の場合	千二百円	三千二百円
電話機の構内移転又は一時撤去、加入者が電話線を建設供給して行う同一建物内の電話機の構外移転の各場合	七百円	千五百円
専用電話の電話機の構内移転の場合	四百二十円	千五百円
増設電鈴又は附属物品の構内移転又は一時撤去の場合	四百円	五百円
専用電話の増設電鈴又は附属物品の移転の場合	二百四十円	五百円
専用電話の電話機移転について引込線不要のものに対する減額	百八十円	二千五百円

(2)

	（現行）	（改正要）
1 端末設備料金		
時間専用の端末設備料	五万二千八百円	不要
時間専用の端末維持料	年七千二百円	日二百四十円
2 市外線専用料	（一般）（新聞社、通信社及び放送事業者）	
	算定基準に対する倍率	算定基準に対する倍率
長期専用の場合	二〇〇	五三
短期専用の場合	二四〇	一六〇

二　議案の可決理由

現下の情勢において電話料金を合理化するため本改正は妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

〔第二十三号参照〕

外資に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

外国投資家の投資を容易にして外資導入を図るため、外国投資家の株式又は持分の取得の制限を緩和するとともに、外資に関する法律の施行前に外国投資家が取得した株式又は持分に係る配当金について、その外国へ向けた支拂を確保する措置を講じようとするのである。

二　議案の可決理由

日本経済の自立と健全なる発展を図るためには、民間外資の導入が一層促進される必要があるにかんがみ、本案は、適当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

経済安定委員長　國司　安正

衆議院議長林讓治殿

国土調査法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するため、国土の実態を科学的且つ総合的に調査しようとするのであつて、その主要なる内容は次のとおりである。

1　国土調査とは、基本調査、土地分類調査、水調査及び地籍調査をいい、国と地方公共団体とがそれぞれ適当な部面を担当して事業の完遂を図る。

2　国土調査に関する業務は、経済安定本部が統轄し、経済安定本部に国土調査審議会を設け、重要事項について調査審議する。

3　国土調査が実施される都道府県に都道府県国土調査委員会を設置する。

4　国土調査の結果、作成された地図及び簿冊について、認証制度を受ける。

二　議案の可決理由

国土資源を最大限に活用し、国民経済の基礎を充実させ、国土の人口扶養力を強化するため、適当なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

一六八、二四七、〇〇〇円が昭和二十六年度一般会計予算に計上してある。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　國司　安正

衆議院議長林讓治殿

外国為替資金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府の行う外国為替等の集中のための売買につき、従来外国為替特別会計を置き、同会計においてこれに伴う一切の収支を予算に計上して経理して来たのであるが、今回更にその円滑を期するため、新たに外国為替資金を置き、外国為替等の売買を本資金の運用として行うこととし、その運営に関する経理を一般会計と区分して行うため、外国為替資金特別会計を設置することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

政府の行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするため、本案は、極めて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

緊要物資輸入基金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特殊需要に応ずるため、緊急に取得することを必要とする外国で生産された物資の取得及び売拂を円滑にする目的をもつて緊要物資輸入基金を置き、一般会計からの繰入金をもつてこれに充てることとし、その運用に関する経理を一般会計と区分して行うために、緊要物資輸入基金特別会計を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

政府の行う緊急に需要する物資の輸入及び売拂を円滑にするために、本案は、極めて適切なる措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

農業共済再保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業共済再保険特別会計に新たに再保険金支拂基金勘定を設け、異常災害の発生に伴つて生ずることのある農業勘定における再保険金の支拂財源の不足に充てるため、一般会計からの繰入金を再保険金支拂基金勘定に繰り入れ、その農業勘定における再保険金の支拂財源の不足が生じた場合に、再保険金の支拂基金勘定からその不足を補てんすることが

できることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

農業勘定における再保険金の支拂の円滑化を図るため、本案は、極めて適切妥当であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律案（夏堀源三郎君外二十三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本製鉄八幡共済組合の年金受給者について、年金受給事由の発生が官業時代であると民営時代であるとを問わず、年金額増加分のうち官業在職期間に相当する部分の二分の一を国庫負担とすることとし、その交付方法としては一時交付を取りやめて、毎年四半期に交付することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

第九回国会において、官業共済組合時代の退職者に対して、国がその年金額の改定に伴い、必要となる責任準備金の増額分に相当する金額を同共済組合に対し交付する法律的措置が講じられたが、国庫負担につき更に特別の措置を講ずる必要があるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

結核予防法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

結核がわが国の国民病といわれる程にまん延し、その害が各個人のみならず社会全般に及んでおり、ひいては国民経済にまで悪影響を與えているので、B・C・Gによる発病防止、ツベルクリン反応検査、エックス線検査による患者の早期発見及び外科手術、人工気胸術、ストレプトマイシン、その他現代医学の長所を充分活用するとともに、社会保障制度の一環として患者の医療費の負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及を図り、わが国の結核撲滅を期せんとするのが本案の目的である。

主なる内容は

第一　最も結核にかかり易い状態にある一定範囲の国民に対して毎年定期の健康診断を行うべきことを規定したこと。なお、都道府県知事及び保健所を設置する市の市長に対して結核に感染し易い職業の者、患者と同居する者等特に感染のおそれの多い対象について定期外の健康診断を随時実施する権限を與え、もつて患者発見の完璧を期したこと。

第二　三十歳未満の全国民に対して定期又は定期外に予防接種を行うべきことを規定したこと。

第三　現行法によつてなされる医師の届出が結核対策上充分に活用されていないので、これを改め、居住地の保健所において患者を登録し、必要に応じて家庭訪問指導を行わせることとしたこと。

第四　結核の治療は相当長期にわたり、従つて多大の経費を要するので、結核を早期に発見するとともに、最も著効のあるとされている医療数種を選んで、その適応症の患者に対し公費をもつて医療費の半額を負担することにしたこと。医療の種類としては、差し当り胸部外科手術、人工気胸、ストレプトマイシン及びパスの投與等が考えられている。

第五　厚生大臣が地方公共団体に対して結核療養所の新設及び拡張を勧告した場合、これに対し国庫から二分の一の補助をなし、又営利を目的としない法人に対しても補助し得るよう規定したこと。

第六　その他現行結核予防法と同じく医師の患家に対する指示義務、都道府県知事の行う予防措置の指示、結核を伝染させるおそれのある患者の従業禁止、入所命令の規定、これらの患者に対する医療費の公費負担等の規定を設け、又結核対策全般に関する厚生大臣の諮問機関として結核予防審議会を置くこととしておること等である。

二　議案の可決理由

社会保障制度の一環として患者の医療費負担を軽減し、もつて結核の予防と患者に対する適正医療の普及を図り、わが国の結核撲滅を期せんとすることは最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度予算において十一億三千三百八万円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

予防接種法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

伝染病予防対策として、予防接種を一層普及徹底させようとするのが本改正案の目的である。

その要旨は

1　予防接種の普及に伴い、従来の市町村長の行う接種の外に一般医師の接種をも法律上有効なものと認め、その事実を証する証明書等の授受手続を規定したこと。

2　疾病、その他、やむを得ない事故のため、予防接種を受けられなかつた者に対して事故消滅後に予防接種を受ける義務を課したこと。

二　議案の可決理由

伝染病予防対策上、時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

船員保険法の一部を改正する法律案（丸山直友君外二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船員保険制度は数次にわたり改正されたのであるが、本年度よりは養老年金の支給が開始せられるので、最近の経済情勢にかんがみ養老年金支給額の増額を図るため、その計算の基礎となる平均標準報酬月額を昭和二十一年四月一日以後の被保険者であつた期間の平均標準報酬月額に改めようとするのである。

二　議案の可決理由

現下の経済情勢にかんがみ時宜に適した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

精神衛生法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法の円滑なる運営を期するため次のごとき改正を行わんとするのである。

1　精神衛生審議会に十五名の正式委員の外、必要がある場合に臨時委員を設けることができる

こと。
2　市町村長が保護義務者になつた場合の医療保護に要する費用は、その全額を都道府県の負担として、特別な取扱をするようになつているが、私人が保護義務者である場合となん等区別すべき理由もないので、この費用負担の條項を削除したこと。
3　検察官の通報義務に関する規定につき、誤解を生じないようその表現を改めたこと。
二　議案の可決理由
精神衛生法の円滑なる運営を期するため、時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十日
厚生委員長　松永　佛骨
衆議院議長林譲治殿

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
中小企業等協同組合法には、商法の株式会社法の規定を準用している。しかるに改正商法が本年七月一日より施行されるに伴い、必然的に中小企業等協同組合法も一部改正を要することとなつたのである。
なお、中小企業等協同組合法施行後の経験にかんがみ、次の改正を行おうとするものである。
1　理事会制度を設け、組合の業務執行の決定と、組合を代表すべき理事を各々選挙すること。
2　監事の権限を会計監査に限定したこと。
3　理事の責任は任務を怠つた場合にのみ責任を追求すること。
4　定款の認証は行政庁がすること。
5　組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認められた場合は、行政庁は報告書の提出、調査等をなし、更に必要な場合は、組合の業務又は会計の状況を検査しうるものとしたこと。
二　議案の可決理由
現在二万を数える組合中には一時的便利主義の下に結成され、その運営も一、二人によつて行われ、法律の趣旨に違反しているむきも多々あるのである。かかる現状では今後益々組合の健全な発展は望み得ないところである。組合のよりよき進展に資するため、本案は、適切妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十日
通商産業委員長　小金　義照
衆議院議長林譲治殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の主なる点の第一は、昭和二十六年度予算の内容に即応して、行政機関職員定員を増減しようとするものであり、減の主なるものとしては、経済統制関係、農林統計調査関係、国税徴収関係、電波監理関係等であり、増の主なるものとしては、電信電話の施設の拡充関係、海上保安関係、食糧配給公団廃止に伴う食糧配給事務関係、失業保険業務関係、国立結核療養所関係等であつて、総定員において、八七五、八三三人を八八七、二七七人に改め、差引き一、四四四人増員しようとするものである。
第二は、電気通信省の本省及び税関の特派官吏の定員で、必要ある場合には、政令で増加することができる便宜的措置を廃止し、一般の定員の場合と同様に取扱うことに改めようとするものである。
第三は、終戦処理費等の支弁に係る職員の定員二、四七六人を三、〇五五人に増員しようとするものである。
第四は、定員減少の場合の措置として、六月末日まで、一率に三箇月の猶予期間を設ける外、比較的多数の減員が行われる行政機関にあつては、なお九月末日までを猶予期間とする二段階に分けて、減員しようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、行政機関の所掌事務の増減に即応して、行政機関職員定員の適正化を図ろうとするものであり、必要にして且つ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十二日
内閣委員長　木村　公平
衆議院議長林譲治殿

大蔵省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、従来、主税局において取扱つていた税外諸収入の事務を大臣官房の所掌とすること、会計制度の統一的運営と国の会計事務職員の資質向上を図るための研修を主計局において行うことを明らかにすること、洗令の改正等に伴い管財局及び銀行局の所掌事務に関する規定を実体に即して整備すること、並びに国税徴収事務の増加に対応して、国税庁の内部機構について総務部を廃して、新たに長官官房及び徴収部を設けるとともに、特別な職として次長一人を置き、又、監察官六十人を増加しようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、その所掌事務の整備充実を図るため、必要且つ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十二日
内閣委員長　木村　公平
衆議院議長林譲治殿

法務府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、広島拘置支所及び横須賀刑務支所の二箇所の分監を監獄に、少年院の分院のうち十一箇所を本院に、それぞれ昇格せしめるとともに、八王子少年刑務所及び北方刑務所を医療刑務所と改める外、実際にもつぱら医療を実施している少年院について、一様に医療少年院と改称しようとするものである。
二　議案の可決理由
本案は、その施設運営上、必要且つ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十二日
内閣委員長　木村　公平
衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、公共船員職業安定所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本件は、最近における船員需給の実状にかんがみ、船員職業安定法に基く公共船員職業安定所を室蘭市外十一箇所に設置する必要があるので、その設置について国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
本件は、船員職業安定業務の敏活化を図るため適切なるものと認め、承認を與えるべきものと議決した次第である。
三　本件施行に要する経費
昭和二十六年度予算において約三、三六七、〇〇〇円を計上している。
右報告する。

昭和二十六年三月二十二日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行食糧管理法は、その制定以来、食糧情勢に対応して数次の改正を経て来たが、近時の食糧需給の好転に伴い、食糧統制の大幅な緩和を根本として、供出割当制度、政府買入方式に所要の改正を加えようとするのが本改正案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　いも類、雑穀等については、すでに配給統制、価格統制を全面的に廃止しているので主要食糧からこれらを削除し、且つ、いも類の売渡申込制をも廃止したこと。

2　麦については、生産者が命令の定めるところにより政府に対して売渡の申込を行つたときは、政府はこれを一定価格で買入れなければならないことにしたこと。但し、食糧確保のため特に必要があると認めた場合には、政府は売渡し命令を発し得ることとしている。

3　食糧配給公団は本年四月一日で解散となるので、同公団の組織規定をはじめ関係箇所を削除または改変したこと。

4　米の生産者に対する政府買入数量の指示手続については、別に「食糧の政府買入数量の指示に関する法律案」に規定されているところであるから、この法案と適合するよう、米の生産者の政府への売渡義務の規定を書き改めたこと。

5　種子用米穀については、必要のある場合には、農林大臣が一般の米穀管理の特例を設けうることとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、現下の食糧事情の緩和にかんがみ、農民の要望にこたえて、食糧需給の円滑を図る上に適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

主要食糧農産物の政府買入数量については、従来、食糧確保臨時措置法に基き、事前に生産数量とあわせて指示していたが、食糧確保臨時措置法が限時法であつて、本年三月三十一日をもつて失効するので、今年度以降のものについては、現下の食糧情勢に則応し、また「食糧管理法の一部を改正する法律案」の規定に関連して、新たに政府買上手続規定を制定する必要があり、その措置を講じようとするのが本案の目的である。

その要旨は、従来の事前割当制度に代り、収穫見込高がおおむね判明する時期に政府買入数量を指示するいわゆる事後割当制度を採るということにあり、内容の主なものは次のとおりである。

1　食糧の政府買入数量に関する行政庁の指示権についてその規定を掲げていること。

2　食糧の政府買入数量の指示又は変更について、農林大臣の諮問機関として「米穀買入審議会」を設置したこと。

3　「農業委員会法案」に規定する都道府県農業委員会、市町村農業委員会代表者会議及び市町村農業委員会を、それぞれ都道府県知事及び市町村長の食糧政府買入数量指示に関する諮問機関としたこと。

4　指示数量について生産者に異議があるときは、食糧確保臨時措置法の場合とほぼ同様の規定を設けて、異議の申立を認めることとしたこと。

5　収穫見込高に基いて指示した数量が、実収高に比して著しく差異があつた場合は、農林大臣が減額または増額を指示しうることとし、従来の増額補正に関する「食糧確保のための臨時措置に関する政令」はこれを廃止したこと。

6　従来も行われていた地方補正に関する規定を明確に設けたこと。

7　「食糧管理法の一部を改正する法律案」と関連して、麦の生産者に対する政府への売渡し命令規定を発動した場合には、麦の生産者についてこの法律の規定を準用することとしたこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、食糧確保臨時措置法の失効に伴い、政府の食糧買入規定を制定すべきときにあたり、現下の食糧情勢を勘案して、適切な措置と認めるが、農業委員会法案の修正議決に伴い、條文を整理する必要があるので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

(かな及び――は修正)

〔別紙〕

食糧の政府買入数量の指示に関する法律案の一部を次のように修正する。

(都道府県知事の指示)

第三條　都道府県知事は、前條第一項の規定による農林大臣の指示を受けたときは、遅滞なく、その指示された数量につき、左の各号のいずれかの方法により市町村別の政府買入数量を定め、これを当該市町村長に指示する。

一　都道府県知事の定める区域について、その区域の収穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して当該区域の政府買入数量を決定した後、当該区域について農業委員会法(昭和二十六年法律第　号)第三十七條第二項の規定により市町村農業委員会代表者会議を招集し、当該区域内の市町村別の収穫見込高に基き、市町村農業委員会代表者会議の意見を聞き、その意見を尊重して市町村別の政府買入数量を定める。

二　市町村別の収穫見込高に基き、都道府県農業委員会の意見を聞き、その意見を尊重して、直接に市町村別の政府買入数量を定める。

2　都道府県知事は、前項の規定により市町村農業委員会代表者会議を招集した区域に係る政府買入数量又は市町村別の政府買入数量を決定したときは、その決定をした日から五日以内にその数量を公表しなければならない。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農業委員会法の一部を次のように改正する。

第七條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　市町村農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律(昭和二十六年法律第　号)に基き、米穀、大麦、はだか麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、市町村長の諮問に応じて答申する。

第二十五條第三項第一号及び第二号中「第七條第三項」を「第七條第四項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　都道府県農業委員会は、食糧の政府買入数量の指示に関する法律に基き、米穀、大麦、はだ

か麦又は小麦の政府買入数量の指示に関し、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

第三十五條第一項中「第二十五條第三項」を「第二十五條第四項」に改める。

第三十七條中「第七條第三項又は第二十五條第三項」を「第七條第四項又は第二十五條第四項」に改め、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　都道府県知事は必要と認めるときは、食糧の政府買入数量の指示に関する法律第三條第一項第一号（第六條第三項、第七條第二項及び第十一條において準用する場合を含む。）の規定により意見を聞くため、その定める区域について市町村農業委員会代表者会議を招集することができる。

附則第十項中「第七條第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第二十五條第三項第一号及び第二号」を「第二十五條第三項並びに第四項第一号及び第二号」に改める。

3　食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）は、廃止する。

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、農林水産業施設の災害復旧に対する国の補助を制度化するため、第七回国会において成立したのであるが、過去一箇年における実施の経緯及び一般土木災害復旧制度の改正の方向にかんがみ、所要の改正をしようとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　現行法において不明確であつた原形復旧事業と超過事業との区分を明確にし、災害復旧事業上必要不可欠の超過事業について、新たに一般改良事業と同率の補助を行うこととしたこと。

2　原形復旧事業の補助率については、現行法の林道の箇所を奥地幹線林道とその他の林道とに分け、また水産業協同組合の維持管理する漁港施設について、それぞれ補助率を時宜に適するよう改訂したこと。

3　一般土木災害復旧事業に関する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案との調整を図つたこと。

すなわち林地荒廃防止施設及び漁港施設中地方公共団体またはその機関の維持管理に属するものは本法の適用を除外することとした。

4　地方財政の実情にかんがみ、地方公共団体の義務負担制を廃止したこと。

二　議案の可決理由

本案は、災害対策の合理化を図り、治山治水並びに農林水産業経済の安定に寄与する上に適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行競馬法によれば、国営競馬の開催は、競馬場ごとに年三回以内とし、やむを得ない事由により、一競馬場において年三回開催することができないときは、その隣接競馬場においてのみ年四回開催しうることになつている。従つて、一競馬場において、隣接競馬場が年三回開催できないときも、年四回までしか開催できないこととなつている。この制限のために国営競馬の馬主は地方競馬の馬主に比し自己の馬を出走せしめる機会に乏しく、馬主経済は危機にひんし、国営競馬はけい養馬は続々地方競馬へ移動しつゝある現状であつて、かくては軽種馬資源は急速に枯渇し、競馬自体の壊滅を来たすこと必至のすう勢である。よつてこの危機打開の一策として、開催不能の国営競馬場の開催回数を他の競馬場において開催し、国庫収入の増加を図るとともに、優良馬を国営競馬において多数確保して健全なる競馬の存続を図ろうとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、国営競馬の不振をばん回して国庫収入の増加を図り、あわせて軽種馬資源の維持かん養に資する上に、有効にして適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

〔第二十四号参照〕

食糧管理特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十六年度において、食糧管理特別会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる四十一億六千百六十四万五千円を限り、一般会計からこの会計に繰り入れ、この会計に生ずる歳入不足を補てんしようとするものである。

二　議案の可決理由

農業災害補償法の規定により、農業共済組合の組合員の支拂うべき農作物共済に係る共済掛金の一部をこの会計において負担し、更にこの負担金は食糧の売渡価格に繰り込むことになつているが、食糧消費者価格の値上りが家計費に及ぼす影響等を考慮して、昭和二十二年以来引続きこの負担金を食糧消費者に転嫁させないことができる臨時措置を講じて来たが、昭和二十六年度においても同様の措置を継続することは極めて適切妥当と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

食糧配給公団の清算経費の財源に充てるための剰余金の使用に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食糧配給公団は昭和二十六年四月一日に解散し、二十六年度中に清算結了の予定であるが、同公団の昭和二十五年度の国庫に納付すべき剰余金は、目下のところ十四億五百八十一万九千円と推定されるが、これを同公団の清算に要する経費の財源の一部として充当しようとするものである。

二　議案の可決理由

国庫に納付すべき剰余金を同公団の清算に要する経費の財源の一部に充当することはやむを得ない必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

鉱工品貿易公団の損失金補てんのための交付金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

鉱工品貿易公団は、昭和二十六

年一月三十一日に解散し、昭和二十六年度中に清算結了の予定であるが、その損失は目下の処十六億九千七万七千円と予定されるので、この損失金の補てん財源として、同額を限り、昭和二十六年度において、政府一般会計から同公団に交付しようとするものである。

二　議案の可決理由

公団の経理には遺憾の点が多いが、組織上の欠陥によりやむを得ない場合が多く、本案も真にやむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

関税定率法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

別表を次のように改める。

別表

輸入税表

税率は、すべて従価税率とする。

番号	品名	税率
一四一六	黄鉛	五分
一四一七	アンチモニー及び硫化アンチモニー	無税
一四一八	コバルト	無税

附則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2　左に掲げる法律は、廃止する。

奢沢品等の輸入税に関する法律（大正十三年法律第二十四号）

輸入税の従量税率に関する法律（昭和七年法律第四号）

食糧の輸入税を免除する法律（昭和二十二年法律第百八十八号）

つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭和二十五年法律第百九十二号）

3　改正前の関税定率法第九條第二項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の全部又は一部の免除を受けた物品については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。

4　関税定率法　別表輸入税表番号第七百五号合成染料の項中第六項建染染料乙　その他の税率は、当分の間、同表の税率にかかわらず、一割五分とする。

5　南西諸島の生産に係る物品で、政令をもつて定める原産地証明書を添付するものの輸入税は、当分の間、免除する。この場合において、南西諸島とは、関税定率法第十二條の規定によつて外国とみなされる北緯三十度以南の南西諸島をいう。

6　関税定率法別表輸入税表に掲げる物品で、この項の別表甲号に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、これを免除し、この項の別表乙号に掲げるものの輸入税は、昭和二十七年三月三十一日までの輸入については、関税定率法別表輸入税表によらないで、この項の別表乙号の税率を適用する。

（小字及び――は修正）

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国内的には戦後の経済事情に対処して関税率を合理化するとともに、国際的にはわが国が「関税及び貿易に関する一般協定」及び「国際貿易機関」等の国際協定にいつでも参加できる態勢を整えて置くことを目的として、従来の従量税率を改めて従価税率に統一することとし、税率は最高五割から最低五分までの間において妥当と認められる税率に改めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

大体において妥当な改正であるが、大豆、落花生、とうもろこし、原油、重油、粗油、石油コークス、航空機、船舶等は輸入税を免除するものが適当であると認め、一年間を限り免除し、その他二、三の修正をすることとしてこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

別表甲号

関税定率法別表輸入税表

番号	品名
二〇九	とうもろこし
二一一	豆類
	一　のうち大豆
	三　落花生
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）
	一　原油、重油及び粗油
一二二八	コークスのうち石油コークス
一六四七	航空機及びその部分品（原動力機を除く。）
一六四八	船舶
一六五八	内燃機関
	二　その他のうち航空機用のもの

別表乙号

関税定率法別表輸入税表

番号	品名	税率
五一九	炭化水素油（別号に掲げるものを除く。）	
	二　その他（動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。）	一割
	甲　摂氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの	二割
	乙　その他	
七〇五	合成染料	
	六　建染染料	
	乙　その他	一割五分

5　6　鉄の輸入税免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第四百六十二号ニ掲グル鉄（別号ニ掲ゲタル特殊鋼ヲ除ク）」を「第千四百五号ニ掲グル鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。）」に改める。

6　7　貴金属管理法（昭和二十五年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

関税定率法別表輸入税表

番号	品名	免税される物品
五〇一	植物性揮発油	
	二　その他	
	乙　その他	パイン油
六九五	薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品（別号に掲げるものを除く。）	青化石灰及び浮遊選鉱剤
一四〇六	特殊鋼	ドリルスチール
一六六六	キャプスタン、ウィンチ、ウィンドラスその他これらに類するもの（別号に掲げるものを除く。）	スラッシャーホイスト
一六七八	ニューマチックツール及びニューマチックマシン（別号に掲げるものを除く。）	ドリフター
一六八六	機械（別号に掲げるものを除く。）	試錐機、物理探鉱機、エヤーストウイングマシン、選鉱用機械及び青化製錬用機械

別表を次のように改める。

別表

関税定率法別表輸入税表

番号	品名	免税される物品
九〇二	亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の繊物及びこれらの繊維の交繊物並びにこれらの繊維と綿との交繊物	
	二　平織布、紋織布及び綟織布	
	丙　その他	上布（織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない平織のものでかすり又はしま柄のものに限る。）
九〇六	繊織物及び絹を交えた繊物（別号に掲げるものを除く。）	
	三　その他	つむぎ（織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない天然絹製のもので、且つ、かすり染の糸を使用した平織のものに限る。）

17 つむぎ等の輸入税を免除する法律（昭和二十五年法律第百九十二号）の一部を次のように改正する。

関税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

関税行政の円滑なる運営に資するため、必要最少限度の取締規定の復活、関税訴願審査制度の整備、第三者通報制度における報償金の増額等を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

最近の密貿易事情にかんがみ、関税行政の円滑なる運営に資するため必要適切なる措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

再評価積立金の資本組入に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資本組入の手続及び方法につき必要な事項を定めており、再評価積立金の資本組入は株主総会の特別決議を要すること、新株の発行についての諸規定等を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

資本の蓄積、経済復興の急務なる今日、本案は、適切なる措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

企業再評価法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第二次再評価は、法人については原則として本年一月一日又は一月一日から九月三十日までに開始する事業年度の初日現在で行い得ることとし、個人については本年一月一日現在で再評価を行い得ることとし、その他再評価の基準、再評価積立金を資本に組み入れる時期等について規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

朝鮮動乱のぼつ発により経済情勢が変化し企業の収益力も相当回復したので、企業経理を合理化し健全な資本の蓄積を図ることは、極めて必要適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

保険募集の状況は漸次改善されてきたが、現行法にまだ不備な点があるので、登録制度を強化して、従来届出制であった下請生命保険募集人も登録制に改める等、所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

保険契約者の保護と保険事業の健全なる発達を図るためには、不正募集に対する取締を一層厳重に行う必要があり、本案は、極めて適切なる措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

公認会計士法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

財務書類の監査証明の業務は、公認会計士、外国公認会計士及び計理士でなければ営んではならないこととし、第三次試験科目に税に関する実務を新たに加え、特別試験の施行期間を二箇年延長し、その他第三次試験の受験資格を緩和する等の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

高い品位と技能を有する公認会計士制度の確立のために、必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

宗教法人法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

宗教法人令施行後の状況にかんがみ、宗教法人について、信教の自由及び政教分離の原則に慎重な考慮を払いつつ、その設立、管理及び運営の面の民主化を図るとともに、宗教法人制度の適正な実施に資するため、宗教法人の規則とその変更、合併等に関する認証制度を採用する等、宗教法人令に代つて新たに法律をもつて宗教法人に関する制度の全面的整備を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

宗教活動の自由を保証するとともに、これに公共性と倫理性とを持たせ、もつて適正な宗教の発達に資することは、現在の情勢上特に適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教育委員会法の制定、学校教育法その他の法令の改廃等に伴い、市町村立学校職員の給与の名称、退職料及び公務災害補償の負担区分、小中学校の教員の定数等について所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、市町村立学校職員の給与の安定及び身分の保証のため、必要且つ妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律案（平井義一君提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

有明海は長崎、佐賀、福岡、熊本の四県に囲まれた漁業形態の非常に複雑なる海区であるため、この海区は有明海連合海区漁業調整委員会を置き、且つ、有明海漁業調整事務局を設けて、総合的に漁業経営の調整を適正にしようとするものである。

二　議案の可決理由

有明海における漁業調整をそれぞれ海区漁業調整委員会で、個々に図ることは困難であり、漁業の経営安定の面からも又水産資源保護増殖の点からもきわめて緊要であるので、本案は、適切妥当な措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

社会福祉事業法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現下の社会情勢にかんがみ、社会福祉事業に関しては、公的扶助制度の確立とその専門技術化の促進が強く要望せられ、又その運営の合理化と能率的組織の整備については更に熱心なる要求がなされているが、他面民間の社会事業の分野においても、その一層の刷新強化の必要が痛感せられているのである。これらの要請に適応するため、現行の社会事業法を廃止して、新しく社会福祉事業の全分野における共通的基本事項を定め、既存の福祉立法と相まつて社会福祉事業の公明且つ適正なる実施を確保し、社会の福祉に貢献しようとするものである。

その内容の主なるものは次のとおりである。

1　社会福祉事業を分けて第一種事業及び第二種事業とし、その各々についてその事業内容を具体的に定義したこと。

2　社会福祉事業の経営主体に対する規定を設けるとともに事業経営の準則を定め、社会福祉事業経営者の責任を明確にしたこと。

3　社会福祉事業に関する重要事項を調査審議するため、社会福祉審議会を設置すること。

4　社会福祉に関する事務所の規定を設け、都道府県及び市は福祉に関する地区を定め、その地区ごとに福祉の事務をつかさどらせることにしたこと、但し町村及び一部事務組合も福祉に関する事務所を設置することができるようにしたこと。

5　社会福祉主事に関する規定を設け、社会福祉主事に関する法律を吸収するとともに新たに指導監督及び訓練の規定を設けて、行政の効果的遂行を図るようにしたこと。

6　社会福祉法人の制度を創設し、その組織及び運営について一定の基準を定め、災害時の緊急復旧に際して公の支配に属する社会福祉法人に対しては補助の途を講じたこと。

7　社会福祉事業の経営と寄附金募集の規定を設けて、これが適正に行われるようにしたこと。

8　共同募金及び社会福祉協議会の組織及び運営について規定し、その密接な連絡によつて社会福祉事業の組織的活動を図るようにしたこと。

9　従来の各種の課税除外に加えて新たに登録税の規定を設けようとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、従来の社会事業に根本的刷新を加え、新しく社会福祉事業の全分野における共通的基本事

項を定め、新憲法の理念に相応した社会観察制度を樹立して、福祉国家の要請に対応せんとするものであり、現下の社会情勢に適した措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度予算は一般会計関係が二千六百十三万五千円で予備交付金関係が七億八千一百四十四万四千四百円計八億七百五十七万九千円である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

低性能船舶買入法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

低性能船舶買入法の規定に基いて政府と売買契約が締結された船舶のうちに、帰還輸送船として米軍により使用されているものがあるが、これらはなお当分の間使用する必要があるので、買入船がいの保管売渡及び解撤等についての期限をそれぞれ現行法より一箇年延長するとともに引渡の期限を昭和二十七年三月三十一日まで延長せんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、帰還業務等の遂行上有効且つ適切と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行には約六、七〇〇万円の船舶買入費用と約三五万円の保管費用を要するが、前者については財政法第四十二條の規定により昭和二十五年度予算を繰越使用し、又後者については昭和二十六年度予算に計上している。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶の外航船腹需給調整のためにする売渡に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるわが国外航船腹の需給状況にかんがみ、低性能船舶買入法の規定により国が買い入れた船舶のうち、運輸大臣が需給調整上改造することが必要と認めるものを売り渡う途を開こうとするものである。その内容の主なる点は（一）船級協会の外航船舶としての船級を取得するに必要な改造を行うこと（二）売渡は当該買入船がいを政府に売却した者に対して優先的に行うこと（三）売渡価格は買入価格に日数に応じて日歩二銭七厘の率をもつて計算した額を加えた価格とすること等である。

二　議案の可決理由

本案は、外航船腹の需給の調整を図るため有効且つ適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第二十五号参照）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本政府在外事務所設置法によつて、アメリカ合衆国内の五箇所に在外事務所が設置されたが、その後、同法の規定に基く「日本政府在外事務所増置令」によつて増設してきた、スウェーデン国ストックホルム市以下十二の在外事務所を、このたびビルマ国の承諾を得た同国ラングーン市に設置される在外事務所とともに、同法第二條第一項の表に追加して、法律の中に明らかにしようとするものである。又前記の増設に伴い、在外事務所に勤務する職員の在勤手当及び住居手当の支給年額は、アメリカ合衆国に設置される在外事務所については同法別表を適用し、その他の在外事務所については、その所在地の経済状態に応じ、外務大臣が、別表の額の九割から十一割の範囲内で定めることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本改正の趣旨は、極めて適切妥当なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十六日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

世界保健機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

（参照）

世界保健機関憲章

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人民の幸福と円満な関係と安全の基礎であることを宣言する。

健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。

到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一である。

すべての人民の健康は、平和と安全を達成する基礎であり、個人と国家の完全な協力に依存する。

ある国が健康の増進と保護を達成することは、すべての国に対して価値を有する。

健康の増進と疾病特に伝染病の抑制が諸国間において不均等に発達することは、共通の危険である。

児童の健全な発育は、基本的重要性を有し、変化する全般的環境の中で調和して生活する能力は、このような発育に欠くことができないものである。

医学的及び心理学的知識並びにこれに関係のある知識の恩恵をすべての人民に及ぼすことは、健康の完全な達成のために欠くことができないものである。

各衆が緊密に協力することは、人民の健康を向上する上に最も重要である。

各国政府は、自国民の健康に関して責任を有し、この責任は、充分な保健的及び社会的措置を執ることによつてのみ果すことができる。

これらの原則を受諾して、且つ、すべての人民の健康を増進し及び保護するため相互に及び他の諸国と協力する目的で、締約国は、この憲章に同意し、且つ、ここに国際連合憲章第五十七條の條項の範囲内の専門機関としての世界保健機関を設立する。

第一章　目的

第一條

世界保健機関（以下「この機関」という。）の目的は、すべての人民が可能な最高の健康水準に到達することにある。

第二章　任務

第二條

この機関がその目的を達成するための任務は、次のとおりとする。

（a）国際保健事業の指導的且つ調整的機関として行動すること。

（b）国際連合、専門機関、政府保健行政機関、専門的団体及び適当と思われる他の機関との効果的な協力を樹立し、及び維持すること。

（c）要請に応じ保健事業の強化について各国政府を援助すること。

（d）各国政府の要請又は受諾があつたときは、適当な技術的援助及び緊急の際には必要な助力を与えること。

(e) 国際連合の要請があつたときは、信託統治地域の人民のような特殊の集団に対して、保健上の役務及び便益を提供し、又はこれらを提供することを援助すること。

(f) 疫学的及び統計的事業を含む必要とされる行政的及び技術的事業を開設し、及び維持すること。

(g) 伝染病、風土病及び他の疾病の撲滅事業を奨励し、及び促進すること。

(h) 必要な場合には他の専門機関と協力して、不慮の傷害の防止に努めること。

(i) 必要な場合には他の専門機関と協力して、栄養、住宅、衛生、レクリエイション、経済上又は労働上の條件及び他の環境衛生状態の改善を促進すること。

(j) 健康増進に貢献する科学的及び専門的団体相互間の協力を促進すること。

(k) 国際的保健事項に関して、條約、協定及び規則を提案し、並びに勧告を行うこと並びにこれらの條約、協定、規則及び勧告がこの機関に與え且つこの機関の目的に合致する義務を遂行すること。

(l) 母子の健康と福祉を増進し、変化する全般的環境の中で調和して生活する能力を育成すること。

(m) 精神的健康の分野における活動、特に人間相互間の調和に影響する活動を育成すること。

(n) 保健の分野における研究を促進し、及び指導すること。

(o) 保健及び医療の職業並びにこれに関係のある職業における教育及び訓練の基準の改善を促進すること。

(p) 必要な場合には他の専門機関と協力して、病院業務及び社会保障を含む予防及び治療の見地からの公衆衛生及び医療に関する行政的及び社会的技術を研究し、及び報告すること。

(q) 保健の分野において情報、助言及び援助を提供すること。

(r) すべての人民の間に保健事項に関して精通した世論を発展させるように援助すること。

(s) 疾病、死因及び公衆衛生業務に関する国際用語表を必要に応じて作成し、及び改正すること。

(t) 必要に応じて診断方法を標準化すること。

(u) 食品、生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品に関する国際的基準を発展させ、確立し、及び向上させること。

(v) 一般に、この機関の目的を達成するために必要なすべての行動を執ること。

第三章　加盟国及び準加盟国の地位

第三條

この機関における加盟国の地位は、すべての国に開放されるものとする。

第四條

国際連合の加盟国は、この憲章の第十九章の規定及び自国の憲法上の手続に従つてこの憲章に署名し又は別にこれを受諾することによつて、この機関の加盟国となることができる。

第五條

政府が千九百四十六年にニューヨークにおいて開催された国際保健会議にオブザーヴァーを派遣することを招請された国は、この憲章の第十九章の規定及び自国の憲法上の手続に従つてこの憲章に署名し又は別にこれを受諾することによつて、この機関の加盟国となることができる。但し、この署名又は受諾は、保健総会の第一会期前に完了しなければならない。

第六條

第十六章に従つて承認された国際連合とこの機関との間の協定の條件に従うことを條件として、第四條及び第五條によつて加盟国とならない国は、加盟国となることを申請することができ、この申請が保健総会の単純過半数の投票によつて承認されたときは、加盟国として認められる。

第七條

加盟国がこの機関に対する財政的義務を履行しない場合又は他の例外的な場合には、保健総会は、その適当と認める條件で、加盟国のもつ投票権及び受ける役務を停止することができる。保健総会は、この投票権又は役務を回復する権限を有する。

第八條

国際関係の処理について責任を有しない領域又は領域の集合は、その国際関係について責任を有する加盟国又は他の権力者がこの領域又は領域の集合に代つてした申請に基き、保健総会が準加盟国として認めることができる。保健総会への準加盟国の代表者は、保健の分野における技術的才能によつて資格を有し、且つ、土着の住民の中から選定しなければならない。準加盟国の権利義務の性質及び範囲は、保健総会が決定する。

第四章　諸機関

第九條

この機関の事業は、次の諸機関が遂行する。

(a) 世界保健総会（以下「保健総会」という。）

(b) 執行理事会（以下「理事会」という。）

(c) 事務局

第五章　世界保健総会

第十條

保健総会は、加盟国の代表で構成する。

第十一條

各加盟国は、三名をこえない代表で代表され、そのうち一人は、その国が首席代表として任命する。これらの代表は、保健の分野における技術的才能によつて最も資格を有し、なるべく加盟国の保健行政官庁を代表する者の中から選定しなければならない。

第十二條

代表は、代理及び顧問を帯同することができる。

第十三條

保健総会は、定期的年次会期及び必要に応じて特別会期として開かれる。特別会期は、理事会の要請又は加盟国の過半数の要請によつて招集する。

第十四條

保健総会は、各年次会期において、次回年次会期が開催される国又は地域を選定し、次いで、理事会は、その場所を決定する。特別会期の開催地は、理事会が決定する。

第十五條

理事会は、国際連合事務総長と協議の上、各年次会期及び特別会期の期日を決定する。

第十六條

保健総会は、各年次会期の初めに、議長及び他の役員を選挙する。議長及び役員は、後任者が選挙されるまで在任する。

第十七條

保健総会は、その手続規則を採択する。

第十八條

保健総会の任務は、次のとおりとする。

(a) この機関の政策を決定すること。

(b) 理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を指名すること。

(c) 事務局長を任命すること。

(d) 理事会及び事務局長の報告及び活動を検討し、及び承認すること並びに行動、研究、調査又は報告が望ましいと認める事項に関して理事会に訓令すること。

(e) この機関の事業に必要と認める委員会を設置すること。

(f) この機関の財政政策を監督すること並びに予算を検討し、及び承認すること。

(g) 保健総会が適当と認める保健に関する事項について、加盟国の注意及び政府の又は民間の国際団体の注意を喚起するように理事会及び事務局長に訓令すること。

(h) 国際の団体でも国内の団体でも、また、政府の団体でも民間の

団体でも、この機関の責任に関係のある責任を有する団体に対して、保健総会の定める條件に従つて、保健総会又はその権威の下に招集される委員会及び会議の会合に投票権なしで参加する代表者を任命するように勧誘すること。但し、国内の団体の場合には、勧誘は、関係政府の同意があつたときに限り行う。

(i)　国際連合の総会、経済社会理事会、安全保障理事会又は信託統治理事会が行つた保健に関する勧告を審議すること及びその勧告を実施するためにこの機関が執つた措置をこれらに報告すること。

(j)　この機関と国際連合との間の協定に従つて、経済社会理事会に報告すること。

(k)　この機関の職員により、この機関自身の施設の設置により、又は加盟国政府の同意を得てその国の公的若しくは私的の施設との協力により、保健の分野における研究を促進し、及び指導すること。

(l)　望ましいと認める他の施設を設置すること。

(m)　この機関の目的を促進する他の適当な行動を執ること。

第十九條

保健総会は、この機関の権限内の事項に関して條約又は協定を採択する権限を有する。この條約又は協定は、その採択には保健総会の三分の二の投票を必要とし、各加盟国がその憲法上の手続に従つて受諾した時に、その加盟国に対して効力を生ずる。

第二十條

各加盟国は、保健総会が條約又は協定を採択した日から十八箇月以内に、條約又は協定の受諾に関する手続を執ることを約束する。各加盟国は、その執つた手続を事務局長に通告し、この期限内に條約又は協定を受諾しないときは、受諾しない理由を述べた文書を提出する。受諾の場合には、各加盟国は、第十四章に従つて事務局長に年次報告をすることに同意する。

第二十一條

保健総会は、次の事項に関する規則を採択する権限を有する。

(a)　疾病の国際的まん延を防止することを目的とする衛生上及び検疫上の要件及び他の手続

(b)　疾病、死因及び公衆衛生業務に関する用語表

(c)　国際的に使用される診断方法に関する基準

(d)　国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の安全、純度及び効力に関する基準

(e)　国際貿易において取り扱われる生物学的製剤、薬学的製剤及び類似の製品の広告及び表示

第二十二條

第二十一條に従つて採択された規則は、保健総会による採択についての妥当な通告がなされた後に、全加盟国に対して効力を生ずる。但し、通告中に述べた期間内に事務局長に拒絶又は留保を通告した加盟国に対しては、この限りでない。

第二十三條

保健総会は、この機関の権限内の事項に関して加盟国に勧告を行う権限を有する。

第六章　執行理事会

第二十四條

理事会は、十八の加盟国が任命した十八人で構成する。保健総会は、理事会の理事を任命する権利を有する加盟国を、衡平な地理的分布を考慮して選挙する。これらの加盟国の各は、理事会に対して保健の分野において技術的資格を有する者を派遣しなければならない。この者は、代理及び顧問を帯同することができる。

第二十五條

前記の加盟国は、三年の任期で選挙され、再選されることができる。但し、保健総会の第一会期において選挙された加盟国中、抽せんによつて、六国の任期は一年、六国の任期は二年とする。

第二十六條

理事会は、少くとも毎年二回会合し、且つ、各会合の場所を決定する。

第二十七條

理事会は、理事の中から議長を選挙し、且つ、その手続規則を採択する。

第二十八條

理事会の任務は、次のとおりとする。

(a)　保健総会の決定及び政策を実施すること。

(b)　保健総会の執行機関として行動すること。

(c)　保健総会が委託したその他の任務を遂行すること。

(d)　保健総会が理事会に付託した問題並びに條約、協定及び規則によつてこの機関が担当する事項について、保健総会に助言すること。

(e)　保健総会に対して自発的に助言又は提案をすること。

(f)　保健総会の会合の議事日程を準備すること。

(g)　特定期間中の一般的事業計画を審議及び承認のために保健総会に提出すること。

(h)　その権限内のすべての問題を研究すること。

(i)　即時の行動を必要とする事件を処理するために、この機関の任務及び資力の範囲内で緊急措置を執ること。特に、理事会は、事務局長に、伝染病とたたかうために必要な措置を執り、天災の犠牲者のための保健上の救済を組織することに参加し、並びに加盟国又は事務局長がその緊急性について理事会の注意を喚起した研究及び調査をする権限を与えることができる。

第二十九條

理事会は、保健総会が委任した権限を、保健総会全体に代つて行使する。

第七章　事務局

第三十條

事務局は、事務局長及びこの機関が必要とする技術的及び事務的職員で構成する。

第三十一條

事務局長は、理事会がした指名に基き、保健総会が決定する條件に従つて、保健総会が任命する。事務局長は、理事会の権限の下に置かれ、この機関の首席の技術的及び事務的役員とする。

第三十二條

事務局長は、職権上、保健総会、理事会、この機関のすべての委員会及び小委員会並びにこの機関の招集する会議の書記長となる。事務局長は、これらの任務を委任することができる。

第三十三條

事務局長又はその代表者は、その義務を履行する目的で、加盟国の諸官庁、特に保健行政官庁と及び政府の又は民間の国内保健団体と直接関係をもつことを許される手続を加盟国との協定によつて定めることができる。事務局長は、また、この機関の権限内にある活動を行う国際の団体と直接関係を結ぶことができる。事務局長は、地域事務局に、それぞれの地区に関するすべての問題について常時情報を提供する。

第三十四條

事務局長は、毎年この機関の財政報告及び予算案を作成して理事会に提出する。

第三十五條

事務局長は、保健総会の定める職員規則に従つて事務局の職員を任命する。職員の雇用に当つて最も考慮すべきことは、事務局の能率、誠実及び国際的代表としての性質を最高水準に維持することを確保することである。職員をできる限り広い地理的範囲から採用することの重要性にも、充分な考慮を払わなければならない。

第三十六條

この機関の職員の勤務條件は、で

きる限り他の国際連合機関の勤務条件と一致しなければならない。

第三十七條

事務局長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機関外のいかなる権力者からも訓令を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、その国際的役員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動をも慎まなければならない。他方、この機関の各加盟国は、事務局長及び職員のもつぱら国際的な性質を尊重すること並びにこれらを左右しようとしないことを約束する。

第八章　委員会

第三十八條

理事会は、保健総会が指示する委員会を設置する。また、自発的に又は事務局長の提案に基いて、この機関の権限内にある目的の達成上望ましいと認める他の委員会を設置することができる。

第三十九條

理事会は、随時且ついかなる場合にも毎年、各委員会を継続する必要性を検討する。

第四十條

理事会は、他の諸機関との合同委員会又は混合委員会の創設又はこの機関のこれらの委員会への参加について及び他の諸機関が設置した委員会においてこの機関が代表されることについて規定することができる。

第九章　会議

第四十一條

保健総会又は理事会は、この機関の権限内にある事項を審議するために、地方的、一般的、技術的又は他の特別会議を招集することができる。また、これらの会議に、国際の団体及び関係政府の同意を得て国内の団体が、両者共に政府の団体であると民間の団体であるとを問わず、代表されることについて規定することができる。この代表の態様は、保健総会又は理事会が決定する。

第四十二條

理事会は、この機関に利害関係があると認める会議においてこの機関が代表されることについて規定することができる。

第十章　本部

第四十三條

この機関の本部の所在地は、保健総会が国際連合と協議の上で決定する。

第十一章　地域的取極

第四十四條

(a)　保健総会は、地域的機関の設置が望ましい地区を随時定める。

(b)　保健総会は、このようにして定めた各地区内の加盟国の過半数の同意を得て、当該地区の特別の必要に応ずる地域的機関を設置することができる。各地区には二以上の地域的機関を置かない。

第四十五條

各地域的機関は、この憲章に従つてこの機関の不可分の一部とする。

第四十六條

各地域的機関は、地域委員会及び地域事務局からなる。

第四十七條

地域委員会は、当該地域内の加盟国及び準加盟国の代表者で構成する。国際関係の処理について責任を有せず且つ準加盟国でない当該地域内の領域又は領域の集合は、地域委員会に代表され且つ参加する権利を有する。地域委員会におけるこれらの領域又は領域の集合の有する権利義務の性質及び範囲は、これらの領域の国際関係について責任を有する加盟国又は他の権力者及びその地域内の加盟国と協議の上、保健総会が決定する。

第四十八條

地域委員会は、必要があるたびごとに会合し、且つ、各会合の場所を決定する。

第四十九條

地域委員会は、その手続規則を採択する。

第五十條

地域委員会の任務は、次のとおりとする。

(a)　もつぱら地域的な性質の事項に関する政策をたてること。

(b)　地域事務局の活動を監督すること。

(c)　地域事務局に対して、技術会議の招集及び当該地域内でこの機関の目的を促進すると地域委員会が考える保健事項に関する追加的な事業又は調査を示唆すること。

(d)　国際連合のそれぞれの地域的委員会、他の専門機関のそれぞれの地域的委員会及びこの機関と共通の利害関係を有する他の地域的国際機関と協力すること。

(e)　地域的意義よりも一層広い意義を有する国際的な保健事項について事務局長を通じてこの機関に助言すること。

(f)　それぞれの地域に割り当てられたこの機関の中央予算の割合が地域的任務の遂行に不充分であるときは、当該地域の政府の地域的追加支出を報告すること。

(g)　保健総会、理事会又は事務局長が地域委員会に委任する他の任務

第五十一條

地域事務局は、この機関の事務局長の一般的権限の下に、地域委員会の行政機関となる。地域事務局は、更に、保健総会及び理事会の決定をその地域内で遂行する。

第五十二條

地域事務局の長は、地域委員会との合意で理事会が任命する地域局長とする。

第五十三條

地域事務局の職員は、事務局長と地域局長との合意によつて決定した方法により任命する。

第五十四條

パン・アメリカン衛生事務局とパン・アメリカン衛生会議とが代表するパン・アメリカン衛生機関及びこの憲章の署名の日の前に存在したすべての他の政府間の地域的保健機関は、憲章のこの機関に統合する。この統合は、当該機関により表明された権限のある当局の相互の同意に基く共通の行動によつて、できる限りすみやかに実施しなければならない。

第十二章　予算及び経費

第五十五條

事務局長は、この機関の年次予算案を作成して理事会に提出する。理事会は、この予算案を審議して必要と認める勧告とともに保健総会に提出する。

第五十六條

この機関と国際連合との間の協定に従うことを条件として、保健総会は、予算案を検討して承認し、且つ、その決定する割合によつて加盟国間に経費を割り当てる。

第五十七條

保健総会又はこれを代理する理事会は、この機関に対して行われる寄附及び遺贈を受諾し、及び管理することができる。但し、この寄附又は遺贈に附された条件が、保健総会又は理事会の受諾しうるものであり、且つ、この機関の目的及び政策に合致するものでなければならない。

第五十八條

理事会の裁量によつて使用される特別資金は、緊急事態及び不測の事件に応ずるために設けなければならない。

第十三章　表決

第五十九條

各加盟国は、保健総会において一個の投票権を有する。

第六十條

(a)　重要問題に関する保健総会の決定は、出席し且つ投票する加盟国の三分の二の多数によつて行う。これらの問題は、条約又は協定の採択、第六十九條、第七十條及び第七十二條に従つてこの機関に国際連合及び政府間機関との関係をもたせる協定の承認並びにこの憲章の改正を含む。

(b)　三分の二の多数によつて決定すべき問題の追加的な種類の決定を含む他の問題に関する決定は、出席し且つ投票する加盟国の過半数によつて行う。

（c）理事会及びこの機関の委員会における類似の事項に関する表決は、この條の（a）及び（b）項に従つて行う。

第十四章　各国が提出する報告

第六十一條

各加盟国は、自国民の健康を向上するに当つて執つた行動及び達成した進歩について、この機関に毎年報告しなければならない。

第六十二條

各加盟国は、この機関が自国に行つた勧告に関して並びに條約、協定及び規則に関して執つた行動について、毎年報告しなければならない。

第六十三條

各加盟国は、その国において発表された保健関係の重要な法律、規則、公の報告及び統計をすみやかにこの機関に通報しなければならない。

第六十四條

各加盟国は、保健総会が決定した方法によつて、統計的及び疫学的報告を提出しなければならない。

第六十五條

各加盟国は、理事会の要請があつたときは、保健に関する可能な追加情報を伝達しなければならない。

第十五章　法律行為能力、特権及び免除

第六十六條

この機関は、各加盟国の領域内で、その目的の達成及びその任務の遂行のために必要な法律行為能力を享有する。

第六十七條

（a）この機関は、各加盟国の領域内で、その目的の達成及びその任務の遂行のために必要な特権及び免除を享有する。

（b）同様に、加盟国の代表者、理事会の理事並びにこの機関の技術的及び事務的職員は、この機関に関係のあるその任務を独立に遂行するために必要な特権及び免除を享有する。

第六十八條

前記の法律行為能力、特権及び免除は、国際連合の事務総長と協議の上この機関が作成して加盟国間に締結される別個の協定で規定する。

第十六章　他の機関との関係

第六十九條

この機関は、国際連合憲章第五十七條に掲げた専門機関の一として国際連合と関係をもたされる。この機関に国際連合との関係をもたせる協定又は諸協定は、保健総会の三分の二の投票による承認を得なければならない。

第七十條

この機関は、望ましい他の政府間機関と効果的関係を設定して密接に協力する。このような機関と締結する正式協定は、保健総会の三分の二の投票による承認を得なければならない。

第七十一條

この機関は、その権限内の事項に関して、民間の国際の団体との及び関係政府の同意を得てその国の政府の又は民間の国内の団体との協議及び協力のため適当な措置を執ることができる。

第七十二條

保健総会の三分の二の投票による承認を條件として、この機関は、目的及び活動がこの機関の権限の分野内にある他の国際機関から、国際協定によつて又はそれぞれの機関の権限のある当局の間に締結された相互に受諾しうる取極によつてこの機関に付与される任務、責務及び義務を引き受けることができる。

第十七章　改正

第七十三條

この憲章の改正案文は、保健総会によるその審議の少くとも六箇月前に、事務局長が加盟国に通報しなければならない。改正は、保健総会の三分の二の投票によつて採択され、且つ、加盟国の三分の二がそれぞれの憲法上の手続に従つて受諾した時に、すべての加盟国に対して効力を生ずる。

第十八章　解釈

第七十四條

この憲章の中国語、イギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語の本文は、ひとしく正文とみなす。

第七十五條

この憲章の解釈又は適用に関する疑義又は紛争で、交渉又は保健総会によつて解決されないものは、国際司法裁判所に同裁判所規程に従つて付託する。但し、関係当事者が他の解決方法に合意したときは、この限りでない。

第七十六條

国際連合総会の許可又はこの機関と国際連合との間の協定による許可に基いて、この機関は、その権限内において生ずる法律問題に関して、国際司法裁判所に対して勧告的意見を要請することができる。

第七十七條

事務局長は、勧告的意見の要請から生ずる手続に関して、この機関に代つて前記の裁判所に出頭することができる。事務局長は、問題に関する措置を含めて同裁判所への事件の提起について措置を執る。

第十九章　効力の発生

第七十八條

第三章の規定に従つて、この憲章は、署名又は受諾のためにすべての国に開放されているものとする。

第七十九條

（a）国は、次の方法によつてこの憲章の当事国となることができる。

（一）承認に関する留保を付けない署名

（二）承認を條件とする署名及びその後の受諾　又は

（三）受諾

（b）受諾は、国際連合事務総長に正式文書を寄託することによつて効力を生ずる。

第八十條

この憲章は、国際連合の二十六の加盟国が第七十九條の規定に従つてこの憲章の当事国となつた時に、効力を生ずる。

第八十一條

国際連合憲章第百二條に従つて、国際連合事務総長は、この憲章が承認に関する留保を付けないで一国のために署名された時又は最初の受諾書の寄託があつた時にこの憲章を登録する。

第八十二條

国際連合事務総長は、この憲章が効力を生じた日をこの憲章の当事国に通告する。事務総長は、また、他の国がこの憲章の当事国となつた日をこの憲章の当事国に通告する。

以上の証拠として、そのために正当に委任を受けた下名の代表者は、この憲章に署名する。

千九百四十六年七月二十二日ニユー・ヨーク市において、中国語、イギリス語、フランス語、ロシア語及びスペイン語で本書一通を作成した。各本文は、ひとしく正文とする。原本は、国際連合の記録に寄託する。国際連合事務総長は、この会議に代表された各政府に認証謄本を送付する。

アルゼンティン国
アルベルト・スワンク
政府の承認を條件として

オーストラリア
エー・エイチ・テインジ
オーストラリア連邦政府の承認及び受諾を條件として

ベルギー国
ドクトル・エム・ド・ラエ
批准を條件として

ボリヴイア国
ルイス・ペー・ソテロ
政府の承認を條件として

ブラジル国
ヘラルド・エイチ・デ・パウラ・ソウザ
政府の承認を條件として

白ロシア・ソヴイエト社会主義共和国
エヌ・エフ・スタフイエフ
政府の批准を條件として

カナダ
ブルツク・タラックストン

ブロック・チザム
承認を條件として
チリ国
フリオ・ブストス
憲法上の承認を條件として
中華民国
シェン・ジェー・ケー
エル・チン・ユアン
ツェミン・ツェー
コロンビア国
カルロス・ウリベ・アグィレ
政府の承認を條件として
コスタ・リカ国
ハイメ・ペナビデス
政府の承認を條件として
キューバ国
ドクトル・ペドロ・ノグェイラ
ビクトル・サンタマリナ
政府の承認を條件として
チェッコスロヴァキア国
ドクトル・ヨセフ・カンシック
政府の承認を條件として
デンマーク国
ジェー・オエルスコフ
政府の承認を條件として
ドミニカ共和国
ドクトル・エレ・エフェ・トメン
政府の承認を條件として
エクアドル国
エレ・ネベレス・バスクェス
政府の承認を條件として
エジプト国
ドクトル・エー・ティー・チューチャ
タハ・エイサイェド・ナスル・ベイ
エム・エス・アバザ
批准を條件として
サルヴァドル国
アリスティデス・モル
政府の承認を條件として

エティオピア国
ジー・テセマ
批准を條件として
フランス国
ジー・バリゾ
政府の承認を條件として
ギリシャ国
ドクトル・フォキオン・コバナリス
政府の承認を條件として
グァテマラ国
ヘー・モラン
ホータ・アー・ムニョス
政府の承認を條件として
ハイティ国
ルルックス・レオン
政府の承認を條件として
ホンデュラス国
ファン・マヌエル・フィアロス
政府の承認を條件として
インド
シー・ケー・ラクシュマナン
シー・マニ
批准を條件として。これらの署名は、インドの諸侯国との関係における国王の機能を行使するための陛下の代表者と合意の上で行つた。
イラン国
ガスム・ガーニ
エイチ・ハフェッィ
イラン国議会（マヂリス）の批准を條件として
イラーク国
エス・アル＝ザハウィ
ドクトル・イーサン・ドグラマジ
政府の承認を條件として
レバノン国
ジョルジェ・ハキム

ドクトル・アー・マクルーフ
政府の承認を條件として
リベリア国
ジョゼフ・ナグベ・トグバ
ジョン・ピー・ウェスト
政府の承認を條件として
ルクセンブルグ国
ドクトル・エム・ドラエ
批准を條件として
メキシコ国
モンドラゴン
政府の承認を條件として
オランダ国
シー・ヴァン・デン・ベルグ
シー・ハニング
ダブリュー・エー・ティムメルマン
政府の承認を條件として
ニュー・ジーランド
ティー・アール・リチー
政府の承認を條件として
ニカラグァ国
エー・セヴィリヤ＝サカサ
政府の承認を條件として
ノールウェー国
ハンス・ティー・エイチ・サンドベルグ
政府の承認を條件として
パナマ国
ホータ・ホータ・バリャリノ
政府の承認を條件として
パラグァイ国
アンヘル・エレ・ヒネス
政府の承認を條件として
ペルー国
カルロス・エンリクェ・パス・ソルダン
アー・トランソ
政府の承認を條件として
ポーランド国

エドワルド・グルツェゴルツェウスキー
政府の承認を條件として
フィリピン共和国
エイチ・ララ
ワルフリド・デ・レオン
政府の承認を條件として
サウディ・アラビア国
ドクトル・ヤヒア・ナスリ
ドクトル・メドハト・チェイク＝アル＝アルド
批准を條件として
シリア国
ドクトル・シー・トレフィ
批准を條件として
トルコ国
ゼッド・エヌ・バーカー
批准を條件として、わが政府の承認と確認を條件として署名する。
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
エル・アイ・メドヴェド
アイ・アイ・カルチェンコ
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国の最高会議の批准を條件として
ソヴィエト社会主義共和国連邦
エフ・ジー・クロトコフ
ソヴィエト連邦最高会議幹部会の批准を條件として
南アフリカ連邦
エイチ・エス・ギアー
政府の承認を條件として
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
メルヴィル・ディー・マッケンジー
ジー・イー・イェーツ

アメリカ合衆国
トーマス・バラン
マーサ・エム・エリオット
フランク・ジー・ボードロー
承認を條件として
ウルグァイ国
ホセ・アー・モラ
エレ・リベロ
カルロス・エメ・バルベロウセ
政府の承認を條件として
ヴェネズエラ国
アー・アレアサ・グスマン
政府の承認を條件として
ユーゴースラヴィア国
ドクトル・エー・スタンバル
批准に関する留保を附して
アフガニスタン国
アルバニア国
ティー・ヤコヴァ
留保を附して
オーストリア国
ドクトル・マリウス・カイゼル
留保を附して
ブルガリア国
ドクトル・ディー・ビー・オラホヴァッツ
批准を條件として
アイルランド国
ジョン・ディー・マコーマック
受諾を條件として
フィンランド国
オスモ・トゥルペイネン
政府の承認を條件として
ハンガリー国
アイスランド国
イタリア国
ジョヴァンニ・アルベルト・カナペリア
批准を條件として

ポルトガル国
フランシスコ・シー・カンボウルナック
批准を條件として
ルーマニア国
シャム国
ブンリアン・タムタイ
承認を條件として
スウェーデン国
ズイス国
ドクトル・ヨット・オイグスター
アー・ザウター
批准を條件として
トランスジョルダン国
ドクトル・ディー・ビー・トゥトゥンジ
批准を條件として
イエメン国

世界保健機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

世界保健機関は、一九四八年四月七日に効力を生じた世界保健機関憲章に基いて、同年六月二十四日正式に設立され、現在六十三箇国が加盟している。この機関の目的とするところは、すべての人民の健康を増進し及び保護するため、相互に及び他の諸国と協力することであり、このためこの機関は国際保健事業の指導的且つ調整的機関として、行動することを第一の任務としている。

わが国はかねてよりこの機関への加盟手続中であつたが、わが国の加盟申請は近く開かれる世界保健機関総会に提出されることとなつた。この総会によつて、加盟が承認されれば、わが国はこの憲章を受諾して同機関の加盟国となりうる状態となるので、この場合には、世界保健機関憲章を受諾することといたしたいから国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国が本機関に加盟して、国際保健事業への積極的協力をいたすことは、極めて有意義であると認め、本件は承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十六日

外務委員長　守屋　伍郎

衆議院議長林讓治殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、運輸省設置法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十九号）制定の際、同時になすべきであつた條文の字句の整理をしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、必要なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、簡易裁判所の増設及び管轄区域の変更等を目的とするものであるが、その要旨は

1　土地の状況、交通の便否等にかんがみ、栃木県小山町、広島県吉田町、及び徳島県鳴門市にそれぞれ簡易裁判所を増設すること。

2　土地の状況、交通の便否等にかんがみ、(イ)東京地方裁判所管内の品川簡易裁判所の所在地を「東京都品川区」から「東京都大田区」に、(ロ)奈良地方裁判所管内の吉野簡易裁判所の所在地を「奈良県吉野郡下市町」から「同県同郡大淀町」に、それぞれ変更すること。

3　土地の状況及び交通の便否等にかんがみ、簡易裁判所の管轄区域を変更することで、(イ)伊勢崎簡易裁判所管内の群馬県新田郡世良田村及び綿打村を太田簡易裁判所の管轄に移し、(ロ)岩川簡易裁判所管内の鹿児島県囎唹郡財部町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、(ハ)大口簡易裁判所管内鹿児島県姶良郡横川町及び牧園町を加治木簡易裁判所の管轄に移し、(ニ)栗館簡易裁判所管内の宮城県登米郡石越村を登米簡易裁判所の管轄に移すこと。

4　市町村その他の行政区画に変更のあつたものについて、この法律の別表の記載を訂正すること。

二　議案の可決理由

前記三箇所に簡易裁判所を増設することは、土地の状況、交通の便否等にかんがみ、国民の権利の擁護上妥当な措置であり、管轄区域の変更その他の改正も同様、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のため、昭和二十六年度予算として一千三百二十万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

裁判所法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の内容は左の四点である。

1　家庭裁判所における家庭事件が年々増加しつつある現状にかんがみ、その適正迅速な処理を図るため、家庭裁判所に家事調査官及び家事調査官補を置き、裁判官の補助として、家庭に関する事件の審判及び調停に必要な調査をつかさどらしめようとすること。

2　家庭裁判所の成人の刑事事件に関する裁判権を拡張し、家庭裁判所は、その取扱う成人の刑事事件について、禁こ以上の刑をも科することができることとし、地方裁判所との審理の重複を避け、事件の能率的処理を図ろうとすること。

3　一般公務員について、官の級別が廃止されたのに対応し、裁判所職員の官の級別を廃止したこと。

4　昭和二十七年一月一日から裁判官以外の裁判所職員は特別職の公務員となる関係上、これに必要な規定を整備したこと。

二　議案の可決理由

家庭裁判所に家事調査官等を置くことは、家庭事件の懇切、適正、かつ迅速な処理のため必要であり、家庭裁判所が成人の刑事事件につき禁こ以上の刑を科することも成人の刑事事件の能率的処理を図る上から妥当の措置であり、又、官の級別の廃止その他の改正も他の法令との関係上、当然必要な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のため昭和二十六年度予算として、七百九十八万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

少年院法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次のとおりである。

第一に、現行法は、在院者が二十歳に達すると、退院させる建前をとり、ただ、その矯正教育のた

め必要があれば、二十歳をこえても入院の日から数えて六箇月を限り、引続き少年院長の裁量で、在院させることができることとなつているが、この六箇月の期間を一年に改めようとするものである。

それは、最近の実情によれば、保護少年の仮退院までの期間が平均九箇月余になつておることと、本年一月から少年の年齢が二十歳に引き上げられたので、二十歳近くで収容される少年も増加することをも考慮したのである。

第二に、少年保護鑑別所の施設、特別少年院の施設の収容能力及び女子医療少年院の施設が、現在、いずれも不足しているので、昭和二十八年三月末までの二箇年間、いわゆる代用少年保護鑑別所、代用特別少年院等を使用できるようにした。

第三は、さきに、矯正保護管区本部が設置されるまでの経過的措置として、移送の認可及び援助の委嘱の承認に関する矯正保護管区長の行う職権を法務総裁が行うことになつておつたのを、その設置をみた今日不要となつたので、法文整理上、削除した。

二　議案の可決理由

少年院法には少年取扱に関する理念的要素が多分に盛られているが、少年院法を施行した後の経験にかんがみ、是正する必要のあることは、少年院法制定の当時から予見されたところであつて、今回の改正は概ね妥当と認める。よつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十四日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林譲治殿

裁判所職員定員法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、裁判官その他の裁判所職員を増員し、及び、家事調査官等の定員を定めようとするものであるが、その要旨は

1　家庭裁判所における家庭事件が年々増加しており、また、本年一月一日から少年法の適用をうける少年の年齢が二十歳に引き上げられた結果、今後少年事件の激増が予想されるので、家庭裁判所における判事、判事補、裁判所書記官及び裁判所書記官補を増員すること。

2　民事事件の増加に伴い地方裁判所における各職員を増員すること。

3　家庭裁判所における少年事件の増加に伴い、少年調査官、少年調査官補及び技官を増員すること。

4　家事調査官及び家事調査官補の定員を定めることである。

二　議案の可決理由

家庭事件、民事事件は年々増加の傾向にあり、少年事件も今後激増することが予想される状況にかんがみ、裁判所職員の増員その他の改正は、裁判の適正、迅速な処理を図る見地から極めて妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行のため、昭和二十六年度予算として、五千八十七万二千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林譲治殿

農業協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農村経済の維持発展のために、農業協同組合の果している役割ははなはだ大であるが、現下の組合経営は、幾多の困難に直面し、機能が著しく低下している現状であるので、事業の運営に弾力性を與え、且つ、組合員の意思を組合の業務に積極的に反映させる措置を講じて、農業協同組合の再建整備に寄與しようとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　役員が真剣に組合経済に没頭しうるよう、その任期を三箇年に延長し、また市町村の農業協同組合については、役員を総会外において選挙できる途をひらいて單位組合の運営円滑を図つたこと。

2　医療施設については、組合員以外のものが組合員の事業の利用分量の五分の二までこれを利用できることとし、組合経営の円滑を図つたこと。

3　回転出資金制度を採用して、これを事業運転資金として活用することとしたこと。

4　組合員の意思を充分に反映させるため、組合が連合会を設立し、あるいは連合会に加入し、または脱退しようとする場合には、総会の特別議決を要することとしたこと。

5　行政庁に、役員の職務を行うものがないときの役員選挙のための総会招集、また組合の設立認可後九十日以内に設立登記をしないものについての認可の取消の権限を賦與することとしたこと。

二　議案の可決理由

農業協同組合の現状にかんがみ、本案は、組合運営の円滑及び経営の健全な発達を図る上に、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、通商貿易の進展に対応して、検疫事務の迅速な処理を図るため、検疫所の支所又は出張所を設置することができること並びに麻薬取締業務を円滑に行うため、全国八箇所に麻薬取締官事務所を設置することとして、所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、検疫事務の迅速化を図り、麻薬取締業務を円滑に行うため必要且つ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

運輸省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、運輸審議会の行う公聴会を主宰し、その他審議会の事務を補助させるため審理官を置くとともに、関係法令の制定改廃に伴い、運輸省の権限、所掌事務の規定を整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、運輸行政を適正円滑に行うため、必要且つ妥当な措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度一般会計予算に五十三万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

国税徴収法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

納税者に特別の事情がある場合

における租税の徴収及び滞納処分につきその合理化を図るため、分納及び徴収猶予の制度、滞納処分の猶予制度、滞納分の執行停止の制度を新設し、その他差押禁止物件の範囲を拡張し、国税と地方税との間の徴収の順位を同一にする等の改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

最近における滞納の発生及びその処理の状況にかんがみ、本案はまことに時宜に適した妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

物品税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第一は、サッカリン又はヅルチンを原料とする錠剤甘味料につき、従来は原料課税であつたのを、納税資金の調達等を考慮して製品段階において課税することとし、第二は、物品税の取締を容易にし、脱税の絶滅を期するため製造場から移出される際の形のまま小売店舗において陳列販売される物品のうち、特に必要なものについてはその製造者に対し移出の際物品税証紙の貼付を命ずることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

物品税証紙については幾分問題となる点もあつたが、脱税の防止等の見地から必要な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

〔第二十六号参照〕

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

復金引受の農林債券の償還金につき、これを昭和二十六年度において国庫に納付せしめ、その納付額に相当する金額の減資を行うこととし、また復金が融通した資金で代物弁済として公社債を受け入れることにより回収したものがある場合は、その公社債の当該年度における償還金に相当する金額を国庫に納付せしめることとする等の改正を行うものである。

二　議案の可決理由

復興金融金庫の国庫納付金について必要な改正を行うものであつて、適切なる措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

たばこ専売法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第一に、農薬用たばこに関する特例を設け、日本専売公社においてその収納を行わないこととし、第二に、製造たばこが天災によつて滅失した場合、小売人に対する災害補償の規定を整備し、第三に、製造たばこの包装の製造等を許可制にしようとするものである。

二　議案の可決理由

製造たばこに対する災害補償の規定を整備する等必要な改正を行うもので、極めて適切な措置であることと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

農林漁業資金融通法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食糧の自給態勢を強化し、国民生活の安定を図るため、従前より土地改良、造林、漁港修築等の固定施設に対して、国家予算において補助をして来たのであるが、生産力を更に昂揚し、農業経営の合理的高度化を促進するためには、補助のみでは不充分であるので、新たに、農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金融通の途を講じて、生産力の基礎確立に寄与せんとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　政府は農林漁業者に対し、毎年度予算の範囲内で、土地改良、造林、林道の開発、漁港の修築、塩田の改良、共同利用施設等に必要な資金を貸付けることができる。

2　貸付金の利率は、現在貸付予定の六十億円の外に、資金運用部からの借入を予定して算定し、且つ融資対象となる事業ごとに最高最低の率を定め、具体的には政令で定めるが、事業の採算がとれるよう、できる限り低利としたこと。

3　償還期限は最高二十年とし、業種別に主務大臣が定める。

4　貸付の実務は農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に委託することとしたこと。

5　貸付の条件としては、剰賦償還の方法をとり、担保をとることを原則とするが、災害その他特別の事情がある場合は、貸付条件を緩和することができることとしたこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、農林漁業諸施設の整備強化を図り、生産力の維持発展に寄与する上に、極めて有効にして適切な措置と認めるが、畜産業並びに養蚕業の重要性にかんがみ、これらの事業及び牧野を貸付対象として明示し、また、漁港に対する貸付金の据置期間を更に延長する等の必要ありと認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算において、農林漁業金融費二十億一千一百二十九万七千円を計上し、この中より二十億円を、また米国対日援助見返資金特別会計公企業支出より四十億円を、それぞれ農林漁業資金融通特別会計に繰入れることとしている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

農林漁業資金融通法案の一部を次のように修正する

（小字及び――は修正）

（資金の貸付）

第二條　政府は、前條に掲げる目的を達成するため、政令の定めるところにより、農業、○畜産業、養蚕業、○林業、漁業、若しくは塩業を営む者又はこれらの者の組織する法人（以下「農林漁業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内において、左に掲げる資金を貸し付けることができる。

一　農地、○又は牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金

二　造林に必要な資金

三　林道の開発又は復旧に必要な資金

四　漁港の修築又は復旧に必要な資金

五　塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金

六　農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金

（貸付の條件）

第三條　前條の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の利率は、左表の範囲内で政令で定め、償還期限及び据置期間は、左表の範囲内で主務大臣が定める。

貸付金の種類	利率 最高	利率 最低	償還期限	据置期間
一　農地○○又は牧野○○の改良、造成又は復旧に必要な資金				
イ　公共事業費による補助事業に係るもの	年七分	年六分	十五年	五年
ロ　その他のもの	年五分五厘	年四分五厘	十五年	三年
二　造林に必要な資金				
イ　公共事業費による補助事業に係るもの	年七分	年六分	二十年	五年
ロ　その他のもの	年五分	年四分	二十年	五年
三　林道の開発又は復旧に必要な資金				
イ　公共事業費による補助事業に係るもの	年一割五厘	年九分五厘	十五年	一年
ロ　その他のもの	年八分	年七分	十五年	一年
四　漁港の修築又は復旧に必要な資金	年七分	年六分	十五年	三年
五　塩田の改良、造成又は復旧に必要な資金				
イ　塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）による補助事業に係るもの	年一割五厘	年九分五厘	十年	一年
ロ　その他のもの	年七分	年六分	十年	一年
六　農林漁業者の共同利用に供する施設の造成、復旧又は取得に必要な資金	年八分	年七分	十五年	一年

2　貸付金の一事業当りの金額は、公共事業費による補助事業に係るもの及び塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）による補助事業に係るものについては、当該事業に要する費用の額から当該事業について支出される補助金の額を控除した金額の八割に相当する金額、その他の事業に係るものについては、当該事業に要する費用の八割に相当する金額を限度とする。

3　貸付金の償還は、割賦償還の方法によるものとする。但し、資金の貸付を受けた者（その者の包括承継人を含む。以下同じ。）は、貸付金についていつでも繰上償還をすることができる。

4　政府は、前項の規定にかかわらず、左の各号の一に該当する場合には、貸付を受けた者に対し、いつでも貸付金につき一時償還を請求することができる。

一　貸付を受けた者が償還金の支払を怠つたとき。

二　貸付を受けた者（その者が法人であるときは、その法人を組織する者を含む。）が貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき。

三　前各号に掲げる場合の外、貸付を受けた者が正当な理由がなくて契約の條項に違反したとき。

5　政府は、資金の貸付を行う場合には、担保を提供させなければならない。但し、担保を提供させることが著しく困難であると認めるときは、その提供を免除することができる。

6　貸付を受けた者が、災害その他特別の事由により、元利金の支拂が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付の條件の変更又は延滯元利金の支拂方法の変更をすることができる。

（業務の委託等）

第五條　政府は、農林中央金庫その他主務大臣の指定する金融機関に対し、貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。但し、貸付の決定については、この限りでない。

2　政府は、前項の規定により業務の一部を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）の受託業務に関する準則を省令で定めなければならない。

3　受託者たる金融機関の役員又は職員であつて第一項の規定による委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

4　農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六條の規定にかかわらず、第一項の規定による業務を行うことができる。

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一

本案は、昨年七月成立実施を見た地方税法につき、施行の結果等に顧みて、地方税負担の均衡化と地方税徴収制度の改善を図ることを目的として、その一部を改正せんとするものである。

改正の要点は、

1　附加価値税について、その課税標準の算定に控除方式の外、加算方式を選択採用しうることとして納税者の便宜を図つたこと、控除法による場合、新たに、本法実施前取得した固定資産の減価償却額の控除を認め企業間の均衡を図つたこと、その他若干の改正を加えたこと。

2　市町村民税に関して、法人に対し新たに法人税割の制度を設けて、個人と法人との課税上の不均衡を是正し、あわせて配当所得につき源泉課税をすることとしたこと。

給與所得について、源泉徴収の方法を採用しうるものとして納税の苦痛を緩和したこと、年齢六十五年以上の小額所得者を非課税としたこと、所得割の課税標準に課税総所得金額を採用する場合、財政上必要あれば、基礎控除以外の控除を行わない総所得金額を標準とすることができるようにしたことなど。

3　固定資産税に関して、使用者課税を廃止して、使用者の負担軽減を図つたこと、償却資産の免税点を三万円に引き上げたこと、その他評価の権限の一部を地方財政委員会から知事に移したことなど。

4　事業税に関して、法人事業に申告納付制を採用して早期税収を図つたこと。

5　国民健康保険税を創設して、保険財政の確立を図つたこと。

6　その他国税と地方税との徴収順位を同順位としたこと、罰則を緩和したことなど。

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録（一）（その二）

右の外、国税徴収法の改正に伴い地方税の徴収方法に同一趣旨の改正を加えるため、内閣は本院の承認を得て本案に次のごとき改正を修正追加した。

7　納税者又は特別徴収義務者が、り災、盗難、休廃業その他所定の事由により一時に納税することが困難な場合、徴収を猶予しうる制度を認めたこと。

8　滞納処分の場合、同族会社に納税義務を負わせうる途を開いたこと、あるいは脱税の目的で財産を取得した特殊関係者又は同族会社に対し、納税義務を追求できることとしたこと、繰上徴収の途を開いたこと。

9　租税特別措置法の改正に伴い、市町村民税についても源泉選択された利子部分を非課税としたこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、その趣旨において、納税者の負担の均衡と納税の利便とを増進し、これによつて徴収の確保を図らんとするものであつて、委員会においては、逐条的には、さしたる反対意見もなかつたのであるが、ただ、本改正が事務的改正の範囲にとどまり、なんら本質的改正に触れていない点を不満とする意見が各派に共通的であつて、自由党、国民民主党、日本社会党の各党の委員より共同提案として次のごとき修正案が提出せられた。

1　遊興飲食税について、大学以外の学校の行う修学旅行の場合の旅館等における飲食及び宿泊に対して非課税とすること。

2　市町村民税について、健康保険組合、国民健康保険組合等の団体及び法人、並びに政令で限定する森林組合、各種協同組合の行う事業を非課税とすること。

3　市町村民税について、個人の均等割を一率に百円ずつ引き下げること。

4　市町村民税の法人税割の標準税率百分の十を百分の十五に、制限税率百分の十一を百分の十六に引き上げること。

5　事業税について、政令で限定する森林組合、各種協同組合の行う事業並びに政令で定める新聞事業を非課税とすること。

委員会は、熊重審議の上、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

地方税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百二條第三項中「前項」を「第二項」に改め、第八項中「第六項」を「第七項」に改め、第三項を第四項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第二項の次に第三項として次の一項を加える。

3　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第百十四條の次に次の一條を加える。

（遊興飲食税の非課税の範囲）

第百十四條の二　道府県は、学校（学校教育法第一條に規定する学校（大学を除く。）をいう。）の行事として行われる幼児、児童又は生徒の修学旅行の場合の旅館その他これに類する施設における飲食及び宿泊に対しては、遊興飲食税を課することができない。

第百三十一條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に第二項として次の一項を加える。

2　前項の規定による異議の申立は、文書をもつてしなければならない。

第二百九十六條中○「及び国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）」の下に「健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険組合連合会、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八條の規定に基く国家公務員の団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四條の規定に基く地方公務員の団体」を「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第九十八條の規定に基く国家公務員の組合その他の団体」に、「健康保険組合、国民健康保険組合、農業共済組合連合会、道府県農業共済組合及び水産業協同組合連合会」を「健康保険組合及び国民健康保険組合並びに森林法（明治四十年法律第四十九号）、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）又は中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）による組合（企業組合を除く。）若しくは連合会で政令で定めるもの」に、「を加え、

第三百十一條の見出し中「均等割額によつて課する市町村民税」を「均等割」に改め、同條第一項中「均等割額によつて課する市町村民税」を「均等割」に、「第二百九十四條第一項第一号」を「第二百九十四條第一号」に、「同條同項第二号」を「同條第三号若しくは第四号」に、「第二百九十四條第一項第三号」を「第二百九十四條第三号又は第四号」に、「第二百九十四條第一号」に、○「千二百円」を「八百円」に、○「同條同項第二号」に○「六百円」を「七百円」に、○「同條同項第三号」に○「四百円」を「五百円」に、「同項中「第二百九十四條第一項第一号」を「第二百九十四條第三号又は第四号」に、○「八百円」を「七百円」に、○「同円」を「九百円」に、「七百五十円」を「六百五十円」に、「六百円」を「五百円」に、「四百円」を「三百円」に、「五百円」を「四百円」に改める。

第三百十三條の見出し中「所得税額等を課税標準とする市町村民税」を「所得割」に改め、同條に次の三項を加える。

4　前二項の場合における税率は、所得割額が当該各項の規定による課税標準額に応じて逓増するように定めることができる。

5　法人税額を課税標準として課する市町村民税（以下「法人税割」という。）の標準税率は、百分の十○五とする。但し、標準税率をこえて課する場合においても、百分の十一六をこえることができない。

6　法人税割の税率は、第三百二十一條の八に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第七百四十條に次の一項を加える。

2　前項の場合において昭和二十六年十二月三十一日以前に解散した法人で同日までに清算が結了しないものがあるときは、その結了の日の属する事業年度分まで昭和二十六年度分の事業税について適用された規定の例によつて事業税を課するものとする。

第七百四十一條第三項第十九号中「川原業」の下に「（政令で定める新聞業を除く。）」を加える。

第七百四十三條第六号を第八号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六　農林漁業組合法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法及び中小企業等協同組合法による組合（企業組合を除く。）及び連合会で政令で定めるものが行う事業

七　新聞業（第七百四十一條第三項第十九号の政令で定めるものに限る。）

第七百四十五條の見出し中「行う事業」を「個人の行う事業」に改め、同條第一項及び第二項中「事業を行う者」を「事業を行う個人」に改め、同條第二項中「前項の道府県知事の定めるところによる。」を「地方財政委員会規則の定めるところによつて、前項の道府県知事が関係道府県

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

内に所在する事務所又は事業所について同項の所得金額の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して定める。この場合において、従業者の数は、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数とする。」に改める。

同条第四項中「異議の申立をすることができる。」を「前項の通知を受けた日から三十日以内に異議の申立をすることができる。」に改め、同条第五項中「第三項の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。」を「次章をもつてしなければならない。」に改め、同条第七項中「更正」を「賦課」に改める。

第七百四十六条第二項中「左に掲げる法人」の下に「（第一号、第二号及び第五号から第七号までの法人にあつては、第七百四十三条第六号の場合に該当するものを除く。）」を加える。

第七百四十七条の次に次の一条を加える。

（二種の事業をあわせて行う場合における事業税額の算定）

第七百四十七条の二　個人が第一種事業と第二種事業とをあわせて行う場合においては、その納付すべき事業税の課税標準とすべき所得金額は、これらの事業を通じて算定するものとし、この場合における事業税額は、所得金額をこれらの事業のそれぞれの総売上金額にあん分した額に当該事業に係る各税率を適用して得た額の合算額とする。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昨年創設された地方財政平衡交付金制度につき、差し当り必要な若干の事項について改正を加え、当面の事情に即応せしめようとしたもので、改正の要点は次のとおりである。

第一は、基準財政収入額の算定に用いる基準税率について、普通税率の百分の七十を百分の八十に改めることであるが、これは、昭和二十六年度以降は、給与臨時の改訂その他によつて、全地方団体を通じて確保すべき最少限度の所要財源は更に増額を余儀なくされ、かたがた地方税収入は著しく偏在する傾向にあるため、その間の調整をはかり、交付金の交付を合理化し、もつて地方財政平衡化を進めようとするものである。

第二は、都等の特例について改正を加えることであるが、これは、都については現在道府県分と市町村分との交付合算額を交付されている点、その算定の基準と方法について明文を欠いているので、それを明確化しようとするものである。

第三は、基準財政需要額の算定に用いる単位費用は、昭和二十六年度においても、地方財政委員会規則で定めることであるが、これは臨時的単位費用は、なお研究の段階にあり、まだ法律をもつて確定し得ない事情にあるため、差し当り本年度と同様地方財政委員会規則で定めることとするのである。

第四は、厚生労働費に係る測定単位は、昭和二十六年度においても地方財政委員会規則で特例を設けることができることとすることである。

第五は、昭和二十六年度においても地方財政法の国費、地方費の負担区分に関する規定は、その適用を停止することである。

第六は、予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の改正であつて、昭和二十六年度においてもこれらの法律に掲げる国費、地方費の負担区分に関する規定は、その適用を停止することであるが、以上第四、第五、第六点の改正の目的は、第三点の改正理由とほぼ同じく、諸般の基礎事情がなお不安定の状態にあり、行政事務の再配分の問題も確定していないので、法で認められた特例等を更に一年間有効としてその必要に即応せしめようとするものである。

二　議案の可決理由

地方財政平衡交付金法の制度は、地方財政の確立上重要な使命を有するものであるが、何分にも新しい制度であるだけ多くの問題を包蔵している。本案は、当面の事態に即応するため、基準財政収入額の算定に用いる基準税率の引上げ及び昭和二十五年度限りに政府に委任された規則の制定編やその他の特例の施行を更に一年間延長するなどの改正に止まつているが、基礎的事情がなお不安定であり、新しい制度もまだ確立されない今日としては、やむを得ないことであり、またこれ等の改正は現状に即して必要なことである。ただ単位費用の決定を更に一年間地方財政委員会規則にまかせることについては、国民民主党床次委員より、政府に対し、当局が規則を制定するに当つては国会と連絡してその意見を尊重すべきことを要望し、政府は、これに善処する旨の答弁があつた上、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

漁船法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業調整及び取締の完全を期するため、農林大臣は、毎年動力漁船の合計総トン数の最高限度等の設定及び漁船の工事完成後の認定をすることにし、あるいは都道府県知事に、三年ごとに漁船及びその登録票につき検認を受けるようにして、漁船の正確なる実態が常には握できるようにすること、その他従来国の収入であつた登録手数料を地方財政確保の見地から都道府県の収入とし、新たに検認の手数料も徴収できるようにしようとするものである。

二　議案可決理由

本案は、水産業の実情からして、漁船の在り方としては適切なる措置であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十七日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

国民健康保険法の一部を改正する法律案（宜四郎君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民健康保険は、昭和十三年実施以来急速な普及発展を遂げ、今や社会保障制度の一環として着々その成果を上げているが、今回国民健康保険制度の運営を一層適正且つ合理的ならしめるため次の改正を行おうとするのが本案の目的である。

改正の主なる点は次のとおりである。

1　国民健康保険の診療報酬を適正ならしめるため、これを審査する機関として都道府県に一又は二以上の国民健康保険診療報酬審査委員会を設置するようにしたこと。

2　特別の事由ある市においては、その一部の区域において公営で国民健康保険を行い得るみちを開いたこと。

3　一部負担金を療養担当者の窓口で支払い得ることとし、又特別の事由のある者には、一部負担金を減免する等の措置を講じ得るようにしたこと。

4　今回地方税法の改正により、国民健康保険を行う市町村は、保険料に代えて国民健康保険税を課し得ることになつたので、これに伴い保険に関する規定を

整理したこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、国民健康保険制度の運営を一層適正且つ合理的ならしめようとするもので、その内容はおおむね妥当と認められるが、

1　法第四十七條の二に第二項として、保険者が、自ら診療報酬の審査を行い、又は都道府県を区域とする連合会に対して、その審査を委託し得る規定を設けること。

2　法第四十七條の八として、保険者又は連合会が審査を行う場合における審査機関等に関する規定を設けること。

等修正規定することを適切と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

（別紙）

（小字は傍正）

国民健康保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四十七條ノ二　保険者ハ社会保険診療報酬支拂基金又ハ国民健康保険診療報酬審査委員会ニ療養担当者ノ提出セル診療報酬請求書ノ審査ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ規定ハ保険者ガ自ラ審査ヲ為シ又ハ都道府県ヲ区域トセル連合会ニ対シ審査ノ委託ヲ為スコトヲ妨グルモノニ非ズ

○二項ノ審査ハ第八條ノ八第一項ノ規定ニ依ル厚生大臣ノ定ニ照シ当該診療報酬請求ノ適正ナリヤ否ヤニ付行フモノトス

○第一項

第四十七條ノ三　前條ノ審査ヲ行フ為都道府県知事ノ定ムル所ニ依リ都道府県ニ一又ハ二以上ノ国民健康保険診療報酬審査委員会（以下審査委員会ト称ス）ヲ置クモノトス

第四十七條ノ七　本法ニ定ムルモノノ他審査委員会ニ関シ必要ナル事項ハ都道府県知事之ヲ定ム

第四十七條ノ八　保険者ハ第四十七條ノ二第二項ノ審査ヲ為スニ当リテハ療養担当者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者各七人以下ノ同数ヲ以テ組織スル機関ヲ置クモノトス

都道府県ヲ区域トセル連合会ハ第四十七條ノ二第二項ノ審査ヲ行フ為療養担当者ヲ代表スル者、保険者ヲ代表スル者及公益ヲ代表スル者各七人以下ノ同数ヲ以テ組織スル機関ヲ置クモノトス

第五十一條中「第八條ノ六」を「第八條ノ七」に改める。

漁業法等の一部を改正する法律案（永田節君提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在行われつつある漁業制度改革を、より効果的に、しかも円滑に実施するため、漁業法及び漁業法施行法の一部をそれぞれ改正しようとするものである。

その内容の主なるものは

1　瀬戸内海におけるます網漁業は、すべて共同漁業権の内容とするよう例外規定を設けること。

2　小型機船底びき網漁業処理の根本方針を確立し、制度改革を更に強力に推進する法的根拠を規定すること。

3　海区漁業調整委員会が解散又は定数を欠く場合には、知事が委員会にはからずに措置できるよう特例を設けること。

4　入漁権の取得は、漁業協同組合及び同連合会に限定することを明確にし、あるいは内水面漁業については、調査研究のため、有毒物が使用できるように緩和すること、及び公職選挙法の準用について若干不備の点を改めること。

5　漁業権の消滅時期の調整をはかり漁業権の補償が早期にできるよう措置すること。

等である。

二　議案の修正議決理由

本案は、漁業制度改革の実施上妥当なるものと認めるが、小型機船底びき網漁業等に関してはその根本問題の解決についてなお検討を要するので、今般はこれらの点を削除するよう修正するを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

（別紙）

（小字及び――は傍正）

漁業法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「二十七メートル以上であるもの」の下に「瀬戸内海（第百九條第二項に規定する海面）におけるます網漁業を除く。）」を加える。

第二十八條の見出し及び同條第一項中「相続」の下に「又は法人の合併」を加える。

第四十二條の次に次の一條を加える。

（入漁権取得の適格性）

第四十二條の二　漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は、入漁権を取得することができない。

第四十三條第二項中「相続及び譲渡」を「譲渡又は法人の合併による取得」に改める。

第六十五條第三項中「又は料料」を「若しくは料料又はこれらの併料」に改め、同條第七項を次のように改める。

7　都道府県知事は、第一項の規則を定めようとするときは、第八十四條第一項に規定する海面に係るものにあつては当該都道府県の区域に沿う海面につき定められたすべての海区の区域を含した海区に設置した連合海区漁業調整委員会（当該都道府県の区域に沿う海面につき定められた海区の数が一である場合にあつては当該海区の海区漁業調整委員会）の意見を、第百二十七條に規定する内水面に係るものにあつては内水面漁場管理委員会の意見をきかなければならない。

第六十六條の次に次の一條を加える。

（許可を受けない小型機船底びき網漁業の禁止）

第六十六條の二　小型機船底びき網漁業は、船舶ごとに都道府県知事の許可を受けなければ、営んではならない。

2　「小型機船底びき網漁業」とは、総トン数十五トン未満のスクリューを備える船舶により底びき網を使用して行う漁業をいう。

3　主務大臣が定める海域において、総トン数十五トン以上で主務大臣の定めるトン数に達しないスクリューを備える船舶により、底びき網を使用し、主務大臣の定める漁法によつて行う漁業は、小型機船底びき網漁業とみなす。

4　第一項の許可に関し必要な事項は、省令で定める。

第六十九條に次の但書を加える。

但し、主務大臣の許可を受けて、調査研究のため、第百二十七條に規定する内水面において採捕する場合は、この限りでない。

第七十八條第一項中「これを督促し、督促手数料及び延滞金を徴収する。」を「督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。」に改め、同條第三項を第五項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定により督促をした場合は、手数料として十円を徴収する。

3　第一項の規定により督促をした場合において督促状の指定の期限までに免許料又は許可料を完納しないときは、督促状の指定の期限の翌日から免許料又は許可料納付の日までの日数に応じ、滞納免許

料額又は滞納許可料額百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

第七十九條中「国税並びにその督促手数料、延滞金及び滞納処分費」を「国税及び地方税」に改める。

第八十條中「第四條ノ七（書類の送達）、第四條ノ八（公示送達）及び第九條第二項から第六項まで（督促手数料及び延滞金）の規定を準用する。」を「第四條ノ九（書類の送達）、第四條ノ十（公示送達）及び第九條第四項から第十項まで（延滞加算税額の徴収）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「延滞加算税額」とあるのは「延滞金額」と読み替えるものとする。」に改める。

第八十九條第一項中「毎年二月一日」を「毎年九月十五日」に改め、同條第五項後段及び同項の表を削る。

第九十四條中「公職選挙法」の下に「第八條（特定地域に関する特例）、」を、「第三十八條第四項」の下に「、第四十條」を加え、「第十項但書」に、「第二百十二條及び第二百十二條」を「第二百十條、第二百十二條及び第二百十六條」に、「及び第十六章」を「、第十六章」に、「第二百三十五條」を「第二百三十五條第二項」に、「規定を除く。」を「規定を除く。）。（第二百七十條の二の選挙に関する届出等の時間）及び第二百七十二條（施行に関する命令等）並びに附則第四項及び第五項の規定は、」に改める。

第九十七條第一項中「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條」を「第八十七條第一項第二号又は第九十四條において準用する公職選挙法第二百五十二條」に改める。

第百四條の次に次の一條を加える。

（開会不能の場合の特例）

第百四條の二　海区漁業調整委員会がその委員の定員の過半数以上を欠いている場合において、この法律又はこれに基く命令の規定によりその意見をきかなければならないとされている事項を処理する緊急の必要があるときは、都道府県知事は、当該海区漁業調整委員会の意見をきかないで当該事項を処理することができる。

第百三十二條中「第九十六條（委員の辞職の制限）」を「第九十五條（兼職の禁止）、第九十六條（委員の辞職の制限）」に改める。

第百三十八條中第六号を第七号とし、第六号として次のように加える。

六　第六十六條の二第一項の規定に違反した者

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、漁業法第六十六條の二の改正規定の施行期日は、この法律の公布の日から起算して六箇月をこえない期間において政令で定める。

2　機船底曳網漁業取締規則（昭和九年農林省令第二十号）第二十六條ノ二の規定に基いてした都道府県知事の許可であつて漁業法第六十六條の二の改正規定の施行の際現に効力を有するものは、同條の規定に基いて許可することができるものに限り、同條の規定施行後一年間（その期間経過前に当該許可の有効期間が満了するものにあつてはその満了の日まで）は、同條の規定に基いてしたものとみなす。

3　機船底曳網漁業取締規則第一條の二の規定によつてした農林大臣の許可に基き総トン数十五トン未満の船舶により営む機船底びき網漁業については、漁業法第六十六條の二の改正規定施行後二年間は、同條第一項の規定は、適用しない。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（前田郁君外一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、町村の議会の議員が日本国有鉄道の職員になることができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道の業務に支障を及ぼすことが少ないと認められる範囲において、職員の兼職を認めることは、適当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

逓信委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

（第二十七号参照）

競馬法の一部を改正する法律案（小笠原八十美君外十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行競馬法によれば、競馬を開催できるのは、政府都道府県及び地方財政委員会の指定した市町村のみであるが、指定されていない市町村で地方競馬場所在のものは、競馬開催の度ごとに警備、交通、その他について相当の財政的負担をしなければならないので、これらの市町村のうちで地方財政委員会が適当と認めて指定したものは、競馬を年二回以内開催できるよう改正して、地方公共団体の財政改善に資せんとするが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、地方財政収入の増加を図り、健全娯楽の振興に資する上に、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

不動産登記法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、不動産登記、工場財団登記及び立木登記の手続を簡易化し、用紙の節約を図ること等を目的とし、これがため、登記簿の様式及び調製方法を改め、その他必要な改正を加えようとするものであつて、その要旨は、

1　登記簿の様式、調製方法を改め、これをバインダー式の帳簿とし、必要に応じて用紙の加除ができるようにしたこと。

2　右の趣旨により、登記簿には法務局又は地方法務局の長による枚数の記載及び契印を要しないものとしたこと、登記番号を廃止したこと、登記用紙は土地の番号又は家屋番号の順序で設けられることにし、登記簿の見出帳は必要がなくなるので、これを廃止したこと。

閉鎖した登記用紙は、閉鎖登記簿に編綴し、閉鎖の日から三十年間保存するものとしたこと、登記簿に登記用紙を追加できるようにし、継続用紙を廃止したこと、及び以上の改正に関連して必要な規定の整備を行つたこと。

3　不動産の表示の変更の登記を申請する場合には、申請書に、その不動産に関する所有権以外の権利の登記名義人の承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本を添付することになつているが、これは現在ほとんどその必要が認められない上に、かえつて、弊害があるから、この規定を削除したこと。

4　土地の番号又は家屋番号の変更の登記は、その変更が行政区画又は字の変更に伴うものでない場合にも、登記所が職権でするものとしたこと。（これは、土地の番号及び家屋番号の変更は、土地台帳、家屋台帳の所管庁である登記所が行つているのであるから、その登記もすべての場合を通じて登記所が職権で行うことにしようというのである。）

5　工場抵当法及び立木に関する

法律中、登記番号欄に関する規定等を改正し、立木に関する法律中所有権保存登記の申請に関する規定を整備したこと。

6　登記所は、従前の規定による登記簿を改正後の規定による登記簿に改製するものとしたことである。

二　議案の可決理由

権利の保護と取引の安全を図る上極めて重要な機能を営んでいる不動産登記制度を近代的なものに改善し、その手続の簡略化とあわせて用紙の節約を図ろうとする本案は極めて妥当な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和二十六年度予算に、千八百三十二万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林譲治殿

昭和二十六年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本補正予算の要旨

本補正予算は新設される日本開発銀行に関する予算である。

日本開発銀行の概要は左のごとくである。

1　長期設備資金の供給機関である。融資の方法は、直接投資、協調融資、市中融資の肩替り等による。

2　復興金融金庫が昭和二十六年度末までに解散されるに伴い、その債権債務を承継する。

3　設立当初の資本金として見返資金から百億円出資を受け、復金の回収金が一般会計よりの出資金として当銀行の資本金に繰入れられる。

本補正予算には開発銀行の事業損益のみ計上され、資金の貸付回収、余裕金の運用等は収入支出の予算外に経理されることになつている。

収入予算は、貸付金利息、余裕金運用利息及び雑収入を合わせて、

事業益金として
五億二千六百余万円

支出予算は、役職員の給与、その他の事務費及び税金を

事業損金として
八千五百余万円

予備費　四千万円

合計一億二千五百余万円

が計上されている。

二　本補正予算の可決理由

復興金融金庫の貸出機能停止、勧銀興銀等特殊銀行の普通銀行への転換等により、長期金融を担当する金融機関の欠如はわが国金融機構の盲点であつたが、新たにこの部門を担当する日本開発銀行の設立は、まことに時宜を得た措置である。また本案における収入支出の見積りについても妥当なものと認め、本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

予算委員長　小坂善太郎

衆議院議長林譲治殿

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

窮迫した地方財政の現状と激甚な災害のひん発とにかんがみ、地方財政能力に即応して復旧事業費の国と地方との間における負担の関係を合理的に調整し、もつて災害の速やかな復旧を図ろうとするのが本案の目的である。

その内容の大要は次のとおりである。

1　災害復旧は施設を原形に復旧することを原則とするが、それが不可能な場合にはその施設の従前の効用を発揮するための施設をすること、又、著しく困難又は不適当な場合には、これに代るべき必要な施設をすることを復旧事業とみなしている。

2　国庫の負担率は、各地方公共団体の一箇年の災害復旧事業費の総額（一箇所十五万円以上のものの合計）を当該年度の、その団体の普通税の標準税収入見込額と比較し、その見込額の二分の一までの額に相当する災害復旧事業費に対してはその三分の二を国庫で負担し、二分の一をこえ、二倍に達するまでに対しては四分の三を、それ以上は全額をそれぞれ国庫で負担するという逓増方法により国庫が負担する。

3　北海道のみは前項の方法により算定した国庫の負担率が五分の四に満たない場合は当分の間五分の四とする。

二　議案の可決理由

累増の傾向にある災害を速やかに復旧せんがため、国及び地方ともども復旧事業費を合理的に負担して目的を達せんがために必要なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、郵便振替貯金の加入者の利便を増進し、その利用を容易にする一面、利用度の少い制度を廃止して事業の簡素化を図るとともに、社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行い、郵便振替貯金事業の発展に寄与しようとするものである。

二　議案の要旨

1　郵便振替貯金の元利金の拂出について、国が保証する旨の規定を設けてその安全性を明確にしたこと。

2　代理署名人の代理行為の範囲を拡げて各種の届出及び用紙の買受の請求をすることができることとしたこと。

3　現在郵便振替貯金の口座の現在高が十万円をこえるときは、その超過する額に対しては利子をつけないこととなつているが、この制限を廃止したこと。

4　公金に関する郵便振替貯金の制度を電気及びガスの公益事業の料金納付についても利用できることとしたこと。

5　債券募集、売出、買上及び元利金支拂制度を廃止したこと。

三　議案の可決理由

本案の内容は利用者の利便増進上、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、郵便貯金の預金者の利便を増加し、その利用を容易にして貯蓄の吸収に資し、一面において現在利用度の少い、又は利用の全くない制度を廃止して事業の簡素化を図り、あわせて社会情勢及び経済事情の変化に伴う規定の整備を行おうとするものである。

二　議案の要旨

1　郵便貯金の元利金の拂戻しについて国が保証する旨の規定を設けてその安全性を明確にしたこと。

2　すえ置郵便貯金制度は、積立郵便貯金、定額郵便貯金等の制度の実施に伴い、現在利用度が

少いので、事務簡素化のため、この制度を廃止したこと。

3　特別すえ置郵便貯金制度は、この貯金の預入の対象となる郵便貯金切手が全くなくなつているので、これを廃止したこと。

4　預金者の請求による証券保管の制度は、この取扱に係る保管証券が事故にかかつている一部のものを除いては全くなく、且つこの取扱の対象となる一般公募の国債も最近発行されていないので、この取扱の制度を廃止したこと。

5　郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限の適用を受けない法人又は団体として、日本專売公社、日本国有鉄道、大日本育英会、日本放送協会、民法第三十四條の法人及び地方公務員法第五十二條の職員団体等を加えたこと。

6　定額郵便貯金の利率は現在最低年二分九厘、最高年三分五厘であるが、これを最低年三分最高年四分に引き上げ、長期預金の吸收を図つたこと。

7　通常郵便貯金の利子計算方法を改め、現在は月の十六日以後の預入金にも利子をつけているが、これを月の十六日以後の預入金には利子をつけないこととし、又現在通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十銭未満の端数の預入金には利子をつけないことになつているが、これを十円未満の端数の預入金には利子をつけないことに改めたこと。

8　預金者の請求による取扱郵便局特定貯金制度を新設し、通帳整理等の場合の被害を未然に防止することとしたこと。

9　郵便貯金本人票の発行を実施し、預金者の請求により実費で発行交付し、全国どこの郵便局でも制限なく即時拂の取扱をなし、預金者の利便と貯金の安全を図ることとしたこと。

10　通常郵便貯金の一部拂戻しの場合の最低端数制限は現在十銭であるが、これを一円に引き上げたこと。

11　郵便貯金の団体取扱をする団体の範囲を拡張し、同業者の団体、地域的団体等をも認めたこと。等である。

三　議案の可決理由

本案の内容は、預金者の利便を増進し利用を容易にする上において妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、証券整理貯金の取扱を積極的に実施してその整理の促進を図るとともに、従来特別に定められていた証券整理貯金に関する権利消滅の規定を定め、預金者の権利を保護しようとするものである。

二　議案の要旨

1　従来証券整理貯金は、預金者の請求によつてはじめてその附随する通帳に対する記入又は拂戻しの取扱をして来たのであるが、これを預金者の請求の有無にかかわらず、証券整理貯金の附随する郵便貯金の通帳を受け入れたときは、積極的にその金額を通帳に記入するとともに、その貯金の拂戻しについてもその金額が通帳に記入されていると否とにかかわらず、又全部拂戻しであるか一部拂戻しであるかを問わず、制限なく取扱うことに改めたこと。

2　従来証券整理貯金に関する権利の消滅に関しては特別の規定が設けられていたのであるが、これを証券整理貯金が組み入れられた郵便貯金の権利と一体となつて存続し消滅するように改め、さらにこの改正によつてかえつて不利益を被る預金者のために特例を設けたこと。等である。

三　議案の可決理由

本法案の内容は、証券整理貯金の整理促進上おおむね妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林讓治殿

郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、新憲法の精神に基き、昭和二十二年急速に制定された現行郵便取扱制度を、できるだけ国民の希望するところに合致するようなものにして、郵便サービスの改善を図るとともに、あわせて郵便事業の円滑な運営を確保しようとするものである。

二　議案の要旨

第一　取扱制度を新設するもの

1　小包に添付して荷札をかねて同時に送達される小包葉書の制度を新設し、その料金を三円としたこと。

2　書状及び郵便葉書で郵政省の承認を受けた場合には、差出人においてその料金の納付を要しないものとし、その料金は配達の際受取人から一通について一円の料金とともに徴收する料金受取人拂制度を新設したこと。

第二　現行取扱制度を改正するもの

1　小包郵便物の容積の最大制限は、現在、長さ、幅及び厚さ各五十糎又は長さ一米、幅及び厚さ各二十糎であるのを、長さ一米十糎以下であつて、これと幅及び厚さとの合計二米に改めたこと。

2　第一種郵便物及び小包郵便物の重量最大制限は、現在四キログラムであるのを、六キログラムに改めたこと。

3　現在の小包郵便料金は全国均一制であるが、これを地帶制に改め、その段階を三地帶制として、料金額は近距離は低料にし、遠距離は幾分高額として合理的なものとするとともに、全体としては平均的に現行料金による收入と大差ないように定めたこと。

4　書留と保険扱の両制度を統合して書留制度に一本化することとしたこと。

（イ）　料金は、現金については、現行の保険扱料と同額とし、現金以外の物については、損害要償額が千円以下のものは現行の書留料と同額の三十円とし、千円をこえるものは現行の千円又はその端数ごとに二円を、二千円又はその端数ごとに一円に改めたこと。

（ロ）　損害要償額は、その最高制限額を現行保険扱の場合の十倍すなわち現金以外の物にあつては五十万円、現金にあつては五万円とし、現金の場合には現行の保険扱において現金の額以下の額でよいとされているのを、現金の額と同額でなければならないこととし、又差出人においてその内容たる物の評価が困難なため申し出をしなかつたときは千円として申し出たものとみなすこととしたこと。

（ハ）　損害賠償金額は、現金を内容とするもの及び損害要償額を特に申し出たものについては、現行保険扱と同様とし、特に損害要償額の申し出のなかつたものについては、現行の書留の損害賠償金額より高額な千円（現行六百円）を限度とする

実損額とすることとしたこと。

5　第三種郵便物の認可についての改正

（イ）第三種郵便物の認可条件に発行部数が毎号千部以上のものであること及び広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のものであることを追加したこと。

（ロ）第三種郵便物の認可の申請をするときは、現在認可をした際納付している認可料を納付しなければならないこととしたこと。

（ハ）第三種郵便物の認可申請のあったときは、郵政大臣は、日刊のものについては一箇月以内、日刊以外のものについては二箇月以内に認可をし又は認可をしない旨を申請者に通知しなければならないこととした。

（ニ）第三種郵便物の認可は、認可を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有するものであることを法定することとしたこと。

6　料金後納の担保額を、現在三箇月分相当額であるのを二箇月分相当額に改めるとともに、官公署、特別の法律をもつて設立された公団、営団、公社金庫及び公庫、日本国有鉄道並びに日本銀行に対しては、料金後納の担保を免除することとしたこと。

7　郵便私書箱の利用は現在一年以上の利用に限られているが、さらに三箇月及び六箇月の短期間使用するの制を追加し、その料金は次のとおりとしたこと。

三箇月	二百以上設備局　三百六十円
	百以上二百未満設備局　二百四十円
	百未満設備局　百五十円
六箇月	二百以上設備局　六百三十円
	百以上二百未満設備局　四百二十円
	百未満設備局　二百六十円

8　代金引換郵便物の引換金額の最高制限を現在五万円であるのを五十万円に引き上げたこと。

9　電信による郵便物名宛変更又は取もどし請求料は、現在名宛変更料百六十円、取もどし料百二十円と定額であるのを、名宛変更及び取もどしとも電信料の実費額に二十円を加えた金額に改めたこと。

第三　郵便の運営を確保するために改正するもの

1　信書の送達の独占に関する規定の改正

イ　信書の送達を営業としない場合でも他人の信書の送達を業とすることを禁止することとしたこと。

ロ　二以上の人又は法人に雇用されている者であつてその人又は法人の信書の送達を継続して行う者は、他人の信書の送達を業とする者とみなして禁止することとしたこと。

ハ　他人の信書の送達を業とする者又は運送営業者等他人の信書の送達を禁止されている者に対しては信書の送達を委託してはならないこととしたこと。

2　罰則の改正

イ　罰則中罰金額をすべて十倍としたこと。

ロ　詐欺、恐かつ又は脅迫の目的をもつて真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した郵便物を差し出し、又は他人にこれを差し出させた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する旨の罰則を設けることとしたこと。

等である。

三　議案の修正議決理由

本案は、郵便サービスの改善並びに郵便事業の円滑な運営上大体において妥当と認めるが、二三修正の必要があるので、別紙のように修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

（――は修正）

〔別紙〕

郵便法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二十三條第三項第一号中「号を」を、「号を逐つて」の下に「毎号千部以上を」を、同項第三号中「目的として」の下に「広告掲載部分が印刷部分の三分の一以下のもので」を加え、同條第五項を次のように改める。

第二項の認可の申請をするときは、その申請者において、千二百円を納付しなければならない。

第二十三條に次の二項を加える。

前項の認可の申請があつたときは、郵政大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならない。

一　日刊のもの　一箇月

二　その他のもの　二箇月

第三種郵便物の認可は、認可を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

農林漁業資金融通特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業の生産力の維持増進を図るため農林漁業者に対し、長期且つ低利の資金を融通する目的をもつて農林漁業資金融通法案が提出審議されているので、これが実施の場合一般会計と区分してその経理の状況を明確にするため本特別会計を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

政府の行う農林漁業資金の貸付に関する経理の全体を明らかにするために、極めて適切なる措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

公庫の予算及び決算に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民金融公庫及び住宅金融公庫の予算及び決算に関しては、従来公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律が適用されていたのであるが、これら公庫の業務の特殊性にかんがみ、業務の円滑な運営に資し、且つ予算の執行を適正ならしめるため、この法律を制定しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

国民金融公庫法に準じ、住宅金融公庫法についても必要な改正規定をそう入しようとする修正案は極めて適切な措置であることを認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

公庫の予算及び決算に関する法律案の一部を次のように修正する。

附　則

1　この法律は、昭和二十六年四月一日から施行し、本則の規定は、公庫の昭和二十六年度分の予算から適用する。

2　公庫の昭和二十四年度及び昭和二十五年度の決算については、な

お従前の例による。

3　公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一條中「国民金融公庫、住宅金融公庫、」及び「船舶運営会、」を削る。

附則中「この法律」を「1　この法律」に改め、附則に第二項として次の一項を加える。

2　価格調製公団、食糧配給公団、肥料配給公団、油糧砂糖配給公団、産業復興公団、鉱工品貿易公団及び繊維貿易公団は、大蔵大臣の定めるところにより、その業務に係る現金を国庫に預託しなければならない。

4　国民金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十一條中「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）」を「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第　号）」に改める。

第二十二條を次のように改める。

（国庫納付金）

第二十二條　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の一般会計の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法及び納付の手続については、政令でこれを定める。

5　改正後の国民金融公庫法第二十二條の規定は、国民金融公庫の昭和二十五年度分の国庫納付金から適用する。

6　住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五條に次の一項を加える。

3　主務大臣は、第一項の規定により資金計画について認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第二十六條中「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）」を「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第　号）」に改める。

第二十七條を次のように改める。

（国庫納付金）

第二十七條　公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2　前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の一般会計の歳入とする。

3　第一項の利益金の計算の方法及び納付の手続については、政令で定める。

（歳入金）

第二十七條の二　公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の歳入金をすることができる。公庫は、市中銀行その他民間から個人金をしてはならない。

2　政府は、公庫に対して資金の貸付をすることができる。

7　改正後の住宅金融公庫法第二十七條の規定は、住宅金融公庫の昭和二十五年度分の国庫納付金から適用する。

8　国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第二條中「（昭和二十四年法律第二十七号）」の下に「又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第　号）」を加える。

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は本年三月三十一日限りその効力を失い、昭和二十六年度以降は別に法律をもつて新たな恒久的退職給與制度を制定実施することになつているが、右恒久的退職給與制度の実施準備の進ちょく状況にかんがみ、取りあえず同法律の効力を一年間延長しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

今回の改正により二十六年度において有利な退職手当を支給される職員の対象を、政府関係機関の職員に限らず二十六年度における行政機関職員定員法の実施に伴う人員整理による退職者にも及ぼそうとする修正案は極めて適切な措置であることを認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

（小字は修正）

（別紙）

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條中「昭和二十五年度」を「昭和二十五年度及び昭和二十六年度」に改める。

附則第五項第二号中「昭和二十五年度」を「昭和二十五年度及び昭和二十六年度」に改める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律施行前において昭和二十六年度予算実行上の要請に因り退職した職員で閣議で定めるものに対する一般の退職手当の額は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四條及び第五條の規定にかかわらず、同法附則第六項及び第七項の規定により計算した一般の退職手当の額とする。

モーターボート競走法案（神田博君外四十九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案はボート又はボート用モーターを製造する事業を振興し、あわせて地方財政の改善を図る等のため、地方公共団体が勝舟投票券を発売して行うモーターボート競走を行い得るようにせんとするものである。その内容の主なる点は（一）競走施行者は競走の実施をモーターボート競走会に委任することができること　（二）競走の実施を目的として都道府県内に各一箇に限りモーターボート競走会を設けること　（三）競走場、選手、ボート、モーター及び審判員の登録並びに競走日程の作成その他競走の実施に関する指導調整を目的として国内に一箇の全国モーターボート競走会連合会を設けること　（四）競走の公正を確保するため、必要な事項につき運輸大臣の監督を受けること等である。

二　議案の可決理由

本案は、造船技術の向上、船舶用機関の性能改革並びに地方財政の改善を図る等のため有効且つ適当なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十九日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

（第二十八号参照）

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十三年度特別会計歳入歳出決算に関する報告書

決算の内容

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算は歳入五千八十億三千七百余万円、歳出四千六百十九億七千四百余万円であり、差引四百六十億六千三百余万円の剰余金を生じたが、これは財政法第四十一條の規定によつて同二十四年度の歳入に繰入れられている。

昭和二十三年度決算額を同年度予算額に比較すると、歳入においては予算額四千七百三十一億四千五百余万円に対し三百四十八億九千二百余万円を増加し、歳出においては予算額四千七百三十一億四千五百余万円に対し百十一億七千

百余万円を減少した。

歳出予算額に予算決定後前年度予算残額を本年度に繰越した額十七億千二百余万円を合せた予算現額は四千七百四十八億五千八百余万円で、支出済額四千六百十九億七千四百余万円、翌年度繰越額十六億七千五百余万円、不用額百十二億八百余万円である。

予備費は予算額六十五億円に対し六十二億七千七百余万円を使用し、二億二千二百余万円を不用額とした。

国庫債務負担行為の本年度負担債務額は十億余万円で、財政法附則第四條に基く繰越債務負担額四十三億三千余万円、債務総額五十三億三千余万円であるが、本年度支出その他の事由によつて十八億一千九百余万円消滅したので、翌年度以降へ繰越した債務額は三十五億百余万円である。

公債の本年度発行額は戰時補償特別措置法第六十四條に基くもの等三百七十七億八千九百余万円であつて、これを既往年度からの繰越額千八百六十七億八百余万円及び本年度債務の消滅額三十五億四百余万円を加除し、翌年度以降へ繰越した債務負担額は二千二百九億九千二百余万円となつている。

借入金は既往年度からの繰越額五百三十九億千六百余万円であるが、本年度の負担額百億円、同債務消滅額百億百余万円を加除し、翌年度以降へ繰越した債務負担額は五百三十九億千五百余万円である。

昭和二十二年法律第四十二号第九條の規定による元臨時軍事費特別会計の借入金の繰越償還額は七十億円であつて、本年度負担額七十億円、同消滅額七十億円を加除し、翌年度へ繰越した債務負担額は七十億円である。

大蔵省証券又は一時借入金の昭和二十三年度の発行限度額は六百億円であるが、大蔵省証券発行の最高額は三百七十億円、発行総額は八百九十億円で本年度全額償還済である。

昭和二十三年度特別会計の数は二十八で、各特別会計歳入歳出の決算額の合計は歳入一兆千四百四十三億余万円、歳出一兆九十五億九千五百余万円であり、一般特別両会計の決算額の総計は歳入一兆六千五百二十三億四千百余万円、歳出一兆四千七百十五億六千九百余万円である。

右歳入歳出の総計に対し、会計検査院において検査確認したのは歳入一兆六千五百十四億四千三百余万円、歳出一兆四千百四十五億三千八百余万円である。

なお元臨時軍事費特別会計所属の歳入三百七十余万円は本決算に附記されている。

二　議決の内容

昭和二十三年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算（未確認となつていた既往年度分を含む）につき、左のごとく議決した。

備考

（一）内の番号は二十三年度検査報告に記載された事項、（二）内の番号は二十二年度検査報告に記載された事項を示す。

第一　一般会計歳入

一般会計租税及び印紙収入（財産税等収入金特別会計、租税を含む。）において、

取扱の過誤に因り所得税その他の徴収過不足をきたしたもの及び源泉徴収所得税の未拂込に対する徴収処置当を得ないもの　百九十八件（六〇、六二―七二、七四―一八一、一八三―二五八）（一八九、一九〇）

登録税の賦課に当り処置当を得ないもの　二件（三八）（一、三）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　七件（三一七―三一三）

一般会計官業及び官有財産収入において、

国有物件の売渡代金、貸付料等または病院、刑務所等国の施設に関する収入金の低価に過ぎまたは収納上の処置当を得ないもの　四十六件（三九、四〇、二七五―三一五、四四八、四六五、四六六）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（四四九）

同雑収入において、

価格差益納付金の徴収不足をきたしたもの　十件（三一―一二）

特殊物件の処分に関し、処置当を得ないもの　二件（六四、八四）

過拂金補助金または物件の売渡代金等の回収その他徴収上の処置当を得ないもの　十九件（三一六、三五三―三五七、四六七、四六八、四八七、四八八、五一九、五六四、五六八―五七四）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　七件（四一―四七）

計二九二件がある。

右はおおむね調査の不徹底、法の適用上の過誤、事務整理の不十分又は監督よろしきを得ないこと等によるものであつて、政府は将来一層事務処理の愼重を期し、過誤または犯罪を防止すべきである。特に租税の賦課徴収に当つては、適確なる調査のもとに、嚴正公平を期し、また多額の収納未済に対しては適当な計画を樹て、速やかに整理の実を挙げられたい。

第二　一般会計歳出並びに国有物件その他

（一）　裁判所費において、

工事の施行に当り処置当を得ないもの　一件（二）

がある。

右は行政機構の改正に伴つて派生したものと認められ、事情のしからざる最すべきものもあるが、今後はこのようなことのないよう注意せられたい。

（二）　行政部費において、

会計の処理又は予算の示達、使用に当り処置当を失し、あるいは経費の年度区分をみだる等不当と認められるもの　五件（四八、三二四―三二六、四五〇）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　二件（四八三、四八四）

行政部費及び行政共通費において、

会計経理のはなはだしく当を失したもの　一件（二五）

司法及び警察費において、

地方警察費国庫負担金等の交付に当り処置等を得ないもの　四件（二一―二四）

不急の物品を購入したもの　一件（一三）

司法及び警察費並びに行政共通費において、

経費の年度区分をみだつたもの　七件（一四―一〇）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（五三）

教育文化費において、

義務教育費国庫負担金及び補助金の交付に関し処置当を得ないもの　二件（四五一、四五二）

教育文化費及び行政共通費において、

文部省所管統計数理研究所で会計経理がはなはだしくみだれているもの　一件（四六一）

がある。

右のうち、総理府所管中央経済調査庁及び大蔵省所管関東信越財務局において、架空名義をもつて支出し、予算外に経理したもの、文部省所管統計数理研究所で、正規によらないで会計主任あて小切手を振出し、諸経費の支拂にあてたりなどした件のごときは経

理のびん乱はなはだしきものである。特に当局の反省と善処を求める。

（三）社会及び労働施設費、公共事業費及び行政共通費において、

地方公共団体又は社会事業団体等に対し補助金の交付に当り処置当を得ないもの　十一件（四六九―四七九）

社会及び労働施設費において、

補助金の精算を遅延しているもの　一件（四八二）

保健衛生費において、

補助金の交付に当り処置当を得ないもの　一件（四八〇）

産業経済費において、

同　一件（五一三）

産業経済費及び行政共通費において、

同　一件（四八九）

がある。

右は実情調査が十分でなかつたのによると認められ、今後の注意を促すものである。

（四）公共事業費において、

工事の設計、施行または工事費の支拂に当り処置当を得ないもの　四件（四九、三二八、五二四、五七五）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの　二十九件（四五三―四六〇、五二五、五九一―五九八、六〇二―六一三）

予算の使用当を得ないもの　十五件（四九〇、五二〇―五二三、五七七―五八六）

経費の年度区分をみだつたもの　五件（五〇―五二、五七六、五九九）

不急の物品を購入したもの　二件（五八七、五八八）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（六〇一）

関係書類を作為し、不当の支出をしたもの等　三件（五八九、五九〇、六〇〇）

行政共通費において、

土地の購入に当り、処置当を得ないもの　一件（四六二）

補助金の交付に当り、処置当を得ないもの　一件（四八一）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（五六五）

行政共通費及び終戦処理費において、

架空の名義により支出し、みだりにこれを使用したもの　一件（五四九）

がある。

右は調査、施工または監督等に当り、注意の周到を欠いた等に起因するものと認められはなはだ遺憾である。

（五）終戦処理費において、

工事の設計、施行又は工事費の精算、物件の購入、借入等に当り、処置当を得ないもの　十五件（二二〇）（三五八―三六五、三七〇、三七四―三七八）

ガス、電力等の供給契約に関し、処置当を得ないもの　四件（三六六―三六九）

統制価格の適用に当り処置当を得ないもの　二件（三七一、三七二）

機帆船及び貨物自動車の運賃支拂に当り処置当を得ないもの　二件（三七三、三七九）

給與の支拂に当り処置当を得ず多額の未回收金を生じたもの　一件（三八〇）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　十二件（二三三（三八六―三九六）

解雇手当の支拂に当り過拂を生じたもの　一件（三八一）

補助金の交付に当り処置当を得ないもの　一件（三八二）

架空の名義により支出する等処置当を得ないもの　一件（三八四）

予算の使用当を得ないもの、小切手を詐取されたもの、支拂が著しく遅延しているもの　各一件（五五〇、三八五、三八三）

計四十二件がある。

終戦処理費の経理については、従来ややもすればその放漫に流れる点を指摘し、その改善を要望しているにかかわらず、更にひきつづき、このような濫費を招来しているこ

とはまことに遺憾である。特に三沢地区連合国軍兵舎新築工事における不当支拂約三千九百万円及び過拂額五百余万円、電力料金における不当支拂約二千七百万円、職員の犯罪等に因る損害額三千二百余万円、丸釘購入代金における不当支出約二百余万円等いずれも監督又は処置宜しきを得たならば事前にこれを防止し得た筈のものである。

政府はこれら非違の根源を塞いで本費の濫用を防止し、未納金またはすでに発生した損害額に対しては極力回收を図り、国庫の損害を軽減するよう努力されたい。

（六）賠償施設処理費において、

賠償機械の梱包作業に当り処置当を得ないもの　一件（三二九）

物品の購入に当り処置当を得ないもの　一件（三三〇）

賠償指定工場管理委託費の支拂に当り処置当を得ないもの　一件（三三一）

経費の年度区分をみだつたもの　一件（三三七）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（三三二）

がある。

右は注意の周到を欠いたのと監督が十分でなかつたのに起因するもので将来の善処を要望する。

（七）一般会計所属国有物件に関して、

国有財産その他の物件の購入、取扱処置又は管理等当を得ないもの　四十八件（三三三―三五一、三九七―四一九、四六三、四六四、四八五、四九一、四九二、五一四）

官給材料の処置当を得ないもの　十七件（四二〇―四三六）

未納の木材を実在のものとして経理したもの　一件（四三七）

物品を詐取されたもの　一件（三五二）

收入印紙に関して、

関係職員により物取されたもの　五件（五四―五八）

がある。

右のうち終戦処理費の分は物品の購入與約の締結と配分とを担当する農林復興院及び特別調達庁において緊急資材の調達に追われて、保有資材の在庫量すらは握せず、且つ現地との連絡も不十分であつたなどのために、多量の不要不急または不適格品を購入し、多額の保管料を支拂い更にこれらの物品の保管処置が当を得なかつたため滅失き損を生ずる等物品の経理当を得ないと認められるもの約四十件に上つている。そのうち足利板金工業組合から購入した二重堰突価格九千三百余万円の件は不要となつた分まで受入れた上検收当を得なかつたため二千二百余万円の過拂を生

し、現在なお多額の回収未済を存するの状況であり、又大阪府セメント防水材工事統制組合から購入したウオータープルーフイングは約九十%の水を包含するものであるが、その購入量四万四千百巻（価格諸掛共九千二百余万円）の約九四%四万一千余巻を二年以上にわたつて退蔵する等国庫の受けた損害は巨額に達するものと認められる。政府はその責任を痛感し今後の処置に万全を期すべきである。

右の外

総理府所管において寄附により警察費を予算外に経理したもの　十二件（二六―三七）

運輸省所管において、法律に基かないで特別の資金を保有し予算外に経理したもの　一件（五二六）

右はいずれも予算の制をみだるばかりでなく幾多の弊害を生ずるおそれもあるから政府はこの種の非違を繰り返さないよう取締られたい。

第三　特別会計

（一）外国貿易特別円資金特別会計において、

国有財産使用料の徴収決定をしていないもの　一件（五九）

（二）印刷庁特別会計において、

物品の購入に当り処置当を得ないもの　一件（四三八）

印刷代金の支拂に当り処置当を得ないもの　一件（四三九）

運送契約を締結するに当り処置当を得ないもの　一件（四四〇）

（三）専売庁特別会計において、

放出たばこを著しく低価に売渡したもの　一件（四四一）

経費の年度区分をみだつたもの　一件（四四二）

工事の設計当を得ないもの　一件（四四三）

過大な既済部分拂をしたもの　一件（四四四）

葉たばこの管理当を得ないもの　一件（四四五）

（四）財産税等収入金特別会計において、

物納財産に対する使用料の徴収決定を遅延しているもの　一件（四四六）

物納財産売渡特別手数料の支拂に当り処置当を得ないもの　一件（四四七）

（五）厚生保険特別会計において、

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　一件（四八六）

（六）食糧管理特別会計において、

売買を作為し、公団の損失を補てんしたもの　一件（四九三）

主要食糧の売渡しに当り処置当を得ないもの　二件（四九四、四九五）

予算の使用当を得ないもの　二件（三二二）（四九六）

主要食糧購入代金及び運賃加算額の支拂に当り処置当を得ないもの　四件（四九七―五〇〇）

亡失食糧に対する弁償金の徴収措置緩慢なもの　一件（三二〇）

（七）薪炭需給調節特別会計において、

薪炭売渡代金の徴収措置当を得ないもの　一件（五〇一）

予算をこえて債務を負担したもの　一件（五〇二）

薪炭購入代金の支拂に当り処置当を得ないもの　三件（五〇三―五〇五）

横持料を不当に支拂つたもの　一件（五〇六）

指定集荷業者等に対する手数料を不当に増額したもの　一件（五〇七）

法律に違反して資金を借り入れたもの　一件（五〇八）

薪炭の現品が不足しているもの　一件（五〇九）

（八）農業共済再保険特別会計において、

再保険料等の徴収処置当を得ないもの　一件（五一〇）

（九）自作農創設特別措置特別会計において、

農地等の購入代金の支拂及び売渡代金の徴収に当り処置当を得ないもの　二件（五一一、五一二）

（一〇）アルコール専売事業特別会計において、

アルコールの売渡又は賠償金の支拂に当り処置当を得ないもの　二件（五一五、五一六）

アルコールを帳簿外に処理したもの　一件（五一七）

糖蜜の管理はなはだしく当を得ていないもの　一件（五一八）

（一一）国有鉄道事業特別会計において、

予算をこえて工事を施行し、その経理当を得ないもの　一件（五二七）

不経済な工事を施行したもの　一件（五二八）

著しく多額の工事費を支拂つたもの　一件（五二九）

国鉄共済組合に対し国庫負担金を過拂したもの　一件（五三〇）

夜勤加給の支拂に当り所得税の源泉徴収を行わなかつたもの　一件（五三一）

経費の年度区分をみだつたもの　一件（五三二）

職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　二件（五三三、五三四）

物品の購入または売渡に関し処置当を得ないもの　四件（五三五、五三六、五三九）

貯蔵品購入資金の運用当を得ないもの　一件（五三七）

物品の加工賃が著しく高価なもの　一件（五四〇）

新製造代金が著しく高価なもの　一件（五四一）

タンク車使用料の支拂に当り処置当を得ないもの　一件（五四二）

国有財産の管理当を得ないもの　一件（五四三）

物品の経理または取扱等処置当を得ないもの　三件（五四四、五四六、五四八）

未契約のまま車両を製作納入させたもの　一件（五四五）

多量の交付原材料が未回収のままとなつているもの　一件（五四七）

立木の伐採に当り過拂をなしその返納にいたらないもの　一件（三四八）

（一二）通信事業特別会計において、

歳入歳出決算の作成に当り金額の計上を誤つたもの　一件（五五一）

予算の使用当を得ないもの　二件（五五二、五五三）

郵便はがきの製造計画当を得ないもの　一件（五五四）

物品を著しく高価に購入したもの　一件（五五五）

運送賃の支拂に当り処置当を得ないもの　一件（五五六）

経費の年度区分をみだつたもの　一件（五五七）

予算の目的に反した工事を施行し損失をきたしたもの　一件（五五八）

給與の支拂に當り所得稅の源泉徴收をしなかつたもの　一件（五五九）
小切手を詐取されたもの　一件（五六〇）
不用の物品を購入したもの　一件（五六一）
職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　二件（五六一、五六三）
（一三）労働者災害補償保險特別会計において、
職員の犯罪に因り国に損害を與えたもの　二件（五六六、五六七）
がある。
以上十三特別会計を通じて不当と認められるもの八十余件で、その態様は、はなはだ多岐にわたり国庫に及ぼす損害も少くないと認められるから、政府は今後の監督を一層嚴重にするとともに經理の改善向上に努力すべきである。
第四　一般会計及び印刷庁外十一特別会計において、
裁判所外二府九省で、閣議決定に基き、北海道並びに寒冷積雪地に在勤する政府職員に対し、特別俸又は勤務地手当総額九億四千五百余万円を支給したものがある。（一）
右は支給を必要とする事情は諒とするも、根拠とすべき法規を欠くものと認められ、手続上不備であつたことは遺憾である。
第五　以上一般及び特別会計を通じ不当と認められるもの六百余件にのぼり、逐年件数増加の傾向にあるが、これは一面会計検査院の検査能力の充実等によるものであるとはいえ、事項の内容を審査するに、概して意識的に行われたものが多い点にかんがみ、政府当局における改善の努力の十分でないことに帰着するものといわねばならない。
殊に經費の年度区分をみだつたもの、予算の目的外に經費を使用したもの、あるいは補助金の交付または回收に当つて処置当を得なかつたもののごときは既往数十年しばしばその不当を指摘せられ、第一回国会以来本院においても連年警告を発し、政府はその都度将来十分注意する旨の弁明を繰返しながらいまだに跡を絶たないのは、るい次にわたる本院決議の趣旨が没却せられたるに等しく、はなはだ遺憾とするところである。
政府は、本院において指摘した不当事項に対しては單なる弁明に終ることなく、直接の責任者に対しては、実効ある処分を行い、官紀を振粛する等改善の努力を今後の事実に証明し、速やかに決算成績の向上を図り予算執行に対する国民の付託にこたえられたい。
右報告する。
昭和二十六年三月二十九日
決算委員長　青柳　喜六
衆議院議長林讓治殿

遺失物法の一部を改正する法律案（川本末治君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十三年三月新警察制度が実施され、国家地方警察と自治体警察とが設置せられたが、遺失物法の取扱は旧警察制度の当時のままとなつているので、新警察制度に即応して、遺失物の処理及び帰属等を明確にしてその解決を図ることが本案の目的である。しかしてその内容は四点の改正案文及び附則からなつているが、その主なるものは次の二点である。
すなわち警察官署の保管する遺失物件で帰属者のない場合は最終的には国庫に帰属することになつているのを、新警察制度の趣旨からみて、自治体警察に保管している物件はこれを当該市町村に、国家地方警察に保管しているものについてはこれを国庫に帰属させるように改めること、及び従来警察官署の保管する拾得物の売却処分に対しては出訴し得ないことになつていたのを、出訴を禁ずるのは憲法違反のおそれもある故これを削除することである。
その他としては、自治体警察が設置されている以上「警察官署」の字句をさけ、これを「警察署長」とし、又特定の場合の「警察官」も「警察署長」に改めたこと、及び経過規定を設けたことである。

二　議案の可決理由

遺失物法は明治二十二年制定であつて、新憲法に基く新警察制度とは阻ごするところがある。自治体警察の設置せられた現在、これとの調和をはかり、且つ新憲法の精神にかんがみ拾得物の売却処分について出訴し得るようにその禁止を解除することも当然である。自治体警察の扱つた遺失物で帰属者のない物を当該市町村に帰属させることは、無主物を国庫に属せしめる民法の原則を破るようであるが、一定の期間その市町村の自治体警察が保管占有していた事実から理論づけられることであり、又自治体警察年来の要望であるとともに、事実上も国庫にさしたる影響もないことと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月二十九日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長林讓治殿

農産物検査法案（河野謙三君外二十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近時の食糧需給の好転に伴い、食糧農産物は漸次統制より除外される傾向にあるので、その検査については、従来の食糧管理法の規定に基く買入検査に代り、農産物の品質改善を助長し、生産者と消費者双方の利益を図るごとき検査の実施が必要である。この検査実施について、法制上の根拠を明確にするとともに、検査制度を確立し、もつて商品市場における農産物需給の秩序を整えようとするのが本案の目的である。
その内容の主なものは次のとおりである。
1　検査の性格を、従来の買入のための検査から、銘柄の設定、等級の増加等、商品性、市場性を充分にとり入れたものに改めたこと。
2　規格の設定については、農林大臣が、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、包装及び品位について定めることとし、一方検査の結果についても異議申立の途をひらいたこと。
3　米麦は、その食糧としての普遍性、重要性にかんがみ、強制検査とし、雑穀、いも類は原則として希望検査としたこと。但し、米麦以外のものも、都道府県の條例によつて強制検査をすることができることとしている。
4　政府が買上げ、または引取るもの以外については、検査手数料を徴收することとしている。その手数料は、輸入農産物は一トンにつき三百円を、その他の農産物は一包装につき二十円を、これない範囲内において政令で定めることとなつている。

二　議案の可決理由

本案は、農産物の公正且つ円滑な取引と、その品質改善の助長を図る上に、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年三月三十日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林讓治殿

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、新聞出版用紙の割当に

関する法律が本年四月一日にその効力を失うこととなつているが、最近の用紙事情にかんがみ、その有効期間を一年延長するとともに、用紙割当に関し決定機関たる性格を持つている新聞出版用紙割当審議会を、諮問機関に改めることとして、所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近の用紙事情にかんがみ、必要且つ妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度一般会計予算において、七百四十一万七千円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（中山マサ君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、最近の情勢にかんがみ引揚同胞に関する懸案の解決を急ぐため、引揚同胞対策審議会設置法の有効期間を更に一年すなわち昭和二十七年八月三十一日まで延長しようとするものである。

一　議案の可決理由

本案は、最近の情勢にかんがみ、必要且つ妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約五十六万九千円であるが、昭和二十六年度一般会計予算には、本法改正前の所要経費すなわち昭和二十六年四月より八月末まで五箇月分の所要経費二十一万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

日本開発銀行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

重要産業の長期設備資金の供給については、従来の施策ではなお不充分な点があるので、今回全額政府出資による独立の金融機関を設立し、わが国の経済再建及び産業開発に必要な長期設備資金を貸し付けようとするもので、差当り昭和二十六年度において百億円を米国対日援助見返資金特別会計から出資するものである。

二　議案の可決理由

わが国の経済基盤を育成し自立経済を達成するためには、長期産業資金の供給が焦びの問題で、これが解決に一歩を進めるものとして極めて有効適切なる施策であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

資金運用部資金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国の会計に属する積立金及び余裕金等の政府資金並びに政府に準ずるものの資金を統合管理し、これを確実且つ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与せしめることを目的として、預託金の種類、預託條件、資金運用の対象等所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

預金部資金法を廃止し、新たに資金運用部資金法の管理及び運用に関する規定を設けることは、現在当面する諸般の情勢から必要な措置であり、且つ公共の利益の増進に寄与するものであると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

郵便貯金特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資金運用部資金法の制定に伴い、資金運用部資金の大宗である郵便貯金の事業につき、その健全な経営を図るとともにその経理を明確にするため、新たに特別会計を設置しようとするものである。

二　議案の可決理由

新たに特別会計を設置してその経理を明確にすることは、極めて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資金運用部資金法が施行になると、従来預金部に預け入れていた供託金等国が保管する現金は国庫の保管金として取扱い、資金運用部に預託しないことになるので、その利子の支拂については国が日本銀行に取り扱わせることとする等、所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

利子の支拂については日本銀行に取り扱わせ、その利子支拂に必要な資金を同行に交付することができる等利子支拂事務の円滑を図ることは、極めて適切であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

資金運用部特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

資金運用部資金法の施行に伴い、各特別会計法その他の関係法律の規定を整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

純技術的な措置で、当然必要であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

納税貯蓄組合法案（奥村又十郎君外十四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在すでに存在するような納税貯蓄団体に一定の基準を與え、且つ若干の助成措置を講じてその活動を活発ならしめ、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめるため、納税貯蓄組合につき、組合の業務その他の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由

資金運用部資金法の施行に伴い、当然に特別会計の設置が必要であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、関税定率法第十一条第一項第十号の規定により、関税を免除されている輸入品のうち、国内産業の保護育成上特に必要と認められるものについて、関税を課することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国内産業の保護育成上特に必要と認められるものについて、関税を課することとしようとするものであつて、適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

二　議案の可決理由

租税滞納の巨額に上つている現状にかんがみ、別途国税徴収法の改正による徴税制度の合理化の措置と相まつて適切緊要な施策であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

（第二十九号参照）

住民登録法案（鍛冶良作君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の寄留制度は、本籍外に住所又は居所を有する者を寄留簿に登載し、戸籍簿と相まつて市町村住民の居住状況を明かにするため、大正三年以来実施されてきたのである。しかしながら、この制度においては、市町村の住民全部が登録せられず、また、住所寄留及び居所寄留という二種類の寄留を認めているために、事務の複雑化を来し、必ずしも実用的ではなかつた。更に、市町村住民の側から見ると、この制度から受ける実益に比較して、届出義務の負担が大きく、届出の励行を期待することも無理であつた。

かかる欠陥のため、現行の寄留制度は、現在ではほとんど制度本来の目的を達していないような状況にあるにかかわらず、市町村はこの制度のために年々四億二千六百万円余の経費を支出している関係上、同制度は早急に改革する必要がある。他方、市町村においては、配給制度実施の必要上、昭和十五年頃から、寄留簿とは別途に、世帯台帳を調製し、これに市町村の住民を世帯別に登録しているが、市町村としては、寄留制度が前述の実情にあるため、世帯台帳を、住民をは握するための重要な基礎資料として、配給事務のみならず、選挙、教育、徴税、衛生、統計、生活保護、住民の居住関係の証明等各種行政事務の処理に利用している現状である。

しかるに、世帯台帳の調製については、市町村は年々十五億五千八百万円余の経費を支出しているにかかわらず、これには法的根拠がないのみならず、本人の申告のみを基礎としているため、誤りも多く、市町村の公簿としてこれを行政の基本資料とするにははなはだ不完全なものである。

以上の理由によつて、本案においては、現行寄留制度と、世帯台帳制度の各〻の長を採り短を捨て、住民登録の制度としてこれを一体化し、もつて、住民の利便を図るとともに、国及び地方公共団体の行政事務の適正簡易な処理に資し、且つまた、財政上の負担を軽減せんとするものである。

本案の内容中主な点は、

第一に、住民登録の事務は、市町村の固有事務として、市町村が処理するものとしていること。

第二に、市町村は、その住民について世帯を単位として「住民票」を作製し、これに住民の氏名、年齢、住所、本籍その他の事項を記載し、且つ、住所の異動その他住民票の記載事項に変動があつたときは、その都度、これを届出又は職権によつて住民票に記載するものとしていること。

第三に、住民票と戸籍とを関連させることによつて、住民票の記載の正確を期するため、市町村は、その区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として「戸籍の附票」を作製し、これに戸籍に記載されている者の氏名、住所等を記載し、住所の異動があつたときは、住所地の市町村からの通知によつて、その都度これを戸籍の附票に記載するものとしていること。

等である。

二　議案の修正議決理由

当委員会の審議において、論議の対象となつた主なものは次の三点である。すなわち

第一点は、住民登録制度と戸籍制度とを統合しては如何。

第二点は、住民票記載事項を定める第四条第一項第九号の「その他政令で定める事項」とは何か。

第三点は、第四条第二項で、住民票記載事項を、市町村条例に白紙で委任するのは、行き過ぎではないか、

という点である。

これ等については、提案者、政府当局及び参考人より、それぞれ意見の開陳があり、なお、地方自治体がこの法律により、基本的人権の侵害になるがごとき、調査権の濫用をしないようにとの多数の希望意見が述べられ、慎重審議の結果、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行は、昭和二十七年度であつて、昭和二十六年度予算においては、寄留制度改革準備に必要な経費として

一八、一三八、〇〇〇円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年三月二十日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

住民登録法案の一部を次のように修正する。

（記載事項）

第四条　住民票には、左の事項を記載する。

一　氏名

二　出生の年月日

三　男女の別

四　世帯主については、その旨、世帯主でない者については世帯主との続柄

五　戸籍の表示。但し、本籍のない者及び本籍の明らかでない者については、その旨

六　住所

七　住所を定めた年月日

八　一の市町村の区域から他の市町村の区域に住所を変更した者については、従前の住所

九　その他政令で定める事項

2　市町村は、前項各号に掲げるもの外、条例で住民票に記載すべき事項を定めることができる。

（閲覧、謄本、抄本、証明）

第十条　何人でも、利害関係人は、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても、同様である。

2　謄本は、特別の請求がない限り、第四条第二項の規定による記載又は住民票から除かれた者に関する記載の謄写を省略して作ることができる。

（転入届）

第二十二条　あらたに市町村の区域内に住所を定めた者については、住所を定めた日から十四日内に転入届をしなければならない。但し、出生の場合は、この限りでない。

2　届書には、第四条に規定する事項を記載しなければならない。但し、同条第一項第九号又は第二項に規定する事項で、政令又は条例で届出を要しないものと定めたものについては、この限りでない。

（登録事項追加の場合の届出）

第二十五条　第四条第一項第九号又は第二項の規定により政令又は条例であらたに住民票に記載すべき事項を定めたときは、政令又は条例の定めるところにより当該事項を届け出なければならない。

（届出又は請求事務取扱に関する疑義）

第二十九条　○○法務総裁は、市町村に対し、住民登録事務の取扱に関して疑義を生じたときは、市

町村は、法務総裁にその意見を求めることができる。

（報告）

第三十條　国の行政機関は、都道府県知事又は市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、それぞれその所掌事務について必要があるときは、住民票の記載事項に関して報告を求めることができる。

（事実の調査）

第三十〇條　市町村の当該吏員は、住民登録の正確な実施を図るため、第四條第一項に規定する事項について必要と認めるときは、何時でも、事実に反することを疑うに足りる相当な理由があるときは、事実の調査をすることができる。

2　前項の調査のため、必要があるときは、当該吏員は、関係人に対し質問をし、又は文書の呈示を求めることができる。

3　市町村の事務所外で前項の行為をするときは、当該吏員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

（罰則）

第三十一條　正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、五百円以下の過料に処する。

2　過料の裁判は、簡易裁判所がする。

第三十二條　第三十〇條第二項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は文書の呈示を拒み、妨げ、忌避し、若しくは虚偽の文書を呈示した者は、五万円以下の罰金に処する。

（政令への委任）

第三十三條　この法律に定めるもの の外、住民登録事務の処理に関し必要な事項は、政令で定める。

教育職員免許法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教育職員免許法実施後の状況にかんがみ、現下の教育界の実情に即せしめるため、私立学校における特殊教科についての免許状の新設及び臨時免許状の有効期間の延長等について所要の改正を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、教育職員の資質の保持と向上とを図るため妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

農薬取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

病害虫による農作物の損害は年年著しい額に達しており、この病害虫の防除によつて食糧の増産確保を図るため、これに必要な農薬の不正粗悪品出廻り防止を目的として、昭和二十三年に農薬取締法が制定されたのであるが、現行法には公定規格の制度がないため、低品位農薬の出廻りを防止できないのみならず、規格の乱出によつて、農民は取捨選択に苦しみ、病害虫防除の意欲を喪失しつつある実情にかんがみ、一定品質以下の農薬の出廻りを防止するとともに、肥料取締法に準じて公定規格制度を設け、またあわせて現行法施行以来の実績に照らして、所要の改正を行わんとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　公定規格制度の新設

農林大臣は、農薬の種類ごとに公定規格を定めることができることとし、また公定規格に適合する農薬には「公定規格」の表示をし、公定規格に適合せず、且つ効果の劣るものには品質の改良指示をすることができることとして、一定品質以下の農薬の出廻りを防止するとともに、農家使用の便を図つたこと。

2　虚偽宣伝等の禁止

製造業者、輸入業者及び販売業者は、農薬の有効成分の含有量、効果に関して、誤解を生ずるおそれのある名称を使用し、または虚偽の宣伝をしてはならないこととして、農家使用の誤りを防止したこと。

3　審議会規定の改正

農業資材審議会は従来議決機関となつていたが、本法の適正な運用を期するため、公定規格の設定、検査の方法の決定についての諸問機関に改めたこと。

4　その他、登録票の貼え付け、聴聞制度、登録の制度に関する規定を設けるとともに、登録手続及び取締に関する規定に改正を加えたこと。

二　議案の可決理由

本案は、高品位農薬を市場及び農家に確保し、またその使用の利便を図つて、病害虫防除の実を挙げ、もつて食糧増産確保を図る上に、有効にして適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農漁業協同組合再建整備法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農漁村経済の維持発展のために、農漁業協同組合の果すべき使命はなはだ重大であるが、最近の経済変動に直面して、組合経営は著しく困難となり、農業協同組合、同連合会、漁業協同組合、同連合会のうちには、経営が悪化し、自力のみでは再建の困難なものが少くない実情である。よつてこれらの組合に対しては、政府の財政的支出その他の援助を与え、組合員の再建意欲を高め、早急に経営を健全化することによつて組合の使命を達成せしめんとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　本法によつて再建整備を行う組合は、欠損金、固定資産、滞貨、焦付き債権等を多数持つているために、その債務を弁済することが、困難な組合であるが、これらの組合は、総会の特別議決を経て、五年以内に手持ちの滞貨及び焦付き債権を一掃し、且つ、固定資産と欠損金の合計額以上の自己資本をもつことを目標とした再建整備計画をたてなければならないこととし、目標達成のための具体的方法を再建整備計画書に明示すべきこととしたこと。

2　前項の組合に対して、行政庁は助言、債務の更改のあつ旋、特別指導員の派遣等の援助をするが、特に前項の再建整備計画の樹立が困難な事情にある組合で農林大臣が奨励金を交付することを適当と認めたものに対しては、奨励金を交付することとしたこと。

3　奨励金は、増資奨励金と固定化資金利子補給金であつて、組合再建のために最も必要な自己資本の充実を図るとともに、手持ちの滞貨及び焦付き債権として固定化した資金に対する金利の一部を補給して、五箇年間に再建を完了せしめんとするものである。

4　奨励金の補給を受けた組合に対しては、その計画の完遂のために必要な監督を行うとともに、再建整備の條件を満たすに至つてから一年後に、政令の定めるところにより奨励金及び利子を償還せしめることとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、農漁業協同組合の経営の基礎を健全化し、本来の機能を発揮せしめて、農漁民経済の安定と生産力の維持増強を図る上に、有効にして適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六会計年度において必要な経費は、六億五千万円以内において、昭和二十六年度一般会計予備費からこれを支出することとしている。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国民保健上必要な保健婦助産婦看護婦の数を確保するため、准看護婦の制度を設け、数の増加による看護力の増強を図ろうとするもので、その主なる内容は

第一　甲種看護婦、乙種看護婦をそれぞれ看護婦と准看護婦に改めたこと。

第二　都道府県知事の指定する准看護婦養成所及び准看護婦制度を設けたこと、又准看護婦の業務内容については制限を付さないこととしたこと。

第三　准看護婦であつて三年以上業務に従事しているもの又は高等学校を卒業したものは、看護婦学校又は養成所において二年以上修業すれば看護婦国家試験を受けることができることとしたこと。

第四　旧看護婦が国家試験を受けることができるばかりでなく、小学校から最終学校までの修業年数、看護婦に必要な学科を修めた年数、並びに経験年数を通算して十三年をこえるものが、厚生大臣の定める講習を受けた場合には、厚生大臣の免許を受けることができることとしたこと。

第五　乙種看護婦は旧看護婦規則による看護婦と同一の取扱いとしたこと。

第六　保健婦、助産婦の学校、又は養成所の修業年限「一年」を「六月」としたこと。

二　議案の可決理由

国民保健衛生上、最も重要なる保健婦助産婦看護婦制度を改め、看護力の増強を図ることは時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

河川法の一部を改正する法律案（西村英一君外十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行河川法においては、河川工事により必要を生じた附帯工事の費用は、これを一方的にその工事の管理者たる行政庁の直接に管轄する公共団体又は管理者たる私人に負担させているが、この規定は費用負担の均衡を失するもので、河川工事遂行上の支障となつている。以上の趣旨にかんがみ、河川工事の促進と費用負担の衡平を期するため、河川附帯工事の費用は、原因者である河川工事の費用負担者が負担することに改め、受益の限度で当該公共団体又は私人にその一部を負担させることに改めようとするものである。

二　議案の可決理由

河川附帯工事について費用負担の衡平を期し、あわせて河川工事の円滑なる遂行を促すため必要と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案（黒澤富次郎君外百二十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

軽井沢町を国際親善文化観光都市として建設することを目的とし、これが事業の促進と完成に対して、国及び地方公共団体の関係諸機関が、国有財産の譲與その他により、援助し助成することとしようとするものである。

なお、本案は憲法第九十五條による特別法であるとしている。

二　議案の可決理由

国際親善と国際文化の交流を図り、更にわが国の経済復興に寄與するため、その趣旨は適切であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

文化功労者年金法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、文化の向上発達に資するため、従来の文化勲章制度とは別個に、学術、芸術その他文化の功労者の選考範囲を拡めるとともに物質的に優遇の途を講じ文化功労者に対して終身年金を支給しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国文化の向上発達のため妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算に一、〇五〇万円計上されているが、事務運営費等をあわせて総額約一、七〇〇万円である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

産業教育法案（長野長廣君外十七名提出）、に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

新学制実施後、学校における職業教育が、全般的に低下の傾向を示しており、且つ、中学校卒業後直ちに社会に出る者に対する職業能力の教育が欠けているため、青少年が職すうに迷う状態になつている。

この実情にかんがみて、高等学校における職業課程にある者と、中学校卒業後直ちに社会に出る者、及び一般公衆に対し、学校が行う産業教育上の施策を充実し、一方これに応ずる職業科教員養成のため、大学の施設を整備し、もつて産業教育の充実発展を通じて、経済自立への貢献を期しようとするものである。

二　議案の可決理由

学校教育の本来のあり方から見、且つ国の内外の情勢から見ても、産業技術と勤労意識の向上を図るため、学校を主体とする産業教育上の施策を充実することは、最も緊要且つ適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度においては施行準備費として文部省既定予算の内より支出し、昭和二十七年度以降は七箇年にわたり国庫補助として毎年約一、三九五百万円を通常予算に計上する予定である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

経済調査庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経済調査庁が特別調達庁について、その業務の調査及び経理の監査を行う期間は本年五月九日までと限られているが、なお調査を続行する必要があるため、これを当分の間と改めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、「当分の間」を「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」と修正するを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

経済調査庁法の一部を改正する法律案

経済調査庁法（昭和二十三年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

第一條の二但書中「一年間を限り」を「昭和二十六年十二月三十一日までに限り」に改める。

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地下高速度鉄道網完成に要する資金の大部分を、米国対日援助見返資金、資金運用部資金等の政府資金に依存するため、営団の受入体制を整備しようとするものである。

改正案の主なる内容は、

1　公法上の法人たる性格を明らかにすること。

2　出資者を日本国有鉄道及び関係公共団体に限定すること。

3　米国対日援助見返資金の一般担保の規定を設けること。

4　資金運用部資金法の特例を設けること。

5　管理委員会を設置すること。

6　営団の役職員の地位を明らかにすること。

等である。

二　議案の可決理由

本案は、東京都における交通機関の整備拡充をはかるため、適切妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

漁船保険法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

近年支那の東海及び北海道の近海において、特に漁船の捕獲、だ捕、抑留等の事故が頻発し、かかる状態では漁業の経営が困難であり、国民の食生活に及ぼす影響が大きいので、漁船のだ捕、抑留等による損害も填補することができるように所要の改正をしようとするのである。

二　議案の可決理由

現今日本の漁業経営上、漁船保険制度において漁船捕獲等の危険を保険することは適当なる措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

外国為替管理委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、外国為替の取引及びこれに関連する外国貿易の取引の手続について、外国為替管理委員会が関係官庁相互間の連絡調整に当るとともに、関係諸法令の規定に従つて同委員会の外国為替銀行に対する監督の範囲を拡大し、且つ、その他の関係金融機関をも監督しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、現情に即したる妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

船舶職員法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は明治二十九年に制定された法律であり、従つてその内容が現情勢に適応しないので、これを全面的に刷新して船舶航行の安全を確保するため、本案を制定せんとするものである。その内容の主なる点は（一）海技従事者の免許について更新制にすること（二）小型船舶に対し船舶職員制度を採用すること（三）認定学校卒業者に対する学術試験免除の措置を廃止すること（四）船舶職員として船舶に乗り組ますべき者の資格の表を改めること（五）現行船舶職員法を廃止するとともに関係法律を整備すること等である。

二　議案の可決理由

本案は、船舶航行の安全を確保するための有効且つ適切なるものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、三百五万二千円で、昭和二十六年度予算に計上してある。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

〔第二十一号参照〕

相互銀行法案（小山長規君外二十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

普通銀行の制度とは別に、中小企業者のための金融機関として、相互銀行という新制度を確立し、その業務としては預金の受入、資金の貸付を行うものであるが、特に国民大衆の貯蓄の便益と、その金融の円滑化に資するため、従来無尽会社の採用して来た掛金方式を採り入れてその特色を発揮せしめ、債券の発行、為替業務等は行わないこととして普通銀行との差異を明らかにしている。

二　議案の可決理由

わが国における産業の構成上、中小企業の占める地位が極めて重大であつて、これに対する適切な金融施策の必要が痛感されているこの際、中小金融機関の体系を整備して中小金融の専門機関の制度を確立することは、極めて時宜に適した措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

〔第三十四号参照〕

信用金庫法案（水田三喜男君外二十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

信用協同組合の根拠法である中小企業等協同組合法は金融機関の組織監督に関する規定としては極

めて不備であるので、この際信用協同組合の外に、同じく出資組織による信用金庫の制度を設けて、中小金融機関としての体系を確立し、国民大衆のために金融の円滑を図るとともに、金融業務の公共性にかんがみ、その監督の適正を期し、信用の維持と預金者等の保護に資せようとするものである。

二　審案の可決理由

金融機関を一般の事業協同組合と同一の法規をもつて律することは不適当であり、今回単行法として信用金庫法を制定することは極めて時宜に適した措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

信用金庫法施行法案（永田三喜男君外二十一名提出）に関する報告書

一　審案の要旨及び目的

信用金庫法の制定に伴い、必要な経過措置を講ずるとともに、関係法律の改正を加えようとするものである。

二　審案の可決理由

信用金庫法の制定に伴い、経過措置の設定、関係法律の改正等は極めて適切妥当であるので、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件

〔参照〕

国際連合教育科学文化機関憲章

この憲章の当事国政府は、その国民に代つて次のとおり宣言する。

戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。

相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となつた。

ここに終りを告げた過るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代りに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによつて可能にされた戦争であつた。

文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、且つ、すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神をもつて果さなければならない神聖な義務である。

政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よつて、平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

これらの理由によつて、この憲章の当事国は、すべての人に教育の充分で平等な機会が与えられ、客観的真理が拘束を受けずに探究され、且つ、思想と知識が自由に交換されるべきことを信じて、その国民の間における伝達の方法を発展させ及び増加させること並びに相互に理解し及び相互の生活を一層真実に一層完全に知るためにこの伝達の方法を用いることに一致し及び決意している。

その結果、当事国は、世界の諸人民の教育、科学及び文化上の関係を通じて、国際連合の設立の目的であり、且つ、その憲章が宣言している国際平和と人類の共通の福祉という目的を促進するために、ここに国際連合教育科学文化機関を創設する。

第一條　目的及び任務

1　この機関の目的は、国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語又は宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権及び基本的自由に対する普遍的に尊重を助長するために教育、科学及び文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによつて、平和及び安全に貢献することである。

2　この目的を実現するために、この機関は、次のことを行う。

(a)　大衆通報（マス・コミュニケーション）のあらゆる方法を通じて諸人民が相互に知り且つ理解することを促進する仕事に協力すること並びにこの目的で言語及び表象による思想の自由な交流を促進するために必要な国際協定を勧告すること。

(b)　次のようにして一般の教育と文化の普及とに新しい刺激を与えること。

加盟国の要請によつて教育事業の発展のためにその国と協力すること。

人種、性又は経済的若しくは社会的な差別にかかわらない教育の機会均等の理想を進めるために、諸国民の間における協力の関係をつくること。

自由の責任に対して世界の児童を準備させるのに最も適した教育方法を示唆すること。

(c)　次のようにして知識を維持し、増進し、且つ、普及すること、

世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告すること。

教育、科学及び文化の分野で活動している人々の国際的交換並びに出版物、芸術的及び科学的に意義のある物その他の参考資料の交換を含む知的活動のすべての部門における諸国民の間の協力を奨励すること。

いずれの国で作成された印刷物及び刊行物でもすべての国の人民が利用できるようにする国際協力の方法を発案すること。

3　この機関の加盟国の文化及び教育制度の独立、統一性及び実りの多い多様性を維持するために、この機関は、加盟国の国内管轄権に本質的に属する事項に干渉することを禁止される。

第二條　加盟国の地位

1　国際連合の加盟国の地位は、国際連合教育科学文化機関の加盟国となる権利を伴う。

2　この憲章の第十條によつて承認されるべきこの機関と国際連合との間の協定の条件に従うことを条件として、国際連合の加盟国でない国は、執行委員会の勧告に基き、総会の三分の二の多数の投票でこの機関の加盟国となることを認められることができる。

3　この機関の加盟国で国際連合の加盟国の権利及び特権の行使を停止されたものは、国際連合の要請に基き、この機関の加盟国の権利及び特権を停止される。

4　この機関の加盟国で国際連合から除名されたものは、自動的にこの機関の加盟国でなくなる。

第三條　諸機関

この機関は、総会、執行委員会及び事務局をもつ。

第四條　総会

A　構成

1　総会は、この機関の加盟国の代表者で構成する。各加盟国の政府は、国内委員会が設立されているときはこれと、国内委員会が設立されていないときは教育、科学及び文化に関する諸団体と、それぞれ協議して選定する五人以内の代表を任命しなければならない。

B　任務

2　総会は、この機関の政策と事業の主要な方針とを決定する。総会は、執行委員会が作成した計画についての決定をする。

3　総会は、望ましいと認めるときは、教育、科学及び人文学と知識の普及とに関する国際会議を招集する。

4　総会は、加盟国に提出する提案の採択に当り、勧告と加盟国の承認を得るために提出される国際条約とを区別しなければならない。前者の場合には、過半数の投票で足りるが、後者の場合には、三分の二の多数を必要とする。各加盟国は、勧告又は条約が採択された総会の閉会後一年の期間内に、その勧告又は条約を自国の権限のある当局に提出しなければならない。

5　総会は、国際連合が関心を有する事項の教育、科学及び文化に関する面について、この機関と国際連合との適当な当局の間で合意した条件及び手続に従い、国際連合に助言する。

6　総会は、第八条の規定によつて加盟国が定期的に提出する報告書を受領し、及び検討する。

7　総会は、執行委員会の委員を選挙し、且つ、執行委員会の勧告に基いて、事務局長を任命する。

C　表決

8　各加盟国は、総会において一の投票権を有する。決定は、この憲章の規定によつて三分の二の多数を必要とする場合を除き、単純過半数によつて行う。過半数とは、出席し且つ投票する加盟国の過半数とする。

D　手続

9　総会は、通常会期として毎年会合する。総会は、執行委員会が招集したときは、臨時会期として会合することができる。各会期において、次回の会期の開催地は、総会が指定し、且つ、毎年変更されるものとする。

10　総会は、各会期において、議長及び他の役員を選挙し、且つ、手続規則を採択する。

11　総会は、特別委員会及び技術委員会その他総会の目的のために必要な補助機関を設ける。

12　総会は、その定める規則に従うことを条件として、会合が公開されるように措置しなければならない。

E　オブザーヴアー

13　総会は、執行委員会の勧告に基き、且つ、三分の二の多数によつて、その手続規則に従うことを条件として、総会又はその委員会が特定の会期に第十一条第四項に規定されているような国際機関の代表者をオブザーヴアーとして招請することができる。

第五條　執行委員会

A　構成

1　執行委員会は、加盟国が任命した代表の中から総会が選挙した十八人の委員及び助言的資格で職権により列席する総会議長で構成する。

2　執行委員会の委員を選挙するに当り、総会は、芸術、人文学、科学及び教育について並びに思想の普及について有力であり、且つ、経験及び能力によつて委員会の行政上及び執行上の任務を果す資格を有する者を含めるように努力しなければならない。総会は、また、文化の多様性及び均衡のとれた地理的分布にも考慮を払わなければならない。加盟国の国民は、総会議長を除き、一人をこえて同時に委員会の委員となることができない。

3　執行委員会の選挙された委員は、三年を任期として在任し、直ちに再選されることができるが、連続して二の任期をこえて在任することはできない。第一回の選挙では、十八人の委員を選挙し、そのうちの三分の一は第一年の終りに退任し、三分の一は第二年の終りに退任するものとし、その退任の順序は、第一回の選挙の後直ちにくじで決定する。その後は、六人の委員を毎年選挙する。

4　委員のうち死亡し、又は辞任した者がある場合には、執行委員会は、当該加盟国の代表の中から補欠の委員を任命する。この委員は、総会の次回の会期まで在任し、総会は、残りの期間在任する委員を選挙する。

B　任務

5　総会の権威の下に行動する執行委員会は、総会が採択した計画の実施に責任を負い、且つ、総会の議事日程及び事業計画を準備する。

6　執行委員会は、新加盟国がこの機関に加入することの承認を総会に勧告する。

7　総会の決定に従うことを条件として、執行委員会は、その手続規則を採択する。執行委員会は、その委員の中からその役員を選挙する。

8　執行委員会は、定期会期として毎年少くとも二回会合するものとし、議長がその発意によつて又は執行委員会の六人の委員の要請に基いて招集したときは、特別会期として会合することができる。

9　執行委員会議長は、あらかじめ委員会に提出されたこの機関の活動に関する事務局長の年次報告を、見解を付けて、又はこれを付けないで、総会に提出する。

10　執行委員会は、国際機関の代表者又は委員会の権限内の問題にたずさわつている専門家と協議するためのすべての必要な措置を執る。

11　執行委員会の委員は、総会から委任された権限を総会全体に代つて行使しなければならず、各自の政府の代表者としてこれを行使してはならない。

第六條　事務局

1　事務局は、事務局長及び必要な職員で構成する。

2　事務局長は、総会が承認する条件で、執行委員会が指名し、六年の任期で総会が任命するものとし、再任されることができる。事務局長は、この機関の首席の行政上の役員とする。

3　事務局長又はその指定する代理者は、総会、執行委員会及びこの機関の諮委員会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長は、総会及び執行委員会が適当な措置を執るための提案を作成する。

4　事務局長は、総会が承認する職員規則に従い、事務局職員を任命する。職員の任命は、誠実、能率及び技術的能力の最高水準を確保することに最大の考慮を払うことを条件として、できる限り広い地理的基礎に基いて行わなければならない。

5　事務局長及び職員の責任は、性質上もつぱら国際的なものである。事務局長及び職員は、その任務の遂行に当つて、いかなる政府からも又はこの機関外のいかなる権力からも訓令を求め、又は受けてはならない。事務局長及び職員は、国際的役員としての地位を損ずる虞のあるいかなる行動をも慎まなければならない。この機関の各加盟国は、事務局長及び職員の責任の国際的な性質を尊重することに並びにこれらの者の任務の遂行に当つてこれらの者を左右しようとしないことを約束する。

6　この條のいかなる規定も、国際連合内で、この機関が共通の業務及び兼任の職員並びに職員の交流のための特別の取極を締結することを妨げるものではない。

第七條　国内協力団体

1　各加盟国は、教育、科学及び文化の事項にたずさわつている自国の主要な団体をこの機関の事業に参加させるために、その特殊事情に即する措置を執らなければならない。その措置としては、広く政府及びこれらの団体を代表する国内委員会の設立によることが望ましい。

2　国内委員会又は国内協力団体があるところでは、これらは、この機関に関係がある事項について総会における各自国の代表団及び自国の政府に対して助言的資格で行動し、且つ、この機関に関係があるすべての事項について連絡機関としての任務を行う。

3　この機関は、加盟国の要請に基いて、その国の国内委員会に対し、その事業の発展を援助するために臨時的に又は恒久的に事務局員一人を派遣することができる。

第八條　加盟国による報告

各加盟国は、総会が決定する様式で、教育、科学及び文化の活動及び機関に関する自国の法令、規則及び統計について、並びに第四條第四項に規定する勧告及び條約に基いて執つた措置について、定期的にこの機関に報告しなければならない。

第九條　予算

1　予算は、この機関の所管とする。

2　総会は、第十條に従つて締結される協定で規定されることのある国際連合との取極に従うことを條件として、予算及びこの機関の加盟国に対する財政的負担の割当を承認し、且つ、これに最終的効力を與える。

3　事務局長は、執行委員会の承認を得て、政府、公私の機関、協会及び個人から直接に贈與、遺贈及び補助金を受けることができる。

第十條　国際連合との関係

この機関は、国際連合憲章第五十七條に掲げた専門機関の一として、なるべくすみやかに国際連合と関係をもたされる。この関係は、国際連合憲章第六十三條に基く国際連合との協定によつて設定し、この協定は、この機関の総会の承認を受けなければならない。この協定は、共通の目的を達成するための両機関の間における有効な協力を規定し、同時に、この憲章に定めた権限の範囲内においてこの機関の自治を承認しなければならない。この協定は、特に国際連合総会によるこの機関の予算の承認及びその財源の提供について規定することができる。

第十一條　他の国際専門諸機関との関係

1　この機関は、他の政府間専門諸機関でその関心及び活動がこの機関の目的と関係があるものと協力することができる。このために、執行委員会の全般的権威の下に行動する事務局長は、これらの諸機関と実効的な関係を設定することができ、且つ、有効な協力を確保するために必要な共同委員会を設けることができる。これらの諸機関と締結する正式の取極は、執行委員会の承認を受けなければならない。

2　この機関の総会並びに目的及び任務がこの機関の権限内にある他の政府間専門諸機関の権限のある当局がその資産及び活動をこの機関に移譲することを望ましいと認めるときはいつでも、事務局長は、総会の承認を條件として、この目的のための相互に受諾しうる取極を締結することができる。

3　この機関は、会合に相互に代表を出席させるために他の政府間諸機関と適当な取極をすることができる。

4　国際連合教育科学文化機関は、その権限内の事項にたずさわつている民間の国際諸機関と協議及び協力のための適当な取極をすることができ、並びにこれらの諸機関に特定の任務を引き受けるように勧誘することができる。また、このような協力は、総会が設立した助言委員会にこれらの機関の代表者が適当に参加することを含むことができる。

第十二條　この機関の法的地位

国際連合の法的地位並びに特権及び免除に関する国際連合憲章第百四條及び第百五條の規定は、この機関にも同様に適用される。

第十三條　改正

1　この憲章の改正の提案は、総会の三分の二の多数によつて承認を受けたときに効力を生ずる。但し、この機関の目的の根本的変更又は加盟国に対する新たな義務を伴う改正が効力を生ずるためには、その承認の後に加盟国の三分の二が受諾することを必要とする。改正の提案の案文は、総会による審議の少くとも六箇月前に、事務局長が加盟国に通報しなければならない。

2　総会は、この條の規定を実施するための手続規則を三分の二の多数によつて採択する権限を有する。

第十四條　解釈

1　この憲章のイギリス語及びフランス語の本文は、ひとしく正文とみなす。

2　この憲章の解釈に関する疑義又は紛争は、総会がその手続規則に基いて決定するところにより、国際司法裁判所又は仲裁裁判に決定のために付託する。

第十五條　効力の発生

1　この憲章は、受諾を受けなければならない。受諾書は、連合王国政府に寄託しなければならない。

2　この憲章は、連合王国政府の記録に署名のために開放しておく。署名は、受諾書の寄託の前でも後でも行うことができる。受諾は、署名が前に行われているか又は後に行われなければ効力を生じない。

3　この憲章は、署名国のうちの二十が受諾したときに効力を生ずる。その後の受諾は、直ちに効力を生ずる。

4　連合王国政府は、すべての受諾書の受領及びこの憲章が前項に従つて効力を生ずる日を、国際連合のすべての加盟国に通知する。

以上の証拠として、下名は、このために正当に委任を受け、イギリス語及びフランス語のこの憲章に署名した。両本文は、ひとしく正文とする。

千九百四十五年十一月十六日にロンドンにおいてイギリス語及びフランス語で本書一通を作成した。この認証謄本は、連合王国政府が国際連合のすべての加盟国に送付する。

アルゼンティン共和国
コンラド・トラベルソ
オーストラリア
ベルギー国
アー・ビュイスレ
ボリヴィア国
セー・サラマンカ
ブラジル国
モニス・デ・アラガン
白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国
カナダ
ヴィンセント・マッセー
チリ国
フランシスコ・ウオーカー・リナレス
中華民国
フー・シー
コロンビア国
ホータ・ホータ・アランゴ
コスタ・リカ国
キュバ国
ルイス・マリノ・ペレス
チェッコスロヴァキア国
ヤン・オボチェンスキー
デンマーク国
エー・エルビー・ミケルセン
ドミニカ共和国
アー・バストリサ
エクアドル国
アーエレベー・プイグ
エジプト国
エー・ファター・エーエイチ・エーエムアール
サルヴァドル国
エティオピア国
フランス国
ギリシャ国
ティーエイチ・アグニデス
グァテマラ国
エメ・ガリッチ
ハイティ国
レオン・ラロー
ホンデュラス国
インド
ジョン・サージェント

イラン国
エー・エー・ヘクマット
イラク国
ナジュ・アル・アシル
レバノン国
カミーユ・シャムーン
リベリア国
ジェー・ダブリュー・ピアソン
ルクセンブルグ国
アー・アルス
メキシコ国
ホーター・テー・ポデト
オランダ国
ヴィー・ディー・レーウ
ニュー・ジーランド
ユカラグア国
エルネスト・セルパ
ノールウェー国
ニルス・ヒェルムトヴェイト
パナマ国
エー・アー・モラレス
パラグアイ国
ペルー国
アー・レクツ
フィリピン国
マクシモ・エム・カロー
ポーランド国
ベルナルド・ドルツェヴィエスキー
サウディ・アラビア国
ハフィズ・ワーバ
シリア国
エヌ・アルマナジ
トルコ国
ユセル
ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国
南アフリカ連邦
ジー・ヒートン・ニコルス
ソヴィエト社会主義共和国連邦
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
エレン・ウィルキンソン
アメリカ合衆国
ウルグアイ国
エレー・エー・マセアチェン
ヴェネズエラ国
アー・ロドリグェス・アスプルア
ユーゴースラヴィア国
ドクトル・リュボ・レオンティク

国際連合教育科学文化機関憲章の改正

1　千九百四十七年十二月一日に総会で次の改正を決定した。

第四條第十項の改正

総会は、その手続規則を採択する。総会は、各会期において議長及び他の役員を選挙する。

2　千九百四十八年十二月十日に総会で次の改正を決定した。

（a）第四條第九項の改正

総会は、通常会期として毎年会合する。総会は、執行委員会が招集したときは、臨時会期として会合することができる。各会期において、次回の会期の開催地は、総会が指定するものとする。

（b）第四條第十四項の追加による改正

執行委員会が民間の又は準政府的の国際諸機関のために協議に関する取極を第十一條第四項に規定されている方法で承認したときは、これらの諸機関は、総会及びその委員会の会期にオブザーヴァーを送ることを勧誘される。

3　千九百四十九年十月五日に総会で次の追加を採択した。

第四條第九項の追加

この機関に対する財政的分担金の支拂が遅滞している加盟国は、その遅滞金の額がその時までの満二年間にその国から支拂われるべきであつた分担金の額に等しいか又はこれをこえるときは、総会で投票権をもたない。

もつとも、総会は、支拂の不履行が加盟国にとつてやむを得ない事情によるものであると認めたときは、当該加盟国に投票することを許すことができる。

4　千九百五十年六月十五日に総会で次の改正を決定した。

第五條第三項の改正

執行委員会の選挙された委員は、選挙された総会の会期の終了の時からこの選挙後に開かれる総会の三回目の通常会期まで在任する。これらの委員は、次の任期に直ちに再選されることができるが、連続して二の任期をこえて在任することはできない。第一回の選挙では、十八人の委員を選挙し、そのうちの三分の一は第一年の終りに退任し、三分の一は第二年の終りに退任するものとし、その退任の順序は、第一回の選挙の後直ちにくじで決定する。その後は、六人の委員を毎年選挙する。

国際連合教育科学文化機関憲章を受諾することについて承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

昭和二十年十一月十六日作成され、昭和二十一年十一月四日に効力を生じた、国際連合教育科学文化機関憲章の当事国となることについては、政府において、かねて手続中のところ、今般国際連合教育科学文化機関事務局長から、日本の加盟申請書を受領した旨、及び日本の加盟申請が国際連合経済社会理事会に提出される旨の通知があつた。この経済社会理事会の勧告に基いて、本機関の執行委員会によつて、日本の加盟申請の承認が勧告された後、本年六月に開催される総会により、日本の加盟申請が承認されれば、わが国は、本憲章を受諾して本機関の加盟国となりうる状態となるので、この場合には、本憲章を受諾することといたしたいから国会の承認を求めるというのである。

二　本件議決の理由

わが国が本機関、すなわちユネスコに加盟して、国際連合の設立の目的である、国際平和と人類の共通の福祉に教育、科学、文化を通じて、積極的に協力をいたすことは、はなはだ有意義であると認め、本件は承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十一日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

（第三十五号参照）

建築士法の一部を改正する法律案（浅利三朗君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

第七回国会において成立した建築士法においては、建築物の用途、規模、構造等により特に建築物としての質を確保する必要のあるものは、建築士でなければその設計、又は工事監理をしてはならないこととなつており、その建築物の種類及び範囲は別に法律で定めることとなつていた。この趣旨によつて、本案において、建築士でなければ設計又は工事監理できない建築物の種類及び範囲を規定し、これに伴う建築士事務所の監督及び罰則に関する規定を整備せんとするのである。

二　議案の可決理由

建築士の選考が行われつつある現在、建築士法の運用の適正を期するため、本案の趣旨は適切であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十五日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

港湾運送事業法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、港湾運送事業の現状にかんがみ港湾運送事業における公正な競争を図るとともに、港湾運送の施設の改善を促進せんとするものである。その内容の主なる点は（一）港湾運送事業の種類を明確に定め、これを登録制にすること（二）運賃料金及び運送約款を届出制にすること（三）利用者に対し差別的な取扱いを禁止すること（四）

港湾運送事業財団を設けることができること等である。

二　審査の経過

本案は、港湾運送事業の健全なる発達を図るため、妥当のものと認めるが、附則第五項で、自動車抵当法施行法の一部を改正することになっているが、同法は未だ成立していないので、従ってこの項を削除するとともに条項を整理するよう修正するを適当と認め、本案は別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十五日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕　（ゴシック及び――は修正）

港湾運送事業法案の一部を次のように修正する。

附　則

（施行期日）

1　この法律施行の期日は、公布の日から九十日をこえない期間内において、政令で定める。

（他の法律の改廃）

2　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條ノ四中「又ハ自動車交通事業財団登記簿」を「、自動車交通事業財団登記簿又ハ港湾運送事業財団登記簿」に改める。

3　担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　港湾運送事業抵当

4　運輸省設置法の一部を次のように改正する。

第四條第一項第二十七号の次に次の一号を加える。

二十七の二　港湾運送事業の登録をすること。

第六條第一項第十一号の四の次に次の一号を加える。

十一の五　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第　号）の規定により運輸審議会にはかることを要する事項

第二十六條第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二　港湾運送事業の登録に関すること。

第四十條第一項第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　港湾運送事業の登録に関すること。

5　自動車抵当法施行法（昭和二十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五條中「及び道路運送法施行法」に改め、「道路運送法施行法」を「、道路運送法施行法」に改め、「及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第　号）による港湾運送事業財団」を加える。

6　海事代理士法（昭和二十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

別表第二中第五号の次に次の一号を加える。

五の二　港湾運送事業法（昭和二十六年法律第　号）

（経過規定）

7　この法律施行の際現に港湾運送事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第四條の規定にかかわらず、当該事業を引き続き営むことができる。その期間内に第五條の規定により登録を申請した場合において、その申請について登録をした旨又は登録を拒否する旨の通知を受ける日までも同様とする。

8　港湾運送事業者又は前項の規定により港湾運送事業を営む者は、第九條及び第十條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五箇月間は、第九條の手続を経て定めた運賃及び料金によらないで運賃若しくは料金を収受し、又は収受した運賃若しくは料金の割戻をしてもよい。

9　一般港湾運送事業者又は附則第七項の規定により一般港湾運送事業を営む者は、第十一條の規定にかかわらず、この法律施行の日から五箇月間は、第十一條の規定による手続を経て定めた港湾運送約款によらないで港湾運送の引受をしてもよい。

地方自治法の一部を改正する法律案（野村專太郎君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるために、都道府県に置くことのできる局部の定をなした地方自治法第百五十八條の規定の一部に変更を加えて、東京都における税務行政の港湾行政の能率的処理をはかろうとするものである。すなわち同法同條第二項の都の任意設置の部に、新たに主税局、港湾局の二を加えて、都は必要に応じ條例をもってこれらの局を置くことができるようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

現在東京都においては、税務行政は財務局の主税局、港湾行政は建設局の港湾部がそれぞれ管掌しているが、いずれもその行政の性質、分量、人的組織、事務機構等各般の実情にかんがみ、その円滑な処理と目的達成のためには、これらの部を昇格して局となし、独立整備した機関となす必要が認められる。この目的を達するためには、地方自治法の一部に所要の改正を加える要がある。

よって本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十六日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（神谷富三君外二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今国会に別途提案されている恩給法の一部を改正する法律案によって、一般公務員に対し、昭和二十六年一月分以降、七千九百八十一円ベースに基く恩給が支給されることとなるので、執行吏についても、これと歩調を合わせ、昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日までに給与事由の生じた執行吏の恩給は、昭和二十六年一月分以降八万一千円を俸給年額とみなして算出した恩給を支給するよう附則を改定しようとするものである。

二　議案の可決理由

恩給の支給に関し、執行吏についても、一般公務員と同様に取扱うことは当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度経費として（改正による増額分）

三四九、七六七円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年五月十六日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林譲治殿

民事調停法案（鍛冶良作君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、当事者及び裁判所の便宜のために、現行の借地借家調停、小作調停、商事調停、金融債務調停、時調停、鉱害調停、民事特別調停、家事調停などに関する多数の類似した各種調停法を整理統合し、且つ若干の改正を加えた単行法を制定しようというのである。（但し身分上の紛争に関する家事調停については、その性質上統合の範囲から除外する。）

その要旨は、

1　各種調停に通ずる一般規定と数種の調停に関する特別規定とに分け、その重要なものを法律

に規定し、他は最高裁判所の規則の定めるところに委任し、運用上の便宜をはかつたこと。

2　調停は調停委員会で行うことを本則とし、調停委員会の調停に対する裁判所の認可の制度を廃止したこと。

3　裁判所だけでなく調停委員会も、調停のため特に必要があると認めるときは、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して必要な事項を命じうることとしたこと。

4　いわゆる調停に代る裁判については異議の申立をすることができ、異議の申立があればその裁判は効力を失うものとする等調停は当事者の合意を基礎とするものである趣旨を明らかにしたこと。

5　調停不成立等の場合において、申立人が調停の目的となつた請求について、一定期間内に訴を提起したときは、さかのぼつて調停の申立の時にその訴の提起があつたものとみなし、訴状には調停申立手数料に相当する印紙は貼用したものとみなして、訴訟費用等の点で簡易な調停申立人を保護することとしたこと。

6　受訴裁判所は、事件について争点及び証拠の整理が完了した後は、当事者の合意がない限り、職権で事件を調停に付することができないこととし、調停手続によつて訴訟が遅延することを防止したこと。

7　商事事件及び鉱害事件について、調停委員会は、当事者の書面による合意があるときは、申立により適当な調停条項を定めることができることとし、これを調書に記載したときは、その記載は、裁判上の和解と同一の効力を生ずることとしたこと。

8　罰則を整備したこと等であり、以上の外は、おおむね現行法規の整理統合にすぎない。

二　議案の修正議決理由

各種の調停法が多数あることは、当事者及び裁判所にとつて煩さに過ぎ不便なばかりでなく、運用の実績等にかんがみ、前述1のごとく改正すべき点もあるから、この際各種調停法を整理統合し、且つ右の改正をも加えた単行法を制定することは極めて妥当な措置と認めるが、

1　本案第十條第二項において、調停申立手数料の額は調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内で、最高裁判所が定めることになつているが、調停が広く一般に利用されるためには、手数料をできるだけ低廉にする必要があると認め、

2　本案第十二條の調停前の仮の措置は、調停本来の性質にかんがみ調停の結果を担保するに必要な事項に限る必要があり、且つ、これに執行力を附与することは妥当でないと認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十六日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

民事調停法案の一部を次のように修正する。

（手数料）

第十條　調停の申立をするには、手数料を納めなければならない。

2　前項の手数料の額は、調停を求める事項の価額千円につき二十円をこえない範囲内で、最高裁判所が定める。

3　調停を求める事項の価額を算定することができないときは、その価額は、三万一千円とみなす。

（調停前の措置）

第十二條　調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立により、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分等を禁止し、その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除必要な事項を命ずることができる。

2　前項の措置は、執行力を有しない。

〔第三十七号参照〕

教育公務員特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方公務員法の施行に伴い、地方公務員たる教育公務員等の身分取扱に関する事項、大学管理機関が行う職員の転任、降任等の事前審査の方法、大学以外の校長、教員に対する結核療養の休職期間の延長、地方教育公務員の職員団体の結成又は加入等に関し、教育公務員特例法の一部について改正しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

結核療養の休職期間の延長については、地方財政の圧迫を避けるために、特に「予算の範囲内において」の一項目をそう入して運営の円滑を図り、職員団体の結成又は加入については、母法たる地方公務員法の精神を尊重するとともに教育公務員の特殊性を明確にする政府原案を適当と認め、これを別紙のおとり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十八日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

教育公務員特例法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十四條第一項に次の但書を加える。

但し、任命権者は、特に必要があると認めるときは、○○学術の振興の範囲内において、その休職の期間を満三年まで延長することができる。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。但し、第二十一條の三、第二十三條第二項、第二十五條の四及び第二十五條の五の改正規定は、昭和二十六年二月十三日から適用する。

2　改正後の教育公務員特例法第五條第三項から第五項まで（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律施行の際現に大学管理機関において審査中の事案についても適用する。但し、改正後の教育公務員特例法第五條第三項（同法第六條第二項及び第九條第二項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3　地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定施行の際既に改正前の教育公務員特例法第十五條第三項（同法第十八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により教育委員会が審査の請求を受理している事案に関する審査については、地方公務員法第四十九條から第五十一條までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

4　都道府県内の地方公共団体の設置する学校の職員は、昭和二十七年十月三十一日までの間、当該都道府県又は当該都道府県内の他の地方公共団体の設置する学校の職員とともに、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し都道府県の当局と交渉するための団体を結成し、又はこれに加入することができる。

5　前項の職員団体は、昭和二十七

年十月三十一日まで存続することができる。

16　第四項の職員団体については、昭和二十七年十月三十一日までの間、これを地方公務員法第五十二條第一項の規定に基く都道府県の設置する学校の職員の職員団体とみなして、改正後の教育公務員特例法第二十五條の六第一項の規定を適用する。

17　地方公務員法第五十三條から第五十五條までの規定の適用については、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く都道府県の職員の職員団体とみなす。

18　地方公務員法第五十二條第五項及び第五十六條の規定の適用については、第四項の職員団体は、同法第五十二條第一項の規定に基く職員団体とみなす。

森林法案（野原正勝君外八十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の森林資源は、敗戦による領土喪失の結果、戦前に比して、面積において約四割、蓄積において約三割の減少を来したのであるが、これに対し、木材その他の林産物の需要は、戦後の復旧資材、薪炭、パルプ等の用材として益々増大しており、その結果、森林成長量の数倍のものが、伐採される過伐となつて、森林の蓄積は急激に減耗しつつある状態である。一方伐採後の造林は戦後の混乱、インフレーション等の悪影響によつて、進ちよくせず、この過伐並びに植伐の不均衡による森林荒廃の結果、近年数次にわたる風水害により甚大なる被害を受けているのであるが、これを放置すれば、林産物需給の不均衡は益々はなはだしく、国民経済を圧迫するとともに、治山治水、国土の保全を危くする誘因となるおそれがある。

政府においても、造林五箇年計画の実施、造林臨時措置法の実施等種々の対策を講じて徐々にその効果をあげつつあるが、更にその完全な実効を期し、今後における森林施策の基礎を固めるため、現行森林法を廃止して新法を制定し、これによつて森林施業の改善、伐採の合理化を図り、特に幼壮齢林の保護に努めるとともに、造林の促進、奥地林分の開発等の措置を講じて、森林の保続培養と森林生産力の発展を図ろうとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　営林の監督制度について、従来の施業案の制度を改め、国の責任のもとに農林大臣及び都道府県知事が森林に関する計画を調成実施することとし、森林施業の基準を示すとともにその責任の所在を明らかにしている。

2　農林大臣は、幼齢林の保護育成、伐採跡地の造林徹底、急傾斜地の森林の保護を原則として、森林基本計画を定め、これに基いて都道府県知事は、制限林、普通林の伐採許容限度、その他の事項についての森林区施業計画を定める。一方森林所有者は、適正伐期以後の普通林立木については届出により、その他のものについては都道府県知事の許可によつて伐採を行うこととし、これによつて必要な伐採制限を行い、森林資源の保続培養を図る。

3　従来、施業案と不可分の関係にあつた強制加入制度の森林組合を改組し、自由加入制度の協同組合組織による民主的な森林組合に改め、森林施業の合理化を図り、且つ森林所有者の経済的、社会的地位の向上を期する。

4　その他の点においては、おおむね現行法と同様であるが、法律の運用上、森林及び森林所有者の定義を明らかにすることを初めとし、補足的改正を加えるとともに、最近の立法例にならつて全面的に改正をしている。

二　議案の可決理由

現下の治山治水の状況並びに森林の荒廃にかんがみ、また、一方造林は遅々として進まず、林産物の需給の不均衡は益々増大しつつある現状よりみて、本案は、森林の植伐を合理化し、森林生産力の増進、資源の保続培養を図つて、国土の保全、自立経済の安定に寄与するには、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

森林法施行法案（野原正勝君外八十七名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

森林法の全面的改正によつて現行森林法は廃止されることになるが、これに伴い、新森林法施行に必要な経過的措置を講ずるとともに、関係法律の改正を行おうとするものである。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　現在の森林組合又は連合会は、定款変更によつて、新森林法の規定による森林組合又は連合会に移行できる。

2　森林計画の実施により、幼齢林の伐採制限を受けた森林所有者に対し、長期低利の資金を融通して、幼齢林を適正な伐期まで維持できるよう農林漁業資金融通法を一部改正する。

二　議案の可決理由

本案は、新森林法施行に伴い、森林所有者の施業の合理化によつて新法の円滑な実施を図るに必要且つ適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月十八日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

農漁業協同組合再建整備法の一部を改正する法律案（野原正勝君外二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦時戦後の過伐濫伐によつて荒廃しつつあるわが国森林の現状を收拾するために急遽且つ徹底的な造林を行い、森林施業の合理化を図ることが必要であるが、現在民有林は大部分が、五町歩以下、平均所有面積は一町歩以下という零細さであるため、これを協同組織による森林組合により充分活動できるよう経済的に強化することが必要である。現在森林組合は、組織としては森林町村の大部分に及んでいるが、その資産内容及び経済状態は非常に窮乏しており、そのため造林、育林その他の事業に積極的な活動ができないのみならず、債権の固定化等により組合員に多大の損失を及ぼす憂いがあるので、農漁業協同組合再建整備法を改正して、これを森林組合及び同連合会の再建整備にも適用し、経営を健全化して、その使命達成を期し得るよう措置しようとするのが本案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

本案は、森林組合及び同連合会が経済的に極めて窮乏している現状にかんがみ、これを再建整備せしめて組合員の事業意欲を高め、もつて森林経営の合理化を図つて、林業を振興せしめるに、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度において必要な経費は、五千万円以内の範囲において、昭和二十六年度一般会計予備費からこれを支出することとしている。

右報告する。

昭和二十六年五月十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林譲治殿

畜犬競技法案（原田雪松君外百二十二名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
畜犬その他の中小動物に関する国、地方公共団体の積極的な施策を推進し、また地方財政の改善に資せんとする趣旨のもとに、畜犬の競技を行つて優勝投票券を発売し、その収入の一部を、畜犬の能力検定、畜犬その他の動物の改良増殖、伝染病予防及び輸出の促進、動物愛護等の事業並びに地方公共団体の収益増加に充当することによつて、社会福祉乃至は産業振興等に寄与せんとするのが本案の目的である。
その内容の主なものは次のとおりである。
1　畜犬競技の施行者は都道府県としているが、その実施はその議会の議決を経て、且つ農林大臣の認可を受けて、当該都道府県に設立する畜犬改良会に委任し得る。
2　畜犬競技場の数は、都道府県ごとに各一箇所とし、農林大臣が指定するものについては例外的に二箇所とする。
3　畜犬改良会は、全国組織として畜犬改良クラブを設立しなければならないこととし、競技場、指導師、出場犬はこのクラブへ登録され、また所要の講習、訓練を受ける。畜犬改良クラブは畜犬競技の実施の調整、畜犬の改良増殖等のことを行う。
4　畜犬競技の施行者は一口二十円の優勝投票券を発売しうるが、その総売上金額のうちから百分の二十五以内を自己の収入とし、更にこの中から総売上金額の百分の三を国庫に納付する。
5　政府は、4により納付された金額の中から、狂犬病等の犬の伝染病の予防、その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、天然記念として指定された動物の保存、家畜の血統及び能力の登録事業等に必要な経費を支出しなければならない。
6　畜犬競技の施行者は、4による自己収入から国庫納付金と競技開催費を差し引いた残りの中から、その残額の四分の一以上の金額を政府と同様の事業の経費に充当しなければならない。
二　議案の可決理由
本案は、畜犬等の改良増殖及び輸出の促進を図り、動物の伝染病の予防制圧によつて公衆衛生の向上に努める等のための財源を求めるに有効な措置であり、且つ地方財政収入の増加によつて財政改善に寄与するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年五月十八日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、参議院送付）に関する報告書
一　本件の要旨及び目的
輸出品の向上及び品質の改善を図り、輸出貿易の健全な発達を期するため、昭和二十四年三月から輸出品取締法に基いて、輸出品の検査実施機関として、輸出食料品検査所を東京におき、小樽、横浜、静岡、神戸及び門司の五箇所に支所又は出張所を設置して、検査を実施して来たのであるが、食料品の輸出数量は年々増加している現状であり、特に長崎地方において生産されるかん詰及び乾製水産物等は今後も英国、アフリカ及び南方諸地域に相当多量に輸出される見込であるにもかかわらず、現在同地方には食料品検査所が設置されていないので、検査業務を円滑にするため長崎市に出張所を設置したいというのである。
二　本件の議決理由
最近におけるわが国輸出品に対する海外の批判にかんがみ、輸出品の検査を一層強化する必要があるが、最近特にいわしかん詰その他輸出食料品の生産が増加した長崎地方には、現在検査機関がなく検査の度ごとに門司より出張検査を行つている実状にあるをもつて、本案は検査機関の整備、充実を図つて検査実施に遺憾なきを期するとともに、貿易の振興に資せんとするもので、自立経済確立に必要な措置と認め、本件は承認を与えるべきものと議決した次第である。
三　本件施行に要する経費
昭和二十六年度一般会計予算において長崎出張所に要する経費三百九万九千円を計上している。
右報告する。
昭和二十六年五月十七日
農林委員長　千賀　康治
衆議院議長林譲治殿

官庁営繕法案（内藤隆君外十五名提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
国家機関の建築物について、その災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進とを図るため、その位置、構造、営繕計画等について準拠すべき基準を作ることが本案の目的である。その内容の主なものは次のとおりである。
1　官庁の位置については公衆の利便と公務の能率増進に適したところを選定し建築する。
2　できる限り各官庁の庁舎は本建築となし、小型建築物の乱立を避け、合同庁舎を促進する。
3　庁舎は原則として耐火構造又は防火構造として防災の徹底を一般建築物より厳格とする。
4　各省、各庁の営繕計画を一応建設省において技術的に調整する。
5　官庁営繕審議会を置き、官庁建築基準、官庁営繕に関する勧告機関とする。
二　議案の可決理由
本案は、官庁営繕物の統一を図り、公衆の利便、公務の能率増進及び国費節約を図るため現段階として適切なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和二十六年五月十九日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

検疫法案（内閣提出）に関する報告書
一　議案の要旨及び目的
現在検疫は、海港検疫法、航空検疫規則、総司令部の回章に基いて実施されているのであるが、国際間の交通の漸次的復活と諸外国における検疫制度の進展とは新しい検疫制度の確立を要求するに至つたので、本法を制定せんとするのである。主なる内容は
1　船舶と航空機とについて検疫を行うこと。
2　検疫の対象となる伝染病を、コレラ、ペスト、発しんチフス、痘そう及び黄熱としたこと。
3　外国から来航した船舶又は航空機は、検疫港又は検疫飛行場に来て検疫を受けた後でなければ、国内の港又は飛行場において、他と交通し、又は物を揚出することができないように定めたこと。
4　検疫を受けて、検疫済証の交付を受けた船舶等は、以後特別の事情のない限り、国内の何処の港又は飛行場にも自由に出入することができることとしたこと。

5　発港地の衛生状態等から勘案して、検疫伝染病の侵入のおそれがないと認めた場合には、一定条件の下に仮検疫済証を交付し、一応他との交通及び物の搬出を許可し、若し検疫伝染病が発生すれば、直ちにその効力を失わせることとしたこと。

6　検疫手続を明細に規定したこと。

7　検疫以外の事項で、検疫所長がその特殊性から行うを適当と考えられる事項を規定したこと。

二　議案の可決理由

国際間の自由交通場裡に復帰する日も近い今日、検疫伝染病の国内侵入を防あつすることは時宜に適する措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計に一億八〇〇〇万円を計上している。

右報告する。

昭和二十六年五月十九日

厚生委員長　悉永　伴雪

衆議院議長林譲治殿

〔第三十八号参照〕

電信電話料金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、電信及び電話に関する料金の一部改正である。すなわち、電信については、現在におけるラジオの気象通報等に照し不要となつた気象通知電報の種別を整理し、又現在、実態と乖離している国際放送電報の料金を引き上げることとし、電話については、その需給の実情にかんがみ、できるだけ多数の電話を架設するため、共同加入制度を拡張し、又電話機、電話回線の効率を高めるために各種の新規取扱を開始し、これらに適用する料金を新たに定めようとするものであつて、その概要は次のとおりである。

1　発信

(1)　電信に関する料金

気象通知電報

現行の六種別を次の二種別とし、その料金は現行の最低額をとつて、据置きとしたこと。

(一)　気象特報　符号　七十円
　　訳文　八十円

(二)　気象警報　五十円

国際放送電報

料金を所要経費の半額程度まで引き上げるため次のように改定したこと。

	（現行）	（改正）
(一) 一箇の周波数による放送の場合		
一日総放送時間三十分以内	四千二百円	一万五千円
一日総放送時間一時間以内	六千三百円	二万六千円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	三千五百円	二万三千円
(二) 二箇の周波数による放送の場合		
一日総放送時間三十分以内	八千円	二万八千円
一日総放送時間一時間以内	一万二千円	四万八千円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	六千七百円	四万一千円

2　受信

一日総放送時間三十分以内	一千二百円	一万二千円
一日総放送時間一時間以内	一千八百円	二万二千円
一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに	一千円	一万九千円

(2)　電話に関する料金

共同加入

一、二級局以外の電話取扱局において、現行の二加入共同の外に、三加入以上十加入までの多数共同加入を認めることとし、単独加入の料金に対しおよそ次の割合をもつて、その一加入の料金を定めたこと。

	普通加入区域外の加入の場合		電話線設備料
	電話使用料	附加使用料	
二の共同（現行通り）	七割	六割	六割
三又は四の共同（新設）	六割	四・五割	四・五割
五以上の共同（新設）	五割	三割	三割

二以上の回線に切換え接続する電話機

現行限度の二回線を四回線まで拡張し、又甲種増設電話機回線にも同様にこれを認めることとし、その附加使用料として、次のように加算するものとしたこと。

	住宅用（月額）	事務用（月額）
二回線の場合（現行通り）	四十八円	八十円
三回線の場合（新設）	五十八円	九十六円
四回線の場合（新設）	六十七円	百十二円

移動電話機装置

住宅内又は事務所内に数箇の接続装置を設け、任意に電話機を移動接続し得る装置とし、その附加使用料を次のように定めたこと。

	住宅用（月額）	事務用（月額）
電話機に対する加算額一箇ごとに	二十四円	四十円
電話機を接続するための装置一箇所ごとに	三十円	五十円

臨時の増設電話

現在認められている乙種増設の外に甲種増設をも認めるとともに、普通加入電話についても臨時に甲種又は乙種の増設を認めることとし、その料金を次のように定めたこと。

1　装置料　実費

2　附加使用料

(一)　電話機　一箇ごとに　（一の使用期間ごとに）四百八十円

(二)　附属交換機　実費

警察用街頭電話

警ら制度の実施に応ずるものとし、次のように市内専用電話料を定めたこと。

特殊装置の専用料　実費

二　議案の可決理由

本改正は、資材の節約、負担の均衡を勘案し、電信電話に関する料金の合理化を図るため、現下の情勢において、妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

硫酸アンモニア増産及配給統制法は第七十三回帝国議会において成立したのであり、その骨子は、

1　一定年間諸税及び器具、機械の輸入税を免除して、民間の硫酸製造事業の拡充促進に便宜を得せしめること。

2　社債の発行限度を拂込資本額の二倍とする。

3　特殊会社である日本硫安株式会社を設立して硫安の配給統制事業を完全に遂行せしめるとともに、必要ある場合には本会社をして硫安の製造その他供給確保上、必要な事業を行わしめるというのである。

しかるに法人税の免除については、別途法人税法に規定され、本法の関係條文はすでに廃止され、免税に関する期限も間もなく経過し、又日本硫安株式会社ないしこれを承継した日本肥料株式会社もその配給業務を肥料配給公団に引継いで解散し、更に社債の限外発行に関する規定も昨年資産再評価法の実施により再評価積立金の四分の三に相当する金額までは、三箇年間に逐次社債の発行限度が拡張されることになり、且つ商法の一部改正により一般に社債の発行限度は資本金総額及び積立金に相当する金額まで引き上げられることになつた結果、この法律は現在においては、すでに各條文とも空文に等しくなつたわけである。

二　議案の可決理由

各條文ともすでに空文に等しくなつた硫酸アンモニア増産及配給統制法を廃止することは、当を得たるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

商法の一部を改正する法律施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）は、本年七月一日より施行せられるのであるが、これに関して必要な経過的措置を講ずるのが本案の目的である。

本案の内容の概要を述べれば、新法は、原則として新法施行前に生じた事項にも適用せられるが、本案においては、ただ新法施行前に旧法によつてすでに生じ終つた効力は、これを妨げないこととする経過措置の根本原則を明らかにし、新旧両法の調和を図るとともに、この原則の適用上問題となる次のような諸点について、それぞれ必要な規定を設けたのである。すなわち、

1　新法施行前に成立した株式会社については、その定款に会社の存続に必要な事項の記載があるものとみなして、そのまま新法のいわゆる授権資本制度に移行し得ることとしたこと。

2　新法施行前に発起人が株式の総数を引き受け、または、株主の募集に着手したものについては、その設立は、新法施行後であつても、なお、旧法の規定によることができることとしたこと。

3　新法施行後に成立する株式会社の株式券面額を、新法は、五百円以上としたのに対し、既存の会社にあつては、特別決議によつて五百円未満の株式を併合して、一株五百円以上とすることができることとしたこと。

4　新法は、取締役、監査役の任期をそれぞれ二年及び一年に短縮したが、新法施行の際在任のものの任期については、なお旧法通りとし、ただ残任期間が新法施行の日から新法所定の期間をこえる場合には、これを新法施行の日から新法所定の期間としたこと。

5　資本の増加、社債の発行等について、新法施行前にその決議のあつたものは、その後の手続を旧法によることとしたこと。

6　新法施行前に成立した株式合資会社については、新法施行後も旧法によることとするとともに、これらの株式合資会社及びいわゆる旧商法上の合資会社は、組織変更をしない限り、新法施行の日から五年を経過したときにおいて解散することとしたこと。

以上が本案の大要である。

二　議案の修正議決理由

当委員会においては、改正商法の施行を目前に控え、本施行法案の制定が余りに遅きに失するため、現存の株式会社が改正商法に移行するためには、相当の困難ある実情にかんがみ、本案中、株主総会の決議要件と取締役選任の場合の累積投票制度についての定款記載事項の変更は、新法施行後も所定の期間は、なお旧法を適用する趣旨の修正をなし、実質的に新法の施行を延期するのと同じ効果があるようにするを必要と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（かな及び――は修正）

商法の一部を改正する法律施行法案の一部を次のように修正する。

（総会の決議）

第十七條　旧法によつて成立した株式会社の新法施行後に総会の決議の要件については、左に掲げる日のうちいずれか早い日までは、新法施行前に、なお旧法をする場合には、新法施行前に、招集の通知を発し、又は公告をしたときでも、その総会の決議については、新法を適用する。

一　新法施行後最初の定時総会の終結の日

二　毎年一回定時総会を招集すべき会社については昭和二十七年六月三十日、その他の会社については昭和二十六年十二月三十一日

2　前項の規定は、同項各号に掲げる日のうちいずれか早い日の前に新法に従うよう定款を変更した場合には、適用しない。

3　第一項の規定は、新法第二百六十四條第二項及び第二百六十六條第五項の決議については、適用しない。

4　新法施行後に決議をする前項の総会については、○新法施行前に招集の通知を発し、又は公告をした場合には、○新法の施行によつて議決権を有することとなつた株主に対しては、招集の通知及び公告を要しない。

5　前二項の規定は、ある種類の株主の総会に準用する。

（取締役の○選任及び○任期）

第二十條　○新法第二百五十六條の三及び○新法施行の際現に存在する二百五十六條の四の規定は、新法施行後最初の定時総会の終結の日から適用する。

2　○新法施行前に社債権者集会の決議をする場合には、新法施行前に、招集の通知を発し、又は公告をしたときでも、その決議の要件については、新法を適用する。

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）は、株式会社制度に関し画期的な大改正を加えたものであつて、他の法令中には、商法の規定を引用し、あるいはこれを基礎としているものも相当数あるので、この商法の改正に伴い、これらの法令中改正を必要とするものを生じたわけである。

改正を必要とする関係法令中各所管庁において別途立案するもの以外の、運河法、軌道法、建築業法、資産再評価法、商品取引所法、船舶法、地方鉄道法、鉄道抵当法等十四法令を一括して、商法改正に伴う整備のための改正を加えんとするものである。

その内容は、授権資本制度及び無額面株式の採用、会社機関の権限の調整等に対応する規定の整理

等である。

二　議案の修正議決理由

本案は、改正商法の施行に伴う妥当な措置と認めるが、今国会において、改正商法中、株主の会社に対する訴の提起に関する部分について改正せられたので、本案第十一條の商品取引所法中、これに関連ある箇所の修正を必要とした。

よつて、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

参議院議長林譲治殿

〔別紙〕

（かなづかいは原文のまま）

商法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第十一條　商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の一部を次のように改める。

第十二條第七項を次のように改める。

7　第六十六條第六項本文及び第七十條並びに商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條○、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第十二條第四項」と読み替えるものとする。

第十八條を次のように改める。

（商法の準用）

第十八條　商法第百九十三條、第百九十四條及び第百九十六條（発起人の責任）の規定は、取引所の発起人について、同法第四百二十八條（設立の無効の訴）の規定は、取引所の設立について準用する。

第四十四條第一項第四号中「資本金額（出資総額若しくは株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。）」を「資本金額（出資総額を含む。）」に改める。

第五十六條の見出しを「（理事長及び理事の権限）」に、同條第三項を次のように改める。

3　取引所の事務の執行は、定款に別段の定がないときは、理事長及び理事の過半数で決する。

第五十六條の次に次の一條を加える。

（監事の権限）

第五十六條の二　監事は、取引所の事務を監査する。

2　監事は、いつでも理事長又は理事に対して事務の報告を求め、又は取引所の事務及び財産の状況を調査することができる。

3　監事は、理事長が総会に提出しようとする書類を調査し、総会にその意見を報告しなければならない。

4　第十二條第七項又は第七十一條において準用する商法第二百四十七條第一項の訴及び第十八條において準用する商法第四百二十八條の訴は、監事も提起することができる。

第六十條の次に次の一條を加える。

（理事長及び理事の責任）

第六十條の二　理事長又は理事がその任務を怠つたときは、その理事長又は理事は、取引所に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事長又は理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、総会の決議によつた場合でもその理事長又は理事は、第三者に対して連帯して損害賠償の責に任ずる。

第六十五條を次のように改める。

（商法等の準用）

第六十五條　商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）及び第二百八十四條（取締役又は監査役に対する責任の解除）の規定は、理事長、理事及び監事について、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（理事の行為の代理）並びに商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百六十二條（表見代表取締役の責任）及び第二百六十九條（取締役の報酬）の規定は、理事長及び理事について、第六十條の二及び商法第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）の規定は、監事について準用する。

第六十九條に第五項として次の一項を加える。

5　総会の議事録には、出席した監事も署名しなければならない。

第七十一條を次のように改める。

（商法の準用）

第七十一條　商法第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主総会の議事録）、第二百四十八條、第二百五十條○、第二百五十二條及び第二百五十三條（株主総会の決議の取消又は無効の訴）の規定は、総会について準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と読み替えるものとする。

第七十六條中「商法第二百八十二條から第二百八十五條まで」を「商法第二百八十二條から第二百八十五條まで及び第二百八十六條」に改める。

第百一條第二項を次のように改める。

2　第五十六條の二第二項及び第三項、第六十條の二、第六十二條から第六十四條まで、第六十六條及び第七十五條並びに商法第七十六條から第七十八條まで（合名会社の社員の代表権）、第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十七條○、第二百四十九條（株主総会の決議の取消の訴）、第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百六十六條第四項（取締役の責任の免除）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する責任追及の訴）、第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）及び第二百八十二條から第二百八十四條まで（取締役の計算書類の公示及び総会への提出義務並びに取締役又は監査役に対する責任の解除）の規定は、清算人について準用する。この場合において、商法第七十六條及び第七十七條第一項中「株主の同意」とあるのは「総会の決議」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「商品取引所法第六十八條第一項」と、同法第二百八十二條第一項又は第二百八十三條第一項中「前條ニ掲グル書類」又は「第二百八十一條ニ掲グル書類」とあるのは「商品取引所法第百一條第二項において準用する同法第七十五條に規定する書類」と読み替えるものとする。

有限会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、有限会社の特質を考慮しつつ、商法における株式会社制度改正の趣旨にのつとり、有限会社法に必要な改正をなさんとするものである。

その主要な改正点は、おおむね次のとおりである。

1　資本総額は十万円を、出資一口の金額は千円を下ることができないこととしたこと。

2　持分の譲渡につき社員総会の決議を要しないものとし、社員以外の者に対する持分の譲渡について、社員総会の指定する者に先買権制度を認めたこと。

3　社員総会が普通決議をする場合の定足数の規定を設けたこと。

4　二人以上の取締役の選任については、定款をもつて、累積投票によることもできることとしたこと。

5　資本の十分の一以上に当る出資口数を有する社員は、会計の帳簿及び書類を閲覧し、又は謄写することができるものとしたこと。

6　取締役が会社の目的の範囲外の行為その他法令又は定款違反の行為をなし、会社に回復すべからざる損害を生ずるおそれある場合に、社員は、会社のため取締役に対し、その行為の差止を請求し得ることとしたこと。

7　社員は、会社に対し、書面をもつて自ら取締役の責任追求の訴を提起することができることとしたこと。

8　合併、営業譲渡等の場合、これに反対する社員は、一定の手続に従い、会社に対し自己の持分の買取を請求し得ることとしたこと。

9　会社業務の続行が不能又は不適当な場合は、資本の十分の一以上の出資口数を有する社員は、会社の解散を裁判所に請求し得ることとしたこと。

10　取締役の責任を明確にしたこと。

11　監査役制度を改正し、監査役は、もつぱら経理監査をするものとしたこと。

等であつて、その大部分は、株式会社に関する規定に準じて改正せんとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、株式会社に関する改正商法の規定を準用したものであつて、これが審議においては、おおむね、商法改正の際、論議し盡されたところである。従つて本案は、有限会社の特質上、妥当な措置と認めるが、今国会において、改正商法中、株主の会社に対する訴の提起に関する部分について改正せられたので、本案中、これと対応する五箇條について修正を必要とした。

よつて、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年五月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

有限会社法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第四條中「及第五十七條乃至第六十一條」を「、第五十七條、乃至第五十八九條及第六十一條」に改める。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條　社員ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得商法第二百六十七條第二項ノ乃至五第三項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第四十一條　商法第二百三十四條、第二百三十五條、第二百三十九條第三項乃至第五項、第二百四十條第二項、第二百四十一條第二項、第二百四十三條、第二百四十四條、第二百四十五條ノ二乃至第二百四十五條ノ四、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ社員総会ニ之ヲ準用ス

第六十三條中「第百二條乃至第百十一條」を「、第百二條乃至第百五條、第百八條乃至第百十一條」に改める。

第七十五條第二項を次のように改める。

第二十七條乃至第二十八條、第三十條乃至第三十一條ノ二、第三十五條、第三十六條ノ二、第三十七條第一項及第四十四條ノ二並ニ商法第三十九條第二項、第七十八條、第二百三十七條第二項第三項、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、○第二百四十九條第二項、第二百五十四條ノ二、第二百五十八條第二百六十六條ノ二、第二百六十九條乃至第二百七十一條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條、第二百八十三條第一項、第二百八十四條、第二百九十三條ノ五及第二百九十三條ノ七ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

非訟事件手続法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）が本年七月一日より施行されるのであるが、これに伴つて今国会において、有限会社法の一部も改正せられることとなり、これら法律の改正は、商法非訟事件及び商業登記の手続に関する規定の改正を必要ならしめる。この趣旨において、非訟事件手続法の一部中、大要次のような点について改正しようとするのである。

第一に、商法中株式会社の設立規定の改正に伴い、その設立登記に関する規定につき所要の改正を加えること。

第二に、株式会社の資本増加に関する規定が廃止され、その代りに、新株発行に関する規定が新設されたので、これに伴い、資本増加に関連する事件及びその登記に関する規定を削り、新たに、新株発行に関連する事件及び登記に関し所要の規定を設けたこと。

第三に、株式合資会社制度が廃止されたので、これに関する規定を削除したこと。

第四に、商法中、外国会社に関する規定の改正に伴い、外国会社に関連ある事件及び登記に関する規定に所要の改正を加えたこと。

第五に、商法中、会社の解散命令に関する規定の改正に伴い、これに関連する規定に所要の改正を加えたこと。

その他、以上の改正に関連して文字の整理をしたものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、改正商法の施行に伴う妥当な措置と認めるが、今国会において、株主の会社に対する訴の提起について、改正商法中一部改正され、又有限会社法の一部改正法案中、同様修正がなされたため、本案のうちこれと関連のある三箇條について修正する必要を認めた。よつて、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三、本案施行に要する経費

昭和四十六年度一般会計予算において、

法務局関係　四、八三〇、〇〇〇円

民事局関係　三〇二、〇〇〇円

合　計　五、一三二、〇〇〇円

を計上している。

右報告する。

昭和四十六年五月二十二日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

非訟事件手続法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第百三十四條ノ四　第十六條ニ規定スル者ハ其ノ職務上両社第五十八條第一項ノ請求ハ悪意ヲ以テスル事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ

法務総裁ニ通知スベシ

第百三十五條ノ五を次のように改める。

第百三十五條ノ五　第十六條ニ規定スル者ハ其職務上商法第五十八條第一項ノ請求又ハ警告ヲ為スベキ事由アルコトヲ知リタルトキハ之ヲ法務総裁ニ通知スベシ

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

租税債権及び貸付金債権以外の国の債権で、債務者が無資力のために、当該債権に係る収入金を納付することが著しく困難であるものの整理を図るため、当該債権を定期貸債権又はすえ置貸債権として整理し、又特に必要と認めた場合にはその貸付條件を変更し、更に債務者の資力回復の見込のない場合は債務の免除をすることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

従来「租税外諸収入金整理に関する法律」によって処理して来たものであるが、同法は明治四十四年に制定された法律で、その規定によっては当該債権の処理に万全を期し難いので、本案は、これら国の債権を保全し、その納付を容易にするため、極めて適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、税関の支署及び出張所並びに支署の出張所及び監視署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

最近における外国貿易及び密貿易のすう勢に対応し、税関行政の円滑な遂行と監視取締の万全を期するため、鹿島税関支署及び横浜税関横見出張所外二出張所を設置するとともに、監視署の配置転換を行い、名古屋税関、清水税関支署、御前崎監視署外四監視署を設置しようとするものである。

二　本件の議決理由

最近の外国貿易及び密貿易のすう勢にかんがみ、税関支署及び出張所の新設並びに監視署の新設、配置転換等は必要な措置であることを認め、本件は承認を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

特別都市計画法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別都市計画事業の基盤である土地区画整理事業は、現在換地予定地の指定が大半行われ、おおむね、清算段階に入ろうとしているが、この清算事務の処理について、現行特別都市計画法の不備を補うため、清算金の徴収及び換地予定地の指定がなかつた場合、清算金の概算徴収及び概算交付ができることとしたこと。

二　議案の可決理由

土地区画整理事業の円滑な施行を促進するため、適当なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

建設委員長　桑原幹根

衆議院議長林譲治殿

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（前田郁君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本国有鉄道法施行以来の実績にかんがみ、日本国有鉄道の業務の運営に関する責任体制を明確にするとともに、その業務の適正な運営を図ろうとするのが、本案の目的で、その内容の主なるものは、次のとおりである。

1　監理委員会を廃止したこと。

2　監理委員会の廃止に伴い、新たに監事を置き、その他役員の員数、任免方法、任期等を規定又は改正したこと。

3　必要の最小限度において運輸大臣の許認可事項を追加したこと。

4　運輸大臣の日本国有鉄道に対する命令権の内容を明らかにしたこと。

5　運輸大臣は、常に予算の執行状況に関し報告を求め、又は監査することができることとしたこと。

6　運輸大臣は、予算、事業計画、借入金、重要な財産の処分等について、あらかじめ国会に付議することとしたこと。

7　運輸大臣は、国会の閉会中、緊急やむを得ない場合に限り、予算の内容となる経費の支出をすることができることとしたこと。

8　運輸大臣は、日本国有鉄道の業務の運営に関し、必要があると認めるときは、監理委員会に対し、意見を述べるべきことを求めることができることとしたこと。

9　運輸大臣は、常に予算の執行状況に関し報告を求め、又は監査することができることとしたこと。

10　運輸大臣は、予算、事業計画、借入金、重要な財産の処分等について、あらかじめ国会に付議することとしたこと。

11　運輸大臣は、国会の閉会中、緊急やむを得ない場合に限り、予算の内容となる経費の支出をすることができることとしたこと。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道の公共企業体としての本質にかんがみ、業務運営の責任体制を明確にし、業務運営の適正を図るため必要且つ適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十二日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

計量法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

本案は、現行度量衡法を全面的に改正したものであり、その要点は次のとおりである。

1　単位については、現行度量衡法が規定する十単位のほかに時間速さ等二十三単位を新たに加えることであるが、電気関係のものは除いている。

2　現行度量衡法が製作、修理及び販売の営業に免許制度を採用しているのに対し、本案では、製造及び修理の事業に許可制度を、販売の事業に登録制度を採用した。

3　工場、事業場等における計量管理を促進するため指定事業場の制度及び計量士の制度を確立した。

4　現行度量衡法においては、検定または取締の統一の保持が困難であったが、本案では、検定または取締に新たに履害制度を設け、その審査をするために計量調査官を置き、更に検定、取締用基準器その他につき基準器検査制度を設けて、その統一に万全を期した。

5　計量に関する取締については、現行度量衡法では、主として都道府県知事の権限になっているが、本案では、更に市町村長に対しても大幅にその権限を与えている。

6　原器に比較してその器差を測定するための比較検査の制度を確立するとともに容器の容量検査の制度を新たに設けた。

7　検定についてはその構造、公差に幅をもたせて、用途に応じた精度または機能を有する計量器の検定が行われるように、且つ、検定の主体として精度の高低、検定の難易等により通商産業大臣と都道府県知事との間の所管を明確にするとともに、部品検査及び原型検査の制度を新たに設け、検定の簡素化の途を開いている。

8　度量衡制度はメートル法を基本とし、尺貫法、ヤードポンド法を昭和三十三年十二月末日まで併用することになっているが、その点は本案においてもそのまま踏襲している。

二　議案の可決理由

現行度量衡法は、最近の経済及び文化の実情に適合しない面が多いので、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もつて経済の発展及び文化の向上に寄与する見地よりみて、本案は適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

計量法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

計量法の施行期日を定め、同法の制定に伴う必要な経過的措置を講ずるとともに、関係法律の改正を行うことを目的とするものであり、その要旨は次のとおりである。

1　計量法の施行期日及び度量衡法の廃止期日は昭和二十七年三月一日と定めている。

2　尺貫法及びヤードポンド法による計量単位の併用期間を、土地又は建物に関しては、当分のうち、その他のものに関しては、昭和三十三年十二月末日までと規定している。

3　度量衡法による免許をうけていた製作営業者、修理営業者、販売営業者及び特殊販売者は、それぞれに計量法によつて製造若しくは修理の事業の許可又は販売者の登録を受けたものとみなす。

4　度量衡法の適用を受けなかつた計量器で計量法によつて新たに計量器として追加された計量器の製造、修理又は販売の事業を現に行つている者については、新法施行の日から六箇月以内に届出をすれば、当該計量器について製造若しくは修理の事業の許可又は販売等の登録をうけたものとみなす。

5　新たに追加された計量器の検定及び比較検査は、その準備の難易により、実施期日をそれぞれ四段階に分けること。又基準器検査についても、同様、実施期日を、その準備の難易により、四段階に分けること。

6　度量衡法による検定証印、検査済印、比較検査成績書、正味量表記若しくは記号又は処分、手続その他の行為はそれぞれ計量法によつてしたものとみなす。

その他通商産業省設置法、工業技術庁設置法及び地方自治法のうち計量法に直接関係のある規定に所要の改正を加えている。

二　議案の可決理由

現行度量衡法にかわり計量に関する基本的統一的な制度を確立せんとする計量法の施行期日を定め、同法の制定にとものう必要な経過的措置を講ずるとともに、関係法律の改正を行うことを目的とする本案は、その主旨においても極めて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

海上運送法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国船舶による定期貨物船の外航航路の就航は連合国軍の好意により、漸次許容せられつつある現状に対処し、これら航路におけるわが国の定期航路事業者と公正な競争を行い得ることとし、わが国海運の健全なる発達を期せんとするものである。その内容の主なる点は、(一)貨物定期航路事業の概念を新らしく規定すること　(二)補助金の交付、輸送命令を出し得る範囲を国内の船舶運航事業者に限定すること　(三)二重運賃制を不公正又は不当でない限り認めること　(四)外国船の裸傭船に対する許可制を更に一箇年延長するとともに、国内における重要物資の輸送命令を、更に二箇年間出し得ること等である。

二　議案の修正議決理由

本案は、わが国海運の健全なる発達を図るため、おおむね妥当なるものと認めるが、本案第二條の改正は、法律上不適当と認められる。よつて附則第四項として船舶借受の許可制に対する効力が、本案施行の日から再び発生するように規定すること、経過規定第三項中貨物定期航路事業者の事業開始に関する事項は、その必要を認められないので、これを削除すること、その他これら修正に伴う題名及び條文の整理等の修正を行うを適当と認め、本案は別紙の通り修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

海上運送法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

海上運送法等の一部を改正する法律

第一條　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

3　この法律において「定期航路事業」とは、一定の航路に船舶を就航させて一定の日程表に従つて運送する旨を公示して行う船舶運航事業をいい、これを旅客定期航路事業と貨物定期航路事業とに分ける。

第二條第四項を同條第六項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、同條第三項の次に次の二項を加える。

4　この法律において「旅客定期航路事業」とは、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。以下同じ。）による定期航路事業をいい、「貨物定期航路事業」とは、その他の定期航路事業をいう。

5　この法律において「不定期航路事業」とは、定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

第二條第十二項の次に次の一項を加える。

13　この法律において「港湾関係業」とは、定期航路事業に直結して行う海上運送取扱業又は定期航路事業のために船舶のけい留施設若しくは荷さばき施設を供給する事業をいい、「港湾関係業者」とは、港湾関係業を営む者をいう。

第三條、第四條、第七條、第八條、第十七條及び第十八條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に、第八條から第十六條まで、第十八條及び第十九條中「定期航路事業者」を「旅客定期航路事業者」に改める。

第十九條の次に次の三條を加える。

（貨物定期航路事業の届出）

第十九條の二　貨物定期航路事業を営もうとする者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日の十日前までに、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

2　貨物定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

（貨率表の公示等）

第十九條の三　貨物定期航路事業を営む者は、当該航路により貨物（石炭、ばら積の穀類その

他大量輸送に適する貨物であつて省令で定めるものを除く。）を運送する場合には、賃率表を定め、これを実施する前に、公示し、且つ、省令の定める手続により、運輸大臣に届け出なければならない。

（旅客船による貨物の運送についての準用）

第十九條の四　前條の規定は、旅客定期航路事業者が当該航路に就航する旅客船により手荷物及び小荷物以外の貨物を運送する場合に準用する。

第二十條の次に次の一條を加える。

（対外定期航路事業）

第二十條の二　第三條から第十九條まで及び前條の規定は、本邦（本州、北海道、四国、九州及び省令の定めるその附属の島をいう。以下同じ。）の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業（以下「対外定期航路事業」という。）については、適用しない。

2　対外定期航路事業を営む者は、省令の定める手続により、航路ごとに、その事業の開始の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

3　対外定期航路事業を営む者が、その事業を廃止したときは、省令の定める手続により、航路ごとに、廃止の日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十一條第一項中「定期航路事業を営む者」を「定期航路事業者」という。）」に改める。

第二十六條第一項中「運輸大臣は、」の下に「本邦の各港間の航海であつて、」を加える。

第二十八條第三号中「当該荷主に対し、」の下に「不公正又は不当に、」を加える。

第三十條第三号を削り、同條第二号の次に次の三号を加える。

三　虚偽の運賃請求書を作成し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他不公正な方法によつて、第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より高い金額又は低い金額で貨物を運送すること。

四　船舶運航事業者が加入を申し出た場合において、他の加盟者に比べ、加入の條件が不当に差別的であり、又は正当且つ合理的な理由がないのに加入を認めない明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

五　荷主若しくは港によつて、又は日本の輸出業者に対して外国の競争者に比べ、不当に差別的な運賃及び料金を設定し、その他不当な運賃及び料金を設定する明示又は黙示の貨客の運送に関する結合、協定又は申し合わせに参加すること。

第三十條の次に次の二條を加える。

（港湾関係業者についての準用）

第三十條の二　第二十八條（各号列記の部分を除く。）及び第二十九條の規定は、港湾関係業者が他の港湾関係業者とする港湾関係業に関する取扱條件に関する事項を内容とする協定等について準用する。但し、当該港湾関係業に関連する船舶運航事業を行う船舶運航事業者が他の船舶運航事業者と協定等を行わない場合には、この限りでない。

2　前條の規定は、港湾関係業者が前項の協定等をした場合について準用する。

（荷主の禁止行為）

第三十條の三　荷主は、定期航路事業者と通謀して、虚偽の運賃請求書を受領し、運送貨物の品目又は等級について賃率表の適用を偽り、運送貨物の数量を偽り、その他著しく不公正な方法によつて、定期航路事業者が第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定により届け出た賃率表の運賃及び料金より低い金額で当該定期航路事業者に貨物を運送させてはならない。

第三十一條中「前條各号」を「第三十條各号（第三十條の二第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

第四十二條中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に、「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十二條の二を次のように改める。

第四十二條の二　削除

第四十七條中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

第四十七條の二の次に次の二條を加える。

第四十七條の三　第三十條第三号の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十七條の四　第三十條の三の規定に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

第四十八條第六号中「第二十九條」の下に「（第三十條の二第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一　第十九條の二、第二十條の二第二項若しくは第三項、第二十三條又は第二十四條（第三十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

附則第二項中「二年」を「四年」に改める。

第二條　海上運送法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「一年」を「二年」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（他の法律の改正）

2　運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第十五号の二中「定期航路事業」を「旅客定期航路事業」に改める。

（経過規定）

3　この法律施行の際現に貨物定期航路事業又は旅客定期航路事業を営んでいる者は、この法律施行の日から六十日以内は、第十九條の二第一項及び第十九條の三（第十九條の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定による届出又は公示をすることを要しない。

（船舶の借受の許可）

4　海上運送法第四十四條の二第一項の規定のうち、船舶の借受の許可に関する部分は、この法律施行の日から一年を経過した日にその効力を失う。但し、その効力を失う時までにした行為に対する罰則の適用については、その時以後も、なおその効力を有する。

明治二十五年三月二十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録（一）（その四）

〔第三十九号参照〕

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府は、本設置法に基いてすでに十八箇所の在外事務所を設置してきたが、さらにこのたびワシントン外六箇所に設置することになつたので、同法第二條第一項の表に追加し、総計二十五に及び在外事務所を地域別に配列して同表を改正するのが、その第一点であり、第二点は、在外事務所の数が増加して、その人的構成等が複雑化してくるに従つて、職員の在勤手当及び住居手当の支給年額の範囲及び支給額決定方法は前記法律の第九條を改正して実際に即して支給したいというのである。

二　議案の可決理由

本案は、必要且つ妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

国家公務員災害補償法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員法第九十三條から第九十五條までの規定に基き、同法第二條に規定する一般職に属する職員の公務上の災害に対する補償を迅速かつ公正に行い、あわせて公務上の災害を受けた職員の福祉に必要な施設をなすことを目的とするものである。

なお、本案の要旨は、（一）人事院が人事行政の一環たる補償の完全な実施の責任を負うものとし、同時に人事院が指定する国の機関は、この法律、人事院規則等にしたがつて、実施の事務を行い、人事院がその総合調整を行つて、迅速かつ公正な補償の実施を確立しようとするものであること、（二）補償の種類及び内容については、労働基準法に定める基準と同様とし、官民の均衡をはかつたこと、（三）審査制度を設けたこと等である。

二　議案の可決理由

国家公務員の公務傷病に対する補償制度をすみやかに樹立する必要を認め、本案は、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和二十六年度において一般会計及び特別会計を合せて二億七千万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、検疫所の支所及び出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

最近出入港船舶及び航空機数の増加に伴い、検疫事務の促進と伝染病予防の万全を期するため、横須賀港、大阪港及び羽田飛行場に検疫所の支所を、呉港、四日市港及び関門港の若松区に出張所を設けるについて、地方自治法第百五十六條第四項の規定による国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

検疫伝染病予防の万全を期することは、公衆衛生上適切な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

民間学術研究機関の助成に関する法律案（若林彌孝君外八名提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨

文化国家の建設に重要な課題となつている民間学術研究機関の振興に関する日本学術会議をはじめ、各方面の要望にこたえるため、民法第三十四條の規定により設立された法人で、学術の研究を目的とする研究機関に対し、その維持運営に資するため、国は予算の範囲内で補助金を交付することができることを規定し、又地方税法の改正をはかり、従来行われなかつたこれらの研究機関に対する市町村民税と固定資産税を免除しようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国の学術及び産業の振興上重要な地位を占めているこれら民間学術研究機関の活動を、現下の経済状勢に対処して財政的に支援しようとする本案の趣旨が妥当なることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算に三、六五〇万円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

鉄道敷設法の一部を改正する法律案（前田郁君外二十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の鉄道新線の敷設が、わが国経済の発達と文化の向上に及ぼす影響の甚大なるにかんがみ、新線敷設に関し必要なる事項を公正且つ合理的に調査審議するため、運輸省に運輸大臣の諮問機関として鉄道建設審議会を設置しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1　運輸大臣は、新線建設の許可に関し必要な措置をする場合、並びに新線建設に関し日本国有鉄道に対し必要な命令をする場合には、あらかじめ鉄道建設審議会に諮問しなければならないこと。

2　鉄道建設審議会は、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、新線建設に関し建議することができること。

3　鉄道建設審議会は、両議院の議員、関係行政機関の次官又は局長官、運輸審議会の会長、日本国有鉄道総裁、運輸業、鉱工業、商業、農林水産業、金融業等に関し優れた識見と経験とを有する者、鉄道建設に関し学識と経験とを有する者、以上二十七人をもつて構成すること。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道の鉄道新線の建設に関し、路線の選定、資金の調達等を公正且つ合理的に審議決定するため、適切妥当なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和四年四月一日に開始された航空郵便制度が、昭和二十一年七月二十五日限り廃止されていたところ、近く国内航空が開設せられる段階に至つたので、これに備えて、郵便のより一層の迅速化をはかるため、国内航空郵便制度を復活しようとするものである。

すなわち、その要旨の主な点は、

1　航空郵便の取扱は、郵便物を郵政大臣が定めた航空路の区間は航空路により運送し、その他の区間は鉄道、自動車等の運送便で運送して普通の方途で配達すること、又航空路の区間でも欠航その他の事由により航空郵便物の到達が遅延すると認められるときは、他の最もすみやかな運送便により運送することとしたこと。

2　郵便物を航空路により運送する区間及び日時は、郵政大臣が定めて告示することとしたこと。

3　航空郵便とすることができる郵便物は、運送区間の全部又は一部を航空路により運送することのできる通常郵便物のみに限ることとし、差し向き小包郵便物の航空取扱はしないこととしたこと。

4　航空郵便物の料金は、書留やその他の特殊取扱の料金のように、基本料金の外に特殊取扱の増料金を徴収するという建前をとらないで、現行の各基本料金に航空路による運送のため特に要する経費を加えて一本の料金としたこと。

なお、航空郵便物の料金には速達料は含まれていないこと。

5　この法律の施行期日は、昭和二十七年一月一日までに政令で定めることとしたこと。

二　議案の可決理由

本案は、郵便の迅速化を図るものであり、その内容も概ね妥当であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

警察法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下の治安情況にかんがみ、この際警察力を強化し、その運営を一層能率化するため、警察法に所要の改正を加えんとするものであつて、改正案の主たる内容は次の諸点である。

1　国家地方警察の基本定員三万人の外に、教養機関に在職する警察官五千人を限つて、定員外に増置すること。

2　自治体警察の区域内の治安維持上、重大な事案につきやむを得ない事情があると認めるときは、都道府県知事がその事案処理を国家地方警察に行わせるよう、当該都道府県公安委員会に要求できることとしたこと。

3　自治体警察の定員の総計九万五千人の枠を外し、各自治体警察の定員は、それぞれの市町村が自由に決定できるようにしたこと。

4　町村警察については、住民投票により、警察の維持を放棄し又は一旦放棄したものを再び維持することができることとしたこと、これに伴いその場合の警察職員の措置、警察用財産の処分に関する規定を設けたこと。

5　都道府県及び市町村の公安委員の資格要件を幾分緩和したこと。

6　各警察相互間の犯罪情報の交換を義務付けたこと。

7　各警察は、その管轄区域内で行われるあるいは始まり又は及んだ犯罪の外新たにこれらに関連する犯罪についても、管轄区域外に職権を及ぼし得るようにしたこと。

8　自治体警察の応援規定を設けたこと。

9　応援費用等につき明確化したこと。

その他若干の改正を行つたものである。

二　議案の可決理由

本案の主眼点は、警察民主化の精神及び地方分権化の要請を尊重しつつ、しかも警察運営の能率化、及びその経済性との調整を計ることによつて、全体としての警察力を強化せんとするものであるが、ただ、弱小自治体警察の廃止の方針に関しては、むしろこれを育成する方途をとるべきであつたし、又今後も育成によつて強化し得るとする見解が相当に多く、又知事に要求権を附与する点及び関連犯の追求のため管区外に職権を行い得る点などは、国家地方警察の優位を確立し、ひいて中央集権的警察へ逆行するものであるとする見解もあり、かような見地から国民民主党から大要次のごとき修正案が提出せられたが、これは否決された。

すなわちその修正案の要点は、(一)単独に自治体警察をもつ資格のない小町村でも他の自治体警察を維持する市町村と共同して組合警察を維持できることとすること。(二)都道府県知事が国家地方警察の出動を要求する場合都道府県公安委員会の勧告によるべきものとすること。(三)国家地方警察と自治体警察との間、及び自治体警察相互の間の連絡機関として、中央及び地方に委員側による公安委員協議会を設置すること。

採決の結果、原案を可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

公営住宅法案(田中角栄君外十六名提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後の異常なる住宅難に対処して毎年行われている公営住宅の供給に対しては、国庫より補助金が交付されているが、これに対して法的根拠を与え、この方策を恒久的に確立する必要がある。本案は以上により、国の補助による公営住宅の建設、補修及び管理に関して規定し、公営住宅の計画的供給に関する国と地方公共団体との責任及び公営住宅の建設に要する費用の両者の負担の限界を明瞭にするとともに公営住宅の管理の適正をはかつたものである。

二　議案の可決理由

現下の住宅政策上緊要であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

四十四億円の予算が、昭和二十六年度一般会計予算に計上されているが、昭和二十七年度以降は本案による三箇年計画の決定により所要資金の額が定められることとなる。

右報告する。

昭和二十六年五月十五日

建設委員長　薬師寺岩太郎

衆議院議長林譲治殿

〔第四十号参照〕

昭和二十四年度国有財産増減及び現在額総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十四年度において増加又は減少した国有財産現在額の報告で、昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十四條の規定に基き国会に提出されたものであ

る。本年度中に増加として登録された国有財産は、一般会計並びに特別会計を通じ二千五十五億五千三百余万円、同じく減少した額は七百八十四億千五百余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は千二百七十一億三千七百余万円、年度末現在額は二千五百二十七億八千八百余万円である。

二　本件の議決理由

本計算書は、これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長林譲治殿

昭和二十四年度国有財産無償貸付状況総計算書に関する報告書

一　本件の趣旨

本件は、昭和二十四年度中における国有財産無償貸付の状況を表示した報告で、昭和二十三年法律第七十三号国有財産法第三十七條の規定に基き国会に提出されたものである。本年度中貸付の増加額は一般会計並びに特別会計を通じ二千四百余万円、同減少額は六百余万円、この増加額と減少額との差引額（純増額）は千八百余万円、年度末現在額は三千余万円である。この年度末現在額のうちその主な用途は旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律第一條及び第四條に該当するものを合せて千三百余万円、公園七百余万円、生活困窮者の收容施設五百余万円等である。

二　本件の議決理由

これを是認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十三日

決算委員長　菅家　喜六

衆議院議長林譲治殿

生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今国会において制定せられた社会福祉事業法により社会福祉に関する事務所の制度が創設せられたので、これに対応して生活保護法の保護の実施機関、保護施設及び費用に関する規定等の改正をしようとするのが本案の目的である。

改正の主なる点は次のとおりである。

1　現在市町村長が保護の実施機関となつていたのを福祉に関する事務所の設置に伴い、福祉事務所を管理する都道府県知事及び市町村長としたこと。

2　福祉事務所を設置しない町村の長は保護の実施機関が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、緊急の場合これに代つて保護を行い、又一定範囲の事項について協力するようにしたこと。

3　保護の実施機関の変更に対応し、現在保護費等の支弁が市町村となつているのを改め、保護を行う都道府県又は市町村が行うようにしたこと。

4　保護費等の負担関係について従来市町村及び都道府県がそれぞれ一割を負担していたのを改め、保護費を支弁した都道府県又は市町村がそれぞれ二割を負担することとし、八割を国が負担する。一年未満の被保護に対する都道府県の二割負担を改め、居住期間による負担率の差別扱を撤廃したこと。

5　保護施設は従来都道府県、市町村以外は公益法人が設置しうることになつているのを、特別法人として新たに作られる社会福祉法人のみが設置し得るようにしたこと。

二　議案の可決理由

社会福祉事業の総合的実施機関の設置に伴い、これに即応して適切なる措置を講じ、生活保護制度の万全を図ることは時宜に適したものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

児童福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今国会においてさきに制定せられた社会福祉事業法により、社会福祉に関する事務所の制度が創設せられ、児童福祉行政についても第一線機関として働くことになつたため、これと従来の児童福祉の機関との活動領域の調整を図るの外、若干の改正を行おうとするのが本案の目的である。改正の主なる点は次のとおりである。

1　社会福祉事業法による社会福祉事務所及び社会福祉主事に対し、一定の児童福祉行政事務を行わせるとともに、従来の児童福祉機関の業務内容を明確にしたこと。

2　法人の設置する児童福祉施設に対し、その修理、改造、拡張又は整備に要する費用に対して補助する途を開いたこと。

3　身体に障害のある児童に対して、保健所長が相談に応じ、必要な療育の指導を行う外、育人安全つえ、補聴器、義し、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することができるよう措置したこと。

4　児童福祉施設の長の親権の規定を整備し、児童相談所長が家庭裁判所に対して親権の喪失及び後見人の選任又は解任の請求をすることができるようにしたこと。

5　児童の事後補導の万全を期するため、義務教育を終了した児童を自己の家庭に預つて保護し、自立に必要な指導をすることを目的とする保護受託者の制度を設けたこと。

6　教護院においては、その目的の特殊性にかんがみて、教護院の長が、文部大臣の勧告の範囲内で必要な学科教育ができるように規定したこと。

二　議案の可決理由

社会福祉事業の総合的実施機関の創設に伴つて、既存の児童福祉機関との活動領域の調整を図るとともに、法施行上必要な事項を改正し、児童福祉の運営に万全を期することは時宜に適した措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

今国会においてさきに制定せられた社会福祉事業法により、社会福祉に関する事務所の制度が創設せられたので、身体障害者福祉行政の組織運営も、これに即応して整備しようとするのが本案の目的である。改正の主なる点は次のとおりである。

1　身体障害者更生援護機関は現在都道府県知事となつているが、社会福祉に関する事務所の設置に伴い、これを社会福祉事務所を管理する都道府県知事、市長及び町村長とすること。

2　身体障害者福祉司、身体障害者更生相談所、福祉事務所等身体障害者の更生援護の業務に従事する末端現業機関の所掌事務を明確にし、それら相互の関係を調整すること。

3　本法は、十八歳以上の身体障害者を対象として、更生援護の措置を講じているが、今回十八歳未満の身体障害児童についても、児童福祉法により、各種の厚生援護措置を講じ、身体障害者手帳については便宜上、本法

により交付することとしたこと。

二　議案の可決理由

社会福祉事業の総合的実施機関の設置に伴い、身体障害者福祉行政の組織運営を整備することは適切なる措置と認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理のための国立世論調査所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

行政責任の明確化を期するため、世論調査審議会について、従来の一般的決定機関たる性格を改め、その権限を縮小しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理のための総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、身体障害者観作品購買審査会を廃止し、既存の失業対策審議会を新たに本案に規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理等のための地方自治庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

地方自治委員会議の委員について、新たに、その任期を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、従来その定めがなかつた委員の任期を新たに定めようとするものであつて、適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理等のための厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

厚生省の附属機関として、新たに国立精神衛生研究所を設置する外、審議会等の整理のため、医師、歯科医師実地修練審議会以下三審議会等を廃止統合し、六審議会等を改組するとともに、新たに薬剤師試験審議会を設置することとして、関係法令に所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

国立精神衛生研究所の設置は、わが国精神衛生の発達日なお浅い現状にかんがみ、又審議会等の整理は、行政機構簡素化の趣旨にもそい、いずれも適切妥当なる措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

国立精神衛生研究所設置の所要経費として、二十六年度一般会計予算に、千十二万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理等のための大蔵省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、特別融通損失審査会以下七審議会等を廃止し、二審査会を昭和二十六年度末まで存続せしめるとともに、七審議会等について、委員の定数を減じ又はその任期を短縮する等若干改組の措置を講じ、関係法令に所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にもそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理等のための農林省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

行政機構簡素化のため、農林省の附属機関たる農事改良実験所並びに農業機械指導所を廃止し、審議会等の整理のため、農林金融改善特別融通損失審査会以下五審議会等を廃止、二審議会等を改組することとして関係法令に所要の改正を行うとともに、臨時物資需給調整法の改正並びに公団の廃止に伴い、農林省の権限及び同省内部部局の所掌事務に関する規定に所要の整理を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理等のための通商産業省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

臨時物資需給調整法の改正並びに公団の廃止に伴い、関係法令及び規定を整理するとともに、審議会等の整理のため、参与会議以下十三審議会等を廃止又は統合し、九審議会等を新たに法律で規定し、六審議会等を改組することとして関係法令に所要の改正を行う外、特需関係事務を通商企業局から通商振興局へ移管し、石炭の生産その他石炭鉱業に関する東京通商産業局の所掌事務について、一部変更を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にもそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会の整理等のための運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

臨時物資需給調整法の改正に伴い、運輸省の権限及び同省内部部局の所掌事務に所要の整理を行う外、審議会の整理のため、ホテル審議会を廃止し、既存の造船業合理化審議会を新たに本案に規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上適切妥当なる措置と認め、これを可決すべき

ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理のための建設省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、土木審議会を廃止し、測量審議会を昭和二十六年度末まで存続せしめ、二審議会を改組することとして、関係法令に所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にもそい、行政責任の明確化を期するため、適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会の整理等のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、経済再建整備審議会以下三審議会を廃止し、既存の米価審議会を新たに法律で規定することとして、関係法令に所要の改正を行う外、公団の廃止に伴い、関係法令及び規定を整理しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

特別調達庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

特別調達庁の内部部局を改正して労務管財部を、労務部と管理部に分割し、契約部と技術監督部を統合して業務部とし、又官房に監察官を置くとともに、調達役務と調達芸能の二審議会を統合しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、特別調達庁の業務運営上適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

新たに外務省に国際経済局を設置して、現在、政務局の所掌となっている経済関係事項を同局より分離して、これを国際経済局に所掌せしめるとともに、京都連絡調整事務局及び地方連絡協議会を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国政運営上適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

診療エックス線技師法案（参議院提出）（第四十一号参照）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在の医学におけるエックス線の利用は極めて広く、特に結核予防対策上最も必要な正確診断にはエックス線撮影にまたなければならない反面、これが使用法を誤ると人体に大なる障害を與えるものであるから、エックス線技術者の素質向上を図り、結核対策の一環としての機能を十分に果させようとするものである。

主なる内容は次のとおりである。

1　エックス線を人体に照射する業務は一定の国家試験に合格し、免許を受けた者でなければ行えないことにしたこと。

2　エックス線照射を行うには必ず医師又は歯科医師の監督下に行われ、その業務の場所は原則として病院又は診療所内に限ること。

3　試験に関する事項は、全国的に統一する必要上、厚生大臣の所管とし、免許登録等の事務は都道府県知事に委ねたこと。

二　議案の可決理由

診療エックス線技術者の資質向上を図り又結核予防対策の一環として最も時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国有林野法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行国有林野法は明治三十二年に制定せられたものであつて、諸状勢の変化、特に最近における急激な変動に伴い、国有林野の管理処分をなす根拠法規としては、運用上適切を欠く部分が生じたので、これを改める必要があるが、現行法には制定以来国有財産法との関連部分について数次の改正が加えられ、削除條文が極めて多く、法律体裁上も妥当でないので、これを全面的に改正しようとするものである。その内容の主なものは次のとおりである。

1　境界の確定に関し、従来は、隣接地所有者に対し期日を指定して立会を求め、立会の有無にかかわらず、行政官庁の査定によつて行つていたのであるが、これを充分に隣接地所有者の意思を尊重するように改める。すなわち、境界確定の必要があるときは、隣接所有者に対し、協議のための立会を求め、それが得られないときは、営林局長が所在の市町村職員の立会のもとに境界を定め、その定めた境界及びその理由を当該隣接地の知れた所有者その他の権利者に通知することとし、その後一定期間内に、相手方より不同意の意思表示がないときは、同意があつたものとみなして境界を決定する。

2　国有林野の貸付、使用及び売拂並びに部分林に関する規定については、おおむね現行法に定めるとおりである。

3　国有林野経営と地元の利用とを調整し、土地の高度利用を図るため、国有林野所在の市町村住民との間に共用林野の制度を設け、自家用薪炭原料、自家用肥飼料用落葉、下草、又は林産物等の採取、あるいは耕作に附随して飼養する家畜の放牧等の用途に共同使用する権利を地元に取得させる。

なお従来の委託林制度は、この共同林野制度に吸収しうるのでこれを廃止する。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野の管理処分の運用適正化を図るとともに、国有林野所在の地元の意思、権利を重んじて土地の高度利用に寄與する上に、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

国有林野整備臨時措置法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在の国有林野の経営状態は、その成立の歴史よりみて、国土保安、森林資源の維持培養上、必ずしも合理的とはいい難いので、これが整備を図る必要があるのであるが、国有林野の抜本的な整備は、その本質に触れるばかりでなく、わが国林政の根本計画にも、また国土の総合利用の問題にも関連するので、軽々にこれを処理することはできず、広く各層の意見を徴し、慎重に検討の上、決すべきである。しかし根本の問題とは一応離れて、ただちに措置しうる部面も存在しているので、この臨時整備の基準を明らかにし、円滑な実施を促す措置を講じようとするのが本案の目的である。

その内容の主なものは次のとおりである。

1　臨時整備の対象として売り払いまたは交換すべき国有林野の範囲及びその相手方の優先順位を規定するとともに、これを円滑に行うため、交換に関して国有財産法の特例を設ける。

2　国土保安上重要な国有林野及び国有林野経営上必要な施設は整備の対象とならない。

3　代金の延納につき国有財産法の特例を設け、十年以内の延納を認める。但しこれを公共団体に限る。

4　売払代金及び交換差金による収入は、これを直接整備に必要な経費に充てるとともにその資本化を図る。

5　本法を有効期限三年の限時法とする。

二　議案の可決理由

本案は、国有林野整備上、当面必要な売払、交換の業務の基準を明らかにしてその実施を円滑ならしめ、国有林野経営の合理化を図る上に、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

高圧ガス取締法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制することにより、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

本案は、現行の「圧縮瓦斯及液化瓦斯取締法」を全面的に改正せんとするものである。

すなわちわが日本国憲法の施行に伴う法体系の整備、内務省の解体による担当行政機関の変革に基く国と地方公共団体との事務分掌の調整及び高圧ガス工業の進歩、発達に即応する保安上並びに取締上の技術的基準の再検討を加えるための改正である。その概略は次のとおりである。

1　総則においてこの法律の目的、取締の対象となる高圧ガスの定義及び国に対する適用を規定している。

2　製造については、業種、業体のいかんを問わず、製造量の多寡による危険性の度合に応じて許可制又は届出制をもつてし、一定基準の維持をその義務としている。貯蔵については、新たに貯蔵所に関する規定を設け、その他についてはほぼ現行法のとおりである。

3　保安について、作業主任者による作業の監督、施設の保安検査等は現行法どおりであるが、特に改正された点は、危害予防規定を設けて、自主的に災害の防止をはかりもつて保安の完きを期している。

4　容器及び原料ガスについて、高圧ガスの充塡に用いる容器検査、原料ガスの容器の製造及び容器証明書等の取扱は、ほぼ現行法のとおりであるが、容器の外特に

イ　機器の製造を規定したこと。

ロ　検査規格に不合格となつた容器の廃棄処分を規定したこと。

ハ　容器の再検査を登録制度によつて登録した容器検査所をして自主検査を行わしめること。

ニ　原料ガスの製造方法を規定したことは、大きな改正点である。

その他行政庁の取締担当員としての保安管理員の制度及び公正なる一般意見を反映せしめるための高圧ガス保安審議会制度を設けたことである。

二　議案の可決理由

高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保する見地よりみて、本案の主旨は極めて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

特別鉱害復旧臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　国税徴収法の書類送達に関する第四條の七及び第四條の八の規定が「国税徴収法の一部を改正する法律」により二條ずつ繰り下げられたので、これに伴う字句の修正を行うこと。

2　督促手数料の十円を徴収することは、事務の煩雑を招くのみで実益を伴わないのでこれを廃止し、代りに督促状により、通商産業大臣が指定すべき期限に関する規定をそう入すること。

3　右の二点に附加して従来の解釈、運用によつて補つていた、自己復旧工事に関する第十一條第一項括弧書の規定を明確にしたこと。

以上が議案の要旨及び目的である。

二　議案の可決理由

国税徴収法の一部を改正する法律の制定に伴い納付金受益者負担金等の強制徴収に関する規定等を改める本案の主旨は、時宜を得たものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

有価証券の処分の調整等に関する法律の廃止に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

政府が財産税等により収納した有価証券、持株会社整理委員会が持株会社及び財閥家族から譲り受けた有価証券、閉鎖機関整理委員会が管理する閉鎖機関の所有する有価証券等は「有価証券の処分の調整等に関する法律」に基き、その処分が円滑且つ公正に行われて来たが、これらの有価証券は大部分の処分が完了したので、同法を廃止し、同時に証券処理調整協議会を解散することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

有価証券の処分の調整等に関する法律はその所期の目的を果したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

証券投資信託法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

証券投資信託の制度を確立し、証券投資信託の受益者の保護を図ることにより、中小投資家による証券投資を容易にし、ひいては、証券市価を安定させ、産業資金の調達を順便ならしめることを目的とするものである。

二　議案の可決理由

今日のわが国経済において資本蓄積の促進が必要である現状にかんがみ、この要請に応ずる重要な一施策となることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

議院の役員等の議会雑費を五百円に増額することは、議員の歳費、滞在雑費等が増額せられたことにかんがみ適当なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

二　議案の可決理由

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

議院運営委員長　小澤佐重喜

衆議院議長林譲治殿

道路運送法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行道路運送法（昭和二十二年法律第百九十一号）実施以来三箇年の経験にかんがみ、その不備欠陥を是正し、道路運送事業の適正な運営と公正な競争とを確保するとともに、道路運送の秩序を確立し、道路運送の総合的発達を図ろうとするのが、本案の目的である。その内容の主なるものは次のとおりである。

1　自動車運送事業の種類を、実態に即し、事業の地理的な運営形態による分類と、自動車の大きさによる分類を併用して、現在四種類であるのを六種類としたこと。

2　各種の免許、許可、認可等に関する基準を法律に明らかにしたこと。

3　自動車運送事業全般の運賃及び料金について定額制をとり、貨物自動車運送事業については現行制をとつたこと。但し、この制度は物価統制令による運賃統制廃止後これを実施するものであること。

4　自動車道事業については、高速度交通に対する保安のため、検査、管理等の制度を整備した外、おおむね自動車運送事業に準じて所要の改正を加えたこと。

5　国の経営する自動車運送事業及び自動車道事業について、運賃の認可、重要な事業計画の変更の認可等必要な事項に関する特則を廃止し、一般民営との調整を図つたこと。

6　自動車運送取扱事業について、新たに登録制を採用したこと。

7　自家用自動車の共同使用、有償運送等について所要の改正を加え、営業類似行為を取り締ることとしたこと。

8　道路運送審議会の組織及び運営の適正化を図つたこと。

9　道路運送車両の整備に関する事項を道路運送車両法案として本法から独立させたこと。

二　議案の可決理由

道路運送事業の公共性にかんがみ、事業の適正な運営を図り、もつて利用者の利便を増大するとともに、道路運送の総合的発達を促進するために、極めて適正であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

道路運送法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、道路運送法を実施するため、関係法令の改廃、道路運送事業に関する経過的措置等を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

道路運送法の実施を円滑にするため、必要と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

自動車抵当法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

自動車運送事業の健全なる発達及び自動車輸送の振興を図るためには老朽車の更新、車両の保安度の向上並びに金融の円滑化を確保することが緊要である。しかるに、現在自動車を担保に供するには、所有権留保又は譲渡担保の形式による外なく、法律上極めて不備なので、この弊を除去するため、自動車の動産抵当制度を設けようとするのが、本案の目的である。その要旨は次のとおりである。

1　道路運送車両法により登録を受けた軽自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車をもつて自動車抵当権の目的とすること。

2　民法の抵当権に関する規定中援用すべきものは、本案に相当の規定を設けたこと。

3　道路運送車両法に規定する自動車登録原簿に、抵当権の得喪及び変更を登録し、対抗力を付与したこと。

二　議案の可決理由

自動車に関する動産信用の増進により、金融の円滑化を確保し、自動車運送事業の健全なる発達及び自動車による運送の振興に資するため適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

自動車抵当法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、自動車抵当法の実施のため、関係法令の改正及び自動車抵当法施行の際、現に各種財団に属する自動車に関する経過的措置等を定めようとするものである。

二　議案の修正議決理由

自動車抵当法の実施の円滑を図るため、必要な措置と認めるが、港湾運送事業法案の修正議決に伴い、本案は別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

（別紙）

（小字及び――は修正）

自動車抵当法施行法案の一部を次のように修正する。

第五條　前條の規定は、工場抵当法による工場財団、鉱業抵当法（明治三十八年法律第五十五号）による鉱業財団、軌道ノ抵当ニ関スル法律（明治四十二年法律第二十八号）による軌道財団、運河法（大正二年法律第十六号）による運河財団、漁業財団抵当法（大正十四年法律第九号）による漁業財団及び道路運送法施行法（昭和二十六年法律第　号）による自動車

交通事業財団○及び港湾運送事業法（昭和二十六年法律第　号）による港湾運送事業財団について準用する。

道路運送車両法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

道路運送車両に関し、所有権の公証を行い、並びに車両の安全性の確保及び整備の向上を図り、あわせて自動車整備事業の健全な発達に資することを目的とするものである。その内容の主なるものは次のとおりである。

1　自動車の登録制度を整備充実し、自動車の実態は握及び盗難予防の徹底を期するとともに、自動車を目的とする私法関係の安全を確保したこと。

2　車両の構造及び装置について、保安上必要な最小限度の技術基準を設定するとともに、車両検査制度を整備したこと。

3　自動車使用者の自主的な車両整備に必要な体制の確立を期するとともに、自動車整備事業を認証することとしたこと。

二　議案の可決理由

最近における自動車の発達に伴い、道路運送車両の所有権の公証、その安全性を確保する等のため適切な措置と謀め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

道路運送車両法施行法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、道路運送車両法の実施のため、関係法令の改廃並びに自動車の登録、検査等に関する経過措置を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

道路運送車両法の実施を円滑にするため必要な措置と謀め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

港湾法の一部を改正する法律案（坪内八郎君外五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、港湾管理者の業務の運営の円滑を図ろうとするものであつて、その内容の主なる点は(一)港湾管理者の行う業務の範囲を拡張すること(二)一定の委員会に対して、委員の数を増加することができること(三)一委員会に一人を限り地方公共団体の議会の議員が委員になれる途を開くこと等である。

二　議案の修正議決理由

本案の趣旨は、適切妥当なものと認められるが、現行法施行の実績にかんがみ、更に港湾の開発発展を促進するため、港湾施設、漁港との関係、港務局の設立手続、港湾区域、港湾工事及び港湾工事の費用の負担等の諸点について修正するを適当と認め、本案は別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

（小字は修正）

〔別紙〕

港湾法の一部を改正する法律案

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように修正する。

目次中「（第四十二條・第四十三條）」を「（第四十二條―第四十三條の三）」に改める。

第二條第五項第二号中「防砂堤」を「防砂堤、防潮堤」に、「こう門及び護岸」を「こう門、護岸、堤防、突堤及び胸壁」に、同項第三号中「浮さん船及び物揚場」を「浮さん船、物揚場及び船揚場」に改める。

同條第五項に次の一号を加える。

十　港湾施設用地　前各号の施設の敷地

同條中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　前項各号に掲げる施設で、港湾区域及び臨港地区内にないものについても、運輸大臣が港湾管理者の申請によつて、認定したものは、港湾施設とみなす。

第三條中「もつぱら」を削り、同條に次の但書を加える。

但し、当該指定された港湾で、政令で定めるものについては、この限りでない。

第四條第一項中「第三項及び第四項の手続を経た後その議会の議決を経て、」を「の上、」を削り、同條第三項を次のように改める。

3　港務局の設立を発起する関係地方公共団体は、その議会の議決を経た上、協議で又は共同して港務局を設立しようとする場合、予定港湾区域及び他の関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間を公告し、且つ、他の関係地方公共団体より意見の申出があつたときは、これと協議しなければならない。但し、関係地方公共団体が意見を申し出るべき期間は、一箇月を下ることができない。

同條第四項中「第一項の規定により港務局の設立の協議が調つたときは、港務局を設立しようとする地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、」を「前項の期間内に他の関係地方公共団体より同項の規定による意見の申出がなかつたとき又は同項の規定による関係地方公共団体の協議が、議会の議決を経て調つたときは、港務局を設立しようとする関係地方公共団体は、港務局の港湾区域について、左の区分により、運輸省令で定める手続により」に、同條第七項中「第一項」を「第三項」に改める。

第十二條第一項に第五号の二及び第十一号の二として次の二号を加える。

五の二　港湾区域内における入港船又は出港船から入港届又は出港届を受理すること。

十一の二　前号に掲げるもの外、港湾区域及び臨港区域内における貨物の積卸、保管、荷さばき及び運送の改善についてあつ旋すること。

同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第四項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

2　前項第五條の二に規定する入港届又は出港届に関し必要な事項は、港務局を組織する地方公共団体のうち定款で定めるものの條例で定める。

3　前項の條例の制定は、当該港務局の作成した原案を尊重してこれをしなければならない。第二十七條中「第十六條第二項」を「第十六條第三項、第十七條第一項第二号但書」に改める。

第三十三條を次のように改める。

（港湾管理者としての地方公共団体の決定等）

第三十三條　関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、協議で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体を設立することができる。

2　第四條第二項から第十項までの規定は、前項の場合に、同條第四項から第六項までの規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域を変更する場合に、第九條第一項の規定は、港湾管理者としての地方公共団体が港湾区域又はその変更について認可を受けた場合に適用する。この場合において、第四條第三項中「港務局の設立を発起する関係地方公共団体」とあるのは「協議で港湾管理者となり、又は港湾管理者としての地方自治法第二百八十四條第一項の地方公共団体の設立を発起する関係地方公共団体」と読み替えるものとする。

第三十七條第一項中「港湾区域」の下に「（その区域外百メートル以内の区域を含む。）」を、「建設し、」の下に「港湾工事以外の工事をし、」を加え、同條第二項を次のように改める。

2　港湾管理者の長は、前項の施設若しくは工事、占用又は採取が、港湾の保全に著しく支障を与え、又は港湾の開発発展に関する港湾管理者の計画の遂行を著しく阻害し、その他港湾の開発発展に著しく支障を与えるものでない限り、許可しなければならない。

同條第三項中「建設」を「施設若しくは工事」に改める。

第四十二條第四項を第五項とし、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を第四項とし、同條第二項を第三項とし、同條に第二項として次の一項を加える。

2　港湾管理者が、重要港湾のうち外国貿易の増進上特に重要な港湾で、政令で定めるもの（以下「特定重要港湾」という。）において、一般公衆の利用に供する目的で、前項に規定する港湾工事をする場合には、水域施設又は外かく施設については、その工事に要する費用の十分の十までを、けい留施設については、その工事に要する費用の十分の七・五までを、国において負担することができる。

第四十三條第一号中「重要港湾」を「特定重要港湾以外の重要港湾」に改め、同條中第二号

を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　特定重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良の港湾工事については十分の七・五以内

第五項中第四十三条の次に次の二条を加える。

（他の工作物と効用を兼ねる港湾施設の港湾工事の施行及び費用の負担）

第四十三条の二　港湾施設で他の工作物と効用を兼ねるものの港湾工事の施行及び費用の負担については、港湾管理者と当該工作物の管理者とが、協議して定めるものとする。

（補償費の負担）

第四十三条の三　営業の結果によつて特に港湾工事の経費を生じさせた者があるときは、港湾管理者は、その営業者に、その港湾工事の費用の一部を負担させることができる。

第四十九条の次に次の一条を加える。

（港湾台帳）

第四十九条の二　港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2　港湾台帳に関し必要な事項は、運輸省令で定める。

第五十二条第一項中「重要港湾」の下に「又は避難港」を加え、同条第二項中「第四十二条第四項」を「第四十二条第五項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3　第一項の規定により運輸大臣がする港湾工事に係る費用のうち、特定重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者がその十分の二・五を負担し、特定重要港湾以外の重要港湾における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者がその十分の五を負担する。

第五十八条第一項中「市街地建築物法（大正八年法律第三十七号）第二条から第五条までの規定」を「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十九条及び第五十条の規定」に改め、同条第五項を削る。

第六十条第一号中「第四条第四項」を「第四条第四項第一号」に改める。

附則に次の三項を加える。

（国内産業の開発上特に重要な港湾に関する特例）

5　重要港湾のうち国内産業の開発上特に重要な港湾で、政令で定めるものにおいて港湾管理者又は運輸大臣がする港湾工事の費用に関する国の負担又は補助については、当分の間、特定重要港湾における港湾工事の例による。（港湾工事の費用の負担及び補助についての経過規定）

6　昭和二十六年度において、関係地方公共団体がする港湾工事の費用について、国が負担し、又は補助する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、港湾管理者においてその港湾工事を行うべきときは、国は、昭和二十七年三月三十一日までは、第四十二条又は第四十三条の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、当該港湾管理者のする港湾工事の費用について、負担し、又は補助するものとする。

7　昭和二十六年度において、運輸大臣が自らする港湾工事の費用について、国又は関係地方公共団体が負担する割合が定まつた日以後において、港湾管理者が設立され、且つ、運輸大臣が、当該港湾管理者との協議により、引き続き当該港湾工事を自らするときは、国又は当該港湾管理者は、昭和二十七年三月三十一日までは、第五十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該既に定まつた割合をもつて、運輸大臣のする港湾工事の費用について、負担するものとする。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　北海道開発のためにする港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を次のように改正をする。

第二条第二項中「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。

第三条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

審議会等の整理のための文部省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、教科書出版資格審査会を廃止して、関係法令に所要の改正を行わんとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

審議会等の整理のための労働省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

審議会等の整理のため、労働教育審議会並びに同審議会令を廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、行政機構簡素化の趣旨にそう適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件

〔別紙〕

漁港整備計画

わが国の経済を再建し、国民生活を安定せしめる方策の一環として水産業を発展させることは、地理的條件からみて極めて適切且つ必要である。

戰前世界第一の水産国であつたわが国の漁業も未だその経営形態或は漁獲物の利用効率又は漁業労働の生産力等の点において原始的な産業たる域を脱し得ない実情にあるのでこれを近代産業の列に伍して健全に発達せしめるため、まず漁業の根拠地である漁港を全国に亘り計画的に整備拡充しその機能を増進させることによつて漁業の合理的経営を行い生産の増強をはかるとともに漁業経営費を低減し漁民生活の安定向上に資する必要がある。

一、計画方針

（イ）　漁業と漁業施設の現状に一応基礎をおき、なお漁業の将来性や国際関係による種々の制限の推移及び漁場資源と生産條件との関連、配置等を勘案し、施設の不足度合の高いもの又は経済的効果の多いものから順次整備する。

（ロ）　漁港の整備計画は原則的には相当長期に亘る計画とすべきであるが、差当り昭和二十六年度以降に緊急整備を要するものについて第一次整備計画をたてた。

（ハ）　漁業根拠地は全国沿岸に亘り大小数千あるが、この計画においては近く漁港として指定される予定の約三、〇〇〇港の内修築に対する方針が具体化された一、〇六〇港を整備漁港の選定対象とした。

二、計　画

（イ）　漁港施設の充足度は漁業状勢の推移と併行或は優先して行われなければならないが、従来実施されてきた経過や国家財政の現況を考えて第一次整備計画においては昭和二十五年からの継続施行分一三六港の外新規着手分二一四港計四五〇港を採用計画した。これが種別の内訳は第一種漁港一九八港、第二種漁港一五二港、第三種漁港六一港、第四種漁港三九港である。

（ロ）　漁港の機能を遺憾なく発揮させるために、各漁港における漁業状態、施設の現状等を勘案し夫々の漁港に適応した外かく施設、けい留施設、水域施設の基本施設や輸送施設、航行補助施設、漁港施設用地、漁船漁具保全施設、補給施設、漁獲物の処理保蔵及び加工施設、漁業用通信施設、漁船々員厚生施設、漁港管理施設の機能施設を整備する。

（八）整備漁港

第一種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	一節	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	厚賀	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	清部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	第二栄浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	厚田	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	豊浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	頓別	外かく施設。
〃	歌吹	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	東静内	外かく施設。
〃	有戸	外かく施設、けい留施設。
〃	遠別	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鰺浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	標津	外かく施設。
〃	床潭	外かく施設、けい留施設。
〃	厚内	外かく施設、けい留施設。
〃	音調津	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	虻田	外かく施設、けい留施設。
〃	太櫓	外かく施設、けい留施設。
〃	余市河口	水域施設。
〃	昆布森	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	山臼	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	大沢	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	登栄床	けい留施設。
〃	富武士	外かく施設、けい留施設。

北海道	茂辺地	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	力量	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	相沼	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	静狩	外かく施設、けい留施設。
〃	落部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	志海苔	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	泊（檜山）	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	宮野	外かく施設、けい留施設。
〃	豊岬	外かく施設、けい留施設。
〃	落石	外かく施設、けい留施設。
〃	涌元	外かく施設、けい留施設。
〃	泊（後志）	外かく施設、けい留施設、水域施設。
青森	横浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	蟹田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	泊	外かく施設、水域施設。
〃	下風呂	外かく施設、けい留施設。
〃	北金ヶ沢	外かく施設、けい留施設、補給施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	佐井	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁船漁具保全施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
岩手	大田名部	外かく施設。
〃	野田	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
〃	根白	外かく施設、けい留施設。
〃	小浜	外かく施設、けい留施設。
〃	田之浜	外かく施設。
〃	久慈湊	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
宮城	相川	外かく施設、けい留施設。
〃	長渡	外かく施設、けい留施設。

宮城	小竹	外かく施設。
〃	泊	外かく施設、けい留施設。
〃	波路上	外かく施設、けい留、施設、水域施設。
〃	船越	外かく施設、けい留施設。
秋田	象潟	外かく施設、水域施設。
〃	椿	外かく施設、水域施設。
〃	八森	外かく施設、水域施設。
〃	本荘	けい留施設。
〃	岩館	外かく施設、水域施設。
山形	小岩川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	由良	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	吹浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
福島	諸戸	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
〃	九面	けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
〃	龍町	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設。
茨城	日立	外かく施設、けい留施設、水域施設。
千葉	浜荻	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	白子	けい留施設、水域施設。
〃	豊浜	外かく施設、水域施設、けい留施設、輸送施設。
〃	御宿	外かく施設、水域荘施。
〃	江見	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	大貫	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	泉津	外かく施設、けい留施設。
〃	元村	外かく施設、水域施設。
〃	野伏	けい留施設。
神奈川	江之浦	外かく施設、けい留施設。
〃	茅ヶ崎	外かく施設。

神奈川	佐島	外かく施設、けい留施設。
〃	片瀬	外かく施設、けい留施設、水域施設。
新潟	名立	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
〃	間瀬	外かく施設、けい留施設、輸送施設。
〃	寺泊	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	水津	外かく施設。
〃	脇川	外かく施設。
〃	小木	外かく施設、けい留施設。
富山	宮崎	外かく施設、けい留施設。
〃	宇波	外かく施設、けい留施設。
〃	四方	外かく施設、けい留施設、水域施設。
石川	松波	外かく施設、けい留施設。
〃	鹿磯	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	姫	外かく施設、けい留施設。
〃	安宅	水域施設、けい留施設。
〃	鵜入	外かく施設、水域施設、けい留施設。
福井	城ヶ谷	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鮎川	外かく施設、けい留施設。
〃	甲楽城	外かく施設。
〃	白浜（城崎）	外かく施設。
静岡	伊浜	外かく施設、けい留施設。
〃	初島	外かく施設、けい留施設。
〃	由比	外かく施設、けい留施設。
愛知	赤羽根	けい留施設。
〃	日間賀	外かく施設、けい留施設。
三重	贄浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	遊木	外かく施設。

滋賀	堅田	外かく施設、けい留施設。
〃	尾上	外かく施設。
〃	北舟木	外かく施設、水域施設。
京都	長江	外かく施設、けい留施設。
〃	濃崎	外かく施設。
〃	由良	外かく施設、けい留施設。
〃	浅茂川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大阪	岡田	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	淡輪	外かく施設、けい留施設。
兵庫	生穂	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	岩見	外かく施設。
〃	鐙	外かく施設、けい留施設。
〃	炉之口	外かく施設。
〃	灘	外かく施設、けい留施設。
和歌山	周参見	外かく施設、けい留施設。
〃	栖原	外かく施設、けい留施設。
鳥取	酒津	外かく施設、水域施設。
〃	戸津井	外かく施設。
〃	岩戸	外かく施設、けい留施設。
〃	御来屋	水域施設、けい留施設。
島根	沖泊	外かく施設。
〃	和木	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	大浜	外かく施設、水域施設。
〃	須津	外かく施設。
〃	下府	外かく施設。
岡山	正頭	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	真鍋島	外かく施設、水域施設。

岡山	金浦	水域施設、けい留施設。
広島	能地	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	吉名	外かく施設、水域施設。
山口	上関	外かく施設。
〃	川棚	外かく施設、水域施設。
〃	佐賀	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	奈古	外かく施設。
〃	阿月	外かく施設、水域施設。
徳島	阿部	外かく施設、水域施設。
〃	大潟	外かく施設、水域施設。
〃	北泊	外かく施設、けい留施設。
香川	吉見	外かく施設、けい留施設、水域施設。
愛媛	桜井	外かく施設、けい留施設。
〃	下泊	外かく施設。
〃	上灘	外かく施設、けい留施設。
〃	饒	外かく施設、水域施設。
〃	垣生	外かく施設、けい留施設。水域施設。
〃	宮窪	外かく施設、漁港施設用地。
〃	櫛生	外かく施設。
〃	高山	外かく施設。
〃	豊之浦	外かく施設。
〃	喜路	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	周木	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	豊田	外かく施設、けい留施設。
高知	西泊	外かく施設、水域施設。
〃	吉良川	外かく施設、水域施設。
〃	矢井賀	水域施設、けい留施設。

高知	室戸	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	久通	外かく施設。
〃	羽根	外かく施設、けい留施設。
〃	赤岡	けい留施設、水域施設。
福岡	柏原	外かく施設、けい留施設。
〃	宇島	外かく施設。
〃	香尾	外かく施設。
〃	玄海	けい留施設。
〃	新宮	外かく施設。
〃	奈多	外かく施設。
〃	志賀島	外かく施設、けい留施設。
佐賀	竹崎	けい留施設、水域施設。
〃	仮屋	外かく施設、けい留施設。
〃	向島	外かく施設、けい留施設。
長崎	東風泊	外かく施設。
〃	京泊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	伊福貴	外かく施設、水域施設。
〃	佐賀	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	平島	外かく施設。
〃	湯江	外かく施設。
〃	南有馬	外かく施設。
熊本	塩谷	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
〃	島子	外かく施設、水域施設、漁港施設用地。
〃	都呂呂	外かく施設。
〃	野釜	外かく施設、水域施設。
〃	大道	外かく施設。
〃	湯島	外かく施設。
大分	安岐	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	長目	外かく施設、けい留施設。
宮崎	本城	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	川南	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	青島	外かく施設、水域施設。
〃	都農	外かく施設、水域施設。
鹿児島	中甑	外かく施設、けい留施設。
〃	羽島	水域施設。
〃	今和泉	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	伊座敷	外かく施設。
鹿児島	野間池	けい留施設、水域施設。
〃	大川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	市来	外かく施設、けい留施設、水域施設。

第二種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	大澗	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	神恵内	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	登別	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	常呂	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鹿部	けい留施設。
〃	豊浦	外かく施設、水域施設。
〃	白糠	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	舘浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	浜鬼志別	外かく施設、水域施設。
〃	抜海	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	久遠	外かく施設。
〃	尾岱沼	けい留施設、水域施設。

北海道	尾札部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	追直	外かく施設、けい留施設。
〃	八雲	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	木古内	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	江良	水域施設。
〃	乙部	外かく施設、けい留施設。
青森	三厩	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
〃	脇野沢	外かく施設、けい留施設、水域施設。
岩手	田老	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	崎浜	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
岩手	小白浜	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
〃	長部	外かく施設、けい留施設、水域施設。
宮城	荒浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	閖上	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鮎立	けい留施設。
秋田	平沢	水域施設、けい留施設。
〃	金浦	外かく施設、けい留施設。
福島	松川浦	外かく施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	久之浜	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	豊間	水域施設、外かく施設、漁港施設用地。
茨城	久慈	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	大津	外かく施設、けい留施設。
〃	平潟	外かく施設。
千葉	大原	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	小湊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鴨川	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

千葉	七浦	外かく施設、水域施設。
〃	富崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	葛西	水域施設。
〃	坪田	外かく施設、水域施設。
神奈川	小田原	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	福浦	外かく施設。
新潟	出雲崎	外かく施設。
〃	筒石	外かく施設、けい留施設。
〃	能生	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
富山	滑川	外かく施設、水域施設。
〃	経田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	水橋	外かく施設、水域施設。
石川	地下之間	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	高浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鵜飼	外かく施設、けい留施設。
〃	宮来	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	石崎	水域施設。
〃	黒島	外かく施設、けい留施設。
福井	四ヶ浦	外かく施設、けい留施設。
〃	茱崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	高浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
静岡	舞阪	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	小川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	網代	外かく施設、けい留施設。
〃	安良里	けい留施設。
〃	静浦	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	戸田	外かく施設、けい留施設。

静岡	福田	外かく施設、水域施設。
愛知	鬼崎	外かく施設、水域施設。
〃	栄生	けい留施設、水域施設。
〃	大井	外かく施設、けい留施設。
〃	知柄	外かく施設、けい留施設。
三重	島勝	外かく施設、けい留施設。
〃	磯津	外かく施設。
〃	須賀利	けい留施設。
〃	大泊	水域施設。
〃	鈴鹿	水域施設。
〃	安乗	外かく施設、けい留施設。
〃	菅島	外かく施設、けい留施設。
京都	間人	水域施設。
大阪	佐野	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁港施設用地。
〃	堺	外かく施設、水域施設、けい留施設、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、漁港施設用地。
〃	岸和田	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地。
兵庫	浜坂	外かく施設、けい留施設。
〃	居組	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	仮屋	外かく施設、けい留施設。
〃	丸山	外かく施設、けい留施設。
〃	育波	外かく施設。
〃	林崎	外かく施設、けい留施設。
和歌山	三輪崎	外かく施設、けい留施設。
〃	江川	けい留施設、水域施設。
〃	大島	外かく施設。
〃	加太	外かく施設。

鳥取	泊	けい留施設、水域施設。
島根	仁方	外かく施設。
〃	温泉津	外かく施設、けい留施設。
〃	小伊津	外かく施設、けい留施設、水域施設。
岡山	寄島	外かく施設。
〃	下津井	外かく施設、けい留施設。
〃	虫明	外かく施設、けい留施設、水域施設。
広島	香戸	外かく施設、けい留施設。
〃	沖浦	外かく施設、水域施設。
〃	柿浦	外かく施設。
〃	吉和	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	横田	けい留施設、水域施設。
〃	走	外かく施設、けい留施設。
〃	阿多田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
山口	床波	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	須佐	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	柳井	けい留施設、水域施設。
〃	矢玉	外かく施設、けい留施設。
〃	下関北浦	外かく施設。
徳島	由岐	外かく施設、けい留施設。
〃	宍喰	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	粟津	外かく施設、水域施設。
香川	伊吹	外かく施設。
〃	引田	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	福田	外かく施設、けい留施設。
〃	生里	外かく施設。
〃	西浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。

愛媛	縣浦	外かく施設、けい留施設。
〃	柏崎	外かく施設、けい留施設。
高知	宇佐	外かく施設。
福岡	沖之端	けい留施設、水域施設。
〃	加布里	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	大島	外かく施設、けい留施設。
佐賀	名護屋	けい留施設。
〃	高串	けい留施設、水域施設。
〃	浜	外かく施設。
〃	小川島	外かく施設、けい留施設。
長崎	生月	外かく施設、けい留施設。
〃	館浦	外かく施設、けい留施設。
〃	佐尾	外かく施設。
〃	鴨居瀬	外かく施設、けい留施設。
〃	棒島	外かく施設。
〃	芦辺	外かく施設、水域施設。
〃	浜串	外かく施設。
前津	吉	外かく施設、水域施設。
〃	三重	外かく施設。
奈良	摩	外かく施設、けい留施設。
〃	三井楽	外かく施設。
〃	阿翁浦	外かく施設。
熊本	嵐口	外かく施設。
〃	大江	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地。
〃	佐伊津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
〃	丸島	外かく施設、けい留施設。
大分	松浦	外かく施設、けい留施設。
大分	長洲	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	大分	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	香々地	外かく施設。
〃	竹田津	外かく施設。
宮崎	大堂津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	門川	外かく施設、けい留施設、水域施設。
鹿兒島	阿久根	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

第三種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	青苗	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	様似	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	古平	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	浜益	外かく施設。
〃	臼尻	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	函館	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	戸井	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	寿都	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	三石	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	砂原	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	福島	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	熊石	外かく施設、水域施設。
青森	青森	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	鰺ヶ沢	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	大畑	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

青森	八戸	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設、漁船漁具保全施設。
〃	岩手大槌	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	大船渡	外かく施設、けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	釜石	けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	山田	けい留施設、輸送施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
宮城	石巻	けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	女川	けい留施設。
〃	気仙沼	けい留施設、水域施設。
〃	塩釜	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	渡波	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
福島	四倉	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
茨城	那珂湊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	波崎	外かく施設、けい留施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
千葉	銚子	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	勝浦	外かく施設。
〃	千倉	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	船形	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
神奈川	三崎	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
新潟	両津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
石川	蛸島	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
福井	小浜	外かく施設、けい留施設、水域施設。

静岡	焼津	外かく施設、けい留施設、水域施設、輸送施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
愛知	形原	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	豊浜	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
愛知	三谷	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
三重	波切	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
京都	舞鶴	水域施設。
兵庫	香住	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
和歌山	勝浦	けい留施設、水域施設。
〃	和歌浦	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	串本	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
鳥取	網代	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
島根	恵曇	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
山口	下関	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	萩	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	仙崎	外かく施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
徳島	牟岐	外かく施設、けい留施設、水域施設。
愛媛	八幡浜	けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
高知	室戸岬	外かく施設、水域施設。
長崎	長崎	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	奈良尾	外かく施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
熊本	牛深	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
大分	蒲江	水域施設、けい留施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
宮崎	油津	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

鹿児島	枕崎	水域施設。
〃	串木野	外かく施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。

第四種漁港

都道府県名	漁港名	整備を必要とする主なる施設
北海道	宇登呂	外かく施設。
〃	羅臼	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	仙法志	外かく施設、けい留施設。
〃	苗舞	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	元稲府	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	余別	外かく施設、けい留施設。
〃	山背泊	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	鹿野	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	神威脇	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	雄多	外かく施設、けい留施設。
〃	小島	外かく施設、けい留施設。
青森	小泊	外かく施設、けい留施設。
岩手	鵜之越	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
秋田	北浦	外かく施設、水域施設。
山形	飛島	外かく施設、けい留施設、水域施設。
東京	神湊	外かく施設、けい留施設、水域施設、漁獲物の処理、保蔵及び加工施設。
〃	阿古	けい留施設、水域施設。
〃	八重根	けい留施設、水域施設、漁港施設用地。
新潟	鷲崎	外かく施設、けい留施設、水域施設。
石川	舳倉島	外かく施設、けい留施設。
三重	和具	外かく施設。
京都	中浜	外かく施設。
島根	十六島	外かく施設。
〃	浦郷	けい留施設。
山口	川尻	外かく施設、けい留施設。
愛媛	本浦	外かく施設、けい留施設。
〃	佐田岬	けい留施設。
福岡	沖之島	外かく施設。
長崎	豆酘	外かく施設、水域施設、けい留施設。
〃	寅浦	外かく施設、けい留施設。
〃	一重	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	平	外かく施設、けい留施設。
〃	崎山	外かく施設、けい留施設、水域施設。
大分	佐賀関	外かく施設、けい留施設。
宮崎	北浦	外かく施設、けい留施設。
鹿児島	口之永良部	外かく施設。
〃	内浦	外かく施設、けい留施設、水域施設。
〃	坊泊	けい留施設。
〃	手打	外かく施設、けい留施設。

附記

右計画中左記十港に関しては目下運輸省と協議中であるから、協議が整い漁港の指定があることを条件としてその効力を生ずるものとする。

記

第二種漁港

舞坂（静岡県）

第三種漁港

八戸（青森県）　釜石（岩手県）
石巻（宮城県）　塩釜（宮城県）
舞鶴（京都府）　勝浦（和歌山県）
長崎（長崎県）　牛深（熊本県）
油津（宮崎県）

漁港法第十七條第二項の規定により、漁港整備計画について承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

漁業の根拠地である漁港を計画的に整備拡充し、漁業経営の合理化と生産の増強を図るため、漁港法の規定に基き、三千余の漁港の中から、このたび第一次指定漁港として千二百九十八港を指定し、更に今般このうちから漁業の実情及び将来性あるいは経済的効果その他の條件を勘案して、第一種漁港百九十八港、第二種漁港百五十二港、第三種漁港六十一港、第四種漁港三十九港、合計四百五十港を漁港法第十七條第一項の規定により、漁港審議会の意見を採択して農林大臣が定めたので、同條第二項の規定に基き、本計画について国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国の水産業を発達させるためには、まず漁港を整備することが必要であることを認め、本件は承認を與えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

(第四十二号参照)

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案(田中角榮君外九名提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

経済情勢の変化により、建設費の値上りが著しく、住宅金融公庫から資金を借りる人の負担が過重になつたため、貸付率を増大し、償還期限を延長して負担を軽減し、又融資を受け得る坪数を十八坪から二十坪に拡大して、利用者の便宜を図らんとするものである。

二　議案の可決理由

比較的所得の少い国民大衆にも住宅金融公庫の利用を可能ならしめる措置で適当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和二十六年度一般会計予算に五十億円を計上している。本改正による、貸付率の増大により貸付戸数が減少するので、補正予算の計上か預金部資金の融通による公庫資金の拡充が必要であるが、その額は未決定である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　葉梨信行

衆議院議長林讓治殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁業権の消滅に伴つて交付される補償金及び土地收用等に伴つて交付される補償金について、課税上の特例を設けようとするもので、すなわち本年九月及び十二月の二回にわたり従来の漁業権を消滅せしめ、旧漁業権等に対し補償金を交付することになつているが、現行税制では相当多額の税負担となるので、その負担の軽減を図り、又土地收用等の場合も同様に負担の軽減を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

現行税制のままで多額の税負担をかけることになると漁業制度改革の実施を不円滑ならしめるおそれがあり、負担の軽減を図ることが適当と認められ、又土地收用等の円滑な実施に資するためにも、本案は適切妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の第一点は、いわゆる保証保険事業を保険業法上の保険事業として認めること、第二点は、商法の改正に伴い、保険株式会社には無額面株式の発行や資本の評価純益を資本準備金として積み立てるべきものとする改正商法の規定の適用を排除しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

保証保険事業は現に諸外国において保険会社によつて行われており、無額面株式の発行は他の金融機関における場合と同様不適当であるので、本案は極めて妥当適切な措置と認めたのであるが、更に今国会において別途商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の成立をみるので、これに伴い関係條文の整理を行う必要が生じ、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

(小字及び――は修正)

〔別紙〕

保険業法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十九條第一項中「第一回ノ」を削り、同條第三項中「第二百三十九條第三項第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第三項第五項、第二百四十條第二項」に、「及第二百四十七條乃至第二百五十三條」を「、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條」に改める。

第四十二條中「第五十七條乃至」を「第五十七條、第五十八條、」に、「第百六十六條第二項」を「第百六十六條第三項」に、「第百九十六條」を「第百九十五條」に改め、同條但書を削る。

第五十四條及び第五十五條を次のように改める。

第五十四條　商法第二百三十條ノ二、第二百三十一條、第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四條第一項、第二百三十五條、第二百三十八條、第二百三十九條第一項第三項及第二百四十條第一項第五項、第二百四十三條、第二百五十條、第二百五十二條及第二百五十三條ノ規定ハ相互会社ノ社員總会ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百三十九條第一項中発行済株式ノ總数ノ過半数ニ当ル株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ社員ノ過半数トシ同法第二百四十六條ニ於テ準用スル同法第二百四十五條第一項及同法第二百四十七條第一項中第三百四十三條第二項トアルハ之ヲ保険業法第三十九條第二項トス

第五十七條から第六十二條までを次のように改める。

第五十七條　百分ノ三以上ノ社員ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

商法第二百六十七條第二項、○乃至五項及第二百六十八條乃至第二百六十八條ノ三ノ規定ハ前項ノ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ニ之ヲ準用ス

第七十三條第一項中「第百五條」の下に、○第百六條○第百八條」を加える。

第七十七條　第五十三條、第五十六條、第五十七條及第六十七條第二項並ニ商法第百十六條、第百二十三條乃至第百二十五條、第百二十八條、第百二十九條第二項、第百三十一條但書、第百三十四條、第二百三十一條、第二百三十八條、第二百四十四條第二項、第二百四十七條、○第二百四十九條第二百五十四條ノ二、第二百五十八條乃至第二百六十一條ノ

二、第二百六十五條乃至第二百六十六條ノ三、第二百六十九條乃至第二百七十二條、第二百七十四條乃至第二百七十六條、第二百七十八條、第二百八十二條乃至第二百八十四條、第二百九十三條ノ五第一項第三項、第四百十七條乃至第四百二十四條、第四百二十六條第一項及第四百二十七條乃至第四百二十九條ノ規定ハ相互会社ノ清算ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ商法第二百四十七條第一項中第三百四十三條トアルハ之ヲ保險業法第三十九條第二項トシ商法第二百六十六條第一項第一号中第二百九十條第一項トアルハ之ヲ保險業法第六十四條第二項トシ商法第二百六十六條第五項中発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数トアルハ之ヲ社員総数ノ三分ノ二以上ノ多数トシ同法第二百七十二條中六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主トアルハ之ヲ百分ノ三以上ノ社員トス

附　則

1　この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。但し、第一條の改正規定は、公布の日から施行する。

2　この附則（附則第五項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の保險業法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の保險業法をいい、附則第五項において「新保險業法」とは、この法律による改正後の保險業法をいい、「旧保險業法」とは、この法律による改正前の保險業法をいう。

3　新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4　新法にていい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5　商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第　号）第三條（解散命令）の規定は、相互会社に対する解散命令に、同法第四條（訴の提起等についての担保）の規定は、相互会社に対する解散命令の請求並びに相互会社の発起人、取締役、監査役及び清算人に対する訴並びに相互会社の社員総会の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第五條（株式会社の設立）及び第九條（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、相互会社の設立に、同法第七條（株式会社の登記）の規定は、相互会社の登記に、同法第十六條（少数株主の総会招集の請求）の規定は、相互会社の社員総会及び清算人に、同法第十五條（監査役による臨時総会の招集）、第十七條第一項（総会の決議）及び第十九條（決議取消の訴）の規定は、相互会社の社員総会に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十四條（旧法第二百七十二條の請求等）の規定は、相互会社の取締役、監査役及び清算人に、同法第二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、相互会社の取締役及び監査役に、同法第二十一條第一項及び第二項（代表取締役）並びに第三十五條（附属明細書）の規定は、相互会社の取締役及び清算人に、同法第二十條（取締役の任期）及び第二十一條第三項（代表取締役）の規定は、相互会社の取締役に、同法第二十六條（一時取締役の職務を行うべき監査役）及び第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）の規定は、相互会社の監査役及び清算人に、同法第二十五條（監査役の任期）及び第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、相互会社の監査役に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において読み替える場合を除く外、それぞれ「新保險業法」又は「旧保險業法」と、同法第三條中「旧法第五十八條」とあるのは「旧保險業法第四十二條において準用する旧法第五十八條」と、同法第二十一條第二項中「新法第二百六十一條第二項」とあるのは「新保險業法第六十條第百八十八條第二項第九号」と、「新法第百八十八條第三号」とあるのは「新保險業法第四十條第二項第四号」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧保險業法第五十七條第一項若しくは第五十八條第一項又は第六十一條第一項前段」と、同法第二十四條中「旧法第二百七十二條」とあるのは「旧保險業法第六十四條、第六十二條又は第七十七條において準用する旧法第二百七十二條」と、同法第二十五條中「新法第二百九十三條ノ五」とあるのは「新保險業法第六十七條又は第七十七條において準用する新法第二百九十三條ノ五第一項及び第三項」と読み替えるものとする。

6　この法律施行前にした行為については、なお従前の例による。

7　この法律施行後の行為については旧法第八章の規定を適用する場合には、その規定中「二万円」とあるのは「五十万円」とし、「五千円」とあるのは「三十万円」とし、「三千円」とあるのは「二十万円」とし、「千円」とあるのは「五万円」とする。

船主相互保險組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船主相互保險組合については、商法の株式会社に関する規定が多数準用されているので、今回の商法改正に伴い、所要の改正を加えようとするものである。

二　議案の修正議決理由

今回の商法改正に伴い、船主相互保險組合の特殊性を考慮しつつ、所要の改正を加えるもので、極めて適切妥当の措置であることを認めたのであるが、更に別途商法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の成立をみるので、これに伴い関係條文の整理を行う必要が生じ、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

船主相互保険組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十五條第七項中「第二百三十九條第四項及び第二百四十條」を「第二百三十九條第五項及び第二百四十條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消）」を「並びに第二百四十七條から第二百四十八條まで、第二百五十條から第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）」に改める。

第三十四條を次のように改める。

（商法の準用）

第三十四條　商法第二百三十九條第四項及び第五項並びに第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権等）、第二百四十四條（株主總會の議事録）並びに第二百四十七條から第二百四十八條まで、第二百五十條から第二百五十二條及び第二百五十三條（株主總會の決議の取消又は無効）の規定は、總會に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百四十條第二項中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百四十四條第一項中「第二百三十九條第一項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第一項」と、同法第二百四十四條第二項中「第二百三十九條第二項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第二項」と、同法第二百四十四條第三項中「第二百三十九條第三項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第三項」と、同法第二百四十四條第四項中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百四十八條中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百五十條第一項中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百五十二條第一項中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百五十三條中「第二百三十九條第四項」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と読み替えるものとする。

第四十八條第二項を次のように改める。

2　第三十條及び第三十五條の二から第三十八條第一項まで、商法第三十九條第二項（共同支配人に対する意思表示の効力）、第七十八條（代表社員の権限）、第二百四十四條第二項（議事録署名義務者）、第二百四十七條（決議取消の訴）、第二百五十四條第三項（会社と取締役との委任関係）、第二百五十四條ノ二（取締役の忠実義務）、第二百六十六條第一項、第二項及び第四項、第二百六十六條ノ二並びに第二百六十六條ノ三（取締役の責任等）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役の責任を追及する訴）、第二百六十九條（取締役の報酬）、第二百七十四條及び第二百七十五條（監査役の監査権限等）、第二百七十八條（監査役と取締役との連帯責任）、第二百八十二條から第二百八十四條まで（計算書類の作成等）並びに第二百九十三條ノ五から第二百九十三條ノ七まで（計算書類附属明細書の備置、公示等）の規定は、清算人に準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「船主相互保険組合法第三十二條第四項」と、同法第二百六十六條第一項第一号中「第二百九十九條第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案」とあるのは「船主相互保険組合法第四十二條の規定に違反する剰余金処分案」と、同法第二百六十六條第一項第四号中「前條ノ取引」とあるのは「船主相互保険組合法第三十七條第一項の契約」と、同法第二百六十六條第二項中「前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議」とあるのは「前項の行為」と、同法第二百六十七條中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「組合員」と、同法第二百九十三條ノ六第一項中「発行済株式ノ総数ノ十分ノ一以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「五分の一以上の組合員」と読み替えるものとする。

附　則

1　この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第百六十七号）施行の日から施行する。

2　この附則（附則第六項を除く。）において「新法」とは、この法律による改正後の船主相互保険組合法をいい、「旧法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいい、「旧組合法」とは、この法律による改正前の船主相互保険組合法をいう。

3　新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4　新法にていい触する定款の定及び契約の條項は、この法律施行の日から、その効力を失う。

5　この法律施行前に、旧法第三十條第三項の規定による總会招集の請求があつた場合には、その總会招集については、この法律施行後も、なお従前の例による。

6　商法の一部を改正する法律施行法（昭和二十六年法律第　号）第四條（訴の提起等についての担保）の規定は、船主相互保険組合（以下「組合」という。）の理事及び清算人に対する訴並びに組合の總会の決議の取消又は変更及び決議の無効確認の訴の提起について供すべき担保に、同法第九條（設立に関する責任の免除及び追及）の規定は、組合の発起人に、同法第十七條第一項（總会の決議及び第二項）及び第十九條（決議取消の訴）の規定は、組合の總会に、同法第二十二條（取締役の行為の責任）及び第二十三條（取締役に対する訴及び訴の提起を請求した株主の責任）の規定は、組合の理事、監事及び清算人に、同法第二十七條（会社と取締役との間の訴についての会社代表）及び第三十五條（附属明細書）の規定は、組合の理事及び清算人に、同法第二十八條（監査役のした訴の提起等）の規定は、組合の監事に準用する。この場合において、商法の一部を改正する法律施行法の準用規定中「新法」又は「旧法」とあるのは、本項において別に読み替える場合を除く外、それぞれ「新組合法」又は「旧組合法」と、同法第十九條中「旧法第二百四十八條第一項」とあるのは「旧組合法第三十四條において準用する旧法第二百四十八條第一項」と、同法第二十三條中「旧法第二百六十七條第一項又は第二百六十八條第一項」とあるのは「旧組合法第四十一條において準用する旧法第二百六十七條第一項、第二百六十八條第一項又は旧組合法第四十八條において準用する旧法第二百六十七條第一項若しくは第二百七十九

用する新法第二百九十三條ノ五」と読み替えるものとする。

7　この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

外国保険事業者に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商法の改正に伴い、この法律の中で商法の規定を準用している部分について所要の改正を加えるとともに、新たに、いわゆる保証保険事業を、外国保険事業者についても日本において営むことを認めようとするものである。

二　議案の可決理由

商法の改正に伴い、この法律の中で商法の規定を準用している部分については当然規定を整備することが必要であり、極めて適切な措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

〔第四十三号参照〕

北海道開発法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

北海道総合開発計画の調査、公共事業費支弁に係る国の事業で、農林省、運輸省及び建設省の所掌するもの等の円滑な推進を図るため、現地に北海道開発庁の地方支分部局として北海道開発局を設置し、国の直轄公共事業その他を実施せしめようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、北海道開発上適切妥当なる措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

税理士法案（川野芳滿君外四名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後租税制度の根本的改正に伴い、税務代理士の職責はいよいよ重大となり、素質の向上が強く要望されるにかんがみ、現行の税務代理士法を廃止して新たに税理士法を制定し、税務行政の円滑なる運営に資せしめようとするものである。

二　議案の修正議決理由

取扱業務を現行の国税に関する税務代理、税務書類の作成及び税務相談の外、新たに地方税に関する同様の事務を追加し、その他原則として試験制度の採用、登録義務、国税庁長官の監督等、税理士の権利義務を明確にし責任を明定したことは、職責の重要性にかんがみ極めて適切と認めたが、弁護士については国税局長に通知することにより税理士業務を行うことができるよう別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

（小字及び――は修正）

〔別紙〕

税理士法案の一部を次のように修正する。

目次

第一章　総則（第一條―第四條）
第二章　税理士試験（第五條―第十七條）
第三章　登録（第十八條―第二十九條）
第四章　税理士の権利及び義務（第三十條―第四十三條）
第五章　税理士の責任（第四十四條―第四十八條）
第六章　雑則（第四十九條―第五十六條）
第七章　罰則（第五十七條―第六十三條）

附則

（臨時の税務書類の作成等）

第五十條　国税局長（地方税については、地方公共団体の長）は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、且つ、租税の税目を指定して、無報酬で課税標準若しくは税額に関する申告書、申請書、請求書その他税務官公署に提出する書類又は租税の減免若しくは徴収猶予に関する申請書の作成及びこれに関連する税務相談に応ずることを許可することができる。但し、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四條の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。

2　第三十三條第二項及び第四項、第三十六條並びに第三十八條の規定は、前項の規定による許可を受けた者に準用する。

（税理士業務を行う弁護士）

第五十一條　弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。

2　前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第一條、第三十條、第三十一條、第三十三條から第三十九條まで、第四十一條、第四十三條第二項、第四十四條（第三号を除く。）、第四十五條（第一項中営業の廃止の処分に関する部分を除く。）から第四十八條まで、第五十四條及び第五十五條の規定の適用については、税理士とみなす。

（税理士業務の制限）

第五十一條　税理士でない者は、この法律に別段の定がある前條第一項の規定による許可を受けた場合を除く外、税理士業務を行つてはならない。

（名称の使用制限）

第五十二條　税理士でない者は、税理士又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2　税理士会及び税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

3　前二項の規定は、税理士でない者並びに税理士会及び税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

第五十三條　税理士の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た

秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。税理士の使用人その他の従業者でなくなつた後においても、また同様とする。

（監督上の措置）

第五十四条　国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体から報告を徴し、これらの団体に対しその行う事業について勧告し、又は当該職員をして税理士に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

2　前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解して、はならない。

（訴願）

第五十五条　第二十二条第一項、第二十五条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による処分を受けた者は、当該処分に異議があるときは、当該処分に係る通知を受けた日から一月以内に、訴願法（明治二十三年法律第百五号）の規定により大蔵大臣に訴願をすることができる。

2　第二十二条第二項の規定は、前項の規定による訴願の裁決（却下の裁決を除く。）をする場合に準用する。

（事務の委任）

第五十六条　国税庁長官は、第四十五条第二項但書又は第五十四条第一項の規定によりその権限に属せしめられた事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることができる。

2　国税庁長官は、前項の規定により事務の一部を国税局長又は税務署長をして取り扱わせることとしたときは、その旨を告示しなければならない。

第七章　罰則

第五十七条　第三十六条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十八条　第五十一条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十九条　左の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一　第三十八条（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二　第五十三条の規定に違反した者

第六十条　左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一　第三十九条の規定に違反した者

二　第四十二条の規定に違反した者

三　第四十三条の規定に違反した者

四　第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定による税理士業務の停止の処分が確定した場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

第六十一条　左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一　第五十三条第一項の規定に違反した者

二　第五十三条第二項の規定に違反した者

第六十二条　左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一　第四十一条第一項の規定による帳簿を作成せず、又はこれに同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

二　第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、質問に答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十三条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条、第六十条第一号、第六十一条第二号又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附　則

1　この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

2　税務代理士法は、廃止する。但し、同法第四条第一項の規定による税務代理士の許可に関する規定は、この法律施行の日から起算して三月間は、なおその効力を有し、その期間の満了の日までに同項の規定による許可を申請した者については、昭和二十七年三月三十一日まで、なおその効力を有する。

3　税務代理士法の廃止前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4　左に掲げる者（弁護士及び分配会計士である者を除く。）は、第三条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有するものとする。但し、これらの者は、第二十二条第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ税理士の登録を受けることができない。

一　この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている者

二　第二項但書の規定に基きなおその効力を有する旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた者

5　この法律施行の際現に国又は地方公共団体の職員である者で、もつぱら国税に関する行政事務に従事した期間又はもつぱら地方税の賦課に関する事務に従事した期間がそれぞれ通算して十五年又は二十年以上になるものは、政令で定める基準により税法及び会計学に関し税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の試験委員の認定を受けた場合に限り、第三条の規定にかかわらず、税理士とな

る資格を有するものとする。

6　前項に規定する者は、同項の規定による試験委員の認定を受けようとするときは、この法律施行の日から起算して三月以内に、大蔵省令で定める手続により、その認定を試験委員に申請しなければならない。

7　試験委員は、前項の規定による申請に基き第五項の規定による認定をしたとき、又はその認定をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

8　昭和二十六年六月三十日以前に実施された公認会計士第三次試験又は特別公認会計士試験に合格した公認会計士は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、政令で定める三十時間以上の税法に関する講習又は研修を経た後でなければ、税理士の登録を受けることができない。

9　左に掲げる者については、この法律施行の日から起算して三月間（その期間内に第二十一條第一項の規定による登録の申請をした場合には、当該申請に基き税理士の登録を受けた日又は当該申請の却下の処分が確定した日までの期間）は、この法律施行の日において税理士となつたものとみなして、この法律の規定（税理士の登録及び税理士証票に関する規定を除く。）を適用する。この場合において、これらの者がこの法律施行の際現に税理士業務を行うための事務所を二以上設けているときは、この法律施行の日においてその設置について第四十條第二項但書の規定による国税庁長官の許可を受けたものとみなす。

一　第四項第一号に掲げる者

二　この法律施行の際現に税務代理業を行つている弁護士

三　この法律施行の際現に旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けている公認会計士

10　前項前段の規定は、第四項第二号に掲げる者に準用する。この場合において、前項前段中「この法律施行の日」とあるのは、「旧税務代理士法の規定による税務代理士の許可を受けた日」と読み替えるものとする。

11　前二項の規定は、第四條の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

12　旧税務代理士法に基く税務代理士会は、この法律施行の日において第四十九條第四項に規定する事務を行うことを目的とする法人となつたものとする。

13　前項の法人（以下「旧税務代理士会」という。）の組織及び運営に関しては、旧税務代理士法及び旧税務代理士法施行規則（昭和十七年大蔵省令第十三号）の規定（国税庁長官及び国税局長の監督に関する規定を除く。）の例による。但し、旧税務代理士会の会員は、同会を退会することができるものとし、税理士は、新たに同会の会員となることができるものとする。

14　旧税務代理士会の会員が同会を退会した場合のその退会した者に対する財産の分与については、この法律施行の際現に同会の会員である者の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

15　旧税務代理士会は、第五十二條第二項の規定にかかわらず、税理士会又はこれに類似する名称を用いることができる。

16　旧税務代理士会は、法人税法の規定の適用については、同法第五條第一項に規定する法人とみなす。

17　旧税務代理士会は、その組織を変更して税理士会となることができる。

18　旧税務代理士会は、前項の規定によりその組織を変更して税理士会となるには、この法律施行の日から起算して三月以内に、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議により定款を作成し、大蔵省令で定める手続により、その定款について、大蔵大臣の認可を申請しなければならない。

19　大蔵大臣は、前項の規定による申請に基きその認可をしたとき、又はその認可をしなかつたときは、その旨を申請者に通知する。

20　第十七項の規定による組織変更は、第十八項の規定による大蔵大臣の認可に因つてその効力を生ずる。

21　第十七項の規定による組織変更がその効力を生じた場合においては、第十八項の規定による大蔵大臣の認可をもつて税理士会の設立の許可とみなして民法第三十四條の規定による法人の設立の登記に関する同法及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）の規定を適用する。

22　旧税務代理士会は、第十八項に規定する期間内に定款の認可の申請をしなかつた場合又は当該認可の申請をしたがその認可を受けることができなかつた場合においては、当該期間の満了の日又はその認可をしない旨の通知を受けた日において解散する。

23　前項の規定により旧税務代理士会が解散したときは、会長がその清算人となる。但し、会長が欠員のとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその清算人となる。

24　前項の規定により清算人となる者がないとき、又は清算人が欠けたとき、若しくは清算人に事故が生じたときは、総会が選任した者が清算人となる。

25　旧税務代理士会の残余財産の処分については、会員の三分の二以上の多数をもつてする決議によつて定めるところによる。

26　旧税務代理士会の清算は、国税庁長官が監督する。

27　民法第七十三條、第七十八條から第八十條まで、第八十三條及び第八十四條第六号（同法第七十九條の公告に関する部分に限る。）の規定（法人の清算）は、旧税務代理士会の清算に準用する。

28　当分の間、第四條第五号中「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は旧地方税法（昭和二十三年法律第百十号）（地方税法附則第三項において旧地方税法の規定の例によるものとされた場合を含む。）」と読み替えるものとする。

29　昭和二十六年において実施される税理士試験に関しては、第六條第一号中「地方税法のうち附加価値税に関する部分」とあるのは、「地方税法のうち附加価値税に関する部分又は事業税（特別所得税を含む。）に関する部分」と読み替えるものとする。

30　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第二十二号を次のように改める。

二十二　税理士試験並びに税理士の登録及び監督を行うこと。

第九條第一項第二号を次のように改める。

二　税理士に関する制度を調査、企画及び立案すること。

第三十條第十三号を同條第十四号とし、同條第十四号を同條第十五号とし、同條第十二号の次に次の一号を加える。

十三　税理士の登録及び監督を行うこと。

第三十一條を次のように改める。

（直税部の事務）

第三十一條　直税部においては、直接国税の賦課に関する事務（調査査察部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三十五條第一項の表中税務代理士せん衡審議会の項を削り、

全国貿易再評価審査会	国税庁長官の諮問に応じて、貿易再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。

を

全国貿易再評価審査会	国税庁長官の諮問に応じて、貿易再評価法（昭和二十五年法律第百十号）による再評価額又は再評価税額等に関する審査の請求その他の重要な事項について調査審議すること。
税理士試験委員	税理士試験を行うこと。

に改める。

附則第六項を次のように改める。

6　昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁長官官房においては、税務代理士の許可に関する事務をつかさどる。

種類	目的
税務代理士せん衡審議会	国税庁長官の諮問に応じて、税務代理士の許可について調査審議すること。

7　昭和二十七年三月三十一日まで、国税庁の附属機関として左の表の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、同表の下欄に記載する通りとする。

31　弁護士法の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「及び税務代理士」を削る。

第六條第三号中「税務代理士」を「公認会計士」に改める。

32　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三　左ノ事項ニ付税理士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ区別ニ従ヒ登録税ヲ納ムベシ

一　税理士法第十八條ノ規定ニ依ル登録　金二千円

二　税理士法第二十條ノ規定ニ依ル登録　金百円

33　法人税法の一部を次のように改正する。

第五條第一項第二号中「、弁理士会並びに税務代理士会」を「並びに弁理士会」に改める。

34　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三條第四項第十一号中「税務代理士業」を「税理士業」に改め、第七百七十六條第三項第六号中「税務代理士業」を「税務代理士業及び税理士業」に改める。

35　公認会計士法の一部を次のように改正する。

第四條第七号中「税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）、」を「税理士法（昭和二十六年法律第　号）、旧税務代理士法（昭和十七年法律第四十六号）、」に、「許可の取消、」を「登録の取消、許可の取消、」に改め、第五十七條第二項第一号中「計理士」の下に「、税理士」を加える。

36　行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　税理士となる資格を有する者

〔第四十四号参照〕

地方公務員法の制定に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

さきに制定された地方公務員法に関連を有する諸法律の整理を行う必要があるが、そのうち消防組織法及び教育公務員特例法については、別途にその処置が講ぜられたので、その他の諸法律、すなわち地方自治法、警察法、教育委員会法、労働組合法及び恩給法の一部を改正する法律について、それぞれ地方公務員法の採用した方針や趣旨と背反しないように、その職員の取扱、不要の事項の削除等改正を施そうとするものである。

二　議案の可決理由

地方公務員法に関連を有する諸法律中、右の諸法律について、これらの法律に規定された地方職員の取扱その他の事項に関し、地方公務員法と歩調をそろえ、且つこれとの調整をはかる必要は妥当であると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

ニッケル製錬事業助成臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

近時わが国におけるニッケルの取得が著しく困難であるにかんがみ臨時にニッケル製錬事業の助成措置を講じ、ニッケルの増産を図り国民経済の発展に寄與することを目的とする。

二　議案の要旨

1　一定の基準に従つて申請のあつた業者のうちから、助成の対象となるべき製錬業者を指定すること。

2　指定をうけた業者に対しては、その生産したニッケルを政令で定める価格で販売せしめるとともに、その一トンごとに政令で定める金額を特別に積立てるべき義務を課している。

3　積立の中途においてやむを得ず事業を廃止せねばならぬ事態が発生した場合には、本法に定める方法により評価損を算定した上で特別積立金で補充せしめ、不足する部分を国家が補償金として交付する。

4　指定業者に対しては、本案によつて、最悪の場合の危険負担を国家が保証するわけであるから、国としては、事業計画の内容の重要部分の変更を認可制とするほか、違反の場合の指定の取扱、必要な報告の徴収等十分な監督をなしうる規定を設けるとともに、政府の処分に不服の場合、不服申立の機会を與えることを規定している。

以上が議案の要旨である。

三　議案の可決理由

最近におけるニッケル供給のひつ迫の現状よりみて、本案の主旨は、時宜を得たものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

緊要物資の売拂に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、特殊需要に応ずるため緊急に取得することを必要とする外国で生産せられた物資で、民間貿易によつては輸入できないものあるいは輸入困難なものの取得及び売拂を行うことを目的とするものである。

最近輸入される稀少物資又は緊要物資の国内価格騰貴の結果、いわゆる特需の調達価格が高くなり、特需の提供が困難又は不可能の有様である。よつて緊要物資輸入基金をもつて取得する物資については、必要に応じて輸入原価に諸掛を加えた右価格で特需の受注者に拂い下げることによつて、特需の受注を円滑にする必要がある。しかるに「物品の無償貸付及び譲渡等に関する法律」によつて国の物品を時価よりも低い価格で売り拂うことは、法律によつて定める場合の外は許されないことになつている。よつて緊要物資輸入基金で取得する物資を時価よりも低い価格で売り拂うことができるようにするために、新たに法律を設けようとするのである。

二　議案の可決理由

日米経済協力の線にそつてゆくとともに少なからざる貿易外収入を計り、経済の円滑なる運営に寄與するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

農林物資規格法の一部を改正する法律案（河野謙三君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行農林物資規格法は、農林物資について全国的に統一された日本農林規格を制定し、この普及によつて農林物資の品質改善、生産の合理化、取引の單純公正化及び使用消費の合理化に寄與する目的をもつて第七回国会において成立したのであるが、情勢の変化により、その一部に運用の円滑を欠く部面が生じたので、この部分について所要の改正を加えようとするものである。

その内容の主なるものは次のとおりである。

1　現行法によれば、日本農林規格によつて格付を行い、規格証票をつけることができるのは、都道府県と農林省の機関に限定されているが、乳製品やびんかん詰等については、民間団体にもこれを認めることが適当と考えられるので、農林大臣の、登録を受けた法人も登録格付機関として規格証票を附することができるように改める。

2　日本農林規格の審議機関として設置されている農林物資規格調査会は、これを農林大臣の諮問機関とする。

二　議案の修正議決理由

本案は、現下の情勢にかんがみ、適切な措置と認めるが、格付機関として登録申請をする総ての営利法人の格付の権能を與えるとすれば、わが国の現状においては種々の弊害を生ずるおそれがあるので、格付を行いうるのは公益法人のみに限定すべきものと認め、これを別紙のとおり修正すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

（小字は修正）

〔別紙〕

農林物資規格法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

（日本農林規格の制定）

第八條　農林大臣は、第一條に規定する目的を達成するため必要があると認めるときは、農林物資の種類を指定して、これについての規格を制定する。

2　前項の規格は、実質的に利害関係を有する者の意向を反映するように、且つ、その適用に当つて同様な條件の下にある者に対して不公正に差別を附することがないように制定しなければならない。

（登録）

第十七條　登録格付機関の登録を受けようとする者は、省令で定める手続に従い、農林物資の種類ごとに、一万円以内において政令で定める額の手数料を納付して、農林大臣に登録の申請をしなければならない。

2　農林大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、その申請をした者が○営利を目的としない法人であり、且つ、左に掲げる事項について農林大臣の定めて公示した登録基準に適合すると認められるときは、省令で定めるところにより、その登録をしなければならない。

一　格付のために使用する設備、機械及び器具

二　格付に従事する者の資格及び人員

三　格付を行う区域

3　左の各号の一に該当する法人は、登録格付機関の登録を受けることができない。

一　その法人又はその業務を行う役員がこの法律の規定により罰

金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることのなくなつた日から一年を経過しないもの

二　次條第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から一年を経過しない法人

三　最近一年以内において前号の法人の業務を行う役員であつた者がその業務を行う役員となつている法人

四　事業者団体法（昭和二十三年法律第百九十一号）第四條及び第五條の規定の適用を受ける事業者団体

五　前号の事業者団体の業務を行う役員又は管理人である者がその業務を行う役員又は管理人となつている法人

4　登録は、左に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。

一　登録番号

二　登録格付機関の名称及び住所

三　登録格付機関が格付を行う農林物資の種類

5　農林大臣は、第二項の登録をしたときは、遅滞なく前項に掲げる事項を公示しなければならない。

6　登録格付機関は、第四項第二項に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を農林大臣に届け出なければならない。

7　農林大臣は、前項の届出があつたときは、遅滞なくその旨を公示しなければならない。

電話設備費負担臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、年を逐つて増加する烈な電話需要に対し、できるだけ多くこれが充足を図るため、昭和二十六年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間において、加入電話及び増設機械の設備に要する費用の一部又は全部を、加入申込者又は加入者に負担せしめることによつて、電話拡張に必要な国家資金の不足を補おうとする臨時措置であつて、その概要は次のとおりである。

1　設備費の負担額

本案による設備費を負担する者は、国の機関以外の加入電話（臨時電話を除く。）の加入申込者、増設機械（構内交換機及び電話機に限る。）の設置の請求をする加入者及び戦災電話の復旧を請求する加入者であつて、その負担額は、加入電話にあつてはその種類及び電話取扱局の種類ごとに三万円以内において、増設機械にあつては設備の種類ごとに実費を基準として、政令に定める額とする。

2　設備費の返還

設備費負担額は、加入契約が効力を失つたとき、又は加入者が増設機械の利用を廃止したとき、左のとおり、当該加入申込者、加入者又はその承継人に返還される。なお、増設機械のうち、共電式複式、又は自動式交換機については、撤去を要する場合に、その費用を返還金から差し引くこととする。

（経過年数）	（返還額）
加入電話　五年以内	全額
増設機械　十年以内	支拂額から経過一年につき十分の一を控除した額
戦災電話　経過年数にかかわらず	全額

なお本案の実施に伴う昭和二十六年度の収入見込額は約三十三億円であつて、これによつて加入電話三万三千箇、甲種増設三万箇、乙種増設一万箇を増加し得る計画である。

二　議案の可決理由

本案は、電話に対する国民の烈な需要に応ずるため、現下の情勢において、やむをえない臨時措置と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月三十一日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

理容師法の一部を改正する法律案（高橋等君外十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

理容師、美容師の知識技能を向上し、且つ衛生上の措置に万全を期することによつてなお一層公衆衛生の増進を図ろうとするのが本案の目的である。その内容の主なる点は、

理容師及び美容師免許の資格要件を、養成施設で一年以上知識技能を修得し、更に一年以上実地習練を経た者に対し、これまでの実績にかんがみ、その知識技能を検定することは公衆衛生上欠くべからざるものと考えられるので、この際都道府県知事の試験を受け合格したものに対し、免許を與えることとしたこと。

2　理容所、美容所の開設に当つては、指導の完ぺきを期するため事前届け出制とし、病人及び婚礼等やむを得ない事情の者については、理容所、美容所の設備を有するものに限り出張営業を例外として認めたこと。

3　理容又は美容に関する重要事項を調査審議するため都道府県が必要と認めたときは、理容審議会、美容審議会を設置することができるようにするとともに、技術の向上、施設の改善、その他相互の指導連絡を図るため、理容師会、美容師会又はそれぞれ連合会を組織することができるようにしたこと。

4　題名を「理容師美容師法」と改め、その他法律全般にわたり字句の修正を行つたこと等である。

二　議案の修正議決理由

公衆衛生上万全を期する措置であると認めるが、本案はこの際審議会の設置は必要としないので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月三十一日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

〔別紙〕

（――は修正）

理容師法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第十四條の三　都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて理容又は美容に関する重要事項を調査審議させるため、理容審議会又は美容審議会を置くことができる。

〔第四十五号参照〕

土地收用法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公共の利益となる事業に必要な土地の收用又は使用に関し、その

要件、手続、損失補償等について規定し、公共の利益と私有財産の保護を目的とする。

その主なる内容は次のとおりである。

1　土地を收用、使用できる事業の種類を法文をもつて明記したこと。

2　事業認定を都道府県知事に行わせ、特に必要なもののみ、建設大臣が認定することとしたこと。

3　都道府県における收用委員会の手続と構成を民主化したこと。

4　損失補償の方法として現物補償の途を開いたこと。

二　議案の可決理由

現行法は明治三十三年制定にかかるものであつて、時代に適合しない点が多々あるので、新時代に適合した民主的法律として適切であると認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

土地收用法施行法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

土地收用法の施行を円滑適確ならしめるのを目的とする。

その主なる内容は次のとおりである。

1　旧法廃止の規定

2　旧法より新法への移行にあたつての経過規定

3　新法施行にあたつて今の関係法令の一部を改正する規定

二　議案の可決理由

土地收用法の施行を円滑適確ならしめるため必要と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十五年五月成立した「商法の一部を改正する法律」は、本年七月一日より施行せられるので、これに伴い銀行法、信託業法等金融関係法規のうち、商法を準用している規定その他商法改正に関連する規定を改正しようとするものである。

二　議案の修正議決理由

金融機関の特殊性にかんがみ、商法の二、三の規定に特例を設け、無額面株式の発行、株主の帳簿書類の閲覧権等に関する規定の適用を排除することは、極めて適切妥当であることを認めるとともに、今回可決した相互銀行法及び信用金庫法について、商法改正に関連する規定を改正するため、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

（赤字は修正）

〔別紙〕

商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。

（証券取引法の改正）

第七條　証券取引法（昭和二十二年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第二項本文中「売出券面総額」を「売出券面額（当該有価証券のうちに無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価額）の総額」に、同項但書中「売出券面総額」を「売出券面額（当該有価証券のうちに無額面株式があるときは、当該株式については、その発行価額。以下同じ。）の総額」に改める。

第五條第一項第四号及び第五号中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同項第七号中「資本金額（出資総額、株金総額又は出資総額及び株金総額の合計額をいう。以下同じ。）の百分の十以上の金額に相当する当該会社の株式を有し、又は出資をしている株主又は出資者」を「発行済株式の総数又は出資の総額の百分の十以上の株式又は出資を有している株主又は出資者」に、「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同項第八号中「券面額」を「額面無額面の別、券面額（当該有価証券が無額面株式である場合には、その発行価額）」に改め、同項第十二号中「券面額」を「額面無額面の別、券面額がある場合には券面額」に改め、同項第十六号中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改め、同條第二項中「商法第四百七十九條第二項」を「商法第四百七十九條第一項」に改める。

第六條第二項中「売出券面総額」を「売出券面額の総額」に改める。

第二十八條第二項第三号及び第二十九條第三号中「資本金額」を「資本の額又は出資の総額」に改める。

第百十一條第一項第四号中「券面額及び発行数」を「額面無額面の別、発行数及び券面額がある場合には券面額」に改める。

第百八十八條第一項及び第二項中「種類及び数」を「額面無額面の別、種類及び数」に改める。

（相互銀行法の改正）

第八條　相互銀行法（昭和二十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第五條の見出し及び同條中「資本金」を「資本の額」に改める。

第九條第二号中「資本金」を「発行する株式の総数又は資本の額」に改める。

第十條中「資本金及び準備金」を「準備金、積立金、基金その他名称の如何を問わず利益のうち積み立てられたものであつて、且つ、株主勘定に属するものをいう。」を「資本及び準備金利益準備金、資本準備金その他株主勘定に属する準備金をいう。」に改める。

第二十條中「銀行法」の下に「第三條ノ二（無額面株式の発行の禁止）」を、「財務諸表、」の下に「計算書類附属明細書、株主の帳簿閲覧権の否認、」を加える。

附則第四項中「前項」を「附則第三項」に、附則第六項中「前七項」を「第八項」に改め、附則第四項を第五項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。

4　商法の一部を改正する法律の施行に伴う銀行法等の金融関係法律の整理に関する法律（昭和二十六年法律第　号）施行後は、同法による改正後の無盡業法第四條ノ二、第十八條ノ二及び第十九條ノ三の規定は株式無盡会社についても適用し、旧法第四條中「資本金十万円以上ニシテ拂込金額五万円」とあるのは「資本ノ額十万円」と読み替えるものとする。

（信用金庫法の改正）

第九條　信用金庫法（昭和二十六年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第六項中「第二百三十九條第四項、第二百四十條第二項」を「第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで」を「、第二百四十七條から第二百五十條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條」に改める。

第三十五條を次のように改める。

（理事の責任）

第三十五條　理事がその任務を怠つたときは、その理事は、金庫に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2　理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第三十七條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様とする。

3　第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第二項から第四項まで（取締役の責任）の規定を準用する。

第三十六條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に、同條第一項中「及び総会」を、並びに総会及び理事会」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第三十七條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第三十九條を次のように改める。

（商法等の準用）

第三十九條　理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十八條第一項（取締役の退任の場合の免責）、第二百六十七條から第

二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を、理事については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十五條（代表権の委任）並びに商法第二百五十四條ノ二（取締役の職務）、第二百六十一條から第二百六十二條まで（会社代表）、第二百六十五條（取締役会社間の取引）及び第二百七十二條（株主の違止請求権）の規定を、監事については、第三十五條、商法第二百七十四條（報告を求め調査をする権限）及び第二百七十八條（取締役と監査役との連帯責任）の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百六十條ノ三まで（取締役会）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七條第二項」と読み替えるものとする。

第四十條第一項中「金庫は、」の下に「理事会の決議により、」を加える。

第四十一條第三項中「理事」を「理事会」に改める。

第四十二條を次のように改める。

（通常総会の招集）

第四十二條　通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十三條第一項を次のように改め、同條第二項中「理事は、」を「理事会は、」に、「二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。」を「二週間以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。」に改める。

臨時総会は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

第四十四條を次のように改める。

（会員による総会の招集）

第四十四條　前條第二項の規定による請求をした会員は、同項の請求をした日から二週間以内に理事が総会招集の手続をしないときは、大蔵大臣の認可を受けて総会を招集することができる。理事の職務を行う者がない場合において、会員が総会員の五分の一以上の同意を得たときも同様とする。

第四十九條を次のように改める。

（議決の準用）

第四十九條　総会については、商法第二百三十一條（総会の招集の決定）、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三條（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四條（総会の議事録）、第二百四十七條から第二百五十三條まで、第二百五十二條及び第二百五十三條（総会の決議の取消又は無効の）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「信用金庫法第四十五條」と、同法第二百四十七條第一項中「第二百四十三條」とあるのは「信用金庫法第四十八條」と読み替えるものとする。

第六十一條中「第百四條から第百十一條まで」を「第百四條から第百六條まで及び第百八條から第百十一條まで」に、「及び非訟事件手続法」を「並びに非訟事件手続法」に改める。

第六十四條を次のように改める。

（商法等の準用）

第六十四條　金庫の解散及び清算については、商法第百十六條、第百二十四條、第百二十五條、第百二十九條、第二項及び第三項、第百三十一條、第四百十七條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條（合名会社及び株式会社の清算）並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條から第三十九條まで及び第百三十八條ノ三（法人の清算の監督）の規定を、金庫の清算人については、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第四十四條まで並びに商法第二百五十四條第三項（取締役と会社との関係）、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで（取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表）、第二百六十五條（取締役会社間の取引）、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで（取締役に対する訴）、第二百七十二條（株主の違止請求権）及び第二百八十四條（取締役及び監査役の責任の解除）の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四條において準用する同法第三十七條第二項」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総会員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル会員」と読み替えるものとする。

第六十五條第二項第九号中「、又は理事が支配人と共同し」を削る。

八　金庫を代表すべき理事の氏名

第九十一條第五号中「商法第二百四十四條」の下に、「第三十九條若しくは第六十四條において準用する商法第二百六十條ノ三」を加え、「総会の」を削る。

同條第八号中「閲覧」の下に「若しくは謄写」を加える。

同條第九号中「第二百七十四條」を「第二百七十四條第二項」に改める。

同條第十号中「、第四十三條第二項又は第四十四條」を削る。

同條第九号を第十号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　第三十九條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

〔第四十六号参照〕

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、登録ホテル及び登録旅館の施設基準を外客の宿泊並びに接遇に適合するように改めるとともに、運輸省設置法の一部改正により廃止されたホテル審議会に関する條文を削除しようとするものである。

二　議案の可決理由

登録ホテル及び登録旅館の施設基準の改正は、外客誘致上適切なるものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

自転車競技法を廃止する法律案（河田賢治君外二十五名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

自転車競技法実施以来

1　地方財政が、何時中止されるやもしれない競輪收入に依存している実状は、不安定且つ危険極りない。

2　中央政府、地方官公吏、地方財界、地方ボス等が競輪場開設及び経営をめぐつて、不正、腐敗の極致に達している。

3　放火殺傷事件等により、多数の検束騒ぎを起し社会不安問題をかもしだしている。

4　とばく行為が横溢し、道義がたい廃しきつている。

等のごとき悪影響があるのでこの際、自転車競技法を廃止するというのである。

二　議案の否決理由

今日の競輪施行の実状にかんがみ、益々健全に自粛し、振興を期するにつき本案は否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

医師法及び歯科医師法の一部を改正する法律案（青柳一郎君外十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現在医師又は歯科医師になるには国家試験に合格しなければならないのであるが、終戦前朝鮮、台湾、樺太、南洋諸島等の旧外地及び満洲国において医師免許又は歯科医師免許を受けていた日本国民は、医師法及び歯科医師法の附則に特例の規定があり、選考又は簡易なる試験によつて医師免許又は歯科医師免許を受ける途が開かれているのであるが、これと全く同様の事情にある中華民国の旧治外法権地域において領事官の免許を受けていた日本国民あるいは諸外国殊に南方の英、蘭、仏領植民地においてその地の政府より免許を受けていた日本国民についてはかような取扱がなく、医師又は歯科医師国家試験予備試験の受験資格を與えられているに過ぎない。これらの者は、長年外国において医業又は歯科医業に従事していた者であるから、昭和三十年の末まで旧外地又は満洲国の引揚医師、歯科医師と同様、選考又は特例試験を受ける資格を與え、医師又は歯科医師になる途を開きその窮状を打開せんとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由

引揚医師、歯科医師に対し選考又は特例試験を受ける資格を與えることは時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

覚せい剤取締法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

覚せい剤の弊害を防止するため取締の万全を期そうとするのが本案の目的である。

内容の主なる点は

1　覚せい剤の用途を医療用と学術研究用のみに限定し、その製造もこの用途に必要な数量に制限するとともに輸入を禁止することとし、必要以外の覚せい剤がはん濫することを防止せんとしたこと。

2　指定を受けた製造業者、医療機関研究者でなければ覚せい剤を譲り渡し、又は譲り受けることができないこととしたこと。

3　一般的に原則として所持を禁止したこと。

4　譲渡し、譲受けについて証明手続を規定したこと。

二　議案の可決理由

覚せい剤の弊害を除去することは、社会問題上時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

医薬制度の確立を図ろうとするもので、その内容の主なるものは

1　医師、歯科医師は診療上患者が薬剤の交付を受ける必要があると認めるときは、処方せんを発行しなければならないこととしたこと。

2　薬剤師による調剤の原則に対し、例外として、患者又は現にその看護に当っている者が、特にその医師又は歯科医師から薬剤の交付を受けることを希望する場合並びに省令の定めるところにより診療上特に必要があるとされる場合及び薬局の普及が十分でないとされる地域で診療する場合には、医師、歯科医師は自己の処方せんにより自ら調剤することを認めたこと。

3　薬局における調剤は正当な事由がなければこれを拒み得ないこと及び薬剤師は医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによって調剤すべきことを明らかにしたこと。

4　この法律の施行は昭和三十年一月一日からである。

二　議案の可決理由

医薬制度の確立を図ろうとすることは時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月四日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

〔第四十八号参照〕

植物防疫法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業生産の確保及び増進を図るためには、農作物の病害虫防除の完全な実施が極めて重要であるが、現行の植物防疫法は「国際植物検疫」「国内植物検疫」及び「緊急防除」に関する規定のみにとどまり、現実に農作物に対して大きな損害を及ぼしている稲の稲熱病等の一般病害虫の防除については、なんらの法的措置が講ぜられていないので、このような欠陥を補い、一般病害虫に対して有効適切な防除態勢を取りうるよう措置しようとするのが本案の目的である。その内容の主なものは次のとおりである。

1　一般病害虫の中で、広範囲にわたり急激に発生し、農作物に甚大な損害を及ぼすおそれのある病害虫を「指定有害動植物」として農林大臣が指定し、これらの異常発生に備えて、国において農薬及び防除用器具の備蓄を行い、必要に応じて農薬の譲与、譲渡及び機具の貸付をする。また防除実施者に対して、薬剤、器具の購入費用の二分の一以内を補助しうる。

2　病害虫防除の適確を期するため、発生予察事業を国が行い、都道府県の協力によって実施の完全を図ることとし、国は予算の範囲内において経費を負担する。

3　現在の「動植物検疫所」を整備拡充して、名称を「農林省防疫所」に改める。

4　都道府県は、適当な場所に「病害虫防除所」を設置し、ここにおいて植物の検疫、病害虫防除の企画及び指導、病害虫発生予察、防除機具及び農薬の保管修理等を行わしめ、また必要に応じて市町村段階に非常勤の「病害虫防除員」を置くことができる。この病害虫防除所及び病害虫防除員に要する経費に対して、国庫から補助金を交付してこれを助成する。

二　議案の可決理由

本案は、農作物の病害虫防除事業を円滑且つ効率的に実施し、農業生産力の維持増進を図る上に、有効適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十六年六月四日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

行政監察特別委員会調査報告書

（行監調十ノ一）

標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十六年五月十五日

行政監察特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

三月中における本委員会の調査の概要

密輸、密出入国が経済、財政、治安上にじん大なる害悪をもたらすことは多言を要しない。しかるにこれを取り締る諸官庁相互間の協同、連絡に統一を欠くものがあり、事務処理上好ましからぬ欠陥を示現しているにかんがみ、本委員会はこれら治安行政の組織運営につき総合的監察を行う必要ありと思料し、三月二十七日、二十八日の両日にわたり、左記の証人を喚問して証言を求めた。

三月二十七日

出入国管理庁第一部長　田中　三男君

三月二十八日

海上保安庁警備救難部長　松野　清秀君

国家地方警察本部警備部長　柏村　信雄君

行政監察特別委員会調査報告書

（行監調十ノ二）

標記の件行政監察特別委員会設置の決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十六年五月二十八日

行政監察特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

五月中における本委員会の調査の概要

一　不正入出国に関する件

本委員会は、密輸、密出入国問題に関する治安行政機関の組織運営につき、更に総合的調査を進める必要ありと認め、左記の証人を喚問して証言を求めた。

五月十五日

紀栄丸船長　富樫　光雄君

紀栄丸機関士　田島　信男君

五月十六日
根室町警察署長　細川栄太郎君
油谷炭鉱工員　江川　文弥君
五月十八日
福岡地方検察庁小倉支部検事　中富　精一君
国家地方警察釧路方面隊長　三橋　珍雄君
国立療養所長島愛生園長　光田　健輔君
五月二十五日
元大安丸事務長　有馬　敬君
東京警視庁刑事部長　古屋　亨君
五月二十六日
国家地方警察本部長官　齋藤　昇君
法務府特別審査局長　吉河　光貞君
出入国管理庁長官　鈴木　一君
五月二十八日
海上保安庁長官　柳澤　米吉君
政党役員　椎野　悦郎君
法務総裁　大橋　武夫君

二　桜木町駅国電事故に関する件

本件事件は、近年まれに見る大惨状を呈したため、全交通機関に対し高度の不安感を招来せしめ、世上、国鉄当局の運営態度を非難し、その責任を糾断する声が高くなつた。

よつて、本委員会は、事件の真因を究明し、国鉄事業運営上障害となつている各般の事情を総合的に調査し、且つその責任を調査する必要を認め、左記の証人を喚問して証言を求めた。

五月二十一日
電車運転士　中村　曄君
電車車掌　大矢　治雄君
電気工手長　中沢　重二君
桜木町駅信号手　高原　豊秋君
五月二十二日
横浜地方検察庁特別捜査部長検事　大津　廣吉君
横浜市警察本部刑事部鑑識係電気技術者　井出　光正君
横浜市警察本部捜査第一課長　高橋　一夫君
乗客　平田　善夫君
五月二十三日
日本国有鉄道東京鉄道管理局長　白木　龍夫君
日本国有鉄道運輸総局長　小西桂太郎君
運輸省鉄道監督局長　足羽　明之君
日本国有鉄道総裁　加賀山之雄君

行政監察特別委員会調査報告書
（行監調十ノ三）

標記の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の通り報告する。

昭和二十六年六月二十一日

行政監察特別委員長　篠田　弘作

衆議院議長林譲治殿

〔別紙〕

桜木町駅国電事故に関する件報告書目次

一　調査の要求
二　事故の概要
三　本件に対する監察
（一）証　人
（二）事故発生の原因
(1) メッセンジャーワイヤーの切断
(2) 現場と信号所等との連絡及び応急措置
(3) 電車発火の原因
(4) 施設関係
（三）事故発生後の処置
(1) 中村運転士の処置
(2) 大矢車掌の処置
(3) 金子検車係の処置
(4) 桜木町駅職員の処置
（四）施設及び業務運営
(1) 施設関係
(2) 業務運営
四　結　論
（一）概　説
（二）実務訓練の欠陥
（三）再教育
（四）施設の改善
（五）国鉄の機構
（六）結　語

一　調査の要求

昭和二十六年五月十日附をもつて委員塚俊郎君から左記の通り本件調査要求書が提出された。

昭和二十六年四月二十四日午後一時四十分頃、国電桜木町駅構内で赤羽発桜木町行一二七一B電車が構内に入つた際、一瞬の間に火を発し、乗客二百余名中百六名が無惨な焼死を遂げ、重軽傷九十二名を出したという国電未曾有の惨事を引き起した。

本件惨事は、被害者及びその遺族に対し国民の等しく同情するとともに、公共性の交通機関に対し高度の不安感を與え、言論機関もまた筆をそろえて国鉄当局を非難し、その責任を糾弾した。

よつて次の諸点について事件の真因を究明し、もつて責任の所在を明白にするとともに事故の防止に万全を期するために監察を要求する。

一　事故の発生原因
二　事故発生後の処置及び対策
三　施設並びに業務管理等の適否

そこで五月十日の理事会に諮つた上その了承を得たので、五月二十一日の委員会において調査することに決定した。

二　事故の概要

(1) 事故の発生年月日
昭和二十六年四月二十四日　午後一時四十分頃

(2) 事故の発生場所
桜木町駅構内上り電車線路上

(3) 事故の電車
赤羽発桜木町行一二七一B電車

(4) 事故概況
一二七一B電車は定時より九分乃至十分遅れて午後一時四十分頃横浜駅を発車し、桜木町駅ホーム前約七十米の現場に差しかかつた際午後一時四十四分頃最前第一両目電車の屋根から発火したので、運転士は直ちに電車を止めパンダグラフをおろし、電流をしや断せんとしたが、パンダグラフは断線したトロリー線がからみついていたため降下せず、その碍子台にアースし、そのためアークが連続発生し附近の屋根木部の可燃物に引火燃えひろがつたものである。

(5) 事故による死傷者
イ　焼死者一〇一名（男五一名、女四七名、進駐軍兵士三名）
ロ　重軽傷者九九名
ハ　重傷者の内入院後死亡六名

(6) 事故を起した被疑者
業務上過失致死傷罪の被疑者として取調べられた者は左の通りであつたが、六月七日車掌大矢治雄、電力工手長谷川貞雄を除く六名は業務上過失致死傷容疑で起訴せられた。

電力工手長　中沢　重二
桜木町駅信号係　高原　豊秋
電力工手　平井　育造
同　武井　島造
同　長谷川貞雄
桜木町駅助役　岩田　一平
電車運転士　中村　曄
電車車掌　大矢　治雄

三　本件に対する監察

本件監察のため、五月二十一日より同二十三日までの三日間左記の証人を尋問し、証言を得た結果は二項以下に記する通りである。

（一）証　人

五月二十一日
日本国有鉄道電車運転士　中村　曄君
日本国有鉄道電車車掌　大矢　治雄君
日本国有鉄道電力工手長　中沢　重二君
桜木町駅信号係　高原　豊秋君
係　同　武井　島造
同　長谷川貞雄
桜木町駅助役　岩田　一平
電車運転士　中村　曄
電車車掌　大矢　治雄

三　本件に対する監察

本件監察のため、五月二十一日より同二十三日までの三日間左記の証人を尋問し、証言を得た結果は二項以下に記する通りである。

（一）証　人

五月二十一日
日本国有鉄道電車運転士　中村　曄君
日本国有鉄道電車車掌　大矢　治雄君
日本国有鉄道電力工手長　中沢　重二君
日本国有鉄道桜木町駅信号係　高原　豊秋君
横浜地方検察庁特別捜査部長検事　大津　広吉君
横浜市警察本部刑事部捜査第一課長　高橋　一夫君
横浜市警察本部刑事部鑑識係電気技術者　井出　光正君
乗客　平田　善夫君
五月二十三日
日本国有鉄道東京鉄道管理局長　白木　龍夫君
日本国有鉄道運輸総局長　小西桂太郎君
運輸省鉄道監督局長　足羽　明之君

日本国有鉄道　加賀山之雄君
総裁

（二）　事故発生の原因

(1)　メッセンジャーワイヤーの切断

事故発生の当日、保土ヶ谷配電分区の電力工手長中沢百二以下九名の工手は桜木町駅構内信号機附近第四号鉄柱から横浜寄りにおいて碍子のとりかえ作業に従事し、午前中の作業を終り、午後一時半頃から再び作業にとりかかり、武井工手と長谷川工手とが一組となつて第四号鉄柱に上つてその鉄柱の上り送電線側の碍子のとりかえ作業を開始した。そのとき武井工手が誤つて使用中のスパナの柄の先端を鉄柱のビームの一端に接触アースせしめたため、メッセンジャーワイヤーが熔断し（一時三十八分）、本事故の原因をつくつたものである。（大津検事証言二頁　井出電気技術者証言一八頁）

(2)　現場と信号所等との連絡及び応急措置

四号鉄柱においてメッセンジャーワイヤーが切断したとき架線工事の責任者である中沢工手長はこのまま電車を走らすことは危険であると判断し、直ちに桜木町駅の信号所にかけつけ、電車を止めるよう連絡して「やあ、やつちやつた。今上り線で断線したのであるから、もう上り線側には電車を入れないように頼む。」（中沢証言一六頁）といつたのに対し、高原信号係は「到着電車は入れてもいいのかい。」と問い返したら、中沢工手長が「着は大丈夫だ。」といつたので（高原証言二四頁）、高原信号係は電車を止めるなんらの信号処置を講ずることなく岩田助役に連絡し、指揮を仰いでいるうちに一二七一B電車が入つて来てあの惨事を起した（大津検事証言二頁）のであるが、白木局長は、連絡に喰い違いを生じてる点は、中沢工手長は下り線はいいが上り線は悪いといつたと主張しているのに対し、高原信号係は中沢工手長から下り電車はいいが上り電車はいけないと聞いたと、いい張つて両者の陳述に相違がある。この辺のことは検察庁でもまだ明確になつていないようであるが、鉄道関係の結論としては、いずれにしても十一号の渡りの架線がたれ下つていたことを中沢工手長が運転危険なりと確認しておつたならば、上りへ通るにしても、下りへ通るにしても、とりあえずあの電車をあそこへ入れない手配を講じてから、あるいは手配を講ぜしめてから、信号所に行くべきではなかつたかと証言した。（白木証言一頁）信号所の連絡においても、電車を止めて呉れと一言あつたらかえつて簡単であつたと思う。（白木証言二頁）又高原信号係も上り電車はいいか、下り電車は悪いかという聞き方よりも一番線はいいのか、二番線はいけないのかと信号係としてはそういう聞き方をすべきではなかつたか、そうすればおそらく電力工手長も番線で聞かれれば明確なことがいえたんじやないか、高原信号係は敏活の判断を持つていない男であるため故障の場所及びいかなる程度に切れたかよくわかつていなかつたので、岩田助役に指揮を仰いだとき助役から聞かれても返事に窮しておる。いい説明ができないのでまた電力工手長に聞き直そうとかかつたときすでに電車が入つて来てしまつた。（白木証言四頁）高原がもう少し正確な注意をし、いい判断をもつていたならば、同君は午前中転轍器に油を差して廻つたとき架線工事を見ていた（高原証言二五頁）のであるから、架線の切れた場所も直ぐピンと頭にくる筈であり従つて一応電車を止めるべき信号を出すことに気がつかなければならない。しかるに事故の起きた場所はそのときどの辺と考えたかとの質問に対し、場内信号機より相当外の方のように思つた。と答えている。（高原証言二五頁）

平井副工手長は中沢工手長から現場を頼む（中沢証言一六頁）といわれたのであり、現場の責任者として工手長の代理として責任があるのであるから信号旗を使つて下り電車を止めるべきではなかつたか、平井副工手長は架線の切れた場所が駅の構内の外側であつたため、駅へ連絡すればいいと最も安易な方法を考えてそれで安全なりと考えていたようである。

ちようどその側に場内信号機が立つている。これが停車信号に切りかえられるまでは電車が入つてくる危険性があるわけであるから、信号旗を使つて緊急停車の処置を講ずべきであつたが、副工手長らは故障の応急処置に専念して誰一人電車の入つてくることに全然考え及ばなかつた。（大津検事証言六頁）

中沢工手長は危険を認めたといつているが、副工手長及びかつて工手長をやつたことのある臨時人夫達は十一号架線の危険は認めておらなかつた。従つて中沢工手長が行くとき、後を頼んだよとはいつたが、架線が危険だから防護してくれ、赤旗を出してくれとはいつていない、そのためおそらく早いところ架線を直してくれと頼んだのだというふうに想像したのではなかろうか。（白木局長証言二頁）

(3)　電車発火の原因

四号鉄柱のメッセンジャーワイヤーの切断によつて、横浜側、それから桜木町側にメッセンジャーワイヤー及びトロリー線が非常に緩んだことになり、それが七号八号鉄柱のところで約三〇センチぐらいトロリー線がたれさがつた。そこへ一二七一B電車が横浜駅を九分か十分遅れて運行して来たが、駅ホームの信号は上り線（二番線）に入る信号であつたので、下り線から交さ線に移り、交さ線を伝わつて更に上り線に移らんとしたとき、前記の上り線のトロリー線が垂下しておつたためパンダグラフが上り線のトロリー線に接触せず、トロリー線とメッセンジャーワイヤーの中間にパンダグラフが入り、九本のハンガーをうつたためトロリー線が電車の屋根上に落ちた。その落ちるときの打撃によつてパンダグラフを破壊し、電気の絶縁能力を失わしめ、第三碍子からアースし、第八号第九号鉄柱間の現場で（午後一時四十四分）発火し、車両屋根木造部分に引火天井より炎上するに至つたものであるが（井出電気技術者証言一八頁）、ここで問題視せられた点は四号鉄柱のところでメッセンジャーワイヤーが切断して、その緩みは横浜駅側と桜木町駅に大きな波を打つていたのであるから運転士が高島駅附近から注意していれば見えるわけである。しかも運転士は渡り線の近所へ来たときに同乗の金子検車係と大丈夫だと話をしていたという

ことであるから注意していれば渡り線のところで、トロリー線の垂下は確認できた筈である。（高橋書視証言一七頁）一方中村運転士の証言は、場内信号機を通過するとき架線がいくらか緩んでいることは認めたが、架線工事があつていくらか緩んだろうと思つていたので、自分としては二番線に入つてよろしいという信号であつたから絶対大丈夫だろうと思つて入つて行つた。渡り線を渡るときは架線の状態を一応確認したといつている。（中村運転士証言二頁）小西国鉄運輸総局長は、夜間に実地検証を行つたときの印象からいつても、上り線の架線がたるんでおつたということを認めたとしても、その影響が百五十米離れた渡り線のところまで影響するだろうということに想到し、また実際自分の目でそれが下つていることを現認することはむずかしかつたんではないかと思う。従つてパンダグラフを引つかけ電車が発火した運転士の処置を責めにくいのじやないかと思うと証言している。（小西証言一六頁）

(4)　施設関係

トロリー線がパンダグラフの支柱面に接触アースしたとき、横浜変電所の高速度しや断器は働いたが、（当時横浜鶴見両変電区から併列給電をしていた。）遠距離の鶴見饋電室の高速度しや断器が働かなかつたため、アース連続し電車焼失の原因をなしたのである。

横浜変電所には鶴見饋電室から来る電流に対し以前は高速度しや断器があつたが、その後はずしたのであるが、ここにさえ高速度しや断器があつたならば、ああいう惨状は起さなくて済んだであろう。（井出電気技術者証言一九頁）

(三)　事故発生後の処置

(1)　中村運転士の処置

中村運転士は、当委員会で上り線に入ろうとしたとき大きな雷のような火花を認めたので非常制動をかけ電車をとめて、それと同時にパンダグラフを下したが、それでも依然として火花が出て消火しない、ひよつて後を向いたら天井から猛烈に火を吹いている。乗客を外に出すためにドアーを開ける手配をしなければならないと思つて、パンダグラフを上げたが、結局パンダグラフは中腰のような状態でその点はつきりわからない、それからすぐ車掌スイツチをあけたかと思う、あけると同時にドラムスイツチ、それはどちらが前後したかはつきりわからないが、とにかくそういう操作をやつたように覚えている。しかしドアーは開かなかつたと証言している。（中村証言二頁）しかるに白木局長は、われわれの調べたところでは、運転士は火を吹いたとたんに外に跳びおりて見ると屋根から火を吹いている、車掌がドアーを開けていない、それでもう一度中にもどりドアースイツチを扱つたが開かなかつたといつていたと証言し、（白木局長証言五頁）、中村証人の当委員会での証言と違つたことを述べている。次に、運転台と客室の貫通ドアーをなぜあけなかつたかという委員長の質問に対して、中村運転士は、ドアーをあけようと思つたが、入口の方から火が猛烈に吹いているので中へとうてい入れないと思つて開ける努力をしなかつた。（中村証言三頁）外からドアーを開けることのできるDコックを知つていたかという委員の質問に対し、中村運転士は、知つておつたがそのDコックというものは検査とか中のエアーを掃つて掃除するときとか、そういうときにしか使わない、そういうような程度の記憶であるといい、（中村証言六頁）一度も実際に操作した経験がなく、ただあるという程度の知識にすぎなかつたからとつさの場合にその存在が頭に浮んでこなかつた。又電車の中で火事が起つたというような場合どういうふうにして乗客を救い出すかというようなことは今まで訓練をしたり演習をしたりしたことはなかつたかとの質問に対しても、そういう事故に対して何も訓練は受けていない、これまでうけた応急処置の訓練は故障の方面だけであると証言した。（中村証言二頁）

(2)　大矢車掌の処置

大矢車掌は、当委員会において、桜木町場内信号機二番線注意を確認した後その場内信号機を過ぎた頃、うしろを見るとうしろではとまれのような合図をしていたとたんにスパークした、そのとき車掌弁をしやーとひつぱつてしまつた。それからひよつと前を見ると、どうも普通の状態と違つて火がひどいのでこれはいけないと思つてすぐ車掌スイツチをあけたがドアーはもうあかなかつたと証言しているが、（大矢証言一一頁）白木局長は、車掌がなぜもつと早くドアーを開けなかつたかということであるが、われわれがきのう調べたときに、車掌は電力工手が地上からこういう合図をしたという供述をしたが、電力工手が合図をしたというものがないので調べたところ、それはホームにいた牛田という駅手で、その駅手が信号係から岩田助役のホームの部屋に架線が切れて事故が起つたからという電話を受けたので何か現場に事故が起つたんだろうというわけで、その電話を半分聞いてすぐ岩田助役に渡してその線路の方に走つて行つたわけであるが、走つて行きながらどこの架線が切れてるかを見たところ、その四号鉄柱のところへ行かないうちに、すでに電車が入つて来て、ひつかかつて火を吹いた、彼は地上でそれを見たものだから、ドアーを開けろという合図をした、その合図を車掌が見て、これは電車を止めろという合図だと思つた。なお大矢車掌は、何か前の方でスパークしたというので跳びおりて途中まで見に行つて、これはたいへんだというので帰つて来てスイツチを押したがそのときはすでに開かなかつたといつたと証言し、もう少し機敏であれば、ある程度ドアーがあいたんじやないか、スパークしたとたん二十秒ぐらいの間にスイツチを押せば従来の例ではまだ発電機の惰力がきいておるのであけられたんじやないか、と批判し、しかしこれも実際事故突発の場合現地においてはこれを求めることが無理だろうと大矢のために弁明している。（白木証言四頁）なお事故が発生した場合に対処すべき教育を受けたことがあるかという質問に対し、大矢車掌は臨機の処置、まあ火災等の場合は消火に努めるよう教えられたが、消火器の使用方法は習つたこともなく実際の訓練もしたことはない、又乗車するとき消火器のあるなしを現認して乗ることもしていな

いと証言し、（大矢証言一二頁）Dコックを操作することは全然教わらなかつたからその存在を全然知らなかつたと証言している。（大矢証言一三頁）

(3) 金子検車係の処置

事故を起した電車にはその運転席に検車係の金子という者がその出勤途中便乗していた。金子は検車係であるからDコックを使うことを知つていたが、事故の起きたときはそれに気がつかなかつた。Dコックを使うことを知つていた者はこの現場にはわずかに運転士と金子検車係の二人だけであり、その二人でさえその当時はこれを使うことに気がつかなかつた。そのほかの鉄道職員に至つてはみな知つていない、こういうような状況は従業員の非常災害に対する訓練が適当に行われていない証拠ではないか、こんご検討を要する問題であると思う。（大津検事証言三頁）

(4) 桜木町駅職員の処置

桜木町駅の職員はこの事故に対してあるいは救出作業等に対してどういう処置をとつたかという質問に対し、白木局長は、桜木町のホームにいたものは信号係が二人と助役と旅客係と駅手の六人で、あとの数十人は貨物出札改札等にいたのであるといい、局長が駅長から聞いたところによると、駅長がホームから電車が火事だという通知を受けて走つて上つていつたのは、おそらくあそこの距離から見て五分ぐらいではなかつたか、そのときとりあえず自分のまわりにいる庶務係、駅長室にいる人だけ連れて現場にいつたが、そのときはすでに第一両目は全部火になつていた。

それでそのときはすでに負傷者――窓から出る人はなくて地上に数十人倒れていた。これはたいへんというのでさらに駅にもどつて出札であるとか、改札であるとか、こういう者を動員して引返えした。こう駅長はいつているのである。今度の事故の当時非常に風が強かつたこと、電気の切れる時間が遅かつたことなどで、火の廻りが非常に早かつたため駅員がかけつけたときは第二両目にも火がついていた有様であつたから駅員が窓を壊るとか、そういうふうに動員される時間がなかつた。

従つて当時人を助け、あるいは手助けしたものを私（白木局長）が聞いたものをいいますと中村運転士は一両目と二両目との間で三、四人お手伝したように思うといつており、金子検車係は二両目で四、五人が出て来たところをひつぱつたように思う。大矢車掌はこれまた二両目のドアーその他で七八人助けたといつている。あとの駅員はあの当時六名が初めにかけつけ、あとから東横浜駅の貨物ホームから上がつたのが六十四名、その後からかけつけたのは桜木町その他から非常に大きな数になつているのであるが、駅長のかけつけたとき現場にいたのは運転士と検車係、転轍手、車掌これ以外にはたれもいなかつたのであつて、駅長は自分が行つたときは五分とたつていないがもう全部火となつていた、だからあとからかけつけた庶務係連は外に出た、けがをした人を運ぶのに没頭した、こういう供述をしたと白木局長は証言した。（白木証言八頁）

(四) 施設及び業務運営

(1) 施設関係

今回の事故において施設の不備欠陥が事故の防止を妨げ又はその惨害を大ならしめた一つの有力な原因をなしていることはすでに「事故発生の原因」の(4)「施設関係」において高速度しや断器の不完全に言及したところで述べたが、なお当委員会で問題とされたものは六三型電車特にその三段開窓の設備についてであつた。

小西国鉄運輸総局長は、今回の事故が六三型で窓が三段窓であつたため内部からそれを破つて外に出る、あるいは開いて出るということができなかつた点で惨害を非常に大きくしているが、六三型は全般的な構造としてはほかの車両に特に劣つているという点はないので従つて六三型でなくとも同じような発火の事故は起つたのである。従つて当局としては単に六三型ということに限定せずにすべての電車に対して今度のような発火の事故の起らないように緊急対策として十月まで完了する見込で左記の施設の改善をする。

イ　パンダグラフのとりつけを二重綱線にする。

ロ　屋根の二重綱線をする。

ハ　天井の塗料を不燃性の塗料にする。

ニ　Dコックを車外の両側につける。（現在は一つだけ）

ホ　車内に一箇所すべてのドアーに使えるDコックの代用を一つ設ける。

ヘ　三方コックの取扱を周知せしめる。

ト　車両の中間につなぎの幌をつけ連絡通路を設ける。

チ　窓は全部普通の窓に改造する。

リ　天井を全部鉄板にする。

(2) 業務運営

イ　架線工事の昼間作業

従来交通ひん繁なところの架線工事は深夜作業を主としていたと聞いているが、それを昼間に改めたのは予算の関係か労働基準法、又は組合関係といつた人間の関係から来たのであるかの質問に対し、白木局長は、従来昼間やる方が一般に能率がいい、仕事がしやすいという点があるのと、近来活線作業に対する研究が進んで絶縁体がよくなつて来たので二十数年前から大体活線作業でやることになつた、特に戦時中は夜間は空襲警報があると火が使えないので作業はできないから自然昼間の作業がふえた、それが戦後も無理をして夜間作業はやらなくともよいじやないかということになつたと証言している。（白木証言三頁）

ロ　業務運営の横の連絡

電力区と駅又はその他電車区、車掌区等業務運営上横の連絡が非常に悪いと認められるがどうであるかとの質問に対し、白木局長は（一）架線工事の関係において従来電力区と駅との間に事前連絡はやつていない。それは従来架線工事から大きな事故が起つたことがないという歴史的、経験的の認識から、相当長時間にわたり又は長距離区間にわたり停電も行い列車の運行も止めるという場合以外は局報にも出さず、電力区が自由にやつていたのである。しかし今回の事故にかんがみ今後は線路工事の場合と同様の手続をすることに改正した。

（二）各機関の横の連絡であるが、これは駅関係では駅連合会があり、毎月ある一定の範囲の駅が集まつて連絡会を持ち、同様に、機関区、車掌区その他も大体隔月あるいは毎月それぞれ電力区長会議、車掌区長会議、電車区長会議というようなものを局に集めて会議を開き、同系統の区同志の事務上の指導及び連絡又は修繕等の連絡に資している。それから次には電車区と車掌区、駅等の総合した現場機関の連絡のため地区連合会があり、毎月又は隔月に指定地区の連合区長が各機関の長及び責任者を集めて会議を開いて横の連絡をとつている。

この会議の議題はあらかじめ管理局の方へも予報され、管理局から主幹が（課長のごとき職）出席して議題その他について説明に当つていると証言している。（白木証言三頁）

ハ　職員の養成と教育

職員養成所、鉄道教習所の教育の目的内容、教育年限等についての質問に対し、白木局長は、車掌についていえば、中学校を出た者は職員養成所へは入れずに教習所へ入れる、現場の仕事を二年間（現場の仕事をやらない者は二年半）やつた者は車掌見習を三箇月やつた後試験を受けて車掌になる。但し、同じく中学校を出た者で運輸関係の現業を一年やつた者は教習所の普通車掌科の試験を受ける資格ができて、試験が受かればここで四箇月の養成を受け、更に車掌見習を二箇月やつて最後の車掌採用試験に合格すれば車掌になれる。

運転士についていえば、中学校を出た者は採用試験をやつて必ず教習所へ入れる建前をとつており、高等小学校を出た者も大体同じような採用方法をとつており、採用試験をして運転士見習を三箇月やり、教習所の電車運転士科を六箇月やり、それから出てさらに運転士見習を四箇月やつて電車運転士になる、大体現在ではこの形が普通であると証言している。（白木証言三、四頁）

四　結論

（一）概説

本件における事故は、その発生からの発展過程を見るに従業員の作業の面と施設の面とに幾多の欠陥を含み、それが因となり果となつて未曾有の惨事をいやおくも起したのである。従業員の作業の面を見るに近来まことに珍しい程の過失の競合がある。

（一）碍子作業中のメッセンジヤーワイヤーの過失による切断に始まり（二）工手長と信号係との連絡の不徹底（三）運転士の架線切断に対する不注意（四）架線工夫達の架線復旧工事に専念するのあまり電車防護の措置をおろそかにしたこと等事故発生の諸原因及び事故発生後の措置において（五）運転台と客車との間のドアーを開放して三方コックを開く手段を講じなかつたこと（六）運転台に同乗の検車係は、車外に設けてあるDコックの使用を知つていたにもかかわらず、遂にこれを用いるに気が廻らなかつたこと（七）車掌、駅員においても、燃えつつある第一両目の乗客救出について適宜の処置がとられなかつたこと等々である。

およそこれらの過失又は機宜の処置を誤つたことは、職員の訓練教育に欠陥があつたためと認められるので、本委員会では特にこの点につき究明した。

（二）実務訓練の欠陥

実務訓練に著しい欠陥のあつたことは、これを運転士の例にとつて見れば、月二回ぐらいの応急訓練をうけていたようであるが、訓練の目的は、故障の場合を中心としたもので、電車内の火災又は大事故が発生の場合乗客を救い出す訓練は行われていない、Dコックはその存在を教えてあつても実務訓練は一度もやつていない。又車掌の場合においても、火災の場合は消火器の備付場所を常に注意すべしとか、消火器の使用法は教えておらず、消火の訓練にいたつては全く行つておらない。

およそ非常災害発生の時に機敏に適宜の処置をとり行うのは一つに平素の実務訓練にあり、この訓練を経ているもののみがはじめてよくなし得るは、独り鉄道の場合にかぎらず、世上一般の通則である。しかるにかかる訓練を全く行つていなかつたことは当局の重大なる失態と断ずる外なく、委員会は深く遺憾の意を表するとともに当局はこの点について反省する必要ありと認める。

（三）再教育

鉄道業務は複雑多岐であり比較的高度の知識を必要とするのであるから、これに携わる職員は、精神的にも技術的にも教養の充実が必要であるとともに、自己の関与する職場以外についてもある程度の専門的知識を備えておく必要がある。従つて職員の再教育はこの両方面よりの要請上必要欠くべからざるものである。しかるに定員の関係、予算の関係等より職員の再教育は極めて不徹底なうらみがある。

なお職時中採用した職員中には比較的素質の低い者もあるから、かかる者に対しては教養の向上という点からしても必ず再教育を行うべきである。

当局は、予算定員等のあい路を克服し、以上の再教育計画の確立をなすの必要ありと思料する。

（四）施設の改善

国鉄の施設が戦時中の酷使、戦後の資材不足に加えて、敗戦疲弊のため鉄道のみに十分なる予算をとることのできなかつた等のため極めて低下していることはやむを得ない事情もあると認められるも、今回の事故により曝露された、高速度しや断器の機能の不完全、六三型電車の三段窓、パンダグラフ取付箇所の安全装置の不完全、車両間の通路のないこと等の改善を行うことができなかつたとは考えられない。

今回の惨事においてはじめて知られた施設の欠陥が改善さるべきは当然として、委員会は、当局に対し、今回の経験を通じ、ひとり電車のみならず、列車、国営自動車をはじめ軌条線道その他一切の施設について、人命保護の最低要求をきずき力をあげて改善する必要があると認める。

（五）国鉄の機構

国鉄の機構は元来複雑に組織されているようであるが、公共企業体として運営されることになつたのであるから、その組織はできるだけ簡素にして責任の所在を明確にするとともに指揮命令の関係が敏速に行われるようにすることが必要である。

今、国鉄機構の全般にわたりこれを述べることは、しばらく措くとして監理委員会の制度だけ

をとりあげて見るに、国鉄の意思を決定し外部に対して国鉄を代表する者は総裁である。他方監理委員会は、国鉄の業務運営について指導統制をする権限を有するの外、総裁はその推薦に基き内閣が任命することになつており、総裁は監理委員会に対し責任を負う定めである。しかるに監理委員会の権限は、日本国有鉄道法の第十條第十九條の規定から見れば、国鉄の内部機関に過ぎない。（足羽運輸省鉄道監督局長証言一九頁）から、この両者の関係はまことに矛盾しておるように思われるとともに、監理委員会の制度が必ず存続せられなければならないという理由がはなはだ乏しい感があるので、その存置も一考を要する問題である。

（六）結　語

これを要するに、本事故はその発生の原因、又その惨害のじん大なこと、国家の事故史上稀に見る性質のものであるが、この原因は国鉄の現況が物心両面において未だ戰前の域に達していない証左であり、今次の事故は正しくその弱点を暴露せるものであるといい得る。

本事故を契機としてこれらぜい弱な部面、特に職員の訓練、施設の改善に一層の努力をはらわなければならないが、要は戰時及び戰後を通じ失われた国鉄精神の昂揚こそ急務であり、国民の等しく熱望する所である。

本事故に対し調を転じて顧となすべく東鉄現場長をはじめ全国の職員が一斉に事故防止運動にたちあがり、加賀山総裁も誠心誠意を披れきし物心両面の改善、整備に全力を挙げることを本委員会を通じて国民に誓つたのであるから、これが一時の興奮、又はその場のがれのとん辞でないことを事実をもつて示すべきであると思料する。

なお、山口武秀及び加藤充両委員より、

（一）物見遊山的な列車に使う予算をもちながら、大衆的な通勤電車の改修を行わなかつたことは、国鉄が経営方針を誤つたものであるから、今後は重点的に大衆的客車の改善に力を入れるべきである。

（二）行政整理により人員を減らして、荒廃した施設による輸送に当らしむることは当を得ないから、人員をふやし輸送の危険を除去すべきである。

（三）国鉄業務の民主化、特に労働者に対する組合干渉をやめ、現業労務者の建設的な意見を尊重するとともに、その待遇の改善により従業員をして業務に専念せしむべきである。

との意見のあつたことを付記する。

定価　一部　六円五十銭
発行　東京都新宿区市谷本村町　印刷庁
電話九段五三一番

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その一)

請願に関する報告書

(第四十六号参照)

内閣委員会

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(請願者 山口県防府市大字三田尻山田與作外三百八十二名)(寄柳一郎君紹介)(第一九三号)、同(請願者 大分県別府市下野口三番地藤井萠七外十名)(村上勇君紹介)第一四〇五号)、同(請願者 防府市三田尻千百九十九番地ノ一山田與作外千三百二十四名)(寄柳一郎君紹介)(第一八四四号)、同(請願者 東京都世田谷区東玉川町百七十七番地江川芳光)(寄柳一郎君紹介)(第二〇七七号)及び同(請願者 東京都目黒区自由ヶ丘二百三十三番地正戸為太郎)(寄柳一郎君紹介)(第二一二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元軍人に対する恩給は、昭和二十一年に廃止されたが、かれらは、老齢で、体力は衰え、生活の道なく、まさに餓死状態にある。ついては、元軍人老齢者の恩給を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

元軍人老齢者は、終戦後の激しい物価騰貴の中で、生活がきわめて、窮迫してきている実情にかんがみ、恩給の復活について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長 木村 公平

衆議院議長林譲治殿

恩給及び扶助料額修正に関する請願

請願(請願者 福岡県朝倉郡退職公務員連盟代表具島文太郎外十名)(中島茂喜君紹介)(第二五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回退職公務員の恩給および遺族扶助料の増額により、生活苦にあえいでいた受給者は若干慰びを開くことができたが、この受給額が退職の年度により非常に差があるため、不公平をきたしている。受給額は、勤続年数と履歴とによつて最も公平に支給されるべきものであり、恩給算定の基礎である俸給額の切替も、合理的に行われるべきものであるが、受給額にばく大な差が生じている。ついては、恩給および扶助料額の不公平、でこぼこを修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

退職年次の相違により、比較的古い恩給受給者は、最近の恩給受給者に比べて、低位にある実情にかんがみ、これらの不均衡を修正することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長 木村 公平

衆議院議長林譲治殿

戦傷病者に対する恩給増額の請願

請願外一件(請願者 高知市帯屋町九十五番地安井勝正外三万三千四百三十七名)(長野長廣君紹介)(第三三八号)、同(請願者 宮崎県東諸県郡戦争傷い連盟柄本章外五十四名)(川野芳満君外一名紹介)(第四六六号)、同(請願者 栃木県那須郡大田原町二千八百七十番地下島喜工外九十一名)(船田享二君紹介)(第五五三号)、同(請願者 岡山県倉敷市日ノ出町 木村幸之助外八名)(星島二郎君外一名紹介)(第六〇五号)、同(請願者日本傷い者同志連盟代表木村幸之助)(遠藤寛君紹介)(第八四四号)、同(請願者 大分県直入郡竹田町大字竹田町七十八番地田部正)(羽田野丈郎君紹介)(第九五五号)、同(請願者 福岡県戸畑市沢見通り三丁目戸畑市傷い軍人代表者伊規須文市)(瀬上房太郎君紹介)(第一〇四六号)、同(請願者 福岡県朝倉郡甘木町上新町仁木秀雄外二千八百八十八名)(瀬上房太郎君紹介)(第一四〇六号)及び同(請願者 国立神奈川療養所療友自治会委員長山口敬次)(苅田アサノ君外一名紹介)(第一五八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

数年来、飛躍的な物価高騰のため、一般国民が生活困窮の極に達している今日、身体障害により充分なる活動のできない戦傷病者の生活は言語に絶するものがある。しかるに労働能力を有する健康者の俸給または恩給が数回の増加を見たに反し、戦傷病者は補償されずにいることはきわめて遺憾である。ついては、すみやかに戦傷病者に対して恩給を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給が増額された事実、並びに傷い恩給受給者の生活がはなはだ窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長 木村 公平

衆議院議長林譲治殿

戦傷病者に対する恩給増額の請願

請願(請願者 福島県若松市栄町三百四十八番地田場川留作外七十二名)(犬内一郎君紹介)(第四六四号)、同(請願者 高知市帯屋町九十五番地安井勝正外三千六百四十五名)(長野長廣君紹介)(第一四六四号)及び同(請願者 柏崎市国立新潟療養所患者自治会代表宮沢茂)(亘四郎君外一名紹介)(第一七七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷病者に対する恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号で残されたが、支給額は、きわめて少く、第三項症で年額二千四百円となつているので、同じ第三項症の最下級文官の普通公務による傷いの場合の増加恩給一万三千六百三十円に比較してはるかに低くなつている。ついては、困窮その極に達している戦傷軍人に対する恩給の制度を現在の実情に適するように改善して、一時金の再下附または現在規定額との差額給付等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給が増額された事実、並びに傷い恩給受給者の生活がはなはだ窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適

当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

恩給制度の根本的改正に関する請願(請願者　北海道恩給受給者代表久田儀兵衛外二千六百十名)(小川原政信君紹介)(第六九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給法が二回にわたつて改正され、恩給の増額が行われたのであるが、恩給の額がきん少なため、恩給受給者の生活は困窮を加えつつある。近く社会保障制度が樹立されるに当つて恩給法がどのように措置されるか前途に不安があるので、左の事項を考慮されたいというのである。(一)恩給制度の根本的改正にあたり、現恩給受給者の既得権を確保するように措置すること、(二)国家公務員に対する賃金ベースの改訂のつど、恩給受給者の仮定俸給年額もこれに併行して改訂すること、(三)第一次、第二次の改正恩給法臨時特例中、最近退職者に比し恩給受給額不均衡の者が多数あるから、すみやかに完全是正すること。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、本請願の要旨及び目的は考慮することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

元軍人老齢者の恩給復活並びに追放解除に関する請願(請願者　横須賀市上町三丁目五十番地鈴木繁方白戸光久外一名)(永井要造君紹介)(第六九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太平洋戦争にはなんの関係もないものまでが、公職追放となり、既得権である恩給を停止され、経済的、精神的に苦しい生活を送つている。終戦以来、文官には恩給が受給され、武官に対してのみ停止されているが、ともに官吏として上官の命をうけて責任を盡した点では同等に扱われるべきである。ついては、社会保障制度の施行されようとしている今日、これら被追放者である元軍人老齢者の恩給を復活並びに追放を解除されたいというのである。

二、請願の議決理由

元軍人老齢者の生活の実情にかんがみ、恩給の復活につき考慮するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する恩給増額の請願(請願者　神奈川県小田原市風祭四百十二番地本篠田新外六十六名)(河野謙三君紹介)(第七二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦傷者に対する恩給は、昭和二十一年政令第六十八号によつて制定されたが、軍人に対する特権階級が撤廃されたにかかわらず、旧態依然として特権階級制度が現存し、傷いの程度に対する恩給年額も上級者に最も多く下級者にきん少であり、段階において著しい差額がある。ついては、すみやかに戦傷者に対する恩給の階級を廃し、一律に傷いの程度で支給し、恩給月額を千五百円に引き上げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給の増額並びに傷い恩給受給者の生活がきわめて窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公務員の新恩給制度確立に関する請願(請願者　神戸市生田区楠町二丁目四十一番地の五兵庫県退職公務員連盟理事長岡田良太郎)(加藤充君外一名紹介)(第二一六五号)、同(請願者　京都府恩給受給者連盟代表者鈴木博也)(大石ヨシエ君紹介)(第二一六六号)、同(請願者　大阪市阿倍野区天王寺町朝陽高等学校内大阪府退職公務員連盟代表小泉秀外四十九名)(前田種男君紹介)(第二一七号)、同(請願者　札幌市南通西二丁目北教組本部内北海道退職公務員連盟代表牛澤洵外三十四名)(柄澤セヨ子君紹介)(第一四六三号)、同(請願者　岐阜市加納永井町岐阜県恩給受給者連盟代表中島芳次外十一名)(武藤嘉一君紹介)(第一五八七号)、同(請願者　東京都世田谷区上馬町二丁目六十七番地東京都退職公務員連盟代表笠原清七外千二百六十四名)(山口シヅエ君紹介)(第一七七七号)、同(請願者　東京都品川区大井出石町五千百三十一番地岩渕徳貞外千二百五十九名)(松岡駒吉君紹介)(第一八〇八号)、同(請願者　八王子市日吉町八十二番地東京都退職公務員連盟代表田沼謹一)(細田篤泰君紹介)(第一八六六号)、同(請願者　東京都大田区馬込町東二丁目千七十七番地河原清作外八百二十名)(松岡駒吉君紹介)(第一八七七号)同(請願者　東京都退職公務員連盟代表永沢武雄外七百九十五名)(鈴木茂三郎君紹介)(第一九三二号)同(請願者　東京都豊島区長崎五丁目二十三番地鈴木芳通外八十三名)(石田一松君紹介)(第一九三四号)、同(請願者　武蔵野市吉祥寺千九百十九番地東京都退職公務員連盟森川寅師太)(栗山長次郎君紹介)(第二〇一四号)及び同(請願者　鹿児島県退職公務員連盟代表上原種豊)(上林山榮吉君外七名紹介)(第二二一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員が職務に安住専念して全生涯を公僕として終始することができるような在職中の給與と老齢退職後に対する生活安定の道が十分保障されてはじめて公務の民主的かつ能率的運営を期することができるのであるが、近く公務員制度確立の必須要件として公務員法の精神に基き、その規定にふさわしい内容をもつた新恩給制度法案が国会に提出されるとのことは真に喜ばしいことである。ついては、新公務員制度確立のため、これが法案の提出を促進するとともに、そのすみやかなる成立を要望するというのである。

二、請願の議決理由

国家公務員法に基づく、合理的、民主的な恩給制度の制定実施の必要にかんがみ、請願の要旨及び目的は、適当と認め、本請願は、これを議院の会議に附して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公務員の新恩給制度確立に関する請願(請願者　兵庫県宍粟郡山崎町入江栄太郎外百二十二名)(堀川恭平君紹介)(第一三四八号)、同(請願者　兵庫県加東郡社町田中二百二十三番地堀内喜代治外二百七名)(岡田五郎君紹介)(第一三四九号)、同(請願者　兵庫県神崎郡船津村五百六十三番地水谷方治外百二名)(堀川恭平君紹介)(第一四六二号)、同(請願者　兵庫県氷上郡柏原町柏原五百六十八番地平井武夫外二百九十八名)(有田喜一君紹介)(第一五二六号)、同(請願者　兵庫県印南郡米田町平津正木栄治郎)(川西清君紹介)(第一五八八号)、同(請願者　兵庫県三原郡松帆村吉野南潮)(塩田賀四郎君紹介)(第一六五二号)、同(請願者　兵庫県川辺郡西谷信村境野中島司外百五十八名)(原健三郎君紹介)(第一七〇一号)、同(請願者　兵庫県赤穂郡退職公務員連盟会長松田久之助外百八名)(大上司君紹介)(第一七七二号)、同(請願者　兵庫県美嚢郡三木町滑原常深穣外百十八名)(川西清君紹介)(第一八四五号)、同(請願者　兵庫県加西郡富合村栄西浦彦治郎外百十一名)(吉田省三君紹介)(第一九〇二号)、同(請願者　兵庫県多紀郡篠山町東新町坂本ちかゑ外百六十三名)(有田喜一君紹介)(第一九二九号)、同(請願者　兵庫県退職公務員連盟代表浜野外吉外二百二十六名)(吉田省三君紹介)(第二〇七五号)、同(請願者　兵庫県三原郡神代村藤森龍市)(塩田賀四郎君紹介)(第一三四号)、同(請願者　兵庫県退職公務員連盟代表田中孝太郎外八十六名)(有田喜一君紹介)(第二一三五号)、同(請願者　神戸市住吉区獺川千二百九十五番地杉山久太郎外百五十六名)(松澤兼人君紹介)(第二三三七号)及び同(請願者　神戸市長田区西代通二丁目十八番地細見兵吉外百五十九名)(松澤兼人君紹介)(第二三四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

恩給制度に関するマイヤース氏の勧告書は、その趣旨原則において真に民主的であり、五十万受給者の生活を擁護するとともに、現職公務員をして、その職務に安住専念せしめるにたるものと思うから、次の事項を改善されたいというのである。(一)扶助料の支給額中遺族一人の場合は、従前通り普通恩給の二分の一とすること。(二)政府恩給案における昭和二十三年七月以前に退職もしくは死亡した者に関する勧告改訂表中(3)の(1)に対する比率を合理化し中央が六十倍となるよう修正すること。(三)地方財政の実情にかんがみ、地方自治団体の恩給負担額を五十パーセントに修正し、国庫負担額を五十パーセントに増額すること。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、本請願の要旨及び目的は、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

陸地測量師に対する恩給復活に関する請願(請願者　東京都世田谷区世田谷四丁目六百六十五番地武藤勝彦外九百九十七名)(高木章君外一名紹介)(第一五六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陸地測量部に永年奉職してきた高等文官技術者は、今次大戦のため恩給を支給されていないが、これらの技術者は、戦時、軍部に率職してきたとはいえ、その職務は、平和産業への教育、交通並びに地上施設の設計資料として重要なものであり、いずれの国家においても国土経営上不可欠な事業である。しかるにこれらのものに対してのみ恩給を停止し、同じ官衙に従事した判任官、技術者並びに陸海軍の理事官、事務員等に支給されていることは不合理もはなはだしい。ついては、陸地測量師に対し恩給を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

陸地測量師の恩給は、その職務の性質上、復活について、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

公務員の新恩給制度確立に関する請願(請願者　飯田市大王路町三千七百二十九番地小林宣外三百五十一名)(今村忠助君紹介)(第一六七〇号)、同(請願者　長野県東筑摩郡洗馬村二千百二十番地大池豊雄外百七十九名)(降旗徳弥君紹介)(第一七六一号)、同(請願者　長野県上高井郡須坂町三百六番地土屋二三外四百六十五名)(倉石忠雄君紹介)(第一八〇七号)、同(請願者　上田市横町四千七百二十七番地木村元外七百八十名)(井出一太郎君紹介)(第一八二一号)、同(請願者　長野市岡田町長尾重郎外百三十四名)(小坂善太郎君紹介)(第一八二二号)、同(請願者　長野県下高井郡中野町千五百四十三番地堀内信治郎外二百二十八名)(田中重彌君紹介)(第一八四六号)、同(請願者　長野県上水内郡三水村二千二百六十八番地鵜津愛三郎外三百四十七名)(小坂善太郎君紹介)(第一八六五号)、同(請願者　長野県西筑摩郡楢川村大字奈良井四百九十七番地鈴木迪三外三百九十二名)(増田甲子七君紹介)(第一八八七号)、同(請願者　長野県埴科郡坂城町二千二百五十六番地西沢民一郎外三百十一名)(井出一太郎君紹介)(第一九二一八号)、同(請願者　長野県上伊那郡宮田村池上よし外百七十五名)(吉川久衛君紹介)(第一九三〇号)、同(請願者　長野市小名堂町二百四十三番地滝沢万次郎外百八十八名)(田中重彌君紹介)(第一九三一号)、同(請願者　長野県上伊那郡伊那町大字伊那千四百四十二番地黒沢もとえ外百三十五名)(吉川久衛君紹介)(第二〇四二号)及び同(請願者　長野県北佐久郡北御牧村大字布下二百七番地赤尾今朝太郎外二百五十二名)(井出一太郎君紹介)(第二〇七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員法第九十六條に示されている「公務員服務の根本基準の趣旨」の徹底を期するため、同法第百八條の精神に基づき、その規定にふさわしい内容を盛った健全で公正かつ民主的な恩給制度を新たに制定し、即時実施されるとともに、現在恩給受給者のうちに退職年次(ほう給令の改正きりかえ等により)の相異によつて著しく低額のものがあるから、これが公正を期するため、根本的に是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

国家公務員法に基づく合理的、民主的な新恩給制度の、すみやかなる制定実施を適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

元海軍技師に恩給法適用の請願(請願者　神奈川県逗子町桜山広地八百二十三番地赤星安太郎外九名)(山崎岩男君紹介)(第一七〇二号)、及び同(請願者　呉市上山田町十一番地空井英三外五名)(宮原幸三郎君紹介)(第二一四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元海軍関係に勤務していた技術系高等文官(海軍技師)の勤務年数は、恩給資格年数として認められず、従つて、これらのものは普通文官恩給を支給されていないが、その生活は現下窮乏のどん底にあるから、これらのものにも一般文官同様に普通文官恩給制度を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

元海軍技師の恩給は、その職務の性質上、普通文官恩給制度の適用について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する恩給増額等の請願(請願者　福島県河沼郡下谷村字面倉長谷川利平外二名)(貴衆参六君紹介)(第一八二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

傷い軍人に対する恩給は六項傷以上で、年わずかに二千円にすぎず、これでは到底生活できないことはいうまでもない。しかも福祉法や保護があつても、これらの人には該当しない。給与の方法も兵卒、下士官は一俸であるが、将校だけは階級が付けられている。ついては、傷い軍人に対する恩給を増額し、元兵卒も将校同様に扱い、家族手当を支給されるとともに、傷い軍人に対する国鉄無賃乗車年四回を復活し、遺族に対する考慮を拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

一般恩給の増額並びに傷い恩給受給者の生活がきわめて窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公立学校教職員に新恩給制度適用に関する請願(請願者　東京都杉並区西田町一丁目七百四十八番地野口彰外三十二名)(長野長廣君紹介)(第一九一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下人事院において作製中の新恩給制度は、強制的には国家公務員に限られ、地方公務員は任意加入によつて適用される由であるが、従来、教職員は、国立の学校に勤める教育公務員はもちろん、公立学校に在職する教職員をも含めて恩給法の規定の中にあつたのに反し、今度の立法で、それが分離されようとしていることは、はなはだ遺憾に堪えない。ついては、公立学校教職員も従来通り新恩給制度を適用されるとともに、教育公務員の職務の特殊性にかんがみ、なんらかの優遇の方途を講ぜられ、また任意加入制をとるときは府県単位にされたいというのである。

二、請願の議決理由

恩給制度の根本的改正に当り、公立学校教職員の恩給制度確立のため、適切妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

国家警察予備隊設置費全額国庫負担の請願(請願者　長野県議会議長片桐知従)(倉石忠雄君紹介)(第一九八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県に設置された警察予備隊は、隊員一千名程度の予定であつたところ、その後、当局の要請で四千名収容することとなり、その施設は著しく拡大され、従つて、所要経費もまた当初予定の数倍に増加したので、これが経費に対し相当多額の地元負担を要求されているが、現下財政の極度にひつ迫しつつある地方財政においては、到底その負担にたえがたい実情である。ついては、国家施設の所要経費を地方に負担せしめることは、地方財政法にも反するから、これが経費は全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

国の機関である国家警察予備隊設置のための経費は、国が負担すべきを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

戦傷病者に対する恩給増額の請願(請願者　全国国立病院患者同盟中央委員長上田正)(金子與重郎君紹介)(第二〇〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犠牲による旧軍人傷病者は、働くための身体の全機能を失い、その生活現状は言語に絶する困窮下におかれている。ついては、左記事項につき、恩給法の一部を改正されたいというのである。(一)現行の旧軍人傷病恩給を、一般公務員なみに引き上げ、そのわくを拡大して、軍属による不具廃疾者を含ませること。(二)傷病恩給の階級制度を撤廃し、傷病者の症状等差によつて差額を制定すること。(三)傷病恩給受給者で、二項症以上で、昭和二十三年九月一日以前に妻帯した者にのみ家族扶助料を支給し、昭和二十三年九月一日以降の妻帯者には支給されていないから、同額を適用すること。

二、請願の議決理由

一般恩給の増額並びに、傷い恩給受給者の生活がきわめて窮迫している実情にかんがみ、傷い恩給を増額することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林讓治殿

公職追放解除特別訴願委員会設置に関する請願(請願者　大分県大分市南新町二千五百八十四番地の一木下郁)(福田昌子君紹介)(第八六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願人木下郁は、大正十五年以来、弁護士を業としていた者で、昭和十七年四月の総選挙にいわゆる推薦議員となつたというただ一つの覚書該当事由で公職から追放され、特免申請をしたが許されなかつた。請願人は三十年前から一貫した合理主義の政治思想をい

だき、その行動を極左、極右を排して自由主義的であつたことは明らかであり、このような処置を受けたことは訴願委員会の構成自体の欠点と委員の無能と審査の疎漏によるものであるから、あらたに特別訴願委員会を設けて審査し、解除予定者の氏名と理由を公告し、国民に一定期間内に反対意見と証拠を提出する機会を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

事の性質にかんがみ、審査の公正周密を期するため、請願の趣旨につき考慮の要あるを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

内閣委員長　木村　公平

衆議院議長林譲治殿

地方行政委員会

地方公務員の給與改訂等に伴う平衡交付金補助正の請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名）（志田義信君紹介）（第六号）及び同（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名）（柄沢ヰさ子君紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、地方公務員給與改訂並びに年末手当の支給については「地方は給與が高く節約すれば年末手当を出せる」と、地方財政を無視した一方的決定を行つた。しかるに平衡交付金においては次のように補正しなければとうていこれが実現は困難である。ついては、左記事項等を要望するというのである。(一)給與改訂による財政需要増加額として四十三億八千六百万円、(二)教育職員待遇改善費として四億九千万円、(三)年末手当支給によるものとして九十二億二千一百万円。

二、請願の議決理由

地方公務員給與改訂並びに年末手当の財源については、論議のあつた所で、地方財政の現状にかんがみ、地方財政交付金においてこれ等の財政需要について特別の考慮を拂うべしとする本請願の主旨は地方団体の要望としては当然なことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

国庫負担率算定方法公開の請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名）（志田義信君紹介）（第一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

各種事業等の国庫負担率算定は、不明朗であつて、各府県は、国庫負担金獲得のために秘術を盡して運動する状況であるが、地方財政行詰りの今日、これら運動費を節約するためにも、国庫負担率算定方法を明朗化し、公表されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の現状をもつてしては、各種の公共事業費は、国庫負担金に依存する度が強いのであつて、その決定によつて左右されることが、一般であるので、地方の予算編成の上からも、事業計画の立案の上からも、その決定がすみやかに、しかも明確な基準に即して行われることが望ましいのであり、地方がその獲得運動に浮身をやつすごとき現状はすみやかに是正せらるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

赤十字事業に対する地方税免除の請願（請願者　日本赤十字社長島津忠承）（大内一郎君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戰後、日本赤十字社の任務は戰前に比して重くなるとも軽くはなく、赤十字社の目的とする「人類の健康の増進と、疾病の予防その他あらゆる苦痛の軽減」は、災害救助法等にもあらわれ、限度ある政府の救済施策を補つてきたのであるが、同社の事業は、近年国民の募金で辛うじてまかなわれているにもかかわらず、地方税が課せられているため、経営に大なる支障をきたしている。ついては、附加価値税について、地方税法第二十四條三号に「日本赤十字社が行う事業」を追加されるとともに、固定資産税、市町村民税、自動車税等については、全国各都道府県の取扱状況は、きわめて区々で、課税、非課税の解釈が一定していないから、日本赤十字社の事業または行為、並びに社業の用に供する土地家屋物件等に対しそれぞれ條文に非課税として明記されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本赤十字社の行う事業は、赤十字社の目的に照らしその性格にかんがみ、出来得る限りこれに援助を與え、負担を除くことが社会公共の利益と災害苦痛除去のために望ましいことはいうまでもない。地方税法上においてもこの点に着眼してはいるが、さらに、各税目の上において非課税の点を明らかにし、取扱いの全国的統一明確化を望むことを主旨とする本請願は、理由ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

入場税五割軽減の請願（請願者　東京都中央区築地三丁目六番地日本映画連合会長大谷竹次郎外一名）（鈴木仙八君紹介）（第一二三号）及び同（請願者　松山市愛媛県議会議長立川明）（高橋英吉君外六名紹介）（第一〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、映画・演劇に対し十割という高率な入場税を賦課されているが、(一)入場税は、非常時圧制的大衆課税で、恒久的課税体系の一部でないこと、(二)劇場入場税の減少に伴い入場税は、予算の均衡をとるためには不確定な財源であること、(三)映画・演劇は、国民大衆の必需品であること、(四)映画・演劇は、書籍・雑誌・新聞・ラジオと同等の取扱を受けるべきものである等の理由により、入場税を映画は五割、演劇は二割に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税の高きにすぎる税率については、すでに論じ盡された所であり、映画については、これを五割に演劇は二割に引下げることを要望する本請願の主旨は合理的且つ合目的なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

大都市に対する平衡交付金配付率是正に関する請願（請願者大阪市議会議長田村敬太郎外五名）（前尾繁三郎君紹介）（第一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

「地方団体に交付すべき昭和二十五年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則」によれば、大都市については、交付基準額が皆無となるか、または前年度の地方配付税並びに国庫補助金に比し、激減する結果となり、もし、これが決定されるとすれば、大都市財政はまさに破滅に追いやられるといつても過言ではない。ついては、基準財政需要額の算定に当つては、大都市の特殊性を考慮され、その意見を参考にして、適当に是正するとともに、基準財政収入額についても、本年度各都市の税収入実績を勘案して、適正な決定ができるまで決定を延期する等特別に考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則の運用について、大都市の立場から見て従前の地方配付税や国庫補助金と格段の相違を生ずる不利を是正せんがために適当な考慮を拂うべしとする本請願の主旨は、一応もつともなことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政確立に関する請願（請願者　岩手県西磐井郡老松村長千葉茂一郎）（柄澤ゼ子君紹介）（第一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治施行以来四箇年を経過したが、いまだ地方自治は確立できず、昭和二十五年度地方財政平衡交付金及び起債額の決定後、法令制度改正、需要の増加、地方公務員の給與改訂等地方負担の膨脹は著しく、一方税法の成立ずれのため、徴收きわめて困難で、とうてい巨額の緊急財政需要をまかない得る余裕はない。ついては、地方財政の実状を認識し、適正な財源措置を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の挙げているような各種の理由によつて、地方財政は制度上は一応形を整えてきたものの、その実質はまだ制度の運行の順調でないために整えられていないことは事実である。一方、財政需要の急激な膨脹のため、地方財政は相当に困難な事情にあり、これに対して適切な財源措置を講ぜられたいという本請願の主旨はもつともなことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

大山村の経済再建五箇年計画事業完遂のため平衡交付金増額等の請願（請願者　富山県上新川郡大山村長佐々木佐木広外一名）（内藤隆君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県上新川郡大山村は、全国有数の広大な面積を有する不便な山村で、その小学校は半世紀を経過した危険な建物が三校あり、府県道延長二十四キロ、町村道三十一キロは、車馬の通行にも支障をきたすほど荒廃している。しかしながら、村財政は、新制中学校の校舎建築に四苦八苦で、いまだ完成されず、負担の増大が予想されているとき、小学校の再建と、交通機関の完備を急速に実施する必要に迫られている。同村では、これら事業を五箇年計画で達成することにし、財源としては主として村内の十一発電所施設から生じる固定資産税をもくろみ、さらに平衡交付金、起債等予定している。ついては、別紙五箇年計画を参照して、地方公共団体に財源を附與されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該大山村が財政的窮境にあることは察するに余りあるところであつて、その根本的立直しのため特別な措置を必要とすることは当然であり、そのため本請願のごとき方途は国として考慮する必要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都新宿区戸山町一番地戸山ハイツ一号地小川忠久）（野村專太郎君紹介）（第三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

固定資産税中、不動産に対する課税は、旧法の地租家屋税と同一のものであつて、土地家屋等の財産の所有者に課すべきことは明らかである。今回、東京都営住宅の賃借使用者に対して、東京都から固定資産税である不動産の使用者賦課を受けたが、この課税は、地方税法第三百四十四條及び第三百四十八條によるものと思われるが、社会政策的施設として、国庫の補助で建設された公営施設の居住者に対し、世間一般の借家人にも直接賦課されていない税金を、家賃以外に直接税金として賦課するということは、納得できない。ついては、法第三百四十八條第二項の非課税資産の列挙中に「公営庶民住宅」を追加することによつて、法文上、非課税物であることを明確にするよう現行地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて妥当なものであり、本国会の地方税法改正において、その趣旨の実現を見たものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

行政書士法制定に関する請願（請願者　小樽市稲穂町西八丁目九番地北海道行政書士連合会代表中田平一）（椎熊三郎君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大正九年から施行された内務省令第四十号の代書人規則が終戦後廃止され、その後各地方長官の権限範囲で地方庁令が公布されているようであるが、近く統一法令実施の機運があるので、代書人としては、左のような内容の行政書士法令を制定されたいというのである。(一)代書人を行政書士と改めること、(二)行政書士の定義を定め、一定の資格を與える、すなわち一定の試験に合格し、満三箇年以上の実務経験を有するものとすること、(三)業者の統一を図るため、行政書士会を設立し、一定の地域内の書士を必らず入会させ、規則を守らせること等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はきわめて適切妥当なものであつて、国会としてもその必要を認め、前国会において、議員立法として起草に着手し今国会において成立した次第である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　大阪市議会議長田村敬太郎外五名)(前田種男君外四名紹介)(第三四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行地方税法を次の通り改正されたいというのである。(一)市町村民税は、全面的に当年所得を課税標準とし、給與所得については、源泉徴収制度を採用すること、(二)法人に対しても現行の均等割の外に個人の所得割に相当するものを課税すること、(三)国鉄、專売公社、放送協会に対しても課税すること、(四)法第三八九條の地方財政委員会による配分基準を改訂すること、(五)納期前納付に対する報償金を引上げること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はおおむね妥当であり、その大部分の要望は、今次国会において地方税法の改正によつて実現されたのであるが、その他の部分についても考慮を要するものがあると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

三幡発電所の固定資産税配分に関する請願外一件(請願者　岡山県上道郡沖田村長原醫男外三名)(大村清一君紹介)(第四七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上道郡日本発送電三幡発電所は、三幡村に主要工場を建設しているが、さきおととし操南耕地整理組合の事業として兒島湾岸に排水の電化施設をなし、これに要する電力を同発電所から直送してもらう便利供與の代替條件として、沖田村内にアス乘却場として約一万四千坪の田地を提供するとともに、同発電所からアス捨場に至る間、運搬道路として新道を設置し、同発電所の操業に協力している。従つて、沖田村は單なる三幡発電所の隣接村ではなく、地形的特異的性格をもつており、このような公共用地にはとくに、すべて課税対象として取り扱つておらず税收のマイナスとなつており、経済的影響はきわめて大である。すなわち三幡発電所に関する経費は一市三箇村で共同処弁している状態である。ついては、地方税法第三百九十一條に規定されている同発電所にかかる固定資産税を配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

固定資産税における大規模な固定資産の配分問題は、新しい立法である上、当該地方団体としては相当重大な問題であるので、充分慎重に取扱う必要がある。單に形式的、一律的に決定すべきでなく、個々の場合につき検討する要がある。本請願も一応再検討の上適処する要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　多治見市議会議長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

法人に対する市民税は、均等割のみを賦課することになつているが、個人との負担がきわめて不均衡であるから、個人と同じように法人に対しても適正な課税をするよう地方税法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、きわめて適切妥当なものと認められるところであり、今国会において地方税法改正の際、その趣旨が法文化せられたものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　多治見市議会議長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二次シャウプ勧告に基き、市民税の課税標準を現年度に求め、申告制度を採用するよう地方税を改正する場合、新年度の徴收に支障をきたさないよう、すみやかに処置されたいというのである。

二、請願の議決理由

市民税の賦課徴收に関して改正の行われる場合には、新年度の徴税事務に支障なきようすみやかに処置されたいという本請願の趣旨はもとより適切な要求である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

消防団員の公傷治療費全額国庫負担の請願(請願者　多治見市議会議長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に消防組織法の一部改正案が提出され、その内容には消防団員の公傷、疾病は各市町村においてこれを負担するということになつているようであるが、最近の緊迫化した国際情勢にかんがみ、消防団員が公傷を受けた場合、これを補償し安んじて任務に全力を盡しうるようにすることが当然である。ついては、消防団員に対する公傷の治療費は全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、きわめて妥当な事項であり、すでに今国会当初において、消防組織法の改正を行つて、その趣旨を法制化したものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

平衡交付金の配分率是正に関する請願(請願者　多治見市議会議長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平衡交付金の配分に関する基準

財政需要額の算出方法は、すこぶる公平を欠くもので、都市の自治発展に大きな障害となつているから平衡交付金の配分率を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方平衡交付金の配分に関する基準財政需要額の算出方法については、各方面から是正の必要が唱えられているのであるが、本請願の趣旨も将来の改正への示唆とすべきものと考えられ、おおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

自治体警察職員退職手当の財源措置並びに退隠料受給年限統一の請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自治体警察職員及び自治体消防職員が退職した場合に支拂う手当金が、昭和二十五年度以降は自治体財政をもつて充足支給するよう通知されたが、地方財政の現状にかんがみ、退職手当を地方負担にゆだねることは全く妥当を欠くものであるから、これが手当は国県費により支給されたい。なお自治体警察吏員の退隠料受給資格年限は全国各市町村区区であるため、人事交流等の場合弊害を生ずるから、これを全国的に統一して自治体警察人事行政を円滑にされたいというのである。

二、請願の議決理由

自治体警察職員及び消防職員が退職した場合に支拂う手当金の財政及びその規準について、地方自治体が困難を感じ要望をもつことは一応もつともと思われる。しかしながら地方自治の新制度の建前上、直接にはその経費は当該自治体の負担とすべきものであり、又各自治体の自主性から必ずしもこれを全国一律となすわけにはゆかぬと思われる。ただそのために起る財政上の困難や、不統一に伴う不便については国においてもなんらかの考慮をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方自治法の一部改正に関する請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

議会の議員の提案権は、地方自治法第百十二條によつて定められているが、その提出時期は開会中にかぎられ従つて臨時会では議員の提案権は急施事件を除いては法第百二條四項によつて拒否されている。住民自治の精神において、長のみ提案権を認めていることは、はなはだ不合理であるから、地方自治法第百二條第五項を「臨時会の開会中に急施を要する事件又は第百十二條の規定により議会の議員より提出された議案があるときは前二項の規定にかかわらず直にこれを会議に付議することができる」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方議員の議会における提案権を拡大しようと要望する本請願の主旨は臨時会においてもあらかじめ長において告示してない事項についても議員に提案権を與えようというのであるが、一応、研究すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方自治法の一部改正に関する請願(請願者　東京都庁内全都道府県監査委員協議会連合会代表篠原虎之輔)(野村專太郎君紹介)(第五六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法の一部を次のように改正されたいというのである。

(一)地方自治法第百九十九條第一項を次のように改める。監査委員は、普通地方公共団体の経営に係る事業の管理、普通地方公共団体の出納その他の当該普通地方公共団体の事務並びに当該普通地方公共団体の長及び選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令または條例に基く委員会又は委員の権限に属する事務の執行を監査する。(二)同法第百九十九條末項に左の一項を加える。監査委員は必要があると認めるときは、普通地方公共団体の長及び関係のある選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会その他法令又は條例に基く委員会又は委員に対し、監査の結果に対する措置につき報告を求めることができる等。

二、請願の議決理由

監査委員の権限を強化し、その機能を十全ならしめることは地方行政の執行を公正ならしめる上において肝要なことと思われる。この意味においては本請願はその趣旨は一応もつともと思われるが、なお、その範囲及び程度については、法律上の性格とも関連して研究の余地がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

幕張町より南習志野開拓地域分離反対に関する請願(請願者　千葉県千葉郡幕張町南習志野開拓農民代表羽倉太郎外百二十一名)(多田勇君紹介)(第五六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年に千葉県千葉郡幕張町にある旧習志野陸軍演習場の原野に入殖し、開拓農民として食糧増産に励み、名実ともに幕張町民として営農に従事してきたのであるが、このたび開拓した土地が拂下げられることになつた。従つて、昔の行政区域に関係のある二宮、大和田各町はこの行政区域に従つて分画しようとしているが、これが実施されれば開拓者は自活して行けない事態に直面することになる。ついては、無住地区に開拓者が部落を建設したときは、その部落の住民の意思により行政区域を決定できるよう取り計らわれたいというのである。

二、請願の議決理由

無住地区に開拓者が部落を建設したときは、その部落の住民の意思により行政区域を決定できるよう取り計らわれたいという本請願の趣旨は、民主主義の憲法下一応考慮すべきものと認める。且つ具体的事案の処理については所轄行政庁をして研究せしむべきものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これ

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

県営丹生川防災ため池事業費起債認可に関する請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外十三名）（志田義信君紹介）（第五八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県営による丹生川防災ため池事業は、総工費三億一千六百五十四万円をもつて五年計画で着工されたのであるが、同事業に対する地元民の負担金は昭和二十六年度においては五千万円の多額に当り、関係七箇町村は寒冷単作地である関係上、急迫せる財政ではとうてい負担に堪えられない。ついては、受入態勢の完備と、すみやかな事業推進のため、同地方事業負担金の起債を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

県営防災事業によつて地元負担額が相当多額にのぼり当該地元の自治体が財政上の重圧を感ずるので、その急迫した財政事情を緩和するため起債をもつてその負担金分にあてることを希望し、その起債の許可を求めることの本請願は理由あり極めて適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

映画入場税五割引下げの請願（請願者　東京都港区芝桜田太左衛門町三番地坪倉宗春）（長野長廣君紹介）（第六一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

映画は、一国の文化を左右する大きな一要因であつて、ことに次代をになう若い世代に対する影響力、感化力は絶大である。しかるに現在十割の入場税を賦課されていることはラジオ、新聞、書物等の無税に比し、はなはだ不合理である。またかかる課税のために滞納、脱税行為、映画の実質的低価値の提供等を余儀なくされている実情にある。ついては、すみやかに映画入場税を五割に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

入場税については現行税率が高きに失することはかねてから議論の対象となつていることである。ことに映画の文化的意義に着眼するとき国民文化の育成保護の上から可及的に税率の低減が望ましいことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

固定資産税減免に関する請願（請願者　千葉県木更津水道株式会社取締役社長石川為千代）（佐久間徹君紹介）（第六九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

特殊企業組織による水道事業は、その公益性にかんがみ、地方住民の福利増進に努力を傾注しているが、今回の地方税法による固定資産税は水道事業の大部分である有形固定設備そのものを対象としているため、事業者はこの多額の税負担に耐えられず、本事業の維持経営は困難となり、従つて公益的面に資金を投入することができないという勢にたち至つている。ついては、水道事業の公益的性質を認識して、固定資産税を減免されたいというのである。

二、請願の議決理由

水道事業の公益性にかんがみ、特殊企業組織による企業者に対してもその事業用の固定資産に対して固定資産税を課しないように要望する本請願は、水道事業の特質及び公益性に着眼するとき合理性あり適切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方公務員法の一部改正に関する請願（請願者　東京都文京区菊坂町五十八番地全日本高等学校教職員組合協議会議長高橋孝治）（野村專太郎君紹介）（第六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員法第三十六條第二項の但し書きによれば、設置者が都道府県の高等学校に勤務する職員においては、その政治的行為を当該都道府県の全区域にわたつて制限しているが、これではあまりにも他の公立学校に比較して、広きに失すると思考される。すなわち、ひとしく公立学校である市町村立高等学校においては、設置者が市町村であるがゆえに、政治的行為はその市町村に限定されている点からみても、はなはだ不均衡である。ついては、前記但し書きを高等学校に勤務する職員においては、その学校の所在する市（その設置者が地方自治法第百五十五條第二項の市であるときは、その学校の所在する区）または郡と改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公務員法の一部改正によつて都道府県立の高等学校に勤務する職員において政治的行為の制限の範囲を縮小することを要望するこの請願の趣旨は妥当と認め、地方公務員に対し政治活動を制限した立法の精神に反しない限り、その自由を認むべきことは適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

普通飲食に対する課税廃止並びに遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地全国料理飲食喫茶業組合連盟会長野本源治郎）（中島守利君外二名紹介）（第六九九号）、同（請願者　岡山市岡山商工会議所内岡山県商工団体連合会長伊原木伍朗）（逸澤寛君紹介）（第一五六四号）、同（請願者　福島市早稲町五番地福島県飲食業組合連合会代表渡辺貞治外一名）（大石ヨシエ君紹介）（第一七七八号）及び同（請願者　仙台市勾当台通り一番地宮城県料理飲食業組合連合会代表大谷三光）（庄司一郎君紹介）（第一七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飲食は、人生最低限度の本能的な慰楽であるにかかわらず、これが料飲店で提供するために課税対象となつており、大衆の勤労意欲を低退させ、祖国再建を妨げる悪税となつている。ついては、普通飲食に対する課税を廃止するとともに、現行の遊興飲食税はきわめて高率であるため、業者は経営難に陥つているから、本税の標準率

を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税には多くの問題があり、ことに税率引下げの必要は何人もこれに異存のないところと思われる。将来なんらかの代り財源を考慮して、その引下げに努力すべきものであり、かかる見地より本請願の趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

消防法の一部改正に関する請願（請願者　東京都三鷹市牟礼能美防災工業株式会社取締役社長能美輝一外四名）（河原伊三郎君紹介）（第七〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

消防活動は、火災を迅速的確に発見することを第一とするのであるから、現行消防法第十七條中の「消火器その他消防の用に供する機械器具」とあるを「舟車の所有者、管理者、又は占有者は、政令の定めるところにより第十九條第一項による国家消防庁の勧告に合格した火災報知装置、消火器その他消防の用に供する機械器具……」に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

火災予防の確実を期する目的から、現行消防法中に右要望のごとき改正を加えようとする本請願の趣旨はその見地においてもっともである。具体的にはその範囲及び程度等の研究を要するが、設備の完全は固よりでき得る限りなすことが望ましいことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

起債額拡大に関する請願（請願者　熊本県議会議長大久保勢輔）（坂田道太君紹介）（第七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共事業、単独事業を通じて起債申請額に対して承認額が少ないため、県または市町村において年度当初における年間事業計画が途中で中止を余儀なくされる場合が多く、計画の大部分が起債に財源を求めるの外ない実情であるから、必要な事業については起債を承認するようそのわくを拡大されたい。また現在中小学校の校舎は全国的に腐朽はなはだしく、このまま放任するときは勉学上由々しい事態をひき起すおそれがあるから、学校営繕費に充当される起債わくをも拡大されたいというのである。

二、請願の議決理由

学校営繕費に充当される起債の枠を拡大されたいという本請願の趣旨はもとより妥当である。国の財政政策上、起債総額が引き締められている以上にわかに増大は望みがたいが、学校校舎の腐朽はなはだしき今日可能な限りこれに対する起債の枠を拡大するよう努力すべきことは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

平衡交付金の配分率是正に関する請願（請願者　横浜市議会議長小沢二郎外五名）（田中伊三次君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の自主的確立が地方自治の基本的要件であることはいうまでもないが、大都市の膨脹は財政需要を増大し、これが財源も市民生活の困窮により、予定税収の確保が困難となつている。しかも「地方団体に交付すべき昭和二十五年度分の地方財政平衡交付金の仮決定額の算定に関する規則」による仮決定によれば、大都市は皆無となるか、または前年度の地方配付税並びに国庫補助金に比し、激減することになつてり、もしこれが決定すれば、大都市は破滅にひんすることは明らかである。ついては、基準財政需要額の算定にあたつては、大都市の特殊性を十分考慮するとともに、この決定額の算定のみにとらわれず、一応前年度の普通地方配付税及び本年度の平衡交付金に吸収される国庫補助金の合計額を配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

平衡交付金の配分について大都市の財政需要の急激な膨脹と住民の困窮とによる財政窮迫の事情に特別な考慮を拂うべきことを要望する本請願の趣旨は一応妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

公職選挙法の一部改正に関する請願（請願者　日本都市交通労働組合連合会中央執行委員長岡本孔太郎）（門司亮君紹介）（第七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員に立候補制限を付する理由は、地位を利用する等の弊害があるためとせられているが、交通、水道等の公営企業に従事する職員についてはその余地がないから、立候補制限を付する必要がない。また公営企業の職員は、地方公務員法附則第二十項によつて従前の例によつて取り扱われることになつており、従つて地方公務員法第三十六條による政治的行為の制限はなされていないから、立候補についても制限すべきでない等の理由によつて立候補制限は除去するのが正当である。ついては、地方公務員法附則第二十項による公営企業に従事する職員については公職選挙法第八十九條の立候補制限を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

公営企業の職員について、公職立候補制限を除去するよう法律に明定すべきことを要望する本請願は、公務員の立候補制限の本旨にかんがみ、これらの職員が比較的公務員としての性格に薄く又現行法上の取扱から見ても一応もつともと思われる問題は公営企業に関する特別法が制定されるまでは解決しないが、その際合せて考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

電気ガス税免除等に関する請願（請願者　日本化学工業協会長原安三郎）（大泉寛三君紹介）（第八二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会に地方税法一部改正法律案が提出される由であるが、この際業界の要望を考慮して、電気、ガス税の一部を次のように改正されたいというのである。(一)電気税に関しては、生産に電気を使用する場合、これを課税対象とすることは、その消費税的性質よりみて産業の発展をじゆう滞させることになるので、産業用電力に対しては免税すること。しかし全面的免税が不可能の場合は、現行法の免税條項に規定されている品目のみでは全産業の常識よりみて妥当性を欠き、かつ不公平であるから、電解電炉工業製品等の品目を追加して不備を是正すること。(二)ガス税に関する現行法では課税品目にあいまいな点があるから、その課税対象を電解電炉工業製品に限定するよう明文化すること等。

二、請願の議決理由

生産工業に使用する電気、ガスについて地方税の電気、ガス税を課することは問題であつてかねてから関係業界からしばしば要望もあり、研究し考慮をはらつたところである。その要旨は、おおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

公職選挙法の一部改正に関する請願(請願者　大阪市議会議長田村敬太郎)(前田種男君紹介)(第八四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行公職選挙法は、施行後の経験を通じて、不備な点があるから、左の通り改正されたいというのである。(一)五大市の市長、教育委員会委員の選挙に無料葉書、政見放送及び経歴放送の公営を府県同様に認めるように第百四十二、百五十、百五十一條を改正すること、(二)都道府県の議会の議員及び五大市の選挙について、都道府県及び五大市は任意に條例の定めるところにより立会演説会を開催することができるように、第百五十二條を改正すること、(三)都道府県及び五大市の選挙においてもその状況により選挙公報を発行し得るように第百六十七條を改正すること、(四)氏名掲示は各選挙について行うとともに投票所内にも掲示することとし、かつ掲載の順序は選挙区ごとに「くじ」で行うように、第百七十三、百七十四條を改正すること等。

二、請願の議決理由

公職選挙法はその実施によつて幾多の欠陥や不備が指摘されその改正が要望されているが、本請願の趣旨も又考慮を拂うべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

平衡交付金算定基準の改正に関する請願(請願者　石川県議会議長　鳥畠徳次郎)(南好雄君紹介)(第九二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

平衡交付金の算定については、各行政種目ごとにおける財政需要額と一定率による基準財政収入額との差額に対し按分して交付されることになつているが、たとえば海岸線の長短、学校の二部制の有無、その他水揚地帯の住民が年々多額な負担をする排水機等の水利等についてはなんらの考慮が拂われていない現状であり、住民負担の平衡を失するものとなるから、これを財政需要額中に算入するか、あるいは基準財政収入額の算定において措置する等改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金の算定についてその財政需要額の基準となるべきものについて各種の要望がある。海岸線の長短学校の二部制の有無、水揚地帯の排水機のごときも考慮を拂うべしとする本請願の趣旨も妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方財政平衡交付金法における教育費測定単位の改正に関する請願(請願者　山形県議会議長加藤宮之助)(上林與市郎君紹介)(第九二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政平衡交付金法の実施は財政的地方自治を確立し、民主政治を前進せしめるものであるが、教育費基準財政需要額算定にあたつては次の諸点につき、測定単位を改正されたいというのである。(一)高等学校費の算定は生徒数の外に学校数(分校を含む)を測定単位に加えること。(二)社会教育費、大学専門学校費、盲ろう学校費、恩給費、共済組合費等分離して人口一本の測定単位を合理化すること。

二、請願の議決理由

地方財政平衡交付金法の基準財政需要額の算定については各費目とも測定単位の改正単価の改訂が問題となつているのであるが、本請願のごときも、教育費の合理的配分上、妥当な要請である。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　東京都中央区木挽町八丁目日本鉱業協会長岡部楠男)(小金義照君外一名紹介)(第九二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税改正に際し金属鉱業界として、つぎの事項につき、地方税法の一部を改正されたいというのである。(一)固定資産税。沈でん池並びにズリ捨場は農耕地保護及び鉱害予防のために設けられたものであるから、公共の利益を目的として施設された土地及び構築物は、固定資産税の対象から除外すること。鉱山の坑道は固定資産税の課税対象から除外するという国会における政府の答弁を明確にするため、地方税法第三百四十一條第四号の課税除外の鉱業権の下に主要坑道を含むことを加えること。(二)市町村住民税として、法人に対し、あらたに所得税割を課す案は、資本蓄積を阻害するから避けること等。

二、請願の議決理由

金属鉱業においては、事業の性質上本来の事業上必要な施設の外、公安ないし公共の利益を目的とする施設を必要とし、さらに主要坑道のごとくそれ自体、事業活動と直接関係を有しない施設も必須である、これらの事情より見て課税除外等の措置は考慮する要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、こ

れを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長林譲治殿

遊興飲食に対する標準税率引下げに関する請願(請願者　東京都中央区築地二丁目十二番地東京新橋組合赤峰布光子)(河原伊三郎君外一名紹介)(第九五〇号)及び同(請願者　滋賀県議会議長堀江喜一)(河原伊三郎君紹介)(第一九六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
地方税法第三節遊興飲食税は、地方財政を支える大きな財源であるが、飲食営業の経営を危機に追いつめ、倒産を強うるものである。しやしという観点からすれば、専門技術者を雇つて、日常生活、会合に高級な食事をとりつつある事実から見れば、料飲店における飲食にのみ高率課税を課すことは公平を欠いている。酒類には戦前の千倍にも引き上げられている酒税が含まれ、料飲店の経営費、諸税金にさらに四割の本税が附加されることは、営業者と顧客を引離し、営業禁止的な高率課税である。ついては、空文にひとしい現在の税率を大幅に引き下げるため、地方税法第百十三條ないし百十五條を改正し、遊興飲食税を全面的に改率し、一割課税を断行されたいというのである。

二、請願の議決理由
遊興飲食税が余りに高率であることと、そのために徴収が極めて困難であることは、納税者側特に特別徴収義務者たる業者側はもちろん徴収者側からも強調せられる処であり、なんらか他に財源を考慮してその税率引下げを図るべきものと考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長林譲治殿

木材引取税の課税並びに徴収の是正に関する請願(請願者　日本林業協会長大村清一外六名)(野原正勝君紹介)(第九六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新地方税法の実施にあたり、木材引取税の課税並びに徴収方法については矛盾の点多く、林業経営面の支障となる点が認められるので、左記事項に関し、法的解釈を明示されたいというのである。
(一)木材引取税の課税範囲、すなわち、課税標準時の決定については各町村区々であるから、立木伐採時を木材引取税の対象とすべきであること。(二)木材引取税の課税標準額は立木価格に伐採費を加算したものとし、立木価格及び伐採費の算定は地方林務当局の意見をきいて決定の上これを知らせること。(三)納付期限を三箇月に延期すること。(四)特別徴収義務者として立木の所有者を便宜上指定しているが、原則的に引取者に限定するよう措置すること。

二、請願の議決理由
林業育成の緊急要務たるにかんがみ木材引取税の課税並びに徴収については、慎重を期すべきであり、本請願の趣旨はおおむね妥当な見解と考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長林譲治殿

北海道市町村上下水道事業起債認可に関する請願(請願者　札幌市長高田富與)(稚内三郎君紹介)(第八七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後北海道の開発は、産業振興と人口收容力の増大によつて国力の振興を企図することになつたが、これに関連し道民の保健衛生はもちろん、産業発展のため、必要欠くことのできない上下水道施設の整備拡張を推進することは現下の緊急要事となつている。ついては、昭和二十六年度における北海道市町村上下水道事業起債を全額承認されたいというのである。

二、請願の議決理由
上下水道施設の整備のごときは、地方開発の前提條件をなすものであり、そのための起債は出来る限り優先的に許可すべきであり、とくに北海道のごとく産業発展上、必要不可欠の地域にあつては、ことさらで、本請願の趣旨はきわめて妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
地方行政委員長　前尾繁三郎
衆議院議長林譲治殿

遊興飲食税の撤廃に関する請願(請願者　大阪市西区江戸堀北通一丁目三十四番地大阪府食堂組合連合会理事長朽木忠春外十名)(浅香忠雄君紹介)(第一〇〇〇号)、同(請願者　前橋市横山町群馬県旅館組合連合会前橋支部長宮内音英外二十二名)(藤枝泉介君紹介)(第一〇六〇号)、同(請願者　大津市今堀町十六番地滋賀県旅館飲食業組合連合会長三宅五郎兵衛)(河原伊三郎君紹介)(第一三三三号)、同(請願者　広島市東魚屋町広島県遊興飲食税撤廃期成同盟会長小林勝人)(野村專太郎君紹介)(第一四七八号)、同(請願者　大阪市西区江戸堀北通り一丁目三十四番地大阪府食堂組合連合会理事長朽木忠春外十名)(加藤充君紹介)(第一六四四号)及び同(請願者　松江市東本町二丁目島根県喫茶食堂商業協同組合理事長梶谷勝造外五名)(大石ヨシエ君紹介)(第一七八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
遊興飲食税は、インフレーション下の浮動購買力吸收のために税体系に組まれたものであり、インフレーションの停止した現在では、このような浮動收入を地方財政の支柱とするやり方は、決して健全とはいえない。現行遊興飲食税の諸規定は、はなはだしく非現実的であつて、料飲業者の健全な納税意欲を低下させ、相続くか烈な徴税の強行は、経営をおびやかし、倒産、転廃業、肩代り等、他業に類を見ない悲惨な現象を呈している。ついては、合理的、かつ、公平な納税者の位置におきかえられるよう、すみやかに同税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
遊興飲食税についてはその撤廃はともかくも税率その他について改正の要あることはすでに国会においてもしばしば論議せられたところであつて、地方税法の改正に当つては努力もつづけられているのであるが、なおその実現をみないことは遺憾とするところである。よつて出来得る限り今後も本税については改正の努力をなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

船員の不在投票制度改正に関する請願（請願者　神戸市生田区海岸通三丁目二十六番地全日本海員組合長陰山壽）（門司亮君紹介）（第一〇〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行公職選挙法は、現実に即応していない面が多く、ことに船舶乗組員の選挙権行使については、はなはだ不合理、不適正のまま放置されている。ついては、船員の不在投票制度を次の通り改正されたいというのである。(一)船員の基本選挙人名簿に対する船員の補充選挙人名簿調製規定を設けること。(二)船員の選挙人名簿登載者について地方公共団体の首長並びに議会の議員の選挙にも選挙権が行使できる措置を講ずること。

二、請願の議決理由

公職選挙法における不在者投票の制度については選挙施行の実際に徴しても幾多の改善すべき点があることが認められる。船員の不在投票については特に問題があり本請願のごとき趣旨も研究の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方財政の窮状打開に関する請願（請願者　東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会会長金剛不二太郎）（河原伊三郎君紹介）（第一〇〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明年度における地方財政平衡交付金所要額並びに地方起債額は不当に圧縮され、その結果、大部分の地方自治体は予算編成難に陥っている。歳出関係についても平衡交付金は、いちじるしく圧縮され、ベース改訂による歳出増は認められていない。歳入関係についても、税外収入のみを前年に比し百六十余億円増額され、税外支出が認められていない。ついては、地方財政平衡交付金予算を千二百九億七千万円に修正し、地方起債わくを五百四十八億円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮状緩和のため、地方財政平衡交付金予算額の増額修正、地方起債の枠を引上げるよう地方が要望することはもとより理由のある所であり、政府としても財政政策上可能の限度においてその要望にそうべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願（請願者　神戸市生田区北長狭通八丁目二十一番地の二兵庫県旅館商業協同組合理事長大橋千代造）（佐々木盛雄君紹介）（第一〇七一号）、同（請願者　熱海市熱海二百九十六番地静岡県旅館組合連合会長山田彌一外三十三名）（神田博君紹介）（第一〇七二号）、同（請願者　長野市県町八十九番地長野県旅館協同組合理事長三山與一郎外十八名）（田中重彌君紹介）（第一〇七三号）、同（請願者　高知県旅館商業協同組合理事長柿本忠太郎）（長野長廣君紹介）（第一三〇二号）、同外十件（請願者　長崎県旅館組合連合会長田中作太郎外七百五十一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三三四号）、同外三件（請願者　大阪市南区塩野町通三丁目三十六番地大阪府旅館協会理事長吉田鹿一外五十九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四五一号）、同（請願者　山形市七日町山形県旅館組合連合会会長後藤幹次）（松浦東介君紹介）（第一五三二号）及び同（請願者　横浜市西区花咲町四丁目百十一番地神奈川県旅館協同組合專務理事阿部源司外三名）（小金義照君紹介）（第一八七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館は社会の公器であり、旅行者の大部分は必要やむを得ない所用、商用、あるいは学生、生徒の修学旅行または、国民大衆の保健更生のための旅行であつて、家庭生活の延長であり、旅館の宿泊に対して遊興飲食税を課税することは不合理である。汽車、汽船の宿泊、外食券食堂による食事の提供となんら異らない旅館の宿泊、飲食に、課税することは不適当である。徴収にあたつても、一定の税率を規定しながら区々まちまちで、実状を無視した賦課を強行する実例があるから、遊興飲食税をすみやかに撤廃されたい。全面的撤廃が不可能であるならば、旅館の宿泊に対して同税を除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税については、賦課方法、税率等多くの問題があるのであるが、とくに旅館は、遊興の要素はほとんどなく、社会の公器たる性格の強いものであるので、その課税については特別な考慮を要するものがあり、その一部として、学生、生徒、児童の修学旅行のための宿泊を免税とする措置は、今回の地方税法改正案に対する修正をもつて実現せられるに至つたのである。今後とも本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方公務員中單純労務に雇用される者の身分取扱に関する請願（請願者　大阪府土木部従業員組合長小島捨吉外二名）（大矢省三君紹介）（第一〇七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

單純な労務に雇用されている地方公務員の身分取扱いについては、地方公務員法第五十七條に、その職務と責任の特種性に基き特例を定める法律を制定することを明確に規定しているが、政府は、この特例を定める際、左のごとき基本的な事項をぜひとも特例の主要事項として規定されたいというのである。(一)労働組合法によつて保障されたる労働組合で、労働組合の活動の自由を保障する特例を認めた法律を制定すること。(二)政治的行為の制限を全面的に撤廃する特例を認めた法律を制定すること。(三)労働基準法の適用を認めた特例を定める法律を制定すること。

二、請願の議決理由

地方公務員中、單純労務に雇用される者の身分取扱に関し特別法の制定される場合にこれらの労務者に対しては、でき得る限り労働者としての自由と権利を保護する上から労働三法等の精神を取り入れて特例法が制定されることが望

ましい。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

旅館を対象とする遊興飲食税の撤廃に関する請願(請願者　京都市中京区西洞院丸太町下ル京都府旅館組合連合会長西村善三郎)(前尾繁三郎君紹介)(第一一六八号)、同(請願者　京都市中京区西洞院丸太町下ル京都府旅館組合連合会松下義雄)(小川半次君紹介)(第一一六九号)及び同(請願者　京都市中京区西洞院丸太町下ル京都府旅館組合連合会長西村善三郎)(大石ヨシエ君紹介)(第一二七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旅館の宿泊は家庭生活の延長であり、やむを得ない用事、商用等のための旅館の宿泊に対して、遊興飲食税の対象とすることは不合理である。外食券食堂の食事は遊興飲食税の対象から除外されているのに旅館の飲食に対してのみ、同税が課せられているのは不可解である。また現今官民の別なく、寮と称する施設が設けられ、旅館同様に利用されているが、これらも課税の対象となつていない。芸ぎの花代や。ぜいたくな飲食等に対して税率が大幅に減ぜられたにもかかわらず、旅館の宿泊料に対する税率を二割にすえおかれたことは宿泊の大衆性、公共性を閑却したのである。ついては、このような不合理な課税を廃止し、もし全面的廃止が困難であれば、宝料だけは課税対象から除外し、食事料に対しては一般飲食店と性質が異るから税率の百分の十以下にされたいというのである。

二、請願の議決理由

旅館の宿泊等に対する遊興飲食税については不合理な点が多くかねてから論議されている。本請願の趣旨のごときももとより考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

警察制度改正に関する請願(請願者　舞鶴市警察本部長川上美博)(大石ヨシエ君紹介)(第一二七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府下自治体警察連合協議会は、警察制度改正案に対して、左のように要望するというのである。(一)国内治安に重大な関係のある特殊犯罪については、自治体警察管轄地域内においても国家地方警察の職権行使を認めるという政府案に反対する。(二)国家警察の要請で、自治体警察が行つた応援費用を国庫で負担することは賛成であるが、もつぱら地方警察のみに運営の主体性を持たせるような方法に反対する。(三)犯罪情報を自治体警察から国家地方警察へ通報することを法制化することに反対する。(四)自治体警察の定員は自治体自身で定めることとし、法律の制限は廃止する政府案に賛成する。但し、地方財政交付金の増額を必要とする等。

二、請願の議決理由

警察法の改正に関して幾多の論議があり、自治体警察の立場から見て種々の見解や要望があつたが、本請願も又その一で、必ずしも全部が妥当なりともなし難いが一応自治体側としての主張として考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

起債増額認可に関する請願(請願者　京都府何鹿郡志賀郷村長上田勇吉外三名)(大石ヨシエ君紹介)(第一二七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府何鹿郡は、ジェン台風の襲来による被害が千八百万円、さらに当地特産物にじん大なる被害をこうむり、これに伴う農家収入は急激に減少し、相つぐ災害は、何北中学独立校舎建築資金調達にも影響を生じ困難なる状態にある。従つて、さきに当局より指示された程度の起債額では到底建築資金調達計画の遂行は困難であるから、既許可額の上さらに百万円の増額を認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方起債の査定に当つては、個個の地方団体につき災害の程度と財政力とを充分勘案すべきであつて、いたずらに過去の実績や、わくにとらわれることは妥当でないと考える。本請願のごときも一応実状につき、再検討して妥当な解決を計るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

ニュース映画に対する入場税免除の請願(請願者　東京都中央区木挽町一丁目二十三番地理研映画株式会社内安田日出男外三名)(川崎秀二君紹介)(第一三〇四号)、同(請願者　東京都千代田区有楽町読売ビル内田口助太郎)(吉武恵市君紹介)(第一三〇五号)及び同(請願者　東京都中央区銀座西八丁目九番地徳永謙雄)(立花敏男君紹介)(第一三七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ニュース映画が、近代国家形成のために、正しい公論と社会教育に果している役割は大なるものがあるが、現在遊興税とほぼ同率の世界に類例を見ない十割の入場税を課しているのは、その社会的重要性にかんがみ、矛盾もはなはだしい。ついては、ニュース映画に対する入場税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

ニュース映画のもつ文化的社会的重要性にかんがみ、これを税法上の取扱について、特別の考慮を払うべきは当然である。一般映画に対してさえ入場税の高きに過ぎることはすでに論ぜられていることであるから本請願の趣旨のごときは固より妥当のことと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

教育映画に対する入場税免除に関する請願(請願者　東京都千代田区有楽町読売ビル内田口助太郎)(吉武恵市君紹介)(第一三〇六号)、同(請願者　東京都中央区木挽町一丁目二十三番地理研映画株式会社内安田日出男)(川

崎秀二君紹介)(第一三〇七号)及び同(請願者　東京都世田ヶ谷区成城町八十七番地東宝教育映画株式会社望月儀外一名)(立花敏男君紹介)(第一三七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

視覚教育の進展とともに教育映画の重要性がますます高まつている今日、本来教育を目的とし営利を目的としない教育映画が課税の対象として取り扱われることは教育映画の利用を阻害して視覚教育の進展を妨げるばかりでなく、製作者を苦境に陥れ作品の生産にも障害を及ぼすから、教育映画のみ上映の場合は無税とし、一般常設館で教育映画がその他の映画と併映される場合は適当な比率で減税する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教育映画の重要性にかんがみ、これに適当な保護と援助を與えてその発達をはかることは文化政策上、肝要なことである。いわんやこれに高率の課税をもつて製作者の負担を増してすぐれた作品の出現をはばみ、大衆利用の機会を少なからしめることは遺憾である。それ故税法上にあつても免税又は減税の方途を講じ適当な措置を講ずべきものと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方自治法の一部改正に関する請願(請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名)(野村專太郎君紹介)(第一四七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都の特別区は、地方自治法第二百八十三條により政令で特別の定をするものを除く外、同法第二編中市に関する規定が、同法附則第十七條により政令で特別の規定を設ける場合を除く外、他の法令中市に関する規定が適用される。これは特別区を原則として市と同様の自治権を有する地方公共団体としたものであるが、これに反して同法中第二百八十二條及び附則第二條の規定は特別区の自主、自律の原則をまつ殺するもので、この規定のらん用は地方分権の本旨に反するものである。ついては、同一法律中に相矛盾する條文を包含することは、都と特別区との間に無用の軋轢を生ずるから、地方自治法第二百八十二條及び同附則第二條を改正し、特別区の自治権を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

都の特別区の地方自治法上における地位にかんがみ、さらに自主独立性を要望するに、もとより合理的なものといわねばならぬ。しかしながら、なお、都の特殊性もあり、研究を要する点もあるから、その要望をさらに考究するの要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方自治法施行令の一部改正に関する請願(請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名)(野村專太郎君紹介)(第一四七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治法第二百十條の規定によれば、都知事は特別区の事務に従事させるために都吏員を特別区に配属させることができるので、都はこの規定に従つてその全定員を都職員でもつて充ている。このために特別区吏員は区長、助役及び収入役の三名のみという現象を呈している。ついては、地方自治法第二百十條を削除されたい。なお、地方自治法施行令附則第二條第一項中「東京都制施行令第百四十七條」に関する部分を削除して、特別区に属すべきものはこの際特別区に移管し、同施行令附則第四條中「道路法及び同法施行令」を削除して、区道の設定と管理を特別区の区長ににぎらしめるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都の特別区の自主性を高めるために区吏員に対する人事権についてもほとんど全部が都職員として都知事の任免による現行法上の制度を改善されたいという趣旨の本請願は一応考慮を加え、考究すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名)(野村專太郎君紹介)(第一四七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行地方税法によれば、特別区のある区域では、特別区の財政需要の額を算定するのは特別区ではなく都であり、特別区に課税権を與えるのは国でなく都である。地方税法第三章及び第四章の規定によつて、市町村に與えられた課税権はそのまま特別区にも與えられなければならない。特別区が執行すべき事務で、その性質上都が総合して統一的に行つた方が適切であるもの、たとえば警察、消防、防疫、港湾事業等に充当する経費の財源として適当な税は都税として都に属さしめるべきで、特別区と都と協議の上、課税権を分担すべきである。ついては、地方税法中第一條及び第七百三十四條から第七百三十六條までを改正し、特別区の課税権を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

東京都の特別区に地方税法上における課税権を與えられようとの本請願は、特別区の自主性を高める目的のためにはもとより合理的なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

博物館に対する入場税免除の請願(請願者　東京都台東区上野公園国立博物館内日本博物館協会長　徳川宗敬)(若林義孝君紹介)(第一四七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

博物館は、学校や図書館と同じく、公共的な教育及び学芸研究の機関であり、その利用者に入場税を課することは適当でない。しかるに、この趣旨が一般に徹底せず、これに関する非課税の規定がないため、地方によつては、博物館の入場者から入場税を徴収しているものが現に少なくない実情であり、これは当館の振興を著しく阻害するものである。ついては、今回博物館法が制定されるのを機会に、同法による博物館についてはその入場利用に対し入場税を

課することのないよう規定されたいというのである。

二、請願の議決理由

博物館の社会的文化的機能を完全に営みうるよう、これに適切な保護と援助を與うべきことは当然であり、これに遊覧的見世物のごとき観方をもつて過度に入場税を課することは、業の発達のためには遺憾とせねばならぬ。地方においては、博物館に対する非課税の規定なき故これに課税しているので博物館法の制定されるに当つて考慮されたいという本請願の趣旨はもつともである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

私立博物館に対する固定資産税免除の請願(請願者　日本博物館協会長徳川宗敬)(若林義孝君紹介)(第一四七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立博物館は、総数百十一、博物館総数の七十一パーセントを占め、博物館施設の乏しいわが国の現状において、公立博物館の不足を補い、また公立博物館には求められない貴重な特殊のしゅう集を有する重要文化施設として教育及び学芸に著しい功績をあげているが、これらの保護、奨励につき、今日なんらの方策が講ぜられていないため、経営に困難をきたし、とうてい固定資産税の負担にたえられない実状にある。ついては、私立博物館に対する固定資産税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

私立博物館のその社会的文化的使命とその経営の困難性とにかんがみるとき、これに保護奨励を加える見地から税法上においても考慮を拂うべきことは当然であり、とくに固定資産税を免除されたいという本請願の趣意は合理的なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

狩猟者税軽減に関する請願(請願者　東京都新宿区横寺町五十三番地全日本狩猟クラブ会長赤尾好夫外一名)(田嶋好文君紹介)(第一五九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の狩猟者税はきわめて不当高率なため、狩猟者数が毎年約三万名づつ減少し、その反面、密猟者の数が増大し狩猟道徳のたい廃はその極に達しつつある。ついては、狩猟免許手数料を二千四百円に軽減し、もつて密猟者を根絶するとともに、一般人も公明に狩猟ができる道を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

狩猟者税が高率にすぎ、各種の弊害を生じつつあることは遺憾である。この点については、研究を要する問題と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

警察法の一部改正に関する請願(請願者　鹿児島市警察署内鹿児島県自治体警察連絡協議会長伊東祐吉)(床次徳二君紹介)(第一六五七号)及び同(請願者　神戸市議会議長大崎一郎)(立花敏男君紹介)(第一八五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察法改正について、次の事項を考慮されたいというのである。(一)現在の十二万五千のわくをはずし、国警並びに自警の増強をはかること。(二)国家的特殊犯罪のもとに、国警が自警内で自由にそう査権を行使することに反対する。(三)警察法第五十五條を改正し、国警自警間、または自警相互間の応援要請の規定は必要であり、巨額の費用を要したときは国庫負担とすること。(四)犯罪情報等の国警自警相互間の通報義務を規定化すること等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、現在各方面から改正を要望されている事項であつておおむね考慮すべき問題に属する。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

官公署における事務処理等に関する請願(請願者　長野県下伊那郡大下條村熊谷四郎)(今村忠助君紹介)(第一六七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

官公署における各種願届書類の進達及び処理の遅延、取扱いの不活発のため、申請人のこうむる不利迷惑は多大であるから、受理官公署の進達期限、中継官庁の進達期限、処理官庁の裁決期限とを定め、事務処理を迅速に行うよう法制化されたい。なお、各種願届書類を全国画一の法規によつて作成するために、書式または図面に不必要な部分が多く、労力と費用の負担にたえないから、へきすう地方に適当な簡易法規を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

官公署の各種事務処理の遅延渋滞は従来しばしば批判の対象となりその是正が叫ばれてきた処であるが、今日なお、その改善が充分でなく国民の迷惑は多大なものであると思われるので、本請願の趣旨を実現する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林譲治殿

地方税法の一部改正に関する請願(請願者　財団法人ボーイスカウト日本連盟理事長三島通陽外六名)(星島二郎君外一名紹介)(第一七五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会教育団体は青少年の心身をきたえ、円満な人格をもつた自主独立の民主的社会人をつくるための社会教育を行つているが、団体の多くは公益法人であり、国家並びに公共団体から、なんらの補助金も得ていない。またこれら社会教育の用に供する会館、講堂、集会室、体育館、運動競技施設、宿舎、キャンプ等の建造、営繕、維持は内外有志の寄附または会員の零細な会費により保持されているが、これらの団体に課せられる建物、土地に対する租税は昭和二十五年度には三倍に飛躍し、寄附会費の総額をもつてしても支弁することは困難な状況にある。ついて

は、地方税法第三百四十八條の第二項第八号に「民法第三十四條（公益法人）の法人が社会教育のために直接その用に供する固定資産または直接その用に供する固定資産」を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会教育の重大性並びに困難性にかんがみ、その事業の発展に資するため、税法面から何等かの支援をする必要があり、学校教育の場合と均衡を得た取扱いをすることが妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

落合汚水処分場の設置計画変更に関する請願（請願者　東京都新宿区議会議長池田仲次郎）（野村專太郎君紹介）（第一八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都水道局下水課は、東京都の中心地帯である新宿区の中央に、二万五千坪に及ぶ膨大なる汚水処分場を設置しようと計画しているが、この計画通りに工事が施行されるとすれば、新宿区は年額五千万円の税源を失うのみならず、文教地区の発展をも阻害する結果となるから、政府は、同計画を根本的に再検討し、落合汚水処分場の設置計画を六年前の後藤市長時代の計画に還元変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

汚水処理場のごとき施設の設置については、その還境を充分考慮すべきであり、その必要性と、同時にその周囲への影響を考え合わすべきである。本請願は充分実情を調査して、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

特殊喫茶店街の対策確立に関する請願（請願者　東京都葛飾区亀有特飲街縮小婦人連盟代表柴田貞子外二千三百八十九名）（松尾トシ子君紹介）（第一八三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都葛飾区亀有町の特殊飲食店街を次の理由により、営業地域を縮小制限するとともに接客婦用の浴場を設置されたいというのである。（一）亀有町に特殊飲食業者の営業が許可されたときの誓約書による條件を少しも実現していないこと。（二）この地域は通学道路であるにかかわらず、業者はますます増加し、社会風紀上、子供の教育上に悪影響を及ぼしていること。（三）特殊飲食店の接客婦は実際は売春を業としているため、一般子女との公衆浴場における混浴は保健衛生上きわめて有害であり、数回にわたり幼兒に感染した事態が発生していること。

二、請願の議決理由

社会教育、風教衛生等の見地から、いわゆる特殊飲食店街に関する改善要望の本請願の主旨はもとより当然であつて、関係官庁においても充分考慮をはらつて適当な処置を講ずべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

公職選挙法の一部改正に関する請願（請願者　石川県江沼郡山代町字山代十七丁目二百二十五番地小田巖）（笠谷秀次君紹介）（第一九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公職選挙法を次のごとく改正されたいというのである。（一）公職選挙法第九十二條公職候補者の供託金の金額を衆、参両院議員、都道府県知事の選挙に五千円、市長の選挙を三千円、都道府県議会議員、都道府県教育委員会委員の選挙を二千円、市議会議員、市教育委員会委員の選挙を千円に改める。（二）同法第九十四條第一項の選挙運動に関する公営に要する経費の分担金を衆、参両院議員及び都道府県知事の選挙に三千円、都道府県教育委員会委員の選挙を二千円に改める等。

二、請願の議決理由

選挙に要する経費が逐年増大の傾向をたどりつつあることは、民主政治の正常な発展を阻害するものというべきであつて、本請願の主旨のごとく、この際供託金、選挙公営に要する経費分担等を引下げることは右の傾向を阻止する上に適当な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

地方財政確立に関する請願（請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民主政治の基盤たる地方自治今後の発展は、さきに地方行政調査委員会議が行つた「行政事務再配分に関する勧告」の実施にまつところはなはだ大なるものがある。また、この勧告の実施にあたつては、地方公共団体財政の現状にかんがみ、事務再配分と表裏一体をなす地方税財政の確立につき、適切妥当な財政措置を講ずる必要がある。ついては、この勧告並びに財政措置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方公共団体の行財政の現状は、いたずらに委任事務のみ多くして、しかもその財政的裏付がなはだしく顧みられない実状にある。この際本請願の趣旨はまことに当然の要望であり実現に努力すべきものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

警察法の一部改正に関する請願（請願者　大阪市警視庁内大阪警察区内自治体公安委員会連合協議会長　神宅賀蕃寓外二十二名）（久保田鶴松君紹介）（第二〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

人口五千未満の町村は、当該町村議会の議決により自治体警察を維持する近接の市町村と共同して組合警察を維持することができるよう警察法第四十條を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

財政上の負担の故にいわゆる弱小自治体警察をいかにするかは警察法改正問題中の最も大きな問題

の一である。人口五千以下の町村といえどもすでに自治体警察を有する近接の市町村と共同して組合警察を維持しようということは、さらに一歩進んだもので、現行法の人口五千の標準を下るものであるが、自治体警察の育成の面からは考慮に値する。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

地方行政委員長　前尾繁三郎

衆議院議長林讓治殿

法務委員会

赤岡区検察庁舎新築の請願（請願者　高知県香美郡赤岡町長本久正雄外十五名）（大西正男君外二名紹介）（第五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年四月、高知県香美郡赤岡町に赤岡区検察庁が設置され、庁舎として赤岡町役場庁舎をあてていたが、同建築は相当に古く、腐朽を理由に同二十五年四月、高知地方裁判所同検察庁に一時的に移転した。しかし新庁舎の必要があり、赤岡町としては敷地七百八十坪を多大の犠牲を拂つて獲得し、庁舎建設の受入態勢を完備しているから、早急に庁舎建設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府の意見として、本請願は昭和二十六年度予算にて大蔵省当局と接衝当時敷地未定のため同年度予算に計上しなかつたもので昭和二十七年度においては考慮したい意向である旨答弁があり、その趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

弟子屈町に区検察庁及び簡易裁判所設置の請願（請願者　北海道川上郡弟子屈町長佐藤惣五郎外一名）（伊藤郷一君紹介）（第六一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道川上郡弟子屈町は、阿寒国立公園地帯で、内外客の往来いん繁をきわめ、この特異的環境及び犯罪検挙並びに捜査、訴訟事件はとくに急速処理を要するのであるが、本町には区検察庁、簡易裁判所がないため不便多く、とくに逮捕状の請求、被疑者の押送等は現在釧路市まで出張処理している実情である。ついては、すみやかに本町に区検察庁及び簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は、了承するが財政事情等から実現は思うに任せない状態にあるが、調査の結果最高裁と協議して善処したい旨政府の意見があり、その趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

佐川町に簡易裁判所及び区検察庁等設置の請願（請願者　高知県高岡郡佐川町長森田茂亀外四名）（長野長廣君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡北部十一箇町村は、地理的環境において一連相関の独立区域で、人口約六万三千を有し、また佐川越知附近は高知県有数の文化の発達地区であるにもかかわらず、従来司法部管下の裁判部門の事務は遠く高知市須崎町で行われてきたため、一般民衆は時間的、経済的にこうむる損失は実に膨大であり、また各種司法事務の処理に多大の支障をきたしている。ついては、前記各町村の交通上、地形上の要地である高岡郡佐川町に簡易裁判所、検察庁及び家庭裁判所出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分りよう承したが、国家財政上の制約もあり思うに任せない状態にあるが、本請願については調査の結果、土地状況も判明したから、最高裁と協議して善処したい旨政府より答弁があり、本委員会はその趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

古川拘置支所庁舎及び拘禁場改築の請願（請願者　宮城県古川市長佐々木稜治）（安部俊吾君紹介）（第八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県古川市所在の宮城刑務所古川拘置支所は、仙台地方検察庁古川支部及び古川区検察庁及び仙台地方裁判所古川支部並びに古川簡易裁判所の管轄する古川市をはじめ、大崎五郡すなわち志田郡、遠田郡、栗原郡、加美郡の外、登米郡の一部地内で、犯罪を犯した者の取調べ中の被害者または裁判中の被告人を、現在一日平均六十名前後収容している。この建物は建設以来六十年以上を経過した腐朽の建造物で、強悪な犯罪人を収容拘禁しておくことができず、また拘禁者の保健衛生上から見てもきわめて悪いから、古川拘置支所の改築を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

古川拘置支所は昭和二十六年度において予算一、四一九、九〇〇円を計上し、これが改築工事に着手することになつている旨政府の答弁があり、その趣旨及び目的を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

角田町に簡易裁判所設置の請願（請願者　宮城県伊具郡角田町長佐藤聰平）（安部俊吾君外一名紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

簡易裁判所は、宮城県では県北地方に七箇所設置されたにもかかわらず、県南地方では柴田郡大河原町に一箇所設置されたのみである。伊具郡は交通不便で、関係町村民が裁判所関係用件で大河原町まで行くためには、早朝から夕刻まで終日を要し、用件によつては数日を要するため、伊具郡町村民は大なる迷惑を被つている。ついては、伊具郡の中心地である角田町に簡易裁判所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨は充分了承したが、財政上の関係もあり、実現は思う

に任せない状態にあるが、本請願については第七回国会衆議院で採択後、調査の結果、土地状況も判明したから、最高裁と協議して善処したい旨政府の答弁があり、その趣旨を妥当と認めたので、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

印章法制定に関する請願(請願者　福岡県鞍手郡吉川村堀熊五郎外六百六十四名)(山口好一君外一名紹介)(第一六八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の印章は、古来行政上信証の具として、国民生活上欠くことのできない要具であつて、日常重用せられることは多言を要しないところであるが、この貴重な印章に対し、法律をもつて規定した保護方法の明文がないことは、はなはだ遺憾である。ついては、別紙の要領に基いて、印章法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府からは印章の保護について現行の一般法令による以外のなお特別の法律の制定を必要とするか否かについては充分実情調査の上、善処したき旨答弁があつた。本委員会としては請願の趣旨及び目的を妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

法務委員長　安部　俊吾

衆議院議長林讓治殿

外務委員会

小笠原諸島の日本復帰に関する請願(請願者　東京都港区海岸通り一丁目十一番地小笠原帰郷促進連盟代表横田龍雄)(苫米地義三君紹介)(第三四九号)及び同(請願者　東京都港区芝海岸通り一丁目十一番地小笠原帰郷促進連盟代表横田龍雄外三名)(菊池義郎君紹介)(第七六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小笠原諸島の日本復帰に関しては、たびたびマッカーサー元帥及び国会に対して請願してきたにもかかわらず、最近伝えられるところによると、国連の統治下におかれる由であるが、もしそれなれば小笠原島民約六千数百は最大の不幸に遭遇しなければならない。そもそも本島は歴史的に見て日本人の発見に係るものであり、決して侵略によつて奪取したものでないのであるから、当然日本領土となるものである。ついては、本島の日本復帰を切に要望するというのである。

二、請願の議決理由

小笠原諸島の日本復帰については、国民のひとしく切望するところであつて、政府は、本請願の要望について、最善の努力をいたすと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

奄美大島諸島の日本復帰等に関する請願(請願者　鹿児島市加治屋町十二番地上塚大人)(上林山榮吉君紹介)(第九二七号)及び同(請願者　奄美大島日本復帰協議会議長泉芳朗外十三万八百二十一名)(井上知治君外九名紹介)(第二二二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦前鹿児島県の大島郡に属していた奄美大島諸島は、終戦後同県とは全く分離せられ、内地居住者との経済、交通に大なる不便をきたし、住民の生活上の苦痛は大なるものがあるのみならず、他面密出入国または密輸出入による犯罪等もひん発している状態である。ついては、内地と大島諸島との経済、交通の円滑化を図るとともに、講和條約の締結にあたつては、ぜひとも同諸島の復帰を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本の領土問題については、講和條約締結の声が高まるに伴い、国民の重大関心事であつて、政府においては、この国民の要望について、最善の努力をなす必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

満洲里公館立替金審査促進に関する請願(請願者　島原市杉谷西町島崎兼男)(岡西明貞君紹介)(第七三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦に伴う満洲里公館関係者の引揚げに要した立替金の審査処理については、引揚げの際たどつた道と合帳、領収書の証拠がありながら、いまだに留保されているのは遺憾である。ついては、すみやかにこれが審査の促進を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

在外公館借入金の審査の促進については、関係者一同ひとしく要望するところであつて、本請願の要旨は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

海外同胞救出運動強化並びに留守家族援護の請願(請願者　在外同胞救出京都府留守家族同盟理事長守山久次郎)(大石ヨシエ君紹介)(第一一七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在留守家族は、肉親奪還のため、全力を盡して斗争運動に邁進する決心を示しているが、五箇年有余の間待ちこがれ、心身ともに疲労しており、またこれら家族の多くは老人、婦女子で貧困者である。ついては、救出運動並びに留守家族の援護に対し援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦後すでに五箇年有余、未帰還者の家族の状態を思うとき、誠に同情に堪えないものがある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林讓治殿

アナタハン島の同胞引揚促進に関する請願(請願者　神奈川県三崎町長松崎定治外一名)(岩本信行君紹介)(第二二二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

サイパン島の北方七十カイリにあるアナタハン島に生存している二十二名の日本人は、昭和十九年

五月、旧日本軍の命令で内地からトラック島に進出の途次敵機の空襲によつて沈没し、陸上にひ退した海軍徴よう船の乗員で、いずれも戦ぼつ処理されたが、昨年六月、現地米軍の船舶が同島に寄港した時、単独降服した比嘉和子の通知で生存が確認された。彼等はいまだ敗戦を信ぜず、武器弾薬を所持しているから、米軍の降服に応じない。これら生存者の家族が、日本政府の手で、日本船により、現地に家族の代表者を乗船させて、引揚げさせるよう、すみやかに手配されたいというのである。

二、請願の議決理由

在外未帰還同胞の引揚完遂は国民のひとしく熱望するところであつて、本請願のごときは、政府において最善の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

グリニッチ島の燐鉱石採掘に関する請願(請願者　東京都大田区調布嶺町二丁目六十二番地南洋殖産株式会社常務取締役中原善之助)(庄司一郎君紹介)(第一八六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南洋殖産株式会社は、もと委任統治領南洋ポナペ支庁管内グリニッチ島において、きわめて良質で豊富な燐鉱石の所在地を発見し、昭和十二年三月、南洋庁長官に採掘願を提出し、同年十二月及び同十三年三月の二回にわたつて調査団を派遣し、太平洋戦争のぼつ発とともに、南洋群島の連合軍によつて占領され、採掘計画も中止のやむなきになつた。ついては、わが国の肥料事情にかんがみ、同地方の燐鉱石採集の必要性を認識され、国連当局に力説し、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国産業上の観点から、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

終戦後外地における被接収船舶の返還に関する請願(請願者　東京都江東区深川佐賀町一丁目一番地図南汽船内被接収船対策協議会委員長戸張正嵐)(関谷勝利君紹介)(第一三七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後外地で連合国に接収された日本船舶は二百八十三隻、総トン数十八万四千八百四十九トンに達し、関係船主は三十三社に及んでいる。これらの船舶は、戦時中のだ捕船と異つて、戦闘行為終結後、現地の連合国役務の必要上接収されたものと解釈できるから、役務完了の上は、国際法上返還されるべきものである、ついては、戦時中ぼう大な船腹を失つたわが国海運界のために、これらの船舶が返還されるよう総司令部と折衝されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦争によつてぼう大な船腹を失つたわが国海運界として妥当の要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十五日

外務委員長　守島　伍郎

衆議院議長林譲治殿

厚生委員会

看護婦養成所に対する国庫補助の請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田養信君紹介)(第四〇号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤七三子君紹介)(第二九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新看護婦法の制定により看護婦の資格が向上されたため、現在の養成施設では教育不能となり、従つて法的内容の設備を有する養成所の設置が必要となつた。しかもこれらの条件を具備して認可となつているものは少なく、急速に完全養成所の設置を見ない限り、医療施設の円滑なる運営は望めない。ついては、看護婦養成所に対して相当額の国庫補助をなし、養成施設のすみやかなる整備拡充を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

看護婦の資質向上と医療の円滑なる運営を期するために欠くべからざる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保健婦、看護婦の資質向上並びに待遇改善の請願(請願者　富山市西公文名六番地富山県療養者同盟理事長小田誠)(吉田省三君紹介)(第三五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、看護婦の資質を向上せしめるため、なんらかの施策を講ずるとともに、身分、待遇、給与その他について根本的に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、前掲のごとき措置を講ずることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

はり師及びきゆう師に保険治療取扱指定の請願(請願者　東京都渋谷区桜ヶ丘十四番地日本はりきゆう師会代表樋口錂之助外十一名)(松永佛骨君紹介)(第三五号)及び同(請願者　山梨県はり、きゆう師会理事長土橋文勝外十一名)(青柳一郎君紹介)(第一五七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

はり、きゆうは、特有の効果をもち、かつ治療が割合に安い等の点で、一般大衆に深く親しまれているが、最近の金詰り等のために治療を受けることが困難となり、保険治療を希望する声が強くなつている。ついては、すみやかにしんきゆう師に対し保険取扱いを指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

はり、きゆう治療の必要性にかんがみ、保険治療の取扱いについても、なお考慮する要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

はり師及びきゅう師を生活保護法の医療機関中に加入の請願(請願者　愛知県はり、きゅう、あんま師会連盟会長水野豊次郎)(大石ヨシエ君紹介)(第一七四号)、同外一件(請願者　東京都世田谷区上北沢二丁目五百二十七番地全日本はり、きゅう、マッサージ師会連盟会長小守良勝外二千七百五十名)(中島茂喜君紹介)(第二五六号)、同(請願者　神奈川県中郡伊勢原町伊勢原二百七番地柏木文治)(小金義照君紹介)(第五七二号)、同(請願者　神奈川県中郡伊勢原町伊勢原二百七番地柏木文治)(土井直作君紹介)(第六六五号)、同(請願者　名古屋市瑞穂区、惣作町一丁目十三番地秦野鍋吾外四名)(河野金昇君紹介)(第一〇〇九号)、同外五件(請願者　高知市旭駅前町四十五番地榊原安太郎外十二万六千五十一名)(榊原三郎君紹介)(第一一三九号)及び同(請願者　東京都渋谷区桜ヶ丘十四番地日本はり、きゅう師会代表樋口錂之助外十一名)(青柳一郎君紹介)(第一五七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

はり、きゅうは、幾千年もの長期にわたつて、多くの先覚者の経験に基いて研究された貴重な民族医学であり、単に科学的定義がないからという理由で、生活保護法、健康保険、社会保障法案等から除外されることは妥当ではない。また要保護者の多くは、はり、きゅう治効の体験者で、はり、きゅうを生活保護法中に包含することを切望している。ついては、国民大衆の声をとりあげて、生活保護法の医療機関中にはり、きゅうを包含されたいというのである。

二、請願の議決理由

はり、きゅう治療の必要性にかんがみ、これに対する生活保護法の適用範囲の拡大について、なお考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼)(苅田アサノ君紹介)(第一五〇五号)、同(請願者　上田市国立上田療養所患者代表沓掛西蔵外二百十七名)(小林運美君紹介)(第一六〇八号)及び同(請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名)(山崎岩男君紹介)(第一七一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医師、看護婦の定員が、医療法の規定よりはるかに不足している療養所が多い現在、いたずらに完全看護、完全給食を実施することは、患者に不安を招く結果となる。ついては、医師、看護婦を増員し、雑役を看護婦の定員法に認め、現行四点を七点に引き上げ、有料患者に対して減免制度を設けられたい。またこれが解決できるまでは、現行の附添婦制度を認められ、完全給食も、国立賄費を社会保険なみの八十円に引き上げ、重症者用の特別調理、すい事場の改善その他内容のある完全給食を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国、社会、経済の実情に即応するため、前掲のごとき措置を講ずることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

医療法第十三條の猶予期間延長に関する請願(請願者　長岡市議会議長田村仁之助外一名)(丸山直友君紹介)(第四二九号)及び同(請願者　長岡市長松田弘俊)(稲村順三君外二名紹介)(第四三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法の定めるところにより昭和二十六年十月三十日以降は病床を二十床以上有しない医院または診療所においては入院患者を四十八時間以上収容し得ないことになつているが、本法に規定する施設の急速整備と医療態勢の確立を図るためには今後相当期間が必要であり、従つて現実の医療態勢とわが国経済事業において、なんの施策もなく本法を強行することはわが国の医療態勢を根底より崩壊させ、国民に大なる打撃を与えることになる。ついては、これらの不測の事態を未然に防止するため、医療法第十三條の発動をわが国社会の情勢が適当とする時期まで猶予されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものであり、国民医療上も妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願(請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外二百二名)(船田享二君紹介)(第五七九号)、同(請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内高橋勝明外二百二十名)(山口好一君外一名紹介)(第六二二号)、同(請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄)(福田昌子君紹介)(第八五六号)、同(請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所濱病院内渡辺明外二百四十八名)(勝間田清一君紹介)(第八五七号)、同(請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名)(大石ヨシエ君紹介)(第一〇二四号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博)(多田勇君紹介)(第一〇二五号)、同(請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名)(井之口政雄君外一名紹介)(第一一五三号)、同(請願者　滋賀県神崎郡八日市町浜野山田治右エ門)(堤ツルヨ君紹介)(第一二二七号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼)(苅田アサノ君紹介)(第一四九六号)、同(請願者　上田市国立上田療養所患者代表沓掛西蔵外二百十八名)(小林運美君紹

介)(第一六一〇号)及び同(請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三(山崎岩男君紹介)(第一七〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法による看護婦及び医師は、国立療養所の病床増加に反し、医療従業員が減少されたため、はなはだしい労働強化を余儀なくされ、しかも賃金においては依然として六千三百円におさえられて、その生活は窮乏をきわめている。ついては、医療法による看護婦及び医師の増員を図るとともに、医療従業員の賃金ベース改訂等の道を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民医療上欠くべからざる医療従業員に対し、前掲の措置を講ずることは最も適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

医療法の一部改正に関する請願(請願者　北海道留萌市明元町五丁目留萌医師会長浅野修外二十五名)(佐々木秀世君紹介)(第一一五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年七月三十日改正された医療法は、種々なる不備欠陥があるから、同法の一部を次のごとく改正されたいというのである。(一)医療法第十三條の規定に関連して定められた附則第四十七條第四項の「この法律施行の日から三年間は第十三條の規定によらないことが出来る」とある條文の三年を八年に改めること。(二)医療法の診察所と病院との中間的な規格を設けて中間病院(仮称)とするような規定を設けること。

二、請願の議決理由

わが国の社会、経済事情からも又国民の医療上からも前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十五年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

外地引揚歯科医師免許に関する請願(請願者　和歌山県西牟婁郡潮岬村大字出雲二百三十一番地富沢郊)(青柳一郎君紹介)(第四八四四号)、同(請願者　東京都渋谷区栄通り一丁目五番地中富誠)(堤ツルヨ君紹介)(第一一八〇号)及び同(請願者　東京都渋谷区栄通り一丁目五番地中富誠)(青柳一郎君紹介)(第一五七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外地引揚歯科医師の免許に関しては、しばしば請願を重ね採択されたのであるが、これら歯科医師は日本軍並びに外国政府機関で試験を受け、正式な免状を得て、開業していたものであり、引揚げて四箇年を経たが、国民医療法施行令の不備のため、不合格となり今日まで放任されているのである。ついては、公平な立場からこれら不遇な歯科医師を救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民医療上必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

外地引揚歯科医師免許に関する請願(請願者　東京都中野区昭和通り一丁目二十四番地野原源市)(青柳一郎君紹介)(第八七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大東亜戦争以前に、英領及び蘭領において、英国及び蘭国政府から正式に免許を得て、なんの支障もなく歯科医師業を営んでいた者が、終戦後内地に引揚たが、国民医療法の関係で内地で開業ができないことになつている。一方、国民医療法第一條によれば満州国、朝鮮、台湾、樺太等、旧日本植民地において、当該地域管轄庁の免許を得ている者には、詮衡により免許を與えることができる旨の規定があるが、国によつて差別をつけることは妥当ではない。ついては、国民医療法施行特例規定の地域に、英領及び蘭領を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

外地引揚歯科医師免許につき、本請願は最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

産児制限並びに人口問題解決に関する新機関設置の請願(請願者　東京都杉並区東田町二丁目百二十九番地産児制限普及会長加藤シヅエ外二十三名)(床次徳二君紹介)(第一一〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産児制限並びに人口問題解決のため、主務大臣を主管とする一機関を設け、すみやかに必要なる立案画策に專念せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

人口政策上必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

療術師法制定に関する請願(請願者　東京都千代田区内幸町一丁目二番地全国療術協同組合本部代表黒田保次郎)(内海安吉君紹介)(第一一四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療術師法制定の請願は、過去第四回国会を通じていずれも採択されているにかかわらず、いまだにその施行を見ないのは、はなはだ遺憾である。ついては、わが国の医療陣を強化して、国民の保健の充実を図るため、すみやかに療術師法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療上必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

柔道整復師の社会保障制度参加確認に関する請願（請願者　東京都港区芝日本接骨師会代表小西良助外二名）（福田昌子君紹介）（第一三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

接骨術は元来はねつぎ、整骨、接骨または柔道整復術等と呼ばれ、国民保健に貢献し、従つて、すでに社会保障制度中に参加を認められているが、どこにも、はねつぎ、整骨、接骨または柔道整復術等の明示がないから、柔道整復術を該制度中に加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

柔道整復師は従来の役割を充分考慮しその要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

北海道に国立光明寮設置の請願（請願者　北海道帯広市東一條南八丁目北海道盲人協会長後藤寅市）（高倉定助君紹介）（第一二〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、東京中野及び栃木県塩原には一切国費をもつて盲人にあんまはり、きゅうを修業せしめる国立光明寮があるが、それだけでは到底全国の希望者を収容することは不可能であるばかりでなく、北海道のごとく遠く離れたところから、はるばる不自由な盲人が入所することは、はなはだ困難である。ついては、北海道二千の盲人の要望をくみとられ、北海道にぜひとも国立光明寮を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

失明者に対する職業補導の強化拡充を図り、自活の途を講ずることは必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

水質汚どく防止法制定に関する請願（請願者　東京都糀谷補漁業協同組合長　松原茂一外六名）（田口長治郎君紹介）（第一三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時沿岸浅海にある各種鉱工業の無責任な排液汚物の処理により、浅海水域が著しく汚どくされ、これが漁業に大なる被害を与えている。ついては、これら水域を浄化せしめるため、すみやかに水質汚どく防止法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は切実なものがあり、水質汚どく防止法を制定することは国民の公衆衛生上もとくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

伊東市の上下水及び浮化施設費国庫補助の請願（請願者　静岡県伊東市長石川哲外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東市は第七回国会において国際観光温泉文化都市という憲法第九十五條による特別法により、国際的な諸施設を施さなければならないが、市の経済面から上下水及び浄化槽施設に対する予算がねん出できない状態である。一方外客の出入は日に日に増加し、国際都市伊東として面目を失するばかりでなく、衛生上の由々しき大問題である。ついては、この際伊東市の施設に対して国庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

国際都市伊東を観光的にも、公衆衛生的にも万全を期するため、前掲のごとく国庫補助することは緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

工業用悪水流出防止対策費国庫補助の請願（請願者　高槻市長阪上安太郎外二名）（横田甚太郎君紹介）（第一六五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高槻市は、大日本セロファン会社及び第一製薬会社の悪水流入により水稲の生産は半作となり、作付中止または転作するものが続出している現状であつて、両会社はそれぞれ悪水流入に対し、施設を講ぜられてはいるが、なお水田には硫酸、硫素等の残物あり、これが改良には客土及び酸化鉄の補給がもつとも適切であるが、本市の財政をもつては、これが実現は困難であるから、これが防止対策費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の経済情勢下前掲の防止対策費を国庫補助することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

理容師の免許に関する請願（請願者　広島市薬研堀五十三番地広島県理容師会長川島備良）（山本久雄君紹介）（第一四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理容師法特例による理容師試験は、昨年六月で終り、理容師の資格取得の時期を喪失し、悲運に泣いている者がある。これまでの試験には新制中学卒業の資格ある者が多数を占め、当然救助を要する者がふり落され、出産または病気のために試験を受けられなかつた者や、引揚者で事情を知らないために受験できなかつた者も相当ある。ついては、これら特例者を救済するために、理容師法第二條第三條に特例を設けるか、学校入学の資格を與えて、有資格者としての養成期間を設けて免許を與えるなど、適当な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

理容師になる道を開くことは時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

らい患者の家族検診等に関する請願(請願者　東京都北多摩郡東村山町南秋津一丁目六百五十五番地渡辺清二郎)(苅田アサノ君紹介)(第一七〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らいを病み、入園隔離されている者にとつては、故郷に残した家族の幸福と平和は自分の生命以上に大切であるが、心なき村役場や保健所の衛生係官が行うらい家族検診のため、秘密がもれ、白眼視されている有様であるから、家族検診を廃止し、家族に患者続出のおそれがあるときは、療養所に通達して適当な処置をとるとともに、新たに患者が発生した際にも、患者の病名の秘密を保持し、消毒も秘密に行い、かつ家族に対しては正しいらいの智識を與え、慎重な態度で取り扱われるなど、あらゆる方法で努力されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は切実なものがあり、かかる措置を講ずることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保健所に保健婦用自転車無料配付に関する請願(請願者　川崎市登戸町千二百六十二番地碧川清外百十八名)(福田昌子君紹介)(第一九四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、保健婦は、結核の在宅療養者が多いため、少ない時間をさいて無駄なく家庭訪問を行わなければならないが、その乗物に関しては、なんら考慮されていない。ついては、家庭訪問の能率を上げるため、保健所に女子用自転車を無料配付されたいというのである。

二、請願の議決理由

保健婦が、保健指導に家庭訪問するのは非常に多く、女子用自転車を配付することは国民保健上もとくに必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

らい療養所における患者による附添手当増額に関する請願(請願者　東京都北多摩郡東村山村多摩全生園内渡辺清二郎)(寺島隆太郎君紹介)(第四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

らい療養所における重症患者並びに不自由患者の看護は、すべて軽症患者にゆだねられているが、その看護は、二十数名の重病患者に対して、四、五名の割合で、一年中無休の状態であるため、軽病患者の負担は過重となり、しかもその附添手当も一日わずかに十二円三十二銭の少額であつて、このまま看護を続けることは困難な事情にある。ついては、重症患者並びに不自由患者の看護手当を一人一日六十円に増額するとともに、三人に対し一人の割合に看護の負担を軽減する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

らい療養所における患者附添手当は現在きん少すぎるから、これを増額することは、最も時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

星塚敬愛園の増床に関する請願(請願者　鹿児島県議会議長増田甲子)(中馬辰猪君紹介)(第四二七号)及び同(請願者　鹿屋市国立療養所星塚敬愛園内大海洋)(苅田アサノ君紹介)(第一六一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生省は、昭和二十六年度において全国らい療養所に一千床の増床を計画しているようであるが、鹿児島県における現在の調査では四百五十八名の在宅患者があるので、らいの最濃厚地に位置する星塚敬愛園には最小限三百床はぜひとも必要であるから、これが増床を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

らい療養所の病床を増床することは、らい予防上とくに緊要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保健所法及び同法施行令の一部改正に関する請願(請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名)(野村專太郎君紹介)(第一四九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都の特別区のある区域では、三十七箇所の保健所を設置し、保健所長が保健衛生行政を執行しているが、巨大な地域にわたつているから、その執行が画一的機械的であるため、地区の特殊事情に適さないものが多く、住民から遊離して所期の成績をあげ得ない現状である。特別区の存在する区域では、保健衛生行政は中央集権化し、行政系統の混乱と複雑化をきたしている。特別区は市と同様の自治権を持たなければならない。従つて、保健所が特別区の管轄下に入り、住民と直結して、その地区に適合した施策を公正に行わしめるために、保健法第一條及び同法施行令第一條の一部を改正して、特別区においても保健所を設置できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

現状の保健衛生行政を実情に即

するよう改正することは時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

医療法の一部改正等に関する請願(請願者　函館市医師会長竹田倪一郎)(田中元君紹介)(第一五六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法第十三條により昭和二十六年十月以降は病床を二十床以上有しない医院においては入院患者を四十八時間以上收容し得ないこととなつているが、これが実施されれば、現在の社会情勢より見て、診療上、一般民衆に不利不便を與えることになるから、医療法にかなつた病院が整備されるまで本法の適用を数年間延期されるとともに、現在の病床の不足を補い医療の完璧を期するため、すみやかに医療金融金庫(仮称)を立法化し、低利かつ長期にわたり融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢下、本請願の目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

医療法の一部改正に関する請願(請願者　旭川市医師会辻太郎外八名)(佐々木秀世君紹介)(第一六三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療法第十三條の規定は、診療所すなわち、病床数十九以下の所では入院患者を四十八時間以上置いてはならないという規定があるが、入院または退院は患者の自由意志にまかした方がより合理的な場合が多く、法律で退院を強制することは不合理である。次に第二十一條及びこれに関連する施行規則では、人員施設構造を微細にわたり規定しているが、現在の病院並びに診療所が完璧とはいえないにしても、なんら支障なく医業を続けているのであるから、医業経営が極度にひつ迫している今日、にわかに厳重な取締を強制することは開業医を破滅させることである。ついては、医療法第十三條を削除し、第二十一條並びにこれに関連する諸規定を検討の上緩和されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢下、本請願の目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険事業救済対策確立に関する請願(請願者　大阪市東区大手前之町二番地大阪府国民健康保険団体連合会代表者古家誠)(松永佛骨君紹介)(第四二号)、同(請願者　東京都国民健康保険団体連合会理事長木崎茂男)(並木芳雄君外二名紹介)(第四二六号)、同(請願者　宮城県国民健康保険団体連合会副理事長田中完義)(大石武一君紹介)(第六六八号)、同(請願者　三重県国民健康保険団体連合会理事長堀口六太郎)(川崎秀二君紹介)(第六六九号)、同(請願者　熊本県国民健康保険団体連合会理事長井上健三郎)(園田直君紹介)(第六七〇号)、同(請願者　岐阜県国民健康保険団体連合会長菱田尚一)(木村公平君紹介)(第六七一号)、同(請願者　宮城県国民健康保険団体連合会理事長岡圀助左衛門)(川野芳満君紹介)(第六七二号)、同(請願者　茨城県国民健康保険団体連合会高橋節之助外九名)(松岡駒吉君紹介)(第六八九号)、同(請願者　熊本県国民健康保険団体連合会理事長井上健三郎外六名)(福田昌子君紹介)(第六九〇号)、同(請願者　山梨県国民健康保険団体連合会理事長深山昇)(小林信一君紹介)(第七〇六号)、同(請願者　徳島県国民健康保険団体連合会朝桐猪平)(三木武夫君紹介)(第七四四号)、同(請願者　群馬県国民健康保険団体連合会理事長前原一治)(藤枝泉介君紹介)(第七九八号)、同(請願者　和歌山県国民健康保険団体連合会理事長阪久五郎)(今村長太郎君紹介)(第七九九号)、同(請願者　新潟市長村田三郎)(丸山直友君紹介)(第八〇〇号)、同外二件(請願者　新潟県町村会長吉沢仁太郎外二名)(丸山直友君紹介)(第八〇一号)及び同(請願者　福岡県町村会長斎藤仙太郎外五名)(池見茂隆君紹介)(第八七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業は、現下の国民生活の現状からみて、その必要性を倍加しているが、経済的困難はその極に達し、この際応急対策を講じない限り全面的崩壊は必至である。ついては、同事業強化のため、左の事項を実現されたいというのである。(一)保険給付中の医療費に対しては二割を国庫負担とする、但し結核に対しては五割を国庫負担とする、(二)診療機関の創設費に対しては、二分の一以上を国庫負担とすること、なお、年額十億円を下らないものとすること、(三)国民健康保険事業資金の起債を認めること、(四)保険料を税制化すること。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として国民保険制度は不可欠のものであるが利用者の増嵩と市町村財政の窮乏により、その運営において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の措置を講ずることは緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険事業救済対策確立に関する請願(請願者　山形県国民健康保険危機突破大会山形県町村会長松本長兵衛外九名)(志田義信君紹介)(第四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年十一月二十六日、山形県国民健康保険危機突破大会が開催され、国民健康保険事業の経済的窮迫が、今や全面的崩壊にみちびくため、応急対策として、(一)療養給付費に対する相当額の国庫負担を実施すること、(二)事業資金を長期にわたり貸付けること、(三)保険料を税制化する等の事項を決議したから、これがすみやかなる実現を切望するというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として国民保険制度は不可欠のものであるが利用者の増嵩と市町村財政の窮乏により、その運営において幾多の

支障を来している現状にかんがみ、所要の措置を講ずることは緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険事業救済対策確立に関する請願(請願者　鹿兒島県川内市長日高又志)(青柳一郎君紹介)(第二二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障制度の基盤たる国民健康保険事業の危機に際し、これが刷新強化のため、左の事項を実現されたいというのである。(一)社会保障制度をすみやかに実施すること、(一)保険料を保険税と改めること、(三)未実施都市に対し、昭和二十六年度より実施するよう勧告し、その他促進の方途を講ずること、(四)給付費の二割を国庫負担とすること、(五)新制中学以上の修得科目に「社会保障科」をすみやかに採用すること、(六)療養担当者の医療についての罰則規定を設けること。

二、請願の議決理由

国民保険制度の刷新強化を図り、一般国民の認識を深める要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険事業救済対策確立に関する請願(請願者　金沢市石川県国民健康保険団体連合会理事長柴野和喜夫)(大森玉木君紹介)(第六六六号)及び同(請願者高松市香川県国民健康保険団体連合会理事長高笠原拾二日外六名)(玉置實君紹介)(第六六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下国民健康保険事業の危機打開のため、給付費の二割を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として国民保険制度は不可欠のものであるが利用者の増高と市町村財政の窮乏により、その運営において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の措置を講ずることは緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険事業救済対策確立等に関する請願(請願者　福井県国民健康保険団体連合会理事長小林吉右ェ門)(飛嶋繁君紹介)(第六七三号)、同(請願者青森県国民健康保険団体連合会理事長福士永一郎)(清藤唯七君紹介)(第六七四号)、同(請願者兵庫県国民健康保険団体連合会理事長友井茂次)(堀川恭平君紹介)(第六七五号)、同(請願者島根県国民健康保険団体連合会理事長原夫次郎)(中崎敏君紹介)(第六八七号)、同(請願者大分県小国民健康保険団体連合会永松香夫)(羽田野忠文郎君紹介)(第七四三号)、同(請願者千葉県国民健康保険団体連合会理事長石橋源四郎外二名)(佐久間徹君紹介)(第八〇二号)及び同(請願者　秋田県国民健康保険団体連合会長理事高橋清左衛門外三名)(石田博英君紹介)(第八〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業救済対策として、(一)社会保障制度をすみやかに実現すること、(二)保険給付中の医療費に対しては二割を国庫負担とする。但し結核に対しては五割以上を国庫負担とすること、(三)事業資金の長期貸付の道をひらくことなどを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として国民保険制度は不可欠のものであるが利用の増高と市町村財政の窮乏によりその運営において幾多の支障を来している現状にかんがみ、所要の措置を講ずることは緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険に対する給付費国庫負担等に関する請願(請願者　札幌市北四條西六丁目北海道国民健康保険団体連合会理事長西田信一外十一名)(松本六太郎君外一名紹介)(第一七五号)及び同(請願者　滋賀県医師会代表者小林清蔵外四名)(堤ツルヨ君紹介)(第七七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回保険給付費に対する国庫よりの一部負担が削除されたため、国民健康保険は、崩壊の寸前にある。ついては、これが打開策として、すみやかに次の事項を実現されたいというのである。(一)医療給付費の二割国庫負担、(二)組合及び代行法人を含め、事業資金の長期貸付、(三)充実した社会保障制度の急速実現。

二、請願の議決理由

社会保障制度の一環として国民保険制度は不可欠のものであるが、利用者の増高と市町村財政の窮乏によりその運営において支障を来している現状にかんがみ、所要の措置を講ずることは緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

国民健康保険医療に対する課税率引下げの請願(請願者　飯田市本町飯田医師会長西沢寛志)(今村忠助君紹介)(第一〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障制度の一環としての国民健康保険が一般大衆に医療を普及し、保健衛生に貢献してきたが、飯田市においては、保険制度創設以来医師会全員は協力し、大部分の保険組合がかい滅したにもかかわらず、存続に努力し全国の都市で保険を継続しえたのは当市のみである。しかるに自由診療と保険診療との比率をみると保険診療は全体収入の三割から六割のところが大部分で、全部が保険診療というのは飯田市のみであり、最低利益率の保険診療に協力している当市医師会員に対する所得税は、自由診療を含む他市に比較して、二倍に近い状態である。ついては、社会保障の中核となつている保険医の破滅的立場を理解せられ保険医療に対する税率を引下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保険制度の助長進展を期するため保険医療に対する課税率に

ついては、なお、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

厚生年金保険基金の還元融資に関する請願(請願者　名古屋市中区大池町四丁目一番地名古屋商工会議所内愛知県経営者協会長伊藤次郎左衛門)(木村俊夫君紹介)(第一一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国、社会保険制度の一環として、昭和十六年三月厚生年金保険が制定実施されたのであるが、一般企業体においては、極度の金融ひつ迫により産業平和確保のために、福利厚生施設を通じての実質賃金の確保の必要性を痛感してもこれをなしえない現況にあり、さらに宿舎施設等の不備不十分のために増産の要請にも応じえない産業も生じ、労働基準法等の抵触問題をひきおこしている。ついては、福利厚生施設の拡充強化は経済力培養の根源であることを認識して、この種資金に対し、保険基金の民間還元融資の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

厚生年金保険積立基金を勤労者の福利厚生施設に還元融資することはきわめて肝要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

健康保険法による医療給付期間延長に関する請願(請願者　柏崎市国立新潟療養所患者自治会代表宮沢茂)(豆四郎君外一名紹介)(第一七八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、健康保険法による医療給付期間は二箇年であるが、これでは十分に療養することができず、かえつて病勢を悪化させる結果となるから、三箇年に延長するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

長期療養を要する患者に対する医療給付期間の問題は十分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

民間社会事業従事者の現任訓練費国庫補助の請願(請願者　長崎市銅座町三十二番地長崎県社会事業連盟理事長佐々木祐俊)(青柳一郎君紹介)(第二二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、民間社会事業従事者中現任訓練を受ける必要のある者は、その期間中、経済的に生活保障が与えられていないため、これを受けることができず、折角の資格取得の機会を逸することになる。ついては、民間社会従事者が現任訓練を受ける際、その期間中、公的従事者と同様一定額の所要経費を国費をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会事業従事者の現任訓練の必要性にかんがみ、民間社会事業従事者の現任訓練に際しても公的従事者と同様の経済的措置を講ずるの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会保障制度確立に関する請願(請願者　東京都渋谷区原宿三丁目二百六十六番地全国社会事業大会長中川望)(青柳一郎君紹介)(第二二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保障制度については、社会保障審議会の絶大な努力によつてその勧告がなされたことは、生活保障制度体制確立のため、感激に堪えない。ついては、すみやかに本勧告案を実施するとともに、とくに次の諸点に留意し、その実現を期せられたいというのである。

(一)国家扶助中に生業扶助を加えること、(二)有子未亡人の生活安定のため、無拠出年金制度を実施すること、(三)孤児年金の給与額を児童福祉法の委託費同様にすること、(四)母子世帯に無拠出の育児年金を実施すること等。

二、請願の議決理由

社会保障制度の確立を図るとともに有子未亡人に対する物的保護の道を講ずることは必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会事業金庫設置に関する請願(請願者　長崎市銅座町三十二番地長崎県社会事業連盟理事長佐々木祐俊)(青柳一郎君紹介)(第二二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間社会事業においては、財政面に苦慮している現状で、これが対策としては、資金獲得のため、共同募金が始められ多大のうるおいが与えられているが、戦災による損失、風水害による復興資金のねん出に困難をきわめている。ついては、民間社会事業の復興、拡充等に要する一時的経費については、とくに法による社会事業金庫を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

民間社会事業に対する公的補助の途の絶たれている現状にかんがみ、民間社会事業の復興、拡充等に要する一時的経費に対する融資の道を講ずることは必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

生活保護法による扶助基準引上げの請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五二五号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博)(多田勇君紹介)(第一〇一一号)及び同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼)(刈田アサノ君紹介)(第一五〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法は、憲法第二十五條の理念に基き立法されたものであるにもかかわらず、実際には最低

限度の生活を保障していない点があるから、扶助基準をすみやかに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

生活保護法による生活扶助基準額の引上げは現下の経済情勢下においては、なお、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

身体障害者福祉強化に関する請願(請願者　東京都港区白金猿町七十六番地齋藤喜一)(堤ツルヨ君紹介)(第八三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行身体障害者福祉法は、身体障害者の自力更生に役立には、いまだ不十分である。ついては、左の事項を実施されたいというのである。(一)盲人が交通機関を利用するとき、駅の窓口に身体障害者手帳を示せば半額乗車券が付添者とともに購入できるよう取り計ること、(二)身体障害者手帳の所持者には税金の減免を行うこと、(三)職業補導、就職のあつ旋、住宅の世話等盲人更生のために十分の施設をほどこすこと。

二、請願の議決理由

身体障害者に対する福祉の強化拡充を図ることは必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

生活保護費の全額国庫負担に関する請願(請願者　石川県議会議長島嶋德次郎)(南好雄君紹介)(第八三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法は、憲法第二十五條に規定する理念に基き、保護はあくまでも国家の責任において行われるべきであるが、現在保護に要する扶助費の負担分は、市町村が一割、都道府県が一割、国が八割となつているのは、はなはだ遺憾である。ついては、生活保護費を全額国庫において負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政のひつ迫せる現状にかんがみ、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会保障制度確立等に関する請願外九件(請願者　千葉県印旛郡旭村国立療養所下志津病院佐藤信蔵外千四百九十名)(多田勇君紹介)(第九五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立病院、療養所の患者は左の事項の実現を熱望しているから、すみやかに実施されたいというのである。(一)社会保障制度審議会勧告案の立法化、(二)食費百円の増額、(三)高価薬の国庫負担。

二、請願の議決理由

社会保障制度に関する特別立法措置の促進を図るとともに、国立病院、療養所の食費、医薬費についても、なお考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

社会保障制度審議会勧告案の立法化に関する請願(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博)多田勇君紹介)(第一〇一二号)及び同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼)(苅田アサノ君紹介)(第一四九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在患者は、社会保険、生活保護法などで入院しているが、現行法規による制度は統一がなく、きわめて不十分であるから、今回の社会保障制度審議会の勧告案をすみやかに立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度の確立を図りこれが立法措置の促進を期することは現下喫緊の要務と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

同和問題に対する行政措置に関する請願(請願者　大阪府知事赤間文三)(西村榮一君外一名紹介)(第一一〇二号)、同(請願者　兵庫県知事岸田幸雄)(松澤兼人君外一名紹介)(第一一〇三号)、同(請願者　高知県知事桃井直美)(長野長廣君紹介)(第一一二一号)及び同(請願者　岡山県知事西岡広吉)(星島二郎君紹介)(第一二二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

被差別部落民の開放は明治四年に、一応法律的には解決されたが、実際には今日依然として政治、経済、文化等にわたつて、封建的身分関係は現存しており、政府は、昭和二十年同和対策十箇年計画の完了とともに、国家行政措置から削除したことは妥当でない。部落問題の残存は、日本民主化の弱い点をあらわしているのであつて、すべての社会関係に重大な問題を発生させている。今日部落民の経済生活はきわめて窮乏化し、失業と犯罪は激増し、各府県もこの問題の解決に努力している。ついては、日本民主化の完成のため、同和問題に対して、有効適切な行政措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

同和問題は民主化の完成のため、なお考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

生活保護法等の運用に関する請願(請願者　群馬県復員引揚促進家族連盟会長北川光雄)(増田連也君外一名紹介)(第一五三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在生活保護法により扶助を受ける留守家族が、未復員者給與法並びに特別未帰還者給與法による給與を支給される場合、その取扱上、両法の給與が一般の所得と同様と見なされ、生活扶助額を減額され、場合によつては生活保護者

としての取扱いを停止されることもあり、その結果課税その他の面で、かえつて両法の適用が留守家族を不利におとしいれているから、生活保護法の取扱について特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

留守家族に対する経済保護の万全を期することは、その特殊事情にかんがみ、とくに考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

農山漁村の社会保障制度に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町二丁目八番地農政研究会内楠見義男外一名）（金子與重郎君紹介）（第一九六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年十月十六日社会保障制度審議会から政府に提出された社会保障制度に関する勧告は、都市勤労者に比し、特殊な環境にある農山漁村民がこの制度の利益をうけること著しく薄く、負担の公平と機会均等の原則に反するのみならず、管理運営において民主的機能を十分に発揮しえない幾多の欠陥がある。ついては、すみやかにこれが勧告に根本的再検討を行い、適正な社会保障制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度確立に当つては、なお充分考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

戦傷病者の厚生保護対策確立に関する請願（請願者　全国国立病院患者同盟代表上田正）（金子與重郎君紹介）（第二〇〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国約六十万の戦傷者に対し、文化的最低限度の生活保障を確立するために、左の事項を実施されたいというのである。（一）厚生施設の充実強化と生活保障、（二）厚生賞金の完全利用化、（三）傷い者に対する税金免除または軽減、（四）募金制限の猶予、（五）身体障害者のうち重病傷い者に対する生活援護保障。

二、請願の議決理由

戦傷病者に対する更生、援護の万全を期するため考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

生活保護法による扶助基準引上げに関する請願（請願者　全国国立病院患者同盟代表上田正）（金子與重郎君紹介）（第二〇〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法の理念に基いて、国民の最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活保護法が施行されたことは感謝に堪えないが、最近、長期の疾病にかかつたとき、医療扶助が長期にわたるため、低い査定基準による患者の生活状態の再調査の結果否定されて、同法の打切が行われているため、患者は安心して療養ができない状態である。ついては、除外されている長期療養者が同法の適用をうけられるよう生活保護法による扶助基準額を引き上げられるとともに、生活扶助額を一千円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長期疾病者に対する生活保護法の適用の万全を期し長期療養生活の確保に遺憾なきを期する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

公的保護事務費の増額に関する請願（請願者　多治見市議会議長長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第二一八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村における公的保護費（生活保護法、児童福祉法等）の大部分は国において負担しているが、事務費に対しては、その全額が市町村において負担している現状であり、なかんずく昭和二十五年五月十五日法律第一八二号社会福祉主事の設置に関する法律の施行に伴い人件費及び需用費などの諸経費の増加は著しく、市の財政面におよぼす影響もきわめて大きい。ついては、これら事務費についても国で相当の負担をされたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の窮状にかんがみ、公的保護事務の施行に要する費用に対し、国庫負担の措置を講ずる必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国定公園法制定に関する請願（請願者　大分県日田市役所内大分県日田観光協会長広瀬正雄外六名）（村上勇君紹介）（第五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国最初の国定公園として、山口県北海岸地帯を国立公園に指定の請願（請願者　山口県大津郡仙崎町長横山繁雄外二十八名）（吉武恵市君紹介）（第三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県の日本海に面する豊浦郡角島地帯と大津郡油谷湾青海島、萩市、阿武郡須佐、江崎を結ぶ北海岸一帯の区域は、風光明びで、豪壮、絵画的な景勝の地であり、吉田松陰等の史せきも多く、かつ俵山、湯本、川棚等の温泉地を有する等大いに海外に誇示するに足る地域である。ついては、該区域を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は天与の風光を具備し史せき景勝に恵まれており、国民保健上からも、これを国立公園に指定するを適当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

耶馬日田英彦山が国立公園法第十一條の二により設立された。国立公園は、古来の山容、水態、林形、地質主物等、そのままなんらの変化を加えず、保護、温存することに主眼がおかれているのに対し、国定公園は、国民の利用に重きをおき、国民の観光、休養、保健、厚生のための公園として国家が指定した公園である。ついては、模範的な国定公園を育成するため国定公園法を制定するとともに、国定公園にも国庫補助を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

国定公園の保護、育成を図るため、立法措置を講ずることは、充分考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

伊豆半島、伊豆七島区域を海洋国立公園に指定促進の請願（請願者　静岡県賀茂郡稲取町長外岡善六外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島と伊豆七島区域の海洋国立公園に関しては、第七国会以来請願の採択を得ており、厚生省の国立公園部及び国立公園審議会の調査を修了し、決定の運びとなつているようであるが、本県はもちろん東京都においてもすみやかなる指定の発表を待ちわびているところであるから、すみやかに促進の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯の海洋国立公園指定については、充分促進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

熱海市の下水道及び処理場事業費国庫補助等に関する請願（請願者　熱海市長宗秋月外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市における排水施設は、見るべきものがなく、わずかに市内を流下する小河川を幹線とし、在来道路側溝を枝線としてかろうじてその目的を達しているが、その系統きわめて不規則で、しかも地勢上起伏が多いため、くぼ地の箇所では汚水が停滞し、夏季においてはとくに伝染病等発生の危険が多分に有る現状である。従つて、観光上とくに衛生上の観点から下水道三箇年継続事業を計画し、昭和二十六年一月十一日厚生省、建設省の認可を得たのであるが、市財政のひつ迫著しく、これが負担は到底不可能である。ついては、同市下水道及び処理場事業に対し国庫の補助と起債を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

排水施設を完備することは、公衆衛生上も又、該地の観光上もとくに必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

熱海市の上水道事業費国庫補助等に関する請願（請願者　熱海市議会議長野田政治外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市上水道は、明治四十二年熱海区を給水区域として発足したが、その後丹那トンネルの開通、多賀地区合併による市制の施行等に伴い常住人口は増加し、浴客の往来もまた急激に上昇してきたので、新たに水源地を求め貯水槽を増設したのであるが、当市は、階段型の地形であるため、既設住宅街はたちまち飽和点に達し、市勢発展に伴つて必然的に高台地区に住宅別荘等の建築が増加した関係上、給水は切実な問題となつている。ついては、基本的水源の獲得と配水施設の完備のため、熱海市の上水道事業費の国庫補助と起債を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は適切で且つ熱海市の地形上からも時宜を得た措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

水郷及び筑波山区域を国立公園に指定の請願）（請願者　千葉県香取郡佐原町長伊能源太郎外六十六名）（寺島隆太郎君紹介）（第一八八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利根川下流及び霞ヶ浦北浦沿岸のいわゆる水郷地帯は、東洋のヴェニスと称せられ、漸くその真価を認められ、東京日日新聞社主催の景勝地募集の際にも二十五勝首位に当選しており、筑波山の端麗な姿は東富士ともいわれ、遠く万葉の昔から詩歌にうたわれている。ついては、水郷及び筑波山区域を国立公園に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地帯は水郷地帯として天與の風光景観に恵まれた、水岳の景勝地であり国民保健上からも、これを国立公園に指定するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

湯郷温泉の開発に関する請願（請願者　岡山県勝田郡湯郷町長山本儀一外一名）（大村清一君紹介）（第二三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡湯郷町の湯郷温泉は、古くから薬湯として知られていたが、ゆう出量が少なく、低温であるため、永続的な発展を見なかつた。昭和二十四年ボーリング工事の結果、深度二百七十メートルに至つて毎分三石余のゆう出を見、多大の成果をおさめ、本年三月から県費補助で第二回ボーリング工事を起工している。この温泉は京大、鉱産資源研究所の調査によれば、泉脈が豊富なこと、多量のラヂウムを含有するちつ素ガスがあり、日本にもない世界的な特異性のある温泉であることが実証された。ついては、この温泉の開発を貧弱な一町村にまかせず、国費をもつて開発実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保健上より十分考慮する要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべき

ものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

佐世保市に国立教護院設置の請願（請願者　長崎県議会議長岡本直行）（岡西明貞君紹介）（第一九一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後における一般社会道義の低下、世相の荒廃等による青少年の不良化は著しく、最近においては、殺人、傷害、強盗、強かん等最も恐怖すべき悪質犯罪が増加している。とくに佐世保市はその傾向が強いが、長崎県には現在、長崎市に県立教護院が一箇所あるのみで、しかも定員以上を収容しているため、今後の収容は不可能であり、従つて、これら青年は適護施設に収容しなければならない関係上、他の児童に大なる悪影響を及ぼしている。ついては、佐世保市に国立教護院をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の世相に対応して教護院の設置拡充は必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

遺族援護強化に関する請願（請願者　金沢市十三間町鈴木猶松外一万五百三十二名）（登谷秀次君外一名紹介）（第二五七号）、同（請願者　奈良県宇陀郡伊那佐村比布百軒富治郎外三十九名）（青柳一郎君紹介）（第三七三号）、同（請願者　三重県桑名市江場千五百九十二番地水谷喜郎外六千八百七十五名）（水谷昇君紹介）（第四二八号）、同（請願者　中津市議会議長恩塚茂理）（福田喜東君紹介）（第七六八号）、同（請願者　大津市境川町四十六番地竹内角左エ門外六千八百二十名）（堤ツルヨ君紹介）（第七六九号）、同（請願者　山形市旅籠町二百八十四番地佐藤昌之外六万八千八百二十四名）（根本龍太郎君紹介）（第一〇七七号）、同（請願者　川口市仲町一丁目二百七十九番地矢島撰一外四万四千三名）（阿左美廣治君外十名紹介）（第一〇七八号）、同（請願者　佐賀市神野町橘本五郎外五万八百名）（永井英修君外一名紹介）（第一〇七九号）、同（請願者　高松市浜ノ丁八十一番地平井太郎外三万二千名）（大西禎夫君紹介）（第一〇八〇号）、同（請願者　宮崎県臼杵郡岩井川村本田チワ外一万六千三十五名）（青柳一郎君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　京都府中郡峰山町字杉谷八百九十五番地寺田藤太郎外三万二千百名）（田中伊三次君紹介）（第一〇八二号）、同（請願者　札幌市北海道連合遺族会長金森勝二外七万五千七百八十四名）（青柳一郎君紹介）（第一七〇六号）、同（請願者　京都府船井郡和知村字中小字大西百十七一合地片山忠俊外三万四百十五名）（小川半次君紹介）（第一七二五号）、同（請願者　岩手県紫波郡乙部村大字手代森二十三地割六十八番地藤村正規外四千四百六名）（石川金次郎君紹介）（第一七五四号）、同（請願者　鳥取市中町五十八番地鳥取県遺族連合会長草野憲外一万二千二百六十四名）（紹田直道君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通義君紹介）（第二〇一七号）、同外九件（請願者　諏訪市西大手町七百四十九番地篠原今右エ門外三十三万八百九十名）（堤ツルヨ君紹介）（第二〇五三号）、同外一件（請願者　静岡県浜名郡雄踏町浜名郡遺族会連合支部長中村仲蔵外七千七百七十名）（神田博君紹介）（第二二三七号）及び同（請願者　和歌山市湊北町二丁目二番地小畠正幸外三万七千三百四十六名）（山口喜久一郎君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争の最大犠牲者である全国八百万に及ぶ遺族の中の多くの者が、いつまでも社会的冷遇のままに放置せられ暗い心にとざされていることは、大きな社会問題である。ついては、すみやかに次の

事項を具現し、遺族をして物心両面にわたつて立直ることができるよう措置されたいというのである。(一)遺族に対して弔慰金を支給すること、(二)戦ぼつ者に対し、国家として慰霊の行事を行い、また戦ぼつ者に対する叙位その他の行事につき、一般文民同様の取扱をなすこと、(三)遺族中の困窮者に対し、とくに援護すること、(四)遺族の子女の育英に関し、特別の考慮を払うこと等。

二、請願の議決理由

一家の支柱を失つた遺族は惨たんたる境遇にあるのでこれに対し、各般の方途を講じ援護福祉の増進を図るの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

児童福祉施設最低基準令施行延期に関する請願(請願者　長崎市銅座町三十二番地長崎県社会事業連盟理事長佐々木祐俊)(寄柳一郎君紹介)(第二二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、さきに児童福祉施設最低基準令を施行したが、私設社会事業は財政貧弱なため、施設整備の進ちよくは意のごとくならず、整備不全のまま施行猶予期間である本年末に迫り、非常に困惑している。ついては、その整備期間を昭和三十年まで延期するとともに、その間年次計画に基き、該期間内に国庫より低利長期の貸付金並びに共同募金を主財源として、整備完成する方途を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

児童福祉行政の万全を期するため、児童福祉施設最低基準令の施行猶予期間をさらに延期し、整備完成に充分なる方途を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

未亡人に越冬資金支給の請願(請願者　東京都港区新橋七丁目十二番地日本民主婦人協議会代表小川智子)(石野久男君紹介)(第二二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近の物価騰貴や高税の徴収等により、未亡人の生活が極度に窮乏し、ことに厳冬を控えた現在、悩みと不安は深刻なものがある。ついては、これら未亡人に対し越冬資金を国庫から支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

未亡人の窮状にかんがみ、これが救済の方途を講ずることは必要な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

遺族見舞金支給に関する請願(請願者　山口市八幡馬場十九番地吉富幸助)(吉武恵市君紹介)(第一一四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務のため倒れた者に対し、国家が相当の処遇をなし、その遺族に対し、国家補償をすることは当然のことである。ついては、戦没遺族に対し、見舞金を支給するよう法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

遺族の窮状にかんがみ、これが精神的に物質的に救済の方途を講ずることは必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保育施設費全額国庫負担等に関する請願(請願者　東京都港区新橋七丁目十二番地民主保育連盟代表羽仁説子)(亘四郎君外一名紹介)(第一六三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民主保育連盟は、国際婦人デーに際し、次のことを切に要望するというのである。(一)働く婦人のために役に立つ保育施設を全額国庫負担で増設すること。(二)保育施設の民主的な運営を妨げるような政策はしないこと等。

二、請願の議決理由

勤労婦人を対象とする保育所の設置については考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

託児所設置等に関する請願(請願者　東京土建一般労働組合渋谷分会婦人部永倉長子)(苅田アサノ君紹介)(第一六三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、日雇労務者の生活は日一日と困窮している実状にあるから、とくに婦人労務者のため、次の事項を実施されたいというのである。(一)安価で子供を預けることができるような託児所をすみやかに作ること。(二)アブレをなくして賃銀を一日三百五十円にすること。(三)婦人や老人の手帳を取り上げないこと。

二、請願の議決理由

日雇労務者に対する託児所の設置は必要な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保育所の措置費増額に関する請願(請願者　東京都北区豊島町三丁目二番地労働者クラブ保育園代表奥田民雄)(亘四郎君外一名紹介)(第一六四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨今日増しに失業者、生活困窮者の保育所を求める声が高まつており、ことに母親が働く場合、もつとも足手まといになるのは満三歳未満の幼児であり、労働者クラブ保育園では、満三歳未満児の受託定員は十名のところ、現在では四十名を越える有様であり、その幼児のための費用は満三歳以上の幼児の倍額を必要とするのに、その措置費は三歳以上の幼児と同額しか補償されず、これでは現在受託している満三歳未満児をかかえての経営は崩壊の直前にあるので満三歳未満児について、その措置費を現行の倍額に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

保育所の措置は現下の経済状勢下においては、なお考慮する要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

官報号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会　衆議院会議録第四十八号附録（二）（その二）

世田ヶ谷郷に託兒所設置等に関する請願（請願者　東京都世田谷区下馬町一丁目世田ヶ谷郷平和婦人会永倉長子）（苅田アサノ君外一名紹介）（第一七四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰災者、引揚者の住な東京の世田ヶ谷郷では、子供をかかえた未亡人が、日雇労務に従事しているが、朝が早く、現場が遠いため、既存の託兒所は利用できず、また幼い子供に赤ん坊をあずけて一日の仕事に行き、その留守中、用水堰に子供が落ちて死んではいないかと不安の中に暮している。ついては、この戰争中作られた十一の用水堰を埋めて、火災防止のためには別に消火せんを入れ、安心して子供を託すことができる託兒所を世田ヶ谷郷の中に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

安全且つ完備した託兒所の設置の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

一、請願の要旨及び目的

先般の特別交付金制度の廃止に伴い、兒童保育事業経営の生命である措置費は、各町村の平衡交付金より支出されることになつたため、その支給額は著しく減少し、毎日の保育を完全に遂行できない苦境に立至つた。ついては、再び従来の特別交付制度により、これが措置費を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

兒童福祉行政の育成発展のため措置費の特別交付金制度実施は妥当な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

○第十回国会　衆議院会議録第四十八号附録（二）（その二）

兒童保育事業に対する特別交付金制度存続の請願（請願者　三重県度会郡小俣村保育所協会長森田善次郎）（中村清君紹介）（第一九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兒童保護費を地方財政平衡交付金から補助金制度に切替の請願（請願者　長野県兒童福祉審議会委員長横内淨音外四十八名）（倉石忠雄君紹介）（第二二二七号）、同（請願者　山口県保育連盟会長和田克己）（青柳一郎君紹介）（第二三三六号）、同（請願者　京都市伏見区幾合町三十八番地小島周治外十二名）（田中伊三次君紹介）（第二三八九号）、同（請願者　鳥取県市内中国五県兒童福祉收容施設長会議長田中正雄）（門脇勝太郎君紹介）（第二三九〇号）及び同（請願者　京都市東山区山科東野町大江憲二外十二名）（大石ヨシエ君紹介）（第二三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年五月、地方財政平衡交付金法の公布施行とともに、従来補助金として取扱われていた兒童福祉法による兒童保護費がこの中に含まれ、過去一箇年実施の結果にかんがみ、兒童福祉事業の進展にいちじるしい支障をきたしている。兒童保護費は、生活保護費と同様要保護者の最低生活を保障するものであつて、その基準は、全国画一的なものでなければならず、地方公共団体の裁量にまかせられ、その財政によつて左右されるものであつてはならない。ついては、昭和二十六年度からは、兒童保護費は地方財政平衡交付金制度から切り離し、補助金制度により取扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

兒童福祉行政の育成発展を図り兒童保護の万全を期するためには兒童保護費を補助金制度にすることが必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核病床増設等に関する請願（請願者　新潟県三島郡寺泊町金山国立寺泊療養所内玉井敏）（小林進君紹介）（第五五一号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡黒浜村国立埼玉療養所内渡辺周一外三百四十七名）（高田富之君外一名紹介）（第一一五五号）及び同（請願者　国立埼玉療養所患者療友会代表渡辺周一外三百六十二名）（苅田アサノ君紹介）（第一五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核は長期療養を必要とし、とくに貧困なものは医療扶助なしには療養ができないが、最近国立療養所では、この種の患者を制限して行く傾向があるが、社会的にみても結核ぼく滅の趣旨に反するものである。また昨今、結核病床の回転をよくするために、軽患者に対して、早期退所勧告が行われているが、これは結核病床の増加という根本的対策をはからないで、いたずらに目前の処置でごまかそうとするにすぎない。その他、完全看護、完全給食の問題、未復員者の療養問題、ストレプトマイシン適用の問題等、結核対策には種々の問題があるが、要するに日日に増加する結核を防止するために根本的な対策をたて、入所患者の早期退所という形でなく、結核病床の三十万床増床を早急に実施し、予防、治療、後保護の施設を施行する以外にないから、すみやかに整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上必要なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核病床増設に関する請願（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外百九十七名）（船田享二君紹介）（第五五二号）、同（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内荒牧純一

明治二十五年五月三十一日　第三種郵便物認可

外百九十四名）（山口好一君外一名紹介）（第六二一号）、同（請願者　福岡県糟屋郡古賀町国立療養所清光園療友会代表成富裕雄外百二十名）（守島伍郎君紹介）（第八三八号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡東村山白十字会伊佐山信外百十六名）（福田昌子君紹介）（第八五四号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二〇号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇二一号）、同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院渡辺明外二百四十名）（遠藤三郎君紹介）（第一一四八号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一四九号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町浜野西沢久治）（堤ツルヨ君紹介）（第一二一八号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義雄）（苅田アサノ君紹介）（第一五〇三号）、同（請願者　宮崎県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名）（山崎岩男君紹介）（第一七〇九号）、及び同（請願者　上田市国立上田療養所患者代表者菅西蔵外二百十六名）（井出一太郎君紹介）（第二一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、結核病床は公私立を含めて七万床であるが、最近における結核患者の激増にかんがみ、病床増設する必要がある。ついては、結核病床を最低三十万床に増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上も特に必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核患者に国民健康保険の全面適用に関する請願（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内瀧山邦夫外二百一名）（船田享二君紹介）（第五七三号）、同（請願者　千葉県松戸市高塚新田百二十八番地国立松戸療養所内上野義雄）（柳澤袈男君紹介）（第六二六号）、同（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内安納秀夫外二百一名）（山口好一君外一名紹介）（第六三〇号）、同外一件（請願者　山口県豊浦郡小串町国立療養所小串湧風荘内小林恒夫外百七十名）（福田昌子君紹介）（第八七九号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（宵柳一郎君紹介）（第九〇六号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇二七号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一五七号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町金屋村瀬昌一）（堤ツルヨ君紹介）（第一二二四号）、同（請願者　国立神奈川療養所療友自治会委員長山口敬次）（苅田アサノ君外一名紹介）（第一六〇五号）、同（請願者　上田市国立上田療養所患者代表者菅掛西蔵外二百十名）（井出一太郎君紹介）（第二一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

厚生年金法による障害手当金の支給額は、昭和二十二年九月にさかのぼつて旧法よりはるかに引き上げられたのであるが、昭和二十二年九月以前に発病して旧法によつて支給されている被保険者は新法に比し、わずかに十分の一に等しい額で、しかも年金の掛金は長年かけているという著しい矛盾を生じている。ついては、昭和二十二年九月以前に発病した被保険者に対しても新法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は一応考慮する必要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核患者の作業療法に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（第八五九号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義雄）（苅田アサノ君紹介）（第一四九五号）、同（請願者　上田市国立上田療養所患者代表者掛西蔵外二百二十名）（小林運美君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　宮崎県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名）（山崎岩男君紹介）（第一七一〇号）、同（請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮患者代表小野村邦子外二百二名）（福田昌子君外一名紹介）（第二三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

作業療法は、病状の安定した患者に歩行、農耕等の仕事を病状に応じて行わせることにより、相当程度の負担に堪えられる体力並びに能力を修得することを目的とする治療過程であり、退所して社会に復帰した場合の病気再発を防止する上に多大の効果があるが、作業療法にあてる予算が少ないため、設備は、はなはだ貧弱であり、十分な治療が施せない実状にある。ついては、作業療法設備の拡充強化を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の目的は妥当なるもので、作業療法設備の拡充強化は緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核患者に対する生活保護法の適用範囲拡大に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（福田昌子君紹介）（第八七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現生活保護法は原則として疾病に対する直接の扱いでないかも知れないが、医療扶助における結核の取扱いは大きな比率を示しており、無視できぬ任務を負わされている。ついては、完全な社会保障に基づく結核対策が確立するまで、生活保護法の結核患者の取扱いに関して、少なくとも次の点を特例として扱われたいというのである。（一）結核患者が入院した場合、その世帯に対する査定基準

に、家族の予防及び栄養費、月三回の見舞費、交通費、手術費等の加算を認めること。(二)自宅療養の場合、家の広さ等を最低基準のわくに拘束せず、隔離できる広さを認めるとともに、患者の栄養量は入院患者の給食と同様一日七点とし、伝染予防費、家族の栄養費を加算すること等。

二、請願の議決理由

結核患者に対する生活保護法の適用範囲の拡大については十分考慮する要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核軽患者にコロニー建設に関する請願(請願者　京都市右京区音戸山山ノ茶屋町七番地国立宇多野療養所患者自治会長鵜川新次外六名)(紹田昌子君紹介)(第九八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都における昭和二十四年度の結核死亡者は三千七百七十四人、推定患者は十倍の約四万人となつており、家族とともに、貧窮と戦つているが、その損害は年間約二十四億円に達している。ついては、京都に結核患者のための定住集落(コロニー)を建設し、退所者の再発を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は妥当且つ緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

アフター・ケア施設確立に関する請願(請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄外二千二百十五名)(紹田昌子君紹介)(第八七二号)、同外四件(請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄)(青柳一郎君紹介)(第九〇四号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博)(多田勇君紹介)(第一〇二六号)、同(請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄外一名)(今野武雄君外一名紹介)(第一一五四号)、同(請願者　滋賀県神崎郡八日市町小脇木村豊一)(堤ツルヨ君紹介)(第一二二五号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島満雄)(苅田アサノ君紹介)(第一四九七号)、同(請願者　国立神奈川療養所療友自治会委員長山口敬文)(苅田アサノ君外一名紹介)(第一六〇三号)、同(請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名)(山崎岩男君紹介)(第一七一一号)、同(請願者　上田市国立上田療養所患者代表沓掛西蔵外二百十九名)(井出一太郎君紹介)(第二一三〇号)、同(請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外二百二名)(今野武雄君紹介)(第二一九〇号)及び同(請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮患者代表浜野節子外二百一名)(紹田昌子君外一名紹介)(第二三八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国のアフター・ケア施設は、国営がわずかに二、三を数えるのみで、結核患者推定百五十万ないし二百万に対してわずかに九万余の病床にすぎず、入院を待ちこがれる患者のために、軽患者を退所させようとしているが、そのほとんどが帰るべき家もなく、生活できる職業もない有様で、この悩みを解決させるためには、アフター・ケア施設があるのみである。ついては、国家の強力な援助のもとに、次の三点を実施されたいというのである。(一)各県に一施設以上のアフター・ケアを国費で設立すること、(二)既設、未設、公私のいかんを問わず、アフター・ケア施設に十分な保障をすること、(三)職場におけるアフター・ケアを施行するよう徹底させること。

二、請願の議決理由

結核予防対策上、後保護施設は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

アフター・ケア施設確立に関する請願(請願者　柏崎市国立新潟療養所患者自治会代表宮沢茂)(紅四郎君外一名紹介)(第一七九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養施設の病床不足の解決策として、病床の回転速度を早め、軽快患者を退所させる方針がとられているが、このためには完全に健康を回復をしていない退所患者に対する再発防止と更生補導の施設が必要である。すなわち、結核対策の中、予防、治療とともに、後保護施設の重要性が国家の手で社会政策的に万全を期されなければならないが、現在は各都道府県の自主性にまかされている実状である。ついては、新潟県においても結核後保護施設の実現を期すために、新潟県結核アフター・ケア協会を設立することになつたから、物心両方面の協力を仰ぎたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は適切なるもので、その主旨に協力することは最も必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

札幌市にアフター・ケア施設確立の請願(請願者　札幌市議会議長鍋島利雄)(柄澤きよ子君外一名紹介)(第一〇六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道は、わが国再建の最も重要な基盤でありながら、結核死亡率は最高位を示している。ついては、北海道を結核禍より護り、あわせて療養所を軽快して退所する結核患者の再起を図るため、職業補導と健康管理を内容とする後保護施設を札幌市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核患者の再起を図るため、職業補導と健康管理を内容とする後保護施設を札幌市に設置せんとすることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林讓治殿

結核患者の生活援護に関する請願(請願者　茨城県鹿島郡軽野村白十字農園療友会代表石川

進)(山口武秀君紹介)(第一三四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者に対する生活援護のため、次の事項を実現されたいというのである。(一)結核患者をかく首退職させないこと。(二)健康保険給付期間を三箇年に延長すること。(三)アフター・ケア施設を確立すること。

二、請願の議決理由

結核患者に対する生活の援護については充分考慮するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立三島病院結核病舎増築の請願(請願者　静岡県三島市役所内佐藤喜作外七十四名)(遠藤三郎君紹介)(第二二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在三島市の結核患者は千五百名に達しているにもかかわらず、国立三島病院の結核病床は四十床で常に満員で、療養が長期にわたるため、新患者の入院はほとんど不可能な状態であり、従つて病者はやむを得ず家庭での療養を余儀なくされている。ついては、国立三島病院に結核病とうを増築されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関として重要な役割を受持つものであるから施設の整備を図り、もつて国民医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所に看護婦及び医師増員の請願(請願者　北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所患者代表竹内肇外二百四十三名)(細田昌子君紹介)(第二二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所における看護婦及び医師の不足は全国的な傾向であり、このため現在の看護婦及び医師は労働過重となり、結核発病する看護婦も増加の傾向をたどつている現状である。ついては、これら療養所従業員の待遇を改善し、すみやかに医師及び看護婦を増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関として重要なものであるからこれら職員の待遇改善を図ることは最も時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所給食費増額に関する請願(請願者　国立神奈川療養所療友自治会委員長山口敬次外五百四十九名)(小金義照君紹介)(第五二七号)及び同(請願者　国立神奈川療養所療友自治会柳田春夫)(苅田アサノ君外一名紹介)(第一六〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立療養所の給食費は、一日一人当り平均六十七円で、その残額約十七円九十銭が一日の副食費であるため、栄養を摂取することができず、生活保護法でかろうじて療養生活をささえている状況であるから、給食費を八十円に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所における患者に対し適当なる栄養を支給するため患者食費の引上げを行うことは現下の状勢にかんがみ緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所入所患者の診療費等に関する請願(請願者　国立神奈川療養所療友自治会委員長山口敬次外五百四十九名)(小金義照君紹介)(第五二八号)、同(請願者　福岡県糟屋郡古賀町国立療養所清光園療友会代表成富裕雄)(守島伍郎君紹介)(第八三六号)及び同(請願者　国立神奈川療養所療友自治会柳田春夫)(苅田アサノ君外一名紹介)(第一六〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、生活保護法には扶養義務者の範囲が広すぎることと、最低生活基準額が低すぎるという不備があり、このために適用を受けることができなかつた患者に対して「国立入所規定第三條、第四條による減免規定」があつて入所料が減免されていたが、昨年八月三十日厚生省通達でこの適用に制限が加えられた。従つて、もし減免規定により自己負担額を減免されなければ退所しなければならず社会上、ゆゆしき問題になりつつある。ついては、左の点を考慮されたいというのである。(一)減免規定に関する厚生省通達の行すぎた解釈の是正、(二)自己負担の減免は患者の実態に即して親心をもつて実施されたい、(三)入所料外の患者生活費を最低千二百円に認められたいこと。

二、請願の議決理由

患者の診療費についてはなお考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立病院医師の待遇改善に関する請願(請願者　国立東京第一

病院長坂口康蔵外十八名）（金子與重郎君紹介）（第七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、国立病院に勤務している医師の待遇は、国家公務員のわく内にあつて、生活の困窮はその極に達し、子弟の教育、新刊書の購入は不可能であり、待遇不良のために退職する者多く、採用難は刻刻とその度を増しつつある。ついては、国立病院に勤務する医師の使命の重要さを考慮されて、その高い職務にふさわしい品位を保持し、職責を完遂するにたる待遇を與えられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立病院医師の待遇改善は治療対策上緊切なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所における給食費増額等に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（縄田昌子君紹介）（第八七三号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（寄棚一郎君紹介）（第九〇八号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町川合寺小辰誠一）（堤ツルヨ君紹介）（第一二二六号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島養兼）（苅田アサノ君紹介）（第一四九八号）、同（請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名）（山崎岩男君紹介）（第一七〇七号）、同（請願者　柏崎市国立新潟療養所患者自治会代表宮沢茂）（亘四郎君外一名紹介）（第一七九二号）、同（請願者　上田市国立上田療養所患者代表沓掛西蔵外二百二十二名）（井出一太郎君紹介）（第二一三一号）、同（請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外二百名）（今野武雄君紹介）（第二一九二号）及び同（請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮患者代表滝山邦夫外二百一名）（岡良一君紹介）（第二三八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在国立療養所においては、その地域によつて給食費に差異があるが、主食は統制され、副食においては、たとえば肉、魚等は都会で安く、地方で高い反面、野菜は都会で高く地方で安い等全体としては地域差は認められないばかりでなく、患者は都市、地方あるいは療養所病院を問わず一様であるから、国立給食費の地域差を撤廃されたい。また患者が熱量、たん白質、脂肪を完全に摂取するために国立給食費の増額、すなわち少なくとも社会保険なみに引き上げられるとともに、患者と職員とでは給食に差異があるから、患者用、職員用の調理設備を分離されたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会経済上時宜に適する措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所入所患者の診療費に関する請願（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外二百名）（船田享二君紹介）（第五七四号）、同（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内千葉正夫外二百一名）（山口好一君外一名紹介）（第六二四号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄外百十六名）（縄田昌子君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第六二一四号）、同外一件（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄外百十六名）（縄田昌子君紹介）（第八六〇号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一五二号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町浜野上田喜一郎）（堤ツルヨ君紹介）（第一二一九号）、同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院患者代表渡辺明外二百五十名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三八二号）及び同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島養兼）（苅田アサノ君紹介）（第一五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核は、長期間の療養を必要とするが、生活保護法による療養費は最低基準一人千三百円というきわめて非現実的な金額であるため、療養者は人間なみの生活をすることができず、社会保障生活制度の確立されていない現状においては、療養者の重大な死活問題となつている。ついては、国立療養所入所費等取扱細則第三條の大幅な適用を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

結核は長期療養を必要とするので、その療養費については相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立療養所における完全看護及び完全給食に関する請願（請願者　中野区江古田三丁目千百六十一番地国立中野療養所斎藤俊光外七百五十二名）（縄田昌子君紹介）（第八七七号）、同（請願者　加古川国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇一四号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇一五号）、同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院内渡辺明外二百四十名）（遠藤三郎君紹介）（第一一四六号）及び同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十二月から国立中野療養所以下当該各療養所においては「完全看護」と称して、看護はすべて看護婦の資格のあるものに扱わせ、附添婦による患者の取扱いを中止し、附添婦を四十パーセント程度へらし、直接当局の監督の下にもつぱら病室内外の清掃にあたらしめた。また従来一日六十七円の給食以外に附添婦によつて行われていた補食を中止して、「完全給食」と称して結核に必要な営養の摂取を不可能にした。又、看護婦のうち実際に勤務している者は約八割弱で、三交替制勤務を行つており、病舎に常勤している者は若干で、とうてい完全看護の理想

は実現されない。ついては、実質的に不足な看護婦の手を補うために補助婦を増加し、完全看護に先立つて完全給食を実施するよう予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

完全看護及び完全給食については相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

鹿児島県立鹿屋病院拡充費国庫補助の請願(請願者　鹿児島県議会議長増田静)(中馬辰猪君紹介)(第四二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県立鹿屋病院は、旧医療団経営のものを昭和二十四年十二月から引継いだもので、建物も腐朽し、二十二床のうち十八床しか使用できず、来年度より医療法が施行されるとすれば人口の割合より見て入院患者の収容に多大の支障をきたす結果になる。ついては、同病院を改築増床して住民の福祉を図るため、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療機関として重要な役割を受持つものであるから国庫補助で施設の整備を図り、国民医療に遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

県立尾花沢総合病院設置に関する請願(請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外十九名)(志田義信君紹介)(第五七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡尾花沢町、大石田町を中心とする十箇町村は、最近呼吸器系その他の疾患による虚脱者が激増しているが、完全な医療施設がないため、患者の大部分のものは個人診療所において基本的治療を受けている実情である。ついては、同地方民の健康増進と、生活安定のため、尾花沢町に県立総合病院を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療機関の重要性にかんがみ、病院設置は緊要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

氷上郡竹田川流域に国立診療病院設置の請願(請願者　兵庫県氷上郡上鴨庄村長荒樋栄実外九名)(佐々木盛雄君紹介)(第一〇九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡竹田川流域には医療機関なく、全くの無医村であるため、結核で死ぬもの続出し、また各種伝染病のまん延による一家全滅など、まことに憂慮すべき状況にあるから、同河川流域に国費をもつて、すみやかに国立診療所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療機関の重要性にかんがみ、国立診療所の設置は緊要なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

京都府下にモデル国立後保護施設々置の請願(請願者　京都府綴喜郡青谷村海外引揚者会後援会長堀井稔夫外二十九名)(中野武雄君外二名紹介)(第一二八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時結核の療養薬としてストレプトマイシン、パス、テイビオン等新薬が発見され、着々とその効果をあげているが、しかし、現在においては、なお結核病のかい復には相当の時日を要し、かい復後もなお幾百日のアフター・ケアが必要である。従つて、京都府綴喜郡青谷村にある国立京都療養所附近はそうした特殊な施設の経営に最適の地で、京都府の軽患者を収容して、その療養の成果をより効果的ならしめれば、昭和二十六年以後の結核対策は、より一層効果づけられることは明白である。ついては、これらのアフター・ケア施設を設置され、これをモデルにして順次他に増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

結核予防対策上、後保護施設は欠くべからざるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

松丘保養園に結核病床増設に関する請願(請願者　青森県東津軽郡新城村松丘保養園入園者代表鎌田雄)(苅田アサノ君紹介)(第一六一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年度において、青森県東津軽郡新城村松丘保養園に百床の増床がなされるものと予想していたところ、政府は寒地増床を行わず、東京以南に増床を計画している由であるが、療養生活をしているものにとつて、発病当時より長らく住みなれた療養所を出て、全然環境の異なる療養所に移ることはきわめて苦痛であり、家族の嘆きも大きい。ついては、昭和二十六年度において、松丘保養園の結核病床を百床増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

らい患者中には結核にり患しているものが多い現状にかんがみ、増床増設を図ることは最も適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

国立都城病院病とう改築に関する請願(請願者　宮城県議会議長日高弥一)(渕通義君紹介)(第二〇一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県都城の国立都城病院は、県民の治療ならびに予防衛生に協力してきたが、この病院は医療法制定以前に元川崎航空機製造会社の工場の建物を利用して開設されたもので、本年十月から医療法が全面的に施行された場合、現在の設備では不十分である。入院、外来患者の激増に伴い、病とうの増

業案として、現結核病とうを外来病とうに改造することは、病院の運営上からみても妥当であり、一般民衆も望むところであるから、すみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の医療機関として重要であるから病とう改築を図りもつて医療の遺憾なきを期するの要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

生活保護法による結核入所患者の生活扶助料引上げに関する請願(請願者　北海道田亀郡七飯村国立北海道第一療養所患者代表竹内肇外五百二十五名)(柄澤セキ子君紹介)(第二八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立北海道第一療養所内に入所療養中の患者のうち生活保護法で各種の扶助を受けている者が多くあるが、同療養所の給食状況によれば、学界の定説に参照して、たん白質、百グラムに対し、十一・一グラム、脂ぼう五十グラムに対し、二十三・三グラムも不足しているため、患者の病勢に大なる影響を及ぼしている。ついては、これが補食のため、生活保護法による結核患者の生活扶助費を一箇月約千三百円に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の経済状勢下において結核療養所入所患者に対する栄養補給については、なお、考慮の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

医療法の一部改正等に関する請願(請願者　札幌市南一條西十九丁目北海道医師連盟委員長松本剛太郎)(松本六太郎君紹介)(第一六八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行医療法は、種々なる不備欠陥があるから、同法第七十九條第三項第四項及び同法第十三條の実施期を大幅に延期するとともに、医療施設改善資金融通のため、医療金融公庫(仮称)を立法化し、低利、かつ長期にわたつて融資されるよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の社会経済状勢下医療法第十三條の規定は行われ難いから病院の整備が行われうる時期まで延期し、これがすみやかに完了するよう善処する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願(請願者　東京都澁谷区原宿三丁目二百六十六番地日本助産婦看護婦保健婦協会第一副会長横山フク外一名)(金子與重郎君紹介)(第二〇九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦、助産婦に国家試験を課するの條項を削除するよう保健婦、助産婦、看護婦法を改正するとともに、保健婦、助産婦の既得権者に対しては、講習により国家登録に切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の社会情勢下、本請願については相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

理容師法の一部改正に関する請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第四一号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤セキ子君紹介)(第二九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

理容師法第五條の理髪師及び美容師の免許に関する事項についての事務は、一切都道府県において処理し、国に対する手続等もなく、これが事務費は都道府県が負担しているが、その登録手数料を国が徴収することは不当であり、これは当然都道府県の収入となるべきものと考えられる。ついては、同法同條を登録手数料三百円を都道府県知事に納付するよう改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

理容師の登録手数料を国庫に納付することは考究を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

理容師法の一部改正等に関する請願(請願者　伊勢崎市南町二丁目三十三番地秋元タカ外三百三十五名)(小峯柳多君紹介)(第一八一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、理容技術面の急速なる進歩、国民の保健衛生の関心高揚に伴い現行理容法を改正する必要があるから、同法第一條の一部を次のごとく改正されたいというのである。「この法律で理[illegible]とは頭髪の刈込、男子パーマネントウエーブ整型、顔そり等の方法により容姿を整えることをいう。」「この法律で美容とは、パーマネントウエーブ、結髪、女子刈込、化粧、着附等の方法により容姿を美しくすることをいう。」

二、請願の議決理由

本請願については相当考慮を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

厚生委員長　松永　佛骨

衆議院議長林譲治殿

農林委員会

霞ヶ浦及び北浦の国営土地改良事業促進の請願(請願者　水戸市北三ノ丸茨城県耕地協会内霞ヶ浦北浦沿岸農業開発期成同盟委員長高橋渡)(橋本登美三郎君外三名紹介)(第四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

霞ヶ浦及び北浦は、流入する桜川、恋瀬川その他数河川及び利根川の支流の鬼怒川、小貝川並びに利根本流の逆流等により、はん濫し、湖辺の耕地二万町歩は低湿地のため、排水不能となり、長期にわたり農作物その他家屋の浸水、交通の杜絶等大なる被害を受けている。ついては、前記両湖沿岸農地の土地改良事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

霞ヶ浦及び北浦はしばしばはん

置して、沿岸の低濕な耕地二万町歩は長期じん大な被害をこうむるから、両湖沿岸農地の土地改良事業を施行して、災害防止に善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良事業費国庫補助増額の請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第四八号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤もと子君紹介)(第三〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度以降均衡予算の建前上、団体営土地改良事業に対する国庫予算は、ほとんど打切り同様大削減を見たが、食糧増産の必要はますます増加し、農地の改革と、農業経営の合理化が大きく取りあげられている今日、これが推進の條件として土地改良事業の進展を期する必要がある。しかるに、農村の窮迫している経済状態をもつてしては、独力で土地改良を行うことが困難であるから、單作地帯の農家経済の実状にかんがみ、土地改良事業に対する国庫補助予算を大幅に増額し、従来通り、小規模の土地改良事業に対しても助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産と土地改良は、きわめて重要である点、單作地帯においては、とくに独力をもつてこれを行うことが困難であるから、国の助成を充分に考慮してやる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

昭和二十六年度農地関係予算復活の請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第四九号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤もと子君紹介)(第二九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地改革の徹底は、農村民主化のため絶対の施策であり、現在その完成のために重要な段階であるにもかかわらず、政府は、農地改革の形式的完了を強調し、昭和二十六年度農地関係人員及び予算を大削減した。今後創設自作農の維持育成、小作契約の文書化、農地の交換分合及び土地改良など重要な事業を実施し、膨大な農地改革の残務を責任をもつて処理するため、少くとも昭和二十五年度程度の人員と予算を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国農業の画期的革新である農地改革は、一応外形的には完了したが、その完ぺきを期するためには、なお、残された事務が多いから、これに必要な人員並びに予算措置について善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有林地内の砂防工事施行に関する請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第五〇号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤もと子君紹介)(第三〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国各河川の水源地帯は大体国有林であるが、従来国有林の治山治水は遅々として進まず、国土荒廃に重大な影響を及ぼしている。ついては、政府は、国土保全、民生安定の主旨に従つて、国有林地内の砂防工事をすみやかに実施し、治水に万全を期するとともに、国有林地内の砂防工事は、国直轄、民有林地内の砂防工事は、都道府県において施行する原則をすみやかに確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林地内の砂防工事が遅れているために、国土荒廃に重大な影響を及ぼしていることは、憂うべきことであるから、すみやかに実施の施策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

早場米奨励金制度存続の請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第五一号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤もと子君紹介)(第二九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

早場米奨励金制度は終戦当時、わが国の端境期における食糧需給の緩和とともに、寒冷地單作農家の保護政策として設けられたものであるが、最近の食糧事情の緩和に従い、この制度の存続が論議されるようになつた。しかしながら、この制度の恩恵に浴しているのは、主として東北、北陸地方における寒冷地帯の單作農家であるので、これに代るべき保護政策の決定を見ない段階では、昭和二十六年度においても、早場米奨励金制度を存続し、本年と同額の奨励金を予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

早場米奨励金制度によつて現在恩恵を受けている東北、北陸等の單作地帯は、この制度が全く打切られるならば急激に困窮の度を加えることが明らかであるので、寒冷單作地帯の保護政策の推進とともに、国家財政の許す最大限度の早場米奨励金を予算に計上すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

赤川廃川地区を耕作地として開放の請願(請願者　山形県西田川郡袖浦村大字坂野辺新田乙四の二五十嵐多郎吉外百五十三名)(志田義信君紹介)(第五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大正十一年、赤川沿岸地区一帯の水害防止対策として、赤川下流の新川開さく工事を地方民である山形県西田川郡袖浦村大字坂野辺の住民が協力したのは、将来、黒森以北の下流地帯が廃川となつたとき、農耕地として開放されるであろうという当局の意思に従つたのであつた。しかしながら、種々の事情で未だに実現されないでいるが、今回荒沢ダム建設が決定されることになつて、約百町歩に及ばんとする広大な廃川地区が農耕

地として利用されるならば、柚浦村坂野辺地区、飯盛山地区の零細農家の経営規模の向上に利することは多大である。ついては、赤川廃川地区を農耕地として開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

柚浦村坂野辺の住民が往年河川改修工事に協力して廃川となつた地区が農耕地として利用し得るにもかかわらず、依然として放置されているから、これら零細農家に開放して活用を計ることは適切な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有林野内牧野開放に関する請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名）（志田義信君紹介）（第五三号）、同（請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平）（野原正勝君外一名紹介）（第五四号）及び同（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名）（柄澤もと子君紹介）（第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有林野内牧野の開放については、「開放要領」が定められたが、この内容は、国有牧野の実状に即せず農地改革の精神に反するものがあるから、国有牧野の特殊事情を考慮され、即時、全面的に開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林野内牧野の開放については、その実情に即し、農地改革の精神にそうてこれをなすべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良事業強化に関する請願（請願者　鶴岡市長　加藤精三）（志田義信君紹介）（第五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業強化のため、（一）土地改良区に関する恒久的事業計画と、資金計画を確立し、昭和二十六年度から必要な予算を計上すること、（二）耕地関係災害復旧事業に対する国庫補助を増額すること、（三）土地改良事業に対する特殊金融機関を設置すること、（四）農業用電力料の低減を図るとともに、電力を含むかんがい排水、揚水機維持費を全額国庫補助とすること等をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧自給態勢確立のため、土地改良はきわめて重要である。政府は、土地改良事業に種々努力を致しているが、なお本事業に一段の強力な施策を講ずることが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有林と村有林交換の請願（請願者　山形県東田川郡本郷村長伊藤喜吉外一名）（志田義信君紹介）（第五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東田川郡本郷村は、耕地面積約四百四十町歩の外はほとんど山林原野であり、国有林、県有林が約一千百四十町歩、村有林野は、森林経営の知識の不足から適切な施業計画がなかつたためと、太平洋戦争が影響して濫伐、過伐となり、このまま放置すれば治山治水上にも憂慮すべき状態となる。しかしながら同村は、農耕と林産労務との兼業者または純林業労務者も相当多数あり、村有林の開発は必要であるが、疲弊した同村としては、とうてい合理的な経営は困難である。ついては、本郷村地内東山村有林の一部と、同村地内早田川国有林中、隣村大泉村下田沢字太平部落の国有林とを交換されたいというのである。

二、請願の議決理由

太平洋戦争による濫伐過伐のため、村有林が荒廃し、治山治水上にも憂慮すべき状態となつている。しかも疲弊した同村経済の現況にかんがみ、村有林と国有林との交換によつて民力の涵養を図ることは適切な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお。本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有牧野開放に関する請願（請願者　仙台市宮城県庁内東北六県国有牧野開放促進協議会長草野保忠）（浅利三朗君紹介）（第一七六号）及び同（請願者　福島県庁内農地部長山内明雄）（松浦東介君紹介）（第二一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は明年度予算編成において、国有牧野の開放に要する経費を全面的に削除したというが、東北六県の農業経営の中枢をなす畜産業にとつて、牧野は生命であり、牧野開放の成功不成功がその運命を決するものであるにかんがみ、所属各牧野の取扱いについては、次の点を改訂されたいというのである。（一）昭和二十四年七月二十一日附通達農地局長並びに林野庁長官連名通達中「現に利用している」という條項を、すでに、貸付契約し、現に使用料を支拂つている牧野については地方の畜産事情に応じて所属替するものとす」と改正すること、（二）国有牧野の所属替に要する経費を農林省農地局で昭和二十六年度農地関係予算中、牧野調査費の項目で少くとも三千万円程度計上すること。

二、請願の議決理由

国有牧野の開放については、地元農民の実情に照らして適正を期すべきであり、とくに東北地方にとつては農業経営上、畜産業の生命たる牧野の有効な使用がきわめて重要である。よつて本請願の趣旨については、政府において考慮するを必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

旧利別川廃川地区を農耕地として開放の請願（請願者　北海道瀬棚郡東瀬棚村長永山省外二名）（富永格五郎君紹介）（第二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道瀬棚郡今金町、東瀬棚村、瀬棚町を貫流する利別川は、昭和九年から昭和十八年までにだ行曲折する河川を直線に切替え現在の堤防の築設支流の切替えを継続しているが、この旧河底及び堤防敷地は、八百町に及び、埋立を行えば農耕地として活用される

にもかかわらず、いづれも未利用のまま放置されている。ついては、該廃川地区を農耕地として開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土狭小の際、農耕地として活用され得る相当広大な土地が未利用のまま放置されているから、農耕地として開放することが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

水稲、麦類の病虫害防除薬剤全額国庫負担に関する請願(請願者　長崎県北松浦郡平戸町長崎県北松浦郡町村農業協同組合長会長青崎庄蔵)(田口長治郎君紹介)(第二三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水稲、麦類の病虫害は、年々激じんをきわめ、食糧増産を阻害しているが、現在の農家の乏しい資力では、これが防除の完璧を図ることはできない。ついては、米、麦類の病虫害防除薬剤を全額国庫負担で支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

水稲、麦等主食作物の病虫害が年々激じんをきわめているにかかわらず、農家の自力をもつて完全な防除が出来かねているから、できるだけ国の援助を與えて食糧確保に遺憾なきを期すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良事業強化に関する請願(請願者　長崎県耕地協会副会長竹内清吾)(田口長治郎君紹介)(第二四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧自給態勢の確立は、最も緊急を要する事業であるが、この目的達成のために、もつとも効果的で、かつ近道は土地改良事業の強行である。ついては、本事業強化のため、次の事項を施行されたいというのである。(一)土地改良事業および耕地災害復旧事業補助の増額並びに災害復旧補助金の急速交付および昭和二十四年度超過出来高に対する耕地災害復旧事業費割当増額、(二)農林金融公庫の実施促進と融資金貸付事務の簡素化、(三)県営改良事業の県費負担分の県債を認めること、(四)災害復旧事業の全額国庫負担、(五)新規耕地整理事業の実現等。

二、請願の議決理由

食糧自給態勢の確立上土地改良は、きわめて重要なことである。政府は、土地改良事業に努力をしているが、なお本事業に一段の強力な施策を講ずる必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農業手形償還期日の延期に関する請願(請願者　長崎県北松浦郡町并農業協同組合長会長青崎庄蔵)(田口長治郎君紹介)(第二四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在規定された農業手形の稲作に関連する貸付資金の償還期日は、全国一律に十二月末日となつているが、長崎県のごとく、稲の晩植、晩霞の定型地帯では收穫調製の完了は二月におよぶことが普通であつて十二月末日までに生産物を現金化することはとうてい不可能である。ついては、米作に関係ある形に限り毎年二月末日まで償還期限を延期されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県の特殊な気象的條件にかんがみ、農業手形の償還期限に特例を考慮してやるべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

佐屋川用水工事費増額の請願(請願者　愛知県津島市内佐屋川用水普通水利組合管理者浅野登)(江崎眞澄君紹介)(第二四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水源を愛知県木曾川に求める佐屋川用水は、津島市外八箇町村三千二百四十六町歩の広大な区域をかんがいし、幹線水路は一万七千メートルであるが、用水路は通水断面狭少なる上、旧佐屋川廃川敷に開じんされたため、漏水おびただしく、所要の用水量を流過せしめることができず、そのため、川床の隆起堤防の沈下はなはだしく、幾多の障害により計画面積の三分の一もかんがいし得ない状態であり、ことに下流部では用水不足著しく、組合費を賦課徴收され、苦境の余り当局者を非難し組合脱退を申し出るものが続出している実状である。ついては、佐屋川用水普通水利組合の経済的苦境を考慮の上、昭和二十六年度には本用水工事費を八千万円割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

佐屋川用水は、三千余町歩にかんがいするものであるが、施設不充分のため、所望の機能を発揮していない。しかも水利組合は経済的苦境に立つている。よつて工事費を増額することは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

東河村字岡田地内にため池築設の請願(請願者　兵庫県朝来郡東河村長足立雅之助外一名)(佐々木盛雄君紹介)(第二八四号)及び同(請願者　兵庫県朝来郡東河村議会議長佐江吉治外一名)(佐々木盛雄君紹介)(第一〇八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡東河村岡田部落は、かんばつ地帯で、現在四箇所のため池でかんがい用水にあてているが、毎年かん害をこうむり、とくに昨年のかん害により、百数十石の減收を見るに至つた。一面、同部落は地形上、背後にけわしい山を控えて、一朝大こう水の場合は、人家、耕地の流失、埋没の危険性があるから、災害防止とかんがいを兼ねて、岡田部落にため池を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡田部落は、連年かん害をこうむり、且つ地形上山水による水害の危険もあるから、防災とかんがいを兼ねて、ため池を築造するこ

とが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

北上川、雫石川両沿岸農業水利改良事業を昭和二十六年度国営計画地区に指定の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平外一名）（野原正勝君外一名紹介）（第三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川、雫石川沿岸農業水利改良地域は、盛岡市外一町八箇村にまたがる田畑面積七千五百町歩を有し、鹿妻穴堰普通水利組合の管理に属し、かんがい用水の大部分は雫石川から取入れている。しかしながら、幹支線水路は不良水路で、配水上にも遺憾の点が少くないが、排水の点では一層悪く、一朝豪雨の際には、こう水が各水路を破壊し、その被害は多大である。ついては、同事業を昭和二十六年度から国営事業として指定、施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

北上川、雫石川沿岸農業水利改良地域は、関係田畑七千五百町歩に及ぶも現在の鹿妻穴堰普通水利組合の管理では不充分であるから、国営事業として施行するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

胆沢平野土地改良事業を昭和二十六年度より国営として施行の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君外三名紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県胆沢平野六千余町歩の災害を防止し、千五百町歩にわたる未墾地の開田をなすため、現在胆沢郡若柳村地内に築設中の石淵ダムを昭和二十六年度において国営事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

胆沢平野土地改良事業は、その関係するところが大であるから、国営事業とすることが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国営山王海農業水利改良事業施行促進の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（野原正勝君外一名紹介）（第三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

支配田面積約三千二百余町歩のかんがい不足の窮状を救済するとともに四百余町歩の開田を行うため、現在岩手県紫波郡志和村地内滝名川上流に貯水池を築造しているが、予算不足のため、遅々として、はかどらない実情である。ついては、同事業すなわち国営山王海農業水利改良事業を昭和二十六年度において完成するよう予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国営山王海農業水利改良事業がすでに着工されながら、予算不足のため遅々として進ちょくしない。ついては、これが完成のための充分な予算措置を講ずることが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

開拓農業協同組合強化に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通義君紹介）（第三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓農業協同組合は、経済力に乏しい開拓農民の集合体であり、かつ国家助成は逐次減額されているので、組合財源は枯渇し、反面組合事務は膨脹し、組合経営の合理化または強化による組合員の福利増進はおろか解散の寸前にある現状であるから、農業協同組合の育成強化策として、事務費に対して補助されるとともに組合経営上の各般にわたつて強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓農業協同組合は、元来経済力に乏しい農民の集合体であるから、事業が中途にてざ折することのないよう育成強化のため、充分の措置を講じてやることは時宜を得たものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

荒川及び駒込川の毒水排除費国庫補助に関する請願（請願者　青森県東津軽郡高田村長奥崎祐一）（山崎岩男君紹介）（第三五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森市他七箇町村の水田二千三百九十六町歩は、八甲田山に源を発する荒川水系及び駒込川水系によつてかんがいされており、両河川は、水源地にゆう出する硫化水素の惡水が、かんがい水に混入して酸性を呈し、そのため、土壌の酸性化はもちろん土壌中に含有している無機質、有機質も酸に溶脱し、地力を無力にしている。従つて肥培管理に多くの費用を投じても全然効果なく、收穫は年々低減の一途をたどり農民は、農業を放棄しなければならない実状である。ついては、荒川及び駒込川の毒水を排除するため、その費用を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

青森市他七箇町村の水田約二千四百町歩が、荒川及び駒込川両川の水源地より混入する毒水のため、年々荒廃の一途を辿つている。故にすみやかにこれが排除の措置を講じ土地生産力の維持向上を図ることが必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

青果物の販売共済制度確立に関する請願（請願者　長野県経済農業協同組合連合会長理事松沢佐重郎）（堀田甲子七君紹介）（第三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧事情の好転と農村における経済状勢の窮迫に伴い換金作物と

しての青果物の生産は急激に増加したため、市場における需給は混乱して価格は暴落し、生産農家は破たんにひんしている。ついては、これが暴騰、暴落を防止するため、価格の正常な場合もしくは高騰した際は、生産農家において価格に応じた一定の負担を拠出し、一方国庫においても国庫負担金を支出し、青果物に対する販売の共済制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

換金作物として急激に増加した青果物には、価格の変動が著しく、経営の安定を期し難いから、なんらか販売の共済制度を講ずることは適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

下閉伊郡下の土地改良事業等に国庫補助の請願(請願者　岩手県下閉伊郡小本村長八重樫良雄外十五名)(野原正勝君紹介)(第三九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡は従来より雑穀生産地帯で、米の生産少く、米雑穀の生産量は年間必要食糧の四箇月分を充すにすぎず、不足食糧はすべて他地方より移入し、その代金は二億余万円に上つている。ついては、これが打開策として、本郡下の一万余町歩を開田するため、同事業に要する費用を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

下閉伊郡は、従来食糧の自給度が低く、これが打開策として郡下の未墾地一万余町歩を開田したいというのであるから、国においてなんらかの助成の方途を講じてやることが適当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

豊沢川農業水利事業費国庫補助増額に関する請願(請願者　岩手県議会議長村上順平)(山本猛夫君紹介)(第四三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊沢川農業水利事業は、用水補給と開田を目的として、昭和十六年度より県営、同二十六年度より国営で実施されているが、国庫補助金の少額なため、いつ完成されるかわからない実情である。ついては、同事業をすみやかに完成し、関係町村民の熱望にこたえるため、国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊沢川水利事業は、すでに県並びに国営で実施されているが予算少額のため、進行が遅々としているから国庫補助を増額して完成促進を計るを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

岩手山ろく開発事業促進に伴うダム建設並びに事業費増額の請願(請願者　盛岡市長小泉多三郎外二名)(山本猛夫君紹介)(第四三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年来農林省岩手山ろく開拓建設事業所が設置され、岩手山麓一帯の開発が国営事業として施行されたのであるが、予算が少いため、事業は遅々として進ちよくしない実情にある。ついては、同事業の促進と併行して、かんがい用、発電用としてのダムを建設し、同事業費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手山ろく開発事業は、すでに着手されたが、遅々として進ちよくしない実情にあるので、これが促進並びにかんがい用、発電用ダムを構築し、その事業費の増額について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

岩手山ろく国営開発事業進展に伴う開田事業促進の請願(請願者　岩手県議会議長村上順平)(山本猛夫君紹介)(第四三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手山ろく国営総合開発事業は、横篠的新農村建設のため、近年国営事業として発足して以来、開田についてはその水源を貯水池によることとなり、北上川支流丹藤川上流岩洞に一大貯水池を築造し、導入発電とあいまつて開田区域に導入する計画をたてたが、その経路の点で農林省案と通商産業省案の不一致をきたし、着工されずに現在に至つている。ついては、該開田事業をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩手山ろく国営総合開発事業は、すでに発足されながら開田についで農林省案と通商産業省案との不一致のため着工が遅れているというのであつて、すみやかに調整施行すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農村振興対策確立に関する請願(請願者　兵庫県指導農業協同組合連合会長砂川忠弥外六名)(塩田賀四郎君紹介)(第四三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村発展の中核たるべき農業協同組合は、社会経済事情の激変により経営はきわめて困難な実情であるから、(一)土地改良、災害復旧等基本政策を確立すること、(二)農協再建整備法(融資法)を制定すること、(三)同組合の育成強化指導費につき予算的措置を講ずること、(四)同組合の通運事業免許促進を講ずること等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

農業協同組合は、農村発展の中心であるが経済情勢の激変からその経営はきわめて困難であるから、育成強化の方途を講ずることは妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

川内ヶ谷、宮ヶ平間林道改修工事施行の請願（請願者　高知県吾川郡池川町長大原成晴外一名）（長野長廣君紹介）（第四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県吾川郡池川町川内ヶ谷、宮ヶ平間安居林道は、生産物資並びに一般物資の搬出入に利用されているものであるが、同線は傾斜の激しい渓谷に沿つており、急カーブや切取の不完全な部分が多く、交通不使なるため、運賃は高く、従つて購買力は著しく低下している等幾多の苦境に立つている。ついては、同区間を改修するに当り二百万円の国庫補助を仰ぎたいというのである。

二、請願の議決理由

生産並びに生活物資の搬出入に利用されている林道の條件著しく不良のため、関係農民に悪影響を及ぼしているから、これが改修について、政府は出来るだけ国庫助成又は農林漁業資金融通法の適用その他について十分考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

東北地方寒冷地帯の土地改良事業救済に関する請願（請願者　秋田市秋田県庁内秋田県耕地協会長石川準吉外六名）（野原正勝君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は積雪寒冷単作地帯で、すべての点で後進地域として取り残される傾向があり、とくにこの地帯の農業振興の積極的施策を講じる必要があるから、すみやかに左の事項を実施されたいというのである。（一）土地改良並びに災害復旧のための資金難を救済するために、近く提出される農林漁業長期資金融通法案には、融資団体の資格、貸付利率、條件、手続等について別紙の点をとくに考慮されたい。（二）東北地方の特殊性にかんがみ、本年作付に効果ある土地改良事業を作付期日までに達成するために、昭和二十六年度土地改良事業費をすみやかに内示されるとともに、繰上施行工事等に対しては、緊急融資の道を講ぜられたいこと等。

二、請願の議決理由

東北地方は積雪寒冷単作地帯として総てに恵まれざる立地條件にあるから特殊事情を充分に考慮してすみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

土地改良事業費増額及び国庫補助率増額の請願（請願者　多治見市議会議長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農地の積極的改良開発は、緊急の要事であり、これが事業費を大幅に増額して食糧確保に資すべきであるにもかかわらず、土地改良事業費がいちじるしく削減されているのは遺憾である。ついては、土地改良事業費を大幅に増額するとともに、現下の農業経済を考慮して国庫補助率を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

農地の改良開発は、食糧確保上、きわめて緊急の要事である。従つてこれが達成のための予算的措置について善処すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農地調整法等の一部改正に関する請願（請願者　多治見市議会議長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

市町村の公共用及び一般工場用敷地を必要とする場合、農地ことに創設地が介在するときは諸種の制限のため、用地を買収することができない事実上の困難がある状況である。かくては、シャウプ勧告による地方税の拡充並びに中央集権より地方分権への行政面の大幅地方移譲が行われた今日、住民福祉の確立と都市の発展並びに平和日本産業の振興は期し得ない。ついては、農地調整法及びこれに伴う関係法令を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

土地の利用については、種々の観点から研究する必要があり、本請願のごとき場合の措置について、その実情を調査し、法令の適用並びに改正について、政府において慎重に検討するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

開拓開墾事業に対する助成強化の請願（請願者　多治見市議会議長長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

開拓開墾事業に対する国の助成が、はなはだ貧弱であるため、食糧増産の国策遂行に寄与することは困難であるから、国で税負担を助成し、その他就業者の優遇につき、考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

開拓開墾事業は有意義且つ困難な事業であるから、その助成の強化について、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

川前部落に揚水施設設置の請願（請願者　山形県北村山郡亀井田村長井刈敏太郎外二名）（志田義信君紹介）（第五八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡亀井田村川前部落は、最上川の附近に位する部落であるが、最上川の水を利用することができないため、地区内の膨大なる面積と農業生産力の豊富に潜在する耕地を有効に活用することができず、他村に出作している現状である。ついては、本河川より電力をもつて揚水し、畑地及び未墾地を開田するため、前記部落に揚水施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最上川に近接する本部落は、豊富な潜在生産力を有しながらただ、用水に欠けているため、むな

しく放任されてその実を挙げられないのであるから揚水施設の設置について善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

駒込部落に揚水施設設置の請願（請願者　山形県北村山郡亀井田村長井苅敏太郎外二名）（志田義信君紹介）（第五八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡亀井田村駒込部落は、最上川に囲まれた零細農家部落であるが、最上川の水を利用することができないため、地区内の膨大なる面積と農業生産力の豊富に潜在する耕地を有効に活用することができず、狭い耕地で営農している現状である。ついては、本河川より電力をもつて揚水し、畑地及び未墾地を開田するため、前記部落に揚水施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

最上川に近接する本部落は、豊富な農業生産力を有しながらただ用水に欠けているためその実を挙げられないのであるから揚水施設の設置について善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

国営諫早干拓事業促進に関する請願（請願者　長崎県北高来郡森山村長真崎求人外一名）（田口長治郎君紹介）（第五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国営諫早干拓事業は、昭和二十二年三月、帝国議会の協賛を経て工事続行中であるが、関係地元民の熱烈な請願にもかかわらず、その各年度における割当予算が少額であつたために、計画期間中に工事が完成しなかつたが、それにもかかわらず、與えられた経費の範囲内で工事は着々進行し、来年度はいよいよ潮止工事を完成し、新開拓地三百九十余町歩を現出する域までに至つた。ついては、同事業完成のため必要経費一億六千八百五十万円を補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

国営諫早干拓事業は、工事続行中であるが、割当予算の関係から計画が遅れているので、適切な促進の方途を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

丹生川防災ため池事業促進の請願（請願者　山形県北村山郡常盤村長西塚富蔵外十五名）（志田義信君紹介）（第五八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡の東北部に位する最上川支川丹生川の流域一帯は、地形的気象的環境により、はなはだしく荒廃し、これが対策として昭和二十五年農林省農地所管県営丹生川防災ため池事業が開始されたが、予算が少ないため、ため池工事三箇所中かろうじて一箇所に着手したにすぎない。ついては、治山治水及び水利事業のため、適当な予算措置を講ぜられ、すみやかに該事業を完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹生川防災ため池事業がすでにその必要が認められたにもかかわらず、予算が少いため実施が遅れているからすみやかに予算措置について善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

舟形村堀野附近かんがい用水路改修工事施行の請願（請願者　山形県最上郡新庄市長戸沢正巳外二名）（志田義信君紹介）（第五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦時中補修工事も意にまかせられなかつた山形県最上郡舟形村の三光せき及びその用水路は、県営用水路改良継続工事として認められ、全面的に改良に着手し、現在幹線水路も次第にその水量を増しつつあるが、支線堀壽野に至る延長五キロに及ぶ用水路は全面的に荒廃はなはだしく、百町歩の既墾地すら水量不足をきたしている状態であるから、舟形西部開拓地七十五町歩に引水することは全然不能である。ついては、堀壽野支線水路改修工事を最上地域総合開発事業の一環として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

舟形村の三光せき及びその用水路は県営用水路改良継続工事として実施をあげているが、同村堀壽野支線用水路は荒廃はなはだしく水量不足を来している現状であるから、最上地域総合開発事業の一環として包含実施するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

本郷村東山地内の村有林と早田山国有林交換反対の請願（請願者　山形県東田川郡大泉村大字下田沢字大平田村桃吉外十八名）（志田義信君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年七月六日農林省令第六十二号国有林野法の施行により、山形県東田川郡本郷村は、本郷村有林のうち、東山地内と早田山国有林とを交換すべく秋田営林局に請願したとのことである。そもそも本郷村地内早田山国有林のうち、大ぶな沢、滝の平沢、いわな沢、だんご沢等は享保五年以来大平部落の縁故地として毎年拂下げをうけ製炭を業として今日に至つたのであり、この交換の結果、本郷村有林に編入された場合、同部落は生活の生命線を奪われることになる。ついては、この交換が実施されるときは大平部落の縁故地だけは交換区域より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林と村有林との交換にあたつては、地元民の意見や地元の特殊事情について十分検討を加える必要がある。よつて本請願については、政府は慎重に研究の上善処するを要すると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

養鶏用飼料確保に関する請願（請願者　日本養鶏協会長　近藤次郎彦）（千賀康治君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は戦後養鶏復興の重要性を認めたが、養鶏復興にとつて重要な飼料の需給は円滑に行われていない上、現在の飼料行政は、農民に無用の負担を加重するものであるから、左の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）昨年三月、食糧庁で拂下げられたとうもろこしは、その三分の二を商社に三分の一を農民団体に売却したので、商人の市価つり上げ策によつて、農民は高いとうもろこしを買わされてしまつた。今後生ずる政府手持食糧不適穀物の拂下げは、必らず養鶏実需団体を優先させ、適正価格で拂下げること、（二）養鶏用飼料穀物として年十万トン程度を輸入し、適正に備蓄して、万一の品切れに備えること等。

二、請願の議決理由

現下の飼料需給不円滑によつて、養鶏復興に支障を来している実情にかんがみ、政府手持の雑穀等の拂下げは、実需団体に対して優先的に行い、且つ飼料の備蓄を行う等、飼料確保について万全の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

西北稲作研究会試験農場の研究費国庫補助の請願（請願者　青森県西津軽郡木造町字藤田西北稲作研究会長山内鎮二）（山崎岩男君紹介）（第六三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年十二月に青森県立農事試験場木造分場が廃止されたので、西北地方の農業上の特殊事情にかんがみ、これに代る試験機関として財団法人西北稲作研究会試験農場の設置を見たが、これが経営は会員の寄附のみでは到底困難である。ついては、単作地帯と特殊地帯の試験研究の重要性を認識して、本農場の研究費として九十五万円を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在、会員の寄付のみで経営しているので、その経営に困難している財団法人西北稲作研究会試験農場は、その設立の経緯並びにその公共的性質にかんがみ、助成を考慮することは適切な措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

野洲川ダム建設附帯工事施行反対の請願（請願者　滋賀県野洲郡中洲村長森田治左衛門外四名）（河原伊三郎君紹介）（第七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

野洲川ダム附帯工事として滋賀県甲賀郡石部町附近の河中に厳重な頭首工事を施行して、伏流水を全面的にしや断する計画をたてているが、沿岸全住民の用水とくに飲料水をはじめ耕地用水はすべて野洲川伏流水並びにこれを伴う地下水に依存し、これをしや断されることは、沿岸住民の致命的打撃となるものである。ついては、野洲川ダム石部の頭首工事計画を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由

野洲川ダム建設附帯工事が沿岸民多数の用水に重大な悪影響を及ぼす危険があるから慎重に再検討の必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

尾滝国有林拂下げに関する請願（請願者　岡山県吉備郡水内村長中山為吉外一名）（稲本龍伍君紹介）（第七四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡水内村は村有林なく村の経営上非常に困難をきわめているから、本村大字中尾所在の尾滝国有林七十六町歩を水内村有林として拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

山村であつて村有林なく財政困難をきわめているから、村内所在の国有林を村有林として拂下げの希望についてはできるだけ善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

旅館業に調味用砂糖配給の請願（請願者　高知県旅館商業協同組合柿本忠太郎）（長野長廣君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在物資は、やや豊富となり、菓子製造業者及びつくだに製造業者はすでに砂糖の配給を受けているが、旅館業者はいまだに営業上絶体必要とする調味用砂糖の配給を受けず、経営に多大の支障をきたしている。ついては、旅館業に調味用砂糖を配給されたいというのである。

二、請願の議決理由

物資のやや豊富となつた現在においては、主食を相当量取扱う旅館業者に対し調味用砂糖の配給を考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

五万戸国有林等拂下げに関する請願（請願者　新潟県中頸城郡関山村長内田精一外一名）（塚田十一郎君紹介）（第七七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県中頸城郡関山村には面積九十四町三反七畝十一歩の五万戸国有林があり、古くから関山神社の朱印地に属し、神社の保管林とされていたので、住民の生活に不可欠な薪炭は遠くの藤巻国有林に依存していた。終戦とともに、旧軍用地を開拓地として五個部落九十三戸が入植し、薪炭の必要を一層痛感するようになつたから、前記関山村大字関山地内五万戸国有林及び同村大字関山地内神奈山国有林のうち、藤巻、面積約二百二十町歩を最低価格、三十年の年賦で拂下げられるとともに、拂下げ後の運営は生産と観光を併立させ、専門委員会の審議上申と、村議会の議決及び條例の判定により完璧を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

従来薪炭供給地であつた村内国有林を終戦後入植による人口増加

に伴い一層需要を増して来たのであるから、本要請に応じ善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

加茂町地内の国有林拂下げの請願（請願者　京都府相楽郡加茂町長松岡信三郎外一名）（前尾繁三郎君紹介）（第八〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡加茂町大字大野小字一町久保に隣接する国有林御簿は、古来より本町の治水、防堤に多大の役割を演じてきたが、近年食糧増産、開墾奨励の結果、耕作に従事するものが増加し、御簿国有林の開墾を企てているものがあるとき、これが実現されたならば、木津川治水工事の完成していない今日、本町としては由々しい重大事となるから、この際御簿国有林を加茂町に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林野の開墾については治水との関係をも慎重に検討して決すべきである。よつて本請願については、政府においては、諸般の事情を研究して善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

鍋田干拓事業促進に関する請願（請願者　愛知県海部郡鍋田村長荒川健外一名）（江崎真澄君紹介）（第八八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡鍋田村地先の干拓工事は昭和二十二年より国直轄事業として五箇年計画で起工され、目下着々として進ちよくしているることは喜びに堪えない。ことに同村としては延長約六・五キロの貧弱な海岸堤によつて一千百余町歩の田畑をかろうじてささえており、安定した潮受堤防を前面に築造する鍋田干拓事業に期待するところ大なるものがある。ついては、同干拓工事をすみやかに完成されるとともに、昭和二十六年度はぜひとも干拓堤を在来堤防の計画位置に一応取付けるよう実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

鍋田干拓事業は目下着々として進ちよくしているが潮受堤防がきわめて貧弱な現状にあるから、工事の促進によつて災害の防止を計ることはきわめて妥当な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

滞荷生糸処分による売上差益金処置に関する請願（請願者　長野県議会議長片桐知従）（吉川久衛君紹介）（第九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

蚕糸業は、昨今好転してきたが、一面必らずしも楽観を許さないものがあり、幾多の改善を要するものがある。ついては、滞荷生糸処分による売上差益金は全額左の施設の実現に充当して蚕糸業の基本的改善を具現しうるよう適当な措置を講ぜられたいというのである。（一）蚕糸価安定基金の設定、（二）生糸及び絹製品の消費宣伝の強化、（三）蚕業技術指導施設の強化、（四）共同蚕蔟施設の実施、（五）桑園拡充施設の強化、（六）蚕糸科学の振興、（七）桑園と酪農の総合経営施設の設置等。

二、請願の議決理由

わが国の特殊産業である蚕糸業は近時好転してきたが、その振興に対しては価格安定、消費宣伝、増産等幾多改善を要するものがある。滞荷生糸の処分による売上差益金は元来業者に帰属すべきものでこれを将来の発展のための各種施設に充当して、蚕糸業の発展に寄与せしむるを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

農林漁業資金融通法制定に関する請願（請願者　富山県下新川土地改良協会長荻野良作外百六十八名）（佐伯宗義君外五名紹介）（第九七三号）、同（請願者　愛知県中島郡起町愛知県水利組合連合会長伊藤半逸外二十六名）（江崎真澄君紹介）（第九八四号）及び同（請願者　新潟県耕地協会長土田李平外三名）（小林進君紹介）（第一五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

土地改良事業の実施にあたり、農村のもつとも欲求する事業資金について、今般政府が農林漁業資金融通法案を国会に上提する運びに至つたことは実に感謝に堪えない。しかしながら同法案は農村の要望と欲求とを完全に満足させるに至らないから、次の事項を修補されたいというのである。（一）融資金融機関を中金のみに限定せず、勧銀、拓銀、信連、県支金庫等の金融機関をも認定すること。（二）融資申請及び貸付機構を申請者―金融機関―県―農地事務局―農林省の五段階にすること。（三）貸付範囲を拡大し次のごとくする。（イ）土地改良区、耕地整理組合、普通水利組合、水害予防組合、農業協同組合並びに同連合会または連合。（ロ）市町村または同組合及び土木組合。（ハ）甲合組合または数人共同施行等。

二、請願の議決理由

農林漁業資金融通の措置は、農民の欲求にこたえるものであつて期待されるところもはなはだ大きいのであるが、政府は、農林漁業資金融通法の運用について更に研究を進めて、融資手続、貸付範囲等の面において完全に農民のよ論と希望にそうような運営を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

鹿又村排水改良工事促進並びに国庫補助増額に関する請願（請願者　宮城県牡鹿郡蛇田村嘉右エ門堀普通水利組合富田泰雄外六名）（角田幸吉君紹介）（第九八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年度から国庫補助により着工された宮城県営鹿又村排水改良事業工事については、国庫の予算の都合上、当初の計画よりも長期にわたるとのことであるが、この地域は全くの水稲単作地帯で、累年の災害と社会状勢から極度に

窮乏し、農家経済は追いつめられている。ついては、せめて排水事業の完成によつて、水の被害だけでも免れたいと切望しているから、予定通りすみやかに工事が完成されるように二十六年度予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿又村排水改良工事は、すでに着工されているが当初計画よりもその完成が遅れる見込であるので、さなきだに窮乏を告げている同地区に対し、工事を促進し水災防止の策を講ずる必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

戸沢村大字樽石地区の国有林拂下げに関する請願(請願者　山形県北村山郡戸沢村長後藤三郎外一名)(国司安正君紹介)(第九八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡戸沢村は、先年農地調整法の実施に伴い、村有財産の林野二十五町歩を分割売却されたのであるが、これら山間地帯の村の自治には、必ず保有林野がなければいずれの町村でも困窮するのは当然であるから、村内大字樽石字セバ丁等国有林五十余町を拂下げて村有財産とし、窮迫している村財政の復興を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

農地調整法の実施によつて村有地を失い財政窮乏を来した山村として村内国有林の拂下げを受けて復興を図ろうとすることは誠に妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

天台宗中本山に国有林等譲与の請願(請願者　兵庫県氷上郡春日部村長畑和孝外九名)(佐々木盛雄君紹介)(第一〇八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県氷上郡鴨庄村神池寺より昭和二十二年法律第五十三号並びに大蔵省令及び農林省令により申請中に属する境内地並びに保管林の譲与申請は、中央審議会へ陳情中であるが、いまだに全山譲与の恩恵に浴することができない。ついては、一般往古より当山に帰依信仰はもとより、宗教行事を盛んならしめ、ますます地方教化に徹底を期するため、すみやかに神池寺に全山を譲与されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下げについては、当該国有林野の状況、歴史的沿革、経済的社会的諸條件を考慮の上、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

子吉村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　秋田県由利郡子吉村長佐藤半七外一名)(村上清治君紹介)(第一〇八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県由利郡子吉村は、明治初年まで、現在国有林となつている竿川事業区字水林国有林に依存し、建築、薪炭、資材、かんがい水、採草、放牧に利用してきたが、明治四年に国有林に編入されてから、村民の生活に支障をきたすようになつてきた。明治の末期、営林局と委託林契約を結び、相当の義務を負うとともに、末木枝條の譲渡を受けてきたが、戦争中の濫伐の結果、村民に対する恩典も減少し、農産にも一大支障をきたしている。ついては、子吉村地内秋田営林局管内竿川事業区字水林国有林を子吉村に移譲し、最高度に利用するよう拂下げを許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

元来本村に密接な関係のあつた国有林が濫伐荒廃してあるので村に拂下げて最高度に経営活用せしめることは適切な措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

農村の電柱敷地補償に関する請願(請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地全国指導連内全国農村電柱敷地補償対策協議会長臼田一郎外二名)(田中啓一君紹介)(第一〇九九号)、同(請願者　神戸市生田区中山手通二丁目七十四番地兵庫県指導農業協同組合連合会参事丸山一一)(川西清君紹介)(第一八五七号)及び同(請願者　神戸市生田区中山手通二丁目七十四番地兵庫県指導農業協同組合連合会長砂川忠弥)(塩田賀四郎君紹介)(第一七九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村に建設された各種電柱は、全国の農民の農作業に多大の不利不便を与えている。電柱の敷地補償料は昔の契約のまま関心を拂われることなく経過したため、金額はきわめて低額であり、電気事業、通信事業がいかに公益事業とはいえ、一般経済事情と伴わないものがある。ついては、関係事業者によつて、鉄塔一本につき四百五十円、鉄柱、コンクリート柱一本につき三百円、木柱一本につき百五十円、支線一本につき百五十円を補償するよう関係法令を改正されるとともに、未拂金はただちに支拂うよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

農村の電柱敷地補償料は、昔の契約のまま放任せられ、現今の経済事情と著しく不均衡である。よつてこれを是正し、適正な補償の方途を講ずるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

外地引揚獣医師免許に関する請願(請願者　広島県三都神杉村字高杉堂内完司外二名)(平川篤雄君紹介)(第一四九一号)及び同(請願者　高松市伏石町三軒家千葉道彦外一名)(成田知巳君紹介)(第一六一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行、獣医師法によれば、かつて旧日本獣医師法により農学校において中等教育四箇年の獣医学などの課程を修了した場合は、今日なお獣医師としての資格が認められ

れているのにかかわらず、外地において同様の中等教育五箇年を修めた者が資格をりやく奪される結果となつたため、外地引揚獣医師は職を奪われ極度の生活苦に陥つている。ついては、朝鮮、台湾において旧獣医師法により中等程度の学業を修め、獣医師の免許を得ていた者には内地において同程度の課程を履修した獣医師と同等に取扱うなど、これらの不合理を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

終戦による領土喪失の結果、朝鮮、台湾よりの引揚獣医師は内地における資格を得られないため、内地の獣医師と同様の学力をもちながら、就職ができない実情であつて、このような不合理はすみやかに是正すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

農作物防疫体制の拡充強化に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地植物防疫推進協議会委員長土屋春樹）（千賀康治君紹介）（第一一五九号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

主要食糧確保のための病害虫防除の重要性にかんがみ、部落防除班を基底とする共同防除組織を整備するとともに、常時発生に備えて市町村郡ごとに防除器具を配備し、異常発生に備え、数都道府県ごとに防除器具並びに農薬を備蓄し、市町村には防除員を、郡県並びに都道府県には発生予察、防除事務専任職員を設置するため、植物防疫法を改正するとともに、昭和二十六年度予算に必要経費を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

主要食糧確保のため、病虫害の防除はきわめて重要であるから、植物防疫に万全の措置を講ずべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

政府手持大豆粕を乳牛飼料として拂下げに関する請願（請願者　札幌市北海道指導農業協同組合連合会長松本六太郎外十一名）（小平忠君紹介）（第一一〇五号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、飼料事情は、内外諸般の悪條件を反映し、極度に混乱をきたし、そのため、酪農の危機が招来されようとしている実情である。ついては、これが緊急対策として、政府手持大豆粕を北海道乳牛飼料用として適正価格をもつて、すみやかに拂下げられるとともに、その数量は青草期を迎えるまでの四箇月分として二千トンを要望するというのである。

二、請願の議決理由

現在、飼料の供給不足と価格の高騰によつて危機に面している北海道の酪農業に対しては、政府手持の大豆粕を相当量拂下げ、乳牛飼料を確保せしめて、酪農の安定を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

昭和二十五年産麦類、大豆、雑穀を飼料に割当に関する請願（請願者　札幌市北海道指導農業協同組合連合会長松本六太郎外十一名）（小平忠君紹介）（第一二〇六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

世界情勢の急変に伴い、食糧の輸入が困難になつたため、食糧価格の上昇とともに、飼料価格は暴騰し、農民の家畜、家きんの飼育は、非常に困難になりつつある。従つて、このままに推移するならば、畜産界の進展は、阻害され、家畜、家きんは減少し、土地生産性の向上、食糧増産は期し得ない。ついては、すみやかに昭和二十五年産麦類、大豆、雑穀を飼料に対して大幅に割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の飼料価格の暴騰により、畜産業は、危機に直面しているので、これを打開するため、麦類及び雑穀を相当量飼料に流用し、飼料の豊富な供給と、価格の抑制を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有牧野開放に関する請願（請願者　福島県双葉郡津島村慶谷地牧野組合長紺野信一外百五十七名）（高木松吉君紹介）（第一二三一号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県双葉郡津島村は、従来放牧採草限定地として国有地七百七十町歩を貸下げられ、牛馬三百五十頭を飼育してきたが、現在牧野として供用されている土地を昭和二十四年七月自作農創設特別措置法によつて各関係者に開放されることになつた。これが取扱いは農地局長及び林野局長の共同通ちように基き、県及び前橋営林局と合同会議の決定により、数度の実地調査の結果、同村関係者には開放される部分が非常に減少されるらしいが、同村在民の採草、放牧、自給肥料確保等にも多大の困難を予想される。ついては、従来の限定牧野はもちろん、牧野として不適当の地とされた箇所も同様に開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有牧野の開放にあたつては、従来使用して来た地元農民が、更にこれを広く利用して、畜産業の振興、自給肥料の確保等を図りうるよう考慮すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

育素多、幌岡両地区及び下幌岡地区の開田事業費国庫負担の請願（請願者　北海道中川郡豊頃村長佐藤義助外一名）（高倉定助君紹介）（第一二三三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡豊頃村及び浦幌村にまたがる地帯は、四千余町歩に及ぶ開拓地があり、十勝川の改修と相まつて急速に開発されつつある地味肥よくな水田適地である。ついては、水源工水門として池田町下流四キロの利別川にえん堤を設置し、かんがいこう（潅漑溝）によつて育素多地区に引水し、さらに豊頃駅下流一キロの利別川にコ

ソリート製の梁ひ(樋)を通して、幌岡地区のことごとくを水田とする工事を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊頃村及び浦幌村には、ほう大な開拓地があり、水利の完成によつて美田となし得るところであるから、政府は、これが水利工事の施行と事業費の助成に対して善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

麦類に対する銘柄設定に関する請願(請願者　兵庫県庁内農業調整委員兵庫県協議会長竹内修)(塩田賀四郎君紹介)(第一二三四号)及び同(請願者　神戸市生田区下山手通六丁目二十一番地飯高正男)(川西清君紹介)(第一五四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近食糧需給の好転を契機として、麦類の統制撤廃が論議されているとき、増産と相まつて品質の向上をはかり、輸入小麦に劣らない製品を生産することが緊急の要務となつてきた。岡山、兵庫、香川三県の麦類は、自由取引時代においても他県麦類に対し、八パーセントから十二パーセントの価格差で取引され、品質の優秀性は高く評価されている。ついては、麦類の品質改善のため、麦類に対する銘柄制度を復活するとともに、岡山、兵庫、香川三県産の麦に対して格差を設け、統制が実現されると否とにかかわらず、産地銘柄の設定、合理的価格設定を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近の食糧事情の好転に伴い、増産とともに品質の向上を図ることが国内産麦の課題となつているので、麦類の品質改善に対しては、優良品質の認定及び価格面等において奨励的施策について考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国産マオラン麻事業救済対策確立に関する請願(請願者　福岡市渡辺町五丁目三十三番地全国マオラン麻連合会理事長田上文次郎)(池見茂隆君紹介)(第一二三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国産マオラン麻は、一時当局の奨励によつて著しい増産を見たのであるが、最近マニラ麻等の外国産麻の輸入が急激に増加したため、産業界の不況により国産マオラン麻は一般的需要から排除される結果になつたため、これが耕作者は極度の生活難に追い込まれ、耕作を中止するものが続出する有様である。ついては、再びマオラン麻の増産奨励を行い、栽培助成金等適切な措置を講ぜられるとともに、かつての有力需要者であつた日本国有鉄道などに、国家的見地から、本製品を採用するよう勧告されたいというのである。

二、請願の議決理由

マオラン麻は、鉄道等の特殊用途に対しては品質優良であるから、国産奨励のため適切な保護奨励の施策を講ずるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

惠佐別川上流にかんがい用貯水池築設の請願(請願者　北海道雨龍郡北龍村長山本幸司)(篠田弘作君紹介)(第一三八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡北龍村に毎年発生する農業災害のうち、惠佐別川渇水のもたらす被害はその八十パーセントを占めている。これらの災害を防止し、さらに進んで造田可能の畑地並びに荒地の新規拡張造田と無慾民家の解消、農村電化の徹底をはかるために、惠佐別川上流地区の天惠の地勢と水量を利用し、かんがい水の貯蔵と発電施設を兼備する大貯水池を建設することは、この地区の産業振興上にも重要なことである。ついては、貧弱な村財政では実現不可能であるから、国営総合開発事業として、とりあげられたいというのである。

二、請願の議決理由

北龍村は、毎年かん害を被ることが多く、これが防止を図るとともになお、当地帯は開発可能の多くの土地があるから、惠佐別川上流の天惠を利用し、かんがい用貯水池築設は、適切な施策であり、その実現について善処すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

公有林野官行造林振興対策確立に関する請願(請願者　兵庫県三原郡阿萬町長藤井保)(塩田賀四郎君紹介)(第一三八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦前戦後を通じての木材需要の激増は、わが国森林の伐採するところとなり、現在の森林蓄積もまた微々たる現情であつて、後継林分の育成は実に緊急事である。ついては、公有林野官行造林振興対策確立に関し、左記の事項を実施されたいというのである。(一)全面的に経費の増額を図ること。(二)巡視歩道の完備を図ること。(三)林産物搬出上、林道を設置すること。(四)公共事業の認証は事業実行前に行うこと。

二、請願の議決理由

濫伐過伐の状態にあるわが国今後の造林は、極めて重要な事で、これが育成を目途とする諸施策について、政府は善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

家畜登録事業助成強化に関する請願(請願者　東京都台東区浅草駒形町一丁目五番地日本ホルスタイン登録協会長塩野谷平蔵外五名)(原田雪松君紹介)(第一四五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国における家畜登録団体は、各家畜別に生産者により組織されているが、わが国し家畜は主として零細なる農家に飼育せられている関係上、現在における登録団体の運営は経済的にきわめて微弱であるから、これらの家畜登録団体を育成強化し、すみやかに家畜改良の実をあげるため、次の事項

を実現されたいというのである。

（一）登録事業の普及指導、監督

（二）優良系統の造成（三）中央、地方登録審査委員の養成並びに設置（四）登録報告簿の発刊

二、請願の議決理由

わが国の畜産業は主として零細な個々の農家によつて行われているため、組織が極めて弱く、優良家畜の普及等の家畜改良事業は、遅々として進まない現状であるので、すみやかに家畜登録団体の育成強化を図つて、家畜改良の指導普及に寄与せしめるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

日野上村地内三栄、饗両牧場の改良事業費国庫補助の請願（請願者　鳥取県日野郡日野上村長三森千八外一名）（紹田直道君紹介）（第一五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日野上村は、古来より畜産を主体として営農をしてきたが、食糧不足により平坦地の牧野は次第に開墾され、牧野の面積は縮小をきたしたため、やむをえず林間牧場に着目し、三栄、饗両牧場に対して農林省から助成金の交付をうけ、畜産の改良増殖に努めてきた。しかし農村経済困窮等のため、これが徹底した管理は困難となり、荒廃に任せるに至つている。ついては、本村地内前記両牧場の改良事業費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農林経済が次第に困窮しつつある現在、畜産振興の基礎となるべき牧場の維持管理及び改良等の事業も、農村の自力のみでは困難な実情であるので、国庫においてこれを補助し、牧場の荒廃を防ぐとともに改良につとめて、畜産業の発展に資せしめるべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

かんがい用満濃池改修工事費国庫補助の請願（請願者　香川県仲多度郡象郷村森正一外四千四百七名）（島田末信君紹介）（第一五四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

丸亀市及び香川県仲多度郡内四千町歩を耕作する農民は、その水源を満濃池に求め、多大の努力と経済的の犠牲によつて供出の完遂に努めてきたが、その根元をなす満濃池は、一度多量の雨に際会すれば、その耕地に及ぼす損害はじん大なるにかんがみ、満濃池の提防を高くし、水源を遠く土器川に求め、工事に着工したところ、戦争のため中止されたまま今日に及んでいる。ついては、本池改修工事費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

満濃池の用水的価値は多大であるが、いつ水による水害の危険も又、大であり、かねて改修工事が着手されたが、戦争のため中止になつているから助成をしてその完成を計るべき措置は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

北落合地区の民有未墾地開拓に関する請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上壽造）（佐々木秀世君紹介）（第一五七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡南富良野村は、総戸数の約二十四パーセントが農業を営み、耕地面積が少なく、一戸平均四町六反歩余であり、終戦後多数の復員引揚者が入り土地を求めているが現状では耕地を分け与えることが不可能であり、村民の五パーセントが日雇労務で生活している。ついては、同村字北落合所在民有未墾地買收決定面積千五百四町歩は、これら新規開拓地を求める人々にとつて適地であるから、すみやかに開拓を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

南富良野村は耕地面積が少なく、しかも終戦後多数の復員引揚者が入り土地を求めている際、村内北落合地区の相当規模の未墾地をすみやかに解放し、開拓を促進することは、時宜に適した措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

槻木町外五箇町村の排水改良工事促進等に関する請願（請願者　宮城県柴田郡大河原町長吉田新三郎外五名）（庄司一郎君紹介）（第一五七四号）及び同（請願者　宮城県柴田郡槻木町長加茂久治外五名）（庄司一郎君紹介）（第一七九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県柴田郡槻木町外三町二箇村の用排水を改良するために、昭和二十年関係町村会議の結果、現取入口から一千二百メートル上流の大河原町字大谷地点の白石川に取入ひかん（樋管）を新設し、これによつて用水を導入し、延長千メートル余の用水路を新たに開設し、現設用水路に連絡させ、同時に船岡えん堤を撤去する計画を樹立し、同二十一年着工したが、水害その他の障害でいまだ完成されず、松尾川沿岸の各村では排水不良で年々災害を受けている。ついては、槻木町外三町二箇村の用排水改良工事を昭和二十六年度中に完遂するよう、最大限度の国庫補助を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

槻木町外五箇町村の用排水工事が、既に昭和二十一年以来着工されているが、水害その他の障害で未完成となつているため、排水不良で年々災害を受けている現状であるから工事促進について適切な助成の措置を講ずるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

小清水村地内国有林野開放に関する請願（請願者　北海道斜里郡小清水村長藤原救）（伊藤郷一君外一名紹介）（第一六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道斜里郡小清水村上磯草原奥地は、昭和二十四年札幌気象観測所員の精密なる観測と道庁、営林局、営林署による共同調査の結果、農耕適地として立証され、家

音を導入した混同農業経営をもつてすれば非常に有望なしゆう落をなすものとして属望されているから、多くの農業経営希望者を吸收するためにも該国有林野内可耕地千四百八十三町歩を開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

精密なる調査の結果、農耕適地として立証されている国有林野内可耕地の開放については、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

地力増進法制定に関する請願(請願者　東京都中央区銀座西三丁目一番地地力増進対策推進協議会委員長土屋春樹)(足鹿覺君外十一名紹介)(第一六四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産を図るため、土じようの生産力をはなはだしく阻害している不良土じようを解消し、もつて土じようの健全化を図り、地力の維持増進を期することはきわめて緊急なことである。ついては、これが対策として左記の事項を実施されたいというのである。(一)地力増進法(仮称)をすみやかに制定すること。(二)農耕地土じよう生産力の維持増強に関する国庫予算を確保すること等。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、不良土じようの改良、地力の増進は極めて緊要である。これがため、政府は適切な立法措置その他について検討を加え、土地生産力の増加について善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

主食配給事務費国庫負担の請願(請願者　高山市議会議長南恒三)(岡村利右衛門君紹介)(第一六四九号)及び同(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第二一八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧配給公団廃止に伴い主要食糧配給事務のすべては、市町村において実施することになり、従来の転入転出証明のほかに公団在来の繁雑な事務を負担することになつたので、これに要する諸経費もばく大なものと予想される。しかるに政府案では人口十万以上の都市に対しては二名、五万以上十万未満では一名の事務費が平衡交付金に含まれるとのことであるが、これははなはだしく現状を無視した案であるから、配給事務に要する実費計算に基く、適切な負担方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧配給公団の廃止に伴い、市町村における主食配給事務費の負担は著しく増大するので、国庫において、適正な基準をもつてこれを補助し、公共団体の負担が過重とならないよう、措置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有林野再編成に関する請願(請願者　愛知県南設楽郡東郷村長鈴木六郎外六名)(田島ひで君紹介)(第一六六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十二月、地方行政調査委員会議長より衆参両議長等に提出された地方行政調査委員会議設置法第十三條の規定に基く、勧告中、林野行政については、次の事項の実現を要望するというのである。(一)国有林野の再編成のため、中央及び地方に審議会を設置し、その委員には地方公共団体の代表者を加えることとする。(二)国有林野の再編成にあたつては、市町村の必要を第一次、県の必要を第二次に考慮して行うものとするが、国土保全上重要な地域にある林野で地方公共団体が管理することが適しないものは、国有林として存置することを妨げない。(三)国有林野については、なお次のような措置により地方公共団体の必要との調整を図るものとする。(イ)委託林野及び部分林は、対等な契約関係に改めて存置すること等。

二、請願の議決理由

森林関係については、今回全面的に社会の改正がなされることになつているが、政府が法令の運用に際しては、本請願の趣旨についても十分尊重して、遺憾なきを期すべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

黄海村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　岩手県東磐井郡黄海村長及川壽作外一名)(浅利三朗君紹介)(第一六六二号)及び同(請願者　岩手県東磐井郡黄海村議会議長千葉樹)(浅利三朗君紹介)(第二四〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県東磐井郡黄海村は、北上川東岸に位し、出水ごとに平坦地約千三百余町歩は浸水し、その被害は大きく、村財政は著しく窮乏を告げ、恒久財源の確立は、一に国有林を還元し、合理的な山林経営にまたなければならない。ついては、本村地内に所在する国有林七百四十七町歩を本村に拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

しばしば水害に悩む国有林所在地として国有林の拂下げを受けて、合理的な山林経営をしたいという地元民の要望については、諸般の事情を検討の上、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大津保村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　岩手県東磐井郡大津保村長畠山孟外一名)(浅利三朗君紹介)(第一六六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県東磐井郡大津保村は、山岳重畳たる中に位置している貧困な村で、今後、他町村の水準にまで、達するには道路の維持修繕、交通網の改善等を実施しなければならないのであるが、当村の窮乏した財政をもつては到底これが実現は不可能である。ついては、同村の窮乏した財政を打開するため、同村の中央に位する津谷川山国有林四百六十二町歩を大津保村

有林として還元拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

窮乏している村財政の打開確立のため、国有林を村有林として還元拂下げの要請については、諸般の事情を検討の上、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

固形肥料の普及に関する請願(請願者　東京都中央区日本橋室町二丁目一番地食糧増産研究会長森山鼎記)(中村清君外五名紹介)(第一六八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産のため、その効果の最有効かつ的確な固形肥料の普及を計るため、すみやかに次の措置を講ぜられたいというのである。(一)固形肥料を廉価に供給するため、製造原料として、肥料配給公団手持の硫安、過りん酸及び加里塩を特別価格で拂い下げること。(二)右原料購入に必要な低利の資金を融通すること。(三)固形肥料の生産増加のため、必要な工場設備の建設資金を長期低利で融資すること。(四)主要原料のでい炭の運賃を現行七級から一般肥料なみ九級に引き下げること。

二、請願の議決理由

世界情勢からみても、国内食糧自給態勢の確立はきわめて緊急を要すること)である。これがため有効且つ的確な固形肥料普及の施策をすみやかに講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

酪農振興対策確立に関する請願(請願者　群馬県碓氷郡八幡村群馬酪農連盟理事長沼賀弘介外十七名)(中曾根康弘君紹介)(第一七二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

食糧増産に広大なる余地を存するものは酪農であり、これが振興を図ることはきわめて重要である。ついては、次の事項を実施されたいというのである。(一)酪農家に特殊な免税をして飼育意欲を盛んならしめること。(二)乳肉の冷凍殺菌加工処理その他に対し、十分に補助し、かつ融資すること。(三)酪農に関し強力なる指導と援助を與えること。

二、請願の議決理由

わが国の食糧増産を図る上に、酪農の振興は欠くことのできない要件であつて、酪農家に対してはできる限りの財政的、技術的援助指導を與えて、乳肉の増産を図るべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

雨引村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　茨城県真壁郡雨引村大字羽田横田鑑重郎外六十名)(佐藤親弘君紹介)(第一七五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県真壁郡雨引村大字羽田は、村の一部に国有林を有するのみで、全然私有山林がないため、生活は不可欠の炊事用燃料すら得ることができない状態で、部落民は非常に困惑している。ついては、本村地内国有林を拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下は、関係最も密接な地元でしかも困惑要望している農民を考慮して、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

下五島土地改良事業費国庫補助に関する請願(請願者　長崎県南松浦郡福江町五島開発振興協会長松本光之外十名)(西村久之君紹介)(第一八三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県内食糧需要の大半を他県に仰いでいる長崎県においては、緊急に県内自給度の向上を図る必要があるが、これが打開策として、昭和二十三年度より低位生産地改良施設事業の一環として下五島の土じょう調査を行つた結果、きわめてアルカリ性が強く、作物に多大の影響を及ぼしていることが判明した。しかしひつ迫した県財政をもつては、これが改良費を負担することは困難である。ついては、長崎県南松浦郡下五島の土地改良事業費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

県内食糧自給度向上の見地より土地改良は重要な事であるが、下五島の土性改良にひつ迫した県財政をもつてしては困難であるというのであるからできる限り、助成の措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

道路開設敷地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬勉三郎)(玉置信一君紹介)(第一八五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村の産業開発道路、豊富、浅茅野線は、天北石炭、二千町歩の農地開拓、北見地方と宗谷地方との一般交通上唯一の横断道路であり、一万町歩にわたる国有林の運搬、造林、山火予防等に緊要であるから、この道路新設地内の国有林支障木を無償で拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

道路の完備は産業開発上最も重要なことであり、従つて新設路線内の国有林支障木拂下げについては、考慮の上善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

別所原地内にダム築設の請願(請願者　長崎県南高来郡小浜町長馬渡謙蔵)(岡西明貞君外一名紹介)(第一八六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡小浜町別所地区の水田は、千々石川の上流、加持川を主要水源としているが、山林濫伐のため、水源の状態が悪くなつて、水田面積四百六十町歩のう

ち二百七十町歩が畑地と化し、残る百九十町歩の水田も、毎年かん害による減収が二割から三割に及んでいる。ついては、千々石川の上流、別所ヶ原にダムを施設し、畑地化した水田を還元し、百九十町歩の水田のかん害を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

別所地区は用水不充分のため水田が畑地となり、或いは連年かん害を受けている。よつてダムの築設を考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

新庄市地区の開拓農家建築費国庫補助等に関する請願（請願者　新庄市鳥越字柏木山拓生開拓農業協同組合代表阿部俊男外五名）（紹介議員　千田正君）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新庄市地区は、現在六十二戸が入植しているが、農村都市にあるため、生活費は一般開拓地に比し著しくかさみ、かつ冬期間中は伐採製炭作業を副業とする特典すらなく、配分の全面積も最高三町歩で採草地すらない現況である。この地区は寒冷地で、年間稼働期間が少ないため、収入も毎年赤字を繰返し、現在では生活保護法による補助を受けるものは十二戸を数える状態である。従つて、これが打開策として中小家畜、家きんを導入して副業とする計画を立てたが、きん舎の設備すらできないから、これが事業に対して補助または融資の道を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

新庄市地区開拓農家は立地條件の関係から窮状にあるので、これが打開策としての中小家畜、家きん導入副業計画に対し、適切な助成施設を講ずるのを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

吾妻村地内の国有林と民有林交換の請願（請願者　長野県西筑摩郡吾妻村長白金季男外四名）（植原悦二郎君紹介）（第一九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県西筑摩郡吾妻村の村有林夏焼、寄笹、南沢等は国有林の中に入つているため、林野維持管理上困難があり、また国有林庄沢十町歩、同押手前山四十町歩、同大山三十町歩、同折戸洞五十町歩はそれぞれ民有地の間に突出し、国有林、村有林双方の管理に支障をきたしている。ついては、これらの地域百三十町歩を交換分合し、吾妻村の林業経営と農畜産の振興に寄与されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林と民有林とが錯そうして、管理上すこぶる非能率的であるから、これが交換分合の措置を講ずるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

開拓農業協同組合等の救済対策確立に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通養君紹介）（第一九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の開拓農業、畜産農業、漁業、工業、商業、農業、森林等の各協同組合の戦時中における統制経済は、漸次自由経済に移行し、他面経済界の急速なる変動と、宮崎県は連年台風の災害を被り、これら協同組合は極度の資金難に陥入り、経営は倒壊の現状である。ついては、これが救済のため、低利資金の長期融資並びに各組合の経営改善に適切なる施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県の農林漁業等の協同組合は経済機構の急激なる変動と、連年の台風被害により、極度の資金難からその経営が危ないにひんしている現状であるから、長期低利の金融並びに経営改善について適切な施策を講ずることは、きわめて時宜を得た措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

築山村地内にかんがい用ダム築設の請願（請願者　熊本県玉名郡築山村長本田徳次外二十七名）（寺本広作君外一名紹介）（第一九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県玉名郡築山村は、小岱山南ろくに位し、水田百五十八町歩で、かんがい用水として、境川及び点在している小ため池五箇所に依存しているが、毎年用水不足をきたして、水田の八割はかんばつをうけ、最近十箇年間のかん害による減収は、平均年九百三十石余であり、農民の窮状は深刻である。ついては、解決策としてダムを建設するため、国庫補助により昭和二十六年度には早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

築山村はかんがい施設不充分のため毎年かん害を受けている。よつてダム建設について考慮し、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林譲治殿

北海道てん菜糖業振興対策確立に関する請願（請願者　帯広市東三條南十丁目十一番地日本甜菜製糖株式会社取締役社長宮本来治）（小川原政信君紹介）（第一九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦の結果、わが国は砂糖生産地を失い、大部分を輸入に仰いでいる状況であるが、少なくとも需要の四分の一程度は国内で確保する必要があり、そのためには、既設産業として三十年の歴史をもつ北海道のてん(甜)菜糖業の振興策を急速に実施する必要がある。ついては、左の事項をすみやかに実施されたいというのである。(一)輸入関税率を従価三十パーセント程度とすること。(二)北海道の耕土改良及び家畜導入実施にあたつては、てん菜栽培地帯に優先的かつ積極的に施設すること。(三)糖業に関する行政機構及び試験研究機関の整備拡充をはかること。

二、請願の議決理由

北海道てん菜糖業振興は砂糖の国内自給の見地からも、又北海道

の農業経営の上からも重要視すべきものである。よつて、本業振興対策について愼重検討の上、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

部落農業団体育成強化に関する請願(請願者　長崎市椛島町又三十五ノ一番地農協会館内平瀬末雄)(田口長治郎君紹介)(第一九四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農民の自覚と団結により自主的に組織された長崎県下四百余の部落農業団体は、国及び県の農林行政の末端機構として食糧の増産供出諸調査及び農業経営改善のため、尽力しているが、農協の下部組織としても部落農業団体の存在確立は不可欠の要件であるから、政府においてもこれが育成強化について積極的な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農林行政の浸透、農協運営の実績を挙ぐる上に部落農業団体の存在は不可欠の要素であるから、これが育成強化に適切な措置を講ずるを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大林村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　広島県安佐郡大林村長細川求巳外二名)(山本久雄君紹介)(第一九五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安佐郡大林村七日迷及び押手山国有林は、もとより村民に帰属さるべきものを官僚時代に強制的に国有化され今日に至つているが、右国有林は、大林村高谷部落及び檜山部落を包囲し、耕地に隣接し、立木は茂つて作物の影をなし、年次不作を招き、かつ柴草採取や薪炭採取に大なる不便を與えている。ついては、この国有林を村民の利便のため拂い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下げについては、国有林野の状況、歴史的沿革、経済的、社会的事情等を考慮の上善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

川南牧場内青鹿地内にかんがい用ダム築設の請願(請願者　宮崎県議会議長日高弥一)(渕通義君紹介)(第二〇三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県川南原高台地の開発は、昭和二十年一応終了し、昭和二十一年度からふたたび開始され、着々成果をあげ、用水路もほとんど完了し、一千百六十五町歩の開田も昭和二十六年度で完了する見通しがついている。しかしながら、同地区は地下水位がきわめて低く、かん害を受けやすいので、昭和九年度農林省の調査に基き、平田川の上流、川南牧場内青鹿に一大ため池を築造し、附近の民有地七十町歩に導水し、あわせて電力問題を解決するため、工費七千八百万円の予算で実現しようとの計画があるから、宮崎県議会の議決として予算増額を要望するというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県川南原高台地の開発は着々成果をあげているが、かん害を受ける危険があるからかんがい用ダムの築造については、政府において善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大桑村地内の国有林拂下げに関する請願(請願者　長野県西筑摩郡大桑村大字須原八百三十一番地の一定勝寺主管者後藤純一外三名)(植原悦二郎君紹介)(第二〇三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県西筑摩郡大桑村大字須原字奥宮沢より社護神まで四百八十七番の一の国有林面積二十一町二反九畝十八歩は、定勝寺が昭和十四年六月拂下げを受けたものの残地で、昭和十三年伊奈川軌道敷設の際、万一将来拂下げのできる場合は、定勝寺へ拂下げるとの口約の下に国有林として取残されたのである。今回国有林野整備臨時措置法案によれば「孤立した団地の国有林で孤立して経営するのに適しないもの」は拂下げができると規定されているから、定勝寺の財的安定のために定勝寺に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

国有林の拂下げについては、当該国有林野の状況、歴史的沿革、経済的、社会的諸條件を考慮の上善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

国有乳用種種ぼ牛の無償貸付に関する請願(請願者　洲本市船場町洲本市酪農農業協同組合伏見一雄外六百名)(塩田賀四郎君紹介)(第二〇六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淡路の乳牛は北海道並びに千葉県に次ぐ乳牛地帯として広く全国に知られ、関西地方の栄養の給源地として多大の役割をはたしてきたが、淡路乳牛は北海道等の乳牛に比較して資質が劣つているので、これが改良のため、人工授精を実施しているのであるが、優良種ぼ牛の導入が現在の酪農家の経済としては許されず、地方産の種ぼ牛を供用している。ついては、国有乳用種種ぼ牛として第一希望アメリカ産、第二希望北海道産を三頭無償で貸付けられたいというのである。

二、請願の議決理由

乳牛の改良増殖は、食糧、栄養の資源を確保し、食生活の向上を期するために極めて重要であつて、国の施策として乳牛改良を補助すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付した採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

積雪寒冷単作地帯農業振興に関する請願（請願者　北海道指導農業協同組合連合会長理事松本六太郎外八名）（小平忠君紹介）（第二一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

急変する内外諸状勢は、わが国農業の前途を複雑ならしめ、農村は、農地の零細化、農村金融の枯渇、農業協同組合の危機等となつて現われている。とくに北海道のような寒地農業経営は土地の荒廃、資本の減耗をきたして、その破壊は、農村みずからの手で解決しがたい現状である。今般積雪寒冷単作地帯における農業経営の安定と農民生活向上のため、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法が公布されたが、北海道の農業振興施設と、その態勢確立までの補償施設が必要である。ついては、寒地農業振興施設、寒地農業補償施設及び寒地農業振興資金施設を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

積雪寒冷単作地帯の農業振興のため、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の運用にあたり本請願の趣旨を尊重して善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

酒米の格差金増額に関する請願（請願者　兵庫県知事岸田幸雄）（塩田賀四郎君紹介）（第二二四九号）及び同（請願者　兵庫県加東郡上東條村橋本卯一郎）（川西清君紹介）（第二三九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年度酒米において、はじめて暫定的な特別措置が講ぜられ、酒米格差金の設定を見たことは実に喜びに堪えない。本年産酒米については昨年と同様すえ置くとのことであるが、酒米は商品的色彩がきわめて濃厚で、その商品価値の判定は慣習かつ鋭敏であるから、昨年のごとく画一的な格差金の設定は最優良酒米産地へ需要集中を余儀なくする結果、需給の不均衡をきたし、不健全な生産供給をひき起し、かつ酒米生産地帯農家経済の窮迫化に拍車をかけ、再生産をも危くされるおそれがある。ついては、格差金の大幅増額を醸地別銘柄格差の設定を行い、その不合理を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧需給の好転に伴い、食糧農産物の品質改善とともにその市場性、商品性が重視されつつあるが、酒米は特にこれが著しいので、画一的な他との格差制を改め、優良銘柄を重んずるとともに価格についても考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

大麻栽培許可に関する請願（請願者　福岡県八女郡豊岡村長徳永武雄外九名）（龍野喜一郎君紹介）（第二二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡豊岡村は、福岡県最南端に位する山間の純農村であるが、古くから農産工芸に対する研究が盛んであり、同村の気候風土に最も適した農村の副業として大麻の栽培を行い、大麻栽培が禁止された昭和二十年以前まで七箇年間の経験を重ね、その製品の優秀さは全国一といわれた栃木県の製品をしのいでいた。昨今農村の不況は日一日と窮迫をつげ、豊岡村においても窮状打開策として、大麻栽培を切望しているから、許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方における特有の技術を生かし、適地適作を奨励することは、農業の振興を期するゆえんであるので、本請願について善処する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

農林委員長　千賀　康治

衆議院議長林讓治殿

水産委員会

鴨居瀬漁港修築に関する請願（請願者　長崎県下県郡船越村長浦瀬勝一外二名）（田口長治郎君紹介）（第五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県下県郡船越村鴨居瀬港は、対馬東海岸中央部三浦湾の要地にあり、自然のままの漁港で、水揚げ高百万貫、一億二千余万円に及ぶ豊漁場であるが、宮崎鼻、畠浦岬その他各所に幾多の暗礁があるため、地元漁船で災害に遭遇するものが往々あり、その上、防波堤がないため、南風のはげしいときは、集合の船舶は避難のため各所に離散しなければならない実状である。ついては、宮崎鼻、暗礁を基幹として、長手、新鴨居瀬及び元鴨居瀬の三海域を風波から防ぐために、同港の防波堤、荷揚場を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

大沢漁港を第二種漁港に指定並びに修築工事促進の請願（請願者　北海道松前郡大沢村長山本竹蔵）（田中角榮君紹介）（第六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡大沢港の修築工事は、昭和二十五年度から着工されたが、同港は、北海道の最南端白神岬を中心とする有数の魚田地帯を控え、津軽海峡と日本海の潮流の合するところで、豊富な魚族の回ゆうは、その比を見ないところであるが、昨春以来、潮流異変により春のほつけ（鰊）は凶漁に終り、沖合漁業の大転換を企図中であり、その結果として、同港はひとり、地元船のみならず、青森県秋田県等からの入漁船の根拠地となるべきものであるから、漁港法第五條による指定は同港を第二種漁港とされたいというのである。なお、漁港法第十七條の規定による整備計画については、昭和二十五年から簡易工事として着工されている修築事業を昭和二十六年から三年ないし四年で完了するように定められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

苅屋漁港築設に関する請願(請願者　愛知県知多郡西浦町長髭世竹三郎外一名)(久野忠治君紹介)(第六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡西浦町苅屋の漁区では、漁業協同組合が支那事変までは特殊の技能をもつて鮮魚、加工水産物を盛大に移出し、生産高も多額であつたが、事変中物資の不足と人員の不足に災され、次第に衰退し、転業者が続出するようになつたので、苦境打開策として、漁船と機動力を増大して今日に至つた。しかしながら、たびたびの地震による地盤沈下と、潮流異変等によつて、陸揚場所が狭くなり、出漁の都度陸揚が困難となり、みすみす好漁者を有しながら出漁日数を減少するばかりでなく、出漁中暴風に遭遇すれば、人命は危険にさらされ、漁船の破損を繰り返している現状である。ついては、西浦町に苅屋漁港を築設して、船体と人命の安全を保障し、漁業の振興を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

トロール船取締強化に関する請願(請願者　三重県度会郡二見町江村西村初之助外十六名)(石原圓吉君紹介)(第一一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊勢湾では、愛知県形原及び豊浜附近の底びき業者が、平均一日十統程、津沖合から伊勢湾口にいたる間を日中公然と沿岸漁場を侵食している。沿岸漁民は、子々孫々、生活の根拠としてきた漁場を荒されるので、県当局に強力な取締りを要望したが、取締り不充分なため、零細な漁民の貧困が倍加され、今や漁民は実力にかけても取締を強行しようとする危険な状態に達している。ついては、これら無許可の底びき業者の取締り及び漁業規則の遵守を厳重に実行されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における、無許可の底びき船を取締強化することは、漁業の健全な発展を期するために是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

北海道漁船保険組合設立反対の請願(請願者　札幌市北三條西三丁目北海道機船底びき網漁業漁船保険組合長理事　渡辺昭平外八名)(林好次君紹介)(第一七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道水産部は、既設の漁船保険組合に対して、事前になんの予告なしに統合をもくろみ、一言半句の説明を示さないで、本年十一月十五日の組合長会議で、突如として北海道漁船保険組合(仮称)の設立を提案し、昭和二十六年度から実施する意向を明らかにしたが、北海道の各漁船保険組合は、今日まで十四年間、内地組合とは異つた組織の下に置かれ、今日成績はかんばしくないにしても、単に併合だけで立直るとは思われない。ついては、北海道漁船保険組合の設立、統合には反対であるから、適当に解散されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、北海道の特殊事情にかんがみ、妥当適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

落石漁港に防波堤及び船付場築設の請願(請願者　北海道根室郡和田村落石漁業協同組合長理事阿彦保太郎)(伊藤郷一君紹介)(第一七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道根室郡和田村字落石ポキリイソ湾は、東北海道浜中村霧多布港と根室町花咲港との中間にある天然の良港であり、これに少しの人工設備(防波堤、船付場)をすれば避難港としても漁港としても附近にまれな良港となり、ことに荷上げの便利、暴風時の損害激減等、受ける利益は大きい。ついては、すみやかに本港に防波堤及び船付場を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

須津漁港拡張工事施行の請願(請願者　島根県那賀郡岡見村長藤村八右衛門外一名)(山本利壽君紹介)(第二三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県那賀郡岡見村須津船だまりは、従来浜田市長浜港以西山口県江崎港に至る間の唯一の避難港をかねた優秀な船だまりであつたが、昭和十八、九年の大風水害により港内は大部分浅くなり、しかも終戦後中型発動漁船は、急激に増加して、地元漁船のけい留すら至難の状態となつた。ついては、同港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

湯江村に漁港築設の請願(請願者　長崎県南高来郡湯江村長城台環)(田口長治郎君紹介)(第二四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南高来郡湯江村は、有明海の各種漁業の根拠地として、また海上交通要地として、重大な役割を果しているが、島原以北沿岸には完全な船だまり、漁港なく、しけに遭遇しても避難する港がないため、幾多の惨事をくり返している。ついては、本村に漁港施設を築設し、魚田開発と近海航行船舶の利便に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は該地方における漁業の発展にきわめて必要なもの

と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

樺島漁港に防波堤築設の請願（請願者　長崎県西彼杵郡樺島村長松本和三郎外五名）（田口長治郎君紹介）（第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡樺島港は、地形的に天然のV字形の良港で、五島灘、天草灘の各漁場に近接し、長崎県有数の漁村として、その特異性を備えているのみならず、国内有数のいわし漁場の一つに数えられ、揚繰網を主幹としており、また塩兒島、熊本、長崎、佐賀、福岡、並びに阪神方面とを結ぶ海上輸送路の要衝に当つているのであるが、本港は護岸以外には、なんらの施設がないため、台風や強風のときは港内でい泊中の船舶は、荒波と風力に災され、年間数百隻の船舶が擱座、衝突し、また水ぎわに近い加工施設の破損等受ける被害は大なるものがある。ついては、本漁港に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

平漁港に防波堤築設の請願（請願者　長崎県北松浦郡平町長小辻金治外二名）（田口長治郎君紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡平港は、各種漁業の根拠地に適し、長崎方面から五島列島を経て平戸島及び北九州並びに四国、中国地方を結んで航行する各種船舶及び東支那海に出漁する漁船等の避難寄港するものおびただしく、漁期にあつては関係漁船運搬船等が本港を圧する状況にあるが港湾施設不完備のため、一朝しけの兆候があるときは、漁船の群団はもちろん、あらゆる船舶は、くもの散るがごとく、あちこちに避難を争う実情にある。ついては、本港に防波堤を築設して、その不便を除き、もつて漁業の振興と各種船舶の安全利便に寄与されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

さけ、ます流網試験漁ろうに関する請願（請願者　函館市東浜町四十一番地函館延縄開発漁業協同組合長三崎誠一外十九名）（冨永格五郎君外二名紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北洋漁場喪失以後におけるさけ、ますの流網漁業は、昭和二十一年以降、根室地区、釧路地区に大別して、それぞれ最寄港を基点とし連年出漁しているが、本年函館延縄開発漁業協同組合の一部業者が有望魚田地帯を発見し、出漁の結果きわめて好漁を持続し従つて、さけます魚群が学説の示す通り、適温五度から十度以内の水温に接して北上するものとすれば、該地域附近はきわめて有望なる魚田地帯と考えられる。ついては、昭和二十六年四月上旬より六月中旬に至る延べ日数六十五日間、悪山岬を基点とする南東百カイリないし百五十カイリ洋上、範囲五十カイリの地点において、国費をもつて北海道水産試験場をして、さけ、ますの試験漁ろうを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、該漁業の将来性を高めるとともに、新魚田開発にも役立つので、その実施を必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

魚田開発に見返資金融資の請願（請願者　北海道久遠郡貝取澗村字宮野大奥未開発魚田開発漁業生産組合長理事小島藤七外二名）（冨永格五郎君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山支庁管内における重要漁業は、いか、ほつけ、すけそうたら等に重点をおいているが、沖合漁業としては、にしん、ます、さば、ぶり、まぐろ等、無限の魚族があつて、外地引揚者の入植と、漁民の増加を考慮して、新魚田の開発は大奥未開発魚田開発漁業生産組合の使命となつている。しかしながら、かかる魚田開発には、ばく大な資金を要するから、見返り資金を融資されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、該地方における魚田開発が将来有望と思われるので、これが融資は是非とも必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業制度改革の各種委員会等の経費国庫負担金増額の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（鈴木善幸君紹介）（第三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の昭和二十六年度漁業制度改革に関する各種委員会等の経費に充当すべき交付金は、七百八万五百円であり、経費不足のため、委員会の活動を中止せざるを得ないような状態に立ち至つており従つて県費百三十六万円を追加支出したが、本来かかる経費は法の定めるところにより全額国庫負担たるべきことは明らかであり、他面水産業協同組合の育成強化も漁業調整と併行して、新漁業制度の一環をなすものであるから、この際これらに要する経費国庫負担金の増額並びに助成費の設定を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁業の調整を図る上に、不可欠であるから、是非ともその予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

大樹村に漁港築設の請願（請願者　北海道広尾郡大樹村長高橋新市外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道広尾郡大樹村は、十勝水産物の揚陸地として、にしん、たら、さけ、ます、ちか等その漁獲高は五千二百八万余円に達するが、漁港施設がないため、主として定置漁業及び無動力船による沿岸漁業にのみ依存し、沖合海面では大型動力船の侵入によつて、思うままに荒され、ただ傍観するのみである。ついては、同村漁民の多年の宿望である魚田開発計画によつて、動力船の建造も計画されているから、大樹村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設実現並びに魚田調査に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市）（玉置信一君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年五月採択された香深村に北方新魚田開発策源地としての諸施設を講ずる件をすみやかに実現するとともに、同事業に加えて礼文島を中心とする新魚田の科学的調査すなわち潮流、水温とこれに伴う魚族の回ゆう状況及び海礁の調査を行い有望的確な漁業生産の確立を期するため、昭和二十六年度より国費をもつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、該地方における魚田開発は将来有望と思われるので、これが予算的裏付が必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

香深漁港修築工事促進に関する請願（請願者　北海道礼文郡香深村長野村太市）（玉置信一君紹介）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡香深港は、内地、小樽との連絡及び稚内、利尻、礼文を結ぶ三角航路の重要港として、かつまた礼文島西海岸新魚田開発基地として急速設備を必要とするのであるが、同港工事着手以来、毎年度予算に制約されているため、工事は著しく遅れている現況である。ついては、同港の修築工事をすみやかに完成するよう配置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

知柄漁港に防波堤築設の請願（請願者　愛知県宝飯郡西浦町長岡田紋三郎外一名）（稲井勇君紹介）（第三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡西浦町は、半農半漁の貧弱な町で、昭和二十年の震災後、地層が海底で隆起し、港湾としての効用を失い、一昨年以来一部しゅんせつに着手しているが海底は岩盤にとざされて進ちよくせず、漁民の大部分は昨年来から知柄港の復旧しゅんせつに着手した。しかしながら、同港は物揚場として設計されたのであるから、船舶の安全は期し難く、ことに多期間はでい船、けい船は至難であり、一朝暴風雨にあえば、多数の船舶は難をまぬがれないことは明らかである。ついては、知柄港の、現在しゅんせつ中の沖合に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業経営費増大及び漁価低落の防止対策に関する請願（請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名）（小高熹郎君紹介）（第三七四号）及び同（請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近における漁業経営費の増大と漁価の低落に対する防止策として、左の点を留意され、すみやかに対策を講ぜられたいというのである。(一)漁業用資材、燃油の価格引下げのための方法を講ずること、(二)資材保持のための研究施設並びに漁法改善の施設を設けること、(三)漁価維持のために保蔵設備の強化をはかること、(四)市場の強化と水揚げ代金の即時決済を可能にさせるような金融措置を講ずること、(五)給水等を含む輸送費の低減をはかること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁業経営の安定を図る上に、是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

旋網漁業許可制度確立の請願（請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名）（小高熹郎君紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

動力付及び無動力の各種揚繰網及び巾着網漁業等、いわゆる旋網類につき、左のように許可方針を確立されたいというのである。(一)十五トン以上の網船を使用する者に対しては、これをすべて農林大臣の許可とし、十五トン未満のものには都道府県知事の許可とする、(二)農林大臣の許可については、漁業調整上可能な範囲で大海区制をとる、(三)許可に当つてはその制限定数を定め、原則として現在各都道府県の保有する統数以上にはふやさないこと、(四)漁種または漁法の制限は原則として附さないこと。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該漁業の発展と将来性を維持するためには、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁船船員法制定に関する請願(請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名)(小高熹郎君紹介)(第三七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船乗組員に関する法的措置は、現行制度上二元的な取扱を受け、しかも水産行政のうちから全然無視されている現況にかんがみ、漁業民主化に伴う各般の措置とともに、早急に漁船船員法仮称を制定公布されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、漁船船員の生活の向上と漁業経営の円滑化を図る上に、是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

水産資源枯渇防止対策確立に関する請願(請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名)(小高熹郎君紹介)(第三七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の漁業不振と漁場の荒廃については、いたずらに漁民の反省にのみまつだけでなく、総合的見地から水産資源枯渇防止のために国費をもつて次の事項を実施されたいというのである。(一)水産資源に対する基本的な調査を直ちに開始すること、(二)調査研究にあたつては、広く関係者に公表すること、(三)海洋調査にあたつては、各県の保有する大型の指導船を国費をもつて活用すること、(四)漁船とつながりをもたせること、(五)漁族のはん殖保護と資源の維持のために、稚魚の実態調査と濫獲を防止すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、わが国水産業の持続的発展を図る上において、水産動植物の保護、培養及び調査を必要とするものである。よつて水産資源の保護対策を確立する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

荒廃漁場復旧の請願(請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名)(小高熹郎君紹介)(第三七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

暴風雨害による漁場の荒廃、沈没船、墜落機体、その他海底沈下物のために操業不能となつている漁場があるが、旋網漁業にとつてはとくに漁網の損耗が大きい。漁場の狭あい化が叫ばれ、漁業用資材の値上りに苦しんでいるとき、これら荒廃漁場をすみやかに復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁場が荒廃していることは、漁業の発展に支障を来すことになるからこれをすみやかに国庫負担をもつて復旧する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業金融の合理化に関する請願(請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名)(小高熹郎君紹介)(第三八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業金融については、昨年漁業手形及びこれにつらなる一連の制度が実施の運びとなつたが、これはなんら法的裏付けもなく、すこぶる不成績に終つている。ついては、漁業金融の統一的合理化を期するため、左の事項を施行されたいというのである。(一)漁業金融について独立の金融機関を指定すること、(二)漁業手形制度の法制化をはかること、(三)漁業共済基金制度を法制化し、これをさらに漁業災害の補償制度にまで発展させること、(四)漁船建造その他設備資金については五年を下らない期間において、着業資金については既存のものについては一年、新規のものについては一年半から二年の期間において融資できるようにすること等である。

二、請願の議決理由

漁業制度の改革途上において漁業経営の安定を図るためには、是非とも水産金融の合理化を必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

海区漁業調整委員会の経費増額に関する請願外十九件(請願者　大分県宇佐郡長州町江上滋外二十七名)(永田節君紹介)(第四三六号)、同(請願者　愛媛県西條市朔日市大沢増秀)(川端佳夫君紹介)(第九八七号)、同(請願者　愛媛県宇摩郡三島町近藤英雄)(小西英雄君紹介)(第九八八号)、同(請願者　姫路市役所内橋磨海区漁業調整委員会長安井章一)(川西清君紹介)(第一一六〇号)、同(請願者　岡山県邑久郡裳掛村松本五代松外四名)(逢澤寛君紹介)(第一五七五号)及び同(請願者　徳島県中部海区漁業調整委員会長津川義男)(三木武夫君外一名紹介)(第一六三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業制度改革の母体となるべき海区漁業調整委員会は、着々として本来の業務に精進しており、なお今後も該委員会の活動により制度改革の完遂に邁進しなければならないが、現在の予算範囲では民主的調整機構が設立されても完全な機能を発揮できない実情にある。ついては、同委員会の完全なる運営発展を図るため、経費を大幅増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業制度の円滑な改革を図るためには、是非とも、予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小型機船底びき網漁業整備に伴う転業資金交付に関する請願外二十件(請願者　大分県宇佐郡長州町役場内江上滋外二十九

名）（永田節君紹介）（第四三八号）、同（請願者　愛媛県宇摩郡三島町矢野浦太郎外三百十八名）（小西英雄君紹介）（第九八九号）、同（請願者　愛媛県西條市朔日市大沢博秀外三百十六名）（川端佳夫君紹介）（第九九〇号）、同（請願者　福岡県豊前海区漁民大会代表山本十郎外二名）（平井義一君紹介）（第一〇二九号）、同（請願者　坂越漁業協同組合入汐条吉外七十六名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一八一号）、同（請願者　兵庫県赤穂郡坂越漁業協同組合入汐条吉外六十八名）（堀川恭平君紹介）（第一二三五号）、同（請願者　兵庫県津名郡佐野町漁業協同組合長塩崎義民外二十八名）（原健三郎君紹介）（第一四五六号）、同（請願者　広島市三保町備後海区漁民大会長三宅要次郎外九名）（山本久雄君紹介）（第一五一〇号）、同（請願者　岡山県児島郡興上村大字興上千八百三十六番地西川真一外四名）（橋本龍伍君紹介）（第一五一一号）、同（請願者　岡山県邑久郡牛窓村山本寛一郎外九名）（逢澤寛君紹介）（第一五七六号）及び同（請願者　愛知県連合海区漁業調整委員会長駒沢昌）（中垣國男君紹介）（第一六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、わが国沿岸漁業の現勢にかんがみ、小型底びき、あるいは類似漁業の整備を実施されていることは資源培養上、適切な施策であるが、小型類似底びきをなんらの経済的措置を講ぜられることなく整備されることは、多数零細漁民の唯一の生業を失うことになるから、これら漁業者に対しては、その整備に当り他種漁業に転換しうるにたる資金を交付されるよう予算的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

小型機船底びき網漁業の整備に際しては、転業資金を交付するため、予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

瀬戸内海漁政庁設置等に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目一番地協同工業館内瀬戸内海連合海区漁業調整委員会長江熊哲翁）（永田節君紹介）（第四四〇号）、同（請願者　兵庫県津名郡佐野町漁業協同組合長塩崎義民）（原健三郎君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　岡山県小田郡金浦町小田海区漁業調整委員会長塚本達平）（橋本龍伍君紹介）（第一五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の新漁業法の施行に伴い瀬戸内海の漁業調整の完遂を期するため、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会並びに同漁業調整事務局が設置されたが、瀬戸内海は一府十県にまたがり、その操業の実態は複雑多岐をきわめ、二十万に及ぶ漁民の生活安定と水産の振興を図るためには強力な総合的施策を講ずることが必要である。ついては、左の措置を講ぜられたいというのである。（一）現在の機構を拡充して、名実兼備の独立総合出先機関としての権限を付するため、瀬戸内海漁政庁を設置すること、（二）漁業調整の円滑を期するため、委員会経費を増額して漁業取締を強化し、国費をもつて内海資源の保持培養を講ずるとともに、内海外への出漁の道を講じること等。

二、請願の議決理由

瀬戸内海における漁業の特殊性にかんがみ、漁業の調整、同区域における魚族の繁殖保護培養を図る必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

平島村きみな網漁業の障害除去に関する請願（請願者　長崎県西彼杵郡平島村長林熊治外二名）（坪内八郎君紹介）（第四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡平島村は、半農半漁の一寒村で、きみな網漁業を主業としているが、あしろ区域の岸壁に築造されている石垣は、長年月の風浪で地盤がゆるみ、潜水夫を雇使して流出した石を取りかたづけて今日まで継続してきた。この状態においては、貧窮漁村の負担は大きく、また該地障害を除去するため、鉄筋コンクリートによる補装方法を考究している。ついては、きみな網漁業の障害除去のため、同事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業の発展を図るためにきわめて必要と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁船に対する特殊保険制度改革に関する請願（請願者　下関市大和町六番地全日本海員組合下関支部長木下藤吉）（石原圓吉君外一名紹介）（第四九一号）、同（請願者　山口県下関市大和町六番地下関水産物運搬船協同組合理事長野上熊吉）（川村善八郎君外一名紹介）（第五〇八号）、同（請願者　下関市大和町六番地山口県鯨肉脊網組合長天野郡治）（小高熹郎君外一名紹介）（第五〇九号）、同（請願者　福岡県門司市港町一丁目二番地中部漁市）（田口長治郎君外二名紹介）（第五一〇号）、同（請願者　山口県下関市大字大和町六番地下関水産振興協会長中部兼市）（冨永格五郎君外二名紹介）（第五一一号）、同外一件（請願者　山口県遠洋漁船保険組合理事細川良平外一名）（田口長治郎君外一名紹介）（第五一二号）及び同（請願者　山口市山口県漁船保険組合理事岩本與三吉）（鈴木善幸君紹介）（第九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮の動乱に伴い、東経百三十度以西及び九州北西部地方の漁場で発生する漁船の損害に対して、昭和二十五年農林省令第百三十号で、漁船保険法施行規則の一部改正が行われ、特殊保険の名称で戦争その他変乱による漁船の損害を補う道がひらかれた。しかし、これは暫定的措置にすぎず、重大な不備があるから、暴力による不法な漁船のだ捕、抑留についても損害を全額国庫負担で補償できるように特殊保険制度を改革されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝鮮動乱による内外情勢の急変に伴つて漁船保険の安定を期するためには、その予算的措置を充分に講じ、早速にこれを実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

大漁港を魚田開発漁港に指定の請願（請願者　北海道亀田郡尻岸内村長前田時太郎）（冨永格五郎君紹介）（第五八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道亀田郡尻岸内村大漁漁港は、惠山魚田に近接し、その位置、地形、修築規模、利用価値等において魚田開発漁港として最適の機能を発揮できる漁港である。ついては、当港を魚田開発漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

山背泊港を魚田開発漁港及び避難港に指定の請願（請願者　北海道亀田郡尻岸内村長前田時太郎）（冨永格五郎君紹介）（第五八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道山背泊船入まは函館港と惠山魚田間の唯一の既設船入まであつて、天然の良港を形成し、古来より出漁船及び統行船舶の避難所漁業基地として利用され、惠山魚田出漁船の入港時は、漁船がま外にはん濫している盛況である。ついては、山背泊港を魚田開発漁港及び避難港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

銭亀沢村に漁港築設の請願（請願者　北海道亀田郡銭亀沢村長生駒銭衛外二名）（冨永格五郎君紹介）（第五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道亀田郡銭亀沢村は、漁業をもつて発展し、今日に至つたのであるが、本村は海岸線二里余にわたる間、屈曲少なく、船舶のけい留に適する箇所が全くなく、従つてこれらの漁船は天候のいかんに左右されて沿岸にとどまることができず、多量の燃油と時間を空費して、往復六里の函館港に難を避けている実情である。ついては、本漁村発展のため、すみやかに銭亀村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

大畑漁港しゅんせつ工事施行の請願（請願者　青森県下北郡大畑町長菊地察明外一名）（山崎岩男君紹介）（第六三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県下北郡大畑漁港は、本州最北端下北半島にあつて、年額二億円以上の海産資源を産する重要漁港であるが、昨年九月の台風により、大畑川流域の土砂流出し、土砂たい積のため河口は浅くなり、地元船舶の出入は困難をきわめ、日夜遭難、破船の危険にさらされている実情にある。ついては、昭和二十六年度において同漁港のしゅんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

北上川の魚ていい改善に関する請願（請願者　岩手県知事国分謙吉）（鈴木善幸君紹介）（第六七六号）及び同（請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平）（小澤佐重喜君紹介）（第一九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和六年、石巻市を中心とする一帯の治水と、かんがいを目的とするえん堤及び可動堰が設置されて以来、北上川上流のいたるところで漁獲される河川魚族が急速に減少した。この現象はえん堤の魚ていい（梯）が不完全なためであつて、魚族のそ（溯）河を阻止し、自然繁殖を阻止する結果となつた。とくに宮城県柳津、飯野川両町にある脇谷こう（閘）門と鳴渡洗せきは、その排水口が魚ていいの真下にあつて、水勢激しいため、魚族が近寄れない状況にある。ついては、新漁法の精神にもとづいて、内水面漁業増殖のため、これら漁ていいを改善されたいというのである。

二、請願の議決理由
該地方における河川養殖漁業の増産を図るため、その必要はきわめて、重要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

水産金融対策確立に関する請願（請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第七〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
水産金融対策の樹立は、業界多年にわたる熱望であり、現下の金融事情は水産業の実態に適応しないため、水産業の発達を充分ならしめていない。ついては、現下水産業の重要性にかんがみ、長中期資金の貸出を可能ならしめるよう、すみやかに適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
水産業の円滑な発展を期するためには、水産業に対して長、中期の融資を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十六日
水産委員長　冨永格五郎
衆議院議長林讓治殿

集魚燈漁業の制限に関する請願（請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第七〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

集魚燈漁業の発達は、漁獲成績の向上という点において大いにみるべきものがあるが、反面魚族のはん殖と沿岸漁業の立場に立ってみる場合、この種漁業の過度の発達は魚の習性を変えるばかりでなくらん獲に陥るおそれも少なくない。ついては、集魚燈漁業の制限措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業の科学的発達を促進することは近代漁法の改革を必要とするのであるが、これがため水産資源の枯かつを来たしてはならないから、この点を考慮に入れて該漁業の再検討をする必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

岩手県下の漁港及び船だまり施設拡充に関する請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業の振興発達は、漁港船だまりの整備拡充にまつことが大であるが、岩手県におけるこれら施設の現状は原始的域にあって、完備しているものが一港もないため、水産業の発展を期することができず、本県産業開発に重大な支障をきたしている。ついては、予算を計上して本県漁港船だまりを整備拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方は、優秀な漁場を持っているので、漁港を完備する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

機船底びき網漁業の整理促進並びに取締強化に関する請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産資材の枯渇を防止し、魚族繁殖をはかることは水産界当面の緊急施策であるが、現行機船底びき網漁業の許可隻数は、その操業海域と魚族資源に比して、はなはだしく多数のため、漁業経営に無理があり、従って沿岸近海の魚族は、著しく減少し、このままに放置すれば近海の定着性魚族は壊滅にひんすることは明らかである。ついては、機船底びき網漁業を整理するとともに、違反船の絶滅を期するよう取締を徹底的に強化されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業の健全な発展を期するためには、水産資源の永続性を確保する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

荒廃漁場復旧の請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県宮古湾は昭和二十三年のこう水による被害流失物の沈下はなはだしく、湾内漁業ことにいわし旋網地びき網漁業に重大なる障害となっている現状であり、漁業生産上に大なる影響を及ぼしている。ついては、同湾の障害物を国費をもって除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方は、漁業として優秀な区域であるから、その漁場荒廃の復旧を図るため、予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

輸出水産物産業奨励助成の請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年水産業の急速なる復興発達とともに輸出向け水産物も逐年増産され、現下の国内市場の需給関係よりみても相当量の海外輸出を可能ならしめており、水産業の健全なる発達と外貨獲得の両面において著しい成果を挙げつつある。ついては、輸出水産物産業に対して、すみやかに適切なる奨励助成の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出水産物の産業を発展させるのには、国において適当な奨励と助成を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

水産用石油増配に関する請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産用石油は実需要量に対し、その供給量が少ないため、近年発展途上にある漁業生産を停とんせしめるおそれが多分にある。ついては、同石油を増配するよう積極的方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業の円滑な発展を期するためには、水産用主要資材の確保が緊要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その三)

崎山漁港築設の請願(請願者長崎県南松浦郡崎山村長山下喜惣次外一名)(西村久之君紹介)(第七七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南松浦郡崎山港築設については、すでに昭和二十二年請願書を提出、採択になつたが、最近西彼杵郡野田岬と、崎山村地先間南方に県下最大のいわし揚繰網漁場が展開され、時季により移動して、魚族が五島寄りになつたときは、対岸西彼杵郡からは非常に遠くなり、崎山港の築設がますます必要になつてきた。また宮崎県方面のかつお漁船も基地として崎山港築港を要望しており、最近のように相ついで突風が起るようなときに、わが国最西端に位する大魚場のはな先にある崎山に避難港的性格を備える良漁港がないことは遺憾にたえない。ついては、地元村の進展に資するはもちろん、国家経済にプラスするために、崎山漁港築設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

鹿部漁港拡張工事施行等の請願(請願者　北海道茅部郡鹿部村長吉田金次郎外二名)(川村善八郎君紹介)(第八〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道茅部郡鹿部漁港は、昭和九年国費をもつて小漁港として築設されたものであるが、恵山岬ないし噴火湾の沖合を中心とする魚田の開発に伴い、その前面に経えた本港を利用する船舶は最近著しく増大しているが、港内が狭いなため、これら船舶を収容することができず、また東西両防波堤は波浪並びに戦時災害を受け港内に土砂が流入し、けい船、陸揚等にも大なる支障をきたしている。ついては、同港拡張工事を昭和二十六年において施行するとともに、災害復旧工事もあわせて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

水産皮革行政の農林省一元化に関する請願(請願者　東京都港区芝田村町一丁目二番地水産皮革協会長加藤憲章外八名)(石原圓吉君紹介)(第八〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産皮革を早急に育成するため、これが全指導監督を統制以前のごとく農林省所管一本とし、関係方面に対して一元的に統一ある策を進め、陸獣皮革になんらそん色なき水産皮革を完成し、国内皮革資源を確保するとともに、水産業の発達に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の円滑な発展を期するためには、水産皮革の行政一元化を図ることは、妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

漁船保険法による漁船保険制度改革に関する請願(請願者　山口市大字上宇野令第二千八百十一番地山口県漁船保険組合代表者岩本與三吉外百九十八名)(石原圓吉君紹介)(第八〇四号)、同(請願者　山形県鶴岡市一日市町甲十五番地山形県漁船保険組合長尾形六郎兵衛外十五名)(鈴木善幸君紹介)(第九六四号)、同(請願者　仙台市宮城県漁船保険組合理事小林世紀外四百九十八名)(角田幸吉君紹介)(第一五七七号)、同(請願者　下関市大字大和町六番地山口県遠洋漁船保険組合長細川良平)(田口長治郎君紹介)(第一六三六号)、同(請願者　松山市榎町二十番地愛媛県漁業協同組合連合会代表馬越晃外四百名)(川端佳夫君紹介)(第一六九一号)及び同(請願者　北海道檜山郡江差町字上野町三十番地檜山漁船保険組合理事田畑善作外四名)(川村善八郎外一名紹介)(第一六九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁民の唯一の財産であり、生産手段である漁船を保全し、漁業経営の安全をはかり、生産を高揚させるためには、漁船保険の普及が緊要事であるが、その保険料が、漁民経済の実状から見て過重であるため、加入漁船数がきわめて少であり、二十トン以上の漁船で四十パーセント、二十トン未満の中小型漁船はるかに少なく、無動力に至つては、一パーセントの加入率を示すにすぎない。これが打開の方策として根本的な改革を断行し、保険料を低率にするとともに、二十トン未満の漁船は全部強制加入せしめ、広く漁民にこの制度の恩恵に浴させるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業経営の安定を期するためには、漁船に対する保険制度の確立にある。よつてこれを速やかに実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

志布志町枇榔島に蓄養場設置の請願(請願者　鹿児島県知事重成格)(二階堂進君紹介)(第八四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かつお漁業にとつて餌料の確保が必要なことはいうまでもなく、この餌料としてのいわしの蓄

養に特殊の技術を必要し、とくに環境の選択は、なによりも必要である。鹿児島県のかつお船は現在二百隻に及んでいるが、毎年かつおの盛漁期にはかつおのじ料であるいわしが不足し、その経営に支障を及ぼしている。ついては、これが打開策として、良好な蓄養場の最適地である志布志湾内枇榔島に国庫補助をもつて蓄養場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方にいわし蓄養場を設けることは、かつお漁業の円滑な発展を期するために是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

水産資源保護法制定に関する請願(請願者　東京都中央区月島三号地水産研究会長村山繁三)(紹介議員吉武恵市君外二名紹介)(第八六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国民の重要なたん白質の補給源である水産資源は、戦時中から引続く無統制な濫獲や河川の荒廃その他水質汚濁並びにダムの築設等の産業発達の影響を受けて、漸次荒廃の傾向を示しつつある現状にかんがみ、漁業生産を計画的に増強し、水産業の確立を期するため、現行漁業法、水産資源枯渇防止法等と相まつて、水産資源の維持培養を図る必要がある。ついては、別紙法案要綱に基き水産資源保護法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

水産業の永続性を確保し、その発展を益々増大ならしめるためには、速やかに、水産資源保護法の制定を促進する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

焼尻村に漁港築設の請願(請願者　北海道苫前郡焼尻村長清水要)(玉置信一君外一名紹介)(第八六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村は、最近人口の増加と水産業の発達により、現在の船入までは狭あいとなり、ことににしん漁期における入航船舶及び漁船の收容能力は需用の十分の一にも達しない状態で、しかも暴風の際は、まと内にけい留してある漁船は波浪のため、破損、流没するなど多大の危険と不便を忍んでいる。ついては、本村に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

内之浦漁港を第四種に指定の請願(請願者　鹿児島県肝属郡内之浦町長肥後保)(前田郁君紹介)(第八八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡内之浦港は、小谷、双子瀬、涼松等の定置網の豊富な魚場を有し、また都井岬から南西諸島にのびる、かつお、まぐろ等の豊富な漁場に近接し、漁期に入れば県内はもちろん宮崎県、大分県、静岡県等の漁船も多く本港を基地として周辺に集まり、整備せる本港諸施設を利用している。ついては、漁港としての性質を具備する内之浦港を第四種に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

根占町に漁港築設の請願(請願者　鹿児島県肝属郡根占町漁業協同組合長阿多浜常吉外十八名)(前田郁君紹介)(第八八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡根占町は、漁業を専業とするものが半数を占めているが、沿岸は岩石のみで波浪が高いときには、船の避難場所なく、また漁港がないため、漁船の回ゆうを余儀しながら、時間的にも経済的にも空費している現状である。ついては、漁民の生活の向上と安定のため、すみやかに根占町に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小型機船底びき網漁業に関する請願(請願者　兵庫県津名郡仮屋町漁業協同組合長森吉一外十六名)(塩田貫四郎君紹介)(第九六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般瀬戸内海漁業取締規則を改正されることになつたが、小型機船底びき網漁業に対する馬力制限については、最高十馬力を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬戸内海における漁業の実体は、その特殊性にかんがみ、その健全な発展を図るために適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小川漁港拡張工事費国庫補助の請願(請願者　静岡県志太郡小川村長中野三郎外一名)(水野彦治郎君紹介)(第九七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小川港は駿河湾の湾底に位置する河口港であつて、焼津港に隣接する静岡県屈指の遠洋漁業基地であるが、最近人口の増加と船数並びに船型の増大に伴い、泊地の狭あいをきたし、船舶の安全と生産の増進に重大な支障を生じている。ついては、泊地に接続している元蓑まん池をしゆんせつし、本漁港の拡張工事を実施するため、これが経費の一部を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要であ

ると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

妻鹿漁港を第三種漁港に指定の請願外三件（請願者　姫路市白浜町漁業協同組合長沢田梅松外三十五名）（堀川恭平君紹介）（第九八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県妻鹿漁港は、県下における唯一の漁港であり、姫路市をはじめ、播州大消費地を控え、これらの地域に対する需要鮮魚はほとんど本港に陸揚げせられ、また神戸、大阪その他県内都市への中継的輸送基地として利用価値は大であり、しかも航行漁船の避難港でもある。ついては、本港を第三種に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

沼島港を第四種漁港に指定の請願（請願者　兵庫県三原郡沼島村長中元政吉外六名）（塩田賀四郎君紹介）（第一〇二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡沼島港は、紀伊水道の北に面し、いわゆる紀伊水道海区漁場の中心地帯にあたり、南淡路唯一の漁港及び避難港であるが、港の西部が開放されている関係上、避難中の船舶も西風の烈風あるいは台風に際会すれば、港内の突堤に打ち上げられ難破する有様である。ついては、該港を第四種漁港に指定し、港湾防さいの築造工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

海区漁業調整委員会費増額等に関する請願外一件（請願者　別府湾海区漁民大会代表村山藤助外一名）（羽田野次郎君紹介）（第一〇三〇号）及び同（請願者　姫路市西新町二十五番地播磨海区漁業調整委員会長安井章一）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業法改正に伴い、海区漁業調整委員会が設置されたが、本年度予算は年額八十万円前後にすぎず、このような予算では到底円滑な事務の進展は期し得られないから、同委員会の経費を増額されるとともに、漁場の荒廃に伴う瀬戸内海漁民の生活窮状を打開するため、他種漁業に転換しうるにたる転換資金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業調整の円滑化を図るために、是非とも予算的措置を講ずる必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

三重漁港に防波堤築設の請願（請願者　長崎県西彼杵郡三重村長久松正之外九名）（岡西明貞君紹介）（第一〇四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡三重漁港は、式見、福田港外を経て長崎港に至り、黒崎、神之浦、瀬戸を経て佐世保港に連なり、遠く長崎港から関門本土に達する航路をしめている。いわし、さば等の鮮魚、加工水産物の生産は年々増大し、揚繰網常在十四統、漁船動力船七十八隻、無動力船二百七十五隻を収容しているが、港内設備が不完全で、一度南方からの暴風があるときは、波浪のために船舶の停泊が困難になるばかりでなく、漁船その他一般船舶及び港内の諸施設に被害を受ける実状である。ついては、三重港に防波堤を築造して、避難港としての使命に寄与するとともに、漁港として水産界にも貢献するよう、国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

高家漁港修築工事促進の請願（請願者　岩手県九戸郡中野村長南福松）（鈴木善幸君紹介）（第一〇九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡中野村侍浜村の中央に位する高家港は、天然の小湾であり、その修築は多年沿岸漁民の渇望するところであるが、その工費は巨額に上るため、いまだに着手に至らず、従つて、幾百の漁民は、他地方の漁船に資源のらん獲をほしいままにされている実情である。ついては、本村漁業振興のため、すみやかに同港の修築工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

太櫓漁港築設の請願（請願者　北海道太櫓郡太櫓村長両坂滑五郎外二名）（冨永格五郎君外二名紹介）（第一一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道太櫓郡太櫓漁港は、昭和十八年簡易の船揚場を築設したもので、戦後漁船の激増するに従つて、狭あいとなり、冬期は風波激しく、築港完備していないため、出漁に支障をきたし、漁獲にも多大な影響を及ぼしている。昭和二十五年漁港法に基く第一種漁港に指定され、裏日本漁田開発にとつて重要性を有する太櫓漁港の施設完備は緊急を要するから、昭和二十六年度においてぜひとも漁港築設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なも

のと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

相沼漁港築設の請願（請願者北海道爾志郡熊石村長針谷為治外一名）（冨永格五郎君紹介）（第一一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村相沼部落は、すけそう漁業の策源地で、動力船三十余隻を有し、四季を通じて漁業の水揚げは、きわめて大なるものがあるが、現在、漁港がないため、大浪の際には遭難するもの多く、漁業振興上憂慮すべき現状である。ついては、国費をもつて昭和二十六年度より継続事業として本港の築設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

泊川漁港築設の請願（請願者北海道爾志郡熊石村長針谷為治外一名）（冨永格五郎君紹介）（第一一一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村泊川は、戸数四百、動力船三十隻を有し、全部漁民は、漁業をもつて専業としており、前海面はすけそう、いかの豊漁地であるが、船入まに恵まれず、けい船に困難をきたし、大浪の時などはけい船の地点に激浪を誘致し、船舶の破損を見る状態にある。ついては、すみやかに泊川に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

関内漁港築設の請願（請願者北海道爾志郡熊石村長針谷為治外一名）（冨永格五郎君紹介）（第一一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石村字関内は、戸数二百戸を有する純漁業部落で、小規模ながら天然の良港を形成しているが、沖合岩礁多く、漁船の收容出入に支障をきたしている。ついては、関内漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

熊石漁港しゅんせつ工事施行の請願（請願者　北海道爾志郡熊石村長針谷為治外一名）（冨永格五郎君紹介）（第一一一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道爾志郡熊石漁港は、築設当時工事費の関係により、沖側防波堤内面に接続する幅員十五メートル延長百三十メートルは、未掘さくのまま残存しているため、近時漁業の発展とともに漁船の收容にきわめて困難をきたしている。さらにま内はしゅん工当時干潮面下二メートルであつたため、現在では大型漁船の出入に支障をきたしている。ついては、熊石漁港のしゅんせつ拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

栖原漁港防波堤修築促進の請願（請願者　和歌山県有田郡栖原町外百二十二名）（早川崇君紹介）（第一一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡栖原港は、地勢上、港頭二キロに開き、つねに波が激しく、漁港施設が不備であるため、波が既船揚場に直接衝撃し、船の損傷著しく、急激な暴風雨には、船揚場で大破するという悲惨事が生じている。ついては、国庫補助をもつて同港に防波堤を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

由良村に漁港築設の請願（請願者　京都府加佐郡由良村漁業協同組合長松本三郎兵衛外三名）（大石ヨシエ君紹介）（第一二八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府加佐郡由良川の河口は、指定港湾に編入されていたが、河口一帯は遠浅で、つねに波浪高く、また由良川の出水はそのつど、洗瀾の位置を移動せしめるため、船舶の出入はきわめて困難である現状にかんがみ、防波堤の構築により、由良村にほぼ二百平方メートルの漁港を築設し、もつて漁船の保全と随時自由なる出漁により漁獲高の飛躍的発展を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小型機船底びき類似漁業より打瀬漁業分離に関する請願（請願者　徳島県板野郡北灘村北灘漁業協同組合長日下秀一）（三木武夫君紹介）（第一三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県板野郡北灘村漁業協同組合所属の打瀬網漁業は、昭和七年頃から動力を装備して操業しているが、これは往復の途次のみ、推

進機関を利用し、漁場に到達すれば機関を停止して、帆をあげ、風下に向い平均五里余り横流れの型で操業している。水産庁並びに瀬戸内海連合海区漁業調整委員会でもこの点を理解され、紀伊水道に限り十五トン、三十馬力を限度として打瀬漁業の操業が認められているが、打瀬網漁業船に機動力を装備するために、徳島県北部海区における操業は許可されない模様で、同組合打瀬網漁業事業者の打撃は多大である。ついては、打瀬網漁業を機船底びき類似漁業から分離し、徳島県北部海区内でも従来通り打瀬漁業の操業を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業の円滑な発展を図る上に、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

第五種共同漁業権証券の資金化に関する請願(請願者　前橋市曲輪町群馬県漁業権補償委員会長織田博外一名)(長谷川四郎君外一名紹介)(第一五一三号)、同(請願者　奈良県庁内奈良県漁業権補償委員会長茂刈儀一外一名)(前田正男君外一名紹介)(第一五三三号)、同(請願者　滋賀県漁業権補償委員会長駒井孫四郎外四名)(田口長治郎君紹介)(第一五九五号)、同(請願者　岐阜県可児郡岐阜県漁業権補償委員会長杉山馨外二名)(柳原三郎君紹介)(第一九五一号)及び同(請願者　盛岡市菜園二十三番地畠良八外一名)(鈴木善幸君紹介)(第二二五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業法第二十七條の規定によれば、内水面漁業協同組合に対する第五種共同漁業権の免許には増殖事業が義務づけられており、これを果すためには河川に相当量の魚苗を放流しなければならず、その魚苗購入資金の調達は内水面漁業の運営と発展の重大な要因をなすものであり、現在もつとも困難としているところである。しかるに、今次漁業制度改革により、消滅する漁業権については国より補償金として漁業権証券とせられる由であるが、第五種共同漁業権の免許に必要な魚苗購入費についても、これと同様に認められ、漁業証券の資金化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

内水面漁業の特殊性にかんがみ、該漁業の永続的発展を期するためには、魚苗の保護培養を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

荒浜漁港修築工事施行の請願(請願者　仙台市漁業協同組合代表佐藤栄治)(佐々木更三君紹介)(第一六一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市荒浜港は、塩釜、閖上間の唯一の漁業根拠地であり、これが修築は同港はもとより附近一帯漁民の熱望するところであるが、いまだ実現されないため、これら漁民の受ける不利不便は大なるものがある。同港は、仙塩総合計画樹立の上でも唯一の重要港湾に予定され、これが修築実現の暁には大仙台の商港として大なる価値を発揮することになる。ついては、同港の修築工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

小型機船底びき網漁業に関する請願外一件(請願者　鳴門市瀬戸町北泊徳島県北部海区小型機船底びき網漁業者大会長清川庄次郎外百三十三名)(三木武夫君外一名紹介)(第一六三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紀伊水道及び徳島県北部では、小型機船底びき網漁業だけでなく、同漁船も整理されることが、去る二月の第四回瀬戸内海連合海区漁業調整委員会で決定された。その附帯決議として、許可期限、転廃業の條件も決議されたが、徳島県漁民としては北部海区における漁業実態から見て、操業不可能となるから承服できない。ついては、附帯決議について「紀伊水道に対し二十馬力以下のもの、許可期を三年とし以後整理計画の範囲内で更新許可すること」とあるを「紀伊水道に対し、三十馬力……」と改訂し、また「二十馬力を超え、三十馬力以下のものに対し、許可期限を一年……」とあるを「三十馬力を超えるものとして転廃業につき、所要の資金的裏付を得られないときは更に一年を更新すること」と改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方の特殊性にかんがみ、漁業調製を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

網代漁港拡張工事施行の請願(請願者　静岡県田方郡網代町長向笠長作外二名)(島山勘吉君紹介)(第一七二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡網代港は、漁獲の集散地で、重要な漁港であるから、同港湾を拡張し、伊豆七島方面よりの漁船の避難港としても、漁獲の集散地としても支障のないようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

漁業用資材に対する補給金制度復活に関する請願(請願者　東京都千代田区大手町二丁目八番地ノ一全国漁業協同組合連合会会長議長横田泉三郎)(鈴木善幸君紹介)(第一七九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

打続く漁業用資材の値上りにより魚価との、いわゆるきよう状価格差はますます激化し、漁業なか

んずく沿岸漁業は崩壊の危機に直面し、三百万沿岸漁民は生死の問題に直面している。この沿岸漁民の危機を打開するには、経営の合理化等漁民の自主的対策も必要ではあるが、今日漁民の自主的対策のみでは到底不可能であり、資材価格の高騰を抑制する財務的措置が要望されている。ついては、漁業用資材に対する補給金制度を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

漁業経営の安定を図るためには、是非とも必要であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

魚かす等の集買による損失補償に関する請願(請願者　札幌市北三條西七丁目北海道漁業協同組合連合会高野源蔵外十六名)(冨永格五郎君外一名紹介)(第一七九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

魚かす等の主要生産地域である北海道における集買機関は、政府の計画した需給調整に全面的に協力するため、機関の全能力を挙げて協力してきたところ、一般経済状勢の急激なる変化と疲弊した農村金融ひつ迫のため、消費地の荷受能力は極度に減退し、価格もまた、低落の一途をたどり、集買機関は生産者の生産魚かすを集買せざるを得ない立場にあり、従つて、集買機関が集買した魚かす等のうち、販売機関の荷受け拒否によつて、膨大なる滞貨を生じ、総額四千三百五十三万三千円余の損失を招来し、窮迫状態に陥つている。ついては、これが損失金を国で補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、水産業の発展と食糧の増産を期するために、伴つた損失金であり、これを国において、措置する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

小型機船底びき網漁業操業区域等に関する請願(請願者　新潟県三島郡出雲崎町平田健吉外七千四百十三名)(冨四郎君外一名紹介)(第一八五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県連合海区漁業調整委員の知事裁定で決議した小型底びき網漁業操業区域に関しては、沿岸全漁民の意志に反するので、新潟以西越佐海峡海区内には、たとえ一隻たりとも入漁予約等は絶対に反対である。佐渡と新潟を結ぶ線の禁止線はあくまで保持し、最近ひん発している密漁船取締りの完全を期し、違反船に対しては、厳重な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業の実体にかんがみ、漁業資源の保持、培養を図る必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

内水面漁業委員会の経費増額等に関する請願(請願者　鳥取市鳥取県農林部水産課内鳥取県内水面漁場管理委員会委員長　細田源衛)(門脇勝太郎君紹介)(第一八九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次漁業制度改革の重要な実施過程において、現在各府県へ割当てられている漁業制度改革実施委託費は、余りにも少なく、委員会の完全な運営はもちろん、委員の現地実情調査すらできない現状であるから、これが経費を増額するとともに、次の事項を実施されたいというのである。(一)今次漁業制度改革における補償金に関する限り非課税の取扱いにすること。(二)すみやかに水質汚ごく防止法を制定すること。(三)河口附近における稚あゆ(鮎)の採捕を制限すること等。

二、請願の議決理由

漁業制度の改革を円滑に促進するためには、是非とも本請願の趣旨をすみやかに実現する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

入野船だまり災害復旧工事施行の請願(請願者　高知県幡多郡大方町長田辺菊治外六名)(長野長廣君紹介)(第一九七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡大方町入野漁場は、従来六区画に分ち、地びき六統で操業していたが、近時漁増して十四統となり、六日の操業、八日の休業という現況で、漁民は小つり、あるいは手繰等を兼業している。数年来、部落民は船だまりを修築したが、台風のために破壊され、不漁と物価騰貴は、漁民の生活を困窮ならしめている。ついては、入野船だまりの復旧工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の公平な調整を図るために、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

中央漁業調整審議会拡充に関する請願(請願者　松江市南田町五十五番地島根県巾着網組合長池田磯右衛門)(山本利壽君紹介)(第二〇六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の水産政策として、その使命と目的を貫徹する中央水産審議会は、地方の実情をはいくするに欠くことがあつては公平を期し難いのであり、とくに、小型機船底びき網漁業の減船を行われんとし、一方きん着網漁業も減区制を実施されんとする時にあたり中央水産審議会の委員を拡充し、地方代表委員を島根県よりも選定委嘱されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業の公平な調整を図るために、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

漁船に対する特殊保険制度改革に関する請願（請願者　下関市大字大和町六番地山口県遠洋漁船保険組合長細川良平）（田口長治郎君紹介）（第二一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁船の特殊保険において、政府の管掌する再保険が元受保険の百分の九十であることは、本制度の趣旨に照して妥当でないばかりでなく、本事業の経営主体たる漁船保険組合の経営を困難ならしめるものであるから、政府はすみやかにこれを改革し、元受保険の損害ほてん額に対しては、その全額をあげてこれを再保険にするとともに、特殊保険に付した漁船が、全損となつた場合においては、損害ほてんを行わない普通保険または特殊保険のいずれか一方の未経過保険料は、これを組合員に返還するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

朝鮮動乱による内外情勢の急変に伴つて漁船保険の安定を期するためには、その予算的措置を講じて、早急に実施する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

米軍用船による漁具被害に対する損害補償に関する請願（請願者　千葉県安房郡千歳村白子一丁目六百七十番地佐久間竹松）（小高熹郎君紹介）（第二一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県安房郡千歳村在住の請願者は、君津郡金谷村漁業協同組合と貸借権の設定により、同組合享有による千葉県免許定第七十二号、安置漁業権を貸借し、昭和十九年から十箇年の契約の下に毎年事業を経営していたが、今期も昨年十二月以来、漁具の敷設準備をほとんど終り、網形を整い、近く投網の予定であつたところ、二月十五日、米軍用船と思われる大型船三千トン級の貨物船が移動してきて、マニラロープ、及びワイヤロープを切断して出航した。よつて、第三管区海上保安部横須賀警備救難署を経て、横須賀米海軍基地司令官あてに不明の船舶の調査並びに確認方を届け出たところ、確認証書が交付された。ついては、右漁具の損害総額二百六十三万三千三百円を補償されたいというのである。

二、請願の議決理由

該地方における漁業としては、不慮の、損害であり、その額も莫大であるから、これを補償することは、きわめて妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

奥戸漁港に船だまり工事施行の請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外一名）（山崎岩男君紹介）（第二一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡奥戸町は、戸数三百九十一戸、人口二千六百三十三人で、町の八割が漁業収入で生計を維持しているが、近年人口の増大に反し、漁獲物の生産が減退し、従来の無動力舟による根付漁業を、浮遊魚漁獲の方向に転ずる傾向があり、小型発動機船の漁船が増加している。しかしながら、奥戸港には船だまり設備がないため、相当トン数の漁船が造船されないという事情もあるから、すみやかに同港に船だまり工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

佐井漁港災害復旧費国庫補助に関する請願（請願者　青森県下北郡佐井村長伊藤忠次郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第二一四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北郡佐井港は、昭和十四年船だまりとしてしゆん工したが、その後、しばしばの災害でその機能を喪失し、昭和二十三年五月県費支弁港に指定された。しかしながら財源の関係で着工の見透しは不明であり、地元漁民はこのため漁船の建造もできず、漁業不振となり、生活は窮乏の極に陥つている。ついては、同漁港の災害復旧に対し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

崎浜部落に漁港築設の請願（請願者　岩手県気仙郡越喜来村長熊谷留之助外三名）（鈴木善幸君紹介）（第二二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡越喜来村崎浜部落は、その地崎に漁場「小陸」をはじめとし、多数の定置漁場を有し、県南における沿岸漁業の中心地でありながら、漁港施設がないため、生産の増強及び経費の節減に不利不便をきたしている。ついては、崎浜部落に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林譲治殿

石巻漁港を第三種に指定の請願（請願者　石巻市長清野源助外一名）（角田幸吉君紹介）（第二二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県の東海岸中央部の北上川河口に位する石巻港は、世界三大漁場の一つである金華山沖漁場を擁し、漁獲物の集散地、漁業根拠地として、その利用価値は大であるが、いまだに第三種漁港に指定されないため、現在施行中の工事はもちろん、漁港整備計画上にも多大の支障をきたしている。ついては、すみやかに石巻漁港を第三種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院

の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

渡波港を漁港に指定の請願（請願者　宮城県牡鹿郡渡波町長馬場勁介）（角田幸吉君紹介）（第二二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡渡波港は、世界三大漁場の金華山沖漁場に最も近接し、北は北海道、南は四国、九州にわたる各地の漁船がい集する漁業根拠地である。ついては、同港を漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

塩釜漁港を第三種に指定の請願（請願者　塩釜市長桜井辰治外一名）（角田幸吉君紹介）（第二二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県塩釜港は、東北海区最大の水揚港として、また下関漁港につぐ実績にふさわしい諸機能施設の完備を期すべく努力しているが、いまだ漁港に指定されないため、漁港修築事業遂行上、多大の支障をきたし、全国より各種漁船の入港により産業の基本を形成している当市産業発展への将来に重大なる影響を及ぼしている。ついては、同港をすみやかに第三種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

女川漁港を第三種に指定の請願（請願者　宮城県牡鹿郡女川町長木村主税外一名）（角田幸吉君紹介）（第二二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡女川漁港は、昭和二十二年に着工し、すでに工事計画の約四割を完成しているが、複雑なる事情を有する当漁港において工事半ばで所管省を変更することは計画実施に種々の支障をきたすおそれがある。ついては、現在漁港的性格をもつて活動している女川港を、第三種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

気仙沼漁港を第三種に指定の請願（請願者　宮城県気仙沼町長宮井誠三郎外一名）（角田幸吉君紹介）（第二二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸における主要漁港として、わが国の食糧対策に重要な役割を果してきた気仙沼漁港は、天然の良港であるが、いまだに漁港法による港湾に指定されないため、昭和二十三年度より農林省所管継続事業として施行中の同港修築工事に大なる支障をきたしている。ついては、同港を第三種漁港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、該地方における漁業の発展にきわめて必要なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

いか釣漁業者に労働基準法の適用除外に関する請願（請願者　函館市天神町百十二番地函館漁業協同組合長笠置儀吉外七百十八名）（冨永格五郎君紹介）（第二三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

いかつり漁業は、船主が船及び船具燃油等を提供し、漁夫は漁具と労働力を提供して行う共同経営事業であり、また漁夫は、漁獲物の二分の一程度を乗船料として船主に現物支払いをすることを条件として乗船するのであつて、月二回行う現金支払は賃金ではなく、漁夫が船主に漁獲物の販売を委託した代金の精算であるなど、いかつり漁業の船主と漁夫との間には雇傭関係がなく、従つて、労働基準法の適用は妥当でない。ついては、いかつり漁業者に対しては、労働基準法の適用を除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

いか釣漁業の特殊な経営にかんがみ、その趣旨については、きわめて、適切妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

水産委員長　冨永格五郎

衆議院議長林讓治殿

通商産業委員会

中小商工業者の不動産担保による長期金融対策確立の請願（請願者　青森県議会議長桜田清芳外七名）（志田義信君紹介）（第一

二号）及び同（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名）（柄澤せき子君紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小商工業者は、最近の不況により金詰りが深刻をきわめ、戰災または風水害をうけた地方では、住居、店舗の新築、改築などに多額の出費を固定させるため、運転資金枯渇に悩んでいる。政府は応急的金融措置と信用保証協会等によつて、びぼう策としているが、中小商工業者の金融難に対する根本的救済のため、戰前実施された不動産を担保とする長期金融の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

経済界に安定観が確立し、不動産の価値判定が明確になつてきている今日では本趣旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

鉱業法改正に関する請願（請願者　福岡県直方市長行実軍十郎外一名）（平井義一君紹介）（第六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉱業法改正に当つて、次の諸点を考慮されたいというのである。

（一）鉱区に関する制度改正については、土地調整委員会の意見を徴することになつているが、土地調整委員には、各部門に共通した総合的機関である地方自治体が適当であるから、市町村長とすること、（二）鉱業権の設定の出願があつたときは、関係都道府県知事にあわせて市町村長にも協議させること、（三）採掘制限の種目に、私権に属する土地建物を加えること、（四）租鉱権者に重大な賠償義務を負わせることは、鉱業地帯の協害を一層顯著にするから、被害の責任は一切、鉱業権者と連帯にすること等。

二、請願の議決理由

鉱業法改正に当つて本請願の趣旨は、十分考慮すべきものと認めるも、慎重に検討すべきものである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

炭鉱向資材の異常売掛金回収促進に関する請願（請願者　東京都千代田区神田岩本町十三番地石炭関連産業同友会長原安三郎外八名）（小金義照君紹介）（第六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

炭鉱向け資材の売掛金回収については、本年六月以来、たびたび請願したが、いまだ実現されず、炭鉱夏場貯炭融資の際にも、資材代金の回収は期待に反して実現されなかつた。その後、未拂金は膨脹の一途をたどり、総額百億円を越え、正当な資材代未拂金二箇月分を四十億としても、異常延滯とみなされる額が六十億円に達している。ついては、年末を控えて死活の岐路に立つている関連業者の窮状打開のため、目下、石炭協会と関係諸官庁並びに日銀当局で樹立されつつある炭鉱年末資金対策には、異常延滯の未拂金を融資措置の第一順位に置き、ひも付融資の方法で一掃されたいというのである。

二、請願の議決理由

炭鉱向け資材の売掛回収については、関連業者の窮状打開のためにも、一日も早く、促進することの必要を認め、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小企業者に対する金融対策確立に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通二丁目四番地新東ビル内日本絹人絹織物同業会長岸加八郎）（阿左美廣治君外一名紹介）（第六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業金融難救済のためには、種々な対策が講ぜられているが、一部を除いて企業のぜい弱な、大部分の中小企業者は、そのらち外に置かれている。最近における一般市中銀行の融資態度は日銀の引締めを反映してますます消極的となり、年末を控えて業者は金融難にあえいでいる。とくに最近の顯著な傾向として、一流商社振出しの商業手形の割引すら拒否する実状であり、これが中小企業者への全面的圧迫となるため、業者の運転資金枯渇状況は惨たんたるものである。ついては、中小企業に対する金融難を救済して、手許資金を潤沢に保有しうる途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国中小企業の経済界における重要度は今更言をまたざる所である。然るに資金の流通が阻止され、物的資金的に行きづまりを生ずる事は重大な問題である。よつて資金流用の便法措置を講ずることが妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

鉱業法の改正に伴う租鉱権設定に基く租鉱料引下げの請願（請願者　福岡市土手町二十番地龍野方竹本鵬）（江田斗米吉君紹介）（第一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第七国会以来審議されている鉱業法改正案で、石炭鉱業権等、臨時措置法案で認められていた使用権が、あらたに租鉱権として認められようとしているが、使用権者が鉱業権者に対して支拂うべき使用料については、法的規準がないため、鉱業権者が、使用権設定の際、一方的に高率額を負担させる例が多い。はなはだしい場合には炭代の二十パーセントから三十パーセントという高率なことがあるが、石炭鉱業の現況からみて、使用料の支拂額は炭代の三パーセントから六パーセントが適当と思われるから、鉱業法改正に当り、租鉱権設置とともに、租鉱料の基準をもなんらかの方法で設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱業法改正に当り新たに租鉱権制度が認められたのであるが、租鉱料決定の際の金額の基準を設定されたいという本請願の趣旨は、十分慎重に考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

度量衡法改正に関する請願（請願者　東京都中央区木挽町六丁目一番地度量衡計量器工業連合会副会長大月静夫外一名）（川西清君紹介）（第四九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次国会に提出される度量衡法の改正に当つて、かねがね製作者側の意見も提出されていたにもかかわらず、同法案改正の骨子ともなるべき諸点が全部削除されているので、ここに全国業者の総意として左の諸事項を改正法におりこまれたいというのである。（一）現在度量衡器・計量器は、すべて検定を受けなければならないことになつているが、この強制検定の遅延による損失は業者の負担となるので、強制検定をとるならば、一定期間内に必らず検定を行い、遅延による損害賠償を法律で保証するか、もしできなければ、任意検定とすること、（二）検定に当つて、合否の認定は特殊な性質があるから、鑑察制度を設置し、覆審制度を確立すること、（三）計量管理制度を確立すること。

二、請願の議決理由

度量衡法の全面改正にあたつての製作者側の意見である。本請願の趣旨は十分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電気事業再編成に伴う水力発電所譲受に関する請願（請願者　愛媛県新居浜市住友共同電力株式会社労働組合執行委員長市原松雄）（今澄勇君紹介）（第五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気事業再編成実施にあたり、同令によると四国地区の新会社に所属する電気工作物設備は、現在の日本発送電四国支店及四国配電の設備の出資でもつて充当されることに原則的に決められているが、公益事業委員会の定めるものは除外されることになつている。ついては、重要産業発展に伴い、電力国家管理によつて戦時中日本発送電に強制的に出資または譲渡させられた水力電源のうち、大橋、佐賀、津賀、伊予川の四水力発電所を新居浜市住友共同電力株式会社に譲渡されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中に強制せられた体制を解除し電気設備を以前の所有者に返還し、その合理的経営を行うことは主旨において妥当なものであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

成羽川成羽町地内に発電所設置の請願（請願者　岡山県川上郡町村長会長那須陣介外一名）（橋本龍伍君紹介）（第七四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県から発する成羽川は、その源を遠く中国山脈に発し、幾多の小支流を合わせ、帝釈ダムを受けて成羽川発電所に利用されて、そのまま放流し、東南に貫流している。成羽町を中心とする地帯は火成岩地帯における無尽蔵の銅鉱、並びに一部に鉄鉱、無煙炭、さらに全面的に古生層の石灰岩等の鉱工資源があり、石材としての花崗岩、大理石等も開発を待つている。ついては、成羽川発電所の放水を利用し、成羽川下流の左岸、成羽町の新山部落に出力約五千キロの発電所を設置し、鉱工資源開発の一助とされたいというのである。

二、請願の議決理由

電気需要の激増に伴い、電源開発は目下の急務とされており、且つ又、天然資源たる各種鉱産物の生産増強の面より見ても本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

中小企業等協同組合設立の認可制度並びに知事の監督権強化に関する請願（請願者　熊本県議会議長大久保勢輔）（坂田道太君紹介）（第七四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業等協同組合設立の場合において、現在の中小企業等協同組合法では単に設立届を知事に提出するよう規定されているが、これが規定の履行は全国的に不良で、しかも組合の内容が不安定なものが多い現状である。ついては、中小企業等協同組合設立に関する認可権限と組合の自主的発展を前提とする監督の権限を知事に與えるよう本法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業等協同組合設立が今日まで容易に組合員の意思の自由に成立し、手続を行えば設立したのであるが、そのため、乱立し、組合内容に相当乱脈の状態が現われたのである。それが防止とともに健全な組合育成の観点より、本主旨は適切なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電気事業再編成に伴う発電設備等譲受に関する請願（請願者　愛媛県新居浜市住友共同電力株式会社　専務取締役　吉田徳三郎）（小西英雄君紹介）（第七七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十一月、電力事業再編成令及び公益事業令が公布され、四国でも、日本発送電及び四国配電の両社が解散し、新会社が設立されることになり、発電、送電、及び配電を一貫経営することになつた。住友共同電力は、その設立当初から、大工業用電力のみを供給してきたのであるが、昭和十四年日本発送電が設立されたとき、数回にわたつて、発電設備の大部分を強制出資させられた。その後、日本発送電から電力を購入し、一部は自家発電で補つて、配電業務を行つているが、新会社総合によつて、日本発送電とちがつて、小売で受電されなければならないとしたら、住友共同の打撃は大きく、当初の出資の意味も失われることになる。ついては、旧電力会社の解散に当つて、同社が強制出資させられた発電設備及び同附帯設備を日本発送電から返還譲渡せられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中の体制を解き、発電施設を以前の所有者に復えして、その合理的経営を計ることはその主旨においては妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院におい

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

中小鉱山育成対策確立に関する請願（請願者　日本鉱業協会長岡部楠男）（小金義照君外一名紹介）（第九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内鉱石の増産は大鉱山の合理化と併行して、中小鉱山の開発育成が必要である。ついては、これが方策として、左記事項を実施されたいというのである。（一）「日本開発銀行」に鉱山部を設置すること。（二）中小企業に対する見返り資金の融資対象範囲を拡張し、資格者対象を広くし、貸付額を引き上げること。（三）中小鉱山指導費、施設費補助金等を交付すること等。

二、請願の議決理由

中小鉱山の開発、育成はわが国地下資源開発のためにきわめて重要なるものであるから、本請願の趣旨は、きわめて妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

天然ガス総合研究所設置に関する請願（請願者　新潟県長岡市長松田弘俊外一名）（丸山直友君紹介）（第九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県における天然ガスの埋蔵量は、全国の約四割、すなわち、二百八十三億立方メートルを有し、現在、家庭用、工業用及び動力用として広範に利用されているが、この熱資源開発に対しては、わずかに資源庁石炭管理局ガス課が処理している程度で、他の資源関係部門に比較して余りにも貧弱である。新潟県では財団法人天然ガス技術協会新潟支部があつて、事業会社と一体になつて研究を行つているが、このような民間団体では大きな期待がもてないから、政府による天然ガスに関する総合研究機関を新潟県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

天然ガスはきわめて重要な熱資源であり、これが適正利用のため総合研究所設置の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

競輪運営の制限緩和に関する請願（請願者　千葉市議会議長和田平武）（多田勇君紹介）（第九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年九月鳴尾競輪騒じよう事件以来、競輪は開催日数も六日を四日に減じ、レースの回数も一日十二回を十回に減じ、連勝番号も六番を四番に減じたため、収益は、いちじるしく減額し、地方公共団体の財源は窮乏に陥つている。ついては、自粛以来、選手、観客ともに粛正され、気持のよいスポーツとして再登場するに至つたから、戦災都市復興、地方財政寄興のためにも競輪の運営を競馬、オートレース同様に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

近時施行者、監督官、観衆等の自粛により、騒じよう事件も一段落し、今後施行方法の復元にもなんら支障なきものと思われるので本旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

産業用発電施設譲受に関する請願（請願者　昭和電工株式会社長永井清次）（神田博君紹介）（第一〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和電工株式会社は、多量の電力を原料として使用する関係上、従来所要電力の獲得には多大の努力を払つてきたのであるが、今回の電気事業再編成の実施を機にして、わが国産業の復興を期すため、元東信電気株式会社所属発電所の一部並びに中部配電株式会社所属姫川第二発電所を本社に復元譲渡されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力を原料とする硫安工業において、電力の確保は第一に必要なることであり、とくに戦時中の休制を解き、以前の所有者に発電施設を復元し、その合理的経営を行うことはその主旨においては妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

病院、療養所に対する電力割当増加の請願（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博）（多田勇君紹介）（第一〇三二号）及び同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼）（苅田アサノ君紹介）（第一五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在病院、療養所は第二種需用の甲類が適用されているため、渇水期には電力が不足し、生命を預る医療機関として寧心に耐えない。療養所の多くは不便な土地に建てられている関係上、自己の割当電力の範囲内で揚水、給水をしているため、医療、照明等に大なる支障をきたしている。ついては、病院、療養所に対しては第一種需用を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

病院、療養所等において、電力の不足のために、直に人命に影響を及ぼす、特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

日韓貿易の仲継港として舞鶴港利用に関する請願（請願者　京都府知事蜷川虎三）（大石ヨシエ君紹介）（第一〇三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴港は昭和二十三年開港に指定され、日本海唯一の連合国への積出入港として許可された貿易港であり、背後に京阪神を控え、天与の良港として、諸施設が完備している。韓国、ソ連、中国及び南方諸国を対象とする輸出入貿易の

日本海側仲継港として利用の方向に好転していたのであるが、国際状勢の変転の結果、これの影響を受け、昨今港勢不振を呈し、このまま行けば改正関税法によって、輸出入貨物量の不足のために開港としての資格を失うおそれがある。ついては、日韓貿易開始の際は、舞鶴港を日本海側仲継港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

裏日本、京阪神、又北陸地区等を控え、日韓貿易伸長上、不可欠の港湾と考慮せられるにかんがみ、本請願の要旨はおおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

定期船長崎寄港に関する請願(請願者　長崎県知事杉山宗次郎外五名)(岡西明貞君紹介)(第一一六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎港は、さきに民間貿易の再開以来、開港四百年の伝統を基盤として、これに近代海港としての諸般の港湾施設の整備に力を盡し、内外船の輸出入に万全の機能を発揮している。しかも本港は、地理的に中国ならびに南洋諸国に至近し、また船舶修理施設及び補炭、補油、給水施設の完備など、定期船の寄港についてのすぐれた諸条件を具備している。ついては、当港を定期船寄港ルートに加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

九州地方の港湾は博多港も実在するが入港船舶のトン数の制限もあるので今日迄の長崎港の施設も充分に存置しあるので本主旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

丸山ダム電源帰属に関する請願外一件(請願者　愛知県一宮市大字光明寺本郷屋敷六十一番地ノ一速水紀吉外二千八百八十四名)(千賀康治君紹介)(第一一八三号)及び同(請願者　愛知県東春日井郡小牧町木津用水普通水利組合土屋正治外七名)(早稲田柳右エ門君紹介)(第一一八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

木曾川流域には現在二十余箇所の発電所が建設せられ、これが放流する水量は増減常なく、下流水利者の被害はじん大なるにつき、これが解決策として岐阜県下今渡町地内に逆調整ダムを建設し、木曾川利水上の権利を確保してきたところ、今回電力再編成に伴う日本発送電株式会社の組織に当つては、前設発電所は関西地区に帰属する由であるが、そうなればこう水時における防災対策又はかんがい時における用水導入の施設等平素運営してきた業務は著しく阻害せられ、ひいては食糧増産にじん大な障害を招来することとなる。ついては、丸山発電所に関連せる他の発電所等を中部に帰属せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

丸山発電所の木曾川水系に占める位置と、こう水時における防災対策その他の影響にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

北陸通商産業局設置に関する請願(請願者　富山市寺町千三百五十四番地新報国製鉄株式会社富山工場常務取締役工場長吉村四郎外三名)(南好雄君外一名紹介)(第一二三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山、石川、福井の北陸三県は、古来より人情、風俗、文化、交通等の点で一致し、産業面でも不離の関係にあつて、京浜、中京、九州につぐ工業地帯として、その生産量も相当の比重を示している。終戦後、昭和二十一年全国に地方商工局が設置されたとき、福井県は近畿地方商工局管内となり、富山、石川の両県は東海北陸地方商工局の所管となり、この地区の工業の重要性から、東海北陸地方商工局北陸出張所が設けられたが、その後行政機構の簡素化のために廃止された。北陸の諸産業は、水力電源を中心に密集し、経済的にも東海地区とほんど深いつながりがない。ついては、電力、行政と同様に、産業面でも北陸を一体として扱われ、ぜひとも北陸通商産業局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

北陸地方は工業の重要性が特に顕著である。しかるに近時、地方自治体の確立が行われつつある実情であり、とくに北陸は電力、繊維等の中枢をなすため、現在の名古屋地区よりの所管を分けるのが妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

電気事業再編成に伴う電気料金地域差縮少等に関する請願(請願者　福岡県八幡市長守田道隆)(青野武一君紹介)(第一二八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県は、日本経済再建に不可欠の根幹産業たる石炭、鉄鋼、化学生品、セメント等の主要生産地であり、これらの産業の生産コストは、ただちに日本全産業に重大な影響を及ぼすとともに、県下産業の盛衰にかかわるところ大なるものがあるが、電気事業再編成にあたつては、これらの事情を考慮され、左の事項を実施されたいというのである。(一)電気料金地域差を現行以上に縮少すること。(二)本土よりの受電を確保すること。(三)電源開発とその資金の調達を円滑ならしめること。

二、請願の議決理由

電力の各種電要産業に與える影響と、電力料金の各種産業の生産コストに與える影響の甚大なるにかんがみ、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

農業用かんがい排水機電力料金改正に関する請願(請願者　京都府土地改良協会長長谷川正直)(大石ヨシエ君紹介)(第一二八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回改訂を見た電力料金は、従来長く保持された三割引制度及び

未使用期間の基本料金免除等一切の特典さえ奪い、その実質料金は改訂前に比し、二倍ないし五、六倍にも達しており、これが料金の負担はとうてい農民の耐えられるところではなく、このまま放置するときは、わが国食糧問題に容易ならない事態を招来させることになるから、これが料金を是正するとともに、特殊事情にある農業用かんがい排水機電力料金は国費でもつて助成されたいというのである。

二、請願の議決理由

農産物増産に及ぼす電力の重要性と農村電化促進の見地よりして、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

島原綿織業に対する原糸配分に関する請願（請願者　長崎県南高来郡大三東村島原綿織物事業協同組合理事長葉袋市郎）（岡西明貞君紹介）（第一二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県における島原がすりは、戦前まで島原半島地区を主として盛んに製造され、その製品は県内はもちろん、九州各県下の鉱山地帯、農山漁村方面に好評を博していたが、戦時中より生産が休止され今日に至つている。現在においては、かつての取引先より照会並びに再会の要望が殺到している現状であり、これが復活は農村経済のひつ迫する今日、中小企業として大部分の過剰人口を吸収し、本県経済上に寄与するところ大なるものがある。ついては、本工業復活に要する綿糸原料最低年間六十万ポンドを配分されたいというのである。

二、請願の議決理由

需要者が特殊な地域にあるとともに絶体必要必需品であるにかんがみ、本請願の要旨はおおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

中小企業信用保険法の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区芝佐久間町一丁目五十五番地　中小企業振興会長　松沢卓人）（今澄勇君外五名紹介）（第一三四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業以上を対象とする銀行に中小企業信用保険法の機関指定はその本質にそわないから、中小企業金融専門である無尽、信組、中小企業組合を対象とする商工中金、農協を対象とする農林中金及び主管大臣が指定する中小企業を行う銀行等に契約店舗を限定整理することが適当である。ついては、同法第二條を「この法律において金融機関とは無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合及び主として中小企業金融を行う銀行で通商産業大臣が指定したものをいう」に改正するとともに、同法の契約機関に対し、資金量の不足を補うため、中小企業金融債発行等の特別措置を講ずるよう同法第三條を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業金融資金調達を潤滑にするとともに特定の金融機関にのみとらわれず、一般市中銀行においても主管大臣が指定した場合は適当な契約機関とすることを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

大淀川第一発電所えん堤放水施設完備の請願（請願者　宮崎県北諸県郡高城町長　黒木健外四名）（瀬戸山三男君紹介）（第一三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県霧島盆地を貫流する大淀川上流部は、大淀川第一発電所えん堤のため、流水を阻止せられる結果、逐年河床は上昇し、一度豪雨に際会すればたちまちはん濫し、堤防は決壊し、田畑の流失、埋没等受ける被害は大なるものがある。日本発送電株式会社もこの事実を認識し、昭和二十三年春季出水時の放水量を増すため、改修工事を行つたが、その効果は微々たるもので、依然として沿川に災害を与えている実情である。ついては、これが打開策として大淀川第一発電所えん堤の放水施設を完備されたいというのである。

二、請願の議決理由

大淀川上流地区の特殊性と、災害防止の見地よりして、本請願の要旨はすこぶる妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

桐生繊維製品検査所伊勢崎支所設置の請願（請願者　群馬県伊勢崎市栄町九十七番地伊勢崎織物同業会理事長平田吾郎外四名）（藤枝泉介君紹介）（第一三八九号）及び同（請願者　伊勢崎市長斎藤弥三郎外二名）（藤枝泉介君紹介）（第一八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊勢崎織物産地は、銘仙の産地として早くから全国にその名声を博しているが、最近業者の積極的熱意と相まつて、機織設備は著しく充実改善され、さらに精練染色整理の施設もまた拡充整備を遂げ、その水準は著しく向上している。ついては、伊勢崎織物同業会において査定場として建設した建物及び設備を活用し、桐生繊維製品検査所伊勢崎支所を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在同地区の検査は、受検品の大多数が先染品のみであるが、今後後染品、精練染色、整理等の施設が拡充強化される可能性多分にあると考慮せられる。従つて、伊勢崎地区に検査所支所の設置を必要とすることは、おおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

産業用電力確保に関する請願（請願者　京都府知事蜷川虎三）（大石ヨシエ君紹介）（第一五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市は、終戦とともに軍港都市から一変して商港国際貿易港として、また平和産業都市として転換に努め、有力会社、工場の誘致を行つた結果、すでに造船、車両、かん詰等の諸工場の操業を見

たが、これら産業の原動力である電力の確保が不充分であるため、工場の増設の実現や新工場誘致上大なる支障をきたしている。ついては、この解決策として現在の向日町承舞鶴線二回線を増架し、舞鶴地区の受電力を約二万八千キロワットとするよう、すみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力使用の多少が直ちに各種産業の生産の大小を決定するがごとき、電力の産業に及ぼす影響はじん大なるものである。かかる見地よりして、本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的

北海道における七メント工業は、上磯に浅野セメント工場があるだけで、幾々たる現状であるが、根室本線の一部である空知郡南富良野村所在の七駅中、金山、鹿越、東鹿越、幾寅の四駅十七キロにわたる両側の山脈は、全山石灰岩で形成され、質と量とは北海道唯一で、現在も年産二十万トンを生産している。国立公園十勝岳を源とする空知川は落差大きく、水量も豊富であるが、電源に利用されているのは一箇所だけで、未開発のままであるから、南富良野村字北落合空知川上流に発電所を設置し、電源開発を行うとともに、豊富なセメント原料を利用して、国営セメント工場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力需要の激増に伴い、電源開発は目下の急務であり、この見地よりして本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的

空知川上流北落合地区に発電所設置等の請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上壽造）（佐々木秀世君紹介）（第一五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における七メント工業は、上磯に浅野セメント工場があるだけで、幾々たる現状であるが、根室本線の一部である空知郡南富良野村所在の七駅中、金山、鹿越、東鹿越、幾寅の四駅十七キロにわたる両側の山脈は、全山石灰岩で形成され、質と量とは北海道唯一で、現在も年産二十万トンを生産している。国立公園十勝岳を源とする空知川は落差大きく、水量も豊富であるが、電源に利用されているのは一箇所だけで、未開発のままであるから、南富良野村字北落合空知川上流に発電所を設置し、電源開発を行うとともに、豊富なセメント原料を利用して、国営セメント工場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

電力需要の激増に伴い、電源開発は目下の急務であり、この見地よりして本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的

アルコール専売事業の機構改革に関する請願（請願者　通商産業省内全商工労働組合官業酒精連絡協議会議長高松正男）（今澄勇君紹介）（第一六九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アルコール専売事業は、終戦後、通商産業省通商化学局の単なる一課として、その機構は必要以上に弱体化されている。現行制度においては、企業の運営責任者が不明確であつて、通商化学局長と通商産業局長があり、官制上は責任分野も確定しているが、事実は両者がけん制し合う結果、積極的な計画、実行を欠いている。大にアルコール専売事業では、会計面は特別会計となつておりながら、人事行政はすべて部外者の手によつて占められ、そのために行政整理の影響を受け、技術面に障害をきたした。このような機構が企業体として不合理であるために、事業の円滑な運営を期することができない実情であるから、印刷庁、造幣庁のようにアルコール事業庁ともいうべきものを設け、それに専門課を置き、地方では庁の直轄機関を設置する等の組織機構を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

アルコール専売事業の発展隆昌には直轄官庁の一貫した指導育成が重点的に必要なるにかんがみ、本請願の要旨は、おおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的

只見川上流未開発電源を東北地区に編入の請願（請願者　仙台市議会議長佐伯満雄）（安部俊吾君外二名紹介）（第一七三四号）に関する報告書

電気事業の再編成実施によれば、福島県只見川上流地帯の水利権を関東に與え、田子倉、奥只見、尾瀬等百万キロ未開発電源はすべて関東に帰属されるということであるが、これは東北関係民にとつては首肯できないことである。東北地方は、従来中央集権的な政策により、産業、経済、文化、交通に立ち遅れ、今後の東北地方開発振興のためには、豊富な電力を確保し、利用する以外に道はない。ついては、只見川未開発電源を東北地区に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地区の特殊性と只見川の位置とを考慮して、本請願の要旨に妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

鉱業用自家発電施設返還に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋室町二丁目一番地一神岡鉱業株式会社社長佐藤久喜）（神田博君紹介）（第一七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県上新川郡下夕村字猪谷にある猪谷発電所及び岐阜県吉城郡神岡町字中山の中山発電所は、岐阜県吉城郡神岡町の神岡鉱山が、子会社の大同電力株式会社との折半出資の形で神岡水電株式会社を設立し、管理させたもので、元来神岡鉱山の生産計画を低廉な電力の使用で遂行するために経営されたのであるが、昭和十六年電力管理法及び日本発送電株式会社法の規定により、日本発送電株式会社に対して強制出資させられ、今日に至つている。現在、神岡鉱山は、国内需要及び輸出用として、亜鉛、鉛、硫酸の生産計画を樹立しているが、現有の自家発電設備では必要電力が不足であるから、前記二発電所を神岡鉱業株式会社に返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦時中の体制を解き、発電施設を以前の所有者に復元して、その合理的経営を計ることはその主旨において妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林譲治殿

濁川発電所開発促進に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通義君紹介）（第一九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県小丸川沿岸におけるこう水、災害を防除し、開田を行い、産業の増加を図る一方、九州の電力事情を緩和し、あわせて県内未開発資源の開発と企業の振興に資するため、本県営渡川発電所のすみやかなる開発に対し、資金、資材のあつ旋等昭和二十六年度事業として適当な施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

電力不足の折柄、特に電力に悩む九州地区において電源開発は焦眉の急であることにより本請願の要旨は妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

川原、石河内第二両発電所復元に関する請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通養君紹介）（第一九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県川原、石河内第二両発電所は、電力管理法によつて日本発送電株式会社に強制統合され今日に至つたのであるが、今回のポツダム政令に基く電力再編成にあたつて、本県産業、文化向上のため、小丸川水系川原、石河内第二両発電所を復元せられたいというのである。

二、請願の議決理由

戰時体制を解き電気設備を以前の所有者に復元して、その合理的経営を行うことは主旨において妥当なことであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

電気事業再編成に関する政令運用の請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通養君紹介）（第一九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ポツダム政令による電気事業再編成が決定された今日、宮崎県民としては、政令運用上の具体的要望として左の事項を善処されたいというのである。（一）九州の特殊事情にかんがみ、料金地域差を低減させ、水、火力料金調整を当分行い、火力補給金について、補償的措置を講ずるとともに、農事用電力、一般電気工事負担金を低減させること。（二）最低五万キロワットを水力料金により確保し、融通電力を増大させ、自家用火力発電に補償的措置を講ずること。（三）九州地方の電源開発を促進させるため、具体的措置を講ずること等。

二、請願の議決理由

電力の各種産業に及ぼす影響は甚大であり一般国民に対しても同様である。又、九州地区の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

農事用電力の使用に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡東河村議会議長佐江吉治）（佐々木盛雄君紹介）（第二〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回改正された農事用電力季節使用によれば、農村の電力使用期間はいたずらに六箇月の長期となり、受口制度は廃止され、現下の農村事情にとつてはかえつて農民の不利となり、このまま推移するならば、電力使用を廃止するより外にみちがない有様である。兵庫県朝来郡東河村は、昭和二十三年度から県の指示に基き、電化指定村となり、多額の経費を投じて全村的に動力設備を完成したが、今回の改正により、せつかくの計画が水ほうに帰することになるので、すみやかに、改正諸点を再検討して、同村の農業用電力の使用に関し、救済方法を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

電力の農産物増産に及ぼす影響が甚大なるにより、且つ又、農村電化の発展を期する上からも本請願の要旨は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

西横山及び西平両発電所施設返還に関する請願（請願者　大垣市神田町二丁目一番地揖斐川電気工業株式会社取締役社長宮寺敏雄）（稲田一君紹介）（第二一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

揖斐川電気工業株式会社は、大正元年十一月、岐阜県揖斐川水系の水力を開発して、西横山、東横山、広瀬、川上の四発電所を建設し、昭和十二年に最下流の地点に、ダム式逆調整用の西平発電所を建設し、総合運転によつて、特殊産業に供給するとともに、その大部分を自家用として化学工業に利用していた。しかしながら、昭和十七年、電力国家管理法及び、これに関連する法令の施行によつて、西横山及び西平発電所は、中部配電工業株式会社及び日本発送電株式会社に強制出資させられたが、そのために揖斐電は今日まで事業運営に支障をきたし、電力の不足になやまされていた。同社が今回合成樹脂部門に進出すべく計画しており、電力不足は明らかであるから、西横山、西平両発電所を適正の価格ですみやかに揖斐電に返還されたいというのである。

二、請願の議決理由

戰時体制を解き、発電所施設を以前の所有者に復元し、その合理的経営を行うことは、主旨においては妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

新百貨店法制定に関する請願（請願者　京都市中京区河原町通り四條上ル京都商工同志会代表亀井辰次郎外二名）（田中伊三次君紹介）（第二一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新百貨店法を制定し、百貨店と、小売店と一体となり互に助け、商工の振興を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

近々百貨店の隆盛は誠に見るべきものがある。これらとともに小売店の相互扶助の方途は考慮されるので趣旨妥当適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

けい肺法の単独立法化に関する請願（請願者　佐賀県西松浦郡有田町百田源治）（中村又一君紹介）（第二三八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

窯業産業においては、その生産設備の良好なる状態においても、なお粉じんのため、けい肺に倒れるもの多く、作業環境の悪い状態においては、なおさらけい肺により病するもの著しく、窯業労働者としてこの事実を目のあたりに見、将来に対して暗澹たるものを感じている。ついては、窯業労働者の実情と心情を考慮し、けい肺法の単独立法化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

けい肺病の悲惨なることは、いまさら申すまでもないことであり、本請願の趣旨はきわめて妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

通商産業委員長　小金　義照

衆議院議長林讓治殿

運輸委員会

釧路、北見間鉄道敷設の請願（請願者　釧路市長佐藤宏平外四名）（伊藤郷一君外二名紹介）（第七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路、北見間に鉄道を敷設することは、沿線地帯の豊富な地上、地下資源の開発上及び国立大阿寒公園の観光資源の開発上、また釧路港と北見の直結による外国貿易の促進上きわめて重要緊急なことである。ついては、急速に前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

直江津、六日町間鉄道敷設の請願（請願者　新潟県中魚沼郡十日町長中山寵治外五十九名）（田中角榮君紹介）（第七七号）及び同（請願者　新潟県知事岡田正平外四十二名）（田中角榮君外四名紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県東頸城郡を縦貫する直江津、六日町間の沿線は、石油、亜炭、農、林産等いずれも豊富なる資源に恵まれた地帯であるが、豪雪地帯のため、運輸交通の便を欠き、鉄道敷設がないため、あたらばく大な資源もそのまま放置されている現状である。ついては、信越線直江津駅より中頸城郡を横断し、東頸城郡松代村、千平町、十日町を経て、南魚沼郡六日町において上越本線に連絡する鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

中込、高崎両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　長野県南佐久郡平賀村長野県議会議員松橋久左衛門外三十一名）（今村忠助君紹介）（第七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線碓井の難関は、他に類例を見ない急こう配で、現在の物資の需給及び交通運輸上に多大の支障をきたし、ことに隧道の腐朽はなはだしく、危険な状態にあるが、小海線中込駅から、高崎線高崎駅に至る間に鉄道を敷設すれば、碓井にふくそうする貨客輸送を緩和できるとともに、経過地の林産資源、鉱産資源の開発を促進し、長野県佐久平と関東平野との間を最短距離をもつて連絡し、同地方一円に需給する繭糸、米穀、肥料等の輸送を円滑ならしめ、炒炭、荒船、神津牧場、内山峡等への探勝客誘致等にも大なる影響を及ぼすことになる。ついては、すみやかに本路線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、鉄道輸送力の増強を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

出雲今市、三次両駅間鉄道敷設の請願（請願者　出雲市長森山繁樹外三十五名）（大橋武夫君紹介）（第八一号）、同（請願者　出雲市議会議長布野信忠外三十五名）（山本利壽君紹介）（第一二四号）及び同（請願者　島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君紹介）（第五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

出雲今市駅を起点とし、飯石郡を縦貫して、備後三次駅に至る飯石鉄道は、出雲市と広島市とをつなぐ陰陽連絡の最重要線として、昭和六年から同十二年までに敷設することが鉄道施設法で制定されたのであるが、支那事変のため、実施延期となり、今日に至つている。昭和九年出雲今市と備後十日市を結ぶ省営自動車が開始されたが、鉄道に代るには、いまだ不十分であつて、中国地方開発の最大幹線は飯石鉄道であることは言うまでもない。ついては、出雲市、飯石郡縦貫備後三次駅間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに交通系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

案別、遠別間鉄道敷設の請願（請願者　北海道留萌市栄町二丁目十八番地原田太八外三名）（玉置信一君紹介）（第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道西北部開発上の重要線たる天塩沿岸鉄道は、昭和十六年羽幌町より築別まで延長され、築別駅より初山別村を経て遠別駅に接続する三十九キロ二分の予定線は、昭和十三年度より五箇年計画をもつて着手されたが、途中三箇年の延期となり、さらに戦争により全面的に中絶されている。同線の開通によつて、北海道輪遇線が完成するのであり、沿線には森林、石炭、石油資源等が宝蔵されているから、同鉄道の完通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

天塩港に河口右岸導水堤築設の請願（請願者　北海道天塩郡天塩町長草　刈直）（玉置信一君紹介）（第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天塩港は、築堤、稚内沿岸線百九十六キロメートル余にわたる中間の港で、かつては北海道北部における木材の積出港及び漁船の重要拠点として貢献したが、河口における地質が砂土であるため、年々波浪により、水深、河幅が常に一定せず、ために大船舶の入河も定期的に不可能となり、一方鉄道沿線の発達は施設のない河口をかえりみる暇なく、天塩港は衰退の一途をたどり、商工業の発達も阻止される状態となつた。しかしながら天塩町戦後の開拓事業の進行と、沖合漁業の増加、油田の採掘等は、積出港としての天塩港の施設を必要とし、現在二箇年計画で河口左岸の導水堤の築造工事を施行中であるが、さらに計画を拡充し、右岸にも同様の導水堤を築造して、固定した深水河幅にして天塩港を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

天塩港の現状に対処し、予算資材等を勘案して、これが修築を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

朱鞠内、羽幌間鉄道敷設の請願（請願者　北海道苫前郡羽幌町長渡部賢次郎）（玉置信一君紹介）（第一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡名寄町から、苫前郡羽幌町に至る名羽線の敷設に関しては、沿線町村の三十八年にわたる陳情の結果、名寄町、朱鞠内間は工事を完了したが、朱鞠内、羽幌間はまだ完成されていない。この沿線には、埋蔵量五万町歩にわたる石炭鉱区があり、目下羽幌町地区内では着々掘さく中であつて、五万町歩にわたる処女林も、伐採を行つているが、いずれも輸送力の関係が資源開発をはばんでいる。ついては、北海道北部の資源開発上、緊急を要する朱鞠内、羽幌間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

長倉、大子間鉄道敷設の請願（請願者　茨城県那珂郡鳥山町県議会議員加瀬一外三百六十八名）（橋本登美三郎君紹介）（第一二七号）及び同（請願者　栃木県馬頭町長中山佳三郎外三十五名）（尾関義一君紹介）（第一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県那珂郡長倉村より栃木県茂木町及び烏山町を経て、茨城県久慈大子町に至る間に鉄道を敷設することにより、沿線の豊かな土地より産出する米、麦、たばこ、薪炭、木材、石材等を宇都宮、東京方面に直接輸送ができ、時間的にも経済的にも大なる利益を受けることができる。ついては、該区間に鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

深川、芦別間鉄道敷設の請願（請願者　北海道雨龍郡深川町長香川兼吉外三十六名）（玉置信一君紹介）（第一八一号）及び同（請願者　北海道雨龍郡深川町長香川兼吉外三十五名）（玉置信一君紹介）（第三六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡芦別町より同上川郡神居村並びに同空知郡芦江村を経由、同雨龍郡深川町に至る約三十一キロの区間の鉄道は、昭和六年すでに実地測量を終えたまま、戦争によつて着工を延期されていたが、当地方の飛躍的開発伸展は、北海道総合開発計画の推進と相まつて、本鉄道敷設の緊急重要度を加え、かつ関係地方住民の要望は、きわめて切実なものがある。ついては、北海道の資源宝庫開発のために、同鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

根北線敷設促進の請願（請願者　北海道標津郡標津村長尾崎勇外四名）（伊藤郷一君紹介）（第一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根北線鉄道は、根室国と北見を直結する国有鉄道未成線で、集点を根室側根室標津駅に発し、北見斜里駅に通じる路線であり、この沿線の蓄材は三千三百石と称され、地下資源は金、銀、銅等四千

八百万トン埋蔵しており、かつ、この鉄道の敷設により無盡の魚族を包蔵する知床半島沿岸との交通ができる等資源開発に及ぼす影響は大きい。ついては、根北線鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

松前より江差を経て瀬棚に至る間に鉄道敷設促進の請願(請願者　北海道檜山郡江差町北海道檜山支庁内田畑善作)(富永格五郎君外三名紹介)(第二三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡松前町から、檜山郡江差町を経て、瀬棚郡瀬棚町に至る区間、すなわち既設国有鉄道福山線終点から、江差線終点を経て瀬棚線の終点に至る延長約二百七十六キロメートルの鉄道敷設計画は、福山線の終点大沢駅から大島村に至る二十四キロメートルの間は、既知山線の延長として、すでに決定のもので、路床等の建設を終つたが、現在は中止となつている。同区域は、一部七郡十六箇町村にまたがり、水産、農業等において将来期待すべきものが多いにかかわらず、交通不便のため、その発達を阻害している。ついては、北海道の総合開発上、道南西海岸運輸交通上の命脈である同線の敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

西武鉄道田無駅、関前橋間並びに武蔵関、武蔵境両駅間に鉄道敷設の請願(請願者　埼玉県入間郡飯能町大字久下百九十六の六番地武蔵野通運株式会社取締役大村精男外五名)(満尾君亮君紹介)(第二四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西部鉄道株式会社申請の武蔵野線田無町駅、関前橋間四キロ六分および村山線武蔵関駅、中央線武蔵境駅間四キロ八分の鉄道は、当該地方開発、沿線住民の通勤、通学ならびに帝都復興用の砂利輸送に不可欠のものであるから、前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線住民の利便を図る等のため、請願の事情を考慮して請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

山川、枕崎間鉄道敷設促進に関する請願(請願者　枕崎市長山之内梓外十五名)(井上知治君紹介)(第二七二号)及び同(請願者　鹿児島県指宿郡指宿町上林山桑吉)(上林山桑吉君紹介)(第七八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県山川、枕崎間の鉄道敷設促進に関する件については、第七回国会において採択されたが、いまだ実現されていない。ついては、すみやかに同区間に鉄道を敷設されるよう予算化されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

登米郡縦貫鉄道敷設の請願(請願者　宮城県登米郡豊里町長佐藤省三外十八名)(内海安吉君紹介)(第二八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台駅から一の関駅に至る東北本線は、敷設当時何等科学的の検討も加えられなかつたので、六十年を経た今日、鉄道は辺びな地のみを走り、停車場附近はほとんど発展していない。また鉄路の高低屈曲はなはだしく、毎年降雨期には被害をうけ、復旧に多大な国費を要するので、同線を複線にすることは無益である。ついては、新松島駅から、遠田郡、桃生郡の米穀地帯を通り、宮城県最大の穀倉地帯を縦貫する登米郡縦貫鉄道、すなわち新松島駅から南郷村を経て前谷地駅に至る二十キロ、前谷地駅から豊里町を経て登米町に至る十七キロ、登米町から石森町を経て花泉駅に至る二十三キロ合計全線六十キロの鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

津軽線復活促進に関する請願(請願者　青森市長横山実)(山

崎岩男君紹介)(第三五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津軽半島は、日本三大美林の一つである青森「ひば」の大森林を有しているため、木材薪炭の供給源であり、水産資源、陸地の農産資源及び地下資源は非常に豊富であり、海上交通としては良港がなく、陸上交通としては県道一本を唯一の交通路として、乗合自動車、貨物自動車、並びに馬車等を利用し、貨客の輸送をしているが輸送力にも限度があり、地元民の被る不利、不便は大であり、文化交流の面においても阻害されている。ついては、すみやかに津軽線を開通させ、とくに青森、蟹田間の戦時中他に転用された線路を敷設し、経営の成立つ特別運賃制度を採用しても運輸営業を一日も早く復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道の全通を促進するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大垣、樽見間鉄道復旧促進の請願(請願者　大垣市長職務代理者中井潔外四十七名)(大野伴睦君紹介)(第四四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県本巣、揖斐両郡の奥地山岳地帯には、マンガン、鉛、亜鉛、銅など豊富な地下資源を有しているが、輸送機関がないため、いまだに未開発のまま放置されている。ついては、戦争により中止された大垣、樽見間の鉄道敷設工事に着手され、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

魚沼線復活促進の請願(請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町長位下松五郎外二名)(稲村順三君外二名紹介)(第四四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線来迎寺駅から小千谷町に通ずる魚沼線は、戦争の犠牲により昭和十九年廃止されたが、いまだ復活を見ないのは遺憾である。この沿線一帯には杉、松、桐等の林産物をはじめ米、雑穀の産地であり、附近都市への通勤者の増加も言語に絶するものがあるから、魚沼線の急速な復活を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

山田線災害復旧に関する請願(請願者　岩手県議会議長村上順平)(山本猛夫君紹介)(第四四六号)及び同(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山田線は、アイオン、カザリンなどの台風により寸断されたのであるが、いまだ復旧されないため、沿線住民に多大の影響を及ぼしているから、民生安定、経済復興を期すため、すみやかに復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図り、民生安定に資する等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

小本線敷設促進の請願(請願者　岩手県議会議長村上順平)(山本猛夫君紹介)(第四四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山田線茂市駅から分岐する小本線は、宇津野駅まで開通したが、宇津野駅から岩泉を経て小本に至る区間は、予算の削除から工事が中止されている。ついては、この地帯一帯の地下資源を開発し、輸送するため、宇津野から大渡、落合、岩泉を経て小本に至る区間の鉄道敷設工事を再開されたい。万一実施不可能なときは、宇津野から落合に至る十三キロの区間の敷設工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

志佐町から上志佐村を経て吉井村に至る間に鉄道敷設の請願(請願者　長崎県北松浦郡上志佐村長鈴立久雄外六名)(坪内八郎君外一名紹介)(第四五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡志佐村、吉井村間鉄道を上志佐経由にて敷設する計画は、昭和十八年来地方民衆の待望するところであり、第五回国会で請願し採択されたがいまだ実現されていない。同沿線には製鉄原料である強粘結炭が埋蔵され、平戸口経由に比較してこう配少なく、二十二キロメートルの短縮であり、海上の危険もなく、壱岐、対馬との連絡も良く、韓国方面との交通貿易に多大の貢献を行うことができる。ついては、昭和二十六年度において、志佐町から上志佐村を経て吉井村に至る間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

宮原線全通促進の請願（請願者　大分県知事細田徳壽外一名）（松野頼三君紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮原線は、大分県玖珠郡森町から熊本県阿蘇郡小国町宮原に通ずる鉄道未完成線で、森町、宝泉寺間は運転を見たが戦争のため工事中止となり、開通区間の施設さえ撤去されたのである。昭和二十三年四月、地元の要望で森町、宝泉寺間の復旧を見たが、宝泉寺、宮原間は路盤工事を完成したまま放置されている。同沿線には林産、鉱産、農産に富み、現在林産物輸送のため小国町を中心として毎日約七十台の貨物自動車が運転している実情である。ついては、国鉄宮原線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

日田線全通促進に関する請願（請願者　大分県日田観光協会長広瀬正雄外六名）（村上勇君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日田線は、大分県日田、添田間全長約四十キロのうち、すでに開通している区間は日田、大行司間、添田彦山間二十八キロで、釈迦嶽トンネルを間にはさむ十二キロが未開通になつているだけである。福岡県朝倉、大分県日田、熊本県阿蘇一帯は森林地帯で、この地帯に産する坑木百二十万石は、現在輸送路の不完全なため利用されていない状況である。ついては、産業復興に寄与するため、日田線の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

岩国、日原両駅間に鉄道敷設の請願（請願者　岩国市長津田弥吉外四十六名）（佐藤栄作君紹介）（第五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅より岩徳線西岩国駅を経て山口線日原駅に通ずる陰陽連絡線岩国、日原間鉄道は、さきに鉄道敷設法中に編入され、昭和六年度より工事実施決定の運びとなつていたところ、たまたま政府の交迭によつて方針一変し、今日に至るもいまだ実現されないのはなはだ残念である。そもそも岩国、日原鉄道は山陽本線と山陰本線を重要部分において連けいする幹線として、また沿線に産する豊富な林、鉱産資源の開発路線として、本鉄道が重大な役割を果すことは言をまたないところである。ついては、すみやかに岩国、日原両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

岩国、日原両駅間の鉄道敷設の実地測量に関する請願（請願者　島根県議会議長恒松安夫）（山本利壽君紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅より岩徳線西岩国駅を経て山口線日原駅に通ずる陰陽連絡線は交通上必要な路線であり、かつ地方開発上重要な路線である。ついては、本路線敷設のため、すみやかに実地測量を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

日南鉄道敷設促進の請願（請願者　宮崎県小林市議会議長鎌谷大兵衛外四名）（小山長規君外五名紹介）（第六三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南九州総合開発計画の一環として、宮崎県南部の資源開発は強く要望されているところであるが、日南地方への交通路は宮崎からの海岸線と都城志布志を経由する鉄道のみであり、ことに海外線のほうは風雨のたびごとに崩壊して、しばしば交通不能となり、まことに寒心に堪えない。ついては、南九州の総合開発を促進し、本県産業の伸展を期するため、すみやかに日南鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

南九州の総合開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請

願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

日向長井、三重間鉄道敷設並びに日豊線電化の請願（請願者　宮崎県小林市議会議長窪谷次兵衛外四名）（小山長規君外五名紹介）（第六三九号）及び同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通義君紹介）（第一〇三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の日豊線小林、重岡間は、トンネルが多くこう配が急であるに反し、日豊線日向長井と豊肥線三重町とを結ぶ予定線はこう配もゆるやかであり、延長五十キロ余の短縮ができ、林産物の宝庫といわれるこの地区の開発に重要な意義を有するものである。またこれと関連し電源開発とあわせて日豊線の電化を実現すれば、輸送量はさらに増大し石炭の節約、沿線の開発にも大きな役割を果すことになる。ついては、すみやかに日向長井、三重間の鉄道を敷設するとともに、日豊線の電化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通の円滑化を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

宮崎、小林間鉄道敷設の請願（請願者　宮崎県小林市議会議長窪谷次兵衛外四名）（小山長規君外五名紹介）（第六四二号）及び同（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通義君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在宮崎、小林間には国営自動車が運転されているが、この区間は宮崎県東部と西部を結ぶ重要路線で、しかも沿線は豊富な農林産物を産出し、その輸送の円滑化を期するためにも該区間に鉄道を敷設することは重大意義を有するものである。ついては、本県の政治、経済、文化、産業の伸展のためにも、すみやかに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発、林産資源の搬出等を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

余市、余別間及び岩内、古平間に鉄道敷設の請願（請願者　北海道古平郡古平町長伊藤由松外七名）（小川原政信君紹介）（第六七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道積丹地方は、古来にしん漁場として、また北辺開発の先駆として、北海道開発の基礎をなし、偉大な貢献をなしてきたが、その後本道の開発は奥地に重点を置かれるようになつたため、本地方の豊富な水産・農・林・鉱産物は放置されている。ついては、本地方の資源開発のため、函館本線余市駅より古平町を経て積丹郡余別村に至る線と省線岩内線岩内駅より古宇郡神恵内村を経て古平町に至る鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

後志西海岸鉄道敷設の請願（請願者　北海道岩内郡岩内町長清水武夫）（小川原政信君紹介）（第六七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内町より島野、磯谷、歌棄、神岸を経て函館本線黒松内駅に至る路線の敷設価値は、これら沿線一帯に埋蔵せる鉱物資源の開発をうながし、また豊富な海洋資源も開発できる等、本鉄道敷設のもたらす利益は沿線住民のみにとどまらず、本道産業開発上きわめて重要である。ついては、函館本線改良工事の一環として該区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

三陸沿岸鉄道敷設の請願（請願者　釜石市海岸通り岩手県水産繰談会議長藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第七一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩手、青森の三県にわたる三陸沿岸地帯は、豊富な水産資源と無尽蔵の林、鉱産資源を保有しているが、いまだ交通の完備をみないため、これらの資源は未開発のまま放置され、経済並びに文化の推進に重大な支障をきたしている。ついては、仙台市を起点とし、気仙沼町、釜石市、宮古市及び田老町を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ三陸沿岸鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

出雲今市、十日市間鉄道敷設の請願（請願者　出雲市長森山繁樹外二名）（大橋武夫君紹介）（第七五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

出雲今市駅を起点とし、飯石郡を縦貫する雲芸鉄道は、出雲市と広島市とをつなぐ陰陽連絡の最重要線として、昭和六年から同十二

年までに敷設することが鉄道施設法で制定されたのであるが、支那事変のため、実施延期となり、今日に至つている。昭和九年出雲今市と備後十日市を結ぶ省営自動車が開始されたが、鉄道に代るには、いまだ不十分であつて、中国地方開発の最大幹線は飯石郡線貨備後十日市駅間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

岩川、国分両駅間鉄道敷設の請願(請願者　鹿児島県囎唹郡岩川町長吉瀬寛外八十一名)(前田郁君紹介)(第八八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県囎唹郡は、農林、畜産及び水産にわたる天然資源を有する本邦最南端に位する宝庫であり、とくに開発地区として認められているが、交通不備のため、豊富な天然資源を十分に活用し得ず、また鹿児島市と連絡するにも薩摩半島との連けいもすべて隣県都城を経由せねばならず政治、経済、文化、あらゆる面において大なる不便を感じている。ついては、資源開発、文化振興のため、岩川、国分両駅間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の円滑を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

隼人、大柏間鉄道敷設等の請願(請願者　鹿屋市長田平藤一)(前田郁君紹介)(第八八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

(一)日豊線隼人駅を起点とし、大泊に達する全長約百十三キロの鉄道敷設は、大隅地区開発並びに地方交通、文化、経済上、また観光ルートとしても重大意義を有するものであるから、すみやかにこれが実現を図られたい。(二)鹿児島、鹿屋両港を結ぶ航路は、大隅地方の行政、交通、経済等を左右する重大航路であるにかかわらず、就航船舶の性能は、一部を除き大多数悪く、旅客の不便と物資の滞貨は著しいから、優秀船を配置するとともに、命令航路に指定されたい。(三)現在当地方と門司間は志布志、都城等少なくとも二回乗り換えの不便があり、地方民の受ける物資上や時間的の空費は大なるものがあるから、日豊線門司、都城と志布志線、古江線を合併されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源の開発等を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

片町線から枚岡町に至る貨物引込線敷設の請願(請願者　大阪府中河内郡枚岡町長吉岡市次郎外七名)(松永佛骨君紹介)(第九一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡枚岡町は、鉄製品工業によつて町経済を維持しており、これに要する原料は全部他地方より移入しているが、一日平均四百トンの原料及び製品は現在産業道路一本を利用しているので、これに要する運賃はトラック利用のため、著しく高くなつている。しかるに至近の距離にある省営片町線より当町の工業地帯までの引込線を敷設すれば輸送費が極度に是正され、沿線の産業がとみに活況を呈することになる。ついては、これが実現を要望するというのである。

二、請願の議決理由

地方産業経済の発展並びに交通の利便を図るため、現地の実状を調査の上、資金、資材等を勘案し、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

三陸沿岸鉄道敷設の請願(請願者　青森県議会議長桜田清琢外六名)(山崎岩男君外二名紹介)(第九九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩手、青森の三県にわたる三陸沿岸地帯は、豊富な水産資源と無尽蔵の林、鉱産資源を保有しているが、いまだ交通の完備をみないため、これらの資源は未開発のまま放置され、経済並びに文化の推進に重大な支障をきたしている。ついては、仙台市を起点とし、気仙沼町、釜石市、宮古市及び田老町を経て久慈町に至り八戸線に結ぶ三陸沿岸鉄道を敷設されるとともに、青森県大畑町より岡県大間町に至る鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源及び産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

城端から白川、荘川及び高鷲各村を経て北濃駅に至る鉄道敷設の請願(請願者　岐阜県郡上郡白鳥町長美谷脇禎三外十一名)(平野三郎君紹介)(第一〇三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県城端から岐阜県大野郡白川、荘川及び郡上郡高鷲村の各村を経て北濃駅に至る鉄道を敷設することは、沿線の無尽蔵な森林資源を開発し、電源資源の開発を促進し、千六百余町歩に及ぶ開墾を推進し、沿線各地の名勝観光資源を開発するなど今まで交通不備のため放置されていたこれら資源を十分に活用することができる。ついては、すみやかに前記区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

道南西海岸に鉄道敷設の請願（請願者　北海道檜山郡江差町檜山支庁内檜山開発協議会長田畑善作）（山崎岩男君外一名紹介）（第一〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡松前町より、檜山郡江差町を経て、瀬棚郡瀬棚町に至る区間、すなわち既設国有鉄道福山線終点から、江差線終点を経て、瀬棚線の終点に至る延長約二百七十六キロメートルの鉄道敷設計画中、福山線の終点大沢駅から大島村に至る二十四キロメートルの間は福山線の延長として、すでに決定のもので路床等の建設を終つたが、現在は中止となつている。同区域は、一部七郡十六箇町村にまたがり、水産、農業等において将来期待すべきものが多いにかかわらず、交通不便のため、その発達を阻害している。ついては、北海道の総合開発上、道南西海岸運輸交通上の命脈である同線の敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに産業の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

倉吉、勝山間鉄道敷設促進の請願（請願者　勝倉線期成同盟会鳥取県代表西本勝治外二十七名）（稲田直道君紹介）（第一〇九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡倉吉線倉吉駅を起点とし、岡山県姫新線勝山駅を結ぶこの予定沿線は、広大な両山県奥地と大山総合開発地帯とを控え、鳥取県中部地域の山林と開墾地を有しているので、鉄道敷設の実現が産業、文化に及ぼす影響は絶対的なものである。ついては、すみやかに倉吉、勝山間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

久慈、宮古間及び釜石、盛間鉄道敷設の請願（請願者　郡山市議会議長多田暢外九名）（淺利三朗君外六名紹介）（第一〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸の久慈、宮古間及び釜石、盛間鉄道は、産業振興並びに地方開発及び観光客誘致上重要であり、東北本線一本によつて中央に輸送される物資のふくそう、輸送の煩雑は本鉄道の敷設によつて緩和され、交通も至便となつて十分採算のとれる鉄道となる。ついては、これらの開発は新日本建設に多大の利便を供するから久慈、宮古間及び釜石、盛間に鉄道を敷設されるとともに、大正十一年法律第三十七号鉄道敷設法中別表敷設予定鉄道線路十七号を「宮城県気仙沼より津谷、志津川、柳津を経て石巻に至る鉄道」と変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに文化の振興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

石巻、気仙沼間鉄道敷設の請願（請願者　石巻市長堺武志外二十二名）（内海安吉君外一名紹介）（第一〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸沿岸を縦貫する鉄道を敷設するときは、従来の輸送難が完全に解決されるばかりでなく、最短経路となつて中央につながり、三陸地方の開発並びに東北地方の産業の振興が期待される。ついては、すみやかに三陸鉄道予定線のうち、石巻から仮野川、柳津、志津川、津谷を経て気仙沼に至る鉄道敷設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

野岩羽線全通促進の請願（請願者　栃木県上都賀郡今市町長青木源吉外百四十七名）（尾関義一君外十名紹介）（第一一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県今市町、福島県荒海村、田島町、若松市、喜多方町を経て熱塩温泉を過ぎ、山形県米沢市とを結ぶ野岩羽線の未貫通部分は、荒海、今市間六十三キロ、米沢、熱塩間三十キロであるが、この沿線には銅鉱、硫化鉄鉱をはじめ、広大な国有林の豊庫があり、山形、新潟、秋田の各県の生産品の輸送は、鉄道貫通によつてその時間を短縮し、資源の開発と相まつて、利すること多大である。ついては、野岩羽線中未開通部分をすみやかに貫通されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに運輸系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

辺富内線鉄道敷設促進の請願（請願者　北海道河西郡御影村長加納利喜外一名）（高倉定助君

紹介）（第一二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道河西郡御影村を貫通する根室線御影駅を起点とし、沙流郡日高村より勇拂郡石左村を経て、富内に接続する辺富内線の鉄道敷設は、石狩、日高、胆振、十勝の四箇国にまたがる膨大な林野と無盡蔵と称せられる石炭、鉱物等の開発に寄與するところ大であるのみならず、函館、根室間を通ずる重要幹線となるなどその効果は大である。ついては、昭和二十三年三月より工事中止となつている本線を、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

上川、三股間鉄道敷設の請願（請願者　北海道河東郡上士幌村長鈴木泰助外一名）（高倉定助君紹介）（第一二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石狩国上川から十勝国三股に至る鉄道敷設に関する請願は、大正十二年、昭和二年、同九年に請願を行い、採択され、すでに上士幌三股間は開通され、三股、上川間の起工が決定されずに今日に至つている。本線沿線には、国有林十数万町歩と称せられ、雪更川上流一帯の森林に至つては、出材量無盡蔵であり、さらに各所に散在する農耕地、水銀その他の鉱物資源にも惠まれているのみならず、この地帯は大雪山国立公園区域に属し、観光誘致の上からも鉄道敷設の使命は重大である。ついては、上川、三股間鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、観光の振興、地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三重、延岡間鉄道敷設の請願（請願者　延岡市長仲田又次郎外二名）（佐藤重遠君外八名紹介）（第一四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分駅から海岸線をう廻することなく、直ちに南下し、現在の豊肥線にそつて、三重町駅に至り、大分県新田、白山、小野市村を経て宮崎県北川駅で現在の日豊本線に接続する三重、延岡間鉄道が施設されたならば、その結果、延長において五十キロ余、時間において二時間余の短縮ができ、その上輸送力倍加の実現が可能であるばかりでなく、沿線地域の森林、地下資源の開発により日本再建に寄與することができる。ついては、すみやかに三重、延岡間の鉄道敷設を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源の開発等を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

三明、三井間鉄道敷設の請願（請願者　石川県羽咋郡富来町長岡田秀造外十五名）（南好雄君紹介）（第一七一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄能登線三明、三井間敷設については、戦前から衆参両院に請願を行い採択されていたが、戦争のため実現されず、今日に至つている。能登羽咋から三井に至る外浦沿線の鉄道は、大正十一年から鉄道予定線に入り、すでに羽咋、三明間二五・五キロの敷設を見ている。外浦地方には優良な金鉱区があり、水産物、林産物にも惠まれ、名勝能登金剛その他霊地史せき多く、なお、鵜浦村には第九管区海上保安本部鵜浦警備救護署が設置されている。ついては、能登鉄道の完成は、奥能登の文化、産業、行政上益するところ多大であるから、北鉄能登線三明、三井間鉄道延長敷設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方文化の向上並びに資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

加計、布間鉄道敷設促進の請願（請願者　広島県山県郡加計町広浜鉄道速成加計同盟会長加計正文外十二名）（山本久雄君紹介）（第一七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県本郷線加計、布間鉄道工事は昭和十二年以来中止されているが、基盤工事はすでに完了しており、建設距離はわずか十一マイルで、本鉄道の完成により、沿線一帯に産する厖大な林産資源の開発ができ、また陰陽連絡物資の交流に寄與することができるのみならず、本年度において日本発送電加計発電所増設のため本線を利用することにより数千万円の資材輸送費を節約できるなど同線の完成は急を要するものがある。ついては、本郷線加計、布間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源及び産業の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

宝積寺、市塙間鉄道敷設の請願（請願者　栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢二千三百九十三番地阿久津武衛外百七十五名）（山口好一君紹介）（第一七六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡阿久津村東北本線宝積寺駅から、同県芳賀郡市羽村真岡線市塙駅鉄道敷設については、昭和二十一年から国会会期ごとに請願を継続しているが、いまだに実現されていない。ついては、すみやかに着工できるよう、同線の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに交通の円滑を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

黒木、矢部間鉄道敷設の請願(請願者　福島県八女郡福島町長稲富大作外二十七名)(高橋權六君紹介)(第一八三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年十二月省線鹿児島本線羽犬塚駅より八女郡を縦貫する矢部線が黒木町まで延長されたことは交通機関に恵まれない本地方住民にとつて、まことに感謝にたえない。しかるに本工事敷設後ただちに着工されるべき黒木、矢部間の鉄道は諸般の情勢により放任されたままであるが、この工事を完成すれば、県の宝庫と称せられる沿線一帯の産物と矢部村及びその周辺地域の森林が開発される等日本再建に及ぼす役割は大である。ついては、黒木、矢部間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

宮下川口線敷設促進の請願(請願者　福島県大沼郡川口村本名村組合長黒田徳治外十五名)(菅家喜六君紹介)(第一八三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奥会津は、広大なる地域を有し無限の森林を宝蔵し、豊富なる地下資源を埋蔵しているが、この地方はわが国有の降雪地帯にして十二月より五月に至る六箇月間は丈余の積雪のため、全く交通運輸はと絶し、あらゆる物資は停滞し、無限の宝庫も死蔵するのやむない実情である。ついては、すでに路面も完成し開通一歩手前にある宮下川口線をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源並びに資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

伊豆循環鉄道敷設の請願(請願者　静岡県賀茂郡下田町長河津市治郎外九名)(畠山鶴吉君紹介)(第一九六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆環循鉄道は、第五回国会以来採択となり予定線になつているが、未だに実現しておらず、広大な伊豆半島に鉄道がないということは交通はもちろん漁業、産物の搬出に大なる支障を生じ、伊豆半島の発展を阻害している。ついては、伊豆循環鉄道の実現をすみやかに促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに文化の向上を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

伊東、下田間鉄道敷設の請願(請願者　静岡県賀茂郡稲取町長外四名九名)(畠山鶴吉君紹介)(第一九六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆半島には鉄道がないため、交通はもちろん、漁業、産物の搬出に大なる支障を生じ、当地の発展上にも重大な支障となつているから、さしあたり伊東、稲取、下田間に鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに文化の振興を図るため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものの認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

宇津野、小本間鉄道敷設の請願(請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平)(小澤佐重喜君紹介)(第一九九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄山田線茂市駅より分岐する小本線は、宇津野駅まで開通しているが、同駅以遠大川村大渡、落合岩泉町を経て小本港に至る区間は、鉄道施設工事が中止されているため、この地一帯より産出される耐火粘土、シヤモットの地上、地下資源がいたずらに死蔵され、からその輸送にも大なる影響を及ぼしている。ついては、小本線を小本港まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、諸情勢の好転をまつて、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

杉安、湯前間鉄道敷設促進の請願(請願者　宮崎県議会議長日高弥一)(渕通義君紹介)(第二〇三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線広瀬駅から分岐する妻線は、杉安駅を終点とし、鹿児島本線人吉駅から分岐する湯の前線との貫通はいまだ実現されていない。沿線には鉱物及び林産資源に富み、これが貫通は地方産業の振興ならびに文化向上の見地から、緊急を要すると思われるから、すみやかにこれが貫通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

志布志線延長工事促進の請願

（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（衆議院議君紹介）（第二〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄志布志線の延長工事は未着工のまま放置されているため、宮崎県南部一市十一箇町村民は県中央と孤立状態にあり、交通に多大の不便を感ずるはもちろん、南九州総合開発の実施の上にも一大障害となつており、一方油津港を中心として点在する九州東海岸主要都市の発展も本路線の完成にある。ついては、本路線の延長工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

智頭、上郡間に鉄道敷設の請願

（請願者　鳥取県八頭郡智頭町長安東哲次郎外十二名）（稲田直道君外二名紹介）（第二二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県八頭郡智頭町より岡山県英田郡大原町、兵庫県平福町及び久崎町を経て、上郡町に至る区間は、五十八キロで、道路は平たんであり、農林産物豊富にして、人馬の往来もひん繁である。ことに同区間は、地理的に恵まれ、山陰のごとく数多のトンネルはなく、多期積雪の障害もなく、かつ暴風雨等非常災害もない安全地帯で、保線上の最安全線であるとともに、同区間が山陰より経済中心都市大阪に至る最短線である。ついては、地方産業の開発と文化向上を期するため、同区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発並びに交通の利便等を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

釧路地区鉄道改良工事計画実施促進の請願

（請願者　釧路市長佐藤宏平外二名）（伊藤輝一君紹介）（第二三二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釧路地区の鉄道改良計画は、種種の事情で延期されているが、釧路地区の各駅は狭あいであり、貨車はふくそうし、とくに浜釧路の諸施設は創業以来のものが多く、腐朽、荒廃その極に達し、拡張余地が全然なく、用地獲得方法として、土地区画整理事業が計画されている。ついては、北海道総合開発計画の促進ならびに、釧路市の発展のためにも、釧路市地区鉄道改良工事計画の実施を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道総合開発計画の促進を図るため、予算並びに資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

釧路、美幌間鉄道敷設の請願

（請願者　釧路市長佐藤宏平外四名）（伊藤郷一君紹介）（第二三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北海道唯一の貿易港釧路と北見とを直結することにより、この沿線地帯である国立大阿寒公園の観光資源並びに同地方の豊富な地上、地下資源の開発に寄与し、さらに外国貿易を促進させるための敷設予定線たる釧美線をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発、観光の振興、地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

荒海、滝の原間鉄道敷設の請願

（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目十八番地別子鉱業株式会社々長田中外治外四名）（菅家喜六君紹介）（第二三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県南会津郡は、本州第一位の森林及び地下資源地帯で、この開発は国家の再建民主安定に寄与するところ大であるが、交通機関の不備が原因して、この地域が未開発のままになつているので、会津若松を基点として滝の原を経て今市に至る鉄道敷設を確定し、会津田島駅より荒海駅に至る間は開通したが、滝の原への延長は、路盤工事完成のまま放置されている。ついては、地方資源を開発するため、荒海、滝の原間の鉄道敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに運輸系路上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につ

き、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

白河、仙台間鉄道電化促進の請願外一件（請願者　福島市議会議長松本忠雄外四十九名）（今泉貞雄君紹介）（第七八号）及び同（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（関谷光衛君紹介）（第一〇三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線白河、仙台間は急こう配多く、石炭の消費量、輸送能率の向上並びに沿線散火による火災の防止からも同区間の電化は急務である。ついては、東北地方の豊富な電源を活用し、同区間をすみやかに電化して、輸送の円滑化を図るとともに、所要経費の節減並びに沿線住民の散火による被害を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、石炭の節約、沿線住民の利便を図る等のため、資金、資材等を勘案して、請願区間の鉄道電化につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

御殿場線電化の請願外一件（請願者　静岡県駿東郡鯖人会代表山崎幾久外一名）（遠藤三郎君紹介）（第八六号）及び同（請願者　静岡県駿東郡町村長会長勝田博外二十一名）（遠藤三郎君紹介）（第一一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光日本の象徴である富士箱根の環状御殿場線は、全国有数の急こう配があつて、石炭の消費量もばく大であり、またトンネル内の煙害防止のため、同路線を電化し、その快速度と明朗性を加えて、景勝の地を広く中外に宣伝して外客誘致に努めることは現下の急務である。ついては、すみやかに、これが実施を要望するというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに石炭の節約を図る等のため、資金、資材、電源等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

鹿児島本線外二線の電化に関する請願（請願者　福岡県門司市議会議長栗林力太郎外二十三名）（高橋龍六君紹介）（第一一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市は、北九州都市を形成し、八幡製鉄所を始めとして各種重要工場密集し、わが国三大工業地帯をなし、海港には海外貿易港として門司港、石炭積出港として若松港、漁業基地として戸畑港を擁し、わが国における産業経済上、もつとも重要な地位を占めている関係上、これら地区の交通需要はきわめて盛んであるが、阪神地区に次ぐ密度を有しながら、これに対する輸送機関は運転回数においても速度においてもはなはだしく劣つている。ついては、鹿児島本線門司港、久留米間、筑豊本線若松、原田間、日豊本線小倉、中津間を電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

新潟、長岡両駅間鉄道電化の請願（請願者　新潟県市議会議長会会長安藤文平外五名）（渡邊良夫君紹介）（第二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟市は、人口二十二万余で、日本の三大都市の一つとして数えられ、政治、経済、文化の中心をなし、中央の出先機関をはじめ、各種機関が設置され、交通緊要は、きわめて盛んで、さらに信越線沿線の長岡市、三條市並びに新津町、各都市相互間の交通需要もすこぶるひん繁であるが、運輸機関は、その回数、速度において表日本に著しく劣つており、当地区住民の福祉を阻害すること大きくとうてい地方都市の発展は期せられない。ついては、列車回数の増加と速度向上のため、新潟、長岡間をすみやかに電化し、中央との直結を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強、並びに石炭の節約を図る等のため、予算、資材及び電線等を勘案して、請願線区の電化を考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

浜松、姫路間電化促進の請願（請願者　大津市東浦一番地東海道線電化促進期成同盟会長小林郁）（河原伊三郎君紹介）（第六三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線浜松、姫路間中、浜松、米原間の電化については、すでに予算化され近く実施の運びとなるのであるが、米原、姫路間はいまだ予算化されない実情である。すなわち同区間は東山、逢坂の両トンネルがあるため、車内は、ばい煙でおおわれ乗客の苦痛は大なるものがあるから、浜松、米原間の電化をすみやかに実施するとともに、米原、姫路間をも電化されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに輸送力の増強を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の鉄道電化につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

米原、京都間電車化の請願（請願者　大津市東浦一番地滋賀県鉄道電化促進期成同盟会長河原伊三郎）（河原伊三郎君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東海道草津、京都間の電化は戦争のため中絶されたまま今日に及んでいるが、戦後の著るしい人口、通勤者、遊覧客の増加は、ますますその必要性を加えている。ついては、この際草津、京都間を延長して米原、京都間を電車化されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便を図る等のため、資金、資材、電源等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

仙台、岩沼間電化の請願(請願者　仙台市長岡崎栄松外二百四十三名)(庄司一郎君紹介)(第七四九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東北地方は、風土住民の特殊性と物的資源において、わが国の宝庫であり、仙台はその東北文化、経済の中心にあたり、また最近は塩釜の修築港により本市は国家的枢要の地位を占めるに至つたが、遺憾ながら交通網の整備充実において、旧来の制約を受けているため、本市の躍進に多大の支障をきたしている。つ〔ママ〕ては、仙台市発展のため、仙台、岩沼間の電化を図られたいというのである。
二、請願の議決理由
地方産業の発達並びに文化の振興を図る等のため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願区間の電化につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

甲府、長野間鉄道電化促進の請願(請願者　甲府市山梨県庁内甲府、長野間国鉄電化促進期成同盟会長林虎雄)(植原悦二郎君外七名紹介)(第一二三九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
中央線甲府、長野間は、トンネルきわめて多いため、トンネル内における窒息事故多く、人道上由々しき問題を惹起しており、かつ急こう配によつて、石炭の使用量はばく大で、産業経済、観光客誘致に多大の支障をきたしている。ついては、前記区間の鉄道電化をすみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
旅客の利便並びに石炭の節約を図る等のため、資金、資材等を勘案して、請願区間の鉄道電化につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

浜松、米原間電化促進の請願(請願者　愛知県名古屋市議会議長横井恒治郎外十一名)(江崎真澄君紹介)(第一三二二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
浜松、米原間の電化促進については、昭和二十六年度よりの着工を確信していたのであるが、最近諸物資値上りのため、高崎線を優先電化するとのことであるのは、まことに遺憾である。ついては、該区間の電化によりわが国産業、交通、文化の発展に寄与するため、昭和二十六年度当初から着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに、石炭の節約を図るため、可及的すみやかに請願線区を電化せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

名古屋、多治見間鉄道電化の請願(請願者　岐阜県知事武藤嘉門外九名)(岡村利右衛門君紹介)(第一八一六号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
中央線は、東海道線に次ぐ重要幹線で、これが電化についても東海線についで行うべきで、その促進は、しばしば請願しており、なかんずく名古屋、多治見間は交通量においても全国まれな混雑をきわめ、関係住民の不便と迷惑はじん大であり、さらに国鉄独立採算制という見地からしてもこの区間の電化は現下の急務である。ついては、名古屋、多治見間鉄道の電化をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力の増強並びに石炭の節約を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願線区の電化を考慮せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

米原、姫路間電化並びに京都市内の国有鉄道を高架式に改修の請願(請願者　京都市議会議長出石武三外四名)(中野武雄君外三名紹介)(第一八六二号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大都市の鉄道路線は、産業、交通の立場より、また事故防止の見地からも高架式を採用すべきである。京都市の中央部を貫通している国有鉄道の高架改築については、多年市民の熱望しているところであるにかかわらず、いまだ実現されないため、本市のこうむる有形無形の損害はばく大で、交通、産業、経済等あらゆる面で大都市としての発展を阻害されている。ついては、政府において予定されている米原、姫路間の電化とともに、本市内の国有鉄道を高架式に改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業経済の発展を促進しあわせて交通事故の防止を図るため、予算、資材及び電源等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

東北線電化の請願(請願者　埼玉県議会議長轟安雄)(青木正君紹介)(第二一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北線電化については埼玉県はもちろん、沿線住民の多年の要望であるが、毎年激増する人口と産業生産の増大は輸送力の増強を必要とし、電化の促進は緊急事となつている。ついては、すみやかに東北線の電化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客の利便並びに輸送力の増強を図る等のため、資金、資材及び電源等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大津港駅改築の請願(請願者　茨城県多賀郡大津町長村山清蔵外三名)(橋本登美三郎君紹介)(第一二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
茨城県多賀郡大津町駅舎は、明治三十年二月開業され、前後三回にわたり改築し、柱の継ぎ、接木を行つたが、風のため、柱は傾斜し、冬期の西北風には掛時計が止まることも珍しくない。同町は京浜地方を控えて直通の便があるため、近海漁業の発展は目覚ましく、海産加工及び冷凍設備の整備は中央市場に重要な役割を果し、一方、常磐炭礦、神之山礦及び関本岩礦の開発とともに昭和二十一年には炭礦専用線の敷設を見ている。昨年八月、関本村の一部を合併して、本年五月、関本駅を大津港駅と改称し、築港の拡張とともに大津港駅は、交通上ますますその重要性を加えてきたから、同駅の駅舎改築を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
公衆の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、現地の実状を調査の上、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

小千谷、越後滝谷両駅間に停車場設置の請願(請願者　新潟県古志郡六日市村長今井伝治外七名)(丸山直友君紹介)(第一八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
上越線小千谷駅、越後滝谷駅間は、遠くへだたり、信濃川東方七箇村は、ほとんど鉄道の利便を受けず、長岡市と小千谷町間の乗合自動車に依存するほかなく、貨物の無雪の半蔵だけトラックで運行しているという実状である。この地方は、米、雑穀、木炭、材木、蚕繭、牛、果物の産地であり、油田、亜炭の地下資源にも恵まれているが、交通不便のため、産業の振興を阻害している。ついては、上越線小千谷駅と越後滝谷駅との中間にある新潟県古志郡六日市村大字浦柄附近に浦柄停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに住民の利便を図るため、資金、資材等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

両毛線小野寺地内に停留所設置の請願(請願者　栃木県下都賀郡小野寺村長寺内正外一名)(山口好一君紹介)(第三六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
両毛線佐野市、岩舟村間(七・三キロ)に位する栃木県下都賀郡小野寺村一帯の住民は、全く乗降の機会に恵まれず不利不便のまま今日に至つているが、最近通勤通学その他一般乗降者は著しく増大している実情であるから、この際小野寺村大字新里字丸山附近に停留所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

鵜住居村両石に簡易停車場設置の請願(請願者　岩手県上閉伊郡鵜住居村長古川清見外七名)(山本猛夫君紹介)(第四四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県上閉伊郡の鵜住居駅、釜石両駅間両石部落に簡易停車場を設置することによつて利用する部落は、両石、箱崎を合して二百五戸で、現在通学、通勤者はけわしい恋の峠を歩くため、相当に重荷になつて、教育、生産に及ぼす影響は多大である。ついては、両石部落に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便を図るため、資金、資材等を勘案し、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

城岡駅を北長岡駅に改称の請願(請願者　長岡市議会議長田村仁之助外二名)(丸山直友君紹介)(第四五三号)及び同(請願者　長岡市長松田弘俊外二名)(稲村順三君外二名紹介)(第四五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国有鉄道信越線城岡駅は、新潟県長岡市北部に位置し、背後に工場地帯を擁し、長岡駅とともに当地方産業、交通の動脈として現在重要物資を送り出しているが、前記工業地帯所在の会社工場に対する輸送貨物の大部分は城岡駅を利用することなく、長岡駅が利用されており、このため、長岡駅より城岡駅に転送するか、または他の機動車を利用し運搬するなど経済的に受ける不利益は大なるものがある。ついては、これらの事態を解消するため、城岡駅の駅名を一見して長岡市内駅として認識できるように北長岡駅と改称されたいというのである。

二、請願の議決理由
旅客、荷主の利便を図るため、現地の実情に即し、請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

本川内信号所を一般取扱駅に昇格の請願（請願者　長崎県西彼杵郡長與村長吉村勇策外二名）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県西彼杵郡長與村本川内信号所は、昭和二十四年三月から九州線内一部旅客の取扱いと翌年十二月から門司鉄道管理局内小口貨物の一部取扱いを開始されたが、旅客及び貨物は長與駅、大草駅で扱うので、時間的、労力的不便は多大である。ついては、本川内信号所を一般取扱駅に昇格され、列車の回数を増加し、国鉄全線及び社線との連絡、旅客、貨物の取扱い並びに手荷物及び貨物の配達取扱いを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便を図るため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

鵜ヶ坂駅に貨物取扱開始の請願（請願者　青森県東津軽郡新城村議会議長佐藤直作）（山崎岩男君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県東津軽郡滝内村地内孫内、岩渡の二部落及び同郡新城村地内鵜ヶ坂、下鵜ヶ坂、戸門の三部落はほう大な国有林野を有し、さらに同郡唯一の拡大な原野を保有し、豊富な林産物を産出するが、奥羽本線鵜ヶ坂駅は貨物取扱を開始していないため、遠く隣村の駅もしくは青森市まで運搬せねばならず、その不便は大である。ついては、鵜ヶ坂駅に貨物取扱を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便並びに産業の発展を図るため、現地の実情を調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

横浜村南部に簡易駅設置の請願（請願者　青森県上北郡横浜村長杉山重治）（山崎岩男君紹介）（第六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県上北郡横浜村南部に臨時貨物取扱いの簡易駅を設置することは、当地方住民の熱烈な要望であるが、いまだ実現を見ないのは遺憾である。ついては、該駅新設についての費用は当村において負担するから、すみやかに該駅の新設を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便を図るため、現地の実情に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

川東、谷田川両駅間の簡易停車場設置の請願（請願者　福島県石川郡小塩江村長相楽代助外五名）（岡谷光衛君紹介）（第六七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄水郡線は、福島県石川郡小塩江村を縦貫するのみで、停車場の設置なく、従つて本村は少しもその恩恵に浴することができない。しかるに本村内より通学、通勤する者は、終戦後激増しており、これらのものは八キロないし十二キロへだてた川東駅か谷田川駅を利用しなければならないため、その不便ははなはだしい。ついては、川東、谷田川両駅間に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方住民の利便を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

遠山口駅存置の請願（請願者　長野県下伊那郡和田村外二箇村組合村長山崎康夫外七百四名）（今村忠助君紹介）（第七一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近飯田線遠山口駅は工事によつて廃止になるとのことであるが、遠山口駅は毎月平均一万八千人の乗客数を数え、定期券利用者は約百五十名に達し、飯田線内停留場で第一位をしめ、乗車貨についても、温田駅、門島駅に匹敵し、もし廃止された場合、大衆の受ける打撃は多大である。和田村外四箇村を包容する遠山郷の森林は三万数千町歩の面積を有し、地上、地下資源の開発計画の拡大とともに、同駅の利用は急増する実状であるから、遠山口駅を存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願駅の当該地方住民に與える利便にかんがみ、現地の実状に即し、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

札幌駅改築の請願（請願者　札幌市議会議長鵜島利雄）（柄澤せき子君紹介）（第七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
札幌駅は四十二年前に建築され、その後若干修理を加えたのみで、狭あい腐朽はなはだしく、かつ駅舎も同じ状況にあるので、職員の衛生的環境は不良で、病気による休職が相つぎ、手荷物の保存にも困難をきたしている。ついては、昭和二十六年度においてぜひとも札幌駅の駅舎を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由
公衆の利便並びに従事員の保健上、請願駅の改築は可及的すみやかに実現を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林讓治殿

上野駅拡充等に関する請願（請願者　東京都台東区永住町百四番地山室仁作）（庄司一郎君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の上野駅は、東京の北玄関として、東北本線、常磐線、上信越両線等の発着駅となつており、一日の平均乗降客は四十万人以上に及んでいるが、駅構内は狭少で、待合室も一、二等客及び婦人用の設備なく、唯一の待合室は驚くほどの混雑をきわめており、しかもこれが浮浪者のたまり場を形成し、台東区民の民生上に重大な影響を與えている現状である。ついては、上野駅をすみやかに増改築して、名実ともに東北、北陸、北海道等への明るく気分のよい大玄関にされたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

尻内駅構内に二線増設の請願（請願者　青森県三戸郡上長苗代村長松倉芳郎外一名）（山崎岩男君紹介）（第一〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線尻内駅は、青森盛岡間の主要駅で、八戸市の表玄関をなしているが、八戸市を基点に上長苗代村を縦断し、五戸を経て青森へ結ぶ県道にある同村尻内駅北部踏切は、戦時中、駅構内拡張と輸送力増強の目的で閉鎖されたため、同村は二分され、正規の新道をう回する時間的空費、不便は多大なものがある。ついては、すみやかに尻内駅構内北部踏切閉鎖の代りとして、二線増を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨について、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

平倉駅を普通駅に昇格並びに岩手上郷駅待合室拡張の請願（請願者　岩手県上閉伊郡上郷村長荻野萠治郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釜石線平倉駅は昨年十月十日全通と同時に駅員無配置駅に格下げとなつたため、同駅利用乗降客並びに一般貨物の輸送上に非常な不便を感じているから、同駅を最少限度の普通駅に昇格するとともに、旧釜石線当時の関口駅廃止により岩手上郷駅乗降客がにわかに多くなつたため、現在の同駅待合室は非常に狭あいとなり、不便このうえない状態であるから、同駅待合室を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状を調査の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

中筋信号所を一般駅に昇格の請願（請願者　京都府舞鶴市字真倉坂根宗太郎外七名）（大石ヨシエ君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄舞鶴線中、海迫、西舞鶴駅間には駅がないために、通勤、通学、旅行者は不便を感じていたので、停車場を建築し、中筋仮乗降場として昨年二月末から営業を開始しているが、仮乗降場であるため、運賃計算の起点として認められていないので、近距離旅行者は普通運賃の二倍あるいは三倍の額を納めなければならない不利があり、普通列車が停車しないこと、手小荷物の取扱いがないこと等種種の困難が残されている。ついては、すみやかに中筋信号場を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

與野駅改築の請願（請願者　埼玉県北足立郡與野町長茂木喜之外四名）（福永健司君紹介）（第一二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線與野駅は、南埼玉県地方における随一の新興地で、日支事変以来急激に人口増加し、駅舎は鉄道開通以来の最老朽駅舎にして狭あいをきわめ、執務能率の低下はもちろん、ことに降雨時における混雑は目に余るものがある。ついては、すみやかに、これが改築拡張を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、当該駅の実状にかんがみて、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大寺駅改称に関する請願（請願者　福島県耶麻郡磐梯村長遠藤正雄外一名）（菅家喜六君紹介）（第一二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県耶麻郡磐梯村は、人口七千六百人を有し、日本曹達会津工場並びに日本発送電猪苗代の四大発電所の所在地で、国鉄の利用度は磐梯西線中若松、郡山を除いて第一位を占めている。また同村一帯は磐梯朝日国立公園に指定されたにもかかわらず、同村地内の大寺駅名は旧来街道筋駅たる部落名「大寺」をそのまま冠称しているため、観光客の不便はもちろん、観光宣伝上の不利益は大なるものがあり、また村名と同一でないために起る支障は大きい。ついては、国有鉄道磐越西線大寺駅の駅名を磐梯駅に改称されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現

地の実状を調査の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

伊豆山に電車停留場設置の請願（請願者　熱海市伊豆山停車場期成会代表古島安二外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆山は最近国際観光温泉文化都市として、かつ熱海伊豆山温泉として発展の一途をたどつているが、最近外客の出入が著しくひん繁となつているから、この際、地方発展のため、伊豆山に湘南電車だけとまる停留場を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、現地の実状に即し、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

生山駅待合室拡張に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野上村長三森千八外一名）（稻田直道君紹介）（第一五一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日野上村生山駅は、郡内交通の要衝で、その駅勢は、七箇村にわたり、人口一万六千を数え、特殊産業として日野上、多里両地域から産出するクローム鉱石がある。経済上の取引は、主として米子、新見、岡山等の近隣都市に求め、遠くは京阪地区にも及び、同駅がどんとする貨客は著しく、一方これら利用地域が広範かつ分散的であるため、その大半は補助交通機関を利用し、上下各列車に接続している関係上、これが到着時における待合室の混雑は大なるものがある。ついては、生山駅待合室を現在の約二倍半に拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆の利便を図る等のため、当該駅の実状を調査の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

青笹停留所を一般駅に昇格の請願（請願者　岩手県上閉伊郡青笹村大字中沢代々木字外三百三十六名）（小澤佐重喜君紹介）（第一五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡青笹停留所は、釜石線敷設当時は、一村一駅の方針で所要面積を買上げられたのであるが、全線着工後ついに無札停留所として今日に至つている。青笹村は、釜石線の開通に伴い、三陸沿岸に対する物資の交流が増加する一方で、移出入物資の輸送は遠野駅を利用する以外になく、元価と運賃に損失多く、年間数百万円に上つている。ついては、青笹停留所を一般駅に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状を調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

長谷村に停車場設置の請願（請願者　広島県豊田郡長谷村長脇谷盛夫外四十三名）（中川俊思君紹介）（第一五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県豊田郡長谷村は、山陽線が貫通して、三原駅と本郷駅との中間に位し、土地肥よくで生産豊富の地域であるが、両駅間の距離は六マイル余に及び、貨客の集散にも不便を感じている。近時三原市の発展に伴い、帝国人絹三原工場、東洋繊維三原工場等に通勤する工員が数百名に増大し、長谷駅設置の必要が緊急を要することとなつた。ついては、地方資源の開発のため、村民の多年の希望を実現して、長谷村に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状を調査の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

木下駅拡張に関する請願（請願者　長野県上伊那郡中箕輪町木下駅拡張期成同盟会委員長小林清人外二十五名）（今村忠助君紹介）（第一六九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡中箕輪町木下は、古来箕輪五箇町村の政治、経済、文化の中心地として発展し、最近、木材、米、果実等の集散は急激に増加し、とくにマンガンの出荷は毎日二三十トンに達しているが、木下駅は設備不完全であるため、これが生産をはばみ、産業経済に多大の支障をきたしている。ついては、木下駅を拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業経済の発展を図るため、資金、資材等を勘案の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

官報号外　昭和二十六年六月六日　衆議院会議録第四十八号附録(二)(その四)

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会　衆議院会議録第四十八号附録(二)(その四)

依佐美駅設置の請願（請願者　愛知県碧海郡依佐美村長丹羽権九郎）（中垣國男君外三名紹介）（第一七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、刈谷、安城両駅間にある愛知県碧海郡依佐美村、安城町は、刈谷駅まで四キロ、安城駅まで七キロも離れ、かつ近代的交通機関なく、徒歩または自転車によるほかないため、住民の被る不利不便は大なるものがあり、ことに風雨のときは、言語に絶するものがある。ついては、前記両駅間に依佐美駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状をつぶさに調査の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

六日町、五日町両駅間に停車場設置の請願（請願者　新潟県南魚沼郡五十沢村長西潟榮一外二名）（田中角榮君紹介）（第一九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南魚沼郡五十沢村、城内村、大巻村は、米、蚕繭、木炭、薪材等を多く産出しているが、これら物資の搬出駅は四キロないし十五キロをへだてた六日町駅または五日町駅を利用しなければならないため、その不利不便は大なるものがある。ついては、これら部落民の不便損失を解決するため、六日町、五日町両駅間に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、現地の実情に即して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

愛宕駅設置促進の請願（請願者　岩国市長津田弥吉外三名）（佐藤榮作君紹介）（第一九二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽線岩国駅と藤生駅との中間に愛宕駅を設置することは、周辺市町村の産業発展はもちろん、わが国経済自立の点からも緊要なことであり、政府においても、その必要を認められ、昭和十九年の春、軍工事として着工せられ、爾二十年には一部仮のホームと駅舎の建設を見る運びとなつたが、終戦とともに建設半ばで取止めとなり、市民の失望落胆は言語に絶するものがある。ついては、すみやかにこれが実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、現地の実状に即し、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

青梅線牛浜駅西側に踏切設置の請願（請願者　東京都西多摩郡福生町中浜百五十二番地小林広男）（並木芳雄君紹介）（第二二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都西多摩郡福生町中学校は、近く小学校に転換されることになつているが、青梅線牛浜駅西側には踏切がないため、学童は迂回しなければならず、しかも線路を隔てて南側に学童の遊園地があり、この遊園地と小学校を結ぶ直線上に踏切がないことは、多大な不便と危険を與えるものである。ついては、すみやかに同駅西側に踏切を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

保安上の見地より現地の実状を調査の上、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場設置の請願（請願者　鹿児島県日置郡上伊集院村長末永善助外一名）（林次雄二君紹介）（第二二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県日置郡上伊集院村の停車場は、同村の東北端に偏在し、人口の密集している村の中心部から約四キロも離れている。従つて、鹿児島本線伊集院駅と上伊集院駅の中間に、乗降客のみを取扱う簡易停車場が設置されるならば、鹿児島市及び伊集院町方面に通勤、通学する者及びその他毎日約五百人が利便をうけ、同村内のうち、上谷口、福山、内田、四元、入佐、直木の六大部落民八千人の外、伊集院町の東部部落民約二千人の国鉄利用者に利益を與えること多大である。ついては、伊集院、上伊集院両駅間に簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利便を図るため、現地の実状に即し、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

吉都線に熊本経由門司行の準急列車増発の請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（渕通夫君紹介）（第三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県吉都線は、鹿児島本線と

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

日豊本線を結ぶ南九州における唯一の主要路線であるが、熊本及び北九州方面の旅行者は都城―吉松(吉都線)、吉松―八代(肥薩線)に一応分断され、直通列車は一本のため、非常に不便を感じている。ついては、これが緩和策として都城発吉都線経由門司行準急列車を増発されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、車両並びに要員等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大阪、大社間準急列車を石見益田まで延長等に関する請願(請願者　島根県議会議長恒松安夫)(山本利壽君紹介)(第五九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪、大社間準急列車を石見益田まで延長することは、石見地方から東京、東海、北陸方面への長途旅行者の便宜上、また石見地方と阪神地方の物資の交流及び石見地方への観光客誘致上、非常に有意義なことである。ついては、大阪、大社間準急行第五〇五、七〇六列車を、石見益田まで延長運転するとともに、夜行列車に寝台車を連結されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便並びに物資交流の円滑を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

新潟線客車廃止反対の請願(請願者　富山県射水郡新湊町放生津石橋秀夫外五千三百五十六名)(内藤友明君紹介)(第七七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによると富山地方鉄道株式会社の射水線が、新湊線へ近く乗入れることとなり、これに伴つて新湊線能町、新湊両駅間の客車を廃止する由であるが、(一)毎年十二月より翌三月までの四箇月間降雪期に入り、積雪のため不通となる、(二)通勤時の輸送力が欠ける、(三)鮮魚行商人の荷物持参の制限が不便である、(四)郷便物の発着が遅れる、(五)電車料金が国鉄料金より高くなる等の理由によりこれが廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

新潟線の旅客営業廃止に伴い、地方交通の利便を阻害せざるよう今後とも善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

国鉄中央線のスピードアップ及び急行列車増発等に関する請願(請願者　山梨県議会議長　星野重次外一名)(鈴木正文君外七名紹介)(第一二三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中央線は山梨、長野両県内交通の中枢をなし、両県の産業経済上きわめて重要な鉄道であるから、すみやかに次の事項を実施されたいというのである。(一)新宿、長野間の急行列車を増発すること。(二)中央線のスピードアップを図ること。(三)湘南型電車を観光季節においては毎日運転すること。(四)新宿発十七時の亜崎行列車を長野県塩尻まで延長運転すること。

二、請願の議決理由

輸送力の増強並びに地方産業の開発を図るため、車両及び要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

二俣線輸送強化に関する請願(請願者　静岡県小笠郡掛川町長倉ヶ谷龍太郎外二十二名)(中村幸八君外一名紹介)(第一三一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄二俣線沿線地方は、最近天龍川、浜名湖等を中心とする観光地への遊客の増加と国土総合開発計画に基く天龍川発電所建設工事の施行などにより著しく活況を呈し、同線の改善は目下急務とされているが、現在一日の運転回数がわずか八往復にすぎず、しかも主列車は、貨客混合のため遅延の状態を反復し、同線の利用者に大なる不便を与えている。ついては、貨客の分離と軽快なるガソリンカー、ディーゼル車の発着等同路線の改善につき、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、車両及び要員等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

宇野、高松間の貨物輸送力強化に関する請願(請願者　高知市鷹匠町高知県木材協同組合連合会池知義一外二千五百六十四名)(長野長廣君外一名紹介)(第一六三七号)、同(請願者　高松市新潟町二丁目日本国有鉄道四国地方営業事務所内平井太郎)(長野長廣君紹介)(第二二〇五号)及び同(請願者　愛媛県宇摩郡三島町日本鉱業株式会社白滝鉱業所長川畑哲雄外二十九名)(川端佳夫君外七名紹介)(第一八八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県はそ菜、甘しよ、木材、繊維等を大量に生産し、これら物資を京浜、京阪神地区等の消費地に輸送していたが、最近自由経済の影響で関東、中部地方との取引もひん繁となり、これら消費地に直送できる鉄道を利用する物資が著しく増加してきた。従つて、本州向け輸送申込車数も多く、これに対応する鉄道の輸送体制は、宇野・高松間の貨車航送力が一日平均二百二十両程度であり、このうち高知県に割当てられる車両数は毎日の新規申込車数を下廻り、必然的に本州向け貨物の滞貨は累増の一途をたどり、商取引が不成立に終つたこともある実状である。ついては、宇野・高松間に大型純貨物航送船を配船し、一日平均三百五十両の航送力を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

貨車輸送力の地方産業経済に及ぼす影響の至大なるにかんがみ、

予算、資材等を勘案して請願の趣旨にそうよう努力せしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

和歌山、東京間に急行列車運転の請願（請願者　奈良県市町村会長滝井芳一外二名）（前田正男君外三名紹介）（第一八四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに大阪より奈良を経て東京に至る東海道線直通列車「やまと号」が運転されて以来、その利用者は激増の一途をたどり、現在の「やまと号」一本のみでは到底利用者の要望にこたえることができない状態である。ついては、夜夜二回和歌山、東京間に急行列車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

飯山線の輸送改善に関する請願（請願者　長野県下水内郡豊井村長清野建之助外五十三名）（小坂善太郎君紹介）（第二一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飯山線は長野県下水内、下高井両郡及び新潟県中魚沼郡、東頸城郡東部の主要交通線であり、当線の運行の良否は関係地方の経済上、文化上にじん大な影響がある。しかるに現在の運行状態は長野、飯山間五往復、飯山、十日町間三往復、十日町、越後川口間五往復にすぎず、しかも運転時刻の配列は適当でなく、列車間合間五時間ないし六時間に及ぶものあり、その不便はきわめて大である。ついては、飯山線の列車回数を増加し、長野及び長岡駅における接続の改善を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図る等のため、予算並びに要員等を勘案して請願の趣旨に沿い善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

東水俣駅外三駅を熊本鉄道管理局管内に復元の請願（請願者　熊本県水俣市長橋本彦七外三名）（福永一臣君外一名紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県水俣市より久木野村に至る国鉄山野線の東水俣駅、肥後深川駅、深渡瀬駅、久木野駅は、現在熊本県内にあつて、従来熊本鉄道管理部管内であつたが、改制によつて鹿児島鉄道管理局区内に編入されたため、事務の連絡等に大なる支障をきたしている。ついては、山野線東水俣駅外三駅を熊本鉄道管理局管内に復元されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道管理局所管区域の地方産業経済に及ぼすべき影響の少なからざるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

松尾寺駅を福知山鉄道管理局管内に編入の請願（請願者　舞鶴市長柳田秀一）（大石ヨシエ君紹介）（第一八三号）及び同（請願者　舞鶴市長槎峨根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第二一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、国有鉄道の機構改革に伴い、舞鶴市の東舞鶴駅までは、福知山鉄道管理局に、その以東の同じ舞鶴市の松尾寺駅は、金沢鉄道管理局の管下に編入されるということであるが、松尾寺駅は、小浜線の終点で、行政区画は京都府舞鶴市で、昭和十八年九月から、現在の大阪鉄道局福知山管理部に属し、同市の再建上重要な位置を占め、一大工場地帯として着々発展しつつある地域であり、もし福知山鉄道管理局以外の管下に編入されるとすれば、これがために受ける時間的、経済的損失は多大である。ついては、福知山鉄道管理局の管轄区域を松尾寺駅まで編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道管理局所管区域の地方産業経済に及ぼすべき影響の少なからざるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

青森市に鉄道管理局設置の請願（請願者　青森市長横山実）（山崎岩男君紹介）（第三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般鉄道機構の改革によつて管

理部が廃止され、枢要の地に地方鉄道管理局が設置されるとのことであるが、青森市は、東北本線、奥羽本線の二大幹線の起終点であるのみならず、北海道との連絡関門であり、陸海輸送の拠点として貨物旅客輸送をつかさどる交通上の要衝である。ついては、東北地方の運輸行政遂行上より、青森市に地方鉄道管理局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有鉄道地方機構の産業経済に及ぼすべき影響の重大なるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

上野鉄道管理局設置に関する請願(請願者　東京都台東区山下町一番地柴谷要外七千六百九十九名)(川島金次君紹介)(第七二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現機構の東京鉄道管理局から東北方面を分離した上、主要区間を併合し、もつて業務の管理運営を合理化せしめるため、次の地域を管理する日本国有鉄道上野鉄道管理局を埼玉県大宮市内に設置されたいというのである。東北本線、秋葉原白河間(川越線、日光線、烏山線を含む)、常磐線、日暮里土浦間(成田線、我孫子成田間を含む)、高崎線、大宮籠原間、山手線、田端池袋間(赤羽線を含む)。

二、請願の議決理由

国有鉄道地方機構の産業経済に及ぼすべき影響の重大なるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

三島駅を東京鉄道管理局に編入の請願(請願者　三島市長朝日原作外十四名)(畠山鶴吉君紹介)(第一三二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年の鉄道機構改革により三島駅は東鉄管内より静岡鉄道管理局に編入されたが、同地方は伊豆半島を控え、熱海から半島全体を循環して三島及び函南駅を経なければ産業、物産はもちろん、乗降客においては八割以上が東京方面の客である事実から、伊豆住民はこぞつて不満であり、同地方に大なる支障をきたしている。ついては、三島駅を東京鉄道管理局に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉄道管理局所管区域の地方産業経済に及ぼすべき影響の少なからざるにかんがみ、改革後の実情に即し、慎重に検討の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

下関鉄道管理局設置の請願(請願者　山口県知事田中龍夫)(吉武恵市君紹介)(第一八〇〇号)及び同(請願者　下関市唐戸町下関商工会議所会頭中部利三郎)(吉武恵市君紹介)(第一八一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関市は山陽、山陰、九州の三大重要幹線の交さ点として、交通、運輸、通信にあらゆる重大なる使命を有するばかりでなく、海洋資源の一大集散地であり、また海外貿易の要衝でもあり、附近に多くの工業地帯を有している重要な位置にある。ついては、この重要な同地に下関鉄道管理局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

国有鉄道地方機構の産業経済に及ぼすべき影響の重大なるにかんがみ、改革後の実情に即し慎重に検討の上、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

猟犬の鉄道輸送運賃軽減等に関する請願(請願者　全日本狩猟倶楽部会長赤尾好夫外一名)(島村一郎君紹介)(第一二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

猟犬の鉄道輸送は、農林漁業の助長に、かつまた健全高尚なるスポーツ精神の涵養に精進している狩猟者の狩猟効率を発揮する上にきわめて重要なものであり、猟犬の客車便附随手荷物の取扱いの復旧を再三請願したが、いまだに、これが実現を見ないのは、はなはだ遺憾である。ついては、国鉄、私鉄ともに猟犬の客車便附随手荷物の取り扱いをすみやかに復旧するとともに、運賃は旅客運賃(三等)の半額とし、犬箱は個人持専用のものを供託されたいというのである。

二、請願の議決理由

狩猟効率の向上を図る等のため、輸送状況並びに運送経費等を勘案して、請願の趣旨に沿い善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

青函航路の貨物運賃改正に関する請願(請願者　函館市長宗藤大陸外一名)(富永格五郎君外二名紹介)(第一八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青函航路の貨物キロ程は、実キロ程に比較し、四倍に制定されているため、通常キロ運賃の四倍の高率が、同航路を運送される開発源資材、生産貨物及び開発用物資等に重圧をもつて課せられる結果、北海道の開発事業並びに産業の振興に大なる影響を及ぼしている。ついては、現行青函航送航路の貨物運送キロ程四百五十キロを、実運送キロ程の百十三キロに改正して、所定貨物運賃等級による運賃にされたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道における開発事業の促進を図りあわせて、産業の振興に寄与するため、輸送原価を勘案して、請願の趣旨について考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付

して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

小、中学校生徒の乗車賃割引に関する請願（請願者　仙台市名掛丁三十二番地宮城県教育委員庄司ヒサヨ）（庄司一郎君紹介）（第七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
全国的にへき地の部落より汽車あるいはバス等にて、通学する児童生徒のために、現行の一般学生一律の割引きより、さらに特別な割引きを行い、義務教育中の児童の長期欠席をなくし、義務教育の完全遂行を期することが必要であるから、小、中学校児童の乗車賃の割引きを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
議願の趣旨については、現状に即し、研究の上、善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

戦傷病者に対する鉄道無賃乗車証復活の請願（請願者　福島県若松市栄町三百四十八番地田場川留作外七十二名）（大内一郎君紹介）（第四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
元傷い軍人に対する鉄道無賃乗車証は、昭和二十三年八月に廃止になつたが、これによつて全国元傷い軍人は、精神的にも物質的にも大きな苦痛を感じ、転地療養、医院の通院その他に不便を感じている。ついては、傷い者に対し、国鉄無賃乗車規定を復活されるとともに、七十歳以上の者に対しては、一人の附添人を認められたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨については、身体障害者福祉法との関連をも考慮し、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

新制中学校生徒の通学運賃軽減の請願（請願者　京都府北桑田郡周山中学校長井上経二）（水谷長三郎君紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中学校生徒通学運賃割引ついては、しばしば請願を継続し、若干の引上げを実施されたが、現状はまだ満足すべき條件になく、とくに、広地域統合の農山漁村組合立中学校では通学運賃に多額を要し、建設途上にある義務教育の危機をもたらしている。義務教育無償の原則に基いて、義務教育を受けるに要する経済的負担の軽減に対しては、政府は常に努力すべきであるが、現行運賃では、義務教育と非義務教育者との区別が定期券割引の上になんら考慮されていない。また旅客自動車運賃は、キロ当り単価が鉄道に比して、いちじるしく高価である上、割引率の條件も鉄道より低率となつているため、不平等な通学費も支拂つている。ついては、中学生徒の乗車運賃を通学定期券計算において小人取扱いとし、キロ当り運賃単価、割引率を鉄道、自動車の区別なく同一とし、通学費無償の方針に漸次近づくよう実現化に努力されたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨については、現状に即し研究の上、善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

身体障害者鉄道運賃割引証交付簡素化に関する請願（請願者　東京都新宿区西大久保四丁目百七十番地日本盲人会連合会長岩橋武夫外一名）（青柳一郎君紹介）（第一八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
身体障害者福祉は、義手義足の修理や授産施設に重点がおかれ、盲人に対しては鉄道運賃の割引と安全つえの交付などが、おもなものであるが、現在の鉄道運賃の割引証は市区町村長の証明を要し、その交付手続に不便と手数と交通費がかかり、身体障害者に対して、負担の軽減を図ろうとする福祉法の精神に反することが多い。ついては、クーポン式割引証を日本盲人会連合で発行し、該当者に交付して、該当者は身証手帳とともに駅の窓口に提示して、乗車券を購入できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
請願の趣旨については、現行に即し研究の上、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

びわに対する貨物運賃割引の請願（請願者　長崎市西中町三十三番地長崎県茂木びわ販売農業協同組合連合会長峯恒市）（岡西明貞君紹介）（第二一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
びわの貨物運賃等級は七級であつたが昭和二十五年四月一日の改訂で六級に引き上げられたため、汐留の場合トンあたり百八十八円の値上りとなり、生産者の收入を減じ、かつ消費者にも影響を及ぼしている。生産地が東京から千四百キロ離れた地方に位し、輸送費の占める率が大きく、また包装に多量の資材を要し、こわれやすいため積載重量に限度がある等特殊事情がある。ついては、びわに対しても従来通り貨物運賃等級を七級に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願については、当該貨物の需給状況並びに運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

硅石に対する貨物運賃の等級引下げに関する請願（請願者　兵

庫県氷上郡吉見村市島土井硅石鉱山土井経吉外十二名)(有田喜一君紹介)(第二二八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

けい(硅)石は高度の耐火度を有し、鉄鋼製造上不可欠な平炉及び電気炉は、このけい石れんがで構築されている。本年一月二十七日から新鉱業法が実施され、けい石も鉱石の中に含まれることになつた。鉱石の鉄道運賃は七級であるが、けい石は、砂利、割石と同級の六級の適用を受けている実状である。新鉱業法の実施によつて、けい石鉱山も経営上では諸種鉱山と同様の業務を負担しているし、重要度においてもけい石より優位とは考えられない石灰石ですら、七級に取扱われている次第であるから、この際、けい石の貨物運賃等級を他の諸鉱石と同様、七級に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、当該貨物の需給状況並びに運賃負担力等を検討して、これを考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

金町、新小岩両駅間の貨物専用に乗客用電車線併設の請願(請願者　東京都江戸川区長小久保松保外一名)(島村一郎君紹介)(第八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄常磐線金町駅より同総武線新小岩方面に行こうとする者及び同小岩駅から金町方面に行こうとする者は、現在上野、両国両駅を迂回しなければならないので非常に不便であるから、同両駅間の貨物専用線に乗客用電車線を併設され、乗客の便益を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、現地の実状を調査研究の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

岩切、品井沼間の線路撤去反対に関する請願(請願者　宮城県宮城郡利府村長丹野亀一郎外二十一名)(安部俊吾君紹介)(第三六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

運輸省においては、東北本線岩切、品井沼間貨客輸送を現在の「山手線」から「海岸う回線」に転換するとのことであるが、これが実現されると同区間(山手線)の線路が撤去されるので、本線の松島、利府両駅を利用する八箇町村民は、経済的、文化的に大なる支障を被るばかりでなく観光松島の交通を妨げ、八箇町村の産業と住民の生活を崩壊する結果になる。ついては、岩切、品井沼間の線路撤去に対して反対するというのである。

二、請願の議決理由

地方住民の利害関係を十分に考慮し、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

上信越線の池袋駅導入反対の請願外一件(請願者　東京都台東区役所内上野観光連盟会長秋葉酒壮外二千七百二名)(小澤佐重喜君紹介)(第一〇三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都市計画課発表の「帝都復興改造試案」及び運輸省施設局建築課の「主要駅の新構想」によれば、上信越線の池袋駅導入計画が推進されている模様であるが、これはいたずらに都市生活に変りを与え、また住民に経済的社会的不安を与えるのみで、なんら益するところなく、かつ分散することにより一層利用者に不便を与えるものである。ついては、上信越線の池袋駅導入に反対するというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

参宮線復線復活の請願(請願者　宇治山田市議会議長小久保久吉)(中村清君紹介)(第一三九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄参宮線は、観光都市宇治山田市を基点とし、関西線に連けいして、大阪、名古屋に連絡する重要線として、旧来きわめて優秀な輸送成績を挙げ、関係沿線の産業の発達、地方文化の振興に多大の寄与をしてきたが、戦争のため、復線を撤去され、従前に比しその輸送力が半減したため、現在激増する観光客の輸送に多大の支障をきたし、また当地方産業振興上の一大障害となつている。ついては、本線の復線を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源の開発並びに地方交通の利便を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

興を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

白棚鉄道復活促進の請願(請願者　白河市長田中仲三外四名)(園谷光儀君紹介)(第一九七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

白棚鉄道を復活することは沿線の木炭及び米麦の生産を倍加することはもちろん、その他豊富な山林資源並びに地下資源、ことに金山地方における鉄道用採石、金鉱等の開発に資するところ大である。ついては、すみやかに本鉄道を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

添田線拂下げに関する請願（請願者　福岡県田川郡勾金村長岩岡初治外六名）（佐藤栄作君外四名紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県小倉市大字富野東小倉を起点として小倉市石田、石原町、田川郡採銅所、大任の諸町村を経て、同郡添田町に通ずる延長四十七キロに及ぶ国鉄添田線は、田川炭田の石炭、セメント製品、石灰石、木材等の物資を北九州に輸送するためと、住民の旅客輸送を目的として設立された純地方鉄道で、私企業に移した方が自由競争になつてサービスの改善、輸送力の増強等を迅速に実施することができる。ついては、すみやかに同線の民間拂下げを実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の路線は、買収後すでに数年にわたつて国有鉄道として運営せられ、輸送の重責を遂行しているのであるから、これが拂下げについては最近における経済情勢ともにらみ合わせ、輸送力の確保並びに増強等の見地からこれを研究するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

倶利伽羅峠隧道改修工事施行の請願（請願者　石川県議会議長鳥島徳次郎外二名）（笹谷秀次君外九名紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北陸本線の輸送施設は、他の重要幹線と比較して、きわめて劣悪であり、なかんずく木ノ本敦賀間、敦賀今庄間、津幡石動間は最急こう配の隧道であるため、必然的に列車の速度、回数に、いちじるしい制約を受け国鉄の営業收益に大なる影響を及ぼすのみならず、関係地方産業文化の発達をはなはだしく阻害している。しかるに前記三大難所を一時に改修することは現下のわが国財政をもつては困難である。ついては、比較的施工が容易である倶利伽羅峠隧道の改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図るため、資金資材等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

沼宮内、一戸間線路こう配改良工事施行の請願（請願者　岩手県岩手郡沼宮内町長八角喜代治外十八名）（山本猛夫君紹介）（第一一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線奥中山駅附近を中心とする急こう配による輸送力の減耗は、わが国の経済発展に及ぼす影響が大であることは衆知の事実である。ついては、東北本線沼宮内、一戸間線路のこう配改良工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強を図るため、現地の実状に即して、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

彦山線釈迦岳隧道工事促進の請願（請願者　福岡県朝倉郡宝珠山村長大蔵吉国外二十一名）（守島伍郎君紹介）（第一一八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州の最短縦断線である彦山線は、石炭坑木その他物資の交流、旅客の輸送並びに本線の沿道に沈滞せる産業の開発等社会の産業、経済、文化等に寄与するところ大であるが、本線中、釈迦岳トンネルのみは、戦争の影響をうけて、二千八十七メートルを残したまま工事中止となり、今日に至つている。ついては、本線の重要性を認識して、釈迦岳トンネル未開さく箇所の工事をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨につき、考慮せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

農林省所管森林軌道を日本国有鉄道に移管の請願（請願者　北海道常呂郡留辺蘂町長佐野準一郎外一名）（伊藤郷一君紹介）（第三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道常呂郡留辺蘂町内には豊富な国有林があり、大正八年から官営によつて伐採、育成を計画し、製品である素材輸送のため国鉄留辺蘂駅構内接続地を基点として、石狩国境附近に至る延長三十八キロに及ぶ森林軌道を敷設しているが、この施設は野村鉱業株式会社の外は利用は許されず、しかも往路は空車だけで不経済この上もない。この沿線は、交通機関乏しく生産物は運賃の高い貨物自動車を使用している。ついては、同町の農林省所管森林軌道を日本国有鉄道に移管し、旅客及び一般貨物の運輸業務を取扱うように配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算並びに現地の実状を勘案して、請願の趣旨について、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

耶馬渓鉄道を国有鉄道に移管の請願（請願者　大分県日田観光協会長広瀬正雄外六名）（村上勇君紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

耶馬渓鉄道は、大分県中津市を起点とし、同下毛郡三郷村守実を終点とする観光ルートで、戦後旅客が増大し、渓中から搬出される林産物の激増とともに、その重要性を加えているが、私鉄の貧弱な輸送力、資金難とサービスの低下の現状では到底その使命を果すことができない。ついては、同鉄道を国有化するとともに、これを日田市まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願の趣旨については、当該地方の民営鉄道の現況に即し善処せ

しめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

戦時強制買收建築物等を旧所有者に優先拂下げに関する請願(請願者　栃木市河合町八百八十八番地橋本万太郎)(山口好一君紹介)(第七三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は、戦時中栃木駅前で旅館業を営んでいたが、昭和二十年七月、運輸省の申入れで、旅館の建物百七坪余を代金四万二百十円でほとんど強制的に買上げられた。その後、運輸省でも不要になつたので、昭和二十二年の国会に旅館業復活のために拂下げの請願を行い、採択となつたにもかかわらず、手続きが進行せず、生業を営むことができない。ついては、右物件の拂下げを促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

公舎の建築等事情の推移をまつて、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

国鉄においてかんがい用えん堤築設の請願(請願者　青森県東津軽郡新城村役場内中村甚作外七名)(山崎岩男君紹介)(第一二八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡新城村及び青森市大字羽白の耕地かんがい用えん堤は、水下反別百二十三町歩をつかさどる重要なえん堤であるが、明治二十六年鉄道開通の際廃止され、その代りとして、破損した場合は鉄道省において修繕することを條件として、約六十間巻の上流に同省においてえん堤を築設したが、現在その腐朽は著しく修繕の見込は全くなく、これが放置はかんがいに大なる支障をきたし、全耕地が廃田となることは必至である。ついては、新たなえん堤築設費は二百三十五万円を要する予定であるから、これが築設につき、運輸省において工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域におけるかんがいの万全を図るため、現地の実状に即応し、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

地下鉄新線の設計変更に関する請願(請願者　東京都文京区同心町三十番地文京区地下鉄対策連合委員会長染谷盛一外十名)(野村專太郎君紹介)(第一八〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神田、池袋間地下鉄設計一部変更に関しては、文京区としては第八回国会において請願し、昨年六月以来今日まで猛運動を継続して今日に至つたにもかかわらず、当団側は、着工準備を進ちよくしている。当団の予定線敷地は民有地で、多年の住宅地であるから、露出路線を中止して、深堀の地下線にし、車庫、操車場、修理工場は終点もしくは起点地区に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

地下鉄新線工事の沿線住民に及ぼすべき影響の少なからざるにかんがみ、工事計画の再検討、沿線住民の損害を最少限度に止める等万全の措置を講ぜしめるを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

各種自動車に安全装置取付に関する請願(請願者　長崎市立山町六十一番地神崎勝)(坪内八郎君紹介)(第七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車のあらゆる事故は、ほとんど制動機によつて救われるもので、現在使用されている制動機は安全性がないため、年間相当の事故をおこし、不詳事をひき起している。自動車安全装置は、自動的に自動車を停車させることができ、自動車のあらゆる事故を確実に防止する性能を有し、本年七月、長崎県陸運事務所で実地試験の結果、その優秀性を証明され、運輸庁自動車局に全国的取付方を出願中である。その他、各方面でこの制動機の効果は認められ、昭和二十四年には特許も出願し、近く許可されることになつている。ついては、この安全装置を各種自動車に装置するよう許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車事故の防止並びに交通の安全を期するため、請願の趣旨につき考慮するよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

越後長沢駅、只見町間に国営自動車運輸開始並びに道路開設の請願(請願者　新潟県南蒲原郡町村会長菊地多兵衛外一名)(田中角栄君紹介)(第三一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄越後長沢から福島県南会津郡伊北村只見に至る鉄道開発の前提として、現在森町村大字大江に至る国鉄トラックが運行されているが、新潟、福島両県では、福島県伊北村に延長しようとする要望が高い。この線は、只見川電源開発事業の物資輸送線であり、沿道には観光地も多く、かつ会越山脈の豊富な資源もあるから、さし当り、越後長沢駅を基点として鹿峠村を経て森町村大字大江まで約十八キロ鹿峠村、中蒲原郡七谷村大字西山を経て七谷駅まで約十三キロさらに加茂町に通じる線と、只見に通じる国営自動車の運行並びに道路開設を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材並びに当該民営業者との関係等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

豊頃、大樹間国営自動車運輸開始の請願（請願者　北海道中川郡豊頃村長佐藤義助）（高倉定助君外二名紹介）（第九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡豊頃村から大樹村に至る開拓自動車路線予定線は、南十勝の宝庫である豊頃村、大津村、大樹村の三村をつなぎ、農業、漁業、林業、畜産業等の主産地であるが、交通の悪條件のため開発できない状態である。同路線は、広尾町に直結する重要線で、十勝開発に貢献することが大きいから、豊頃、大樹間国営自動車路線を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の開発を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

中野、久慈間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　岩手県九戸郡中野村長南福松）（鈴木善幸君紹介）（第一〇九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄道八戸線が開通以来、地方交通の動脈として産業文化の面に果した役割は大きいが、各駅と部落の連絡に不便なところが多く、乗合自動車の運行が開始されるならば、住民の利便はもちろん、三陸の観光地を紹介するためにも適切な施策である。この地方は、冬期にも積雪、吹雪の弊害全くなく、わずかな幅員の拡張と、若干の路面の補修によつて運行が可能であり、八戸線の混雑を解消するためにも自動車運行開始は住民の念願であるから、すみやかに中野、久慈間鉄道八戸線に併行する国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材及び現地の実状等を勘案して、請願の趣旨について、善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

岩滝口、本庄両駅間の私営バスを国営に切替の請願（請願者　京都府與謝郡岩滝町長島田揮三外九名）（前尾繁三郎君紹介）（第一三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在運営せられている京都府與謝郡岩滝口、本庄両駅間の私営バスを国営バスに切替え、もつて通学者が安価で通学できるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

旅客の利便を図るため、予算、資材並びに当該地方民営業者の関係等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

生山、須後山両駅間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　鳥取県日野郡日野上村長三森千八外一名）（稲田直道君紹介）（第一五一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県日野郡日野上村生山駅と広島県比婆郡八鉾村道後山駅間路線約三十三キロは、山陰山陽連絡の短距離交通線として、重要な使命を有し、沿線地方の資源開発と文化向上に大なる利便を與えるのみならず、山陰の米子市境港と山陽の広島市、呉市とを接近せしめ、中国一帯の交通運輸に重要なる役割をもつものである。従つて、同路線が開通されれば、観光地須後山は一層の真価を発揮して利用は激増する。ついては、前記両駅間に国営の貨物並びに旅客自動車を運転され、その第一期として生山、多里間の現在国営貨物自動車営業に旅客運送を兼営されたいというのである。

二、請願の議決理由

沿線地方の資源の開発並びに文化の向上を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

篠山、久下間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　兵庫県多紀郡篠山町長藤本善吉外五名）（有田喜一君紹介）（第一七二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡篠山町より同県氷上郡上久下村を経て、久下村に至る地域には、前記三町村の外に岡野、南河内、大山の三箇村があり、総人口三万人を数えているが、従来よりこの地域内は、経済、運輸等あらゆる面で篠山町、久下村とは密接不離の関係にあるにかかわらず、交通機関は国鉄だけで、列車の運行も三時間ないし四時間の間隔があり、しかも篠山町、久下村相互は、篠山口で乗換えるなど被る不便は大なるものがある。一方沿線には「川代名所」があり、銀桜に、ハイキングに遊客も年ごとに激増している。ついては、篠山町より上久下村を経て久下村至る区間に国営自動車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

金山町から藤尾、東根両村を経て亘理町に至る間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　宮城県伊具郡藤尾村長山本紅樹外七名）（内海安吉君外五名紹介）（第一七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡藤尾、東根両村は、阿武隈山脈の西腹に位し、最も非文化的な村で、最近県下随一の養蚕村として著しく発展してきたが、交通不便で、東に八キロ、西に六キロ出なければ交通機関を利用し得ない現状である。ついては、金山町から小斎、枝野、藤尾、東根各村を経て亘理町に至る間に国営バスを運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図るため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

熊田、古江間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡北浦村長兒島百太郎外三十五名）（佐藤重遠君外五名紹介）（第一八〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県東臼杵郡北川村大字川内名熊田から国道縦貫線を経てさらに県道に移り、北浦村大字古江に通ずる約三十キロの路線には、現在トラックの運行があるのみで、北川、北浦、大分県佐伯屋各村の住民が、南下するには日豊線の駅までトラックの貨物の上に乗つて行く実状である。一方この路線には木材、木炭、しいたけ、茶等の生産が盛んで、これらの取引に出入する企業家も交通不便のため、資源開発の支障となつていることも事実である。ついては、熊田、古江間に国営自動車の運行を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発を図る等のため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨について善処せしめるよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

石川、植田間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　福島県議会議長蓮沼龍輔）（菅家喜六君紹介）（第一八四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水郡線磐城石川駅より常磐線植田駅に至る国営自動車予定路線にすみやかに国営バスを運営することは、沿道二町十箇村民の熱望するところのみならず、これが実現により、福島県南部地方の交通、経済、文化に寄与するところ大である。ついては、同区間に国営自動車の運輸を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便を図りあわせて文化の向上に寄与するため、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿い善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

阿翁浦港整備工事施行の請願（請願者　長崎県北松浦郡鷹島村長木寺幸之助外十七名）（坪内八郎君紹介）（第一二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿翁浦港は、長崎県北松浦郡鷹島村の西北に位し、天然の良港であり、伊万里湾を出入する大小の船舶や、操業や鷹島周辺の海上を航行する無数の漁船が、一朝時化に遭遇するとき、西南風でない限り、阿翁浦港に避難するのが例となつている。しかしながら、同港は、南西面に口を開き、港口からくる風波をしのぎえないという欠陥があるため、阿翁浦港湾の整備は緊急事となつている。ついては、漁船、その他航行船舶安全のため、または水産業発展のため、阿翁浦港に、給水、給油、漁獲物の処理等の整備を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を図りあわせて、水産業の発展を期するため、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

芦尾港災害復旧費国庫補助の請願（請願者　島根県八束郡秋鹿村長奥原秀夫外八名）（山本利蓉君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県八束郡秋鹿村芦尾魚港は、昭和二十四年十月と本年度の数度にわたる台風、風浪により突堤及び防波堤は破壊され漁期を控え、出漁不可能な状態であり、これが工事は村費のみでは不可能である。ついては、すみやかに芦尾魚港の災害復旧工事に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

芦尾港の現状にかんがみ、これが復旧を促進するため、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

雄勝港を避難港に編入の請願（請願者　宮城県桃生郡雄勝町長藤野徳弥）（内海安吉君紹介）（第三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡雄勝町は、世界の三大漁場である金華山に連けいし、各種船舶航行の要衝であるが、いまだ附近に完備した避難港がないため、船舶のでい泊、けい留に非常な不利不便をきたしている。ついては、天然の良港であり、地域的条件に恵まれている雄勝港を避難港に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における船舶避難の万全を図るため請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

青森港の整備拡張促進に関する請願（請願者　青森市長横山実）（山崎岩男君紹介）（第三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森港は、その背後に豊富な農産地帯をもち、水、陸、交通の要衝として立派な立地条件を有しながら、じゆうぶんに発展しないのは港湾施設が不備であるからである。貿易受入体制が整わない結果、豊富な青森県産品も民間貿易品として、他港から輸出されている実情である。ついては、青森港輸出入農産物検査機関の設置、保

税運送の確保、水産資源開発に必要な機帆船燃料の保有及び青森港のすみやかな築設等港湾施設の整備拡張を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

海陸交通の要衝に位する青森港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

稚内港埋立及び修築工事促進の請願（請願者　稚内市長西岡斌外一名）（玉置信一君紹介）（第三六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

稚内港は、終戦後オホーツク海、日本海の漁業根拠地として、また各種生産物の輸出港として重大な使命を有しているが、港湾施設の設備が完成されず、狭あいな施設に地元並びに他港の船舶がむらがり、その出入、漁獲の陸揚げ、加工品の積出等に多大の混雑をきたしている。ついては、昭和二十六年度以降においては、国営埋立工事の継続と、同港修築並びに附帯工事を継続施行されたい。なお、北方漁場の急激な発展に伴い声間、西稚内、抜海に漁港を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内港の漁業根拠地として、又は各種生産物の輸出港としての重要性にかんがみ、当該港の修築を促進するとともに、北方漁場の発展に対応し請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

調川港を重要港湾に指定の請願（請願者　長崎県北松浦郡調川町長松口密馬外三名）（坪内八郎君外一名紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松南炭田の石炭は現在、相浦、臼浦港から積出されているが、近く開通される松浦平坦線で陸送し、北松浦郡調川港から輸送すれば石炭輸送費は非常に節約される。また壱岐、対馬と本土との交通を接近させる必要は現在県政の重要課題となつているが、そのためには、調川港を壱岐、対馬航路の発着港とすることが適切な解決策である。また調川港は、松浦平坦線の開通のあかつきには、近海航路の要港となり、漁獲物の集散地として、韓国貿易港の基地として最適の地である。以上のような理由で、調川港を重要港湾として指定し、長崎県の裏支関としての機能を発揮せられたいというのである。

二、請願の議決理由

調川港の当該地方における重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

八木港を避難港に指定並びに防波堤延長等の請願（請願者　岩手県九戸郡種市村長川崎甚太郎外三名）（山本猛夫君紹介）（第四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡種市村八木港は、昭和二十三年度から避難港として着工し、同二十四年度までに防波堤二十メートルを築造して中止のままになつている。同港沿岸地帯は、三陸沿岸でも屈の箇所として航行船舶から警戒され、毎年難破沈没船が相当数に達している。ついては、八木港を避難港に指定し、防波堤の延長並びに航路標識をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨に沿うよう、善行するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

興津港を避難港に指定の請願（請願者　千葉県夷隅郡興津町長吉野貴外二十三名）（森暁君紹介）（第六四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

興津港は、千葉県外洋沿岸における天恵の良港で、関東沿岸中枢要な地点にあつて、外洋より京浜諸港へ出入する船舶航路の要衝に当り、暴風雨襲来の際は多くの船舶並びに漁船が避難するのであるが、港湾設備としてはなんら見るべきものがない。ついては、海運の保全と産業発展のため、本港を避難港に指定するとともに、港湾施設を修築されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における船舶航行の安全を図り、あわせて産業の発展を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

大湊港修築費国庫補助の請願（請願者　青森県下北郡町村会長中村喜洋志外一名）（山崎岩男君紹介）（第六四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下北地方は、豊富な鉱産資源及び水産物を有する本県の重要資源地帯であるが、当地方の開発は交通の不便と各施設の不備により充分な進歩を見ないまま今日に及んでいる。しかるに当地方を縦貫する臨港線により、海陸の連絡をなしうる大湊港施設を活用すれば当地方開発上もつとも効果的である。ついては、荒廃している本港の港湾施設の修築工事を施行し、もつて当地方の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の資源の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林讓治殿

志布志港を重要港湾に編入の請願（請願者　鹿児島県知事竜成

格)(前田郁君紹介)(第八八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

有明湾にのぞむ志布志港は、南九州太平洋岸における唯一の商港として海陸交通の要地である。志布志町は、人口約三万、鉄道志布志線、古江線、北薩線の始発駅であり、広大な大隅地方に産する林産資源、木材、竹材、木炭の搬出はすべて陸路及び鉄道で同港に集積され、遠く関西、種子島及び西南諸島へ搬出され、同地方の消費物資もほとんど同港を媒介として搬入されている現状である。大隅地方開発が進められている今日、志布志港の重要性はいよいよ加重されるから、志布志港を重要港湾に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

海陸交通の要地に位する志布志港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

脇本港修築に関する請願(請願者　鹿児島県出水郡三笠村長浜上信久)(尾崎末吉君紹介)(第一〇三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡三笠村の脇本港は、天然の良港で、近海を航行する大小船舶の唯一の避難港として利用されてきたのであるが、潮水干満の差がはなはだしいため、近年水底が浅くなり、かつ港湾としての施設が不完全なために利用困難な実状にある。ついては、本港の修築工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

脇本港の現状に対処し、船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

有家港災害復旧工事費国庫負担金交付に関する請願(請願者　岩手県九戸郡中野村長南福松)(鈴木善幸君紹介)(第一〇九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡中野村有家港は、物資の出入港として地方民の主要門であり、近隣に良港なく、避難港として重大なる役割を果し、かつ地方産業の振興のために、さきに災害復旧工事として運輸省の査定を受け、本年度その査定予算の約三分の一の国庫負担で着工したが、港湾工事の特異性にかんがみ、地方民の出資と村費の立て替えをもつて、全工事の完成を目指している。しかるに打続く不漁と地方財政の貧困より、地元負担の重圧には全くたえがたい実情にある。ついては、有家港復旧工事費の未交付分を、昭和二十六年度初期に交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

武豊港を重要港湾に復活の請願(請願者　愛知県幡豆郡平坂町長新美仙太郎外六名)(久野忠治君紹介)(第一二〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県武豊港は、躍進に躍進を加え、昭和十八年四月臨海工業地帯造成大計画が土木会議において可決せられ重要港湾に編入されようとしたとき、太平洋戦争激化し、船舶の不足と諸物資統制の影響をうけて出入船舶激減し、今日に及んでいる。戦時中沿岸に設立された幾多の会社、工場等は、戦後異常の発展をきたし、港勢も日々増進してきた際、港湾法制定とともに重要港湾に編入されたのであるが、最近の閣議において重要港湾より削除されたことを聞き、驚いて善後策に腐心している。ついては、武豊港を重要港湾に復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

武豊港の港勢に対応して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

広尾港改修工事施行の請願(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外二名)(高倉定助君紹介)(第一二四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広尾港は、北海道東海岸十勝の南端に位し、十勝唯一の港であるばかりでなく、釧路、室蘭間における唯一の避難港として、また襟裳魚田開発の一大根拠地として、きわめて重大な使命を有しているが、港湾施設は多数の歳月を経たためと、潮流による漂砂等のため、港内は埋没し、船ま突堤は沈下し、造船斜路は洗掘せられるなど、このまま放置すれば数年たらずで港の機能を失うものと憂慮されている。ついては、本港の改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

広尾港の避難港としての重要性にかんがみ、予算、資材等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

下田港改修工事施行の請願(請願者　静岡県賀茂郡下田町長河津市次郎外六名)(畠山鶴吉君紹介)(第一三一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下田港は、伊豆半島の集散及び集荷地であつて、南方からの船舶の出入に重要な役割を果す港であり、また避難港としても重大な使命を有する港である。ついては、下田港を漁港と避難港及び一般港として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豆半島の要衝に位する下田港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

伊東港改修工事施行の請願（請願者　静岡県伊東市長石川哲外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
伊東市は、伊豆半島の重要な位置を占め、ことに伊豆七島を控え、この方面の魚類と産物の水揚地であり、しかも最近は外国船も出入するようになり、国際的立場からみても、水陸両用の施設を設けなければならないことはいうまでもない。しかるに漁港としても、一般港または避難港としても、現在の港湾では狭く、その上キティ台風により損害をうけたのでどうしても改修と拡張をしなければならない状態である。ついては、伊東港の改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
伊東港の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

阿万港改修並びに避難港に指定の請願（請願者　兵庫県三原郡阿万町　議会　議長　岡本周次外一名）（塩田賀四郎君紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県三原郡阿万町は、淡路島の最南端に位置し、対岸鳴門市とは海上最短の距離にあり、かわらとたまねぎの主産地で、かわらにおいて年産約一千万枚、たまねぎにおいて年産三百万貫の輸出港である。しかるに港湾は狭あい不完備であるため、本港を利用する船舶に大なる不利不便を与えている。ついては、本港港湾の改修工事を施行するとともに、避難港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
阿万港の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

大川港改修工事施行の請願（請願者　鹿児島県揖宿郡頴娃町長椎井染吉外一名）（井上知治君紹介）（第一四一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県大川港は、薩摩半島の中央部揖宿郡頴娃町と川辺郡知覧町との境にあつて、河川を利用して入江のように奥深く入り込み、港内有効面積広く、多数の船舶を収容できる天然の避難港であり、昭和二十三年一月十四日の突風並びに昭和二十四年七月のデラ台風の際には、避難港としての真価を発揮して入港船舶総数二百五十余隻に達している。しかしながら、干潮時においては、現況のままでは、船舶が港の奥深く出入することが困難であり、昭和二十三年の場合も、干潮時であつたため、港内に入港できなくて悲惨事を起した例もある。ついては、干潮時にも安全に避難船を収容できる施設工事を急速に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
大川港の地理的特殊性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

船舶港拡張工事施行の請願（請願者　北海道礼文郡船泊村長釣部美雄）（玉置信一君紹介）（第一五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道礼文郡船泊村大字船泊村字弁財泊船入まは、昭和六年築設されたが、その規模が小さいため近年沖合漁業の発展とともに狭い港内に全部の漁船を収容できない。なお、稚内、船泊航路が運輸省管下入にり、新設船泊駅も開設され、小樽、船泊間の航路も増加したが、季節風である北西風のため荷役できないこともあり、住民の生活物資輸送にも支障をきたしている。ついては、産業開発、運輸の円滑化両面の意味において、船泊港の拡張工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の開発並びに運輸の円滑化を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

北海道、本土間の仲継港として小湊港利用に関する請願（請願者　青森県東津軽郡小湊町長辻村秀雄）（山崎岩男君紹介）（第一八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
経済事情安定に伴う生産増加と朝鮮動乱により輸送のふくそう活発化を呈している現状にかんがみ、天然の良港であり、かつ優秀な施設を有する青森県東津軽郡小湊港を北海道、本土間の仲継港として活用されたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道、本土間における輸送のふくそう活発化に対処して、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

鬼脇港に第二防波堤築設の請願（請願者　北海道利尻郡鬼脇村長六田新助外二名）（玉置信一君紹介）（第五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道利尻郡鬼脇村字鬼脇港は、純漁村で、昭和十二年に船入まが築設され、利礼定期航路の基点として、各種船舶はもちろん、各種漁船の出入も激増し、漁獲物の生産も増加したが、同島は、夏期以外風波激しく、船入まは外港同様となり、でい泊中の船舶も時化となれば他港に避難する実状である。船入ま工事の村起債の償還も未了の中、昭和二十三年、同二十四年の災害にあい、防波堤及び護岸の復旧工事を現在行つているが、この工事だけでは波浪による被害を免れないので、同港に第二防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
鬼脇港の離島連絡並びに漁業基地としての重要性にかんがみ、請願の趣旨にそうよう善処するを適

当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

一、請願の要旨及び目的

青森県東津軽郡新城村及び青森市大字羽白の耕地かんがい用えん堤は、鉄道開設の際、廃止され、この代りとして鉄道省においては、万一破損した場合は修理することを條件として、六十間程上流にえん堤を築設したのであるが、その後、再三決壊し、このためかんがいに多大の支障をきたし、全耕地は廃田となつた。ついては、移転当時の條件通り防災えん堤築設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地域におけるかんがいの万全を図るため、現地の実状に即応し、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

鉄道敷設に伴う防災えん堤築設の請願（請願者　青森県東津軽郡新城村中村甚作外七名）（山崎岩男君紹介）（第八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天塩港は、留萌、稚内沿岸線百九十六キロメートル余にわたる中間の港で、かつては北海道北部における木材の積出港及び漁船の重要拠点として貢献したが、河口における地質が砂土であるため、年年波浪により、水深、河幅が常に一定せず、ために大船舶の入河も定期的に不可能となり、一方鉄道沿線の発達は施設のない河口をかえりみる暇なく、天塩港は衰退の一途をたどり、商工業の発達も阻止される状態となつた。しかしながら天塩町背後の開拓事業の進行と、沖合漁業の増加、油田の採掘等は、積出港としての天塩港の施設を必要とし、現在二箇年計画で河口左岸の導水堤の築造工事を施行中であるが、さらに計画を拡充し、右岸にも同様の導水堤を築造して、固定した深水河幅にして天塩港を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

天塩港の現状に対処し、予算資材等を勘案して、これが修築を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

天塩港に河口右岸導水堤築設の請願（請願者　北海道天塩郡天塩町長草刈直）（玉置信一君紹介）（第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

天塩港は、留萌、稚内沿岸線百九十六キロメートル余にわたる中間の港で、かつては北海道北部における木材の積出港及び漁船の重要拠点として貢献したが、河口における地質が砂土であるため、年年波浪により、水深、河幅が常に一定せず、ために大船舶の入河も定期的に不可能となり、一方鉄道沿線の発達は施設のない河口をかえりみる暇なく、天塩港は衰退の一途をたどり、商工業の発達も阻止される状態となつた。しかしながら天塩町背後の開拓事業の進行と、沖合漁業の増加、油田の採掘等は、積出港としての天塩港の施設を必要とし、現在二箇年計画で河口左岸の導水堤の築造工事を施行中であるが、さらに計画を拡充し、右岸にも同様の導水堤を築造して、固定した深水河幅にして天塩港を整備されたいというのである。

二、請願の議決理由

天塩港の現状に対処し、予算資材等を勘案して、これが修築を図るよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大村湾、有明海間に運河開設の請願（請願者　宮崎市議会議長久保田初見）（西村久之君紹介）（第四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大村湾と有明海との間に運河を建設することによつて大村湾、佐世保港、壱岐、対馬、熊本県、島原方面の沿岸各地との海上交通路を開き、小型船舶でも航行を容易にし、一方大村湾と有明海の潮位の満干差による水力電源の開発利用を行うことができる。昨年十二月、九州各市議会議長会総会で、この運河建設が満場一致で可決されたので、同計画の調査研究を国で早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該沿岸各地との海上交通の円滑化を期する等のため、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

黒島に航路標識設置の請願（請願者　長崎県下県郡厳原漁業協同組合長佐伯多助外四十二名）（田口長治郎君紹介）（第八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

対馬東沿岸一帯は、長崎県下有数の豊漁場であり、近時沿岸航行、近海航行の諸船舶は、数多くなつているが、対馬には南北両端の各一箇所の航路標識（燈台）があるのみで、夜間航行は不安であり、とくに多期間の数箇月間は、まことに危険であるが、本島黒島は、玄海灘に面し、対馬中部に位し、標記光達距離の関係上理想的な水路の要衝に位置し、同島の最高の地に燈台を設置されれば漁民は安心して、漁業に従事することができ、漁獲量は相当量増加し、沿岸航行船舶の安全保持に貢献することができる。ついては、本島黒島に航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

金田の岬及び海馬嶋に航路標識設置の請願（請願者　北海道礼文郡船泊村長釣部義雄）（玉置信一君紹介）（第二三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道礼文郡船泊港は、金田の岬より北東沖合およそ二カイリの地点で、自然的湾形をなし、船舶のていけいに好適なる港湾であるが、暗礁の継続する箇所が多く、船舶の出入は、きわめて危険にさらされ、既往幾多の遭難船を出し、夜間及び濃霧の際は航海ができず遭難による損失は多大である。ついては、航海の安全、交通の利便を促進し、もつて生産の増強を図るため、すみやかに金田の岬及び海馬嶋に航路標識を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全並びに生産の増強を図るため、予算を勘案して請願の地に航路標識を設置するよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

根占、指宿航路を命令航路に指定の請願（請願者　鹿児島県肝属郡根占町長石川速外五名）（前田郁君紹介）（第八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根占、指宿航路は、根占地方と対岸指宿地方とが相互的特殊な関係にあつて貨客の往来多く、将来当地方とともに指宿地方が海洋国立公園に指定されれば旅行者の往来は一層多くなるものと予想され

るが、現在就航している九州汽船会社及び平瀬回漕店経営の船舶は、いずれも時間的に不便多く、乗り遅れの旅客は一日に十数名に達し、むなしく一日を費す実状である。ついては、前記航路を命令航路に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

請願航路の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

焼尻燈台に霧笛設置の請願(請願者　北海道苫前郡焼尻村長清水要)(佐々木秀世君紹介)(第九一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村燈台は、大正二年八月完成し、日本海の北部である北緯四十四度二十五分、東経百四十一度二十五分の位置にあり、小樽、函館を起点として利尻、礼文、稚内及び北見沿岸に至る重要関門であり、一日に百数十隻の船舶が航行している。また遠洋漁業の発達に伴い、数百隻の機帆船にとつても焼尻燈台は唯一の標識であるが、同地方は六月中旬から九月上旬まで濃霧がすこぶる多く、冬期は吹雪のためにざ礁船が続出している実情にある。ついては、航海の安全をはかり、水産業の革新を促進させるため、焼尻燈台に霧笛を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における船舶航行の安全を確保するため、請願燈台に霧笛を設置するよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

綾里岬燈台に霧中信号施設設置の請願(請願者　岩手県気仙郡綾里村長野々村善二郎外十六名)(鈴木善幸君紹介)(第一〇九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県気仙郡綾里村の突端綾里岬及び脚崎附近は、かつて三陸沿岸における船舶の最大の難所とされていたが、昭和十二年に綾里燈台が設立されて以来、今日まで航行船舶に大なる利便を与えたため、船舶の被害は著しく減少した。金華山以北綾里附近は、貨客漁船の交錯がひん繁であるため、毎年濃霧の時期及び北海特有の吹雪の時季においては、燈台の機能も全く失われ、船舶の遭難はもちろん航路う回による燃料の損失と漁獲物の鮮度低下による損失は大なるものがある。ついては、綾里岬燈台に霧中信号の施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

船舶航行の安全を確保するため、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

海難防止に対する施設整備等に関する請願(請願者　山口県下関市大字大和町六番地山口県遠洋漁船保険組合長細川良平)(田口長治郎君外一名紹介)(第一八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

海難による人命の喪失や漁船の損害を未然に防止するため、(一)わが国各沿岸における燈台、霧中サイレン等を整備強化するとともに、電波発信所の設備拡充、その他陸上施設を充実強化し、とくに北海道周辺並びに九州北西部週辺の実施を促進すること、(二)海技免許状下付については、有効期間を定めて、更新する方法をとるとともに、漁船船員の再教育施設を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

海難防止を図るため、予算、資材等を勘案して請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

舞鶴港附近の機雷除去に関する請願(請願者　京都府舞鶴市余部飯野産業株式会社舞鶴製作所労働組合執行委員長浜本義光)(水谷長三郎君紹介)(第一九九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴港附近における機雷の浮遊が大きく伝えられ、船主間の恐怖心をあおつて、昨今、舞鶴港における船舶の入出港が皆無となり、飯野産業舞鶴製作所では、工事量の減少が著しく、労務賃金の遅配はもとより、会社側は労働組合に正式の申入を行つて、三百名ないし、三百二十名の休業方策をとることを提示している。同製作所は、家族を含めて八千名の生活の根源であり、同企業の存亡は舞鶴市にも一大影響を与えるから、舞鶴港の入港の支障となつている機雷の問題を善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における航行船舶の被害防止を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

日本海就航船舶の機雷による損害補償確立に関する請願(請願者　舞鶴市長槻根達雄外二名)(大石ヨシエ君紹介)(第二二九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本海水域に浮遊する機雷等の処理については、関係当局において万全の措置を講ぜられているが、船主並びに関係方面においては、万一の場合を考慮して、最近日本海水域には配船しない傾向にあり、これが主因は万一の場合の船舶の損失に対しては、なんらの補償されるみちがなく、全部船主の損失負担となることにあると思考される。ついては、日本海就航船舶が触雷損害をうけた場合には、戦時保険に準じ、国家補償を行う等の特別の法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

触雷による損害の軽減を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

太東岬に燈台設置の請願（請願者　千葉県知事職務代理者佐藤秀雄外百二十名）（田中豊君紹介）（第七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
太東岬は、千葉県九十九里浜の南端に位し、附近は船舶が常に航行する海域であるが、暗礁多く、また潮流の変化も激しいため、毎年数隻の遭難船がある。ついては、これらの遭難を防止し、夜間操業の漁業者の不安を除き、この海域の航行船舶の安全を図るため、太東岬に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域における船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これらの遭難を防止し、夜間操業の漁業者の不安を除き、この海域の航行船舶の安全を図るため、太東岬に燈台を設置されたいというのである。

一、請願の要旨及び目的
島根県八束郡野波村地内多古鼻は、本県本土の最北端に位し、海中に著しく突出し、沿岸に暗礁が多く、さらに四季を通じて常に波浪が高いため、島根沿岸における遭難船のもつとも多い地帯となつている。ついては、県下漁民の福利増進と船舶の安全航行のため、多古鼻に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
船舶航行の安全を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

塩釜に燈台設置の請願（請願者　青森県上北郡大三沢町長小比類巻富雄外一名）（山崎岩男君紹介）（第六四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
本州の東北端に位する尻屋岬海域は、いわゆる魔の海と称され、毎年船舶が遭難し、附近航行船舶の重大な恐怖となつている。ついては、この海難防除のため、好位置にある青森県上北郡大三沢町塩釜に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域における海難を防止するため、請願の地に燈台設置方につき、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

名立岬に国立燈台設置の請願（請願者　新潟県西頸城郡名立町長細谷貞治外八名）（塚田十一郎君紹介）（第七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県は日本海沿岸中随一の長い海岸線を有し、かつ古来より水産業が盛んであるが、燈台施設としては、わずかに佐渡の沢崎燈台があるのみで、その対岸の越後方面には燈台がないため、近海航行船舶の遭難はきわめて多い。ついては、越後海岸線のせん端に位する名立岬に国立燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方における船舶航行の安全を確保するため、予算、資材等を勘案して、請願の地に燈台を設置するよう、措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

天売島に霧笛装置の燈台設置の請願（請願者　北海道苫前郡天売村長泉谷粂吉外二名）（玉置信一君紹介）（第一二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道苫前郡天売島沿岸附近は、濃霧あるいは吹雪のため、針路を誤り、坐礁難船する船舶の数におびただしく、逐年増加の傾向にあり、その損害は大である。ついては、地理的に最適の位地にある天売島に霧笛を装置した燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域における海難を防止するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

天売漁港に燈台設置の請願（請願者　北海道苫前郡天売村長泉谷粂吉外一名）（玉置信一君紹介）（第一二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
天売漁港は、魚田開発の基地として、また近海航行船舶の避難港として、昭和九年船入まの築設工事をみたが、近時海運界の復興と、沖合を航行する船舶が増加し、濃霧暗夜吹雪のため、針路を誤り、沿岸に坐礁するものが年々増加する傾向にある。船入ま入口には、小模規の標識燈があるが、数年前から燈火器及び支柱が腐朽して、燈火不能の状態であるから、すみやかに天売港に燈台を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
船舶航行の安全を確保するため、請願の地に、燈台設置方につき善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年五月二十七日
運輸委員長　前田　郁
衆議院議長林譲治殿

大間鉄道敷設促進並びに大間港国営修築等の請願（請願者　青森県下北郡大間町長和田兵吉外六名）（山崎岩男君紹介）（第六四六号）及び同（請願者　青森県下北郡風間浦村長永井武三郎外六名）（山崎岩男君紹介）（第六四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在本州、北海道の連絡は、青森、函館を結ぶ青函連絡航路一線のみで、現下の両港輸送能力より推定するに貨客の輸送上万全を期し難い実状である。ここにおいて本州、北海道の最短距離に位する

大間、函館間に新航路を新設すれば、まさに数時間を短縮することができ、また燃料等の節約も多大である。ついては、大畑、大間間に鉄道を敷設するとともに、大間港を国営により修築し、大間、函館間に連絡船を開通されたいというのである。

二、請願の議決理由

本州、北海道間の連絡運輸の円滑を図る等のため、請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

稚内より利尻、礼文両島に省営連絡船開通の請願(請願者　北海道利尻郡鴛泊村長湯佐定平外十七名)(玉置信一君紹介)(第一八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

利尻、礼文両島は、北海道の北端の西岸に位する離島で、人口四万を擁し、六箇町村からなり、全町村漁業をもつて開発され、産業、文化の諸施設の振興に伴つて、輸送貨物の激増と旅客の往来もひん繁となつてきた。現在稚内港を起点として稚内、利礼運輸株式会社の連絡航路が開設され、両島民の受ける利便は大きいが、秋多の期間は、欠航遅延があり、かつ運賃が非常に高額であるため、住民の生活は経済的に困窮をきわめている実状である。ついては、稚内から利尻、礼文両島への航路を国営航路として経営され、優秀船を配備して、四季を通じて貨客を輸送されたいというのである。

二、請願の議決理由

海上交通の円滑化を図る等のため、当該地方の実状並びに既存民営航路事業との関連等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

下関を基点とする関釜航路に関する請願(請願者　山口県知事田中龍夫)(坂本實君紹介)(第六三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関は、本州の西端に位し、九州との唯一の連絡地点であり、かつ良港であり、しかも韓国に対し時間的に最短距離にあるという諸点のために、国鉄が巨額の経費を投じて改良を重ね、諸設備を整備し、現在でもいつでも使用できる態勢にあるのである。関釜連絡航路がとだえてすでに五箇年を経過し、朝鮮動乱もまもなく終結に近づきつつある今日、下関、釜山を結ぶ関釜連絡船航路の実現と、その基地を下関として復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

将来における本州、韓国間の運輸連絡の重要性にかんがみ、諸般の情勢を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

離島航路に対する国庫補助増額の請願(請願者　長崎県議会議長岡本直行)(西村久之君紹介)(第二八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県の離島に対する唯一の交通機関である航運は、大小約二十隻の船舶で、延べ五百カイリに及ぶ海上を、毎月乗客と貨物をのせて運航しているが、これらの航路は、民間業者によつて経営され、最近諸経費の高騰により、船舶の維持補修すらも困難であり、このまま放置すれば重大な危機に当面するほかない状態である。ついては、長崎県における海上航路の整備の重要性を認められ、重要な基幹航路に対して国庫補助費を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島に対する唯一の交通機関である航路の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

船舶職員法改正に伴う講習会費国庫負担に関する請願(請願者　三重県津市桜橋通り一丁目三重県漁業協同組合連合会理事里中政吉)(石原圓吉君紹介)(第一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本国会に改正船舶職員法案が提出され五十トン以上の漁船にも小型操縦士の免状が必要となり、四十馬力以上ならばたとえ二十トン以下でも内種機関士免状が必要となるとのことであるが、この資格を得るためには、該当者は当然受講を余儀なくされ、受講者がその費用の大半を負担しなければならないから、講習会に要する費用の一切を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

小型船に対する船舶職員の養成の円滑を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

舞鶴港の安全宣言に関する請願(請願者　舞鶴市長糀峨根達雄外二名)(大石ヨシエ君紹介)(第二二九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴港の掃海試験は現在まで数回にわたり実施され、多数の艦船は一回の事故もなく、安全に入出港しているが、米軍で安全宣言がなされていないため、港湾の安全に関し不安を抱き、配船をきらう向が多く、やむなく陸送をよぎなくされ、平和産業港湾都市に転換を計画中の舞鶴港の発展にも影響することが多大である。ついては、同港の振興発展を配慮され、すみやかに安全宣言を与えられたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴港の振興発展を図るため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

大村空港設置に関する請願(請願者　長崎県議会議長岡本直

行(岡西明貞君紹介)(第三六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下政府は、札幌、長崎間の新航空路開設につき、検討されている由であるが、長崎県大村市は、長崎市及び佐世保市へ自動車で一時間をもつて到達し得る地理的條件を備えかつ旧海軍航空隊の施設を転用しうる條件を具備しているから、国内航空路開設に伴う空港を大村市に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

大村市の地理的條件にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

滝ノ町に地震観測所設置の請願(請願者　北海道有珠郡壮瞥村長湯浅健治)(篠田弘作君紹介)(第一三二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道有珠郡壮瞥村西部に位する昭和新山は、有珠火山中に属し、昭和十九年地殻の隆起とともに噴出した火山であつて、現在では平穏に帰つているが、またいつ爆発するかわからず附近住民の不安は大である。従つて、火山爆発には地震を伴うものであり、地震計による精密な観測によつて災害を予測できるのであるから、民生安定と該火山研究のため、同村字滝ノ町に専任職員を置いた地震観測所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の民生安定を図りあわせて当該火山研究のため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十七日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

港湾法の一部改正に関する請願(請願者　横須賀市長石渡直次外三名)(宮原幸三郎君外三名紹介)(第二〇六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍港市の平和産業港湾都市への転換のためには、港湾施設の建設改良が必要であるが、この港湾工事については、港湾法の制定により、その費用の五割が地元負担になつたため、事業の推進に大なる支障をきたしているから、これが工事については、全額国庫負担にするよう同法を改正されたい。一方港湾は、港湾法と漁港法の制定により、一般港湾と漁港とに区別されたが、旧軍港市においては、それらを区別することの困難な地区があり、ひいて両分すれば港湾としての経済的機能を阻害するおそれがあるから、これら港湾については、特別漁港地区を設け、その管理は港湾管理者があたり、地区内の修築工費は全額国庫負担とするよう漁港法をも改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍港については、その特殊性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう、善処するを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

運輸委員長　前田　郁

衆議院議長林譲治殿

郵政委員会

簡易生命保険及び郵便年金積立金の融資再開促進に関する請願外六件(請願者　長野県下伊那郡千代村長川手世羽外六名)(今村忠助君紹介)(第六七号)、同(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五四〇号)、同(請願者　徳島県小松島郵便局長花待安一)(三木武夫君紹介)(第一三二四号)、同(請願者　香川県造田駅前郵便局長浜垣勲一外十四名)(玉置實君紹介)(第一三四四号)、同(請願者　三重県四日市相生通郵便局長山中美彦)(山手滿男君紹介)(第一六一八号)、同(請願者　札幌市札幌郵政局支部長笹川重雄)(柄澤七三子君紹介)(第一六六六号)及び同(請願者　北海道上川郡永山村長斎藤亨外一名)(河口陽一君紹介)(第一七一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第五回国会では、簡易生命保険及び郵便年金積立金の郵政省における直接運用の再開をして、公共の利益を旨とし、資金の地方還元、加入者の福利増進に寄與するよう決議が成立し、その旨を政府へ申入れたが、いまだその実現を見ないのは、はなはだ遺憾である。ついては、これがすみやかなる実現を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易保険及び郵便年金積立金の運用は、終戦後特例として大蔵省において所管し、更に資金運用部資金法の制定により引続き大蔵省資金運用部において所掌することとなつたが、この制度は単に臨時的措置であつて、事業の本質上極めて近き将来において郵政省に復元せしむべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

南瀬高駅前に郵便局設置の請願(請願者　福岡県山門郡瀬高町下庄南部瀬高町地区電話架設委員会委員松尾忠外三名)(龍野喜一郎君紹介)(第一一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡瀬高町は、数箇村の合併により生れたもので、町の中心部は瀬高町駅から柳河町に通ずる国道の沿線で、南部瀬高町は中心部を隔てること四キロに及ぶ純農村であり、交通、通信が不便で、文化の程度に相当の開きがあることは事実である。最近交通面では不便が緩和されたが、通信面では郵便局のないこと、とくに電話が区域外として扱われているために、三池郡高田村江ノ浦局区内として取扱われ、行政面と通信面とが不一致をきたし、加入者の不便は多大である。ついては、南瀬高駅前に郵便局を設置し、電話を開設して、南部瀬高町を普通加入区域として認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の條件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配郵便局を設備すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

駒形郵便局復活の請願（請願者　静岡市駒形通四丁目五番地谷所宗伴外七名）（西村直己君紹介）（第一八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元静岡県駒形郵便局は、戦災によつて廃局となつているが、終戦後静岡市は、区画整理事業が日に日に完成し、この地区内の戸数は二千五百戸、人口一万三千人で、今後ますます増加の傾向にあつて、静岡市西南地区一般の公衆は、小包、書留郵便、速達、貯金、納税、保険その他通信に関することは、東北部にある局まで行かなければならないために、非常に不便を感じている。ついては、静岡市西南部に特定郵便局（静岡駒形郵便局）を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当であるから、将来適当の機会に無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

宮沢郵便局に集配事務開始の請願（請願者　山形県北村山郡宮沢村長加藤貞作外五名）（池田正之輔君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡宮沢村は、二十平方キロの広大な地域を有し、人口は、六千数百を数えているが、郵便物は、本村字正厳にある宮沢局より五キロの地点にある尾花沢郵便局より集配されるため、冬期間、ことに吹雪のときは、集配人は、尾花沢、宮沢局間を数時間も要し、他部落に配達する時間もなく、そのまま帰局することもある。本村は、全部速達郵便の配達区域外のため、速達も普通郵便で配達されている等、村民の被むる不利不便は大きい。ついては、宮沢郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来適当の機会に集配事務を開始する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

真滝郵便局舎新築の請願（請願者　岩手県西磐井郡真滝郵便局長蜂谷定夫）（浅利三朗君外一名紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県西磐井郡真滝郵便局は、大正五年通運倉庫として建造されたもので、建造以来三十五年を経ているため、土台は、ほとんど全部が腐敗し、崩壊の寸前にあり、その上、局舎が狭あいなため、円滑な業務の運営を阻害している実状にある。ついては、昭和二十六年度において同郵便局を拡張新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当であるから、将来予算及び他との振合を見て新築を要するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

旭町郵便局復活の請願（請願者　川崎市議会議員平野勝治外五名）（白井佐吉君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

川崎市旭町郵便局は、戦災により焼失し廃局になつているが、最近、附近一帯の住宅、商店、会社等は戦前に近いまでに復旧し、県営競馬場も設置され、従つて人口もますます増加の一途をたどつている。ついては、同郵便局をすみやかに復旧し、もつて住民の不便を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至当であるから、将来適当の機会に無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

海外同胞救出の記念切手発行に関する請願（請願者　東京都台東区御徒町三丁目二十四番地日本健青会副委員長宮崎一郎）（受田新吉君紹介）（第六四八号）、同（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地東方学会内上島善一）（庄司一郎君紹介）（第一〇四一号）及び同（請願者　海外抑留同胞救出国民運動鹿児島県本部会長増田静）（満尾君兎君紹介）（第一七四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在海外に抑留されている四十万以上の同胞の救出についての国内のよ論は充分とはいい難い状態にあるから、この際、強力なよ論の喚起を行い、同胞救済運動資金を確保し、もつて本問題が日本国民の一大関心事であるという証左を世界に示す必要がある。ついては、この目的の線にそつて海外抑留同胞の記念切手を発行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、一応時宜に適した方策とは思料されるが、記念切手発行の場合における売さばきの成績等の関係もあるから、政府においてなお充分考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

狩宿部落に簡易郵便局設置の請願（請願者　鹿児島県薩摩郡求名村長下土橋近外一名）（青野武一君紹介）（第七八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県薩摩郡求名村狩宿は、本村の中央役場郵便局の所在地より約八キロないし十二キロを隔てているため、その不便は大なるものがある。ついては、本村狩宿に簡易郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、簡易郵便局設置の条件を具備しているから、急速に簡易郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

七合郵便局に集配事務開始の請願（請願者　栃木県那須郡七合村長宇井土来吉外四名）（高塩三郎君紹介）（第八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡七合村は、人口密度が高く、交通の重要地点であるが、集配局がないため、関係民の被る不便は大なるものがある。ついては、七合郵便局に集配事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であるから、将来適当の機会に集配事務を開始する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

日曜及び祭日に郵便配達廃止に関する請願（請願者　長野市長野貯金局内全逓信従業員組合長野地区本部江守春治）（柄澤せん子君外一名紹介）（第八一〇号）及び同（請願者　山形市十日町五百一番地全逓信従業員組合山形県地区本部執行委員長福田武夫外五千八十四名）（上林與市郎君紹介）（第一九〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般郵政省においては、日曜、祭日における郵便配達を廃止し、四千名に及ぶ人員の削減を企図しているが、現在、郵政従業員は慰労休暇を有しながら、週休さえも満足にとれない者が非常に多い実状であり、これが実施は従業員にますます過重な労働をしいる結果となる。ついては、人員の削減によつて赤字を補てんしようとする今回の企図に対して善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

日曜及び祭日における郵便物の配達廃止は、公衆並びに業務運営に及ぼす影響が多大であるから、本請願の趣旨は政府において慎重考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

長野地方貯金局貯金原簿移管に関する請願（請願者　長野市長野貯金局内全逓信従業員組合長野地区本部江守春治）（柄澤せん子君外一名紹介）（第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般郵政省貯金局においては、長野地方貯金局より山梨、埼玉、両県貯金原簿を甲府地方貯金局に移管する計画が進められ、さらに最終的には東京都記号特殊貯金原簿の東京地方貯金局への移管が考慮されているが、この原簿移管が実施されれば、原簿関係従業員は剰員となるため、当然首切りが予想され、また福井貯金支局の実例もある。ついては、長野地方貯金局従業員の生活確保のため、これら貯金原簿の移管は恒久的代替事務を移管するという裏付けを明示して実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

預金者の利便及び事業経営の合理化の見地より必要であると思われるが、関係従業員の配置転換は簡単に行われないと考えられるから、政府において適当に善処方考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

青山町に簡易郵便局設置の請願（請願者　盛岡市長小泉多三郎外一名）（山本猛夫君紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡市青山町は、警察学校、柏高校分校、公立青山中学等の諸学校及び盛岡市役所青山支所、国立病院等の諸施設を有し、盛岡市を四キロ余隔てて個立的市街地を形成しているが、郵便事務上の施設がないため、郵便、電報、通信、かわせ、貯金等に非常な不便を感じている。ついては、青山町に簡易郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は簡易郵便局設置の条件を具備しているが、目下駒川郵便局を請願の地域に移転することも懸案となつているから、若し駒川郵便局の移転が実現できない場合は簡易郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

此花郵便局復活の請願（請願者　大阪市此花区西九條此花区長中村芳次郎外五名）（前田種男君紹介）（第一〇九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市此花区は、重工業地帯として、多数の大会社、工場等があり、人口も昼間は十万に近いのであるが、戦災により此花郵便局が焼失して以来、通信事務は隣接区の福島郵便局の所管となつているため、商工業の発展を阻害し、また、区民に多大の不利不便を及ぼしている。ついては、すみやかに同区内に、此花郵便局（二等局）を再建設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は至当であるから、将来適当の機会に無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

留守家族等援護の切手発行に関する請願（請願者　仙台市弓之町五番地留守家族同盟東北六県代表立花栄子）（庄司一郎君紹介）（第一一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終戦後五箇年有余を迎えた今日、いまだ帰国不可能な者が三十七万人を数え、その留守家族の精神的打撃と、生活苦にあえいでいる有様は悲惨である。ついては、留守家族に生業扶助、生活扶助、育英補助等をとくに交付する財源をうるため、「温かい愛の援護の郵便切手」の発行を行い、その利益の一部を適法をもつて留守家族更生資金に充当されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は一応時宜に適した方策とは思料されるが、記念切手発行の場合における売さばきの成績等の関係もあるから、政府においてなお充分考究の要あるもの

と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

能代市豊祥台地区に郵便局設置の請願(請願者　能代市字出戸十七番地佐藤豊太郎外二名)(石田博英君紹介)(第一五一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

能代市は一昨年の大火後、市民の熱望と建設省の指令により大都市計画区かく整理を実行し、幅員三十メートルの道路を作り、市内に緑地帯の避難所を設置したため、宅地の二割がこの方面に使用されて、宅地を失つた市民の一部は元東雲村地内に移転したが、地勢の関係上、市の南東に位する中和通り、出戸、豊祥台、部落方面に移転した者が多く、同方面の戸数人口が急激に増加した。しかしながら、この地区には郵便局がなく、郵便局の設置を熱望しているから、豊祥台、県道端に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

醍醐村に郵便局設置の請願(請願者　山形県西村山郡醍醐村長大泉正之助外二十一名)(國司安正君紹介)(第一五八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡は、交通通信機関に恵まれず、とくに郡の北部に位する醍醐村には一つの郵便局電話機関すら設けられず、村民はもちろん、附近の町村民の不便は多大である。ついては、醍醐村全域及び三泉村大字道生、西里村大字天満、同村大字両所の住民の利便のため、醍醐村に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当であるから、簡易郵便局を設置するか又は将来適当の機会に無集配郵便局を設置して窓口機関の利用を救済すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

百人町に特定郵便局設置の請願(請願者　東京都新宿区百人町四丁目四百五十番地戸山ハイツ地域内居住者代表志賀吉男)(石原登君紹介)(第一六三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都内、戸山ハイツにおける東京都の住宅建設は着々進行し、現在鉄骨コンクリート四階建四十九とうの工事が終り、すでに都民が住んでいる建物が二十六とう、世帯数千三百六世帯、人口五千八百八十四人を算している。この戸山ハイツには、戦災復興院をはじめ、諸官庁、研究所、小、中学校、警察予備隊等があり、将来、東京都が建設するアパートを含めると、人口五万を算する一大アパート街が出現する予定である。しかしながら、この地域に郵便局がなく、通信、小包、かわせ等の数量が多数あるにもかかわらず、遠距離の郵便局まで、でかけなければならない住民の苦痛は想像以上であるから、百人町戸山ハイツ内に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配郵便局設置の条件を具備しているから、将来予算及び他との振合を見て無集配郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

豊浜町字中須地内に郵便局設置の請願(請願者　愛知県知多郡豊浜町字中須浜本勇治)(早稲田柳右エ門君紹介)(第一六六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡豊浜町字中須は、伊勢湾に面する有名な漁港で、最近港湾改修とともに、郵便局の利用度は著しく高まり、従つて、郵便物の集配は増加の一途をたどつているが、郵便局がないため、大なる不便を感じているから、同町中須地内に郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して、窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

仙台地方貯金局貯金原簿移管反対に関する請願(請願者　宮城県議会議長今野貞亮)(安部俊吾君紹介)(第一七三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台地方貯金局では戦時中、東京から疎開していた貯金原簿を東京に復元しようとしているが、これがため八百名の余剰人員が整理されるので社会問題としても重大な影響を與える。従業員の六十五パーセントは婦人であり、事実上東京転勤は困難である。大局的見地からすれば、移替による利便は大したものでなく、移替に伴う新規採用者の不熟練のための非能率化、地方貯金局の定員減少による労働過重等を招来することも必至である。ついては、仙台地方貯金局送出局の万全たる対策ができるまでは、縮少に対して絶対に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、預金者の利便及び事業経営の合理化の見地より必要であると思われるが、関係従事員の配置転換は簡単に行われないと考えられるから、政府において適当に善処方考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

川湯駅前に簡易郵便局設置の請願(請願者　北海道川上郡弟子屈町長佐藤惣五郎外一名)(伊藤郷一君紹介)(第一九五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道川上郡弟子屈町字川湯駅前の市街は、阿寒国立公園の中心勝景地である川湯温泉、硫黄山摩周湖、屈斜路湖、美幌峠等への関門であり、四季内外観光客の乗降が多く、造材、製材業が盛んであるが、郵便局が四キロへだてた川湯温泉街にあり、用便のつど半日を要する現状で、冬期積雪時には交通とだえ、附近住民の困難は多大である。ついては、川湯駅前市街地に川湯郵便局出張所を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当であるから、将来適当の機会に簡易郵便局を設置の要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

玉梨村に無集配郵便局設置の請願(請願者　福島県大沼郡川口村大字玉梨字上中井千二百八十九番地船越勇志)(菅家喜六君紹介)(第一九八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県大沼郡大字玉梨村は、戸数二百三十戸、人口千二百の部落、であるが玉梨入町の温泉地を控え、養蚕、養畜、桐木材の産出多く、訪れる者が年々増加している。また同部落は気候寒く、積雪期には交通、通信機関が全く杜絶するが、郵便局は八キロをへだてた川口局に行かなければならないため、緊急の用を達しえない現状である。ついては、玉梨部落にあつて、川口郵便局と野尻郵便局の中継をしている交換所を、無集配特殊郵便局電話交換所として昇格設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

無集配郵便局を設置することについては、利用戸数等の関係もあつて差向き実現困難と思われるが、簡易郵便局を設置して窓口機関利用上の不便を救済するの要ありと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

中小企業者等に郵便貯金局の金融措置確立に関する請願(請願者　京都市中京区河原町通り四條上ル京都商工同志会代表亀井辰次郎外二名)(田中伊三次君紹介)(第二二五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信用保険制度、信用保証制度は、いずれも銀行取引者にかぎられ、それさえ困難であるため、がべいの感があるから、新たに郵便局の窓口で中小企業者並びに勤労者のために郵便貯金局が窓口貸出の道を開かれたいというのである。

二、請願の議決理由

現状においては、中小企業者並びに勤労者の不利不便なるにかんがみ、考究の要あるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

郡里町に簡易郵便局設置の請願(請願者　徳島県美馬郡郡里町字石佛喜多達夫外二名)(眞鍋勝君紹介)(第二二九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県美馬郡郡里町は、葉たばこ、木炭、木材等の産地であり、隣接貞光町、脇町へは、ともに約九キロ離れている。金融機関としては阿波商業銀行があるのみで、郵便局は郡里郵便局まで六キロ、岩倉郵便局まで七キロもあるから、農家はやむなく現金を死蔵する傾向がある。郡里町及び岩倉村民はともに郵便局設置を要望し、実現による町村民の受益は多大である。ついては、郡里町字石佛に、簡易郵便局をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は簡易郵便局設置の條件を具備しているから、急速に簡易郵便局を設置すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

簡易生命保険及び郵便年金積立金の運用権を郵政省に復元の請願(請願者　千葉県市原郡八幡町川上二典外三十三名)(森暁君紹介)(第二四〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大蔵省は、金融政策上の臨時措置として指定されたドッヂ書簡に便乗し、簡易保険法並びに郵便年金法中の運用規定を削除するなど、永久に自主的運用を不可能ならしめるような法律を制定しようとしていることは、はなはだ遺憾である。ついては、将来、適当の時期に同積立金の運用権は郵政省に復元せしめるよう大蔵大臣に確約されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易保険及び郵便年金積立金の運用は終戦後特例として大蔵省において所管し、更に資金運用部資金法の制定により引続き大蔵省資金運用部において所掌することとなつたが、この制度は単に臨時的措置であつて、事業の本質上極めて近き将来において郵政省に復元せしむべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

郵政委員長　池田正之輔

衆議院議長林譲治殿

電気通信委員会

飯員郵便局に電話交換台設置の請願(請願者　栃木県芳賀郡大内村長武田信武外八名)(佐藤親弘君紹介)(第六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡大内村飯員郵便局には、電話交換台がなく、芳賀郡内各町村で、電話交換台の設置を見ないのは、飯員郵便局のみである。また飯員郵便局管轄区域内で電話加入申込を希望している者は、現在四十名を超過し、村内各種団体で電話設備を必要としながら今もつて設備のないものが十一箇所もある。ついては、早急に飯員郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展状況に即応するため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかに電話交換事務を開始せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきも

のと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

小、中学校等に電話架設の請願(請願者　仙台市名掛丁三十二番地宮城県教育委員庄司ヒサヨ)(庄司一郎君紹介)(第七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国市町公立中小学校並びにその分教場には、まだ電話が架設されていないところが相当あり、市街地から五百メートル以上の地域は、資材資金等の不足が架設を困難にしている原因である。緊急事の連絡上、電話の架設は是非とも必要であるから、これら小、中学校並びにその分教場に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の目的達成の見地から、小中学校の電話架設を優先的に行わしめるよう措置することを適切妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

ラジオ共同聴取施設強化並びに電信法改正の請願(請願者　北海道常呂郡若佐村長桐山修)(林好次君紹介)(第一八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近北海道内各市町村に施設されつつあるラジオ共同聴取は、その使用を一方的な通信にとどめられているが、この施設は、相方通話することが可能であるにもかかわらず、電信法にいい触するため、これを利用するには、一方的な通信のみにとどめられている現情であり、本施設の高度活用はできない。ついては、農村文化振興のため、同施設を農村文化の基礎的施設として、国が普遍的に奨励策を講ずるとともに、電信法をすみやかに改正して、同施設に制ちうを加えないよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

へきすう農漁村の文化向上並びに産業振興の見地から、この種施設の健全な発達を図らしめるよう措置することはきわめて時宜に適するものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

守口市の電話交換方式改善に関する請願外一件(請願者　守口市長井上七郎外二名)(浅香忠雄君紹介)(第一九〇号)及び同(請願者　松下電器産業株式会社長松下幸之助外二名)(浅香忠雄君紹介)(第八一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

守口市は、昭和二十一年市制を施行され、その間、産業文化その他あらゆる面で驚異的な発展をとげ、大阪市の隣接都市として将来を期待されているにもかかわらず、通信機関とくに電話だけが旧態依然たる手廻式のまま放置されているため、大阪市内との通話にも予想以上の時間を要し、市民の不利不便はもちろん市の発展をも阻害している状態である。ついては、守口市の電話交換方式を新しい様式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

大都市隣接都市の電話事情にかんがみ、将来適当の機会に予算、資材等を勘案して電話交換方式を改善せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

岩松、東田子浦両局電話加入者を富士電話局に統合並びに施設改善の請願(請願者　静岡県富士郡富士町商工会長岩山儀作外三名)(宮幡靖君紹介)(第二三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県富士郡富士町、田子浦村、岩松村の三地区は、富士郡南部の同一経済ブロック内にあつて、産業、経済の面で重要な地位を占めている。富士地区内通信機関は、富士局、東田子浦局、岩松局の三局制に分れているため、局線入り交り、回線不足等の事情により、不必要な時間を消耗し、また田子浦、岩松村のごときは、村内の通話でありながら、市外通話という不自然な通話の状態で、しかも旧式施設により通話機能は、きわめて薄弱で、ばく大な通話料金の負担となつており、地区発展をおびただしく阻害している。今回富士電話局舎の拡張、新式中共電式通話交換機の新設を計画し、近く着工されるとのことであるが、これを機会に東田子浦局、岩松局の電話加入者を富士局に統合するとともに、近接都市との回線の増設、富士局対吉原局の即時通話回線の新設等を実現し、同地区の発展に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

同一経済ブロック内における隣接町村間の市外通路のふくそう緩和の必要にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかに請願の趣旨に沿い善処せしめることを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

長崎市内の電話交換方式改善の請願(請願者　長崎市長大橋博)(岡西明貞君紹介)(第二五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎市の市内電話は、明治三十年磁石式で創設され、昭和四年に共電式に改められ今日に至つているのであるが、その間、原爆による未曾有の被害と共電式の定命である二十年を経ているため、著しく老朽し、これを根本的に修理保全することは不可能な状態になつている。ついては、すみやかに同市内の電話を自動交換式に改められたいというのである。

二、請願の議決理由

国際文化都市長崎市の発展に即応するため、予算、資材等を勘案し、原爆によること被害のため劣化をきたし同市の電話交換設備をなるべくすみやかに改善せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

阪神間の電話回線増設並びに御影、垂水両局を神戸局管内に編入の請願(請願者　神戸市議会議長大崎一郎)(松澤兼人君外一名紹介)(第二八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近外国人商社が神戸市を根拠として活躍する機運にあるが、戦災により壊滅した阪神間電話線は、戦前の半ばにも達しない実情であるため、大阪への通話に数時間を要し、商機を逸することもしばしばある実情であるから、すみやかに電話線を復旧されたい。一方御影、垂水両局管内はすべて神戸市域であるにもかかわらず、いまだ市外局として取り扱われているため、両局内市民の被る不利不便は大なるものがあるから、該両局を神戸局管内に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国貿易界における阪神地区の重要性にかんがみ、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

松帆村に電話交換事務開始の請願(請願者　兵庫県三原郡松帆村長田原金五外四名)(塩田賀四郎君紹介)(第四五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡松帆村は、農業においても、商工業においても目ざましい発展を遂げ、地方公共施設も整備しているのであるが、電話設備が不充分であるため、諸種の需要を満たしえない実情にある。ついては、すみやかに同村に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

一関電気通信管理所及び同電報電話局新築に関する請願(請願者　一関市長阿部時一外一名)(浅利三朗君外二名紹介)(第四六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、一関電報電話局は、一関郵便局との総合庁舎であるが、この庁舎は昭和六年の建造にかかるもので庁舎の腐朽ははなはだしく、ねつ庁舎が極度に狭あいなるため、窓口事務のうち、電話加入関係と施設事務関係は約百メートル離れているバラックで執務している関係上、市民の不便は図り知れないものがある。ついては、市民の利益のため、一関電報電話局をすみやかに建築するとともに、一関電気通信管理所も同じ状況にあるので、電話局との総合庁舎として建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信事業の能率的経営のため、すみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

木室郵便局に電話交換事務開始の請願(請願者　福岡県三潴郡木室村長添久四郎外二名)(甲木保君紹介)(第四九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡木室村の木室郵便局は、現在無配特定局であつて電話交換事務も扱わず、電信配達もないために、電話交換事務開始に関し、たびたび上申書を提出しているが、いまだ実現されていない。同村は県下第一のい(藺)草の栽培地で、その製品たる畳表は九州、東京、京阪、北陸方面はもちろん海外にも送り出され、取引上迅速を要すること多く、通信機関の発達いかんは地方文化向上にも大きな影響を與える。ついては、同郵便局に電話交換事務及び郵便集配事務の開始を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

電話需要の増加に対処するため、なるべくすみやかに交換事務の実現につき善処せしめるとともに、郵便集配事務開始についても将来適当の機会に実現方考慮せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

盛岡市河南地帯に電報取扱局増設の請願(請願者　岩手県盛岡市盛岡商工会議所会頭畢石隆孝)(山本猛夫君紹介)(第五〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡市の電信事務は、従来は市内各郵便局で取り扱つていたのであるが、機構改正後、市内電報取扱局の分布状況は、盛岡市河北地帯には盛岡、本町、駅前、材木町、上田局の五箇所があるに反し、商業の中心地である河南地帯には仙北町局があるだけで在住利用者は不便を感じている。ついては、河南地帯に電報取扱局を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

電報利用者の利便を図るため、すみやかに実状調査の上、これが実現につき、善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林譲治殿

御所村に電話増設の請願(請願者　岩手県岩手郡御所村議会議長高橋吉次郎外一名)(山本猛夫君紹介)(第五〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡御所村は、十四方里の広大な面積で、人口六千人を有し、村内には鷲宿温泉、繋温泉の両温泉があるが、近頃は盛岡市郊外の温泉地として認められ、浴客も次第に多くなり、電話設備の必要を痛感するようになつた。なお、鷲宿温泉附近には、旅館、商店だけでなく県営防水ため池工事事務所、学校その他があるが、郵便局には一里半以上の距離があるため、通信連絡に不便を感じている。ついては、御所村鷲宿温泉附近に電話を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会に、これが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

足利局の電話交換方式改善に関する請願(請願者　足利市長木村浅七外六千八百八十七名)(大澤嘉平治君外二名紹介)(第五四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

足利市は、県南両毛地方唯一の産業都市であり、従つて商取引はひん繁をきわめ、長距離市外電話の利用も非常に多いが、足利局における電気通信施設は大正十三年に装置した磁石式直列複式交換機を用いているため、不利不便は実に大きい。ついては、産業の発展をはかるため、昭和二十六年度中に交換方式を自動式に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

足利市の産業発展に伴う電話需要の増加に対応するため、すみやかに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

江曾島部落を宇都宮通話区域に編入の請願(請願者　栃木県河内郡横川村大字江曾島六百七十八番地滝沢喜八外七名)(高塩三郎君紹介)(第六五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東武鉄道江曾島駅を中心とする江曾島部落は、中島飛行機製作所宇都宮工場の住宅として戦時中新設された新開地で、宇都宮線をはさんで東西に整然たる集団市街地を形成し、まさに独立した町制を施行しうる条件にある。同部落を電話加入区域に編入することについては栃木通信部を経て申請中であるが、すでに区域内には数箇所に電話が架設され、宇都宮電話局とは四キロにたらぬ距離にある。ついては、江曾島部落を宇都宮通話局区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれを実現せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

大釈迦郵便局に電話交換事務開始の請願(請願者　青森県南津軽郡大杉村大釈迦電話交換局誘置期成同盟会長天内善三外四十三名)(山崎岩男君紹介)(第六五一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県南津軽郡大杉村は、リンゴ及びバルブ材の主要産地で、リンゴ移出業者の多いことは青森、弘前間で第二位となつている。大釈迦郵便局は北津軽郡の玄関として交通上の要路になつているが、電話交換事務を開始していないため、これら業者は青森まで出張して東京、大阪、九州方面と連絡している現況で、その不便は多大であり、また電話加入申込者は現在七十一名に達している。ついては、大釈迦郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展状況に即応するため、すみやかに電話交換事務を開始せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

野沢村大字手倉橋に公衆電話架設の請願(請願者　青森県三戸郡野沢村長石ヶ守清治外六名)(山崎岩男君紹介)(第六五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県三戸郡野沢村大字手倉橋部落は、野沢村の関門で、国道四号路線にそい、人口戸数ともに野沢村第一であるが、公衆電話の施設がないため各種通信連絡上不便が多く、事故があるときは連絡不可能なるため適切な処置を講ずることができない実情にある。ついては、すみやかに手倉橋部落に公衆電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現を図らしめをよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

鵜住居、栗橋両村内電話網拡張架設の請願(請願者　岩手県上閉伊郡鵜住居村長古川清見外七名)(山本猛夫君紹介)(第七二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県上閉伊郡鵜住居村は、戸数千二百戸、人口六千三百人を有する有数の大村であるが、鵜住居郵便局電話加入者は四十二口、箱崎郵便局内加入者は十二口であり、村内箱崎局区内に通話の場合、釜石交換台を経て通話する関係上、呼出しに長時間を費し、急用の場合、電話の効果をなさないことがある。栗橋村では、通話設備は、部落から一里半も離れた役場にあるのみで、官公衙団体は切実に電話の必要を感じている。ついては、鵜住居局を中心として、箱崎局区内大槌町、栗橋村に直接通話できる電話網を拡張し、栗橋村の電話加入を拡大し、鵜住居局及び青笹局を経て、遠野、花巻、盛岡等連絡できるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、なるべくすみやかにこれが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

興野小学校に電話架設の請願(請願者　栃木県那須郡七合村興野小学校P・T・A会長矢沢

保全外百十八名)(高塩三郎君紹介)(第八一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県那須郡七合村大字奥野は、文化機関の施設及び地理的環境に恵まれず、火災、病人等の火急の場合の連絡に著しい不便を感じており、また七合村へ通学する生徒は、こう水により橋を流失するたびに学校との連絡は全く絶され、教育上重大な問題となつている。ついては、本村大字奥野小学校に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の目的達成の見地から、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

御津町、名古屋間電話回線増設の請願(請願者　愛知県宝飯郡御津局電話協力会長種井三代次外二名)(福井勇君紹介)(第八八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡御津局電話区は、御津町及び大塚村にまたがり、三河湾に臨み、東海随一の避暑地であるとともに、みかん類の栽培、のりの採取が盛んで、三河みかん、三河のりは有名であり、終戦後は、いわゆる三河木綿の製造が急激に増加し、この業者が百有余をかぞえ、将来増加の傾向にある。これらの特産物は主として名古屋を中心として取引され、電話の需要が多く、急を要するが、豊橋経由であるため、特急で三時間、至急で五時間、普通で七時間を要し、全く用をなさず、商機を逸することが多いから、御津、名古屋間に市外電話回線を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話のふくそうを緩和するため、将来適当の機会に市外電話回線の増設を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

大隅地区の電話網拡張架設等の請願(請願者　鹿屋市長田平藤一外五名)(前田郁君紹介)(第八八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大隅地区のうち肝属郡は、その面積広大であつて、郡内町村間はもちろん、鹿児島市、鹿屋市の連絡すら意のごとくならず、豊富な資源を有しながら、開発は遅々としてはかどらない状態である。ついては、大隅地区の電話連絡の能率向上について、左記の事項を実現されたいというのである。(一)肝属郡牛根局と海潟局経由鹿屋局を直通すること、(二)鹿児島局と鹿屋局間三回線増設及び鹿屋局市外交換台を四台に増設すること、(三)波見局と串良局間一回線を新設すること、(四)鹿屋局と市成局間回線に百引局を接続すること、(四)鹿児島局と海潟局間直通一回線を新設すること等。

二、請願の議決理由

地方資源開発並びに産業振興の見地から、予算、資材等を勘案して、順次電話網の拡張を行わせるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

小樽市の電話交換方式改善等に関する請願(請願者　小樽市長薄原英太郎)(椎熊三郎君紹介)(第九一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小樽市は、人口約十八万人、各種産業総生産額は約四十八億に達しているが、電話架設数はわずかに約六千個にすぎない。北海道開発法の公布に伴い、都市計画の樹立、観光施設の完備をはじめ、産業、文化、教育等小樽市の振興がめざましい現在、電話施設の増設は緊急を要するものがある。ついては、小樽電話局の施設を自動式に改めるとともに、電話施設五千個を増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道開発における小樽市の重要性にかんがみ、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

富山市、神岡町間直通電話回線新設等の請願(請願者　岐阜県吉城郡神岡町村奥村義雄外二名)(岡村利右衛門君紹介)(第九九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡神岡町は富山県に隣接し、富山県との商取引は従来より活発で、これら取引をはじめ日常用務はほとんど電話をもつて果し得るにもかかわらず、現在既設の電話回線は富山、神岡、古川の三局接続共同線がわずか一回線使用されているため、特急報をもつてしてもほとんどが通じない実情で、夜間の閑散時にわずかに利用される程度であり、商工業者の被る不便は大なるものがある。また高山市は飛騨の中心地で行政、経済、諸機関の所在地であるが、わずか二本の電話回線を使用しているため、ふくそう著しく、日常用務はもちろん神岡町の官公庁の連絡にもこと欠く状態である。ついては、富山市、神岡町間に直通電話回線を新設するとともに、神岡、高山間に電話回線を二回線増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

神岡町の鉱業における特殊事情にかんがみ、通話のふくそうを緩和するため、なるべくすみやかに当該区間に直通電話回線を新設せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

伊那局の電話交換方式改善に関する請願(請願者　長野県上伊那郡伊那町長熊谷友一郎外三名)(降旗徳弥君紹介)(第一三四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県上伊那郡伊那電報電話局の電話交換方式は、小共電式であるため、近年上伊那郡並びに伊那町の発展に伴い、積滞する加入申込にも応ぜられず、また上伊那郡中心地としての通信能率も不良である。ついては、伊那電報電話局

の電話交換方式を大共電式に改善されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

戸田村に電話増設の請願(請願者　静岡県田方郡戸田村長勝呂計三外十一名)(畠山鶴吉君紹介)(第一四五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡戸田村の中心部は戸田港に面し、漁業においては、漁獲高年産額一億円以上、林産物においては、木炭四万俵、みかん二万貫を産出しているが、その陸上産業の中心地たる中上区、大上区、新田区は村の中心部より遠く離れているため、これら産物の集散等に当り、通信の不便この上なく、これが連絡に徒費する労力は計り知れないものがある。その他非常事態の突発、災害の発生、保健衛生の連絡も通信機関不備のため、大なる不便をきたしているから、同村に電話を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の発展状況に即応するため、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会に電話増設を行わしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

八幡野局に電話増設の請願(請願者　静岡県田方郡対島村長池谷孫四郎外六名)(畠山鶴吉君紹介)(第一四六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡対島村八幡野は、漁業を主とする部落で、魚市場の陸揚げ高は年額四千万円に上り、また対島村の中心地として三等郵便局、中学校、小学校等を有しているが、電話はわずか三箇しかなく、通信の不便は大で、これが連絡に徒費する労力は計り知れないものがある。ついては、八幡野局に電話を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実状にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会に電話増設を行わしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

大垣電話局の電話交換方式改善並びに局舎新築工事促進の請願(請願者　大垣商工会議所会頭土屋義雄外十一名)(大野伴睦君紹介)(第一五一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大垣市は、戦後工業都市として急激に復興し、岐阜県における西濃五郡の中心地であつて、電話の需要が著しく増加し、加入者は現在千八百名に達している。市外通話は大垣電話局を集中局として各方面に接続されるが、局舎がバラック建で、かつ狭く、市外交換機増設の余地がないため、市外通話の不円滑が度を加え、西濃一市五郡の産業発展を阻害している。大垣市の昭和二十四年度都市計画によれば、大垣電話局の局舎を新道路が分断することになり、これ以上遅延を許されない現状であるから、電話局舎移転並びに電話交換機械の設備拡張をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

大垣市を中心とする市内及び市外通話のふくそうを緩和し、なお、都市計画工事を促進するため、すみやかに局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院の会議に付して採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

草山郵便局に電信事務開始の請願(請願者　兵庫県多紀郡草山村長細見弘一外一名)(有田喜一君紹介)(第一五四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡草山村本郷、遠方などの部落は、従来より電報が京都府茗原局より、川阪部落は、兵庫県福井局より配達されるため、急を要する電報はほとんどその要をなさず、村民のうける不便と商業上の損失はきわめて大きく、地域産業の振興をも阻害している実状である。ついては、草山郵便局に電信事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

予算、要員等の関係を勘案し、「窓口交付の例による配達事務」の実施等により、順次村落住民の利便増進を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

志布志町田之浦、四浦両郵便局に電話架設の請願(請願者　鹿児島県囎唹郡志布志町田之浦二千百二番地小山登外一名)(岩川與助君紹介)(第一五八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県囎唹郡志布志町田之浦郵便局は、志布志町から十キロ、四浦郵便局は、同町から十六キロの地点にあり、両部落とも純農村で、農産林産の資源に富み、志布志町の中心地である。しかしながら、両郵便局にはまだ局電話さえなく、同地方の電信、電話は四浦局から十キロ、田之浦局から四キロをへだてた内之倉局までとかけなければ所要を達することができないから、両部落民の不便はこの上もない。ついては、田之浦、四浦両郵便局に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方民の通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

名古屋、大高間電話回線増設に関する請願（請願者　愛知県知多郡大高町長近藤為義）（武藤嘉一君紹介）（第一六二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡大高町は、天白川を隔て、名古屋市と連接しているので、当市とは、すべての面で密接な関係があるが、同市との電話による通話は、非常に遅く約一時間から、はなはだしい時は三時間を要するので、電話を利用するよりは、むしろ直接出かけた方が早い実状である。ついては、同町の位置の特殊性と電話の利用価値の向上とを十分考慮の上、すみやかに名古屋、大高間の電話回線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋市に隣接する大高町の電話事情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会に市外電話回線の増設を行わしめるよう措置するを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

上高根沢郵便局に電話架設の請願（請願者　栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢二千三百九十三番地阿久津武義外八十四名）（高塩三郎君紹介）（第一六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡北高根沢村大字上高根沢は、人口約五千を有し、鳥山地区警察署上高根沢巡査駐在所、上高根沢小学校、北高根沢農業協同組合等重要な機関が所在するが、電話がないため、部落民は多大の不便を感じている。ついては、上高根沢郵便局に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

簡易郵便局に通話事務を開始することも、地方文化の向上のため必要なことであるから、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

上大見村字地蔵堂部落外七部落に電話架設の請願（請願者　静岡県田方郡上大見村長三枝丑朗外二百五十六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一七一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡上大見村は、伊豆半島の中央天城山の北山ろくにあり、村の中央を南北に走る段野丘は同村を二つに区分し、東部には地蔵堂、原保、菁引、中原戸、戸倉野の五部落、西部には筏場、貴僧坊、姫の湯の三部落を形成し、わさびの栽培に適し、しいたけ、薪炭の生産も盛んである。一面天城山を背景とした観光地であるが、交通、通信に恵まれず、ことに電話は村の中央部のみで、全村的に利用できないから、急な用件に役立たず、その不便は多大である。ついては、最少限度各部落に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

浮金郵便局に電話架設の請願（請願者　福島県田村郡飯豊村浮金簡易郵便局吉田亀佐外四名）（高塩三郎君紹介）（第一七六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡飯豊村は、戸数二百四十六戸、人口一千三百余人を数え、葉たばこ、薪炭、養蚕が盛んであり、昨年二月、同村大字浮金に簡易郵便局の設置を見たが、この地方には電話線が一本もなく、飯豊局から四キロ、柳橋局からも四キロの距離があるため、各関係地域との連絡不便で、産業開発上、多大の損害をこうむっている。ついては、同地方に通信施設の恩恵に浴させるよう、浮金簡易郵便局に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話事務の開始を簡易にできるようにすることも、地方産業開発のため必要であるから、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

南山形、北山形両中学校に電話架設の請願（請願者　岩手県岩手郡川口村長瀬川清十郎外二名）（山本猛夫君紹介）（第一八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県岩手郡川口村は、十方里余の広大な面積を有し、川口郵便局第二区集配所、同第四集配所、北山形中、小学校及び南山形中、小学校等各種施設と行政機関を有しているが、現在架設の電話は停車所前に限局せられ、わずか十六箇に過ぎないため、行政、選挙、産業上の事務遂行上に、また火急な場合の連絡に多大の支障をきたしている。ついては、本村地内南山形、北山形両中学校に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の目的達成の見地から、小中学校の電話架設の必要を認められるので、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

大倉部落に電話架設の請願（請願者　福島県相馬郡大館村長高橋信房外三百四十二名）（關内正一君紹介）（第一九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県相馬郡大館村大倉部落は、山間のへき地に位し、従来文化的恩恵に全く浴することなく、最近人口が急激に増加し、連絡機関等が万事繁雑となつてきているが、交通は不便で、電話の架設なきため、重病人の発生及び風水害事故等の火急な場合の連絡に非常な困難をきたしている。ついては、同部落に電話を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、資材、予算を勘案して、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

ラジオ放送施設の拡充強化に関する請願(請願者　長野県議会議長片桐知従)(倉石忠雄君紹介)(第一九八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオ放送は、一国の政治、経済、文化の進展向上に最も重大な関係を有しているが、長野県は山脈の縦走により管内いたるところに、いわゆるポケット地帯があり、かつ普通程度の受信機では全く聴取できない地域が少なくなく、産業経済の振興、文化の向上等に大なる影響を及ぼすのみならず選挙候補者の政治、経済放送等にも支障を與えている状況である。ついては、長野放送局を中央放送局に昇格せしめ、松本放送局及び飯田中継放送所の出力を増力し、かつノーマンステーションを設置するなど、すみやかに放送施設の拡充強化を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

地方文化向上の見地から、当該地方のラジオ聴取状態を改善するため、なるべくすみやかに、これが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

陶郵便局に電話交換事務開始の請願(請願者　香川県綾歌郡陶村長綱家直一外二十二名)(島田末信君紹介)(第二〇六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県綾歌郡陶村は、最近人口増加し、商工業の発達も著しく、これがため電話を必要とするもの増加し、現に加入希望者は四十名に及び、なおその他の希望者を有し、この電話加入希望者の希望を満すことは本村の発展に多大の利益をもたらすものである。ついては、陶郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

志知郵便局に電話交換事務開始の請願(請願者　兵庫県三原郡志知村長沢田大六)(塩田賀四郎君紹介)(第二〇六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡志知村は、村内に志知郵便局を有しながら、同局に電話交換がないため、村民の不便は大である。ついては、志知郵便局に電話交換事務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現につき善処せしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

伊丹市地区の電話施設改善に関する請願(請願者　伊丹市長坂上喜穂外二名)(吉田吉太郎君紹介)(第二一二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県伊丹市の電話施設は、もと三等郵便局の旧庁舎を転用した粗末なもので、その電話機械も旧式の磁石式であつて、近接の川西町、池田市、豊中市等すべての諸都市が自動式または共電式に改善されたにもかかわらず、ひとり、伊丹市にだけ取残されている。同市には飛行場があり、今回警察予備隊の近畿、中国、四国地区を管理する第三管区総監部が設置されようとしていて、電話による通信連絡の迅速を緊急としている。ついては、すみやかに電話局舎の改築と、電話施設の改善を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊丹市の電話事情の変化にかんがみ、なるべくすみやかに局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

富永郵便局に電話交換事務開始の請願(請願者　群馬県邑楽郡富永村長将田章一郎外一名)増田連也君紹介)(第二二〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方の電話需要の実情にかんがみ、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会にこれが実現を図らしめるよう措置することを妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

室蘭自動電話局建築に関する請願(請願者　室蘭市議会議長宇賀金男外一名)(篠田弘作君紹介)(第二三〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後における室蘭市は、全面的に開放せられ、各種重工業は平和産業に切替えられ、各種工業もぼつ興し、港湾施設も着々と整備の域に達しつつあり、従つて、電話の充実利用は多数市民の熱望しているところであるが、現在当市の電話局の設備では需要者の二十分の一も充足しえない状態で、はな

はだ遺憾である。ついては、昭和二十六年度において、室蘭自動電話局庁舎を建築されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近各種工業の急激な発展を見つつある室蘭市の電話事情にかんがみ、すみやかに局舎の新築並びに電話交換方式の改善を図らしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

太田市高林局電話加入区域を太田局に合併の請願(請願者　太田市本町五丁目百三十九番地成田作兵衛)(長谷川四郎君紹介)(第二四〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

太田市高林局の行政区域は太田市に属しているが、その電話加入区域は独立しており、太田局との通話は市外通話として取扱われているので、加入者は多大の不便をきたしている。ついては、高林局の電話加入区域を太田局区域に合併されたいというのである。

二、請願の議決理由

通話上の不便を除去するため、予算、資材等を勘案して、将来適当の機会に、これが実現につき善処せしめるよう措置することを適当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十八日

電気通信委員長　關内　正一

衆議院議長林讓治殿

建設委員会

阿武隈川下流改修工事促進に関する請願(請願者　宮城県名取郡岩沼町長岡崎太郎外二名)(庄司一郎君外五名紹介)(第九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿武隈川改修工事は、上流福島県では既定計画の八割以上進ちょくし、治水の実績をあげているが、下流宮城県分はわずかに二割五分程度で、その上、河口は閉そくするに任せてあるため、上流が免れた災害までも下流流域がこうむつている現状である。下流改修工事費は約十八億円を要すると算定されているが、昭和二十五年度工事費予算額はわずかに六千六百万円にすぎず、この調子で継続すれば約三十年を要し、打ち続く災害で国土を荒廃にまかせる結果となる。ついては、流域住民の窮状を配慮されて、阿武隈川下流改修工事を今後数年以内に完成するよう促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

丸森町地内中小河川改良工事施行に関する請願(請願者　宮城県伊具郡丸森町長宍戸壽外一名)(庄司一郎君紹介)(第九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県伊具郡丸森町地区内の中小河川の改良工事を昭和二十六年度に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

磐井橋架設等に伴う低下敷地引揚工事費国庫補助の請願(請願者　一関市地主町七十番地黒沢勘兵二外三十九名)(浅利三朗君外三名紹介)(第一三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県一関市を通過する国道四号線は磐井川堤防の築成と磐井橋の架橋により路面が著しく高上するに反し、この改修に伴い新国道両側の店舗及び住宅は旧地盤に取り残されるため、路面より著しく沈下し、店舗はもとより住宅としても使用に堪えない、従つてこれら店舗及び住宅敷地を路面の高さまで引揚げなければならないが、地域住民の自己資金はもとより地方財政ではとうてい負担しえない。ついては、これが犠牲的地域の引揚げ工事実施に際し国庫をもつて負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本願請は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

砂押川改修工事促進並びに予算増額の請願(請願者　宮城県宮城郡多賀城村長賀川邦雄外一名)(内海安吉君外一名紹介)(第一九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県宮城郡多賀城村砂押川流域は、年に数度にわたる災害を被り、大なる被害を受けている実状にかんがみ、政府は、中小河川に指定し、昭和二十五年度より着工、目下鋭意工事中であるが、この工事が上流まで貫通しない間は、中間地は上流の流水が順調になつたので滞水量が増加し、耕地、人家の被害は、はなはだしく、本年は八月の災害のため、耕地の大部分は冠水し、収穫皆無の状態となつた。ついては、昭和二十六年度においては上流砂押、勿来両川の合流点まで貫通させるとともに、予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

白神岬道路開設促進の請願(請願者　北海道松前郡大沢村長山木竹蔵)(田中角榮君紹介)(第九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道松前郡大沢村字白神を起点とし、白神岬を経て吉岡村に至る海岸道路は、白神岬を中心とする魚田地帯の開発上、また本地帯の観光コースの一環として、本年七月より開設起工の運びとなつたが、その延長は一キロ余りであつて、全線の六分の一に過ぎず、かくてはその目的を達することはできない。ついては、昭和二十六年

度においても、本工事を継続施行し、すみやかに本道路の全通を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

県道山横沢北條停車場線改修の請願（請願者　新潟県刈羽郡山横沢村長飯田元吉外九名）（田中角榮君紹介）（第九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道山横沢北條停車場線は、新潟県刈羽郡山横沢村地内芝の又を起点とし、本村を経て中鯖石村にて柏崎松代線へ接続するとともに北條停車場に達する路線で、柏崎市及び小千谷町を結ぶ最短距離となる線であるが、山横沢から中鯖石間約一里は未改修で、交通運輸に大なる支障をきたしており、本線の改修完成による利益は大なるものがある。ついては、県道山横沢北條停車場線中、該未改修地区をすみやかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

波介川外二川の改修工事施行の請願（請願者　高知県高岡郡蓮池村長久保地理善外九名）（長野長廣君外二名紹介）（第一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国山脈の高峰石槌山にその源を発する仁淀川の支流波介川、日下川、宇治川の三河川は、流水きわめて緩慢であり、降雨の際は、各支流の常習的はん濫と仁淀川本川の逆流によつて耕地千八百町歩は、たちまちどろ海と化し、また昭和二十一年の南海大地震により地盤は沈下し、これがため、昭和二十二年以降はたん水の度累加し、農作物は、じん大な災害を受け、農民は言語に絶する窮境に陥つており、波介川外二川の治水対策確立はきわめて緊急事である。ついては、関係十一箇町村の死活にかかる重要問題となつている波介川外二河川の治水工事をすみやかに国庫補助をもつて実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟県下の砂防費増額の請願（請願者　新潟県庁内全国治水砂防協会新潟県支部長上村守策外八名）（田中角榮君紹介）（第二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大河津分水下流の支流、刈谷田川、五十嵐川、加茂川等は、すでに改修済または、改修中の河川であるが、砂防の設備は、刈谷田川の一部と五十嵐川の一部にあるのみで、他にないため、信濃川本流の河床は上昇し、新潟港水深維持と沿岸耕地の排水を困難ならしめている。また、新潟県において信濃川水系以外に治水砂防工事を必要とする河川は、関川水系、鯖石川、名立川、能生川、姫川、三面川等であり、これら河川は、かんがい、および電力事業にも重要なものである。一方本県砂防工事の特色として地すべり防止の工事が挙げられるが、最近県下に能生谷に比するごとき地すべりがおきている。ついては、これら砂防工事のための予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害の防除のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十二日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長幣原喜重郎殿

房総半島の国道三十七号線道路改良工事施行の請願（請願者　千葉県君津郡湊町長藤井武外十五名）（多田勇君紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

房総半島の西部幹線は、昭和十八年に起工せられて以来、木更津市高柳より安房郡富崎村布良に至る七十二キロの改良工事も着々進ちょくして、後は十数キロの未改良地区が残つているのみである。同路線の実質は、産業及び観光道路であるから、すみやかに残存地区の工事を昭和二十六年度において完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

宝満川改修工事施行の請願（請願者　福岡県筑紫郡筑紫村長山崎敏夫外六名）（中島茂喜君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫、朝倉、三井各郡の耕地帯を貫流する宝満川は、年々こう水し、その流域にある筑紫郡筑紫村、朝倉郡夜須村、三井郡三国、立石、小郡、御原、味坂の各村に大なる被害を与え、農民の不安は切実なるものがある。ついては、宝満川の根本的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

北上川沿岸排水施設工事施行の請願（請願者　宮城県牡鹿郡稲井村長三浦広外九名）（内海安吉君紹介）（第二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県牡鹿郡稲井村は、三方山に囲まれ、耕地が北上川平潮時の水位より低いため、八十ミリ以上の降雨直後は、たちまち冠水し、昭和二十五年度も水稲において、皆無の状態である。ついて

は、昨年末から着工予定になつている北上川の附帯工事真野川逆水防止のえん堤工事と併行して、真野川沿岸の排水施設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

鹿峠村飯田より牛ヶ首間の道路開設費国庫補助の請願(請願者　新潟県南蒲原郡鹿峠村長蒲沢藤太郎外一名)(田中角榮君紹介)(第二九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県南蒲原郡の東北端に位する鹿峠村は、村の中央を縦貫する五輪峠など一連の小山脈によつて前谷部落と外谷部落とに両断されているため、文化の交流、産業の開発に大なる影響を及ぼし、経済上の損失も大きい。さいわい昭和二十五年度中、失業救済事業として国費で五輪峠の山腹にすい道の開設を実施されたのであるが、この工事には多額な資金を必要とし、本村の貧弱なる財政ではとうてい早期に完成することはできない。ついては、同事業に対し、国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

国道四号線中盛岡市、青森県界間道路改修工事施行の請願(請願者　岩手県議会議長村上順平)(山本猛夫君外二名紹介)(第三一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道四号路線は、岩手県の中央部を南北に縦貫する重要道路であるが、盛岡市以北は今日に至るまで放置され、林産、畜産、農産の搬出に著しく支障をきたし、経済的に多大の損害を被つている。ついては、昭和二十六年度において同路線中、盛岡市以北青森県界までの改良工事を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

雄物川改修工事に伴う損失補償に関する請願(請願者　秋田県仙北郡大川西根村長小原鉄之助外百九十八名)(前田榮之助君紹介)(第三二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県仙北郡大川西根村は、雄物川改修工事計画により、耕地約三百六十七町歩のうち、七十八町歩を失うことになり、その結果、犠牲になる農民は、耕地の全部を失うもの二十五戸、二分の一を失うもの四十二戸、三分の一を失うもの三十八戸となる。またそのため、村税、地租、附加税が減収し、村財政に及ぼす影響は大きく、耕地整理組合もまた運営不可能となつて、揚水場の移転、発電所の運転停止をきたす結果となる。ついては、同村の雄物川改修工事に伴う被害に対する補償を確立され、教示されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

松島観光道路整備拡充費国庫補助等の請願(請願者　塩釜市長桜井辰治)(安部俊吾君外一名紹介)(第三六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本三景の一つである松島は、古くから日本の観光地帯として有名であるが、新鮮な近代的観光魅力という点に、乏しく、従つて真の松島は、松島湾を一周する観光道路の新設によつて完全な近代的観光地帯とすることができる。この工事のうち、新設を要するものは道路、橋りよう、ケーブル・カーを合せ延長七キロ余りで全行程の五分の一にすぎない。ついては、これが整備拡充工事費に対して国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光と輸送力増強のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道長岡、桂谷線改良工事費国庫補助の請願(請願者　新潟県古志郡太田村長佐藤重)(田中角榮君紹介)(第四六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道長岡、桂谷線は、新潟県古志郡太田村外四箇村地内にある三百ないし四百メートルの山岳地帯で、平坦な土地なく、ために自動車はもちろん自転車でさえも通行不能な状態である。ついては、県村財政の窮乏にかんがみ、これが改良に要する工事費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

丸森町地内内川を中小河川に編入の請願(請願者　宮城県柴田郡富岡村宮城県町村長会長富田広重)(庄司一郎君紹介)(第五〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

阿武隈川下流工事附帯工事として宮城県伊具郡丸森町地内内川の合流地点の防災工事は、現在建設省で施行中であるが、県道新橋から上流の内川約三キロの両沿岸をすみやかに中小河川に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その五)

最上地域総合開発促進に関する請願(請願者　山形県北村山郡大石田町長田中一策外二名)(志田義信君紹介)(第五四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川の左岸横山村から大蔵村に至る岳陵地区には、良質多量の炭田を有し、旧最上特定地域には埋蔵量五億トンを推定される褐炭を包蔵しているがこれが開発道路である現在の県道は田道を若干改修したばかりの悪路で、幅員狭く、とくに各所に峠があるため、車馬の通行は困難で、せつかくの資源も充分に活用できない実情にある。ついては、最上地域開発の重大支障となつているこれら峠に隧道を開さくするとともに、開発道路の幅員、屈曲、高低に大改修を加えられたいというのである。

二、請願の議決理由

総合開発促進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

横浜文泰堂印刷株式会社工場立退に伴う職員救済の請願(請願者　横浜市中区吉沢二十九番地文泰堂印刷株式会社元従業員及家族代表戸澗二郎外七名)(門司亮君紹介)(第八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横浜市文泰堂印刷株式会社は、その筋の立退要求に対する移転に際しては、一切の賃金の支拂を停止し、退職金、予告手当を未拂のまま従業員を解雇したため、従業員は、年末と厳寒を目前に控え、生活は困窮し、重大な死活問題となつた。ついては、本問題の早期解決に強力な支援を要望するというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に解決するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

朱太川切替工事施行に関する請願(請願者　北海道檜都郡樽岸村長中村重次郎)(小川原政信君紹介)(第八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の準用河川である朱太川は、河口から五キロ隔てたあたりよりこう配がゆるやかになり、両岸は自然のままで、曲折激しく、年々決壊のため、被害を及ぼしている。またこの地方の湯別、樽岸両地区は、耕作面積が少く、樽岸地区のごときは、平均耕作面積が二反という状態であり、浜中地区は第四紀新層海成地質に属し、かん(灌)水不足のため、放牧地としても不適当であり、農耕地も同様に少ない。従つて、農家経営は苦しく、打開のためにこの地域の開拓が緊急事となつている。ついては、朱太川を河口上流四キロ四百メートルの地点から、樽岸村字浜中を通し、噴都湾に至る八百五十メートルに切替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

芝川下流沿岸地帯の水害防止に関する請願(請願者　川口市領家町三千七百八十二番地池田七五郎外百四名)(志田義信君外一名紹介)(第九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

芝川下流の沿岸地帯は、荒川が増水するごとに、荒川への注流ひ(樋)管を閉鎖しなければ、濁水が逆流して、たちまち両岸にあふれ、同ひ(樋)管を閉鎖すれば、上流から流れてくる水が停滞して、はん濫し、川口市をはじめ沿岸住民は年々災害を受ける状態である。当局では、中川改修計画案をたて、芝川放水路を閉鎖して、はん濫水量の一部を綾瀬川へ、その一部を中川へ放流する工事を復活するというが、この案によれば、鳩ヶ谷町以北の地帯は水害を免れるにしても、新設放水路以南の沿岸地帯八百八十万町歩は危険にさらされる。ついては、芝川から荒川へ注流するひ(樋)管を改造し、排水設備を即急に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

見返資金による三陸東海岸国道開設の請願(請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第九五号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤もよ子君紹介)(第二〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方は、農産・林産・水産等重要物資の生産地であるが、道路の不完備が増産を阻害している。ことに重要資源の豊庫である表日本を縦貫する国道は、一線であるため、一朝水害等にあえば、交通は絶え、輸送は阻害される。三陸東海岸に新たに国道を開設する件については、すでに度々陳情したのであるが、見返資金による道路改修事業から除外されているから、昭和二十六年度に予想される一千三十一億円の見返り資金の中から、三陸東海岸の国道開設費を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

長良橋架替促進の請願（請願者　岐阜市長東前豊外二十八名）（大野伴睦君紹介）（第九六号）及び同（請願者　岐阜市役所内長良橋架替期成同盟会長岩松常次）（大野伴睦君紹介）（第一〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

う飼とともに岐阜名物の長良橋は、岐阜市の北部と都心部とを連絡する唯一の橋りようで、長良をはじめ関市、山県、武儀両郡方面との交通運輸は、すべてこの橋を利用し、道路交通上重要な地位をしめている。従つて同橋の交通量は年とともに激増しているが、大正三年に架設されて以来、三十有余年を経過し、はなはだしく損傷し、岐阜県では、橋りようの保全と危険防止のため前から、動荷重を六キロトンに制限したため、輸送力の減殺は必至であり、地方産業経済にも影響する現状である。ついては、すみやかに長良橋架替工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

川口村地内山入川改修工事施行の請願外一件（請願者　東京都南多摩郡川口村山入千八百七十四番地田倉波之助外七十九名）（扇田馬泰君紹介）（第九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都南多摩郡川口村山入西部々落は、都心の西端に位置し、住民の大部分が農林産業であるが、戦争前後の山林乱伐のため、降雨期に至ると耕地道路は流失し、家屋は浸水され、被害はじん大である。ついては、すみやかに国庫補助による山入川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

鹿児島県下特殊土壌の災害防止に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長増田静）（中馬辰猪君紹介）（第九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の土質は、全県下にわたり、崩壊しやすいシラス地層を形成しているため、降雨に際しては、破壊流失はなはだしく、山林、耕地、交通網または河川を埋没させ、産業の復興及び人畜の民生を阻害すること他県に例を見ない処であり、従つて、鹿児島県では、シラスその他の特殊土壌に対する防災対策を講じない限り、いたずらに災害を繰り返すにすぎない。ついては、鹿児島県の特殊事情を認識されて、特殊土壌に対する特別委員会を結成し、別紙緊急対策に基き、災害を防止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

月光川上流砂防工事施行の請願（請願者　山形県飽海郡蕨岡村長後藤亀太郎外三名）（志田義信君紹介）（第九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

月光川は、その水源を霊峯鳥海山に発して、山形県飽海郡蕨岡村、遊佐町、稲川村、吹浦村のよく野を貫流し、日本海に注ぐ、当地方産業上きわめて重要な河川であるが、流域地盤軟弱部を延々だ行して、流路の変遷きわめて悪く、従つて豪雨及び雪どけ期に際しては、河岸を決壊し、耕地を押し流し、こう水に際しては堤防の決壊、人畜の死傷、家屋の流失等その惨状は見るに忍びないものがある。ついては、食糧増産と民生安定のため、本川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

中藻興部、奥興部間開拓道路開設の請願（請願者　北海道紋別郡西興部村字中藻興部山下十吉外八名）（松田鐵藏君紹介）（第一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道紋別郡西興部村字中藻興部原野から、興部村字奥興部原野に至る約三キロメートルは、道路がないため、開拓地の農作物の搬出及び児童の通学上にも困難をきわめているから、早急に開拓道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

本別町に上水道敷設の請願（請願者　北海道中川郡本別町長倉崎克己外一名）（伊藤郷一君紹介）（第一〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道中川郡本別町は、十勝支庁管内の東北部にあつて農林産物の生産地として、また酪農の中心地として重要な位置にあるが、これら町民の飲料水はきわめて悪い関係上、数箇所の井戸に依存しており、保健衛生的見地からも悪く、伝染病の予防に必死の努力も万全を期し得ない現状であり、既設の農産加工場からの製品は広く関東、関西地方に移出されている現状であり、これら農産物を加工して移出することは本町民の切なところであるが、水利の便が悪い関係上、成績を挙げられない現状である。ついては、保健衛生上火災予防上からも、本別町に上水道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

関門海峡隧道工事促進の請願（請願者　下関市長松尾守治外二十三名）（坂本實君紹介）（第一一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
関門海峡隧道工事は、掬さく工事の約三分の一強まで進ちよくし、今一息というところで終戦になつた。その後地元民の熱心な要望にこたえ、第三回国会でいわゆる「海峡案」と称する案が可決され、昭和二十五年度から本格的工事の開始も計られたが、ついに実現に至らず、今日に至つている、同工事は、今日までに工費十七億円を投じ、全線完成までに三十億円を要する見込であるが、工事完成による本土、九州間の輸送力の増強は、数年にして投資経費に相当する利用価値を有するから、国家再建の見地からすみやかに同工事の完成を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

味間村味間奥より篠山口駅に至る道路を県道に編入の請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村長佐貫又蔵外五名）（有田喜一君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県多紀郡味間村味間奥より国鉄篠山口駅に通ずる町村道は、本村の主要道路であり、木材の運搬は、ひん繁をきわめ、重要産物として米、麦、茶等の運搬もまた相当量に達し、人馬の通行は一日千名を越える実状であるが、本路線は幅員狭く、かつ路面の損傷が著しいため、交通に大なる支障を與えている。ついては、同路線を奥畑篠山口駅線として県道に編入されるとともに、幅員の拡張工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

吉野川改修工事促進の請願（請願者　徳島県名西郡藍畑村長米沢直太外八名）（生田和平君外一名紹介）（第一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
吉野川は、徳島県阿波郡川田町岩津より下流の地区は、第一期改修により連年の水害を免れているが、しゆん工以来相当の年月を経ており、かつ戦時中の水源地帯の乱伐に基因する荒廃等のため、堤防のぜい弱とこう水量の増大により沿川一帯は大なる被害を受け、はなはだ危険な状態になつている。幸に昭和二十二年度より直轄工事として着工され着々と工事は進ちよくしている。ついては、民生の安定、経済再建のため、吉野川全般にわたりすみやかに補強工事を完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

竹田川改修工事施行の請願（請願者　兵庫県氷上郡吉見村長能勢村次外十八名）（有田喜一君紹介）（第一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
竹田川は、兵庫県氷上郡大路村の栗柄峠にその源を発し、小富士山麓を貫流して吉見村の中央部から京都府天田郡に入り由良川となつて日本海に注いでいるが、戦時より引続く山林乱伐と、その他山積する悪條件により林相はきわめて悪化し、こう水による土砂の流下は、はなはだしく、河床は近年著しく上昇し、ことに大路、国領の両村においては出水ごとにはん濫して堤防の欠壊多く、道路、人家、田畑の浸水に基く被害は年々ばく大な額に達している。ついては、災害を未然に防止するため、同河川の改修工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

昭和橋を永久橋に架替え並びに同地内道路改修工事施行の請願（請願者　岡山県阿哲郡新見町長太池貞治外一名）（橋本龍伍君紹介）（第一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県阿哲郡新見駅停車場線の路線中にある昭和橋は、山陰及び広島県に通じている重要橋りようであるが、木造であるため、腐朽はなはだしく、ひん繁な交通には耐えられない状態である。ついては、すみやかに昭和橋を永久橋に架替えするとともに、この橋りようを中心として、新見駅前より江道橋に至る路線と同駅前より御茶屋橋に至る路線の改良舗装工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

日開谷川勝名橋下流の堤防補強並びにしゆんせつ工事施行の請願（請願者　徳島県阿波郡市場町長淺龍太郎外三名）（岡田勢一君紹介）（第一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日開谷川は、香川県大川郡にその源を発し吉野川に合流する河川で、流路延長十八キロ流域面積五十平方キロに及んでいるが、戦争

中の乱伐により水源山地は著しく荒廃し、土砂の流下のため、河床はなはだしく隆起し、耕地は河床より低く、小雨でさえも常に水害の心配は絶えない状態であり、本河川勝名橋下流の堤防が決壊すれば耕地、家屋、主要公共建築物、道路等は大なる被害を受けることになる。ついては、該堤防の補強をすみやかに実施するとともにしゅんせつ工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

球磨川改修工事施行の請願

（請願者　熊本県八代市植柳上町六千三百十七番地西田文吉外二十二名）（坂田道太君紹介）（第一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

球磨川改修工事は施行以来十余年になるが、遅々として進まず、熊本県八代市は、本年九月十三日のこう水により、家屋の流失、堤防の決壊、耕地の冠水等大なる災害を受けた。ついては、本河川の改修工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

犀川に国直轄改修工事施行の請願（請願者　長野県東筑摩郡島内村長高山滝作外二十二名）（植原悦二郎君外一名紹介）（第二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

犀川は、日本アルプス槍ケ嶽を水源として、長野県東筑摩郡より善光寺平を経て、千曲川合流点に至る百五十キロに及ぶ大河川で、降雨出水による上流土砂の流出と各種災害による沿岸の被害は、きわめて激じんであり、現在改修に緊急を要すると認める個所は二十キロ余に及び、工費約四億余万円を要する現状で、毎年こう水をひき起している。ついては、一貫せる治水計画のもとに犀川の改修工事を国直轄として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

鍋田川に国直轄改修工事施行の請願（請願者　愛知県海部郡鍋田村木曾川水害予防組合管理者浅野登）（江崎真澄君紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鍋田川は、木曾川から分れ、伊勢湾に注ぐ延長七千六十九メートルの河川法施行河川であり、海部郡六千町歩の耕地にかんがいしている重要河川であるが、近年木曾川河口附近の土砂たい積のため、木曾川の七、八割は鍋田川に流入し、加うるに堤防全体がぜい弱で、その上数次の震災のため、全線にわたつて五十センチから一メートルも沈下しているので、一朝暴風雨の場合は、こう水と高潮のため、破堤することは必至であり、沿岸郡民は日夜不安に悩まされている。ついては、鍋田川は、木曾川と一体不離であるから、現に国で施行されている木曾川下流補増工事と並行して鍋田川の堤防及び護岸の増強工事並びに木曾川からの分派地点を洗せきこう門設置工事を国直轄工事として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

木曾川上流の堤防築設費増額の請願（請願者　愛知県丹羽郡犬山町長石田千太郎外二名）（江崎真澄君外二名紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、愛知県木曾川左岸堤防強化工事は、着々として進ちよくしているが、昭和二十五年度工費をもつてする工事区域は、一部分で、なお多くの工事施行を要する個所があつて、これらのぜい弱な地点より決壊すれば、尾張平野の農地一万五千町歩は一瞬にして、どろ海と化し、中部日本の食糧倉庫たる丹羽、中島、一宮、名古屋の各郡市は、もちろん海部郡の低湿地は大なる被害を受けることになる。ついては、今後も引続きこれが堤防強化に要する経費を多額に計上し、治水の完璧を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

安野呂川改修工事施行の請願（請願者　北海道檜山郡厚沢部村長東崎政男）（富永格五郎君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

安野呂川は、北海道檜山郡安野呂村を縦貫し、赤沼村で厚沢部川に合流する延長六里にわたる河川で、一般に河床が高く、河幅が広い上、曲折が甚だしく、沿岸地帯は、ほとんど粘土からなる低地帯であるため、わずかの降雨にも直ちにはん濫し、年々定期的に繰り返される出水により、部落民は安心して生業にいそしむことが不可能となり、土地を放棄するものさえ、しばしばある状況である。ついては、昭和二十六年度において、安野呂川の改修工事を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

荒沢村地内に防災ため池築設の請願（請願者　福岡県筑紫郡筑紫村長山崎敏夫外六名）（野原正勝君紹介）（第二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫、朝倉、三井各郡の穀倉地帯を貫流する宝満川は、年々こう水し、その流域にある筑紫郡筑紫村、朝倉郡夜須村、三井郡三国、立石、小郡、御原、味坂の各村に大なる被害を與え、農民の不安は切実なるものがある。ついては、宝満川の根本的改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

鹿児島県下の治山治水事業費国庫補助増額の請願（請願者　鹿児島県議会議長増田静（中馬辰猪君紹介）（第四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は、地理的に台風通過の特殊な地域に位し、雨量は多く、かつ台風による風水害の被害は連年多額の災害復旧費を要している。ついては、治山治水の根本的な対策を講ぜられるとともに、この際最も効果的な災害防除工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

福良町沿岸に防波堤築設の請願（請願者　兵庫県三原郡福良町長坂東琢郎）（塩田賀四郎君紹介）（第四三九号）及び同（請願者　兵庫県三原郡福良町議会議長山形儀三郎）（塩田賀四郎君紹介）（第九四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡福良町は、昭和二十一年十二月二十一日の南海地震の際、津波を伴い、多大の損害を受けたのであるが、年とともに地盤の沈下を続け、町の大半である海岸添いの地域は最も激しく、戦前に比して約二尺五寸低下している。大潮時の満潮のときには海岸から奥行き七十二メートルの間、道路家屋を浸水し、過般のジェーン及びキジア台風のときには、床上浸水一千戸、床下八百余戸に及び、町の半ばを失つたのである。ついては、これが対策につき、貧困な町財政の現状では不可能であるから、国費をもつて、福良町沿岸に防波堤を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

田野畑海岸に観光道路開設の請願（請願者　岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑村観光協会長大沢預治郎外千六十五名）（小澤佐重喜君紹介）（第四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡田野畑村字真木沢海岸から同村字北山海岸に至る直線十六キロを田野畑海岸と称しているが、これは二百メートルの高度をなす隆起海岸の段丘で、全部が直立断がいであり、この段丘郡のうち、白亜紀の化石層があり、海岸しやくなげ密林の存在は世界的にも注視されている。昭和二十四年国立公園候補地にも選ばれ、まれにみる観光條件の具備した地域であるにもかかわらず、道路のないため真価が認められていない。しかしながら、国営自動車普代駅から小本駅に至る四十三キロの観光海岸道路のうち、全然未改修は十キロにすぎず改修済や目下工事中の箇所もあるから、この際、観光海岸道路として国道に編入の上、すみやかに改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光と輸送力強化のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

由良川改修工事に関する請願（請願者　京都府北桑田郡大野村地内小林重太郎外九十三名）（大石ヨシエ君紹介）（第四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府北桑田郡大野村地方は、由良川の流域であるが、河底低く、全くの無水地帯で、かんがい水はもちろん日常水にも不足を告げている状態であるため、毎年耕地全般にわたり大なる減收を余儀なくされている。今回由良川堤防工事が着手されるとのことであるが、これが実施に際し、次の要望を許可されたいというのである。

（一）堤防工事完成後常備河川水量が水路敷設のみにより水田にかん水可能なときは堤防の一隅に招水溝を併置すること、（二）常備水量少く、水路敷設だけではかん水引入不能なときは揚水機によるかん水引入方を認められること。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

大川右岸に堤防復旧並びに放水路に永久橋架設の請願（請願者　福島県北会津郡神指村長佐瀬浅右エ門外一名）（菅家喜六君紹介）（第四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県北会津郡神指村は、西阿賀川（俗に大川）、東湯川に囲まれており、一度こう水にあえば全村は大なる被害を受ける実情にある。今回建設省はかかる実情を認められ、本年度より湯川より大川に放水路を建設し、いつ水の調節を計画し工事に着手するときいているが、この放水路の設定に当つては、小見部落南方の県道に、他の一つは鍛冶屋敷より西城戸に通ずる箇所に、もう一つは柳原より東城戸に通ずる箇所にそれぞれ鉄筋コンクリートで築設されるとともに、逐年のこう水により欠壊し

た同村地内の堤防をすみやかに復旧されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

月山山ろく開拓道路開設の請願（請願者　山形県東田川郡広瀬村長坂垣羽右エ門外四名）（池田正之輔君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の寒村東田川郡泉村外四箇村は、現在約一千町歩の開拓地を耕作しているが、内外諸状勢の進展に伴い現在の開拓農業経済を立体化された形態に改革する必要を痛感し、山林資源の開発を計画している。その第一歩として、今まで予算の制約上保留されていた月山山ろくまで延長三十四キロの開拓道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

資源開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道盛岡秋田線改修工事施行の請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外七名）（山本猛夫君紹介）（第五〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道秋田線は、盛岡市と秋田市を結ぶ最短距離の路線であったが、急坂があるので、あらたに橋場部落西方の龍川筋に大平線が昭和十一年十月から着工され、生保内に向つて自動車路が約四キロできたが、日支事変とともに中止になり、その後登山客も国見温泉の浴客も荒れ果てた従来の道路を利用しているが、台風の被害のため橋も路面も多大の被害を受けて通行人も次第に減少している。ついては、大平線を延長完成することによつて、交通上、物資の交流、登山浴客の利便、産業開発、文化の交流等を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

野木村野渡地内渡良瀬川に堤防築設の請願（請願者　栃木県下都賀郡野木村長荒川一盛外三十四名）（小平久雄君紹介）（第五〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

渡良瀬川左岸遊水池に沿つた栃木県下都賀郡野木村の地域は、堤防少なく古河町地先接続部にわずかにあるのみで、他はほとんど無堤部であるため、出水にあえば渡良瀬川の増水により湧流が野渡無堤部からあふれ、隣接古河市の繁華街に浸水、南部一帯の耕地にはん濫し、その被害は多大なものがある。ついては、このような災害を防ぐために栃木県下都賀郡野木村野渡地内渡良瀬川に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道串村、鹿野間道路改修工事施行の請願（請願者　山口県佐波郡串村長田中岭祐外十二名）（青柳一郎君紹介）（第五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道串村鹿野間中、山口県佐波郡串村地内同村役場前より鹿野町に通ずる約四キロの区間は未改修で、自動車の運行不可能なため、昭和二十三年より改修工事に着手し、現在一・七キロを残すのみとなつた。ついては昭和二十六年度においても工事を継続し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

赤麻沼遊水池の放水路しゅんせつの請願（請願者　茨城県古河市長小池宗次郎外六十一名）（青木正君紹介）（第五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

渡良瀬川下流赤麻沼遊水池は、大正七年以来土砂の累積はなはだしく、遊水池の機能を失い、周辺十数箇村数万町歩の農耕地に対し、自然排水路を閉そくし、十数箇市町村民の生活を脅しつつある。ついては、早急にしゅんせつ船を設備し、赤麻沼遊水池の放水路しゅんせつ事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大神開拓道路開設促進に関する請願（請願者　山形県北村山郡神崎村長高橋主外六名）（志田義信君紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、最上川西方地区の開拓地及び既存部落の交通路は、大石田町から西村山郡谷地町に至る交通路しかなく、不便なため、開拓地生産物はもちろん、未開発資源の輸送には多大の不便と労力を要し、河川近郷では原始的な小舟によつている有様である。ついては、山形県の幹線である国道五号線に連絡して、神崎駅から最上川を横断し、横山村及び大高根村の開拓地を開発する大神開拓道路をすみやかに新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願

は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道十号線本荘町以南地区改修工事施行の請願（請願者　秋田県由利郡本荘町長田口勇吉）（村上清治君紹介）（第五三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十号線中、秋田県由利郡本荘町から南方、同郡象潟町の約三十キロの区間は明治十六年以来ほとんど改修したことのない狭少な路線である。この区間には漁獲の豊富な平沢、金浦、象潟の三漁港があり、由利油田の仁賀保郷を有し、郡内の中心都市である本荘町をひかえている。ついては、国道十号線本荘町以南地区を改修し、地方文化の向上をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

都市計画事業に対する国庫補助増額等に関する請願（請願者　多治見市議会議長　長谷川亮二）（平野三郎君紹介）（第五四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都市計画事業に対しては、その費用の二分の一は国庫において補助されているが、事業の重要性と都市財政の現況よりみて補助金の増額と街路事業の舗装費は国庫補助の対象となつていないが、新設あるいは拡張街路は舗装を施さねば利用上はなはだ困難であるから、これが工事費を補助の対象とされるとともに、補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

戦災復興特別都市計画事業に対する国庫補助金削減反対の請願（請願者　多治見市議会議長　長谷川亮三）（平野三郎君紹介）（第五四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十五年度において、戦災復興特別都市計画事業に対する国庫補助、事業費認証額が大幅に削減されたが、今後かかることが続けば同事業の完遂に大なる影響を與えるから、すみやかなる解決策を講じられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

坪田村に砂防工事施行の請願（請願者　東京都三宅島坪田村長三池忠信外一名）（菊池養郎君紹介）（第五四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都三宅島の中央に位置する雄山は、南側の数百町歩にわたる緩傾斜地一帯に、おびただしい砂れき灰がたい積してさばく状態を呈し、わずかの軟風によつてもたちまち砂じんをまき起し、これが数條の渓谷にたい積して雨水とともに流下するため、林野農地はもちろん、はなはだしい場合は渓沢附近沿岸の石花菜漁場を埋める状態である。ついては、これが災害防除の根本的施策として、本島坪田村外輪山腹の渓沢源間際に傾斜面を横断する九百メートルの防せきを構築する建設省並びに都関係筋の計画に基いて、すみやかに着工し、これが工費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

最上川支流乱川改修工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡山口村長平塚二郎外四名）（志田義信君紹介）（第五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最上川の支流である乱川は、その源を宮城県界に発し、山形県北村山郡高崎、東郷、山口、大窪村の四箇村を流れ、東村山郡成生村を経て、最上川に合流しているが、こう水あるごとに多量の土砂を崩壊し、これに欠かいの砂れきを加え下流に流送するため、河床が著しく高くなり、現在の護岸堤防はなんら効なく、このまま放置すれば村部落の流失は免れない現状にある。ついては、これらの災害を防除するため、同河川の改修をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道川前路線改修工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡亀井田村長井荊敬太郎外二名）（志田義信君紹介）（第五四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡亀井田村は、地理的に恵まれず、最上川、丹生川、野尻川がある関係上、児童の通学には日夜多大の不便を感じている。しかるに県道岩袋を起点とし、堂の浦新制中学校前を経過し丹生川に橋りようを架設し亀井田橋手前入口未大石田本合海線を経点とする川前路線を改修すれば、村内児童の通学に便利なばかりでなく、一方生産物搬出等に莫大な利益をもたらすことができる。ついては、全額国庫負担をもつて県道前路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

川口市芝川樋管改修並びに排水施設整備の請願（請願者　川口市元郷町一丁目千八百九番地関根文次）（志田義信君紹介）（第五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
川口市芝川下流沿岸地帯は、荒川が増水するごとに水害をこうむる状態なので、当局においては中川改修計画案として荒川放水路を開さくしてこう水量の一部を綾瀬川へ、また他の一部を中川へ放水する工事を復活実施するとのことであるが、かくては、工事は長年月を要し、焦びの急に間に合わないばかりでなく、新設放水路以南の沿岸地帯は水禍を免れないものと思われる。ついては、芝川樋管の改造と排水施設の整備をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

丹生川上流に砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡常盤村長西塚高蔵外十二名）（志田義信君紹介）（第五九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県丹生川は、水源地を五所山に発しているが、その上流の山腹及び河床は急こう配であるため、雪どけ期や降雨時には増水し、土砂、れき岩等を崩壊流出し、下流農耕地に大なる被害を與えている。ついては、すみやかに丹生川上流の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

県道大石田、富沢間改修工事促進の請願（請願者　山形県北村山郡宮沢村長加藤貞作）（志田義信君紹介）（第五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県大石田、富沢間路線は、宮城県境をつなぐ重要なる産業道路として早くより県道に編入されたが、戦時中より改修が行われなかつたため、道路の欠壊及び路面損傷がはなはだしく、とくに最上、北村山両郡の境界は車馬の通行も困難な状態である。ついては、同路線補修工事を復活し、継続されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

母袋川、湯沢川上流に砂防工事促進の請願（請願者　山形県北村山郡玉野村長落合他満久外一名）（志田義信君紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡の東北隅に位する玉野村は、丹生川の支川、母袋川並びに湯沢川流域に転在する農村であるが、全面積の八十五パーセント以上を占める山林は逐年のなだれ、豪雨によりたい廃し、従つて諸河川の荒廃は増加の一途をたどり、流域の農耕地、工作物等の被害は多大なるものがある。ついては、農耕地及び工作物の被害を防止するため、母袋川、湯沢川上流の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

丹生川橋を永久橋に架替の請願（請願者　山形県北村山郡尾花沢町長竹中清三郎外四名）（志田義信君紹介）（第五九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡尾花沢町と繭原村間をつなぐ丹生川橋は、大正三年十月にしゆん功されたものであるが、現在著しく腐朽し、こう水時には交通不能となる状況である。ついては、すみやかに永久橋に架替されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

小国川下流富田地内の災害復旧及び堤防築設の請願（請願者　山形県最上郡舟形村長星川仁平外二名）（志田義信君紹介）（第六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奥羽山脈に源を発する小国川は、山形県最上郡舟形村を貫流して最上川に合流する河川であるが、上流流域の山野の荒廃いちじるしく、一朝降雨に際会すれば、奔流となつて土砂、岩石を流出し、沿岸流域の災害は言語に絶するものがある。ついては、小国川下流地域最上郡舟形村大字富田地域全線のえん堤工事を施行するとともに、当地域の災害耕地の復旧等を図られたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林譲治殿

赤井川砂防工事施行の請願（請願者　山形県北村山郡宮沢村長加藤貞作外二名）（志田義信君紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県北村山郡の東北隅に位する宮沢村を貫流する赤井川は、宮城県最上郡翁峠に源を発し、丹生川に注いでいるが、この流域の地形は急傾斜や険阻地が多く、崩壊地を現出し、また個所によつて断層を伴い地勢地質上からも崩壊しやす

い状態にあるため、アイオン台風のときは耕地の流失等大なる被害を受けた。ついては、すみやかに赤井川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道橋岡線を国道に編入並びに改修工事施行等の請願(請願者　宮城県宮城郡広瀬村長庄子長吉外一名)(庄司一郎君紹介)(第六〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県道橋岡線は、東北地方における東太平洋と西日本海を結ぶ重要物資輸送道路として多大の役割を果しており、また東北地方の中枢板地帯の産業、国土開発に一大効果をもたらしている。ついては、これらの重要性を認識して本路線を国道に編入し改修するとともに、宮城郡広瀬村地内に永久橋築設工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

白水川上流に砂防工事施行の請願(請願者　山形県北村山郡東郷村長滝口伝吉外七名)(志田義信君紹介)(第六〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県北村山郡東郷村地内の白水川は、その源を荒山に発し、東根町、小田島、長瀞村等を貫流して最上川に注ぐ流程約十二キロ、面積四千九十五方里を有する河川であるが、本川上流の上高岩より東根界までの約三キロにわたる流域は年々の降雨または降雪等によつてこう水相次いで起り、そのため耕地の流失および甚だしく、流域の損害はばく大で、すでに改修工事を施行した下流も上流からの土砂の流失により河床が上昇している状況である。ついては、本川の根本的治水のため、上流に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

瓦瀬川改修工事施行の請願(請願者　福岡県浮羽郡川会村長代理助役古賀善次郎外九名)(荒木萬壽夫君外二名紹介)(第六五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県浮羽郡姫治村に源を発する瓦瀬川は、全長二十四キロに達し、浮羽郡及び三井郡大橋村を貫流し、その支流は三井郡草野町で筑後川に合流しているため、豪雨の際には、筑後川の増水による逆流と瓦瀬川の増水により耕地の冠水、家屋の流失等受ける被害は多大であるから、すみやかに同河川の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

内川外二川の改修工事施行の請願(請願者　栃木県塩谷郡矢板町長高橋保平外百六十四名)(高塩三郎君外二名紹介)(第六五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県塩谷郡を貫流する内川及びその支流である宮川並びに中川等は、郡須火山脈である高原山に源を発する急流で、水源地帯は火山岩と火山灰土におおわれ、一朝降雨にあえばたちまち山腹が崩れ、土砂が流出し、沿岸の堤防を破壊し、耕地を埋め、農作物を激減させ、復旧に多大の経費を要し県財政を窮乏に導きつつある。ついては、このような災害を根絶するために、内川外二河川の改修工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

柴山湖外二湖の国営沿岸排水工事施行に関する請願(請願者　石川県小松市長和田伝四郎外十一名)(坂田英一君紹介)(第六五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南加賀一帯の雨水を集水する柴山、木場及び今江の三湖並びにその沿岸水田は、海抜一メートル内外の標高にすぎないため、三湖の水を流出する河口は、つねに閉そくし湖水は沿岸耕地の全面をおおい、浸水の期間も長く、これがために被る毎年の被害はきわめて多大である。これが対策として毎年多額の経費を投じたが効果なく、一時的工事では不可能となつた。しかしながら、このたび金沢農地事務局で根本的対策として三湖の干拓事業が計画されたのであるが、この際これと併行して沿岸排水改良事業をも緊急国営事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道十五号線中橋本、五條間改修工事施行の請願(請願者　奈良県宇智郡五條町長井上潔外五名)(前田正男君紹介)(第六五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十五号線中、和歌山県橋本町西端から奈良県五條町に至る十三キロは、昔から伊勢街道と称して重要な幹線であつて、奈良県から和歌山県に通ずる唯一の道路であるが、特に峠の急坂と、狭少かつ曲折の多い難路のため、貨物の

積載量に相当の制限を受けている。ついては、この区間の改修をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

十川改修工事施行の請願(請願者　青森県北津軽郡沿川村長山口直四郎外二名)(山崎岩男君紹介)(第六五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県下の米産地津軽平野を貫流し、岩木川に通ずる十川の改修工事は、昭和六年から継続され、上流、下流ともに改修工事を完成したが、その中間約八キロが工事を中断されている。一朝出水のときには、こう水となり、田畑、建築物の流失、人畜の被害等その損失は多大なもので、十箇町村を濁流にまきこみ、收穫を皆無ならしめる危険がある。ついては、十川の未改修箇所の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

大蔵村地内災害防除施設に関する請願(請願者　山形県最上郡大蔵村白須賀部落代表早坂赤蔵外十三名)(志田義信君紹介)(第六五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

春年春、最上川及び銅山川のこう水によつて、銅山川左岸護岸堤防は弱体化し、三の輪、沖、下川原等最上川沿岸各部落の耕地の被害はなはだしく、堤防の崩壊区域は三百メートル以上に及び、一日も放置できない実状である。これが対策として、災害防除施設を行う必要があるが、部落の微力をもつてしてはどうすることもできないから、早急に最上川下流最上郡大蔵村大蔵橋以東に、災害防除の堤防護岸工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

吉井川改修工事予算増額等に関する請願(請願者　岡山県議会議長松田壯三郎)(星島二郎君外五名紹介)(第六五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉井川流域は、面積二千平方キロ、かんがい面積二万二千町歩のよく野を有し、岡山県の穀倉と称せられているが、昭和二十年九月には二回に及ぶ大こう水により、九千町歩が水害を受け、農産物は皆無となり、三万余戸の人家は浸水した。従つて昭和二十一年度から吉井川下流改修工事に着手されたが、交付金が少なく、本河川の全体を改修するには今後二十年以上もかかることになり、流域住民の失望はかり知れないものがある。ついては、五箇年間に完成する目標で、一箇年五億円の継続事業とするよう昭和二十六年度から実施するとともに、見返資金一億円の融資をも許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

船坂川の砂防工事促進の請願(請願者　兵庫県有馬郡山口村長西垣内喜一外十四名)(吉田吉太郎君紹介)(第六八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県有馬郡山口村船坂、金仙寺部落を貫流する武庫川支流船坂川は、戦時中の乱伐により砂れきの流出おびただしく、豪雨になると随所にはん濫し、農地、人畜、産業、交通等に大なる支障を與えている。しかるに昭和二十三年度より砂防工事を三箇年計画で実施されたが、いまだに数箇所の危険箇所を残していることは、はなはだ遺憾である。ついては、昭和二十六年度においても危険箇所約千メートルの砂防工事を継続工事として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

山之口村下富吉地内の富吉川及び花之木川の改修工事施行の請願(請願者　宮崎県北諸県郡山之口村大字下富吉木上正左衛門外百六十一名)(瀬戸山三男君紹介)(第六八一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県北諸県郡山之口村大字下富吉部落の水田地帯は、大淀川、高木川の上流に位し、その上流のけい谷浅く終戦前開伐されたため、昭和十四年、同二十三年、同二十四年の暴風雨によるこう水のため災害をうけ、この三箇年の減收は四千数百石に上り、農民は保有量の八割を割つて供出し、配給をうける金の工面に牛馬を失い、肥料も施肥もできず、のりをすすつて金肥にかえるような苦しい生活を続けている。ついては、富吉部落の農民の窮乏を打開し、百五十町歩の水田を救い、毎年一千万円以上の損害をまぬがれるために、下富吉地区内の富吉川及び花の木川の改修事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

加茂川下流福井地内に防災工事施行の請願(請願者　岡山県苫

田郡高野村長兒島剛）（大村清一君紹介）（第六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡高野村大字野及び高野、本郷、福井各部落は、高野村東北部に位し、加茂川に沿つているが、加茂川出水のため毎年災害をこうむり、大字野部落では一昨年後半期から本年前半期にかけて防災工事が実現したが、同部落から下流福井部落の沿岸は旧来のまま放置され、上流の防災工事の影響で下流は一層危険の度が増加した。ついては、既設工事に引き続き、福井部落加茂川沿岸に約五百メートルの防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

庄内川上流の砂防工事費国庫補助の請願（請願者　多治見市長金子養一外七名）（加藤鐘造君紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐地方は、全国屈指の（窯）業地であり、またその原料の産地として生業の主体をなし、古来陶土その他の材料採掘により崩壊はなはだしく、その土砂を流出し降雨の際は下流地帯の耕地、家屋に大なる被害を及ぼす状態である。従つてこれが砂防工事は昭和十二年より施行されたが、戦争により一時中止状態となつており、このまま放置すればわが国経済にも大なる影響を與えるから、庄内川の上流の砂防工事費、三千万円以上を来年度において国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

道路法を改正して三陸沿岸縦貫国道開設の請願（請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助）（鈴木善幸君紹介）（第七二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城、岩手、青森の三県にわたる三陸沿岸地帯は、豊富な水産資源と無尽蔵の林、鉱産資源を保有するにもかかわらず、いまだ交通の完備を見ないまま放置されているため、経済及び文化の推進上、重大な障害をきたしている。ついては、道路法を改正し、仙台市を起点とし、塩釜市、石巻市、気仙沼町、岩手県大船渡町、釜石市、青森県八戸市を経て同県三本木町の国道四号線を直結する三陸沿岸縦貫線を国道として新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

五家荘地区開発に関する請願（請願者　熊本県八代郡柿迫村外六箇村組合長清水貞雄）（坂田道太君紹介）（第七二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県八代郡柿迫村は、耕作地の田畑なく、傾斜地の雑木地を焼拂つて切替畑を作り、大、小豆等の雑穀を作つている。全村ほとんど細民戸数で、電燈の設備もなく原始的な非衛生的な生活を営んでいる。県下無比の森林資源を有していながら、開発のための道路がないために薪炭材料、用材が死蔵され、切替畑による森林の荒廃化を恐れながらも目前の生活に迫われ、植木を行うこともできない現状である。ついては、木材資源の宝庫であり、電源供給地である五家荘を実地調査して、すみやかに産業開発道路を作り、荒廃せんとする山野に植林し、柿迫村等に電燈を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

箒川を中小河川に指定並びに砂防工事施行の請願（請願者　栃木県塩谷郡塩原町長坂田四郎外十五名）（小平久雄君外四名紹介）（第七五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

源を塩原山に発し、栃木県塩谷郡湯津上村佐良土において那珂川に合流する箒川は、肥よくな水田約千五百町歩をかんがいする急流であるが、近年上中流の治山上の欠陥、砂防施策の不徹底、河床の高騰、川瀬の激変、堤防の崩壊等のため、毎年はん濫して沿岸一帯に多大の被害を與え、過般のジェーン台風に至つては、その惨害は実に目をおわしめるものがあつた。ついては、沿岸住民の民生安定のため、本河川を中小河川に指定し、根本的な治山、治水対策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防止のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

雨龍村、江部乙村間の石狩川に架橋の請願（請願者　北海道空知郡江部乙村長高桑又一外三名）（篠田弘作君紹介）（第七五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道雨龍郡雨龍村は、北海道の穀倉地帯である空知平野の北部に位しているが、同村より移出する食糧及び各種物資は十キロ隔たる滝川町と、八キロないし十二キロ隔たる妹背牛村市街へ輸送する関係上、輸送費並びに必要資材の消耗は多大である。ついては、雨龍村より江部乙村間の石狩川に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採

択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

八頭郡西部地区の道路改修に関する請願(請願者　鳥取県八頭郡用瀬町長佐々木勤外十九名)(足鹿覺君紹介)(第七五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県八頭郡西部地区の道路は荒廃いちじるしく、地元民の不便は大なるものがある。ついては、地元産業の発展と地方文化向上のため該地区の道路改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

片貝、塚山間に道路開設の請願(請願者　新潟県三島郡塚山村長内山静司外一名)(田中角榮君紹介)(第七五五号)及び同(請願者　新潟県三島郡片貝町長小林文雄外一名)(田中角榮君紹介)(第一一〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県三島郡片貝町と同郡塚山村は、産業発展上密接不可分の関係にあるが、その交通は来迎寺駅と塚山駅及び大伏線を迂回し與板線による外ない現状である。しかるに地形上最短距離の片山、塚山間に道路の開設を見るならば、その便益は計り知れないものがある。ついては、片貝、塚山を結ぶ路線約四キロのうち、未改修箇所千九百五十メートルを国費をもつて開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

球磨川にダム築設の請願外一件(請願者　熊本県球磨郡町村会長井田末喜外一名)(坂田道太郎君紹介)(第七五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
熊本県球磨郡は、山林に囲まれた球磨盆地を形成し、日本三急流の一つである、球磨川を本流に川辺川、山田川等の支流を有し、これらの各河川は水量豊富で、かんがい用水として多大の利便を與えているが戦時より終戦にわたる濫伐により山林の荒廃著しいため、こう水となれば猛威をふるい、沿岸各地にばく大な損害を與えている現状である。ついては、球磨川の根本的災害防止対策としてダムを築設されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の根本策として、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

船岡作業所連合国軍関係労務者に危険手当支給の請願(請願者　宮城県柴田郡大河原町大字町百八十二番地庄司隆外二名)(庄司一郎君紹介)(第七八二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡船岡町旧海軍火薬廠跡は、現在連合国関係の作業が行われており、現在千八百名の労務者が従業しているが、この種の作業所全国五箇所のうち、本作業所に従事する労務者のみ危険手当を受けていない実情である。ついては、船岡作業所連合国関係労務者に危険手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由
民生安定のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

天神橋を永久橋に架替の請願(請願者　鳥取県道路協会長千代西尾泰章外十四名)(門脇勝太郎君紹介)(第七八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道十八号線は山陰道の動脈であるが、木造橋りょうが多いため、交通上の危険は大きく、中でも東伯郡長瀬、中北條村地内天神川架設の天神橋は、橋りょう部材薄弱で、橋脚が高く、経間が大きいため、振動はなはだしく危険にたえない。従つて昭和二十二年度において修繕を行つたが、本橋はすでに架換期に達してをり、木造橋りょうでは幹線道路の交通に大なる支障があるばかりでなく、治山治水上からも不経済である。ついては、この際天神橋を永久橋に架替されたいというのである。

二、請願の議決理由
危険防止と輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

小田橋架替の請願(請願者　鳥取県東伯郡上北條村長大嶋広正外七名)(門脇勝太郎君紹介)(第七八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県の中央を貫流する天神川に架設されている小田橋は、北條平野と上井をつなぐ交通の要路に位しているが、腐朽はなはだしく、たびたび県費をもつて修理を施しているが、こう水にあえば流失は免れない状態である。ついては、現在山陰本線の鉄橋の下流約十メートルにある前の鉄橋の橋台を利用して、小田橋を架替されたいというのである。

二、請願の議決理由
危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

南山開拓道路開設促進並びに工事費増額に関する請願(請願者　山形県最上郡角川村長田中惣八郎外六名)(志田義信君紹介)(第八〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
山形県最上郡大蔵村、角川村両

村内八地区千四百町歩の開拓地を結ぶ南山開拓道路は、昭和二十一年から着工され、引き続き継続中であるが、工事費割当額がきわめて少なため、遅々として進まず、開拓地の開墾工事もほとんど不可能の状態となつている。昭和二十四年度において、遅延していた開拓用地もすべて解放され、翌二十五年には開拓計画の樹立も完成したから、すみやかに南山開拓道路を完成できるように、昭和二十六年度以降において、最大限の事業費を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

角川村地内各河川にえん堤工事施行の請願（請願者　山形県最上郡角川村長田中惣八郎外四名）（志田義信君紹介）（第八一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡角川村は、角川流域を中心として散在せる農耕部落であるが、戦時中の流域濫伐によるこう水、雪害等のため、著しく河川は荒廃し、各所に崩壊地すべりを生じ、河底が上昇するなど、このまま放置すれば毎年土砂流失、護岸えん堤堤防の破壊、耕地の荒廃は免れることができない実情にある。ついては、これが防止対策として砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

古口、今神間の道路を県道に編入並びに改修工事施行の請願（請願者　山形県最上郡角川村長田中惣八郎外四名）（志田義信君紹介）（第八一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡角川村役場前県道終点から、同村今神温泉間道路延長約二十キロは、角川村の重要な産業道路で、沿道には約三百町歩の開拓適地と、五百万石の林産物を産し、東田川郡と境して、林産物、鉱産物の基幹をなすものである。加うるに、今神温泉は古くからの名湯であるが、交通不便なため、いまなお原始的な経営を行つている。ついては、古口、今神間の道路を県道に編入の上、改修を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道角川古口停車場線道路改修工事施行の請願（請願者　山形県最上郡角川村長田中惣八郎外六名）（志田義信君紹介）（第八一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡角川古口停車場線道路は、角川村の産業、経済、文化導入の基幹をなしているが、近年奥地の開発に伴い貨物自動車の運行ひん繁なため、本道路の破損はなはだしく、本村並びに開拓地の産業経済にじん大なる障害を与えている。ついては、すみやかに本路線の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

生産力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

根知村地内根知川改修工事施行の請願（請願者　新潟県西頸城郡根知村長齋藤正重外一名）（田中彰治君紹介）（第八一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県西頸城郡根知村を貫流する根知川は、周囲の山岳が急しゅんなため、こう水量多く、豪雨に際会すれば、ただちに増水し、流域に多大の被害を与えている。ついては、根知村地内根知川の改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

東嶽山系の砂防工事施行の請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長大河内利雄外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大淀川流域は、シラス土じょうの特殊地帯で流水に弱く、毎年腐土が崩壊し、ことに下流宮崎県北諸県郡三股町の三股橋附近は増水ごとに砂れきが積層され、八百町歩の水田が荒野と化すことが明らかとなつた。同町では、これが打開策として種々なる対策をたて工事を施行したのであるが、結局現況においては、上流国有地及び民有地内の発生箇所の処理工事にまつ以外にはない。ついては、東嶽山系の土砂崩壊に対して、砂防工事を実施するよう協力されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道都城坂元線の隧道開さく促進に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町長大河内利雄外一名）（瀬戸山三男君紹介）（第八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに当局においては、県道都城坂元線の未開さく地、約十キロメートルの開さくの必要性を認められ、昭和二十四年度より継続工事として着工され、以来五キロメートルのしゅん工を見たことは実に感謝にたえない。しかし残る三キロ余は隧道開さくによるほか途

ない状態である。ついては、山林資源開発、南北物資の交流、文化向上等に及ぼす県道都城坂元線の重要性を認識して、隧道開さく工事をすみやかに促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

河川災害復旧費増額に関する請願（請願者　東京都大田区田園調布一丁目千四百十六番地全国治水期成同盟会連合会長岩沢忠恭）（第八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明年度予算の河川災害復旧費は、わずかに百八十余億円であるが、これでは食糧政策の破たんはもとより、国家経済の自立も不可能であるから、明年度の河川災害復旧費を増額するとともに、災害金庫の設置等により災害復旧事業の促進に万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

治水予算増額に関する請願（請願者　東京都大田区田園調布一丁目千四百十六番地全国治水期成同盟会連合会長岩沢忠恭）（瀬戸山三男君紹介）（第八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年度治水予算額は、わずかに百三十余億円にすぎず、これではわが国災害対策の確立は不可能である。ついては、治水十箇年計画の線にそつて、予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

治水根本対策のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

焼尻村地内災害復旧に関する請願（請願者　北海道苫前郡焼尻村長清水要）（玉置信一君外一名紹介）（第八四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道苫前郡焼尻村は、純漁村であるが、昨年十二月の暴風により、漁業者全般に大なる被害を受け、これが復旧に必要とする資材の入手については容易ならないものがあり、村財政窮乏のときにあたり、これが復旧は困難な実情にある。ついては、同村の災害復旧費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害復旧のため、早急に予算的措置を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

第一有明橋を永久橋に架替の請願（請願者　鹿児島県知事重成格）（前田郁君紹介）（第八九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県肝属郡東串良町柏原地内の肝属川に架設されている第一有明橋は、昭和十七年に架替えた延長百メートル幅員四・五メートルの木橋で、大隅地方東部一帯に産するあらゆる生産物資の輸送橋りようとして活用されているが、木橋であるため、絶えず潮水及び潮風の影響を受け腐朽はなはだしく、かつ沈下しており、交通に困難をきたしている。ついては、同橋りようをすみやかに永久橋に架替し、生産物資の輸送に万全を期すため、昭和二十六年度において国庫補助事業として施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

木曾川下流にしゆんせつ工事施行等の請願（請願者　三重県桑名郡木曾岬村長白木正光外三名）（江崎真澄君紹介）（第八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名郡木曾岬村と愛知県海部郡鍋田村は木曾川の下流で、木曾川本川の流下したこう水をそのまま受ける一方、海岸より暴風、高潮による脅威を受け、また鍋田川には地形状過重な水量が流下するため堤防よりの絶間ない脅威を受け、しかも地震による地盤沈下により堤防の劣弱はもつとも著しく、破堤した場合は座して死をまつより外に途ない状態である。ついては、木曾川下流同村地区をしゆんせつし鍋田川にこう門を設置するとともに、堤防増強による左岸堤防の後退をさけられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

南薬科村地内薬科川に堤防築設の請願（請願者　静岡県安倍郡南薬科村長玉井源気雄外二十名）（西村直己君紹介）（第九一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

安倍川改修工事が着々と完成に向いつつあることは感謝に堪えないが、静岡県安倍郡南薬科村薬科川沿線飯間地先のみは現在未着工のまま放置されているため、水流は出水のつど此の箇所へ向つて奔走する有様で、現在施行されている単なる応急施設のみでは実に不安に堪えない。ついては、南薬科村地内薬科川に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道岐阜富山線を国道に編入の請願（請願者　岐阜県大野郡大八賀村長瀬ノ上市郎右エ門外五名）（岡村利右衛門君紹介）（第九一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国交通運輸の現況は、当分の間、陸上自動車輸送に負うところが多いが、大体海岸線に沿う縦断線が発達し、横断線が未発達である。ことに本土の中央部で、東海、北陸間を結ぶ岐阜、富山間がわずかに単軌の高市線を有するにすぎない。ついては、岐阜、富山線を国道に編入し、本土横断の幹線道路たらしめ、陸上輸送の高度利用により、生産増強を図り、同時に沿道の資源開発と、地方民をして文化の恩恵に浴せしめるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

国道四号線中白石、越河間道路改修工事施行の請願（請願者　宮城県刈田郡白石町長麻生寛道）（庄司一郎君紹介）（第九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道四号線は往昔より奥州本街道として唯一の幹線であり、終戦以来は進駐軍関係諸車の交通がひん繁になるとともに、貨車の不足と貨物自動車による輸送力の強化から、県内はもちろん遠く東京都までの自動車による輸送量がとみに増加し、本路線はますますその重大性を加えているが、白石、越河間は改修の恩恵に浴せず、地方民はもちろん、交通業関係者等は多大の不便を感じている。ついては、すみやかに本路線中白石、越河間道路の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

江合、鳴瀬両河川の合流工事促進に関する請願（請願者　宮城県遠田郡涌谷町字新町遠田地方事務所内菅野告人外十名）（庄司一郎君外五名紹介）（第九六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
江合、鳴瀬両河川の合流工事は、大正六年に政府当局において着工され、同県志田郡荒雄村より同敷玉村に通ずる新川を開さくし、江合川の増水量を鳴瀬川に分流せしめたのであるが、ただわずかに取入口の施設と橋りよう工事が残されているため、下流の大崎地方は近年連続する水害により耕地は荒廃し、住民はその居所にさえ惑つている実情である。ついては、これらきん少な工事をすみやかに実施し、もつて下流住民をやすんじて生業に従事せしめるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道新町院内線改修工事費増額の請願（請願者　山形県最上郡及位村長庄司善右衛門外四名）（志田義信君紹介）（第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道新町院内線は、山形県最上郡西北各町村の資源の輸送、産業、経済、文化の交流になくてはならない重要路線であり、昭和二十三年度から工事継続中であるが、未改修距離は大滝、入敷代間約二十キロ半に及び、しかもその間、入敷代川に架設する橋りようの工事が残存していて、現在のような工事費では既設道路の利用ができないばかりか、逆に荒廃する恐れがある。最上地域の開発にとつて、重要な路線の改修は第一条件であるから、真室川新町から及位村大字大滝間改修工事をすみやかに昭和二十六年度に完成するよう工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

附馬牛村地内の防災えん堤工事施行の請願（請願者　岩手県上閉伊郡附馬牛村長菊池直右エ門外二百六十名）（山本猛夫君紹介）（第一〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北上川の支流猿ヶ石川本流と、これに合流する荒川、東禅寺川の水源地である岩手県上閉伊郡附馬牛村地内は、ほとんど大半の河川が原始以来そのままに放置されているため、暴風雨に際しては、随所に河川が決壊され、大きな被害を受けている実情にある。ついては、これらの災害を未然に防止するため各河川の上流地域に防災えん堤工事を施行されたいというのである。

新潟県下の地すべり対策砂防工事費国庫負担の請願（請願者　新潟県中頸城郡治水砂防協会長丸山善助外十一名）（田中彰治君紹介）（第九四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県の地すべりは、全国的にみて特異な現象であるため、国費による対策救済事業にもれているが、中頸城郡だけをみても、昨年十一月から春にかけて、水原、寺野、黒岩の各村に大移動が起り、耕地の流失、道路水路の崩落等人畜の被害はもとより、本年の作付を不可能にしている。ついては、新潟県下の地すべり対策砂防工事費を国庫負担で施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

一、請願の要旨及び目的
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

見槻川砂防工事施行の請願(請願者　鳥取県八頭郡隼村長田中一)(稲田直道君紹介)(第一一〇一号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鳥取県八頭郡隼村地内の見槻川は、鳥取県八頭郡隼村の山間部を貫流し、用水はもちろんかんがい用水として唯一の重要河川であるが、本河川は河幅狭あいにして河床深く、毎年の山林伐採の影響とともに河水のはん濫激増し、その被害はじん大であり、貧弱なる村財政では到底復旧は困難である。ついては、同村地内の見槻川に砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

富磯、鵜泊間道路開設の請願(請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町長畑野仁郎外十五名)(富永格五郎君外二名紹介)(第一〇五八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
町村道久遠、太櫓線中、北海道久遠郡久遠村字富磯から太櫓郡大櫓村鵜泊に至る区間は、未開さくのまま放置されているため、地方産業の発展並びに文化の向上を著しく阻害しているから、該区間道路の開設工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

となつているため、本地方沿岸の魚田開発及び森林資源開発に重大な支障をきたしているのみならず、地方文化及び住民の交通等に大きな障害となつている。ついては、すみやかに前記区間に道路を開設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

美谷、栄浜間道路開設の請願(請願者　北海道瀬棚郡瀬棚町長畑野仁郎外十五名)(富永格五郎君外二名紹介)(第一一〇三号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
準地方費道江差、岩内線のうち、瀬棚町地内美谷、栄浜間道路は、北海道南部における日本海に面する唯一の海岸道路中未開さく

志賀坂峠、十石峠間道路開設の請願(請願者　埼玉県議会議長　高安雄外百六十名)(高間松吉君外二名紹介)(第一一八七号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
裏日本と表日本を通じる道路としては、信越線、上越線及び関西線の鉄路にそつている三線があるが、相当の難路もあり、距離も長く、物資の輸送、文化の発展を著しく阻害しているから、より安全で近距離の道路を開設することは緊急事である。すなわち埼玉、群馬両県境の志賀坂峠及び長野、群馬両県境の十石峠を開さくすれば、裏日本と表日本を通じる最短距離となるから、すみやかにこの道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道松本高山線開設に関する請願(請願者　松本市長筒井直久外一名)(岡村利右衛門君紹介)(第一一八九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
長野県松本市から中部山岳国立公園中の安房峠を経て、岐阜県高山市に通ずる県道高山線は、従来わずかに季節的なバスが運行するのみで、貨客輸送の大部分は多治見、美濃、太田をう回する鉄道路線によるほかなく、交通上の不利不便はもとより、山林資源、電力資源、鉱物資源の開発にも少なからぬ支障をきたしている。ついては、この路線開発のため、国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

田吹川災害復旧工事促進の請願(請願者　広島県山県郡戸河内町長栗原吉郎外七名)(山本久雄君紹介)(第一一九〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
広島県山県郡戸河内町所在の太田川支流田吹川は、延長五キロで、水域も狭少であるが、河床急こう配で、降雨量多く、古くから治水に悩まされ、昭和十八年、二十年に連続災害を受け、耕地、家屋に大なる損害を被り、かつ、二十五年のキジア台風のため、護岸のほとんど全部を流失、田畑、家屋の流失、浸水を被つた。ついては、沿岸住民の不安を救済するため、本年度予算に計上し、田吹川の根本的治水工事を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

根之谷川上流にえん堤工事施行の請願(請願者　広島県安佐郡可部町長諏訪主計外九名)(山本

久雄君紹介)(第一一九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県下を流れる根之谷川は、急流で水量多く、わずかの降雨にも災害を生じ、毎年堤防護岸の欠壊は多大で、とくに陰陽連絡の最重要路線広島松江線も多大の水害をこうむり、復旧に毎年ばう大な額を投入されているが、累次の水害のため、災害箇所はかえつて増大し、下流は河床が上昇して危険な状態にある。ついては、水害防止の根本対策として、根之谷川の上流に砂防えん堤を構築するよう昭和二十六年度において、予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

呉市、昭和村間道路改良工事施行の請願(請願者　呉市長鈴木衛外二名)(宮原幸三郎君紹介)(第一一九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市の後方昭和村から呉市に通ずる道路は、賀茂郡西條町と呉市間の重要幹線であるが、幅員狭くこう配急で、屈曲はなはだしく、交通に支障があつて、重要幹線としての機能を発揮することができず、両市村間はもちろん、熊野町、熊野跡村、吉川村、西條町の開発にも支障をきたしている。ついては、呉市、昭和村間道路の幅員を五・五メートル、こう配を十五分の一程度に改良して、沿線産業開発に寄与するよう、すみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道宇都宮、今市線外二線の国道編入に関する請願(請願者　栃木県上都賀郡今市町長寄木源吉外百四十七名)(尾関義一君外十名紹介)(第一一九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県、福島県、山形県を結ぶ宇都宮、今市、田島、若松、喜多方、米沢間の道路は、現在府県道であるが、同線は会津奥地を中心として南は今市を経て宇都宮、東京方面に達し、北は若松、喜多方を経て米沢に至る唯一の路線で、南部には鋼鉱推定量五十万トン、ぼう大な国有林等があり、これら資源の開発のために道路を改修することは緊要事である。ついては、宇都宮、今市線、今市、若松線、若松、米沢線の府県道を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急の施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

上蒲刈島村地内の田戸大川にえん堤築設の請願(請願者　広島県安芸郡上蒲刈島村議会議長田中照男外二十名)(中川俊思君紹介)(第一一九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県安芸郡上蒲刈島村は、県の南端に位し、米麦、甘しよ、菜種、たばこの外、蒲刈みかんの産地として知られているが、戦時中坑木、薪材等の供出を強制され、山林は極度に荒廃して、降雨ごとに土砂流出し、耕地及び人家に多大の損害を与え、港湾も毎年埋没の一途をたどり、上蒲刈島村民の不安は黙視できない状態である。ついては、同村、田戸大川の砂防えん堤の構築を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

戸川坂隧道開さくの請願(請願者　島根県邑智郡日貫村戸川坂隧道開設期成同盟会長山口賀四郎外三十一名)(山本利壽君紹介)(第一二〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

府県道今市川本線の島根県邑智郡日貫村と同県那賀郡和田村の村界にある戸川坂は、急しゅんな悪路である上、急カーブが多く、旅客貨物運輸並びに交通に大なる困難をきわめている。ついては、戸川坂にすい道を開さくされたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

千代田橋架設促進の請願(請願者　北海道十勝郡幕別町長中島国男)(高倉定助君紹介)(第一二〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道準地方費道止若、本別線を横断する十勝川に千代田橋を架設することについては、すでに決定され、目下工事が進められているが、北海道のような鉄道網のき薄な地域では、多量の農産物の輸送は陸路が主として利用され、止若、本別線の利用もますます重要性を加え、住民は千代田橋の完成を一日千秋の思いで待望しているから、昭和二十六年度中には完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

オソウシ原野電源開発道路開設の請願(請願者　北海道上川郡新得町長杉本義行外四名)(高倉定助君紹介)(第一二一四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡然別第二発電所建設工事は、昭和二十三年から計画され、すでに昨年から着工し、既

設厳松発電所を基点として一切の仮設設備を完了し、見返り資金の決定を待機している現状である。発電所建設にあたり、国鉄沿線にそう最寄駅である新得町は、建設工事の速度を決定づける輸送道路として、然別横断道路（厳松発電所から上然別百十五番地まで四キロ）、オソウシ原野道路（屈足基線四十二号から然別第二発電所まで五キロ）の両路線の起工を補助工事として、実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

治水、利水予算増額に関する請願（請願者　東京都麹ヶ関建設省内日本河川協会長松本学）（第一二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ここ数年間の水害による被害は、土木被害額だけでも年平均約六百億円以上に達し、一般被害を推算すると平均二千億円に達している。これらの水害を防止し、被害の軽減をはかるには災害復旧事業の促進をはかるとともに、河川事業を積極的に推進することが必要であり、さらに、わが国経済基盤を育成し、充実させるための総合的開発計画に基く治水利水事業の完成が緊要であるが、従来のような少額な予算ではいたずらに工期を遅らせ、早期実現は不可能である。ついては、治水利水事業に対する予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

根本治水対策のため、予算的措置を講ずべき必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

菱海村地内久富川に砂防工事施行の請願（請願者　山口県大津郡菱海村中村三郎外二百四十名）（周東英雄君紹介）（第一二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山口県大津郡菱海村は、掛渕川支流久富川の相つぐ出水のため、流域約百五十町歩の山林と、二百六十町歩の農耕地及び宅地は至るところ洗掘され、堤防、護岸、道路等公共施設は決壊し、その被害は多大である。ついては、三百余戸の村民が安心して食糧増産を営むことができるよう菱海村地内久富川の砂防工事をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

サロベツ川を日本海に切替の請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎外八名）（玉置信一君紹介）（第一二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村サロベツ原野は泥炭地として扱われていたが、サロベツ川永年にわたる出水の結果自然客土化しよく土であることが判明した。現にサロベツ川沿岸及びサロベツ原野周辺の台地は開拓地となり、その営農成績も相当の成果をあげている。しかるにサロベツ川は天塩川に連絡しているため、緩流であり、曲折が多いから、これを日本海に切り替える必要がある。これにより天塩川の水量は四分の一となり、同原野約七千町歩の入植地ができ、また附近部落との交易も非常に便利となる。ついては、昭和二十六年度においてサロベツ川の切り替え工事を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

阿沙流、徳満間開拓道路開設の請願（請願者　北海道天塩郡豊富村長相馬惣三郎外二名）（玉置信一君紹介）（第一二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡豊富村阿沙流、徳満間開拓道路を開設することによつて次の利点があるから、至急実施されたいというのである。（一）本道路は、七千余町歩の可耕地の中心部であり、二百五十戸の開拓者が入植できること。（二）本道路の完成によつて附近一般農家六千戸、開拓者百四戸の交通難が緩和され、農業生産の増強が図れること。（三）将来本道路が豊富村を中心とする環状線となること。

二、請願の議決理由

生産力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

渡川砂防工事施行の請願（請願者　高知県幡多郡下田町長井上六助）（長野長廣君紹介）（第一二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡内中央部山岳地帯を貫流する渡川は、県下最大の河川で、流域は郡内二十四箇町村にまたがり、当該地方生産物資は舟筏により下田港に搬出されるとともに、また阪神方面からの還元物資も下田港を通じて渡川が利用され、産業経済開発上貢献するところ大であるが、近年こう水による山岳地帯からの流出する土砂のため、河底は浅くなつて舟筏の航行に支障をきたしている。ついては、本川の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

砂防予算増額並びに東の川線大柱山砂防えん堤修築の請願（請願者　高知県安芸郡吉良川町長細木幸右衛門）（長野長廣君紹介）（第一二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県安芸郡吉良川町は、毎年襲来せる台風により、耕地、家屋等に大なる被害を受け、とくに東の川線の土砂崩壊による河床の隆起は著しく、沿線の町道より高いため、出水ごとに浸水し、耕作物は収穫皆無の状態である。ついては、東の川線大柱山に砂防えん堤を修築するとともに、県下災害個所の復旧のため、本県の砂防予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

茂岩橋を永久橋に架替等の請願（請願者　北海道中川郡豊頃村長佐藤義助）（高倉定助君紹介）（第一二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

（一）北海道中川郡豊頃村字茂岩と豊頃駅との中間を流れる十勝川には、一時的の木橋がかけられているが同橋は停車場に出る村民と、隣接大津村の大半が地理的関係で同橋を利用し、また浦幌村の諸輸送車の大部分が物資の直送のため必ず通行する重要な橋であり、利別川がこの川に合流することになれば、とうてい木橋では出水時の奔流にはたえ得ない。ついては、同橋を恒久橋に架替えられたいというのである。（二）十勝川の第一期治水工事として、上流部の帯広より豊頃村字茂岩までが完成されたが、それより下流の大津港口に至る地域は出水ごとにはん濫し、流域住民のこうむる被害は多大であり、食糧増産上、大なる支障をきたしている。ついては、すみやかに第二期工事として同区間に直線水路の堀さく等治水工事の完成を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

下ノ加江川に砂防えん堤築設費国庫補助の請願（請願者　高知県幡多郡下ノ加江町長田村正吉）（長野長廣君紹介）（第一二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡下ノ加江川は、延長四里に及び流域耕作地三百町歩にかんがいしている重要河川であるが、流域に山岳地帯を含んでいるため、崩壊はなはだしく、流失する土砂は毎年流下して河床は上昇し、本県特有の夏秋期の台風時には何回となく起こう水により、耕地の流失等大なる被害を受けている実情にある。ついては、これら災害を防ぎ、農民、漁民をして安んじて生業に励むことができるよう同河川に砂防えん堤を国費をもつて築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

利別川治水工事費国庫補助の請願（請願者　北海道中川郡池田町長新津秀外九名）（高倉定助君紹介）（第一二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道足寄郡陸別村を発し、中川郡豊頃村において十勝川に合流する利別川は、十勝川につぐ水量を有し、融雪並びに夏季の降雨に際しては、連年沿岸一帯の耕地は濁流に押し流され、その被害は大なるものがある。現在においては、本河川の下流根室本線利別川鉄橋下流の護岸築堤工事は予定計画にあるが、第二次計画として、これより上流の本流支流の護岸築堤工事を国費をもつて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

砂防予算増額並びに伊與野川に砂防えん堤築設の請願（請願者　高知県幡多郡小筑紫町長芝崎甚馬外一名）（長野長廣君紹介）（第一二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡小筑紫町伊與野部落を貫流する伊與野川は、大正九年の大こう水の災害以来、下流の川底が浅くなり、昭和十二年に砂防工事を施したが、下流の土砂は年々たい積して、出水ごとに河水はん濫して耕地に流れ込むので、昭和二十一年から流路工事を施行されたが、予算きん少なため、遅々として進行しない実情にある。ついては、これが救済策として、さらに一箇所の砂防えん堤を築設するとともに、現在施行中の流路工事を完成させるため、昭和二十六年度予算において、伊與野川砂防工事費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道延岡、岩脇間道路改修促進の請願（請願者　宮崎県西臼杵郡高千穂町長甲斐勝美外二名）（佐藤重遠君外五名紹介）（第一二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道第三号線は宮崎県を南北に縦貫する交通幹線であり、その中でも繊維化学工業で重要な延岡と、県下唯一の貿易港細島港を擁する富島町間の道路はもつとも重要であり、昭和九年から改修に着手されていたが、現在中止となつている。しかしながら、関係民は、東臼杵郡北川村地内大分県境から、同郡岩脇村タブト峠に至る間の改修実現を熱望している。ついては、延岡市岩脇村間の改修工事をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

県道延岡三角線を国道一級路線に編入の請願（請願者　宮崎県東臼杵郡富島町長三尾良次郎外二名）（佐藤重遠君外八名紹介）（第一二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
九州を横断する道路に数線あるが、宮崎県延岡市と熊本県三角港を結ぶ現県道は、最も中央部を貫通する重要路線であり、森林並びに槇峰銅山、岩戸マンガン鉱山、三箇所銅山、材木、銅山等をはじめ良質の石炭が無限に露頭している。今回この県道を国道予定線に計画編入され二級路線に編入されるということであるが、南九州総合開発の観点からみても、あるいは観光の点からみても延岡三角線国道を一級路線に編入してすみやかに改修されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

国道三十四号線中新橋、相生橋間を軍港都市転換法による補装工事施行の請願（請願者　舞鶴市字丹波五十番地土井市兵衛外二百七十六名）（大石ヨシエ君紹介）（第一二九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道第三十四号線は、最近バス、トラックその他交通機関の通行は、ひん繁をきわめ、しかも速力が早く、従つて砂じんは著しく、立派な補装道路が一瞬にして草原化している反面、都市計画事業により二十二メートルの大道となり、ようやく戦時中の犠牲より立ち上らんとしている今日、これが道路の補装と緑化は、舞鶴の発展のみならず、本道を利用する関係諸地域との交通運輸の方面にも大なる利益を與えるから、政府は、すみやかに本線新橋、相生橋間二千五百メートルを補装し、かつ緑化工事を軍港都市転換法により実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

国道三十四号線中相生橋、余部上十一丁目間の道路改修の請願（請願者　舞鶴市長槌峨根達雄）（大石ヨシエ君紹介）（第一二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
舞鶴市の東西地区を結ぶ国道三十四号線中、相生橋より余部上十一丁目の間は、幅員約七メートルで、中間には幅員四メートル半の複トンネルがあるため、トンネル口において車両は待避を余儀なくされ、またトンネル以外の区間においても自転車ならびに徒歩者は道路の幅員が狭少であつたため、つねに危険を感じているのみならず、同トンネルを頂点とする道路のこう配は三十分の一であつて交通上大なる不便を被つている。ついては、該区間の幅員を十五メートルないし二十二メートルにするとともに、複トンネルを除去し、こう配を緩和されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

下田、修善寺間道路改修工事施行の請願（請願者　静岡県加茂郡稲生沢村長土屋俣太郎外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県賀茂郡下田、下河津両所から上河津を経て天城、湯ヶ島温泉、修善寺に至る道路は、沿道に観景地、温泉地が多く、観光ルートとして絶好の道路であるが、道が悪く、カーブが多いため、自動車事故が続出し、最近とみに増加した外客の自動車交通に多大の迷惑を及ぼしており、当地方の発展にも大なる支障をきたしているから、この道路を産業と観光道路として改修工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
産業と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
建設委員長　薬師神岩太郎
衆議院議長林讓治殿

伊東、三島間道路補装促進の請願（請願者　静岡県賀茂郡稲取町長外岡善六外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡県伊東より稲取、下田、土肥、修善寺を経て三島に至る道路は、沿道に景勝地が多く、まれに見る観光ルートで、ことに同地方は国立公園に指定されているが、道が悪く、カーブが多く、かつ道幅が狭いために事故が続出し、従つて、外客に多大の迷惑をおよぼしている実情である。一方外客の自動車交通は日に日にひん繁をきわめている現状で、このまま放置することは同地方の発展を阻害す

る結果となるから、すみやかに伊東、三島間の道路補装工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

滑川改修工事施行の請願（請願者　福島県岩瀬郡白方村長高原喜外五十一名）（圓谷光衛君紹介）（第一三二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滑川は、河川法により準用河川として認可されているが、近年打続く出水により冠水、欠壊えん堤水路の流失は耕地の荒廃をきたし、増産をはばむことおびただしく、農民の増産意欲を失わしめている実情である。ついては、これらの災害を排除し、食糧増産のため、すみやかに同河川を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

長柄池築設促進の請願（請願者　香川県坂出市長浜田專一外十八名）（島田末信君紹介）（第一三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県の中部を流れる綾川は、平均こう配六十分の一の急こう配河川であるため、沿岸関係区域はつねにこう水と旱ばつの被害を破つているので、これが防止策として、同河川下流改修と相まつて、こう水調節を行うとともに、坂出市外十箇村一千六百町歩のかんがい用水補給の目的で長柄池を築造することとし、昭和十年工事に着手したのであるが、戦時中の資材不足のため工事中止となり、昭和二十四年度より工事再着を認められたが、予算がきん少なため、遅々としてはかどらない実情である。ついては、これが工事促進のため、昭和二十六年度において一億一千七百八十一万円を国庫より交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国道六号線中葛飾区金町四丁目、同六丁目間道路改修工事施行の請願（請願者　東京都葛飾区長高橋佐久松外一名）（中島守利君紹介）（第一三四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道六号線は東京都から千葉、埼玉、茨城の各県を通じ、遠く仙台方面に結ぶ経済的価値のきわめて高い道路であるが、本路線中東京都葛飾区内の一部は戦争の影響をうけて未完成のまま放置されており、その幅員の狭あいなことと曲折していることは実に大きな交通障害となつて、危険率も高く、該国道の機能を十分発揮しえない状態である。ついては、葛飾区金町四丁目、同六丁目間該国道の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

府県道勝沼大月線道路改修並びに国道編入の請願（請願者　山梨県議会議長星野重次外一名）（今村忠助君外六名紹介）（第一三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨、長野両県と京浜地方とを最短距離をもつて結ぶ府県道勝沼大月線は、両地方の物資輸送の動脈としてきわめて重要な道路であるが、地形地質の影響と年々の災害により、現在かろうじて一本線をもつて自動車交通をしている実情である。従つて、本道路を整備改善するときは、京浜地方への物資輸送は国道八号線に比し、約二十キロ短縮され、輸送効率並びに輸送費にばく大な利益となる。ついては、府県道勝沼大月線道路を改修するとともに、国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送効率増進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国際観光温泉文化都市として伊東市に国庫補助金交付の請願（請願者　静岡県伊東市長石川哲外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東市は、第七回国会において憲法第九十五條の規定により国際観光温泉文化都市として法律の適用を受けることになつたのであるが、その後補助金が定められないため、文化都市としての諸施設がいまに実現されない実情にあることは、文化都市としても、まことに残念である。ついては、昭和二十六年度において、ぜひとも補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光文化都市建設の趣旨により、予算化の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道宇治山田吉津線及び吉津長島線改修工事施行の請願（請願者　三重県度会郡鵜倉村長西村潤治外八名）（中村清君紹介）（第一三九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県度会郡中島村、鵜倉村、吉津村、島津村の四箇村を通ずる県道宇治山田吉津線、吉津長島線は、道路の幅員きわめて狭く、降雨の都度山崩れ等のために交通がと絶し、諸物資の輸送は海運に求めるのやむなき状態である。沿

線は、マンガン、硅石等の鉱物資源に恵まれ、鮮魚、みかん類等の産出も多く、南勢海岸道路の開発なしに、沿線住民の経済的疲弊を救済する道がない。ついては、県道宇治山田吉津線及び吉津長島線改修を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道川津浜、入谷間海岸道路改修工事施行の請願（請願者　静岡県賀茂郡下河津村長千葉睿山外十四名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県伊豆川津浜県道は、人家密集地帯の中央を横断する当地方唯一の重要道路であるが、川津浜、入谷間は幅員きわめて狭く、また拡げるだけの余地がないため、交通上大なる支障をきたしている。ついては、この際同区間を海岸道路にして、伊豆半島唯一の産業と観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業道路と観光道路をかね、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

福良、阿萬両町間に直通道路開設の請願（請願者　兵庫県三原郡阿萬町議会議長岡本周次外一名）（塩田賀四郎君紹介）（第一三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡阿萬町と福良町とは、その地理的、産業的関係から、また港湾関係からも不離不可分の関係にあるが、ここに両町間を直結する産業道路の整備を見るときは、阿萬町の年間二億円以上に上る産物は常時安易に福良港より移出できるのみならず、景勝地観光の面からもしん大な利便をもたらすことができる。ついては、前記両町間に直結道路を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光及び産業道路をかね、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

浦臼、奈井江両村間の石狩川に架橋の請願（請願者　北海道樺戸郡浦臼村長友成又六外四名）（篠田弘作君紹介）（第一四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道樺戸郡浦臼村と空知郡奈井江村間の石狩川は、現在渡船によつて往復しているが、該場所は美唄市、砂川町、歌志内町等および二十二万人の市町村民の唯一の交通機関で、物資の需要供給等もまたひん繁であり、従つて、現在の渡船では多くの時間を要し、かつ危険を伴い、降雪期などには交通不能に陥り、その不利不便は大である。ついては、本地方開発発展のため、前記区間石狩川に橋りようを架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

網代、宇佐美間道路改修工事施行の請願（請願者　静岡県田方郡宇佐美村代表北山善兵衛外九名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県網代宇佐美間の道路は、伊豆半島に通ずる重要な路線であるが、急カーブと、急坂が多く、交通上大きな支障となつている。これを中途より海岸道路に改道すれば、距離が短くなるばかりでなく、宇佐美村の漁村が復活し、漁業の発達はもちろん伊豆観光道路として発展するから、すみやかに本道路を改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

伊東市、修善寺間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　静岡県伊東市長石川哲外四名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東より冷川、八幡を経て修善寺に至る区間は、中部三島、沼津に通ずる唯一の重要な路線であるが、道路の幅員狭く、かつ悪路であるため、同地方より産出する木材の搬出、各種物資の輸送、観光客の輸送などに大なる支障をきたしている。ついては、該道路を観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光及び輸送力増強のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

伊東、十足間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　伊東市議会議員　土屋治作外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東、池、八幡野、一碧湖、荻を経て十足に至る地方は、伊東市内に面しているが、渓流と有名な一碧湖があり、観光地として名高く、一方、薪炭及び林産物の産地で、産業道路としても、観光道路としても重要である。しかるに現在は少し雨が降れば人も車も通行ができないような悪路であるため、各部落民の交通に大なる支障をきたしている。ついては、該地方発展のため、伊東、十足間を観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業及び観光道路のため、早急

に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

山道田方郡宇佐美、大仁間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　静岡県田方郡宇佐美村長森禀平外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡宇佐美、網代地方は、伊豆の東海岸有数の漁獲地で、宇佐美、網代両所から大仁に至る在来の山道は、土地経済発展のために産業、林産物道路として重要であり、東海岸より中部平野に至る重要な交通道路であるが、いまだに国道としても、県道としても、なんらの改善を見ていないのは、はなはだ遺憾である。ついては、伊豆の風光と観光に最も重要である同路線を観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

横沢、大曾根両村間の町村道を県道に編入の請願（請願者　山形県東村山郡大曾根村長星野利雄外一名）（松浦東介君紹介）（第一四六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県南村山郡横沢村大字下横沢より分岐して東村山郡大曾根村大字下反田部落を経て、県道大曾根村山形停車場線に連絡する路線は、山形市より東村山郡相模村、中村、作谷沢村を経て西村山郡西五百川村並びに西置賜郡荒砥町に達する重要道路であるから、すみやかに横沢、大曾根両村間の町村道を県道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

田吹川災害復旧工事促進に関する請願（請願者　広島県山県郡戸河内町長栗原吉郎外七名）（山本久雄君紹介）（第一五二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県山県郡戸河内町所在の大田川支流田吹川は、延長五キロに及び、水域も狭少であるが、河床が急こう配なため、降雨ごとに沿岸一帯に被害を与え、とくにキジア台風による護岸、田畑、家屋の流失等受けた損害は大なるものがある。ついては、これら災害を未然に防ぎ、住民をして安んじて生業にいそしめるよう田吹川災害復旧工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

都市計画審議会令の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名）（野村專太郎君紹介）（第一五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

都に設置する都市計画審議会の委員は、都議会議員、学識経験者、都副知事以下の都吏員、警察長、消防長その他で構成されているが、特別区の代表者は一人も加わっていない。他の地域における審議会委員には、市町村長、市町村の議会の議員が加わっている。都市計画は各地区の実状に即し、立案されなければならないから、特別区の代表者を参画させる必要がある等の理由により、都市計画審議会令第八條第一項の一部を改正して、特別区の代表者を同審議会委員に加えるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

都市計画促進のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

道路法及び同法施行令の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区長山本泰介外九十五名）（野村專太郎君紹介）（第一五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

道路法中、特別区のある道路の維持管理事務は、特殊な路線を除き、大部分は都知事から特別区長に委任され、このような路線は相当数に達している。そのうち、特別区全域につき総合考慮を要しない一区内のみにとどまる路線も相当数あるが、これらの路線もその認定は都知事にあるので、特別区長の権限は基本的には皆無である等の理由により、道路法第八條第三号、第十三條、第十五條、同法施行令第二條第一項、第五條及び第七條を改正して区道を設定し、その認定と管理を特別区長をして行わしめるようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

責任の所在の明確化のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

吉井川上流下原地内の堤防築設工事継続に関する請願（請願者　岡山県苫田郡鄉村議会議長西村主計外四十五名）（大村清一君紹介）（第一五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡鄉村大字下原地先を流れる吉井川は、従来降雨ごとにはん濫し、護岸は決壊して、家屋、耕地は流失浸水し、人畜に多大の損害を及ぼしたので、防災護岸工事の必要を認められ、上流から一部起工されて、第一期工事を終つた。しかしながら、この区間はごくきん少で、災害の原因をなしていたのはむしろ残区間で、河川彎曲し、本流及び附寄洲東側両

方面から河水激突している危険地域で、護岸低く、地質弱く、この地域の工事が延引すれば第一期工事の施設も効力なくなり、災害を繰り返すばかりである。ついては、昭和二十六年度において、残区間の工事を起工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

吉井川上流郷村河端の護岸は危険であり、毎年起るこう水のたびごとに附近の沿線住民は避難、立退の準備をする現状で、昭和二十年の大出水の際は三百メートルの護岸が決壊し、耕地、人命、家屋等に致命的な被害を與えた。決壊護岸は昭和二十一年応急工事を施行されたが、上手の河中に中河原と称する大寄洲があつて南北二流に分つため、防災護岸工事の施行とともに、この中河原の撤去の実現も緊急を要することである。ついては、関係農民の不安を除くため、岡山県苫田郡郷村大字原及び新森原地先の吉井川上流護岸防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

吉井川上流原及び新森原地内に堤防築設の請願（請願者　岡山県苫田郡郷村長西村哲平外三名）（大村清一君紹介）（第一五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉井川上流郷村河端の護岸は危険であり、毎年起るこう水のたびごとに附近の沿線住民は避難、立退の準備をする現状で、昭和二十年の大出水の際は三百メートルの護岸が決壊し、耕地、人命、家屋等に致命的な被害を與えた。決壊護岸は昭和二十一年応急工事を施行されたが、上手の河中に中河原と称する大寄洲があつて南北二流に分つため、防災護岸工事の施行とともに、この中河原の撤去の実現も緊急を要することである。ついては、関係農民の不安を除くため、岡山県苫田郡郷村大字原及び新森原地先の吉井川上流護岸防災工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

熱海市の温泉開発事業費国庫補助等に関する請願（請願者　熱海市議会議長野田政治外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市の温泉は、最近において朝鮮事変に参加中の国連軍将兵の慰安所として、また傷病兵の臨時療養所としてその使命は重大なるものがあり、また近接諸都市住民の厚生、慰安施設として供與するところ大なるものがあるが、これら需要度の増大に伴い施設は著しく不足し、現在市有温泉二十二箇所、その他民間温泉をあわせてその要求をみたし得ない実情にある。ついては、同市の温泉開発事業に対し、国庫の補助と起債を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

観光温泉文化都市建設法の趣旨に照らして、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

新丹那トンネル開さく工事継続に関する請願（請願者　沼津市長塩谷六太郎外六名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海、函南間新丹那トンネルの工事は、約四分の一出来上つているのであるが、終戦後中止となり今日に至つている。本トンネルは、東海道本線としての輸送上の欠陥を補うばかりでなく、多種多様の意義をもつ重要幹線であるため、多額の費用を投じて施行しつつあつたもので、せつかく多額の費用を投じ前述のごとく進ちよくした工事を放棄することは今後東海道本線として運輸使命上、重大なる支障をきたす結果となる。ついては、熱海より函南、三島、沼津、東海道各所に至る交通路として熱海、函南間新丹那トンネル開さく工事を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道小田原、伊東間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　伊東市長石川哲外三名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小田原、熱海、伊東に至る県道の改修、補装工事に対しては第五回国会以来、引続き請願し、採択となつているのであるが、同地方は外客の自動車交通が日に日に繁忙となり、道が悪く、カーブ多く、かつまた道幅が狭いため、事故が続出している現状であり、現在各所を部分的に着工しているが、唯一の一本道であるから、すみやかに同区間の改修工事を完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

熱海、三島間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　静岡県田方郡函南村長小柳津五郎外四名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海、十国峠、箱根を経て三島に至る道路は、沿道に景勝地多く、わが国屈指の観光ルートで、とくに富士、箱根国立公園を結ぶ重要幹線であるが、道が悪く、カーブが多く、かつまた道幅が狭いため、事故が続出し、ために外客に多大の迷惑と悪感を及ぼしている実情である。ついては、熱海、三島間を観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力増強と観光のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

国際観光温泉文化都市として熱海市に国庫補助金交付の請願（請願者　熱海市長宗秋月外一名）（畠山鶴吉君紹介）（第一五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第七回国会において熱海市は、国際観光温泉文化都市としての諸施設をなす法律の適用を受けることになつたのであるが、その後、国家より補助金が規定されないため、文化都市としての諸施設が未設置の現状である。従つて、国際観光都市としての公共施設のできないことは文化都市としても本市としても非常に残念である。ついては、二十六年度においてぜひ立法の精神を生かし、国際観光温泉文化都市建設を促進するため、同市に対し国庫補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

観光文化都市建設の趣旨により、予算化の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

国費による中仙道以東地区五河川の排水工事施行に関する請願（請願者　埼玉県庁土木部内埼玉県中仙道以東治水協会管理者　増山芳郎外三十三名）（中島守利君外四名紹介）（第一五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中仙道以東地区、中川水系を主とする地区は、埼玉県大里、北足立郡の各一部、南北埼玉両郡、北葛飾郡及び東京都を含めた南北約十六里、東西五里、面積十一万余町を算し、一般に土地低湿で、農地が多く、最近相次いでこう水があり、被害多大であるから、中仙道以東の中川系を主とする五河川の穀倉地帯の総合排水計画を樹立し、国費をもつて改修工事を実施し、その間の暫定的措置として本年から同地域にある全河川の根本的しゅんせつを短期間に国費をもつて施行されたい、なお現在東京都で施行中の中川改修計画は綾瀬川の放水流量を見込まず、芝川綾瀬川流域は危険であるから、当初の計画通りに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

多摩川堤防外地域の砂利採取禁止の請願（請願者　東京都北多摩郡調布町長安沢秀雄外三十名）（栗山長次郎君紹介）（第一五八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都北多摩郡調布町は、多摩川沿岸にそうている関係上、毎年堤防の決壊と河川のはん濫に見舞われているが、最近都市の復旧建設事業の進行に伴い、土建事業が盛んになり、その主要材料である砂利の需要が増加して、砂利採取業者が多忙をきわめている。河川内の砂利の採取は川床を掘り下げて河水の流通を良くするが、現在行われている採取は、河川の外側の耕地を、砂利採掘用地として売却しているので、増水時に水圧によつて堤防を破壊する危険があり、すでに増水時の水圧によつて砂利層からわき出る川水が下流部落の家屋に浸水している。ついては、多摩川堤防外地域の砂利採取を禁止されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

北上川中流の改修工事施行に関する請願（請願者　岩手県東磐井郡町村会長熊谷儀兵衛外三名）（浅利三朗君紹介）（第一六六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北上川流域中、一関市のきょうさく部より宮城県登米郡に至る中流部は、月形村を除く外なんら水防施設なく、増水のつどはん濫し、流域に多大の被害を与え、沿川住民を不安に陥れている。ついては、前記区間北上川を直轄河川工事区域に編入し、支流の砂鉄、千厩、黄海各河川の砂防、沿岸一帯に対する築堤護岸、河床のしゅんせつ及び下流宮城県地内における彎曲部のしょう水路開さく、河岸突出部の除去等水害防除施設を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

北海道下の災害復旧費全額国庫負担に関する請願（請願者　北海道河東郡音更村長神田栄助外七名）（高倉定助君紹介）（第一六九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道の災害は毎年連続しているが、その原因は、融雪時の出水被害が恒例的にあること、地理的関係から各種台風が必ず通過すること、及び本道開発に伴い道路、橋りょう等施設が増加するが、永久構造のものが少ないことと、河川の改修が伴わないため、出水のつどその被害率が増加していることにあるが、この結果、毎年予算には経常的に災害予算を計上しなければならない実情で、災害費の負担は容易でない。ついては、北海道の特殊事情を考慮して、特別に災害復旧費を国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

庶民住宅充実に関する請願（請願者　東京都品川区鈴ヶ森町二千二百七十番地正玄社研究所内田代藤蔵）（松岡駒吉君紹介）（第一七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国際状勢の急激な変化に伴い、資材が高騰をきたしたため、建築面は多大の影響をうけているから、これを打開する手段として、左記の事項を実施されたいというのである。（一）木材の節約を図ること。（二）防火構造を普遍的に行いやすくすること。（三）建築費の低減を図ること。（四）竹の長所を有効的に利用すること等。

二、請願の議決理由

住宅事情の現状にかんがみ、考

究するの必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

府県道新庄鶴岡線中黒渕地内の防災復旧工事施行の請願（請願者　山形県最上郡古口村長今井紋蔵外一名）（志田義信君外一名紹介）（第一七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡古口村大字蔵岡字黒渕地内一帯五十町歩は、昔から地すべり地域としての史実があるが、去る二月二日地すべりが発生し、人家一むねが倒かいし、異動面積山林畑地約八町歩、県道延長二百五十メートル、切断箇所新庄側二メートル、鶴岡側三メートルの陥没を生じ、そのために最上川に島状の隆起を見、河川をせきとめている。ついては、府県道新庄鶴岡線中、黒渕地内並びに最上川筋左岸地すべり箇所の防災復旧工事を施行し、砂防、道路、河川、耕地の各方面の総合的施策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

今井、境両橋間の吉井川右岸に堤防築設の請願（請願者　津山市長和田義一外一名）（大村清一君紹介）（第一七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津山市を中心とする吉井川上流改修工事は、昭和二十六年度において宮川尻の改修、その他を予定されているが、今井、境両橋間の吉井川右岸は鉄砲町裏の築堤により、一層はん濫の危機が加重されているから、この際、前記両橋間の吉井川右岸に堤防を築設されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

南谷村地内小鴨川に堤防築設の請願（請願者　鳥取県東伯郡南谷村長職務代理助役福井久義外九十八名）（稲田直道君紹介）（第一七七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡南谷村を流れる小鴨川は、明治年間から繰返される水災のため、耕地、人家に大なる被害を及ぼしており、なかんずく、松河原、大鳥居の地先から、関金駅前に及ぶ地域が最も危険で、万一小鴨川と清水川の合流地点、泰久寺地先から堤防が決壊すれば百十数町歩が流失することになる。ついては、天神川上流小鴨川の南谷村地域に対する防災工事を天神川改修区域として実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

県道上徳山、下岐屋間改修工事施行の請願（請願者　岡山県真庭郡二川村長飯田峰一郎外六名）（遠澤寛君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来、岡山県北部地帯と鳥取県とは経済上密接な関係があつたが、戦時中の統制のため、両県の経済的連けいは途絶えたまま今日に至つた。しかるに最近統制が漸次撤廃され、従来通り両県の交易は次第に復活の気運にあるが、その動脈である県道は荒廃著しく、利用は困難であるから、上徳山、下岐屋間の道路を改修し、もつて両県の交易ルートとして活用されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

稲荷橋架替の請願（請願者　岡山県真庭郡川上村長亀山乾）（遠澤寛君紹介）（第一八〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡川上村地内稲荷橋は木橋であり、架橋以来、十数年を経過しているため、腐朽はなはだしく、一平方メートルにも及ぶ穴が数箇所にあつて、林産物、供出米等の搬出はおろか夜間の歩行等は全くできない状態にある。ついては、貨物交通の重要路線中にある同橋りようをすみやかに架替されたいというのである。

二、請願の議決理由

危険防止と輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林譲治殿

平井賀、切牛間道路改修工事施行の請願（請願者　岩手県下閉伊郡田野畑村長工藤精作外四百五十五名）（小澤佐重喜君紹介）（第一八〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下閉伊郡田野畑村平井賀港より島越港を経て切牛部落に至る八キロの道路は、いまだ自動車はおろか、駄馬も容易に通行し得ない道路で、この地域に産出する農産物は販売する道がないため、過剰生産物は全部自家消費で、過剰生産物は越冬貯蔵はできず、毎年百万円程度を腐らせている実情である。従つて、本路線に自動車さえ開通すれば全村の耕作転換が行われ、都市需要を対象として、あらゆる生産が計画され、これら地域の大なる発展を期することができる。ついては、平井賀、切牛間道路を産業道路としてすみやかに改修されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業道路開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

東仁連川改修に伴う損失補償に関する請願（請願者　茨城県猿島郡神大実村岩本真雄外百名）（池田峯雄君紹介）（第一八一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度より五箇年計画をもつて起工された茨城県東仁連川改修工事は、いわゆる飯沼耕地三千町歩の完全な收穫に貢献するところ大なりといえども、この改修工事により本村住民は耕地、家屋敷等を奪われ、多大の被害をうけた。ついては、これが損失に対して補償の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

民生安定のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

国道十号線中横川、軽井沢間を観光道路として改修工事施行の請願（請願者　長野県北佐久郡軽井沢町長佐藤恒雄外二名）（井出一太郎君外一名紹介）（第一八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国道十号線は、上信越高原国立公園の指定に伴い、観光自動車の交通はひん繁をきわめ、また信越と東京を結ぶ主要産業道路としても重大な役割を果しているが、本路線中横川、軽井沢間は路面きわめて悪く、かくては国際的観光地帯としての使命を果すことができない。ついては、この区間を観光道路として改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業及び観光道路のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

赤坂橋を永久橋に架替の請願（請願者　長野県埴科郡松代町長入田恭平）（倉石忠雄君紹介）（第一八六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県更級郡篠井町と同県埴科郡松代町は、両郡を結ぶ交通の要衝であるが、両郡を貫流する千曲川に架設されている赤坂橋は、わずかな増水にもただちに橋板撤去し、復旧には長期の日時を要し、その間交通や貨物輸送は杜絶し、橋の南部に農地をもつ多数の耕作者は農耕の手入さえできず、地方経済に大なる影響を及ぼしている。ついては、赤坂橋を永久橋に架替されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

木次、生山間府県道改修工事施行の請願（請願者　島根県大原郡木次町長難波保一外九名）（山本利喜君紹介）（第一九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県大原郡木次線の木次駅から、日登村及び仁多郡温泉村を経て、鳥取県日野郡阿毘縁村、大宮村を通じ、伯備線生山駅に至る府県道宍道三成線、同三成横田線、同横田阿毘縁生山線は、島根県雲南地方と鳥取県奥日野地方を結ぶ地方最重要の路線で、沿線には林産物、特殊鋼原料等に恵まれ、輸送量が増大する一方であるが、現在同路線の大部分は幅員狭少で、急こう配多く、危険と時間の空費が多く、全線の改修が要望されている。ついては、木次、生山間府県道未改修地区の幅員改修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道広浜線を国道に編入の請願（請願者　広島県山県郡大朝町長石津洋吾外二十二名）（中川俊思君紹介）（第一九六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島市と島根県浜田市を結ぶ県道広浜線は、広島市、大朝町、浜田市を結ぶ線で、この線を国道に編入して、産業開発に最大の効果をあげ、広島県高田郡吉田村、勝田で分岐、山県郡壬生町、八重町、大朝町を経て県境三坂峠に通ずる線を採用されるならば、広島、松江線にも益することは多大である。ついては、広浜線を国道に編入については、右の事由により、大朝町経由の路線を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業開発のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

建設公共事業予算増額に関する請願（請願者　前橋市琴平町群馬建設業協会長小林武四郎）（藤枝泉介君紹介）（第一九七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮動乱以来、各種建設用資材の価格は暴騰し、建設業界に多大の影響を與え、その他貨物自動車の運賃及び人夫賃等も値上りを示し、最近の工事入札は大部分不調に終つている。ついては、今後発註される工事については、適正な予算価格を決定し、朝鮮動乱はつ発の六月二十五日から今日までの契約にかかる工事に関しては、値上りのとくに激しい資材及び運賃、人夫賃等に対し、請負額の増額を実施するとともに、物価の値上りが工事の進ちよくに及ぼす被害を防止するため、前渡金を支給する制度を法制化されたいというのである。

二、請願の議決理由

建設事業の合理化のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院にお

て採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

由良川改修工事施行の請願(請願者　鳥取県東伯郡大誠村長谷口孝市外二名)(紹田直道君紹介)(第一九八〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡由良町外四箇村を流域とする由良川は、明治二十六年と昭和九年の大出水を経験し、六百八十五町歩の水田は排水不良に基因する減収のため、農民の増産意欲を減退させている。この地方は本来、土地肥よくで、二毛作も可能であり、大正十三年から五箇年継続して行われた改修事業は、多大の成果を収めたこともある。ついては、昭和二十五年度から五箇年計画で着手されている由良川改修工事を最高の技術陣と最大の工事費をもつて、徹底的に施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

一ッ瀬川を直轄河川に編入並びに改修工事施行の請願(請願者　宮崎県議会議長日高弥一)(浜通義君紹介)(第二〇三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一ッ瀬川は、その源を宮崎県東臼杵郡椎葉村に発し、流路八十三キロに及ぶ河川であるが、毎年出水期には沿岸一帯にはん濫し、家屋の浸水、耕地の流失等の損害は実に多大である。昭和七年、中小河川改修工事として着手したが、完成を見ないうちに、戦前戦後の山林らん伐のため相つぐ災害に迫われ、その被害は憂慮すべき状態で、根本的改修を請じないかぎり、沿岸住民の生活の安定は望めない。ついては、一ッ瀬川を直轄河川に編入し、改修工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道妻入吉線を国道に編入の請願(請願者　宮崎県議会議長日高弥一)(浜通義君紹介)(第二〇四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県中央部より熊本県に通ずる県道妻入吉線は、数億円に達する木材、木炭、しいたけ等の搬出路としてきわめて重要であるが、本路線は開通当時の状況そのままであり、車馬の通行にも支障をきたすほど狭少なる幅員で、林産物等の輸送力は半減されている状態である。ついては、県道妻入吉線を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

県道宮崎熊本線を国道に編入の請願(請願者　宮崎県議会議長日高弥一)(浜通義君紹介)(第二〇四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

延岡市から高千穂を経て熊本県高森町に至る路線である宮崎熊本線は、宮崎県県道中、きわめて重要な地位をしめ、沿線の産業振興も近年活目すべきものがあり、名勝地高千穂峡もあり、交通量は加速度に増加している実状である。奥地の数万町に及ぶ森林から生産される木材、木炭は、いずれも本路線を通じて、細島港その他へ運ばれている現状であるから、すみやかに同路線を国道に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

連合軍用木材等調達に関する請願(請願者　東京都文京区湯島天神町一丁目百五番地特需木材工業協議会長小川清雄)(野原正勝君紹介)(第二一八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、連合軍へ納入する木材及び木箱類の需品調達要求は特別調達庁より発ちゅうされるものと在日兵站司令部より発ちゅうされるものと二様に分かれているため、両者発ちゅうの競合、その他により業界に混乱を生じさせ、納入上少なからぬ支障をきたす実情にあるから、この際、両者を統合し、日本政府機関を通じて処理されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の現情にかんがみ、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

災害復旧工事国庫補助金の交付促進等に関する請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第二二一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年度以降、水害災害復旧工事はすでに主務省において査定済であるにかかわらず、補助金の交付がないため、毎年度予算繰越として事業が進ちょくせず、災害個所はますます拡大する状態である。ついては、査定済及び工事完了分に対しては、すみやかに補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除工事促進のため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

連合国軍関係使用人中渡米留学生の待遇改善に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二十三番地特別調達要員労働組合連盟中央執行委員長佐藤敬一郎）（前田種男君紹介）（第二三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

連合国関係政府直傭使用人が留学する場合、特殊的雇傭関係にあるとの理由で、自分から退職して行く以外になく、退職金の二分の一を支給されるのみで、留学生は失業の身として家族は生活の補償がかえりみられない実状であるから、連合国軍関係使用人も公務員一般職と同様、公務出張の形式で留学できるよう、特別に取り計らいたいというのである。

二、請願の議決理由

一般公務員との公平を保つため、早急に対策を講ずべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

高木村地内天龍川の堤防修築に関する請願（請願者　長野県下伊那郡高木村長横前利夫外二十一名）（今村忠助君紹介）（第二三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下伊那郡高木村字阿島田中下の天龍川左岸堤防は、大正末期から昭和にかけて一度護岸工事を行つたことがあるが、終戦後また河床が上昇し、出水のつど不安を感じていたが、昭和二十五年六月の出水には、本堤防の方が危険に陥り、かろうじて危険をまぬがれた。しかしながら、このまま放置すれば、わずかの出水にもたちまち堤防がきれ、田中下五十余町歩の美田が一瞬にして流失することはあきらかである。ついては、天龍川左岸田中下、七百メートルの護岸高上修築工事をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除のため、早急に施行の必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十六日

建設委員長　薬師神岩太郎

衆議院議長林讓治殿

経済安定委員会

地代、家賃の改訂に関する請願（請願者　長野県下諏訪町三千三百六十三番地鳥羽豊外十一名）（浅沼稲次郎君外一名紹介）（第八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地代、家賃は、現在地代家賃統制令で統制されているが、地代、家賃の統制価格の改訂は、物価庁告示で行われている。しかし一方において、国家公務員に対しては、法律で賃金ベースが設定されており、公務員の現行賃金ベースでは、住居費はわずかに百七十一円しか見込まれていない。国民生活にとつてきわめて大きな影響をもつ地代家賃の問題を一方的に改訂することは危険であるから、地代、家賃の改訂は、国会の審議を経て、賃金ベースとの関係を考慮して決められたいというのである。

二、請願の議決理由

公務員の賃金ベースは国会の承認を経て定められておるものであり、これと関連するところのきわめて多い地代家賃が、政府の一方的処置によつて定められることは不合理である。地代家賃の改訂に当り国会の審議を考慮されたいという本請願の目的は妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

資源調査費国庫負担の請願（請願者　青森県議会議長桜田清芽外七名）（志田義信君紹介）（第六四号）及び同（請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名）（柄澤キミ子君紹介）（第三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土開発注が公布され、地方は、それぞれ計画を樹立しているが、開発すべき資源が判然としない結果、とかく公共事業の拡充に終る傾向が多い。全国に秘蔵されている資源を国家が指定し、調査させ、短期間に終了させるために、資源調査費を国庫負担で交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

国土の開発にあたりその資源の調査は必要である。但し、地方経済の現状からして、その調査費を国庫が負担することもやむを得ない事情にかんがみ、本請願は大体において妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

鉄くずの公定価格撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋馬喰町一丁目金属興業ビル内鉄くず諸団体代表岡憲市）（玉置實君紹介）（第一一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鉄鋼関係のうち価格統制の現存しているのは、鉄くず及び銑鉄のみで、このうち銑鉄は補給金の撤廃とともに早晩廃止されなくてはならないので、問題となるのは鉄くずの価格統制である。鉄くずの需要は、鉄鋼業の回復とともに増加するに反し、供給は不足を告げ、価格はますます騰貴して、公定価格と市場価格の間に著しい差を生じている。しかしながら、鉄くずを原料として生産される鋼材には、国際価格がある以上、無限に鉄くずの市場価格を上昇させるということはあり得ない。また鉄くずに公定価格があるために、かえつて市場価格を値上りさせる原因となることも考えられる。すなわち低物価政策的意義のない公定価格は、無意味であつて、いたずらにきびしい取締りが集荷を減退させるだけである。ついては、鉄くずに対する公定価格を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

鋼材に乏しいわが国において、経済自立の上からしても、くず鉄の利用はきわめて重要である。集荷を妨げ、物価政策上余り役立たない現行公定価格を撤廃することは時宜に適した措置であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

労務用物資割当に関する請願（請願者　金沢市金沢商工会議所内石川県労務用物資協議会長広田政之外二名）（坂田英一君紹

介)(第三八二三号)及び同(請願者　札幌市北海道庁内北海道労務用物資協議会労働者代表川口武夫外一名)(柄澤セミ子君外一名紹介)(第一五二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労務用物資の特配について、昭和二十四年度からその施行が非常に消極化されたため、一般労働者の生活は、一層困窮し、労働生産性のこう揚を阻害している現状である。ついては、現行配給機構を統一し、配給要請手続を簡素化し、労務加配主食は低廉な丸労価格の設定並びに米麦のみの配給とする等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

労務用物資の特配について適切な措置を講じ、労働生産性の向上と労務者の保護に当ることは労働政策上からいつても当然のことである。前項の要旨及び目的は大体において妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

飲食営業臨時規整法廃止に関する請願(請願者　東京都中央区築地五丁目一番地全国料理飲食喫茶業組合連照会長野本源治郎)(中島守利君外三名紹介)(第七〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の食糧統制は、二箇年前の飲食営業臨時規制法制定当時とは大いにその趣を異にし、指定主食と砂糖以外はことごとく自由販売に復帰し、外食者の食生活を確保するために規定された外食券食堂については、指定主食以外はなにひとつ外食券に対する裏付け配給を必要としないなど各般の情勢はすでに本法廃止の時期的段階にたち至つている。ついては、すみやかに本法を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

指定主食のやみ取引を防止することは必要であるが、食糧統制が大部分解除され、自由販売に復帰しつつある今日、本法を廃止することは妥当と思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

事業者団体法等の改正に関する請願(請願者　東京都千代田区神田佐久間町三丁目三十七番地水産練製品協会内全国加工水産団体連盟理事長柴信一外三名)(田口長治郎君紹介)(第九一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業は、近代組合制度ないし団体制度の中において、同業組合の線に沿つて発展してきたものであるから水産業の向上発展は団体指導にまつところ大なるものがあるが、終戦後における政治的、経済的諸情勢の急激な大変革に対処して制定された事業者団体法等によつて、団体活動は著しく制限された結果、団体活動は漸次低調を余儀なくされ、水産零細業者の復興安定に寄与するはおろか、団体自身の運営すら困難となつている。ついては、事業者団体法の禁止事項を妥当に解除するとともに、これに関連する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

単に水産業のみならず、わが国の産業界の全般にわたつて事業者団体法等の改正に関する要望には切なるものがある。前項の要旨及び目的は充分に考慮されなければならないものと思われる。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

労務用物資割当制度強化に関する請願(請願者　東京都港区芝三田四国町二番地五号高島新吉外四千七百六十二名)(野村專太郎君紹介)(第一二六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現下内外の諸状勢と、わが国労働事情とにかんがみ、労務用物資政策の意義及び効果を再検討し、労働保護の積極的新政策として、労務用主食、衣料、酒類、たばこ等に関する施策を強化充実し、もつて、労働生産性の向上並びに産業平和の確立に資するよう、すみやかに適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

労務用物資政策の再検討は必要である。しかして、これに対する適切なる措置を講じようとする本請願の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

砂糖の輸入並びにかし用割当増加の請願(請願者　名古屋市西区鍛下町四十三番地愛知県菓子工業協同組合理事長山本宗次郎)(木村公平君紹介)(第一五二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産業の発展と国民の栄養食品たる菓子の品質向上を図るため、砂糖の輸入を増進するとともに、製菓業者にその七割を割当てられたいというのである。

二、請願の議決理由

砂糖の輸入を増進し、製菓業者にもその割当を多くすることは必要である。本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月二十三日

経済安定委員長　岡司　安正

衆議院議長林讓治殿

人事院委員会

福岡市の地域給存続の請願(請願者　福岡市長三好弥六)(淵上房太郎君紹介)(第三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市の地域給は、従来東京都と同一の特地域として扱われてきたが、今回地域給の改訂に当つて、福岡市は東京都とは一段低い水準に指定されるのではないかと危ぐされている。福岡市は、朝鮮事変以後、市内に板付飛行場を控え、その影響を受けて物価は著しく高騰している。ついては、地域給改訂の基準となつた特別消費者価格調査以後の資料を検討されて、同市の地域給を従来通り、東京都と同一の最高地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡市の物価水準及びその消費形態等からして生計費の高騰を免

れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

飯塚市の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県飯塚市長石坂久吉)(第上房太郎君紹介)(第四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県飯塚市は、筑豊炭田の中心地に位し、市内物価は、福岡市並びに北九州各市よりもむしろ高位にある現状である。今回、官公庁職員の給与並びに地域給の改訂されるに当つて、同市は、福岡市及び北九州地区よりも低い水準に定められるときくが、その原因は、この決定の基準となつた特別消費者価格調査の指数に基づくものと思われる。すなわち、調査対象の中に、半数以上の炭坑住宅居住者が含まれ、指数は低くあらわれ、同市の公務員の実状に即しないから、飯塚市の地域給指定は、北九州なみに扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

筑豊炭田の中心地に位する飯塚市の立地條件等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

城島町の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県三潴郡城島町長中園喜久男)(龍野喜一郎君紹介)(第五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員の勤務地手当地域給改正に当り、久留米市は甲地域に引き上げられ、その週辺の大川町、荒木町、柳河町、城内村、沖端村、瀬高町、羽犬塚町もすでに乙地域となつたが、同じ久留米市に隣接する城島町だけが、乙地域に引き上げられず、現在に至つている。城島町は、筑後平野の米麦集荷地であるとは言え、その周辺に大牟田市、久留米市、福岡市等の大消費地を控え、やみ物価は高く、野菜、薪炭等を他地域から仰いでいるため、日用品物価は甲地域以上になつている。従つて、同町の公務員の生活は苦しく、通勤の便がよいため、福岡その他上級地区への転勤希望者が続出して、有能な人材を失う結果、任務遂行上に支障をきたしている。ついては、同町を地域給手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

久留米市に隣接する城島町の物価水準及びその消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

安武村の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県三潴郡安武村長滝惟清外三名)(龍野喜一郎君紹介)(第一〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久留米市の全官公職員の地域給は、甲地域であり、その周辺の大川町、荒木町、柳河町、城内村、沖端村、瀬高町、羽犬塚町は、すでに乙地域になつているが、三潴郡安武村は現状のまま放置されている。同村は明治以後から度々久留米市と合併問題が論議されている程、文化的、経済的に久留米市の一部分とみなされ諸物価は著しく高く、従つて同村の官公職員の生活は困窮している。ついては、地域給改訂に当つて、安武村の地域給を久留米市と同等に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

久留米市の一部とも見なされる安武村の物価水準及びその消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものなりと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

笠原町の地域給引上げの請願外一件(請願者　岐阜県土岐郡笠原町長堀江元市外百三十九名)(武藤嘉一君紹介)(第一三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡笠原町は、陶磁器の産地として有名であり、人口一万二百、土岐郡第一の町村であり、物価は隣接の多治見市となんら変りないが、数度の級地引き上げ指定にもれて、丙地域として取扱われている。瀬戸市が甲地、多治見市が乙地に指定されているにもかかわらず、陶磁器生産指数、物価指数において郡の筆頭である笠原町がひとり丙地として残されているのは事務上の過失かとも考えられる。ついては、同町の公務員の窮状を配慮されて、即時地域給を引き上げ追加指定の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

笠原町の立地條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

静岡県下の地域給指定に関する請願(請願者　静岡市長増田茂外四名)(西村直己君外一名紹介)(第一六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員の勤務地手当地域給は、数次にわたつて引き上げられ、愛知、神奈川の両県が相当多く引き上げられたにもかかわらず、両県の中間にある静岡県のみ取り残されていることは不合理きわまりない。今回、新給与法案の審議に当り地域給の区分は、引き上げることなく、すえおかれるというが現行の不均衡な地域区分に対しては、静岡県下の公務員の耐えられるところではない。ついては、一日も早く、公平な給与を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県下一般の物価事情隣接諸県の地域給支給の状態より見て本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

を議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

庵原郡下の地域給引上げの請願(請願者　静岡県清水市小芝町七十五番地静岡県庁職員組合庵原支部渡辺鎰一郎外八十二名)(紹介一良君紹介)(第一六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回公務員の給與改訂に伴い、地域給引下げの風評があるが、公僕としての意識のみで生活する公務員は、低賃金にあえぎ、主婦の労苦は言葉につくし難いもので、地域給の引下げなどは思いもよらないことである。ついては、静岡県庵原郡下の地域給は、静岡、清水両市等と同一の水準に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
庵原郡下一帯の物価状況より見て、本請願の趣旨はきわめて切実でありその目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

師崎町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡師崎町長大松逸郎)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第一九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
師崎町は、名古屋市の南方知多半島のせん端に位し、漁業と観光の地であつて、魚類を除いては何一つ取り上げるべき産物のない土地で、従つて物資の多くは輸入にまたなければならない関係上、物価は名古屋市をしのぐ高価なものとなつており、俸給生活者は窮乏のどん底にある。ついては、師崎町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
師崎町の立地條件からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

弥富町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県海部郡弥富町長神田信一外七名)(江崎真澄君紹介)(第一九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県海部郡弥富町は、旧東海道の交通の要所で、当町にある工場従業員の給料が、全官公庁に比べきわめて高いのと、当町特産の毛糸、金魚、鯉、無花果、菜種油等が名古屋をはじめとし東京、青森、北海道、西は京阪地方九州に移出している関係上、業者、従業者が著しく裕福な生活をしているため、町内の物価高を招来し、物価指数はつねに県内大都市と異るところがない。ついては、当町の現行乙地区の地域給指定を有能な公務員救済策として、もつとも適切なる地域に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、弥富町の民間給與及び物価の事情より見て切実であり、その目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

海部郡下の地域給引上げの請願(請願者　愛知県海部郡永和村長宇佐美久我二外五名)江崎真澄君紹介)(第一九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県海部郡は、名古屋市の中央を中心とした二十キロメートルの半円周内に全部含まれ、交通の便がよく、近く大名古屋都制が施行されるときは郡の半数近くの町村は、都内に加わり、工業地として重要な地域となるが、最近特需景気によつて、一宮市、津島市の繊物業が活発となつたため、物価は上昇し、日用生活物資の値上りで海部郡内の勤務者は、ほとんど都市に走るため、とくに公務員の人事に関しては地域給の差異が人事の交流を阻害し、業務能率の減退をきたす危険がある。今回、官公庁職員の給與改訂に当つて、地域給の全面的改訂が行われる場合には、従来の不合理を再検討し、海部郡下の地域給を津島市並にされて一率に二割以上の支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
海部郡下の立地條件等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

富貴村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡富貴村長厚味友衛)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第一九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県知多郡富貴村は、知多半島の南方東海岸知多湾に面し、南知多観光地であり、県下新郷土建設指定町村として、文化水準も高く、生活程度は近郊小都市となんら異なるところがなく、かえつて一般消費物価は高い指数を示している状態で、交通至便なるため、近郊都市への教員、官公吏、会社、工場通勤者が激増している。ついては、すみやかに同村の地域給を乙地に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
富貴村の立地條件及びその観光地としての特殊性等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年一月二十七日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

官報号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その六)

阿久比村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡阿久比村長榎本茂)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第一九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡阿久比村は、知多半島の中央に位し、商工都市半田市に隣接し、人口は、一万二千三百名で、戸数は、千九百九十五戸あり、交通、経済も盛んで直接的には半田市間接的には名古屋の生活圏内に入つており、農業の好調と織布工業の発展のため、郡内でも経済富裕村としてその体をなしている。また村内における都会的生活者が増加し、本村において收入面の限定された俸給生活者都市通勤者はむしろ半田市内における同等者等より生活は困難である。ついては、阿久比村の最近の特殊事情を勘案の上、地域給の指定を善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

阿久比村の立地條件並びに経済的條件なかんずく消費地的傾向にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

河和町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡河和町長須田舜治)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第一九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡河和町は、名鉄知多線の終点であり、また南知多地方の玄関口であつて、物資の集散地であり、重要官公署が存在し、夏季は絶好の避暑地として、海水浴客の雲集する地である。従つて、生活様式はほとんど都府の近郊と異るところがなく、当然乙地の指定を受け得る條件を具備していながら丙地の指定を受けている現状である。ついては、河和町の地域給を乙地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

河和町の立地條件並びに経済的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

蟹江町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県海部郡蟹江町全官公庁代表戸谷酉雄外百八十七名)(江崎真澄君紹介)(第二〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡蟹江町は、名古屋市から十キロメートルの円内にあつて、交通の便よく、近年工業の発展が活況を呈し、従つて物価は名古屋市を上廻る状態であるため、公務員の生活は苦しく、地域給が乙地域給であるため、いずれも名古屋市に転職する状態である。ついては、今回勤務地手当地域給の改訂に当り、蟹江町の地域給を名古屋市と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

蟹江町は名古屋市の周辺地域であり消費都市的傾向がいちじるしく物価の高騰も考えられるので本請願の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊浜町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡豊浜町長相川筆吉)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第二〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡豊浜町は、水産物並びに同加工品の産地として有名であり、最近とくに加工業者が激増し、名古屋市はじめ、関東、関西方面からの人の出入が著しく、経済力の発展をみるに至つた。これら漁業者の原料及び生活必需物資等は、主として名古屋市から輸入しているため、物価は交通の関係も影響して、都市よりも高く、また豊浜町の農業生産量は少ないため、ほとんど他からの供給を仰いでいる現状である。ついては、今回地域給の改正に当つて、同町の最近の特殊事情を考慮され、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊浜町の立地條件並びに経済事情は消費都市的傾向を示し、物価の高騰はまぬがれがたいので、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

奥町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県中島郡奥町長足立八百外三名)(江崎真澄君紹介)(第二〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡奥町は、機業地として知られ、尾西織物生産地帯の中心地に位し、織機台数は、千三百五十台を数え、輸出、国内向けを合わせて、四十億円を生産している。人口密度は、県下市町村において屈指であり、交通通信状況は発達している。専業農家は五十戸にみたず、耕地面積も、九十町にすぎないから、食糧の半ば以上は他から仰いでいるため、名古屋市、一宮市をしのぐ高物価を示している。ついては、今日の地域給改訂に当り、同町を是非とも一宮市と同様に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

奥町の立地條件並びに民間企業との均衡から見て物価の高騰はまぬがれがたいので本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

昭和二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡甚目寺町は、名古屋市に隣接し、各種工場は当町に進出している関係上、商工業の一大発展を促進しており、物価においても名古屋市を上廻る現状で、従つて官公職員の生活の窮状は見るに忍びないものがある。ついては、今回地域給が改正されるに当り、現行地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

甚目寺町の都市隣接地としての特殊性並びに民間企業との均衡から本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

今伊勢町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県中島郡今伊勢町長村橋義治)(江崎真澄君紹介)(第二〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡今伊勢町は、一宮市の都市計画区域内にあつて、交通、通信網は、一宮市内と同一扱いであり、尾西繊維工業地帯の一部として戦災後の復興は目ざましく、商業もまた一宮市内と一体をなしており、従つて、生活水準は一宮市と同一で、諸物価はときには一宮市を上廻ることがある。ついては、今伊勢町が一宮市と一体をなす特殊事情を勘案され、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

今伊勢町の産業経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大治村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県海部郡大治村長安井鍵三郎外六十八名)(江崎真澄君紹介)(第二〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡大治村は、名古屋市中心の十キロ円周内に含まれ、農業を専業とするものは、わずかに四割五分、給料生活者が約三割、商工業者が二割五分強となり、日常生活の様相は、市内とほとんど同一である。一方交通は不便で、生鮮野菜は名古屋市から逆輸入されて小売業者から買わなければならず、生活必需品は高物価であるから、消費者の生活は困窮している。ついては、今回地域給の改正に当つては、是非とも同村を現在の乙地域以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大治村の都市周辺地域的様相並びに交通不便に原因する高物価の状況にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

小鈴谷村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡小鈴谷村長近藤恭坪)(早稲田柳右エ門君紹介)(第二〇七号)及び同(請願者　愛知県知多郡小鈴谷村会議長大井一雄)(赤松勇君紹介)(第一〇五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡小鈴谷村は、終戦後織布業、醸造業、製陶業、漁業その他中小商工業も復興し、農業においても多角的経営が行われ生産も向上してきたが、生産物は、ほとんど都市に収奪され諸物価は名古屋市、半田市及び隣接の町村より高価なもの多く、村民の生活必需品購買力は著しく減少しとくに官公労働者においては子弟の高等学校進学はもちろん生活設計すらも困難な状況にある。ついては、本村を乙地勤務地手当支給区域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小鈴谷村の終戦後における特殊な経済事情から、生計の高騰を免れざる状況にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

野間町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡野間町長伊藤嘉助)(早稲田柳右エ門君紹介)(第二〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡野間町は、海水浴と観光を生命とする消費地で、これという生産がなく、食糧はつねに他から供給を受け、とくに副食物は高物価を示している。建築料、衣類、家庭用品等は、名古屋、半田市方面から、トラックで運ばれるため、運賃が物価に含まれて、在住の住民は、高物価に苦しんでおり、近郷に、東京よりも高物価といわれる製陶地常滑町をひかえているため、野間町の物価は推して知ることができる。ついては、今回の地域給改正に際して、野間町の特殊事情を勘案され、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

野間町の観光地としての特殊な経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

日間賀島村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡日間賀島村長斎藤佐七)(早稲田柳右エ門君紹介)(第二〇九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡日間賀島村の産業の九十パーセント以上は、漁業であり、年々漁業の不振は高まり、さらに食糧及びその他一切の物資は、他地方より移入しなければならない現状で、生活必需物資は、必然的に高騰する状態にある。ついては、今回改正を伝えられる地域給の指定に当つては、同村の事

情を賢察の上、特別に善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

日間賀島村の特殊な経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

西浦町の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県知多郡西浦町長幾世竹三郎)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第二一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡西浦町は、人口密度高く、戦後における工業は躍進的発展の途上にあつて、物価高で国内随一といわれる陶器の常滑町と隣接し、人的物的ともに交流し、とくに近郊都市への教員、官公吏、会社、工場、通勤者が激増したのに反し、一般消費物価は逆に高い指数を示している状態である。ついては、すみやかに同町の地域給を乙地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西浦町の終戦後における特殊な経済事情等からしていきおい、生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

内海町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡内海町長西山茂)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第二一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡内海町は、南知多観光地帯の中心地で、名古屋市周辺の海水浴場として屈指の地であり、観光客は、四季を通じて殺到し、一大消費地となり、また主食及び野菜その他物資の移入が、運輸上困難で他町村に仰がなければならないため、その物価高は都市をしのいでおり、従つて官公職員の生活は窮乏のどん底にある。ついては、今回の地域給改正に当り、本町の地域給指定に際しては特殊事情を勘案の上、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

内海町の観光地としての特殊な経済事情等からしていきおい生計費の高騰を免れざる事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

宇佐美村の地域給引上げの請願

(請願者　静岡県田方郡宇佐美村長森禀平)(宮幡靖君紹介)(第二一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県田方郡宇佐美村所在の官公署職員の生活は、終戦後の物価騰貴に伴い日々苦しさを加え、とくに全国の最高指数を示す熱海、伊東両市の中間にはさまれ、物価の高騰はなはだしく、官公職員の生活は困窮の極に達している。ついては、宇佐美村の地域給を甲地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇佐美村の物価高騰の状況より見て本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

沼津市の地域給引上げの請願

(請願者　沼津市長塩谷六太郎外二十八名)(宮幡靖君紹介)(第二一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沼津市は、静岡県東部の一大中心都市として経済上、交通上の重要な位置を占め、従つて物価は高騰し、官公庁職員は現行の一割の地域給をもつては、とうてい生活を維持して行けない状態にある。ついては、沼津市の地域給を一割五分に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

沼津市の立地条件及びその経済的諸条件等からしていきおい生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

一身田町の地域給指定に関する請願(請願者　三重県河芸郡一身田町字一身田二千八百五十一番地今井富蔵外百八十三名)(水谷昇君紹介)(第二一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県河芸郡一身田町は、津市に隣接し、物価は津市とほとんど同一水準であるにもかかわらず、丙地域に指定されているのは不合理である。ついては、生活困窮にあえぐ、当町の官公庁職員の窮状を認識し、地域給を津市と同一地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

一身田町の立地条件及び物価の状況より見て本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

篠島村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県知多郡篠島村長岡田金之助)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第二一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡篠島村は、知多半島の南端、師崎から海上四キロをへだたる小島で、人口三千七百八十五人、戸数六百六十九戸、漁業を主としている。師崎からの便船に依存し、かつ多期には欠航があるから海上運賃の関係で、物価は六大都市以上の高値を示している。村の金融機関は郵便局だけであるから、財政難であり、諸施設なく、文化は後れがちであり、主要食糧も米は生産されず、甘しよ、馬鈴しよ及び麦を産し、野菜果実の生産もみるべきものがない

状態であるから、同村在住公務員の生活は困窮している。ついては、地域給の改正に当つては、篠島村の特殊事情を配慮されて善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

篠島村の立地條件及びその経済的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

津市の地域給存続の請願(請願者　津市下部田七百二十九番地別所一郎外二千七百九十名)(水谷昇君紹介)(第二三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津市は、三重県の県庁所在地として、政治、文化、学術、交通の中心をなし、戦災による住宅費の支出もかさみ、地方税額も県下他都市に比して大きく、かつまた生活必需品は著しく高価となつている。今回、官公庁職員の給與改訂に当つて、地域給の全面的改訂が行われる際には、同市の各種状況を考慮し、同市の地域給現行一割を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

津市の経済的、政治的、文化的諸事情からいきおい生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

静岡、清水両市の地域給引上げの請願(請願者　清水市小芝町七十五番地静岡県庁職員組合庵原支部代表藤田周一)(西村直己君紹介)(第二三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、公務員の給與ベース引上げに伴い地域給引下げの風評を聞くが、現在公務員の困窮は筆舌につくし難いものであつて、地域給の引下げなどは思いもよらないものである。低賃金のうちに、営々として、公僕としての職責に励む公務員の実状を考慮され、清水市、静岡市の公務員の地域給を同一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡、清水両市の立地條件並びに物価の状態より見て本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

上妻村の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県八女郡上妻村上妻中学校長石松彬之助外千百八十四名)(高橋權六君紹介)(第二三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡上妻村は、同郡福島町に隣接し、近く福島町と合併して、市制をしかれる計画が進められ、両町村の境界も家続きで外見上は全然判別できず、郵便物も福島町内と同様に配達されている。従つて、経済的にも両町村は全く一体となつており、生活様式はもちろん、物価も同一歩調をとつているのに、福島町の公務員の地域給は乙地域であるのに反して、上妻村は丙地域となつている。ついては、上妻村の地域給を乙地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上妻村の立地條件並びに物価の状態より見て本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

上野市の地域給指定に関する請願(請願者　三重県上野市小田町三千八百四番地森北與左エ門)(川崎秀二君紹介)(第二五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、勤務地手当地域給の引下げを実施し、その基礎資料は、昭和二十四年五月及び十一月の消費者価格調査によるものであるというが、三重県上野市の場合上野市統計課の調査によつても明らかなように、一箇年の経済事情に相違があつて、このような不均衡な資料に基いて減額されることは不合理である。ついては、再調査の上、上野市の実状に即した現在よりも高率の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上野市の物価状況並びに立地條件より見て本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

北方村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県葉栗郡北方村長岡田甲午郎)(江崎真澄君紹介)(第二六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡北方村は、愛知県一宮市の北に位し、起町、奥町、木曽川町とともに木曽川南岸の毛織物工業地帯であり、一般購売力もまた盛んで、従つて生活必需物資は著しく高くなつているにもかかわらず、丙地域として残されているため、同町の官公職員は生活の不安におびえ上級地区へ転動するものが多くなつている実情である。ついては、地域給の改正に当り同村の現行丙地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北方村の立地條件並びに物価の状況にかんがみ、本請願の趣旨は切実でありかつその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

木曽川町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県葉栗郡木曽川町長江崎富次郎)(江崎真澄君紹介)(第二六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡木曽川町は、愛知県一宮市の西北に接し、尾北繊維工業地帯をなし、最近における工業生産の激増と相まつて甲地区との差は認められず名古屋にまさる生計費を示し、官公署職員の生活は困窮し、従つて上級地域への転

動者が続出し、行政上大なる支障をきたしている。ついては、今回地域給の改正に当り、同町の地域給を甲地区に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

木曾川町の経済的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

興津町の地域給引上げの請願(請願者　静岡県庵原郡興津町全官公庁懇談会代表松井修外二百五名)(紳田博君紹介)(第二六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡興津町は、交通至便な東海道にあつて、静岡、清水両市に隣接し、大部分の生活必需物資を町外から求めているため、日常諸物価は静岡市を上廻る物価高を示しており、従つて同町の官公職員は生活不安におびやかされている。ついては、地域給の改正に当つては、同町の現行丙地域給を静岡市と同格または、それ以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

興津町の立地條件及びその経済事情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

中島郡下の地域給引上げの請願(請願者　愛知県中島郡稲沢町長加藤兵一外十三名)(江崎真澄君紹介)(第二六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡は、交通至便で、名古屋市を中心として十八キロの半径に包含され、毛織物の工業地帯である一宮市と隣接し、生活必需物資の大部分は郡外から移入しているため、物価は高く郡民の生活は困窮し、従つて上級地域へ転勤するものが多くなつており、優秀な職員は都市に集中され、行政面に多大な影響を及ぼしている。ついては、同郡下各町村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中島郡下の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

丹羽、葉栗両郡下の地域給引上げの請願(請願者　愛知県丹羽郡町村会長石田千太郎外二十名)(江崎真澄君紹介)(第二六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県丹羽、葉栗両郡は、名古屋市及び一宮市という二大消費地にはさまれ、しかも主食の生産に乏しいため、諸物資は、ひつ迫し、また犬山町を中心とする観光景気にあおられ、諸物価は著しく高騰し、従つて官公職員の生活は著しく困窮し、優秀な職員の多くは上級地区へ転勤している実情である。ついては、これが防止策として、両郡下の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

丹羽、葉栗両郡下の立地條件及び経済的事情等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

竹田町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県朝来郡竹田町長牧田弥兵衛外八名)(佐々木盛雄君紹介)(第二七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡竹田町は、面積の七十五パーセントは山林地で耕地少く、日常生活必需品は姫路市から輸送されるため、都市よりも物価は高価なものとなつており、また冬季積雪期間が長いため、燃料、はき物、衣類、燈火費等が多くなり、給料生活者の生活は困窮をきわめている。ついては、今回の官公職員の地域給改正に当つては、竹田町の地域給を一割該当地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

竹田町の自然的、地理的諸條件に基く経済上の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

加古川市、加古郡及び印南郡の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県加古川市加古川町外四名)(松澤兼人君外四名紹介)(第二七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

加古川市及び加古郡高砂町を中心とする加古、印南両郡は、歴史的にも密接な関係を有し、経済的にも同一の事情を有するものである。加古川市は、播州工業地帯の中枢として特需物資の生産多く、交通至便で、物価は高く、生計の困難なことは大都市と変るところはなく、官公庁職員は赤字生計に苦しみ、業務にさえ支障をきたす現状である。ついては、加古川市及び高砂、荒井を二割級地に、その他加古郡印南郡の各町村を一割五分級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

加古川市、加古郡及び印南郡に関する本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

高槻市の地域給引上げの請願(請願者　高槻市長阪上安太郎)(井上良二君外一名紹介)(第二七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高槻市の地域給は、特別地区の大阪市及びその周辺の都市とは地縁的に一体であり、生活圏を同じくするにもかかわらず、甲地とし

て指定されていることは不合理きわまりない。ついては、今回の改訂に当つては大阪市と同一率に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

高槻市の立地條件及びその経済上の特殊性等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

赤穂町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県赤穂郡赤穂町長柴田信次外三十三名）（松澤兼人君紹介）（第二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡赤穂町は、生活環境ならびに物価指数において姫路市、相生市等とほとんど同等であつたにもかかわらず、過去三箇年有余地域給の改訂がなかつたため、これら隣接都市に比較して一割も安い乙地域に指定され、本町の官公職員は悲惨な生活を続けている現状である。ついては、今回の地域給改訂に当り、赤穂町の地域給を姫路市、相生市と同格まで引き上げ実質賃金の均等化を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

赤穂町に関する本請願の趣旨は切実なものでありその目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

盛岡市外三市の地域給存続の請願（請願者　岩手県議会議長村上順平）（山本猛夫君外二名紹介）（第三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡市、宮古市、釜石市、一関市は、現在一割支給地として指定されているが、最近物価は、朝鮮事変を契機として著しく上昇している実情にかんがみ、今回の地域給改訂に当つては、前記四市の現行一割を引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

盛岡市外三市に関する本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

西牟田村の地域給指定に関する請願（請願者　福岡県三潴郡西牟田村長永田友次外五名）（龍野喜一郎君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県三潴郡西牟田村は地域給の高率な久留米市、羽犬塚町及び荒木町に囲まれている関係上、生活必需品は著しく高く、村民の生活は困窮をきたし、同村の官公職員の多くは上級地区へ転勤するため、行政面に及ぼす影響は大きい。ついては、本村を地域手当支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西牟田村の立地條件及びその経済的諸條件を考察するに本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

函館市の地域給引上げの請願（請願者　函館支庁内函館市地域給昇格期成会常任委員長鎌田辨治）（富永格五郎君紹介）（第三一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

函館市の産業は漁業と、これに関連した製造工業と商業が主体であり、その他の工業は比較的少いため、労務者中、公務員の占める割合が多く、公務員の低賃金は直接市の経済状態に不況を與える結果となる。同市の生活必需物資の価格は札幌市より高く、一般公務員の生活は、道内各地に比してはなはだ苦しくなつている。今回の地域給改訂に当つて、その基礎資料となる特別消費者価格は、函館市の場合、昭和二十四年及び同二十五年の両年は、経済的に最悪の状況にあつたため、きわめて妥当でない。ついては、函館市の勤務地手当を二割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

函館市の立地條件及び産業経済上の特殊性等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

八代市の地域給指定に関する請願（請願者　八代市長坂田昌亮外四十六名）（坂田道太君紹介）（第三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八代市には、十條製紙、日本セメント、三楽酒造、興国人絹、東洋繊維の各工場があり、工業においては県下第一位をしめ、従業員の数も增加しつつあるが、生活必需物資のうち米、麦以外はすべて他の地区より仕入れ販売されるので、高物価である。ついては、今回地域給の改訂に当り、当市（郡築村を含む）の地域給を二割、不可能なときは一割五分に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八代市の産業経済上の特殊性からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

藤枝町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県志太郡藤枝町長井口政右衛門外一名）（西村直己君紹介）（第三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県志太郡藤枝町は政治、文化の中心地であり、生活水準は高く、当町は主要食糧野菜においてさえも隣町村の移入にたよるほかなく、とくに朝鮮動乱の影響により食料、衣料、文化財等の日用生活必需品の自由物価の指数は静岡市をはるかにしのぎ全国屈指の高さを示している。ついては、すみやかに当町を勤務地手当支給区域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

藤枝町の物価水準及びその消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

玉名町の地域給指定に関する請願（請願者　熊本県玉名郡玉名町長　森本森次郎）（寺本広作君紹介）（第三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県玉名郡玉名町は、北部熊本の中心地として政治的、文化的、産業的関係から諸種の官公庁多く、大牟田、荒尾の甲地、熊本、山鹿の乙地の中央に位するため、諸物価も高く、繊維、雑貨はもとより野菜等もこれら諸都市より逆移入する状況で、当地区勤務の官公庁職員の生活は窮乏に陥つている。ついては、前記諸都市なみの地域給支給地域として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北部熊本の中心地としての玉名町の物価水準及びその消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

神戸市新市域の地域給指定に関する請願（請願者　神戸市役所内神戸市教育委員長　飛田昌久）（松澤兼人君紹介）（第三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、旧神戸市は特地として、新合併地域は乙地区として指定されているが、新合併地区は旧市内と物価の点では同じであり、同一市内において、特地と乙地に分れているため、職員の人事交流を困難にしている。ついては、今回地域給の改正に当り、新合併地域の地域給を旧市内地区と同一に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

神戸市新市域の物価水準及びその消費形態にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

九州五市の地域給指定に関する請願（請願者　門司市役所内北九州五市全官公地域給対策協議会代表屋永友喜外六十九名）（池見茂隆君紹介）（第三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北九州五市は、現在特地に指定され、特別消費者価格指数は東京都に比べ、わずかに低いが、朝鮮動乱により物価は著しく上昇し、さらに生活必需物資は東京、大阪などに求める関係上、六大都市よりも高価なものになつており、従つて今回の改正に際し、もし変更されれば官公職員は大なる影響を受けることになる。ついては、北九州五市を東京都と同一の五級地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北九州五市の立地條件及びその物価水準並びに消費形態等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨及びその目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

日章村の地域給指定に関する請願（請願者　高知県香美郡日章村長　德岐山万蔵外四名）（長野長廣君紹介）（第三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、地域給の改正に当り高知県香美郡日章村を次の理由により乙地域に指定されたい。（一）同村は、戦時中海軍航空隊の設置により耕地の大半を失い、物価は他町村に比べ高くなつていること、（二）隣接の後免町、重田村は乙地に指定されているにもかかわらず、同町村と地理的、経済的になんら異ならない日章村が地域手当の支給区域に指定されていないこと、（三）高知大学の文理、教育両学部は高知市内にあるため、一割の地域給を受けているが、農学部は本村にあるため地域給が支給されず学校運営に支障をきたすこと。

二、請願の議決理由

日章村の特殊事情特に物価の高騰にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

神崎郡下の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県神崎郡栗賀村全官公級地引上促進委員長　堀義雄）（松澤兼人君紹介）（第三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡は、姫路二割、生野一割の中間地帯として姫路、京阪神地区と同一経済圏内にあるため、諸物価は著しく高騰し、官公庁職員の生活は苦しく、その結果郡内の公務員は京阪神、姫路市方面の上級地区へ転動するものが相当数上つている。ついては、同郡下の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

姫路、生野の中間地帯たる神崎郡下の立地條件等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

倉垣村の地域給引上げの請願（請願者　富山県婦負郡倉垣村富山電波監視局長佐々木儀信）（内藤隆君紹介）（第三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、富山県婦負郡倉垣村地内に電波監理委員会の地方機関として、富山電波監理局が新設されたから、次の理由により地域給改正の際には富山市と同様の地域に指定されたいというのである。（一）同局の旧所在地は乙地と指定されていたこと、（二）同局の新設地は

単作地帯であるため、局員及び家族は、生活必需物資その他あらゆる方面で富山市に依存しなければならないことなど。

二、請願の議決理由

倉垣村の富山市との関係は都市周辺特有の状況を呈していることにかんがみ、本請願の趣旨は切実でありその目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付しで採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

呉市の地域給存続の請願(請願者　呉市曙町三丁目十番地呉地区地域給対策協議会　土橋作一)(前田榮之助君外一名紹介)(第三三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は、完全な消費都市で、主要日用品の大半は市外または県外から移入している。近く改正される地域給の基礎資料となる特別消費者価格は、呉市の場合、数字的には県内で最下位を示す結果となつたが、別紙資料にもあるように、呉市の実態を正確に反映したものでないことは明らかであり、もし現行甲地域が下げられるようなことになれば、呉市の経済に及ぼす影響は多大であり、單に公務員のみの問題でないから現行地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

呉市の物価水準及びその消費形態等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年一月二十七日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大牟田市の地域給指定に関する請願(請願者　大牟田市長田中忠蔵)(荒木萬壽夫君紹介)(第三四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大牟田市は、古くから三井、三池炭坑を中心として発達した鉱業都市で、市の有業人口の約六十三パーセントは労務者であり、これら労務者の生計費は、会社に福利施設があるため、一般公務員と比べ、はるかに低額となつている。一方同市の特別消費者価格指数は、これら労務者が街中に分散していて七十パーセントから六十パーセント含まれているため、常に低く表われている。ついては、今回地域給が改訂されるに当り、同市の特殊事情を考慮され、従来通りの地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱業都市としての大牟田市の特殊性等からしていきおい生計費の高騰はまぬかれざる実情であるから、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

尾崎村の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県津名郡尾崎村長高木次右エ門外六名)(塩田賀四郎君紹介)(第三三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県淡路島の公務員は地域給を支給されていないので、その生活は日々に窮迫し、業務完遂にも支障をきたす現状である。甲地として指定を受けている洲本市、明石市と比較して、生活費は大差なく、むしろ物価、通勤費が高いにもかかわらず、農村であるために地域給を指定されないことは実状に即しないから、近く改訂される地域給は形式にこだわらずに洲本市と同等に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

尾崎村の立地條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

江井町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県津名郡江井町長中尾作五郎外四名)(塩田賀四郎君紹介)(第三四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡江井町は淡路島の西海岸中央部に位し、商工業者が住民の八十パーセントを占め、阪神地方と交通が便利で、また海水浴場として三十年の歴史があり、文化の程度が高く、物価は都市以上に高い状況である。現在、公務員の地域給は丙地域となつているため、一般公務員の生活窮状は他の商工業者に比較にならぬものがあるから、同町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江井町の立地條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

阿万町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県三原郡阿万町級地引上促進委員長森川定雄外四名)(塩田賀四郎君紹介)(第三四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡阿万町は、淡路における粘土かわらの代表的産地で、全人口の半ば以上がこれの生産、販売等に従事し、玉ねぎの生産地としても有名である。昨年国立公園に指定され、観光客も多くなつて、生活程度も上昇の一途をたどり、諸物価は主食を除く外は、阪神地方をしのぐ状況である。ついては、公務員の地域給改訂に当つては、洲本市に次ぐ級地として引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

阿万町の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

福良町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県三原郡福良町級地引上対策委員会代表山形儀三郎)(塩田賀四郎君紹介)(第三四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡福良町は、

を船舶または自動車で阪神地方から購入するため、物価は高く、また昨年同町を中心とした海岸一帯が国立公園に指定されて、観光客が増加し、文化水準も高くなつている。洲本市が現在甲地として指定されているに反して、洲本からわずか一時間の福良町が丙地になつているのは不合理であるから、地域給は是正に当つては、甲地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福良町の立地條件及びその経済的諸事情さらに観光地としての特殊性等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

多賀村の地域給引上げの請願

(請願者　兵庫県津名郡多賀村級地引上期成同盟会代表中村理吉外六名)(塩田賀四郎君紹介)(第三四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡多賀村は、淡路島西浦海岸で最高の物価高と称される郡家町の東南に隣接し、日常必要物資の大部分は郡家町に依存し、郡家町がまた洲本市あるいは遠く阪神方面から物資を購入するため、再度にわたる商人の利潤が加わつて、大都市以上の高物価が消費者に転嫁されるのである。これに反して、多賀村の公務員が地域給を支給されないため、生命の維持も困難な現状である。ついては、多賀村の地域給を別紙資料に基いて引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

多賀村の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大町村の地域給引上げの請願

(請願者　兵庫県津名郡大町村長森真一外五名)(塩田賀四郎君紹介)(第三四四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡大町村は、淡路島西浦海岸で最高の物価高を示す郡家町の東南に隣接し、日常必要物資の大部分は郡家町に依存するが、その郡家町の物資は、洲本市あるいは遠く阪神明石地区から送られるため、その間の交通費や商人の利潤が加わつて、物価は大都市以上の高値となつている関係上、同町の公務員の苦境は多大であり、生命を維持することも困難であるから、地域給は是正に当つては、大町村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大町村の立地條件及びその経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

郡家町の地域給引上げの請願

(請願者　兵庫県津名郡郡家町級地引揚期成同盟会代表正司利三郎外九名)(塩田賀四郎君紹介)(第三四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡郡家町は、生活必需物資を洲本市、志筑町に仰ぎ、洲本市、志筑町の商人は神戸、大阪、明石方面の商人から購入するために交通費や商人の利潤が加わつて物価が著しく高くなつている。ついては、今回地域給の是正が行われるに当つて、郡家町の地域給を参考資料に基いて、引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

郡家町の立地條件及びその経済的諸事情等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

由良町の地域給引上げの請願

(請願者　兵庫県津名郡由良町役場職員代表周田熊雄外四名)(塩田賀四郎君紹介)(第三七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡由良町は、淡路島の東南端に位置し、洲本市に隣接した人口九千百五十人を有する旧要さい地であるが、その地勢的環境より住民の生活必需品は阪神地方または洲本市に依存するため、必然的に諸物価は高騰し、官公職員の生活は窮乏のどん底にある。ついては、同町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

由良町の立地條件及びその経済的諸事情からいきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

塩津村の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県宝飯郡塩津村長石川新吉)(鈴木茂三郎君紹介)(第三八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡塩津村は、有名な三河織物の生産地で、村内における繊維工業の盛況は目ざましく、消費物資は蒲郡、三谷方面から移入されるため、著しく高騰しているにもかかわらず、丙地域として指定されている関係上、当地官公職員の生活は重大な危機に直面している。ついては、今回の地域給の改正に際しては、本村の地域給を三谷、蒲郡と同一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

塩津村は所在民間企業との関係並びに物価事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

形原町の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県宝飯郡形原町長吉見正男)(鈴木茂三郎君紹

介)(第三八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡形原町は、東海地方屈指の観光地である蒲郡町の西方に連なり、夏季には観光、海水浴客の往来すこぶる多く、かつ生活必要品は、大部分名古屋、豊橋、蒲郡方面より流入される関係上、その間の交通費や商人の利潤が加わり都市以上の高値となつており、同町の官公職員の生活は困窮にひんしている。ついては、今回の地域給改訂に際しては、別紙調書を検討の上、同町の地域給を現行以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲郡町に隣接する形原町の観光地としての特殊性並びにその経済的諸条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

西浦町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県宝飯郡西浦町長岡田敏三郎)(鈴木茂三郎君紹介)(第三八六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡西浦町は、東海地方屈指の観光地、蒲郡町の西方に連なり、夏季には観光、海水浴客の往来すこぶる多く、かつ生活必要品は、大部分名古屋、豊橋、蒲郡方面より流入される関係上、その間の交通費や商人の利潤が加わり都市以上の高値となつており、同町の官公職員の生活は困窮にひんしている。ついては、今回の地域給改訂に際しては別紙調書を検討の上、同町の地域給を現行以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西浦町の地理的特殊性並びにそれに伴う経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

金沢市の地域給引上げの請願(請願者　金沢市仙石町二十七番地石川県官公職員労働組合協議会議長吉田喜三郎外十一名)(岡良一君紹介)(第三八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金沢市は、裏日本最大の都市として有名であるが最近に官公諸団体等の設置により消費都市的性格が強くなり、かつ当地方の繊維工業用原料資材やその他各生活必需品はすべて京阪神地方から需要しているため、著しく高くなつている。ついては、今回地域給が改訂されるに当り、同市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢市の物価水準並びにその消費形態等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

筑豊四郡下町村の地域給引上げの請願(請願者　福岡県嘉穂郡穂波村忠隈嘉穂会館内福岡県筑豊四郡地域給対策協議会長石原貞彦)(松本七郎君外二名紹介)(第三八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑豊四郡は人口七十万を擁する一大炭田都市で、ここに居住する郡民の約五十パーセントは炭坑生活者であり、石炭以外の物資はほとんど他地方からの移入にまたなければ一日も生活できない、一大消費地帯である。従つて物価の高いことは北九州、福岡をはるかに上廻り、行きとどいた福利厚生施設を受けて、比較的低い生活費で生活できる炭坑労務者のうちで生活する公務員の悲惨な生活は想像に余りあるものがある。ことに朝鮮動乱以後、物価は三割から六割の騰貴を示している。ついては、筑豊四郡下町村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

筑豊四郡の立地条件及び炭田地帯としての特殊性等からいきおい生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊丹市の地域給引上げの請願(請願者　伊丹市長坂上嘉穂外三十名)(松澤兼人君紹介)(第三九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊丹市は、市内に国際空港をもち、尼崎、西宮、大阪、神戸へ数十分で到着できる阪神間の中心都市であるため、物価は阪神間中最高位にあるにもかかわらず、隣接都市より地域給が低位にあり、従つて各官公署においては人的構成に支障をきたしている。ついては、本市の地域給指定に際しては、神戸、芦屋、大阪市等と同一に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊丹市の立地条件と物価水準並びに消費形態等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

市村の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県三原郡市村由井八郎)(塩田賀四郎君紹介)(第三九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡市村は、郡の中央、洲本市より福良町に通ずる鉄道及び国道の中間に位し、各官公署等の中枢機関も集中しており、物価は商人が阪神方面から移入するため、著しく高く、洲本市等より転勤を命ぜられた公務員の生活は窮乏の極に達している。ついては、今回の地域給改訂に際しては一割五分まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

市村の立地条件及びその物価水準等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。な

お、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

岩屋町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡岩屋町岩崎養雄）（塩田賀四郎君紹介）（第二九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡岩屋町は、阪神地方に接近し、生活必需品は明石及び阪神方面より仕入れるため、都市に比し二割高く、さらに当地が観光地である関係上、物価高に一層の拍車をかけている。従つて公務員の生活は窮乏のどん底にある。ついては、今回の地域給改訂に当り、同町の地域給を各都市と同様に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岩屋町の立地條件及びその物価水準等からしていきおい生活費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

鈴鹿市の地域給存続の請願（請願者　三重県鈴鹿市石薬師町市川春生外千五十二名）（水谷昇君紹介）（第三九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般、鈴鹿市内に勤務する公務員に対して地域給廃止の措置がとられるようであるが、当市は四日市市及び津市と近接している関係上、物価は著しく高く、従つて俸給生活者は困窮の極に達している。ついては、同市の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

鈴鹿市は隣接四日市市及び津市との関係から物価の高騰著しく本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

洲本市の地域給存続の請願（請願者　兵庫県洲本市岩岡勉）（塩田賀四郎君紹介）（第三九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

洲本市においては、すべての生活必需物資を阪神地方から求め、かつ観光地であるため、阪神地方より物価は高価となつている。ついては、今回の地域給改訂に当り、同市の地域給を現行のまま存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

洲本市の立地條件及びその物価水準等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

生野町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県朝来郡生野町白滝五郎外百三十五名）（有田喜一君紹介）（第四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡生野町は、最近の物価高により生活必需品は著しく高く、公務員の生活は窮乏の極に達している。今回地域給の改訂に当つては、一昨年の五月、十一月と昨年の五月のC・P・Sにより決定するとのことであるが、現在の物価の実態を考慮の上、同町の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

生野町の諸物価の高騰は著しく、地域給の改訂に際してはこれに考慮を拂う必要があるので、本請願の趣旨は切実であり、その目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

日高町の地域給存続の請願（請願者　神戸地方法務局日高出張所編田健外二百二十四名）（有田喜一君紹介）（第四〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡日高町は、最近の物価高により生活必需品は著しく高く、公務員の生活は窮乏の極に達している。今回地域給の改訂に当つては、一昨年の五月、十一月と昨年五月のC・P・Sにより決定するとのことであるが、現在の物価の実態を考慮の上、同町の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

日高町の物価の高騰は著しく、地域給の改訂に際しては、これに考慮を拂う必要があるので、日高町に関する本請願の趣旨は切実であり、その目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

出石町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県出石郡出石町長加藤出蔵外百八十九名）（有田喜一君紹介）（第四〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県出石郡出石町は、日本海に面し郡内唯一の経済的、政治的、文化的中心地で、物価は近隣他都市に比較して二割程度高く、従つて俸給生活者の生活は困窮している実情にある。ついては、今回地域給が改訂されるに当り、同町の地域給を現行のまま存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

出石町の立地條件及びその物価水準等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

香住町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県城崎郡香住町長前田菊治外百六十八名）（有田喜一君紹介）（第四〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡香住町は、現在一割の地域給を受けているが、生活必需品は大都市より高く、生活は

むしろ大都市より苦しい実情にある。ついては、今回の地域給の改訂に際しては、同町の地域給を引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

香住町の物価事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的又妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

名張町の地域給存続の請願（請願者　三重県名賀郡名張町今中原夫外百二十九名）（川崎秀二君紹介）（第四〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡名張町は、近畿日本鉄道の便により大阪とわずか一時間で連絡できる関係上、商取引きは大阪と直接行われ、従つて諸物価は著しく高く、大阪と同等である。また今回観光百選の一位に赤目滝が当選し観光都市として名張市制実施が近く行われる関係があるので、この際同町の地域給に関しては現在通り一割を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

名張町の立地條件及び観光都市としての経済的諸事情等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

和田山町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県南但地方事務所堀又重郎外三百八十三名）（有田喜一君紹介）（第四〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡和田山町は、最近の物価高により生活必需品は著しく高く、公務員の生活は窮乏の極に達している。今回地域給の改訂に当つては、一昨年の五月、十一月と昨年の五月のC・P・Sにより決定するとのことであるが、現在の物価の実態を考慮の上、同町の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田山町は最近の物価事情等からして生計費の高騰はなはだしく本請願の要旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

城崎町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県城崎郡城崎町長西村六左衛門外百四十四名）（有田喜一君紹介）（第四〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡城崎町は、現在一劃の地域給を受けているが、生活必需品は大都市より高く、生活はむしろ大都市より苦しい実情にある。ついては、今回の地域給改訂に当つては同町の地域給を引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

城崎町の経済事情とくに高物価にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

豊岡市の地域給存続の請願（請願者　豊岡市長佐川辰夫外八百二十七名）（有田喜一君紹介）（第四〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊岡市は、現在乙地として指定されているが、生活必需物資は大都市より高く、生活はむしろ大都市より苦しい実情にある。ついては、今回の地域給改訂に当り同市の地域給を引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊岡市の経済的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

浜坂町の地域給存続の請願（請願者　兵庫県美方郡浜坂町長仲山茂義外百八十二名）（有田喜一君紹介）（第四〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡浜坂町は、現在乙地として指定されているが、生活必需品は大都市より高く、生活は大都市以上に苦しい実情にある。ついては、今回の地域給改訂に当り、同町の地域給を引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

浜坂町の経済的諸條件からして高物価を免れざる現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

假屋町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県津名郡假屋町宮田良平）（塩田賀四郎君紹介）（第四〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡假屋町は、田畑の面積が少いため、主食は隣村より購入し、その他の商品はすべて阪神地方より購入するため、物価は阪神方面より高く、俸給生活者は困窮している実情にある。ついては、今回地域給が改訂されるに当り、同町を甲地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

假屋町の立地條件及び経済的諸事情等からして生計費の高騰を免れざる状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

新居町の地域給指定に関する請願（請願者　静岡県浜名郡新居

町長寺田雪雄外三十一名)(中村幸八君紹介)(第四一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡新居町は純消費地で、主食類の入荷経路は浜松、豊橋と変らずまた副食類はその大半を浜松、豊橋より入荷するため浜松、豊橋より一割ないし二割高くなつている。ついては、今回地域給が改訂されるに当り同町の実情を考慮の上、新居町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新居町の立地條件及びその純消費地としての特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

瀬高町の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県山門郡瀬高町武藤貫外五百四十九名)(龍野喜一郎君紹介)(第四一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県山門郡瀬高町は、久留米、大牟田両都市の中間に位し、昭和二十三年以来、乙地区の指定を受けてきたのであるが、その後物価は著しく高騰し、住民の生活は困窮をきわめている。ついては、今回地域給を改訂されるに当り、同町の実情に即した地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬高町の地理的條件並びに経済的條件から高物価は免れない現状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

草津町の地域給指定に関する請願(請願者　滋賀県栗太郡草津町地方事務所山添光太郎外九百八十五名)(堤ツルヨ君紹介)(第四一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県栗太郡草津町は、京都市、大津市に隣接している関係上、物価は著しく高くなつている。ついては、同町の地域給指定に対しては三級地にされたいというのである。

二、請願の議決理由

草津町の立地條件及びその経済的諸條件からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

舞阪、新居両町の地域給指定に関する請願(請願者　静岡県浜名郡舞阪町渡辺七郎外二十二名)(中村幸八君紹介)(第四一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡舞阪、新居両町は、県立公園浜名湖の中心をなし、観光客を目指す物品の流入により物価は高騰し、消費地を目的とする生活必需品の乱入によつて浜松市より物価高を示しており、また当地方は農産、水産ともに自給するに至らず、ますます公務員の生活を困難ならしめている。ついては、地域給改訂に当つては舞阪、新居両町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞阪、新居両町の観光地としての特殊性に基く経済事情等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

琴似町の地域給指定に関する請願(請願者　北海道札幌郡琴似町武笠耕三)(松澤兼人君紹介)(第四一四号)及び同(請願者　北海道札幌郡琴似町琴似地区全官公労組協議会議長渡谷新時)(松澤兼人君紹介)(第六〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌郡琴似町は、札幌市に隣接し、琴似駅を中心として交通便利の位置にあつて、人口も年年著しく増加し、生活の諸物資もまた札幌市と同様の物価を示している。ついては、今回の地域給指定に際しては、札幌市と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

札幌市に隣接せる琴似町のおかれた経済的社会的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

京都、築上両郡下町村の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県京都郡行橋町大橋四百四十九番地渡辺英生)(平井義一君紹介)(第四一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県京都郡及び築上郡は、北九州五市と筑豊炭田の一角田川市につらなり、一般生活必需物資の価格等は、すべて北九州と同一の交流環内にあるため、朝鮮動乱を契期として著しい上昇を示し、台所用品、衣料品、雑貨類等においては、むしろ北九州より高価な現状である。ついては、今次の地域給指定区分変更に際しては、京都、築上両郡内町制施行地を三級地に、その周辺村を二級地に、その他を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都、築上両郡下町村の立地條件と朝鮮動乱後における経済的諸條件の特殊性に基き、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

盛岡市の地域給引上げの請願(請願者　盛岡市P・T・A連合会長馬場勝治)(山本猛夫君紹介)(第四六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡市の物価は、地域給設定後大なる変化を示し、現在は東京都における地域差指数に近く、この

結果教職員の生活は困窮をきわめ、子弟の教育に專念できない実情にあるから、同市の地域給現行一割五分に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿岡市の経済事情とくに最近の物価の高騰にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

長浜市外二市の地域給存続の請願(請願者　長浜市長加田桂三)(河原伊三郎君紹介)(第四六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回行われる地域給の改訂に際し、長浜市、彦根市は現行の五分削除され、大津市は一割五分を五分に減ぜられるとのことであるが、当地方は京都、大阪両大都市に接近している関係上、物価は高く、官公庁職員の生活は窮迫をきわめている。ついては、前記三市の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

長浜市外二市のおかれた経済的、社会的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

西宮市の地域給指定に関する請願(請願者　西宮市議会代表田中幸太郎外五名)(塩田賀四郎君紹介)(第四六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

西宮市は、大阪、神戸両大都市の中間に位し、C・P・Sも高い数値を示しているが、昨年五月の調査当時よりも相当変化しているので、当市の地域的特殊性を勘案の上、公務員として社会的体面を保持できるよう今回の地域給改正については、当市を最高級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西宮市の地域的特殊性に基く経済的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

松山町の地域給指定に関する請願(請願者　埼玉県比企郡松山町長島林平外二十二名)(藤枝泉介君外一名紹介)(第四七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県比企郡松山町は、東上線の沿線にあつて、東京方面よりの買出し人により、やみ物価の影響を受けて主食はもちろん一般生活必需品も東京に比べてはるかに高いため、官公庁職員の生活は困窮している実状にある。ついては、地域給指定に際しては同町を乙地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

松山町の立地條件並びに物価水準等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

福島町の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県八女郡八女地方事務所長魚住壽外二十二名)(甲木保君紹介)(第四七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県八女郡福島町は、産業、文化、経済の面において筑後の中心をなし、物価高は久留米市と同じで、かつ明春四月に市制を施行すべく準備中である。ついては、地域給改訂には久留米市と同様甲地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福島町の経済的、文化的諸條件等からして生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

江田島の地域給引上げの請願(請願者　広島県江田島全官公署丸谷義一)(中川俊思君紹介)(第五一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県江田島は、土地狭小にして自給自足は不可能であるにもかかわらず、連合国要員並びに特殊職業婦人等の流入により人口は増加し、物価は著しく高くなつており、また呉、広島両市から生活必需品を移入するため、かえつて前記両都市より物価高となつている。ついては、官公庁職員の窮乏を勘案の上、江田島の地域給を大都市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

江田島の立地條件及び戰後の特殊な社会事情等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

伊豆七島の地域給引上げの請願(請願者　東京都伊豆大島岡田村伊豆七島全官公庁職員代表浜田繁次郎)(菊池義郎君紹介)(第五一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島は、食糧はもちろん日用品に至るまで自給が困難で、内地から移入を受けており、その実態は消費地的性格を有する立地條件にある。一方引揚者の收容により人口は著しく増加し、その上、離れ島であるため、各種生活必需品は高率の海上運賃が加算され、また島民は子弟の教育のため二重生活を余儀なくされる等、生活上の悪條件は二重三重の負担となつているので伊豆七島における官公職員は悲惨な生活を送つている。ついては、本島の勤務地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豆七島の立地條件及び終戰後の経済的社会的事情等からしてい

きおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

志段味荘職員の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東春日井郡志段味村大字吉根国立療養所志段味荘神田信彦外三十九名）（丸山直友君紹介）（第五一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所志段味荘は、愛知県東春日井郡志段味村の西南端に位し、同村中心地まで三キロを隔てているが、近接に名古屋を控え、四囲は小都市でかこまれ、すべての物資は名古屋市から購入しているので、物価は名古屋市に比較して、一、二割高価である。同療養所は、現在百二十病床を有し、三百病床増床計画にもとづいて工事進行中であるが、増床に伴い職員の増加を必要とするにもかかわらず、いまだに実現されないのは、同村に勤務地手当のないためである。ついては、国立療養所志段味荘職員に地域給を指定され、同所の充実を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所志段味荘の立地條件及び経済的諸事情に基き、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

高知県下の地域給指定に関する請願（請願者　高知県官公労働組合協議会長西川美水）（大西正男君外二名紹介）（第五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年五月・十一月の特別C・P・Sの調査の結果をみても高知県内地区は、四国において上位を占めており、高物価地区が相当多いから、今回の勤務地手当の改正にあたつては、高知市、後免、中村町は最低限二十パーセントとし、安芸、伊野、須崎、清水、宿毛町、室戸地区、宇治村、大津村は二十ないし十パーセントを下らないように指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県内地区は高物価地区が相当多く地域給区分の決定に当つて留意する必要があるので、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

富島町の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡富島町長河合義年）（塩田賀四郎君紹介）（第五五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡富島町は、淡路島の北端に位置し、耕作面積は少なく、主食は隣村に求め、その他の生活必需品は阪神地方及び明石市に依存するため、諸物価は大都市より高くほう給生活者の生活は困難をきわめている。ついては、同町の地域給を乙地以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

富島町の立地條件及びその経済的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

志筑町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県三原郡志筑町長地対策委員会柏木尚文）（塩田賀四郎君紹介）（第五五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県三原郡志筑町における C・P・S調査の提出者は大工場の従事者であつたため、会社の厚生福利施設の完備または税金関係の考慮等により実際の生計費より低く報告されたが、当町の物価は主食を除く、生活必需物資を阪神方面より購入するため、著しく高くなつている。ついては、当町の地域給を乙地級に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

志筑町の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

佐世保市の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県佐世保出張所長菊本春夫）（岡延右エ門君外一名紹介）（第五五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地域給改訂にあたつて、佐世保市は零割の判定を下されるということであるが、決定の基礎資料となつた特別消費者価格指数は、必らずしも佐世保市の実状を示しているとはいえない。純消費都市である同市は、朝鮮動乱の影響を受けることが多大であり、市内在住約七千七百七十四名の職員は、全く生活の危機に当面することになつた。朝鮮動乱の影響は佐世保市に限つて、一時的現象ではなく半永久的であるから、佐世保市在住職員の生活安定のため、同市の地域給を特地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐世保市の特殊な経済的、社会的諸事情等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

舞鶴市の地域給存続の請願（請願者　舞鶴市北田辺全官公労働組合舞鶴地方協議会議長能勢長治外一名）（田中伊三次君紹介）（第五五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市は、現在甲地に指定されているが、当市における物価は六大都市と大差なく、官公庁職員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回の地域給改訂に際して

は引き下げることなく存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴市の立地條件及びその物価水準等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

猪高村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県愛知郡猪高村長柴田秀一郎）（川本末治君紹介）（第五五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡猪高村は、名古屋市の東部に直続する郊外村で、名古屋市都市計画区域に編入されており、文化的にも経済的にも名古屋市の延長と考えられる。従って、物価は名古屋市を上廻る実状であるにもかかわらず、公務員の地域給は周辺の都市より低いため、他町村への転出多く、小中教員にも有資格者を得難い実状である。ついては、今回地域給の改正に当つて、猪高村の地域給を名古屋市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

猪高村の立地條件及びその経済的、文化的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

富山市、高岡市及び氷見町の地域給存続の請願（請願者　富山県知事高辻武邦外一名）（内藤隆君外一名紹介）（第五五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県は全国一の電源地帯に位し、豊富な労働力を裏付けられて、各種工業が発達し、京浜、阪神、北九州に次ぐ生産工業地帯を現出している。この工業県としての特色が消費生活を著しく高度なものにして、生活物資は京阪、東海地方の影響を受けて高騰し、罹災者、引揚者の受入れとともに人口は増大し、諸物価の高騰をあおつている。高岡市は、裏日本の良港伏木港を擁し、物資の集散地であるとともに、海陸輸送の接点で物価は高い。ついては、同県の官公庁の職員の窮状を救うため、富山市、高岡市及び氷見町の地域給を従前通り存続するように配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

富山市、高岡市及び氷見町の経済的諸條件とくに消費地帯的な特色は当該地区の高物価を招来する傾向があるので、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

長岡町の地域給指定に関する請願（請願者　京都府乙訓郡長岡町長河村春三外一名）（田中伊三次君紹介）（第五六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府下長岡町は、京都市に隣接し、町民の七割はほゞ給生活者並びに営業者で消費世帯が大部分であり、ことに神足駅を中心に工場多く、その従業員も二千名を数え、諸物価は高くて大阪市に買出す状態である。ついては、今回官公庁職員の地域給改正にあたつて、四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長岡町の立地條件及びその経済的、社会的諸事情等からしていきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

玉島、長尾両町の地域給引上げの請願（請願者　岡山県浅口郡玉島町玉島地方全官公庁労働組合協議会代表大森米夫）（中原健次君紹介）（第五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡玉島、長尾両町は、耕作地少なく、いわゆる消費地で、生活必需品は阪神及び岡山より移入するため、仲介商人の利潤が加わつて岡山、倉敷に比較して一割ないし二割高く、当町官公職員の生活は困難をきわめている。ついては、今回の級地改訂に際しては両町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

玉島、長尾両町の物価高及びその消費形態等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

掛川町の地域給引上げの請願（請願者　静岡県小笠郡掛川町長笹ヶ谷龍太郎外九百六十五名）（神田博君紹介）（第五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県小笠郡掛川町は、総理府統計局により三回にわたつて実施されたS・C・P・Sの地域差から見て、当町が乙地に該当することは明らかであるにもかかわらず、地域給支給区分が地方財政平衡交付金算定の基礎に加えられるため、ますます地域差不均衡の是正は重大なる問題となつてきたので、現行の不合理不均衡な地域区分を改訂されて、当町公務員が安んじてその職に従事することのできるよう、掛川町を乙地区に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

掛川町の地理的、経済的特色にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

金沢市及び動橋外四町の地域給引上げの請願（請願者　金沢市上笠舞町一丁目二番地稲葉初吉外三十名）（松澤兼人君紹介）（第五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金沢市は、戦災を免がれたが戦災者及び引揚者によって人口は増加し、最近はとくに官公諸団体等の設置によりますます消費的性格を強くし、かつ当地方の産業資材その他生活物資は阪神地方から移入するため、同地方より物価高であり、従つて生活はきわめて困難である。また石川県江沼郡大聖寺、山中、山代、片山津、動橋町は、北陸加賀温泉として特殊地域を形成し、金沢市、福井市、小松市と密接な経済関係にあり、主として金沢方面より物資を仕入れるため、生計費は著しく高く、公務員の生活は窮状を呈している。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、金沢市及び動橋外四町の地域給を現行以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

金沢市及び動橋外四町は、地理的には特殊な條件を有し経済的には、消費物資の移入によつて高物価を招来しているので、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

清水市の地域給引上げの請願（請願者　清水市長山本正治）（西村直己君紹介）（第六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県は従来物産豊かであるが、主食、副食類に恵まれず、そのほとんどを移入にまたなければならない実情である。清水市は、他都市と異なり港湾を控え貿易、漁業として東海の枢地にあつて、とくに漁業従業員等は、港の復興とともに、その数を増し、その収入は多く、従つてこれらの消費面では官公庁職員の及ぶところではない。ついては、これらの事情を勘案の上、清水市の勤務地手当地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

清水市の経済的諸條件等からして、いきおい生計費の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

起町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県中島郡起町長丹羽豊一）（藤枝泉介君紹介）（第六〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡起町は、愛知県の西北部に位し、毛織物、ガラ紡織、染色整理業が盛んであり、最近は著しく活況を呈しているが、これら原料の購入並びに製品販売はもちろん、金融機関、生活必需物資等も地理的関係より主として一宮市に依存している実情にある。ついては、今回の地域給改訂に際し同町の地域給を一宮市と同様の級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

起町の立地條件及びその特殊な経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

須崎町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県高岡郡須崎町全官公庁連絡協議会長岡本真雄外三十九名）（大西正男君紹介）（第六〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県高岡郡須崎町は、現在物価は高騰し、乙地域として指定されている高知市、後免町、中村町より以上の物価指数を示しているにもかかわらず、従来内地として指定されていたため、官公庁職員の生活は非常に困窮している。ついては、今回地域給の改正に当つては、同町を一割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

須崎町の経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

日田市の地域給指定に関する請願（請願者　大分県日田市大日町大字高瀬五千百五十四番地木下康夫）（村上勇君紹介）（第六〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県日田市は、北九州重工業地帯に近接し、国立公園であるため、観光都市として諸物価は九大線沿線中最高位にある。先般統計局で行われた物価指数調査などに当つて、税金攻撃をおそれ係数を低くしたが、実質上の生活は困難であるから、地域給の改訂に際しては、これが実情を考慮の上、同市の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

日田市の立地條件及びその観光都市としての特殊な経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

栃木県日光町の地域給存続の請願（請願者　栃木県日光町長伊藤敏次郎外二名）（高塩三郎君外六名紹介）（第六一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県上都賀郡日光町は、現在乙地区に指定されているが、本町は本邦屈指の名勝地であり、かつ完全消費地であるため、すべての生活必需品は他より移入している関係上、物価は高く、物価指数は県下五市をはるかにしのぐ高率を示しており、従つて官公庁職員の生活は、はなはだしく困窮している現状である。ついては、今回行われる地域給の改訂に際し、同町の地域給現行一割を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

日光町の立地條件並びに経済事情とくに消費地的傾向にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

尼崎市の地域給存続の請願（請願者　尼崎市長六島誠之助外二名）（吉田吉太郎君紹介）（第六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の給與改訂に伴い地域給の改正が行われる由であるが、その基礎資料である尼崎市の特別消費者価格調査結果はその対象者がきわめて下層階級者であつたためと調査が地区的に適正を欠いていたため、また時期的に金詰りの著しいときであつたために現在当市の物価とは大なる差異を生じている等本調査表は当市の生活実態を把握していない点が多い。ついては、大阪市と同様の物価高である尼崎市の地域給を現行通り存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

尼崎市は大都市の中間に位し、その物価の傾向は周辺都市と同程度であるにかんがみ、本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

鳴海町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県愛知郡鳴海町長水谷登免吉）（川本末治君紹介）（第六六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡鳴海町は、名古屋市の東南部に接続している関係上、その物価は名古屋市の影響をうけて著しく高く、所在官公庁職員の生活は困窮している実情にある。ついては、今回の給與改訂に伴う地域給指定に際しては、鳴海町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鳴海町の物価が、名古屋市の影響を受け著しく高く、所在官公庁職員の生活は困窮している実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

四街道地区の地域給指定に関する請願（請願者　千葉県印旛郡千代田町四街道千葉大学教育学部分校主事野尻丈七外二名）（竹尾弌君紹介）（第六六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県印旛郡千代田町四街道地区は軍都として発展した市街地で、物資の集散、その他に密接な関係をもつ銀行大商店荷受機関等はなく、日常生活必需物資のほとんどすべては隣接する千葉市、または東京都より仕入れているため、物価は地域給の設定されている地区よりも高く、千葉大学、国立病院等の職員の生活は困窮をきわめている。ついては、同地区に対して地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は該地区の消費地的特殊な事情からして適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

八日市町の地域給引上げの請願（請願者　滋賀県神崎郡八日市町長代理山本三生）（堤ツルヨ君紹介）（第六八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県神崎郡八日町は、本県湖東平野の中心的位置に位し、人口密でその七割は商工業者であり、しかも交通至便の地であるため、京阪神地方との物資の交流はげしく、従つて物価は京阪神地方の影響をうけて高く、官公庁職員の生活は乙地の勤務地手当をもつても、その生活は極度の窮乏にあえいでいる実情である。ついては、今回の給與改訂に伴う地域給の指定に際しては、当町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神崎郡八日市町は、経済的、地理的特殊性のため、京阪神地方の影響を受け高物価を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

大三沢町字下久保部落外四部落の地域給指定に関する請願（請願者　青森県上北郡大三沢町仙台特別調達局三沢監督官事務所長斎藤省三外十五名）（山崎岩男君紹介）（第六九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県上北郡大三沢町は、昭和二十一年七月連合軍の進駐に伴う旧海軍航空基地の拡張工事により、関係労務者、公務員等が急増し、一大消費都市を形成した。同町は、主食及び野菜の大部分は遠隔地より仕入れ、かつ連合軍及び政府機関から給與または工事請負金として支拂われる貨幣の放出により、物価は高騰し、一般ほう給生活者の生活は窮乏をきわめている。ついては、大三沢町の一部、大字大落瀬字古間木及び大字三沢字下久保、平畑、猫又、上久保、古間木山の各部落の地域給を最上級に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大三沢町の地理的條件、経済的條件とくに終戦後の激変によつて消費地的傾向が濃厚となり物価の高騰もまぬかれないので本請願の趣旨及び目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

宮田町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県葉栗郡宮田町長滝藤十外三名)(江崎眞澄君紹介)(第六九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県葉栗郡宮田町は、一宮市及び古知野町に隣接し、一宮市を中心とした毛織物工業並びに古知野町を中心とした絹織物工業の合流点で、同町の繊維工業生産額は年十億円を超える盛況である。交通至便で名古屋市に通勤する者多く、生活必需品の大部分は一宮市及び古知野町を通じて名古屋市から仕入れるので、名古屋市、一宮市に比較して高く、官公庁職員は地域給の高い名古屋市、一宮市に転勤する者が多く、運営上一大支障をきたしている。ついては、宮田町の勤務地手当地域給を現在の乙地区以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

葉栗郡宮田町の特殊な事情からして、本請願の趣旨は充分考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

津島市の地域給引上げの請願(請願者　愛知県津島市役所職員代表者平野幸右ェ門外二十一名)(江崎眞澄君紹介)(第六九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回官公庁職員の地域給改訂に当つて、その基礎資料となる消費者価格指数において現物収入消費の分析が第二義的価値しか認められないのは不適当であり、愛知県津島市の場合、将来永続するかどうか考慮されるべき一坪菜園からの收穫物、野菜、鶏卵等が含まれ、補給の道が断たれたときは、反比例して支出が増加する。また、最低生活をいとなむ特殊部落が調査範囲のうち広範囲に含まれていることも考慮を必要とする。ついては、勤務地手当地域給の改訂にあたつて、従来の不合理きわまる津島市の乙地域指定を是正し、四級地二割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津島市の地域給の改訂に当り、基礎資料として特別消費者価格指数を使用する場合には充分な考慮を拂うべきであり、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

久居町の地域給存続の請願(請願者　三重県一志郡久居町全官公庁労働組合協議会代表中村稔彦)(松本一郎君紹介)(第六九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県一志郡久居町は、一志郡を背景とした商業地であり、工業製品の仕入れはほとんど大阪、名古屋より行われ、附近農村の生産物は京阪神方面に出荷される関係上、これら大都市の物価が当町の物価に反映し、むしろ津市よりも上廻つている状態である。ついては、今回の地域給改正にあたつては、現在支給の乙地区と同じく二級地として存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

久居町の特殊事情、とくに消費地的傾向は物価に影響を及ぼしつつある現状にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

千歳町の地域給指定に関する請願(請願者　北海道千歳郡千歳町長山崎友吉外十六名)(松澤兼人君紹介)(第七二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道千歳郡千歳町は、終戦後連合軍の進駐があり、各工事労務者が増加して、人口は増加の一途をたどり、日常必需物資は札幌、小樽、苫小牧等から求めるため、全道一の物価高を示し、給與の最低層である同町の官公庁職員の生活は悲惨なものがある。ついては、地域給改訂に当つて、千歳町の地域給を札幌なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千歳郡千歳町の特殊な事情、とくに終戦後の状勢の変化からして、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

和田山町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県朝来郡和田山町和田山小林隆太郎外百五十八名)(赤松勇君紹介)(第七二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県朝来郡和田山町は、兵庫県の北部、但馬の表玄関に位し、耕地面積が狭く、従つて農産物も少なく、漁場並びに一般生活物資の生産地から相当隔つているため、物資の出廻り悪く、物価、家賃は但馬地方の最高といつても過言ではない。積雪地で農作物は多期約百日間皆無で、阪神、姫路地方から移入され、燃料費、はき物等生活費を増大させる特殊條件もあるから、同町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

和田山町の地理的特殊條件並びに経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

新潟県下市町村の地域給引上げの請願(請願者　新潟県知事岡田正)(塚田十一郎君外十三名紹介)(第七二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回、官公庁職員の地域給改訂に当つて、その基礎資料となる特別消費者価格指数は、新潟県では矛盾が多く、地域的特殊事情が無視されている。ついては、新潟県下各市町村の地域給を左の通り決定されたいというのである。(一)新潟、長岡、柏崎、高田、三條等の各市を従来通り一劃支給地域に指定すること、(二)糸魚川町、寺梅町、加茂町、宮内町、五十公野村字上杉原等を五分ないし一劃支給地域に引き上げること。
二、請願の議決理由
新潟県下の地域的特殊事情からして、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年二月二十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

島根県下市町村の地域給存続の請願(請願者　島根県全官公庁労働組合連絡協議会長　星野実行)(木村榮君外一名紹介)(第七二九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
島根県下各市町村の公務員の生活は、朝鮮動乱による物価の高騰と、米の消費者価格の引き上げにより困窮をきわめている。ついては、地域給改訂に当つては島根県下の既得地域給を確保し、新しく支給の條件の備つた地域にも適正な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
島根県下市町村は朝鮮動乱により経済的諸條件の激変にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、地域給改訂に当つては、充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年二月二十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

大和村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県中島郡大和村長　上田米一)(鈴木幹雄君紹介)(第七五八号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県中島郡大和村は、一宮市の都市計画区域内にあり、政治、経済、文化ともに一宮市に包含され、周囲には、大消費地である一宮市、稻沢町をはじめ、繊物生産地として知られた起町、奥町、今伊勢町、萩原町がある。最近同村の繊維工業は非常な活況を呈し、本年町制を施行する運びになつた。同村の交通、通信金融はすべて一宮市と一体であり、日用必需物価も一宮市と同一であるから、今回地域給の改正にあたつては、一宮市及び隣接町村と均衡するように指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
中島郡大和村の地理的、経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年二月二十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

姫路市の地域給指定に関する請願(請願者　姫路市長石見元秀外四名)(堀川恭平君紹介)(第七五九号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
姫路市は昭和二十一年三月、周辺の一市三町三村を併合して現在の姫路市を形成し、新興工業地帯を含み、飛躍的に発展し、関西におけるもつとも重要な政治、経済、文化、教育の中心地で、神戸以西、広島間における重工業地帯である。ついては、今回官公庁職員の地域給改正にあたり、姫路市の地域給を阪神地区と同等に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
現在の姫路市は新興工業地帯を含み、飛躍的に発展しつつある実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年二月二十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

札幌市、豊平町、琴似町及び札幌村の地域給指定に関する請願(請願者　北海道札幌市北三條西六丁目全北海道庁労働組合札幌地区協議会　秋庭鉄之外一名)(松澤兼人君紹介)(第七六〇号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
今回、公務員の勤務地手当地域給改訂の基準となる特別消費者価格指数によれば、札幌は東京と大体同一の生活水準を示している現状が判明し、今後の経済の安定に伴い、生活物資等の運賃差を考慮すれば、札幌市の生活指数は東京より上昇の気運が予想される。ついては、札幌市の地域給を東京都と同様最低二割以上の地域に指定するとともに、豊平町、琴似町及び札幌村等の周辺町村も、全く札幌市と同様の状態であるから、地域給指定については特別に配慮されたいというのである。
二、請願の議決理由
札幌市、豊平町、琴似町及び札幌村はいずれも高物価地域であつて、なお、上昇の気運が見える。ために生計費の上昇も予想されるので本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年二月二十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長幣原喜重郎殿

糸魚川町の地域給指定に関する請願(請願者　新潟県西頸城郡糸魚川町長磯野九一郎外二十四名)(塚田十一郎君紹介)(第七六一号)に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県西頸城郡糸魚川町は、人口一万二千六十三人、西頸城郡の政治、経済、教育文化の中心地で人口密度が高く、主食、副食、日用品はすべて移入による純消費地である。同町は、北陸線から大糸北線の分岐点に位し、大糸北線の沿線は重要資源の埋蔵地として、古くから亜鉛鉱の採掘もあり、越後炭鉱、平岩、小滝、大所等八大発電所工事も行われ、森林伐採、製材事業等、人夫賃の高騰は県下有数の高物価を招来し、官公職員の生活に脅威を與えている。ついては、今回地域給改訂にあたつて、糸魚川町に地域給を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
糸魚川町は純消費地であるため、いきおい高物価を免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議

決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

荒尾市の地域給指定に関する請願(請願者　荒尾市全官公庁従業員代表井本龍麿)(坂口主税君外一名紹介)(第七八五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の地域給改訂に際しては、荒尾市の左記特殊事情を考慮の上、従前通りの地域給を支給されたいというのである。(一)荒尾市と大牟田市とは三池炭鉱を中心とした一連の地帯で、県の相違はあつてもその環境は全く同一である。従つて荒尾市は大牟田市と同一の地域給でなければならないこと、(二)種々の生活上の恩典を有する炭鉱労務者が七十パーセントを占める荒尾市においては、消費者価格指数は地域給算定の基礎とはならないこと等。

二、請願の議決理由

荒尾市は、大牟田市とは三池炭鉱を中心とした一連の地帯であり、環境も全く同一である実状にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきことを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年二月二十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長幣原喜重郎殿

長野市外五市及び松代町外二町の地域給存続の請願(請願者　長野市長野貯金局内公邇信従業員組合長野地区本部江守春治)(柄澤せき子君外一名紹介)(第七八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年一月から、従来公務員の地域給一割を支給されていた長野、松本、上田、岡谷、飯田、諏訪の各市及び松代、福島、小諸各町が地域給五分に減額された。さらに、地域給の改訂されるにあたつて、東京を百とする全国平均指数八十五を下廻る地域は全面的に削除されるということであるが、これによると、七市、三町の五分の地域給すら全廃されることになる。長野県下六千の郵政従業員の生活不安は郵政事業そのものの発展を阻害するから、長野市外五市及び松代町外二町の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

長野市外五市及び松代町外二町の物価指数及びその立地条件より見て、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

旭村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡旭村長森快玄)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第七八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡旭村は、名鉄常滑線の沿線にあつて、名古屋市へ四十分の位置にあり、名古屋市への通勤者が多く、名古屋市の近郊地として、もとの別荘地は高級地帯となり、伊勢海に望む景勝地として観光客多く、一般消費物価は名古屋市以上の高指数を示している。ついては、旭村在住の公務員の地域給を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

旭村は名古屋市の近郊地であり、又観光地的性格を有しており、高物価を免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鬼崎村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡鬼崎村長竹内茂三郎)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第七九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡鬼崎村は、最近工業が躍進的に発展し、人口密度が比較的高く、陶器の産地常滑町と隣接しているため、日用消費物価は高騰し、教員、官公吏の困窮は著しいものがある。ついては、鬼崎村の地域給を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鬼崎村の民間企業、物価指数及び立地条件より見て、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

三和村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡三和村長高橋徳)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第七九一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡三和村は、東は、半田市、西は大野町、南は常滑町に隣接し、かつ(鍛冶)、繊維、農産加工の各工業が躍進し、隣接都市の刺激をうけて生活文化水準は向上し、消費物資の大半は名古屋方面から、前記都市に移入され、さらに同村に販売されるので、物価は輸送料だけ高い指数を示している。ついては、三和村の地域給を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

知多郡三和村の地理的、経済的実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大野町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県知多郡大野町長平野昭三)(早稲田柳右ェ門君紹介)(第七九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡大野町は、人口密度が最高級であり、耕地皆無の完全な消費都市で、文化水準も近郊都市となんらかわらず、一般消費物資は逆に高価な指数を示しているので、公務員の多くが近郊都市に転職している状態である。ついては、地域給改正にあたつて、大野町を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

知多郡大野町は、耕地皆無の消費都市であるため高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥

当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

京都市の地域給指定に関する請願(請願者　京都市会議長出石武三)(田中伊三次君紹介)(第七九三号)及び同(請願者　京都中央郵便局長富田關作外十八名)(大石ヨシエ君紹介)(第一四〇七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員の地域給改訂の基礎資料となる消費者価格指数は、京都市の場合、調査対象とする世帯の生活水準を規定する所得自体が、全市平均額よりはるかに低位にあること、指数に示されている実効価格を構成する非配給価格が京都市の全市平均流通価格に比して下廻っていることによって、消費者価格指数が京都市の生活事情を正確にあらわしているとはかぎらない。物価庁が全国的に調査した主要都市非配給物価の地域差指数によっても、京都市の物価が他都市に比して格段の高位をしめている。昭和二十二年以来、京都市は特地の地域給を受けていたのであるから、今回の改訂にあたって京都市の地域給を五級地に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市の消費者価格指数は、該地区の生活事情を必ずしも正確にあらわしてはおらず、物価庁の調査による主要都市非配給物価の地域差指数によれば、京都市の物価はきわめて高位にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小野町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県加東郡小野町長平出貢外十名)(岡田五郎君紹介)(第八二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡小野町は、阪神地区との交通も神戸電鉄延長により至便となり、特産そろばん、金物の生産もますます増加し、朝鮮動乱後物価も高く、生活の困難なことは大都市と変らない。加古川市、西脇町と比較しても諸物価はほとんど差がなく、同町の公務員の赤字生計はその極に達している状態である。ついては、小野町の公務員の地域給を一割五分級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小野町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

社町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県加東郡社町社税務署代表木下明夫外十九名)(岡田五郎君紹介)(第八二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡社町は、古くから多可、加東、加西三郡の政治上の中心地であり、加東、加西二郡を管轄する税務署、司法関係官庁等が多く、主食、乾物類、生鮮魚類、日用品等は加古川市、姫路市から移入するため、著しく高くなっており、公務員の赤字生活はその極に達している。ついては、地域給の改訂にあたって、社町の地域給を一割五分級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

社町は地理的条件及び経済的事情等にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

伊豆七島の地域給引上げの請願(請願者　新島測候所長大沢重雄外五名)(浅沼稲次郎君紹介)(第八二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊豆七島は、食糧はもちろん日用品に至るまで自給が困難で、内地から移入を受けており、その実態は消費地的性格を有する立地条件にある。一方引揚者の収容により人口は著しく増加し、その上、離れ島であるため、各種生活必需品は高率の海上運賃が加算され、また島民は子弟の教育のために二重生活を余儀なくされる等、生活上の悪条件は二重三重の負担となっているので伊豆七島における官公職員は悲惨な生活を送っている。ついては、本島の勤務地手当を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

伊豆七島の消費地的性格を有する立地条件にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

彦根市の地域給引上げの請願(請願者　彦根市長小林郁外一名)(堤ツルヨ君紹介)(第八二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

彦根市は戦後政治、経済、文化等あらゆる面で著しく発展しているが、消費財の生産はまだ幼稚であるため、日用品は京阪神または名古屋方面から仕入れるため、物価は高い。近く都市計画も大々的に計画されているとき、彦根市の公務員の地域給の現状維持は、公務員の生活権をおびやかすものであるから、今回地域給の改正されるにあたって、少くとも三級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後における彦根市の諸事情と くに物価高騰の事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

滝野町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県加東郡滝野町官公署連絡協議会長森下実)(岡田五郎君紹介)(第八二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県加東郡滝野町は、地域給

設定の当初乙地に指定されたが、今回の給與改訂に伴う地域給の設定に際しては、次の事項を勘案して、現行以上の地域給を支給されたいというのである。（一）当町は多可、加東、加西三郡の中心部に位し、阪神、明石、姫路に通ずる交通の要衝である、（二）観龍灘を中心とする観光地帯の観光客が多いこと等。

二、請願の議決理由

滝野町は阪神、明石、姫路に通ずる交通の要衝であるばかりでなく、観光地的性格をもあわせ有する実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小樽市の地域給指定に関する請願（請願者　小樽地区全官公庁組合連絡会議長松川富男）（岡田春夫君外一名紹介）（第八四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道における最良の港湾設備を有し、北日本最大の輸出入を誇る貿易港小樽は、また北海道経済活動の中心地でもあり、必然的に物価は高く、所在官公庁職員の生活は著しく困窮している。ついては、小樽市を二割の地域給支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

小樽市は北海道における最良の港湾設備を有する貿易港として北海道経済活動の中心地であり、いきおい高物価を免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨は切実でありその目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

浦河町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道浦河町全道庁労働組合日高地区協議会議長松尾一宏）（松澤兼人君紹介）（第八四七号）及び同（請願者　北海道浦河郡浦河町地区全官公庁労働組合協議会代表岡本信子）（柄澤せき子君紹介）（第一〇六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道浦河郡浦河町は、人口が毎年増加し、消費生活必需品の不充足が、インフレ経済の多大な影響で助長され、物価は道内主要都市を上廻る統計を示している。同町の世帯数の六割は漁民であり、日用品も陸路から移入され、物価高にあえぐ完全な消費都市である。ついては、地域給の改訂には同町を一割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

浦河町の諸般の事情は消費都市的性格を濃厚に示し物価の高騰を示しつつあるにかんがみ、本請願の趣旨及び目的はきわめて妥当であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

園部町の地域給存続の請願（請願者　京都府船井郡園部町長永井正史外四百名）（永谷長三郎君外一名紹介）（第八六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡園部町は、京都市の西方四十キロの地点に位し、山陰線の沿線にあり、園福、園篠省線の起点である。物価水準の最も高い京都市に近接し、専業農家は全戸数の十八パーセント余を占めるにすぎないから消費地であり、京都市から生活必需物資を購入するため、運賃や利潤が加つて一般都市物価よりも上廻つている状態である。今回官公庁職員の地域給改訂にあたつて、園部町では勤務地手当を五分に引き下げられることに対し反対し、ぜひとも京都市なみに改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

園部町は京都市に近接した消費地であり、京都市から生活必需物資を購入するため、いきおい高物価は免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八木町の地域給存続の請願（請願者　京都府船井郡八木町長斎藤乗太郎外百四十七名）（永谷長三郎君外一名）（第八六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府船井郡八木町は、京都市から三十キロの地点にあり、商工業が盛んで、南丹地域の物資の重要な集散地であるが、主食、新炭類以外の物資はほとんど京都市から仕入れるため、運賃だけ高くなつている。ついては、今回公務員の地域給改訂にあたつて、全国で物価水準の最も高い京都と大差ない八木町の地域給が引き下げられることのないよう、京都市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

八木町の経済的、地理的諸事情よりして、本請願の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富岡町の地域給指定に関する請願（請願者　群馬県甘楽郡富岡町甘楽地方事務所長細井福司外二十七名）（小峯柳多君外一名紹介）（第八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県甘楽郡富岡町は、高崎市と上信電鉄及びバスで数十分で連絡する郡の中心地であり、地域産業が活発である。従つて、戦後沖電気、大成ゴム工場等の設置と相まつて消費的都市として物価は高く、高崎市と同一水準である。ついては、地域給改訂にあたつては、当町を地域給支給地域に指定されたいというである。

二、請願の議決理由

富岡町の消費都市的性格から高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

石切町及び南高安村外六村の地域給指定に関する請願（請願者　大阪府中河内郡南高安村長大東貞雄外二十四名）（前田種男君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府中河内郡石切町及び南高安、高安、曙川、三野郷、若江、英田、孔舎衙六箇村は、大阪市の中心よりわずか十五分ないし二十二分の地にあり、村内居住の大多数は大阪市内に通勤しており、従つて、給料生活者の生計は大都市となんら変りなく、しかも富豪の別宅等散在して生活程度は高く、家計は著しく困窮している現状である。ついては、今回の地域給指定に際しては、前記各町村の特殊性を十分考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

石切町及び南高安村外六村は大阪市に近く、物価指数の状況から見て、大都市周辺地域として考慮される必要のあることを認められる。従つて本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小野田市の地域給存続の請願（請願者　山口県小野田市長姫井伊介外千六百八十四名）（吉武惠市君紹介）（第八九三号）及び同（請願者　山口県小野田市議会議長川村與一外一名）（松澤兼人君外一名紹介）（第一一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回改訂される地域給に関して山口県小野田市は、極度に引き下げられるかのごとく推測されるのであるが、もしこれが事実であれば同市千六百名の官公庁職員の生活は非常な打撃をうけ、ただちに生活に困窮し、正常な勤務も至難となるから別紙参考資料を検討の上、当市の地域給を現行通り存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

小野田市は本州西端に位する政治経済上の要衝であり、その地理的、経済的特殊性にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

人吉市の地域給存続の請願（請願者　熊本県人吉市長小出政喜外三名）（福永一臣君紹介）（第八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回地域給が改訂されるにあたり熊本県人吉市の地域給を左の理由により存続されたいというのである。（一）特別消費者価格調査に基く地域差指数は低額所得者が余りにも多く選ばれたこと、及び統計地図の拙劣等のために低くなつている。（二）同市は山間の城下町で木材、茶の生産地であるが、工業製品及び食糧品等は輸入にまたなければならないため、物価は著しく高くなつており、官公職員の生活は困窮の状態にある。

二、請願の議決理由

人吉市の特殊な事情からして本請願の趣旨は充分考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

湯本町、箱根町及び宮城野村外四箇村の地域給指定に関する請願（請願者　神奈川県足柄下郡湯本町立湯本中学校片野福次外二百八十九名）（小金義照君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

箱根地区は、神奈川県足柄下郡湯本町、箱根町、元箱根村、芦の湯村、仙石原村、宮城野村、温泉村の二町五箇村を含み、小田原市、三島市、御殿場町の中間に位する山岳地帯で、ほとんど耕地なく、物資の集散地から遠くへだたり、物価指数は小田原市よりも上廻つている。現在、公務員の地域給は甲地に指定されているが、近く地域給の改正にあたつて、二割以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は箱根地区の特殊事情よりして、充分考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

志段味荘職員の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県東春日井郡志段味村大字吉根国立療養所志段味荘相羽勲外三名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立療養所志段味荘は、愛知県東春日井郡志段味村の西南端に位し、同村中心地まで三キロを隔てているが、近接に名古屋を控え、四囲は小都市でかこまれ、すべての物資は名古屋市から購入しているので、物価は名古屋に比較して、一、二割高である。同療養所は、現在百二十病床を有し、三百病床増床計画にもとづいて工事進行中であるが、増床に伴い職員の増加を必要とするにもかかわらず、いまだに実現されないのは、同村に勤務地手当のないためである。ついては、国立療養所志段味荘職員に地域給を指定され、同所の充実を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所志段味荘は、増床計画にもとづき工事進行中で増床に伴い職員の増加を必要とするにもかかわらず、志段味村の物価は名古屋より一、二割高く、しかも勤務地手当が支給されておらないため、いまだに増員が実現されていない実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

長岡村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県中島郡長岡村長日比寛）（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡長岡村は、従来内地の取扱いを受けていたのであるが、最近国内需要や特需景気に伴つて、金属工業を営む者多く、従つて物価は高く、しかも他町村の甲、乙地域給の支給地へ勤務して

いるものが大多数である関係上、その生活もこれら地区となんら変らず、日常必需品は名古屋市より上廻っている現状である。ついては、今回の給與改訂に伴う地域給指定に際しては、前記事情を十分考慮され善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

長岡村の最近における産業経済の実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

久留米市の地域給存続の請願（請願者　福岡県久留米市役所内久留米市地域給対策協議会長主計員二外八名）（瀬上房太郎君紹介）（第九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

久留米市は、従来より甲地として百分の二十の地域給を支給されているが、この地域給の今日では完全な生活給の一部であつて、同市の特殊事情、近郊都市との均衡から考えるならば、現行率の支給は当然である。ついては、別の法律制定の際は、久留米市の地域給を現行通り最低百分の二十を下らないよう特別に配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

久留米市の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

千代田村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県中島郡千代田村長山田治郎）（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員地域給の改正にあたつて、愛知県千代田村は近辺に大都市名古屋を控え純消費地的性格が濃く、物価の値上りも相当のものがあるので善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

千代田村の立地條件並びに経済事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

岩津町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県額田郡岩津町長加茂得三郎外八名）（千賀康治君紹介）（第九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県額田郡岩津町は、岡崎市の北部に接続し、一連の市街地を形成しており、岡崎ガラ紡の主産地で岡崎市と交通通信面において不離の関係にあるため、生活必需品等は同市を経て移入せられ、従つて物価指数は岡崎市を上廻る現状であり、在住官公庁職員の大部分は生活に困窮をきたしている。また岡崎市と地域給において差があるため、官公庁職員の人事の交流並びに一般勤務者等の獲得に支障をきたしている。ついては、同町の地域給を岡崎市と同等に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岩津町は岡崎市と密接なる地域的関係にあり、その経済的、地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

平和村の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県中島郡平和村長杉村彰）（鈴木幹雄君外二名紹介）（第九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡平和村は、戦前から一宮市、津島市の中間に位し、繊維工業が盛んであつたが、戦後また復活して次第に新工場も増加し、生産は増大した。経済力の急速の発展とともに人口も増加の傾向を示し、近く町制がしかれることになつている。一方主食は加工、工場消費によつて欠乏をきたし、物価は高騰するようになり、生産水準は上昇しているので、今回地域給の改正にあたつては、前記事情を十分考慮され地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

平和村は、一宮市、津島市の中間に位し、その地理的、経済的事情よりして物価高は免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

東浦町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県知多郡東浦町全官公庁職員代表竹内省三外二十五名）（久野忠治君紹介）（第九四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡東浦町は、人口一万六千五百八人を有し、綿織とともに振興した繊布業は、知多木綿として繊出品の重要な地位を占め、全国的な業者を続出する活況を呈しているが、物資は工場の大量買入れ、仕入れ並びに名古屋市より買出し等のため、日々高騰する有様である。従つて本町に勤務する官公職員の生活はインフレの波にのまれ、経済的破滅に陥り、餓死線上をさまよつている現状である。ついては、東浦町の地域給を乙地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東浦町の民間企業の給與状況並びに物価高騰の事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

長尾村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡長尾村長池田瑩澄外十一名）（塩田賀四郎君紹介）（第九四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡長尾村の官公職員勤務地手当地域給は甲地区に指定

されているが、地勢は阪神間にあつて、西川町、池田市、伊丹市、小浜村、良元村等に隣接し、物価指数はむしろ伊丹市、尼崎市その他阪神諸都市に比して高位を示しているという特殊地域である。従つて、地域内に在住する官公庁職員の生活は困窮をきわめ、今回地域給の改訂にあたつて、もし隣接諸都市より低位になるようなことになれば、その結果は人事行政にも種々困難を生じることは明らかである。ついては、長尾村の地域給を五級地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川辺郡長尾村の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

庄内町の地域給引上げの請願

（請願者　大阪府豊能郡庄内町長橋本宗太郎外六百三名）（田中萬逸君紹介）（第九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡庄内町は、大阪市と豊中市の間にはさまれた地帯で、文化施設も整備し、住民はほとんどほう給生活者及び商人等の消費者であり、大阪市が都になれば当然庄内町も都市計画に含まれるべき地域であるが、従来、公務員の地域給は大阪市、豊中市が特地であるのに、庄内町は甲地域になつている。今回、地域給の改訂にあたつて、庄内町の地域給が大阪市、豊中市より低位に指定されるようなことがあれば、人事の交流はますます困難になり、学校運営にも支障をきたすから、両市と同等の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

庄内町は、大阪市と豊中市の間にはさまれた地帯で、その地理的、経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

豊能郡下の地域給引上げの請願

（請願者　大阪府豊能郡町村会長橋本宗太郎外十七名）（田中萬逸君紹介）（第九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡は、郡内豊中、池田が市制をしいて独立したため、現在では二町六箇村が二市によつて分断された形になり、公務員の勤務地手当地域給は、特地域の豊中、池田市に隣接しているにもかかわらず、庄内、箕面の二町は甲地であり、吉川、東能勢の二村は乙地、他の東郷、歌垣、田尻、西能勢の四箇村は内地という三階級に分けられている。これらの各町村は経済、文化の面では都市と異なるところなく、物価指数もかえつて大阪市より高度を示しているため、公務員は地域給の低い奥地に行くことをいとい、教員は代用教員をもつてしてもなお定員を満すに至らない状態である。ついては、これを解決するため、郡内地域給を統一して、近接都市と等差ないように指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊能郡の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

箕面町の地域給引上げの請願

（請願者　大阪府豊能郡箕面町長栗山彦一）（田中萬逸君紹介）（第九四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府豊能郡箕面町は、豊中、池田両市間にある観光及び文化住宅地域で、大阪市に隣接し大阪都制が実施されるとすれば、必然都制区域に編入されるべき区域である。名勝箕面公園の観光客は電鉄だけでも百九万七千余人に及び、物資の移入もぼう大で、文化住宅、観光地域として大消費都市であるから、物価指数は大阪市及び隣接豊中、池田市等に比してつねに上廻つている。ついては、従来より甲地域に指定されていた箕面町を特地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

箕面町は豊中、池田両市に隣接し、観光地としての性格からも高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

蒲郡、三谷両町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県宝飯郡蒲郡町長舞田森三郎外一名）（福井勇君外一名紹介）（第九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県宝飯郡蒲郡及び三谷両町は全国屈指の綿織物の産地であり、かつ観光都市であり、連合軍将兵の保養地でもある。とくに朝鮮動乱以後は機業界は異常な活況を呈し、さらに耕地面積の狭あいは一般生活必需品の高騰をきたし、東海地区における屈指の高物価地域となつており、従つて官公庁職員の生活窮状はその極に達している。ついては、今回の給与改訂に伴う地域指定に際しては、前記事情を考慮し、蒲郡、三谷両町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

蒲郡及び三谷両町の経済的、地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

西條町及び寺西村の地域給引上げの請願（請願者　広島県賀茂郡西條郵便局長天野春三外四十四名）（中川俊思君外一名紹介）（第九六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡西條町と寺西村は、広島、呉、三原各市に隣接し、芸備二州を結ぶ交通、経済の要地で、前記三市の戦災による疎開と、海外引揚者によつて人口は著しく増加したため、住宅が不足し必然的に物価を高くしている。当地区は主食を除き、その他の物資はすべて近接都市から移入するため、生計費は高騰を示している。

ついては、地域給の改訂に際しては西條町及び寺西村の地域給支給率を一割に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西條町及び寺西村は広島、呉、三原各市に近接し、その影響を被り、高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

甲府市の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県教員組合甲府支部執行委員長赤池孝明外四百四十一名）（天野久君外一名紹介）（第九六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

甲府市は山梨県唯一の市であり、湯村温泉を控えて観光地として、年々観光客が増加するため、諸物価は高く、生産設備もないから、純然たる消費都市である。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、甲府市の地域給を実状に即して指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

甲府市は、附近に湯村温泉を控えた純然たる消費都市であり、いきおい高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと認める。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

谷村町外三箇町及び船津村の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県南都留郡全官公労組協議会議長小林信太郎外八百三十八名）（天野久君外一名紹介）（第九七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県南都留郡谷村、下吉田、明見、富士吉田、船津の各町村は、甲斐絹の産地で消費都市的色彩が濃く、かつ富士山、五湖、三つ峠等を控え観光客が多い。この一帯は溶岩地帯であるため、地味不良で食糧生産は劣悪をきわめ、諸物資は主として京浜地区に依存しているため、生計費の高騰は著しいものがある。ついては、谷村町外三箇村と船津村を地域給の支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

谷村町外三箇町村及び船津村の民間企業状況並びに生計費の高騰にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

塩山町の地域給指定に関する請願（請願者　山梨県東山梨郡塩山小学校奥山雅美外百六十四名）（天野久君外一名紹介）（第九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県東山梨郡塩山町は、東京方面の食糧の流出口的地位にあるため、食糧価格は甲府盆地の最高で、しかも山村である関係上、日用必需品は統制解除に伴つて次第に高騰を示している。ついては、今回の地域給改訂に際し、同町の右事情を考慮の上、地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩山町の立地條件並びに物価高騰の事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

福知山市の地域給指定に関する請願（請願者　福知山市長竹内正夫外一名）（前尾繁三郎君紹介）（第九七五号）及び同（請願者　福知山市全官公庁地域給対策委員長芦田作二外一名）（田中伊三次君紹介）（第一二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福知山市は山陽と山陰とを結ぶ拠点として旅客、物資等の交流はひん繁をきわめ、物価も必然的に高く、しかも近時鉄道管理局の設置、警察予備隊の駐在等によつて昭和二十五年五月における特別消費者価格調査当時に比較して事情が変化しており、また本市は気候的、衛生的環境から、他都市に比し必要以上の支出を余儀なくされる特殊事情にある。ついては、今回の地域給指定にあたつては前述の事情を十分考慮の上、指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福知山市は山陽と山陰とを結ぶ拠点でありその特殊事情よりして高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川辺郡下の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡町村長会長塩川利三郎外三名）（塩田賀四郎君紹介）（第九七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡は大阪、神戸両都市にはさまれた阪神間の北部に位置し、経済的にも地域的にも両都市と密接な関係にあるが、現在の地域給は大阪府池田市及び阪神地域の南部に比し、低位にあるため、本郡内に勤務する公務員は数年来非常に困難な生活を続けている。ついては、今回の地域給の改訂に際しては、川辺郡下の地域給を前記地域と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川辺郡は大都市周辺地域であつてその特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川西町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡川西町長滝井善次郎外二十四名）（塩田賀四郎君紹介）（第九七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡川西町は、阪神間に介在し、池田市、伊丹市、長尾市、西宮市に接し、交通は発達しており、人口密度高く高級住宅地

帯を形成している。従つて、ほとんど生産されるものはなく消費者のみであるため、物価はより高くなつており、官公署職員の生活は高物価による生活苦の重圧にあえいでいる現状である。ついては、地域給の改訂にあたり、池田市と同様に同町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

川西町は消費地的性格から高物価は免れず、官公署職員の生活は困窮をきわめている実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八千種村の地域給存続の請願(請願者　兵庫県神崎郡八千種村地域給対策委員会代表難波明男)(堀川恭平君紹介)(第九七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡八千種村は、地理的條件において姫路市などの隣接都市に影響されること多く、とくに生活必需品のごときは同市から移入されるため、村内に産する物資を除く他は、前記都市より高く、官公庁職員の生活は困窮をきわめている。従つて地勢的にみて郡の東に編するという理由で地域給に差別をつけることのないよう、従来通り地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

八千種村の地理的條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、目的もまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

綾部市の地域給引上げの請願(請願者　綾部市全官協議会委員長新庄一夫外二十名)(前尾繁三郎君紹介)(第九七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾部市は福知山市と舞鶴市に隣接しているが、見るべき産業がないため、主食をはじめ生活必需物資は主として京阪神地方より移入している。従つて、物価は高く前記両市の指数となんら異なるところがなく、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回地域給が改訂される際には同市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

綾部市は、見るべき産業がないため、消費物資の購入はおもに京阪神地区にたのむため、高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

東郷村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県愛知郡東郷村長小島鈞市)(川本末治君紹介)(第九九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡東郷村は、名古屋市の東方五キロの地点に境して、西方は乙地域である天日村、西南は甲地域である鳴海町に囲まれている関係上、諸物価は高く、一般ほう給生活者は上級地区へ転勤する傾向著しいため、優良な職員は都市に集中され、本村の行政等に重大な影響を及ぼしている。ついては、今回の地域給指定にあたつては本村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本郷村の地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分に考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

今伊勢町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県中島郡今伊勢町議会議長大橋武夫)(江崎真澄君紹介)(第九九七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡今伊勢町は、一宮市の都市計画区域内にあつて、交通、通信網は、一宮市内と同一扱いであり、尾西繊維工業地帯の一部として戦災後の復興は目ざましく、商業もまた一宮市内と一体をなしており、従つて、生活水準は一宮市と同一で、諸物価はときには一宮市を上廻ることがある。ついては、今伊勢町が一宮市と一体をなす特殊事情を勘案され、善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

今伊勢町の産業経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

舞鶴市の地域給存続の請願(請願者　舞鶴市長嵯峨根遼雄外一名)(田中伊三次君紹介)(第九九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

舞鶴市は旧軍港都市より平和文化都市に転換中であり、まだ見るべき企業もなく、俸給生活者は二万に垂んとし純然たる消費都市であり、物価も六大都市と大差なく、官公庁職員の生活実態は困難を極めている。ついては、今回地域給が改訂される際には同市の地域給支給率を現行どおり存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

舞鶴市の消費都市という性格から生じる経済的な特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

温泉町湯、細田地区の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県美方郡温泉町湯村郵便局代表河越近雄外七名)(有田喜一君紹介)(第九九九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美方郡温泉町は、県の北西部に位する山狭の温泉地で、国内屈指の高熱泉として京阪神地方の浴客多く、日用雑貨、生活必需品の価格は予想以上に高く、耕地

は少なく、主食、野菜類は遠く鳥取市に依存するために運賃が加算されてほう給生活者の生活状態は困窮している。ついては、今回公務員の地域給改訂にあたつて、現行丙地域である温泉町湯、細田一帯の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

温泉町の立地條件よりみてその経済的な特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

竹原町の地域給引上げの請願

（請願者　広島県賀茂郡竹原町長松阪昭二外二十二名）（山本久雄君紹介）（第一〇四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡竹原町は、同県南部の呉線の中間に位し、政治、経済、文化の中核地であるが、特別の産物、生産品もなく、必需物資は隣接都市より移入される関係上、物価は高騰している現状である。しかるに、今般公務員の給與ベース改訂により〇・五割の暫定的指定を受けたのであるが、これは当町の生活実態とはなはだ相違している。ついては、今回地域給の改訂にあたつては同町の地域給を呉市と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

竹原町は、必需物資の大半は隣接都市より移入する関係上、高物価は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西脇町の地域給引上げの請願

（請願者　兵庫県多可郡西脇町西脇多可地方事務所長福井忠治外十七名）（岡田五郎君紹介）（第一〇四九号）及び同（請願者　兵庫県多可郡西脇町長来住靖夫外十六名）（松澤兼人君紹介）（第一四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多可郡西脇町は、いわゆる播州織の大生産地であつて、輸出綿織物の生産は全国の約七十パーセントをしめ、一箇年の織物生産額は三十億円に達し、各種商工業並びに重軽工業も活況を呈して全国各地から労務者が集つてきている。これと併行して諸物価は極度に高騰し、阪神地方にも劣らない現状で、公務員の生活は窮乏の極に達している。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、現行乙地域に指定されている西脇町の地域給を四級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

西脇町における産業事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

倶知安町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道後志支庁長村上清治、小川原政信君紹介）（第一〇五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道虻田郡倶知安町は羊蹄山ろくにあつて早雪晩融のため燃料の消費多く、小樽方面に比し最低石炭一トン五分程度の支出が多く、防寒具も多く必要とし、被服費は三割増の支出を見なければならない。また冬期には六回から七回の除雪をしなければならないが公務員は出張その他のため、自らの労力以外に除雪費を支出しなければならない。またこの地方には入院設備をもつ医療施設がないから札幌、小樽まで施療を受けることが多いから、交通費等の出費が多く要する。食糧品はじめ、生活必需品の一切は札幌、小樽方面に比し、一割以上高く、公務員の生活は困窮をきわめているから、今回の勤務地手当地域給の改訂にあたつては、少なくとも一割以上の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

倶知安町は早雪晩融のため、燃料費、被服費、除雪費、その他の出費を多く要する実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

豊平町の地域給引上げの請願

（請願者　北海道土木試験所長横道英雄外十名）（小川原政信君紹介）（第一〇五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道札幌市豊平町は、文化、経済、交通とすべて札幌市に依存しているため、物価指数においても、消費者価格においても札幌市と同様な状況にある。ついては、今回の地域給指定にあたり札幌市と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

豊平町は文化、経済、交通等すべての点において札幌市に依存している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大津市の地域給引上げの請願

（請願者　滋賀県大津市東浦一番地大津市全官公統一議会議長小林巌）（河原伊三郎君紹介）（第一〇五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大津市は京阪神に隣接し、その影響を受けて物価は高騰を示し、大津市内の公務員の生計は窮乏をきわめている。今回地域給の基準となる特別消費者価格指数が大津市の場合低位を示しているのは、その調査の実施された五月が麦及び馬鈴しよの収穫期であり、十一月が、かんしよの収穫期にあたるため、現物収入が多かつたこと、市内に東洋レーヨン株式会社があつて、福利厚生施設が整備し、市内人口の七分の一がその恩恵をうけており、指数の上で低位を示したことなど特殊事情がある。ついては、これらの事情を考慮されて、ぜひとも大津市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大津市は、京阪神に隣接し、その影響を受けるため、いきおい物価は高騰を示している実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は

妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

味間村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡味間村原吉太郎外二十六名）（有田喜一君紹介）（第一〇五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡味間村大沢、味間新、杉の各部落は、現在乙地域に指定されているが、朝鮮動乱以来の物価騰貴と地方税の負担で、同村の官公庁職員の生活は窮乏の度を増している。ついては、地域給の改訂にあたつて、味間村の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

味間村の立地條件及び朝鮮動乱の影響等によつて、本請願の趣旨は切実であり目的もまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

古市村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡古市村長西山貫三郎外七名）（有田喜一君紹介）（第一〇五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡古市村及び波賀野新田並びに南矢代周辺を包む地域における官公庁職員の生活は、現在最悪の状態に直面しているから、今回公務員の地域給改訂にあたつて、ぜひとも二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

古市村の諸般の事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

日置村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡日置小学校長本耕三外二十四名）（有田喜一君紹介）（第一〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡日置八上新地区は、人口密度も高く、城下町として発達し、外地からの引揚者、疎開者、戦災者を含むほう給生活者が大多数を占め、食糧の一部を除き、生活必需物資は六大都市より高価である。交通至便で、篠山線が山陰線園部駅に連絡すれば、交通の要地として都市的色彩が濃くなる傾向がある。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、同地域を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

日置八上新地区の経済的、地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分に考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

福住村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県多紀郡福住村長中森幾太郎）（有田喜一君紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡福住村は、京都府園部町と兵庫県篠山町とのほぼ中間に位し、京阪神との交通に恵まれている関係上、本村から給與に恵まれた京阪神方面あるいは沿線諸都市への通勤者は年々増加し、さらに京阪神方面からくる主食及び農産物の買出人は本村における諸物価を高騰せしめ、しかも日用必需品においては都市に比較して二、三割程度高価となつている現状である。ついては、前記事情等によつて、本村の官公庁職員の生活は著しく困窮しているから、福住村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

福住村は、京阪神との交通に恵まれている関係上、その方面からの主食及び農産物の買出人の影響を受けるため、高物価は免れざる実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

田口町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県北設楽郡田口町長伊藤昇外七名）（赤松勇君紹介）（第一〇五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県北設楽郡田口町は、東三河の北部に位し、山間狭あいの地域にして、人口密度高く、耕作面積少ないため、生活必需物資の大部分は他町村より供給を受ける現状であり、加えて同町の大部分が山林を控えて伐採及び製材業が盛んで、大都市への復興資材としての搬出に伴い賃金も高騰し、一般消費物価は必然的に高物価を招来している状況にある。ついては、今回地域給が改訂されるにあたつては、同町の特殊事情を考慮の上、地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

田口町はその大部分が山林を控えて、伐採及び製材業に盛んで、いきおい賃金も高騰し消費物価は高い実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

知立町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡知立町長高木高治郎）（赤松勇君紹介）（第一〇六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡知立町は、名古屋市及び岡崎市に電車幹線と国道一号線をもつて直結し、さらに刈谷以南の沿海諸都市と電車線で接続しているため、人員及び物資の交流が激しく、物価水準は鋭敏に都市の価格水準に追随しており、しかも最近は刈谷市一帯の工業地帯の朝鮮動乱による特需景気のため、物価は上昇の一途をたどり、在町官公庁職員の生活は困窮の極に達している。ついては、知立町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

知立町は名古屋市、岡崎市と人

員及び物資の交流が激しくまた刈谷市一帯の特需景気の影響を受け物価高騰の実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

刈谷市の地域給引上げの請願（請願者　愛知県刈谷市長岡本謙平）（赤松勇君紹介）（第一〇六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

刈谷市は、東三河の中心に位し、戰後非戰災都市として急速に発展し、産業、交通、経済上の主要拠点となりつつあり、消費都市である名古屋市及び岡崎市に近接している関係上、生活必需物資は高率を示している。ついては、今回行われる地域給の指定に際しては、現行以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

刈谷市の経済的、地理的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

挙母町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県西加茂郡挙母町長渡辺釈吉）（三宅則義君紹介）（第一〇六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県西加茂郡挙母町は、昭和十二年豊田自動車工業株式会社の設置以来、急激に工業都市として発展し、現在では所在官公署のみでも三十有余を有しているが、昭和二十五年五月における消費者価格調査当時は豊田工場の経営不振のため、本町の平均生活は低下しており、最近は特需景気によって該工場はますます活況を呈し、物価は上昇の一途をたどっている。ついては、挙母町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

挙母町の物価は、最近の特需景気によって上昇の一途をたどっている実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

津久見町の地域給指定に関する請願（請願者　大分県北海部郡津久見町長巖義円外十八名）（村上勇君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県北海部郡津久見町は、豊後水道に面した東九州唯一の良港で、最近は海運業の発達とともに商工業の発達著しく、新興都市として異状な活況を呈している。県下においては別府市につぐ純消費地として物価は高く、とくに一昨年六月貿易港指定以来は海外貿易はひん繁をきわめ、物価は上昇の一途をたどり、物資の入手難に伴い、生計費はかさむ一方である。ついては、今回の地域給指定にあたっては、津久見町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津久見町は貿易港指定以来新興都市として異状な活況を呈し、物価は上昇の一途をたどっている実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

篠山町及び城北村外三箇村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県多紀郡多紀地方事務所長永末義雄外五名）（有田喜一君紹介）（第一〇六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県多紀郡篠山町は、多紀郡中央部にあつて市街は広く、丹波最大の都市で、京阪神地区には二時間たらずで結ばれ、福知山には時余で連絡される。阪神都市の衛生都市的性格並びに、類例のない消費都市的性格をもつているため、必需物資は大都市以上に高騰し、魚介類は福知山市より二、三割高価である。ついては、篠山町及び隣接四箇村の公務員の地域給を適正に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

篠山町は丹波最大の都市で、特殊な消費都市的性格のため物価は割高の実状にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西尾町の地域給存続の請願（請願者　愛知県幡豆郡西尾町長本多與三郎外二十八名）（中垣國男君紹介）（第一〇六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県幡豆郡西尾町は、最近、市内外交通網並びに通信網の拡充めざましく、完全に名古屋市の衛星都市となり、現在生産都市への転向をめざし、大工業誘致中であるため、急激な人口増加と物価高騰の傾向にあり、住民の窮状は増大の一途をたどっている。ついては、官公庁職員の生活安定のため、現行一割五分の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

西尾町の経済的、地理的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

有松町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡有松町長浜島計郎）（川本末治君紹介）（第一一〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡有松町は、名古屋市周辺の一小市街地で、交通の便を利用して名古屋鳴海方面から生活必需品が移入されるため、本町の物価は高い。従つて、ほい給生活者の生活は困窮をきわめている。また地理的、経済的に同一條件にある鳴海町は甲地、隣接の大高町、大府町は乙地であるにかかわらず、その間にある本町だけが丙地であることは不合理であり、公務員等の人事交流に支障をきたしているから、今回の地域給改訂に

は、同町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

有松町の経済地理的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

矢本町の地域給指定に関する請願(請願者　宮城県桃生郡矢本町片倉鉾一郎(佐々木更三君紹介)(第一一〇五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県桃生郡矢本町は、昭和十五年海軍飛行場が建設され、終戦後は進駐軍が駐とんし、警察予備隊の設営に伴い、急激に人口が増大し、各地から商人が集り、物資を石巻市、仙台市から仕入れてくるため、物価は非常に高騰している。主食の生産も少なく、住宅難は深刻であり、矢本町在住の公務員の生活は悲惨をきわめている。ついては、矢本町の公務員の地域給をすみやかに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

矢本町の終戦後の諸特殊事情とくに進駐軍及び警察予備隊の設置にともない物価高騰にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鹿児島県下の地域給指定に関する請願(請願者　鹿児島県知事軍成格)(中馬辰猪君外二名紹介)(第一一〇六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、公務員の地域給決定の基礎資料となつた特別消費者価格調査は、鹿児島県の場合、不当に低い指数を示している。すなわち、日傭労務者が二割、無職者が六・三パーセントを占めていたこと、五月は米の配給率が多く、いわし、とび魚等が平均の二倍半にも達し、野菜の出盛期にあつたこと、五月及び十一月は台風のない月であつたことなどの特殊事情によるものである。ついては、この計数に重きをおかれることなく、同県の実状に即した地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県下の地域給改訂に特別消費者価格調査を用うる場合には、県下各地区の特殊事情に、充分な考慮を拂うべきであると考える。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

瀬田町の地域給引上げの請願(請願者　滋賀県栗太郡瀬田町大字橋本竹花清太郎外十一名)(堤ツルヨ君紹介)(第一一一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県下最大都市である大津市と瀬田町は、唐橋をはさんで連続した市街でありながら、橋を渡れば公務員の地域給が甲地域であり、瀬田町は丙地域であるため、同町の公務員の生活は極度の困窮をきたし、地域給のために機会あるごとに甲地並びに特地に転出し、このまま放置すれば官公署、学校等の運営上、多大の支障をきたす結果になる。すでに大津市との合併問題もあり、工業、観光等の客観的状勢は甲地域に匹敵せんとする状勢下にある瀬田町の地域給を、この機会に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

瀬田町は橋をはさんで大津市とは連続した市街である実情にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実であり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

四日市市の地域給指定に関する請願(請願者　四日市市内官公庁労組代表者川北芳重外九百二十四名)(川崎秀二君紹介)(第一一一九号)及び同(請願者　四日市市長吉田千九郎外七名)(山手滿男君紹介)(第一五九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四日市市は、京阪神及び名古屋の中間にあつて、戦災後、県下第一の復興を示し、工業の発達もめざましい躍進を示しているため、官公吏よりも高い賃金をうける工場従業員が多く、食料品その他の物価は名古屋方面と大差なく、生計費は急激に増している。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、四日市市の公務員の地域給を一割五分に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

四日市市の経済的諸事情とくに民間給與の実状にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

可部町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県安佐郡安佐地方事務所長宮地克巳外二十二名)(平川篤雄君紹介)(第一一二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

可部町は、広島市をへだたる北方約十四キロ、電車で三十分の位置にあり、戦時中、多数の官公庁、会社、工場が疎開し、原子爆弾投下以後は、可部町及び附近一帯の人口は異状に膨脹し、諸物資の需給は困難となつて、物価の高騰は広島市をしのぐ状態である。従つて、同町在住の公務員の生活はいよいよ困窮を告げ、むしろ広島市内在住の者以上である。ついては、可部町の地域給を三級地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

可部町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その七)

安芸津町の地域給指定に関する請願(請願者 広島県賀茂郡安芸津町長本田卓郎外二十五名)(平川篤雄君紹介)(第一一二一号)及び同(請願者 広島県賀茂郡安芸津町全官公庁協議会代表今田豊外二十五名)(中川俊思君紹介)(第一五八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡安芸津町は、呉、三原両市の中央に位し、県下の五市及び竹原町、新町に次ぐ有数の町である。主食供出量は米のみでわずか町内消費量の約三箇月分に相当し、残余不足は他地域からの移入に依存し、日用雑貨類も尾道、広島、竹原等から移入するため都市よりも一、二割高価である。住宅難は深刻で、他から同町に優秀な人材を招いても、住宅の問題で行き悩みとなることが多い。その他高等以上の教育機関がないことも子弟の教育費の増大をきたし、生計費を増大させるなど、同町の公務員の生活の実状を考慮され、地域給改訂にあたつて、安芸津町を三級地に、万一やむなき場合には少なくとも二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安芸津町の地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鷲津町の地域給引上げの請願(請願者 静岡県浜名郡鷲津町長小林儀一郎外九名)(中村幸八君紹介)(第一一二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名郡鷲津町は、県立公園浜名湖の勝景に望み、商工業町として発展途上にある町で、東西交通上至便の地に恵まれ、貨物の集散地である。戦後大小工場が密集し、浜松市に次ぐ一大工業地帯を形成しているが、東西両市からの物資購入による消費地のため、物価指数も両市より高く、朝鮮事変以来、とくにほう給生活者の生活は窮乏化をつげている。ついては、今回公務員の地域給改訂にあたつて、鷲津町の地域給を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

貨物の集散地である、工業地帯である鷲津町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

氷見町の地域給引上げの請願(請願者 富山県氷見郡氷見町長一宮広文外二名)(橘直治君紹介)(第一一二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

富山県氷見郡氷見町は、富山湾に臨む小都会で、住民の四割が水産業で生計を立て、全国有数の定置漁場であるが、魚の統制撤廃以来、高岡市はもちろん、石川、長野、さらに関西方面から商人が集り、魚価をつり上げ、日用生活必需品の値段を混乱させている。昨年の天候不順と塩害により食糧の自由物価は上昇し、隣接高岡市の工業地帯の労賃に比較して、氷見町の公務員の生活は悲惨をきわめている。ついては、今回地域給の改訂にあたつては、少なくとも従前通りの地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

氷見町の産業的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

津田沼町外二箇町の地域給引上げの請願(請願者 千葉県千葉郡津田沼町長白鳥義三郎外二十一名)(片岡伊三郎君紹介)(第一一二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県千葉郡津田沼町、二宮町、幕張町は、相隣接する三町で、千葉、船橋両市の間に存在し、国鉄及び京成電鉄の新興市街地として、唯一の市制未施行地である。終戦後の急激な人口増加に伴い、物価、生活費は急激に増大し、国鉄及び京成電鉄の市街地となんら異るところがないにもかかわらず、公務員の地域給に差別があるため、三箇町は乙地域の取扱いをうけ、教職員の採用、人事の交流に支障をきたしている。ついては、三町の公務員の地域給を沿線市街地と同様に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津田沼町外二箇町は千葉、船橋両市の間に存在し、物価、生活費等の事情からして本請願の趣旨は考慮すべきであると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長 田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

旭川市の地域給指定に関する請願(請願者 北海道旭川市旭川官公署長代表上川支庁長若林次郎外三名)(佐々木秀世君紹介)(第一一二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旭川市は、東京都を一千二百キロメートルへだてているが、衣服、日用品雑貨等は、ほとんど中央製品に依存し、内地との運賃差によつて物価高を示し、極寒地として、燃料、被服、保険衛生等に要する費用は他都市に比し、非常に高率である。ついては、旭川市の公務員の地域給を二割に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

旭川市の極寒地としての請特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

笠松町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県羽島郡笠松町長高木栄一）（加藤鐐造君外一名紹介）（第一一二六号）及び同（請願者　岐阜県羽島郡笠松町役場内高島勇太郎）（木村公平君紹介）（第一二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県羽島郡笠松町は、濃尾平野交通の要地であり、岐阜市中央部まで八分、一宮市まで十五分で達し、岐阜市、一宮市、名古屋市等とともに、織物工業が発達し、農家は全戸数の二パーセントにすぎず、諸物資の流動多く、完全な消費都市である。なお県営笠松競馬が盛んに行われ、岐阜、愛知の両県から人の集散に伴い、物資の消費が多い。ついては、今回公務員の地域給改訂にあたつて、その基礎資料の特別消費者価格調査によることなく、前記特殊事情を考慮されて、岐阜市同様の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

笠松町は完全な消費都市であり、その地理的、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

志段味村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県東春日井郡志段味村長柴田隆外十四名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東春日井郡志段味村は、その地勢上、隣接市町村との文化交流がさえぎられるため、わずか八キロで名古屋に通じる近距離にありながら、交通の便も悪く、農業も一戸平均耕地五反歩の貧農が七十五パーセントも占めるような貧困な村である。しかしながら、生計物資は春日井市、守山町から仕入れてくるため高価であり、購入も困難である。近接都市が同じ条件にありながら、公務員の地域給が、甲地または乙地域であるから、志段味村の教員の永続性がなく、教育の機会均等の意味において、不均等である。ついては、教職員の生活を保証し、義務教育の完成をはかるため、志段味村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

志段味村は、地勢上の特殊事情のため、高物価は免れざる実情である点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

安城町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県碧海郡安城町長大見為次外三百三十八名）（中垣國男君紹介）（第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県碧海郡安城町は、近年紡績業及び朝鮮動乱による機械工業が飛躍的に発展し、人口の増加もこれに伴い、近く市制実施も問題となつている。同町は、公務員がきわめて多く、名古屋市と人的、物的関係が密接に交流している。ついては、安城町の実態は、近隣都市と比べて劣るところがなく、これを上廻つている現状であるから、今回公務員の地域給改訂にあたつて、岡崎市、刈谷市と同格に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

安城町の産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

室蘭市の地域給引上げの請願（請願者　室蘭市長熊谷綾雄外九名）（松澤兼人君紹介）（第一一八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

室蘭市の経済は、富士製鉄、日本製鋼所、室蘭ドック等大会社の影響下におかれ、市の人口の六割がこれらの会社の従業員で占められ、大会社は、完備した購買施設を有するため、商業は振わず、地理的にも生活必需物資はすべて他府県から移入しなければならない結果、物価は札幌に近い指数を示している。今回官公庁職員の地域給の改訂にあたり、室蘭のような特殊な事情にある都市の指定は、特別消費者価格調査に基くことは不合理であるから、これを訂正して、室蘭市の地域給を一割五分に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

室蘭市の産業経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

福井県下の地域給引上げの請願（請願者　福井市永上町百二十七番地和田直三外一名）（松澤兼人君紹介）（第一一九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県は、本邦における繊物の生産地及び集散の中心地であり、しかもこの繊物が同じく人間生活の二大必要品である主食のごとく完全な統制が不可能であるため、実際的にも、思惑的にも、大阪方面に先べんをつけ、あらゆる物価高騰の中心となり、物価は阪神、京浜を上廻つている実情である。また昭和二十三年の大震災により大なる被害を受け、消費物資の激増による原因を加えて、生計費は増大の一途をたどつている。ついては、現行乙地域給指定地となつている福井、敦賀、武生各市を四級地以上に指定されるとともに、鯖江、小浜、大野、芦原、神明、三国、勝山、丸岡の各町を三級地以上に、春江、金津町外六箇町を二級地以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福井県は、繊物を中心とする産業経済的諸事情並びに大震災による被害の結果諸物価は高騰せざるを得ない実情にある。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

山口村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県朝来郡山口村長山口金蔵郎外七名）（有田喜一君紹介）（第一一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県朝来郡山口村は、本県の北部朝来郡の南西部に位し、佳野町に隣接し、各種学校、林業試験場但馬分場のほか大平鉱業株式会社神子畑選鉱場があり、鉱、林業の盛んな地であるため、人口も毎年増加の傾向を示している状況である。しかるに物資は、神戸、姫路、豊岡、山陰の各都市より購入する関係上、物価は自然高騰し、消費生活者に與える影響は大なるものがある。ついては、地域給の指定に際し同村を二級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
山口村は消費物資を神戸、姫路、豊岡、山陰方面より購入する関係上、高物価は免れざる実情である点等にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

小坂井町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県宝飯郡小坂井町長鈴木登進外百四十二名）（福井勇君紹介）（第一一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県宝飯郡小坂井町は、豊橋、豊川両市に介在し、町内に名古屋電鉄の駅をもち、交通至便な土地であり、富士紡績株式会社小坂井工場をはじめ中商工業の諸会社等建設され、従つて、勤労者は多数本町に移住しているため、諸物価は高騰し、県下有数の高物価地域となつている。ついては、今回の地域給指定にあたつては、これらの事情を考慮の上、同町の地域給を指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
小坂井町の産業経済的並びに地理的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

鳥取、米子両市及び倉吉、境両町の地域給存続の請願（請願者　鳥取県副知事鈴木武）（門脇勝太郎君紹介）（第一二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回地域給が改訂されるにあたり、鳥取、米子両市と倉吉、境両町はいずれも新指定地域より除外されるように聞いているが、もしこれが事実とすれば当地に勤務する官公庁職員は生活上、精神上に大なる打撃を被ることになる。すなわち鳥取県は他県に比し、物価の値下りが少なく、最近においては全国有数の物価高を示し、本県に勤務する官公庁職員は大都会に勤務する職員以上に物価高に苦慮している。ついては、前記二市及び倉吉、境両町の事情を考慮の上、地域給を従来通り存続されたいというのである。
二、請願の議決理由
鳥取、米子両市及び倉吉、境両町の物価事情は他府県に比して著しい相異はないので、本請願の趣旨は切実にして目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

陶町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県惠那郡陶町長加藤快三外十三名）（平野三郎君紹介）（第一二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県惠那郡陶町は、昭和二十三年末、中央において、地域給審査が行われ、第一位を獲得し、大蔵省給與局においても十分実状を認められたのであるが、法令改正のため、支給実現を見ずに今日に至つている。当町は、地勢的悪條件のもとに、輸出向け陶磁器の生産をはじめ伝統的に全町挙げて製陶業関係の仕事に従事しているが、人員不足と主食生産が少ないため物価は著しく高く、住民の生活は困窮の一途をたどつている。ついては、今回地域給が改訂されるに際し、ぜひとも同町を勤務地手当支給区域に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
陶町の産業的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

岡崎市の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県岡崎市康生町竹内京治外三名）（千賀康治君紹介）（第一二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡崎市における消費者価格調査に関する特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

多田、東谷両村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県川辺郡多田村長塩川利三郎外九名）（塩田賀四郎君紹介）（第一二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県川辺郡多田、東谷両村は、本県の東端に位し、川西町及び池田市に隣接する交通至便の地で、近時商工業の発達とともに、漸次活況を呈し、ことに周辺地区の物価高は当地に影響するところ最下級消費地域であり、市の標準地区よりその指数は、きわめて低く現れている。すなわち調査対象となつた大部分のものは無職あるいは日雇、工員などであるため、市民税担税力においても本市の平均担税額を下廻つている等の理由により、今回の地域給指定にあたつては、特定時の消費者価格調査によることなく、これら特殊事情を考慮の上、岡崎市の地域給を二割に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岡崎市における消費者価格調査に関する特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は充分考慮すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

大なるにかかわらず、当地域における全戸数の約六割は非農家で、生産物が少ないため、諸物価は高騰し、消費生活者に及ぼす影響は大なるものがある。ついては、今回の地域給の指定にあたつては、これらの事情を考慮の上、両村を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

多田、東谷両村の地理的並びに産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

神岡町の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜県吉城郡神岡町長奥村義雄外三名）（松澤兼人君紹介）（第一二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県吉城郡神岡町は、県下最大の町として全国的にも有数の鉱業都市で、東洋最大の鉛亜鉛産出額を誇る神岡鉱業所を有しているが、町民の生活を営むにたるヒンターランドを持たない関係上、必需物資は移入にまたなければならない実情で、従つて物価は高く、官公庁職員の生活は困窮をきわめている。ついては、同町を一劃以上の勤務地手当支給区域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

神岡町の鉱業都市としての特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

岐阜市の地域給指定に関する請願（請願者　岐阜市長東前豊外二名）（松澤兼人君紹介）（第一二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員の勤務地手当地域給決定は、消費者価格調査を基準として行う由であるが、岐阜市の場合、四月にきわめて盛大な祭礼が行われて物資の流入が最も多く、物価も暴騰するが、五月はこの余波を受けて、市民の購買力も減退し、物価が最も低い時である。また六月中旬から十月中旬までは、岐阜市の生命である鵜飼による好景気が一応終末を告げ、年末大売出しまでの景気の悪い期間である。その他、農村を背景とする商業都市の特殊性として、農業期の五月、十一月は諸物価の売行きの悪い月であるなど、低い指数が岐阜市の実状を正しく示しているとはいえない。岐阜市の物価は、名古屋、一宮市を上廻つていることは事実であり、実状を正しく反影していない指数に基いて同市の地域給を決定されることなく、名古屋市と同一の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜市における消費者価格調査に関する特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

高山市の地域給指定に関する請願（請願者　高山市長日下部祇一外二名）（松澤兼人君紹介）（第一二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県高山市は古くから政治、文化の中心地であり、明治以後は岐阜県支庁が置かれ、岐阜市につぐ県政の中心地である。高山市の衣料、日用品、加工食料等はほとんど名古屋市から、鮮魚、主食等は富山県から、やみ商人の手によつて移入されるため、諸物価は上昇し、給料生活者の生活をおびやかしている。ついては、特別消費者価格調査の五月、十一月のみによることなく、高山市の実状に即した調査に基いて、同市の地域給割合を百分の二十、すなわち四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高山市は岐阜市につぐ県政の中心地であり、その産業経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

呉市の地域給存続の請願（請願者　呉市上畑町二十二番地の二　塚本弘）（宮原幸三郎君紹介）（第一二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

呉市は、完全な消費都市で、主要日用品の大半は市外または県外から移入している。近く改正される地域給の基礎資料となる特別消費者価格は、呉市の場合、数字的には県内で最下位を示す結果となつたが、別紙資料にもあるように、呉市の実態を正確に反映したものでないことは明らかであり、もし現行甲地域が下げられるようなことになれば、呉市の経済に及ぼす影響は多大であり、単に公務員のみの問題でないから現行地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

呉市は、その特殊な立地的条件よりして純然たる消費都市である故、生活必需物資は外部に依存している状態である。ためにいきおい物価の高騰は免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

小牧町の地域給指定に関する請願外五件（請願者　愛知県東春日井郡小牧町長加藤諦進外十五名）（早稲田柳右ェ門君紹介）（第一二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東春日井郡小牧町は、名古屋市の北方十キロに位し、諸物価は名古屋市から購入する関係上、市内より高く、朝鮮動乱に伴い特需景気による物価の高騰は著しく、町民は生計に苦しんでいる。町内には小牧飛行場をひかえ、各種交通、物資入員の流通激しく、場内勤務者の相当数は特地の支給を受けているが、同一町内に勤務しながら、このような不公平な取扱いは妥当でないから、小牧町全域の地域給を特地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

東春日井郡小牧町が、その特殊な地域的条件等によつて高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、

本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

亀山町の地域給引上げの請願(請願者　三重県鈴鹿地方事務所長堀木良一外五名)(川崎秀二君紹介)(第一二六四号)及び同(請願者　三重県鈴鹿郡亀山町長服部平義外一名)(水谷昇君紹介)(第一六四三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県鈴鹿郡亀山町は、名古屋、大阪、京都等大都市の中間に位し、鉄道の要地で国鉄職員千数百名が居住し、在住者は純消費者がその大半を占め、生産はきわめて小規模である。加えて、朝鮮動乱の影響を受けて物価は急激に高騰し、生計費は県下主要都市の生計費をはるかに上廻り、県下最大指数を示している。ついては、同町を甲地域に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
鈴鹿郡亀山町は名古屋、大阪、京都等の大都市の中間に位し生活必需物資の高騰を免れない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

江別町の地域給指定に関する請願(請願者　北海道札幌郡江別町役場内井上元則外二十三名)(小川原政信君紹介)(第一二六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道札幌郡江別町は、札幌市の隣接村として人口三万九千八百五人に達し、現在札幌市への通勤者は三千人を越えている関係上、札幌市勤務者の住宅地となつている。一方当町の物価は、各種工場が多いため、札幌市より上廻つており、この原因は、当町の北日本製紙株式会社が従業員八百余名を擁し、平均給料月一万四千円余であつて、この給与をうけているのが大きな要因である。このような現状であるので、優秀な教員や公務員を誘致することが困難であり、当町内の学校や官公庁の運営上大なる打撃を与えている。ついては、すみやかに同町を乙地域に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
江別町の消費都市としての特殊性並びに周辺民間諸企業のいん盛による物価高等にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実なものがあり、かつその目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鳴尾村の地域給存続の請願(請願者　兵庫県武庫郡鳴尾村鳴尾字西開五十六番地鳴尾村教育委員黒川喜久郎外五名)(塩田賀四郎君紹介)(第一二六六号)及び同(請願者　兵庫県武庫郡鳴尾村長井上貢蔵外八名)(松澤兼人君紹介)(第一四六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県武庫郡鳴尾村は、大阪、神戸の中間に位し、住民の大半は両市に勤務する勤人の住宅で、生活面において両市内となんら変らず、日常生活物資は神戸、大阪を経て、さらに西宮、尼崎の業者を通じて移入されるので、阪神間最高の物価高を示している。村内には、有名な甲子園野球場、同庭球場、競輪場等があるから、都市的協同が強く、物価高に拍車をかけている。ついては、同村を最高級地五級地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
武庫郡鳴尾村は、大阪、神戸の中間に位し、その特殊な立地條件等によつて、両市の影響を受けて生計費の増高は免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

厳原町の地域給指定に関する請願(請願者　長崎県対馬厳原町全官公庁代表対馬支庁長平原浩哉外四十五名)(岡西明貞君紹介)(第一二六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
対馬島の耕地面積は、二千四百七十三町歩で、全面積の三・四パーセントにすぎず、米、麦、雑穀を合わせても六万島民の三箇月の食糧を満たすにすぎない。厳原町では鮮魚のごく一部を除いて、青鮮野菜、水産物のほとんど全部は島外から仰いでいるから、本土一般都市より相当高価でなければ入手困難である。食糧以外の生活必需品は仕入先が福岡市であるから、福岡市よりさらに高価である。その他朝鮮方面の引揚者が多数入り込み、住宅難も深刻であつて、厳原町在住の官公庁職員の生活は困窮をきわめ、人材を求めることは困難である。ついては、厳原町官公吏の長年にわたる苦衷を了解されて、この際地域給を指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
厳原町は地域的に消費地的性格を有し、その生活消費物資のほとんどは島外から仰いでいて、いきおい高物価を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

北海道の地域給指定に関する請願(請願者　北海道釧路市釧路地方裁判所小場俊朗外二百五十名)(伊藤郷一君紹介)(第一二六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道在勤の公務員に対して都市、郡部を問わず、勤務地手当支給割合を最高二割五分と決定されたい。もし全面的にこの支給が不能のときは、少なくとも従来一割の支給のあつた地域に対してはその割合を引き上げ、従来支給のなかつた地域については、最低一割ないし五分の支給を決定されたい。また従来通り、都市を中心とする政治的含みがある場合は、釧路地方裁判所管内の根室及び旭川地方裁判所管内の稚内については、従来の市と同様に取扱われたい。なお国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当に関し、北海道在勤者に対する石炭手当は、少

なくも道内平均世帯主三トン半、非世帯主一トン二分、六千五百カロリー単価四千六百三十四円、運搬費三百二十一円を増額支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道全域の諸事情は地域給支給に際し考慮されるべき点を多分に含んでいるために本請願の趣旨はきわめて切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

筑紫郡下の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県筑紫郡山家村浦之下二千九百七十五番地大隈末夫)(池見茂隆君紹介)(第一二九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県筑紫郡は、四箇町十箇村が含まれ、町村合併が行われるときには福岡市に吸収される公算の多い町村が含まれている。博多及び久留米の中間にあつて交通の便よく、筑紫公園、太宰府、二日市湯の町等の観光地を控え、アサヒビールをはじめ大工場を有する那珂町は警察予備隊の駐屯地として、人口増加とともに物価の値上りは大きく、福岡市以上である。このように福岡市の郊外地、住宅地、工業地帯、観光地としての筑紫郡の実態を考慮されて各町村の公務員の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡県筑紫郡の地理的条件及び経済状況とくに終戦後の特殊事情により物価の高騰は必至と考えられるので本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

水口町の地域給引上げの請願(請願者　滋賀県甲賀郡水口町地域給対策協議会長笠井芳三外五百十六名)(堤ツルヨ君紹介)(第一二九六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県甲賀郡水口町における最近の経済状況は、京阪神地方の物価高騰とともに、その圏内にあつて、生活環境の悪条件は日ごとに加重し、官公庁職員の生活を困難ならしめている現状である。ついては、今回の地域給改訂にあたつては現行の乙地を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

水口町が京阪神地方の高物価の影響を受け、生活環境の悪条件は加重し、物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

忠海町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県豊田郡忠海町山本岩男外二十名)(中川俊思君紹介)(第一二九七号)及び同(請願者　広島県豊田郡忠海町長恩田以忠外十七名)(平川篤雄君紹介)(第一三五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県豊田郡忠海町は、広島県の東南部に位し、三原、呉両市に隣接する政治、経済、文化の中心地であるが、生活必需品の生産は、ほとんど皆無で、その大部分は、三原、尾道、呉、広島等の各都市より移入するため、生計費は高く、とくに朝鮮動乱による影響は諸物価に著しく反映し、物価の高騰に拍車をかけている現状である。ついては、前記事情を考慮の上、呉市と同等の比率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

忠海町がその立地条件等からして、いきおい、高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

塩釜市浦戸地区の地域給指定に関する請願(請願者　塩釜市長沢宮城県教職員組合塩釜支部長柴田勝郎)(佐々木更三君紹介)(第一二九八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浦戸地域は、昭和二十五年四月に塩釜市に編入されたのであるが、松島湾内の島々で四つの島に住居が分離分布され、村内の交通はもちろん他の陸地との連絡は船によらなければ連絡はできず、日常必要な物品の購入はすべて塩釜市に依存している現状であり、とくに、医療施設がないため、急病人が出た場合、一往復三千五百円で船を依頼し、また医師を送るために船を出すと七千円を要し、医師の出張料も特殊地域なだけに特別料金を払つている現情である。ついては、今回の地域給改正にあつては、これらの特殊な地域に即応した地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

塩釜市浦戸地区は地理的事情からその経済状況は塩釜市と同一の事情にあり本請願の趣旨はきわめて切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

名古屋市の地域給存続の請願(請願者　名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県職員労働組合執行委員長猪上三郎)(赤松勇君外二名紹介)(第一二九九号)及び同外一件(請願者　名古屋市長塚本三外七十一名)(田島ひで君紹介)(第一四七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公務員の地域給決定の基礎資料となる消費者価格指数は、名古屋市の場合、名古屋市民の生計費を推計する資料として理論的に適当でない。第一に名古屋市の指数の調査対象となつているものは、一部周辺の比較的人口密度の低い甲地域と、これに接続した生計費事情を同じくする特地域の中の五十四パーセントが含まれていること。第二に消費者価格調査の地域差指数は、同一内容の消費生活を前提として算出されたものでないから、実質賃金を均等ならしめるという目的のためには、不公平となること。従つて第三に、この指数を補正し、戸数に規格品を統一して、小売物価格調査を行つて指数を算出すれば、名古屋市の地域差は他の大都市とほとんど差が

ない等の理由で名古屋市の地域給を最高率支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋市が本邦屈指の大都ゆうであり、且つ文化的、政治的、経済的中心地として高物価は免れず、公務員の生活また安定を保ちがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

観音寺町の地域給存続の請願(請願者　香川県三豊郡観音寺町長野忠勝外四十一名)(田万廣文君紹介)(第一三〇〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県三豊郡観音寺町は、最近急激に発展し、今度の地方選挙を契機として隣接する四箇村と合併して、市制をしくことになつており、しかも昨年十一月町内に競輪場が開設され、数万の来客を見るようになつてからは、本町の物価は急激に上昇し、ことに生活必需品の高騰は勤労者の生活を極度におびやかしている現状である。ついては、観音寺町の地域給を従来の一割を下らないように配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

観音寺町は最近急激に発展し、且つ、改変して、本町の物価は急上昇し、ことに生活費の高騰を免れ得ない実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

善通寺町の地域給指定に関する請願(請願者　香川県仲多度郡善通寺町松岡匡一外十七名)(田万廣文君紹介)(第一三〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡善通寺町は、警察予備隊駐屯地と決定されて以来、現在およそ七千名の隊員が駐屯している関係上、昭和二十五年七、八月頃より序々に諸物価高騰し、日常必需品はもちろん、住宅、衛生、娯楽等官公庁職員の生活は次第に窮地のどん底に追い込まれつつある。ついては、今回行われる地域給の指定にあたつては、前記事情を十分考慮され善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

多度郡善通寺町の立地条件並びに現今の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

淡河村の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県美嚢郡淡河村長藤田寛一外五名)(川西清君紹介)(第一三二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県美嚢郡淡河村は、物価指数の全国的最高位にある神戸市に隣接し、交通機関の発達に伴い一層距離が短縮されて物価高の影響を受け、一般生活水準が向上し、ほう給生活者は最低生活すらおびやかされている。同郡中においても三木、別所、久留美をはじめ、隣村志染の各町村は、すでに公務員地域給が乙地域となつているのに、淡河村のみ取残されて丙地として放置されていることは不公平である。

二、請願の議決理由

わが国屈指の大都市神戸をその周辺に控える淡河村の立地条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

草壁町及び西村外三箇村の地域給引上げの請願(請願者　香川県小豆郡草壁町内海中学校内清水誠一)(玉置實君紹介)(第一三三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡内海五箇町村の地域は、小豆島の東南地域に位し、全国第二のいわゆる油工業都市で、しょう油以外に大した生産品がなく、生活物資の大部分を京阪神、高松、岡山に仰ぎ、生活費が高い点では県下第一である。人口密度は、県下最高を示し、民間労働者の賃金と比較して公務員の所得は著しい隔りがあり、公務員はたえず生活の不安を感じている。ついては、前記の特殊事情を考慮され、草壁町及び西村外三箇村の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

小豆郡内海五箇町村の地域が小豆島の東南地域に位し全国第二のいわゆる油工業都市であるが、それ以外は大した生産品がなく、生活物資の大部分を京阪神、高松、岡山から仰ぎ、生活費が高い点等の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

土庄町の地域給引上げの請願(請願者　香川県小豆郡土庄町日本専売公社土庄出張所代表者田村豊外二十名)(玉置實君紹介)(第一三三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡土庄町は、小豆郡木島の最西端に位し、郡内唯一の交通通信の中心地で、生活必需品の生産部面は、はなはだ少なく、消費物資は阪神、高松方面から陸揚げされるため、物価は著しく高く、給料生活者、とくに公務員は窮乏にひんしていそから、すみやかに土庄町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

土庄町は、郡内唯一の交通中心地であるが、生活必需品の生産は非常に少なく、消費物資は周辺の阪神、高松方面から仰いでいる状態等の特殊事情ことに公務員の生活実態はゆゆしい問題となつている関係から本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

池田町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県小豆郡池田町池田第一小学校八木成晴）（玉置實君紹介）（第一三三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡池田町は、昭和二十四年指定港湾として認可され、リンゴ、たばこ、麦が主要生産物として産出され、阪神はもちろん、高松、岡山方面との交流激しく、生活様式は都会生活に準じている。主食の生産は町民の二箇月分しか支えられず、農作物以外の必需品は、すべて阪神、高松、岡山方面に依存しているので、物価もこれら都市と同じ程度の高率を示しているから、一般の生活はもちろん、とくに公務員の生活は窮乏にひんしている。ついては、すみやかに池田町の地域給を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

池田町の立地條件等からして物価の高騰を免れず、本請願の趣旨は切実なものであり、目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

亀岡町の地域給指定に関する請願（請願者　京都府亀岡町長中田安太外二十三名）（前尾繁三郎君紹介）（第一三五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府亀岡町は、消費経済において、京都市内と同等か、むしろ高価な地域にありながら、従来地域給において、特地と乙地の相違があり、なほその上今回の地域給指定に際し、京都市に準じ格下げされるものとすれば、在来の矛盾を一そう拡大し、貧弱な公務員生活をますます窮迫に追い込むことになる。しかも在勤公務員はいきおい地域給の高い京都市へ転出するため、本町の行政に大なる支障をきたすことになるから、亀岡町を京都市と同等の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

亀岡町がその立地條件等の特殊性からして消費地的性格を濃厚にもち高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

名寄町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道上川郡名寄町全官公労働組合協議会佐々木鉄雄外三名）（佐々木秀世君外二名紹介）（第一三五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道上川郡名寄町は、上川平野の中心地帯にあり、純農村で各方面から主食のやみ商人が殺到し、主食の値段は上昇し、これに伴い他の物価も上昇して、札幌市や旭川市となんら異らない。一般民家は、附近の農家と物々交換で主食を入手するが、公務員は物々交換の対象もなく、やみ価格の主食を使用している。今回公務員の地域給改訂の基礎資料となる特別消費者価格指数は五月については、冬期間の貯蔵野菜を使用し、現物給與の面が計上されておらず、十一月は上川平野農村の收穫期に相当し、主食の最低條件にあたつているから、必らずしも妥当ではない。ついては、名寄町の地域給を実状に即して、十五パーセントに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

名寄町は純粋消費都市でありとくに北海道の地理的特殊性により特別C・P・Sの算定等には実状に照してさらに考慮する必要があるので本請願の趣旨と目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大竹町の地域給引上げの請願（請願者　広島県佐伯郡大竹町長二階堂哲朗外十四名）（山本久雄君外一名紹介）（第一三五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県佐伯郡大竹町は、本県の西南端に位し、隣接町村を含み商工業都市としてのあらゆる條件を具備しており、さらに人口の増大、工場の新設拡張など飛躍的発展途上にある。しかるに、農耕地はほとんどなく、生活必需物資は広島市をはじめ関西、四国、九州方面からの移入に依存している状態で、物価は広島市よりむしろ高価となつている。ついては、今回の地域給改正に際しては、広島市と同等一割五分に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はその立地的條件よりしていきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

明石市の地域給引上げの請願（請願者　明石市長辻猛）（川西清君紹介）（第一三五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

明石市は神戸市の隣接都市であり諸般の事情は神戸市と同水準にあるので本請願は切実なものであり、その趣旨と目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大宇陀町の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇陀郡大宇陀町大字上新大宇陀町官公署連絡協議会代表　林桂造外二十名）（前田正男君紹介）（第一三五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

している関係上、あたかも神戸市の一地区のごとき実情にあり、市民の日常生活はもちろん経済的、文化的その他あらゆる部面において神戸市と不離不可分の関係にある。従つて、明石市は神戸市よりも、より割高な物品を購入せざるを得ない実情で、市民の中には直接神戸におもむき必需品を購求してくるものが多いにもかかわらず、今回の給與ベース改訂に伴う勤務地手当の月額支給割合は三級地百分の十五となり、阪神地方とは百分の十の差をつけられているということは全く了解に苦しむところである。ついては、同市の地域給は神戸市と同様に決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

明石市は神戸市の隣接都市であり諸般の事情は神戸市と同水準にあるので本請願は切実なものであり、その趣旨と目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇陀郡は、大和の北海道と呼ばれる冷涼の地で、耕地少なく、大宇陀町は人口一万三千、木材工業及び微々たる農産物を主要物資とし、日用品の大半は他からの移入に依存するため、諸物価は大阪、奈良、高田の各市を上廻り、ほう給生活者は困窮をきわめている。ことに公務員の生活は赤字の連続で、人材は大都市を指向するという状態で、大宇陀町は衰微への道をたどるのみである。ついては、同町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宇陀郡は生活必需品の大部分を周辺の地区より仰いでいる関係上いきおい物価高を免れざる実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

十四山村の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県海部郡十四山村長吉川博)(江崎真澄君紹介)(第一三五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡十四山村は、名古屋市、津島市に接近し、交通利便で、産業の発達は最近特需景気の影響で拍車をかけ、各種工場は次第に増加している実情にある。また主食をはじめ、副食物、衣服、菓子類等は主としてその大部分を前記各都市より仕入れなければならない関係上、その間の交通費や商人の利潤が加わり都市以上の高値となつており、同村の官公庁職員の生活は著しく困窮している。ついては、同村の地域給を二割以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

海部郡十四山村は、立地條件等からして、消費地的性格を濃厚にもち高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

丹陽村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県丹羽郡丹陽村役場内　真能清逸外五十九名)(江崎真澄君紹介)(第一三五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県丹羽郡丹陽村は、名古屋市の北西部にあつて、地域環境は甲地の一宮市及び稲沢町との中間にあり、従つて諸物価はむしろこれらの地域を上廻る状態である。なお村内の工場数も最近とみに増加して百に近く、産業都一宮市の本村を含む都市計画も具体化しつつある現状にかんがみ、地域給の改訂にあたつては、同村の地域給を隣接都市と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丹陽村は隣接地域の高物価に影響せられて物価も高く民間企業との関係もあり、本請願の趣旨はきわめて切実な要望であり、且つその目的妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐屋村の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県海部郡佐屋村長山田英三)(江崎真澄君紹介)(第一三五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡佐屋村は、津島、名古屋、一宮各市の三角形のうちに包囲された位置にあり、交通の便よく都心部に至るには、名古屋鉄道、関西線、近畿日本鉄道で三十分以内で達することができる。産業の発達は最近とみに活気を呈しい田畑は次第に工場敷地に売収されつつあり、朝鮮動乱の影響に伴う景気活気により諸物価は高騰するなど、ほう給生活者の生活は困窮をきわめている。ついては、同村の地域給を津島市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋、津島、一宮各都市を周辺に控えた海部郡佐屋村は、立地的條件等の経済的特殊性並びに周辺民間企業の発展による物価高等にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実なものであり、且つその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

永和村の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県海部郡永和村長宇佐美久我二)(江崎真澄君紹介)(第一三五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡永和村は、乙地域の指定を受けている蟹江町、弥富町にはさまれ、名古屋市とわずか十キロを隔てる位置にあつて、関西本線、近畿日本鉄道は本村を走つている関係上、交通機関の利便により、名古屋市の影響は大なるものがある。従つて、日常生活物資は、すべて同市より移入されるので、本村在住の給與所得者の生活費はむしろ名古屋のそれより上位にある。ついては、今回の地域給の改正にあたつては、同村を二割以上の支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

永和村は蟹江町と弥富町にはさまれ、かつ名古屋市と隣接する立地的條件にあり、経済的特殊事情等からして日常生活物資などは、他より仰いでいる状態で、いきおい高物価を免れざる実状にかんがみ、本請願の趣旨はきわめて切実なものであり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

神守村の地域給引上げの請願

(請願者　愛知県海部郡神守村長白杵勤)(江崎真澄君紹介)(第一三六〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡神守村は、津島市、名古屋市、一宮市の三角形の内に包囲された位置にあり、交通の便が非常によく、名古屋市の郊外地及び工業進展地として重要な役割を呈している。産業の発達は活気を呈し、各種工業の従業員の購買力の増加に反し、公務員は物価の高騰とともに、生活は極度に窮乏化し、蟹江、弥富、甚目寺、南陽の各町をはじめ、大治村等が公務員の地域給乙地域を支給され、同率の経済條件にある神守村が取残されているため、人事交流に支障をきたし、同村に有能な人

材を招くことが困難になつている。ついては、神守村の地域給を津島市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津島市、名古屋市、一宮市にはさまれている海部郡神守村は、その周辺都市の高物価をそのまま反映し、在住公務員の生計費は高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鍋田村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県海部郡鍋田村全官公連合協議会長小林降成)(江崎眞澄君紹介)(第一三六一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡鍋田村は、郡の南部にあり、住民の職業は大部分農業と漁業である関係上、経済状態は豊かであり、文化程度、生活水準は高く、諸物価のごときは非常に高いのである。また隣接町村は乙地区ではほう給生活者の多くは居住地を離れて名古屋をはじめ津島市、弥富町方面に職を求めている。従つて、本村に留まつて公務員となる者少なく、また本村の海岸で運輸省の千拓事業に職を奉ずる者はこれら公務員と同一境遇にありながら特地の手当を支給されていることは不合理である。ついては、今回の地域給改訂に際しては本村の地域給を二割まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

鍋田村はその立地條件等よりいきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

七宝村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県海部郡七宝村長西山鳥秋太郎)(江崎眞澄君紹介)(第一三六二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡七宝村は、名古屋市の西部に接し、各部門にわたつて名古屋市、津島市の諸施設を利用するもの多く、従つて、当村の生活費は名古屋市内に生活するのと同じく、物価も名古屋市、津島市周辺の乙地区の町村となんら変らない状態であるにもかかわらず、本村の給與水準は著しく低く、さらに朝鮮動乱の特需景気の影響をうけて生活日用品を暴騰させ日常生活は窮乏している。ついては、今回行われる地域給改訂にあたつては、本町の地域給を二割以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

名古屋の西部に位し、名古屋、津島両市の周辺の乙地区の町村となんら変らないところの経済状態である七宝村は、両市並びにその周辺にある町村の影響をうけて生計費の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

稲沢町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県中島郡稲沢町長加藤兵一外十三名)(江崎眞澄君紹介)(第一三六三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県中島郡稲沢町は、名古屋市と一宮市との間に位し、人口二万三千、表日本における貨物輸送の拠点として輸送の調節と名古屋市及び中部日本一円に着発する一日四千数百両の貨車を操配する稲沢車場を持つ鉄道町であるが、生活様式は、前記両市と同様であり、町内の物価は市場を両市に依存するため一割ないし三割高を示し、当町に在勤する公務員の生活は窮乏の極に達している実情であるる。ついては、今回の地域給改正にあたつては、これらの事情を考慮されて同町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

中部日本における貨物輸送の一大拠点である稲沢町は名古屋、一宮両市の影響をうけ生計費の増高は公務員の給與をはるかに上廻るため、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中谷村外二箇村の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県川辺郡中谷村長稲原丈太郎外十六名)(塩田賀四郎君紹介)(第一三六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県川辺郡中谷村、西谷村、六瀬村の三箇村は、神戸市と大阪市に隣接し、主食以外の日用品は阪神地方に依存しているため、運賃が加算されて物価は阪神地区より二割から三割高く、公務員は地域給の高率な都市を望んで、人事交流は不円滑になつている。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、隣接地域との均衡を考慮され、中谷村外二箇村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

川辺郡中谷村、西谷村、六瀬村の三箇村は、神戸、大阪両市に隣接し、主食以外の生活必需物資はその周辺の阪神地方より仰いでいるため、いきおい物価高を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

市江村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県海部郡市江村全官公職員連合協議会長大島丈太郎)(江崎眞澄君紹介)(第一三六五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡市江村は、名古屋市、桑名間にあつて、隣接地には弥富町、甚江町、津島市を経え、名古屋市の住宅地と化し、近年産業は活気を呈して同村にも工場が増設され、特需景気の影響を受け、一般購買力の上昇に反して官公職員の生活は窮乏化している。同村の生活必需物資は名古屋市、津島市、桑名市に依存し、そのために物価水準は都市より高率を示している。甚江町、弥富町、富田町、甚目寺町、南陽町はすでに、公務員地域給乙地区を支給され、

弥富町と同一生活水準にある市江村は取り残されているため、人事交流に多大の障害がある。ついては、市江村の地域給を二割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

海部郡市江村が特殊な経済構造をもつている実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八開村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡八開村長田中又一）（江崎眞澄君紹介）（第一三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡八開村は、地域給の高率な名古屋、一宮、津島各市の中間に位し、生活必需品の多くは前記各都市より仕入れているため、物価は高く、同村在住の官公庁職員の生活は窮乏の極に達し、従つて、これら職員の多くは上級地域に転職するなど公務員の採用、人事交流に支障をきたしている。ついては、同村の地域給を津島市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

八開村は、高率なる名古屋、一宮、津島各市の中間に位している関係上、生活必需品はそのまま三市の影響をうけて物価高を示し、公務員までがその生計費高騰を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

飛島村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡飛島村全官公職員連合協議会代表斎藤辰雄）（江崎眞澄君紹介）（第一三六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡飛島村は、郡の南端に位し、名古屋市に隣接し、文化的生活はほとんど全部名古屋市に依存している現状である。物資の仕入れ、購入状況は名古屋のブローカーが絶えず出入して高価に買上げるため給與生活者が補米を買う場合も非常に高く支拂わなければならない状態である。従つて、当村産出の一部の品物を除いてはんどすべての生活必需品価格は名古屋より高い現状であり、当村の官公庁職員の生活は困窮している現状にある。ついては、同村の前記事情を考慮の上、名古屋市または津島なみまで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

飛島村がその立地條件等からして、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

美和村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡美和村全官公職員連合協議会長花木最海外五名）（江崎眞澄君紹介）（第一三六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡美和村は、名古屋鉄道津島線により二十分以内で都心に達することができ、名古屋市の郊外地を呈している。最近特需景気により名古屋市の各種工業が飛躍的発展をとげ、その影響を受けて、美和村の物価水準も上昇の一途をたどり、公務員も地域給の高率な名古屋市、津島市、一宮市の各方面に流れ、人事交流に支障をきたしている。ついては、美和村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

美和村が中部日本の一大中心都市である名古屋に隣接しているばかりでなく、戦後の特殊事情等により物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

立田村の地域給引上げの請願（請願者　愛知県海部郡立田村長山田晴市）（江崎眞澄君紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

津島市ときわめて密接の地位にある愛知県海部郡立田村は、地域的にも経済的にも津島市となんら異るところがないにかかわらず、従来不合理な勤務地手当を支給されていたため、在勤官公庁職員は深刻な生活條件の圧迫をうけ、しかも有能な職員は津島市、名古屋市等に職を転ずるため、本村の行政面に支障をきたしている。ついては、立田村の地域給を津島市なみに引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津島市ときわめて密接な地位にある立田村は、地域的、経済的に、その特殊性ある立地條件等により周辺の市の高物価をそのまま反映し生計費の高騰を免れざる実情である。こうした点にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

電気通信職員の級別俸給表制定に関する請願（請願者　東京都千代田区大手町二丁目一番地全国電気通信従業員組合中央執行委員長久保等）（平川篤雄君紹介）（第一三九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電気通信職員の給與は、その業務の複雑、困難かつ長年月の経験を必要とする特殊性に基き、当然特別の給與表が法律第二百九十九号の四條によつて、民間の同一職種との均衡、国鉄、專売職員の給與等をも十分考慮して制定されるべきである。しかるに現在は一般職員と同一身分職階を中心としたほう給表の適用をうけているため、有能な職員が昇給昇格の頭打ちとなり、民間同一職種と著しいけん隔を生じ、国鉄、專売に比して二割以上の低賃金となつている。ついては、電気通信職員にもつとも適応した級別ほう給表を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信職員の給與は民間の同一職種との均衡をはかるために、なんらかの処置の採られることが、至当と考えるので本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これ

を議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

柏町の地域給指定に関する請願(請願者　千葉県東葛飾郡柏町全官公署協議会代表者浅草勇吉外十二名)(松澤兼人君紹介)(第一四一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県東葛飾郡柏町は、戰後急激に人口が増加し、東京近郊都市の住宅地帶として発展し、東武鉄道、常盤線の電化の実現とともに交通の便もよくなつた。同町の農産物資はすべて東京方面に吸收され、工産物資は東京都から供給されるので物価は高く、近隣都市の中でも最高位にあり、市川、松戸、千葉、船橋をしのいでいる。近く市制施行の計画も進められ、ますます消費都市としてのすう勢にあるから、柏町所在の官公庁職員の地域給を市川市なみに改訂されたいというのである。

二、請願の議決理由

柏町がその立地條件等からして物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

坂出市の地域給引上げの請願(請願者　坂出市林田町坂出全官公庁協議会代表者熊本一義外七百五名)(田万廣文君外一名紹介)(第一四一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県坂出市の全官公庁、学校の職員は、かねてから地域給引き上げを要望してきたが、今回現行一割から五分に引き下げられ、さらに今回特別消費者価格調査に基いて五分の地域給さえ切り捨てられるということである。この調査の方法はよいとしても、調査対象がたまたまその都市を適確に代表する世帯であるかどうかということ、昨年五月の調査をそのまま物価騰貴の今日にあてはめることは不合理であること、朝鮮動乱その他の原因で、坂出市は相当に高指数にあること等の理由で、単なる一資料で地域給を決定されることなく、従前の一割に復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

坂出市の立地條件の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨、並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

熱海市の地域給指定に関する請願(請願者　熱海市上多賀三百番地の二熱海郵便局内長津秀男外九十九名)(畠山鶴吉君紹介)(第一四二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熱海市は、他の市街地と性格、内情が異り、いわゆる温泉歓楽街の特殊消費都市であつて、熱海市の生計費は東京都の百五という数字を示し、その事実を物語つている。朝鮮動乱以後、諸物価は日一日と上昇し、熱海市の公務員の生活は他の市街地在勤者に比較して一層困難な状態にあるから、今回地域給の改訂にあたつては、実状に即した措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由

熱海市は他市と全く性格、内情が異り、消費地的性格を濃厚にしていること並びに戰後の特殊事情によりいきおい生活必需物資は高騰し、公務員の生計費をはるかに上廻るため、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

余市町の地域給指定に関する請願(請願者　北海道余市町役場職員組合長荒関勉外七名)(小川原政信君紹介)(第一四二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道余市郡余市町は、小樽市と近接の距離にあつて、近年著しく人口が増加し、主な生産物としてはにしん、りんごがあるだけで、主食その他の生活必需品は小樽市から移入されているため、物価水準は小樽市以上の高値である。ついては、今回地域給の改正にあたつては、余市町の地域給を小樽市と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

余市町は、主食その他生活必需品は近接の小樽市より仰いでいるため、いきおい物価高も免れざる実情にある。この点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

丹生川村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県員弁郡丹生川村長　土岐嶋太郎外二名)(岡田春夫君紹介)(第一四二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡丹生川村は、日常生活諸物価は桑名市、四日市市に比し二、三割程度高く、一月の平均気温は摂氏一・七度で、最深積雪は毎年四十センチ、昭和十六年には六十五センチ、昭和二十一年には六十センチを見、児童は登校不能となり、臨時休校することがある。同村から組合立中学校への通学は四キロから六キロあり、バスの交通費は冬季中千五百円を要し、また風と雪のため電線の故障多く、停電のため、ろうそく、石油代を補足するなど、寒冷地としての條件を具備しているものと考えられるから、丹生川村を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡丹生川村の経済的諸條件及び立地條件は寒冷地としての條件を具備しているから、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鞆田村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県阿山郡鞆田村長藤井八郎外二名)(岡田

春夫君紹介）（第一四二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県阿山郡柘植村は、鈴鹿山脈の支脈として西方にのびる高原性の山間部落で、伊吹嵐の寒風は粉雪を伴つて当地方に吹きつけ、積雪は三十センチ位であるが気温低く、学校においても一般家庭においても防寒用薪炭と被服等に多大の消費をみる現状である。ついては、本村を寒冷地手当支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県阿山郡柘植村は山間のへき村にて、寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

水沢村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県三重郡水沢村長辻定章外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県三重郡水沢村は、冬季寒冷にして、平均気温四度、降雪量も多く、平均二十センチから四十センチに達するため、衣服、光熱薪炭費は多く、加うるに感冒の流行等のため医薬費も相当高く、生活に及ぼす影響は多大なるものがある。ついては、すみやかに当村を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡水沢村の立地條件及び経済的條件は寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

坂下村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡坂下村高谷幸治郎外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡坂下村は、鈴鹿峠のふもとにある山村で、谷間の部落多く、風力も激しく、気温は一月が平均零度、二月が一度で、積雪量はきわめて多く、交通がと絶することがあり、一年中の降雪日は七十日を数える寒冷地で、防寒除雪の用意を必らず必要とする。日照時間は非常に少なく、ほとんどどん天で、耕地も少ないから、食糧自給可能収量は三箇月余で、他は配給にまたなければならないなど、寒冷地としての條件を具備しているから、坂下村を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡坂下村の地勢、気候及びその経済的実情は寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中里村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡中里村長伊藤紫朗外一名）（岡田春夫君紹介）（第一四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡中里村の一月平均気温は摂氏一・三度で、最深積雪量は本年一月に五十センチを超え、年によつては八十センチを見ることがある。積雪吹雪の場合は、児童の登校不能で、臨時休校することが年間一、二回あり、校舎の屋根は雪おろしをなすこと数回、また、かわらの凍割れ等で約七千円の経費が必要である。中学校まで通学するに三キロから六キロあつて、靴その他の消耗費もばく大であり、保温のための木炭費も小学校と同様である。このように中里村は寒冷地としての條件を具備しているから、中里村を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡加太村の立地條件及び気候さらに経済事情により寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

加太村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡加太村長杉野丈夫外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡加太村は鈴鹿山脈や錫杖山などによつて囲まれ、一月の平均気温は一・三度、二月は一・四度で、積雪量はきわめて多く、底冷えのために、防寒具と除雪具を必らず必要とする。また山にめぐらされているために日照時間短かく、雪どけが遅いから、多期間作業に従事できる日は少なく、多期の燃料は、家庭、学校ともに相当用意しなければならない等、寒冷地としての條件を具備しているから、加太村を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡加太村の立地條件及び気候さらに経済事情により寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

柘植町に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県阿山郡柘植町長辻上信太郎外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二重県阿山郡柘植町は、古くから関西の北海道と呼ばれ関西線の沿線中最も高い土地にあり、しかも東から南にかけて鈴鹿山脈が横たわり、北及び西に山がないため、冬期においては連日のごとく寒風吹きすさび、雪積量きわめて多く、さらに、物価は交通の要路にあたつているため高く、ほう給生活者にとつては、冬季における生活費は到底その負担に堪えることができない状態にある。ついては、本町を寒冷地手当支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県阿山郡柘植町は立地條件風土的諸條件さらに経済事情により寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的

は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

阿波村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県阿山郡阿波村長稲野金之助外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県阿山郡阿波村は、三重県の西部山岳地帯のへき地にあつて、四面山岳にとざされた高地にあるため、年間を通じて温度低く、冬季は平均温度零下一度であり、かつまた県内で最も積雪の高い村落である。従つて、寒冷地のため乳幼児の死亡率は管内の最高を示している。ついては、同村を寒冷地手当支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県阿山郡阿波村は山間のへき地にあつて、立地條件、風土的條件は寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

桜村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県三重郡桜村長田中哲二郎外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県三重郡桜村は、すでに寒冷地手当支給の指定をうけた滋賀県、岐阜県等と接しており、鈴鹿山ろくに位するため、多期は寒風強く、また猛烈なる風雪が襲来するなど、種々の不便をきたし、ひいては生活費の膨脹のため公務員は僻地への転出を余儀なくされている。従つて、当村の公務員の生活は他地勤務員に比し著しく不均衡の状態にあつて、生活は困難をきわめている。ついては、当地の気象状況を調査の上、本村を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡桜村はその立地條件、気候風土の関係及び経済事情から寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

治田村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡治田村長小森太郎外一名）（岡田春夫君紹介）（第一四三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡治田村は、寒冷地のため麦の生産額も少なく、野菜の生育も不良で、水稲の作付及び收穫時期が三重県中部地帯に比し、作付期において約十日間、收穫期において約半月以上早い。積雪量は、きわめて多く、部落から小学校まで三キロから六キロも離れ、積雪時には生徒数の二割以上が欠席し、休校することもあるなど寒冷地帯の條件を具備しているから、治田村を寒冷地支給区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡治田村はその経済事情及び気候風土の関係から寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

山郷村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡山郷村長嵯峨弘之外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡山郷村は、寒気きびしく、水稲の作付期が桑名郡及び員弁郡東部地帯よりも十五日以上も早く、收穫期も二十日以上早いから、收穫量も二、三割少なく、野菜の栽培にも不適地である。炭焼を生業とする住民は、多期積雪のため作業不能であり、児童も登校できないで休校することが二、三回ある。多季三箇月各教室に保温のため四十俵以上の木炭を消費し、児童一人当り六十円の負担となるなど、寒冷地としての條件を具備しているから、寒冷地支給区域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡山郷村の経済事情及びその気候風土の関係から寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

関町に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡関町長矢野貞男外四名）（岡田春夫君紹介）（第一四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡関町は、北に明鏡ヶ岳、南西に鎌杖岳の二山を仰ぎ、鈴音山、関富士、羽黒山等に囲まれ、多期は鈴鹿おろしのため、寒気激しく、気温は一月が平均一・三度、二月が平均一・五度で、積雪量はきわめて多く、防寒防雪の用意を必ず必要とするため、生計費を増加させている。また学校、官庁、事務所の暖房費、家庭の燃料、はき物等の費用も多く必要とするなど、寒冷地としての條件を具備しているから、関町を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡関町はその地理的條件及び気候、経済事情より寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

白瀬村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡白瀬村長藤井広市外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡白瀬村は、一月の気温平均一・三度、積雪量本年一月は四十五センチを超え、年によつては八十センチにも及ぶことが

ある。積雪時には交通と絶して、除雪作業をしなければ児童の登校も不能となり、吹雪の場合には休校することが年に一、二回はある。冬季各教室は、保温のため木炭百五十俵を消費し、児童一人当り四十二円以上に及び、燃料の消費も多大である。中学校は、組合立で、遠い所は六キロも離れているから、バスを利用しているが、その交通費が二千五百円も要して、父兄の負担となるなど、寒冷地としての条件を具備しているから、白瀬村を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡白瀬村の実情は寒冷地としての条件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

朝上村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県三重郡朝上村長高野幹次外三名)(岡田春夫君紹介)(第一四三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県の最北部に位する三重郡朝上村は、すでに寒冷積雪地として指定をうけた滋賀県、岐阜県等と境を接し、鈴鹿山ろくに位するため、冬期においては、寒風と風雪著しく、しばしば交通困難となることはもちろん、生活上言語に絶する不便をきたし、ひいては生活費の膨脹となり、公務員の生活は他地方に比し、著しく困難をきわめている。ついては、朝上村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡朝上村の立地条件はすでに寒冷地としての条件を具備し、その実情によつて本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

立田村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県員弁郡立田村長三輪久一外二名)(岡田春夫君紹介)(第一四三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡立田村は、東は養老、多度山脈、西は三国嶽、北は伊吹山、南は藤原山脈に囲まれ、多期はこれら各山脈から吹き下す寒風と吹雪のため、気温低下し、大量の積雪等に悩まされる実情である。聞くところによると当村隣接地たる岐阜県養老郡牧田、多良時村等はすでに寒冷地として指定されているとのことであり、これらの土地に位し、気温、積雪等それ以上と認められる当村がいまだに指定されないでいることは不合理である。ついては、立田村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡立田村の立地条件及びその実情は寒冷地としての条件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

玉滝村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県阿山郡玉滝村長木津善兵衛外二名)(岡田春夫君紹介)(第一四三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県阿山郡玉滝村は、県下最大の寒冷積雪地であり、平均気温零下五度、積雪量最高七十センチ最低二十センチで、しかも山脈の間にはさまれ、多期間中村民はほとんど野良仕事にでられない状態であるから、すみやかに同村を寒冷地手当支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県阿山郡玉滝村に三重県下の最高の積雪寒冷地にして、その立地条件によつて、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

阿下喜町に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県員弁郡阿下喜町長杉本留雄外四名)(岡田春夫君紹介)(第一四三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡阿下喜町は、左記事項の通り、寒冷地としての条件を具備しているから、同町を寒冷地支給地域に編入されたいというのである。(一)寒冷地のため麦作生産額が低いこと。(二)みかん類の生産が少ないこと。(三)水稲の作付及び収穫時期が三重県中部地帯に比し、作付期において約十日、収穫期において約半月以上早いこと等。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡阿下喜町の経済的実情は寒冷地としての条件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

千種村に寒冷地手当支給に関する請願(請願者　三重県三重郡千種村長菊川秀一外二名)(岡田春夫君紹介)(第一四三九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年法律第二百号により寒冷地手当支給に関する基準が定められたが、三重県三重郡千種村は、年々積雪平均三十センチを越え、日照時間も短く、雪解けが遅いため、しばしば、学童の登校に困難をきたし、公務員の勤務にもはなはだしく支障をきたしているなど寒冷地としての条件を具備している。ついては、千種村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡千種村の実情は寒冷地としての請条件を具備しているから、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

名張町外十五箇町村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県名賀郡名張町代表道浦一夫外八十五名）（岡田春夫君紹介）（第一四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県名賀郡名張町外十五箇町村は、鈴鹿山脈、笠置山脈、布引山脈の三山脈に囲まれた、いわゆる伊賀盆地の中にあり、地理的関係から日照時間が短く、とくに多期は長期にわたり数十センチの積雪のため、交通は至難な状況にある。また防寒越多の経費については、生計費の二割以上を光熱保温費として支出している状態で、被服費はその経済的負担に脅威の重圧を加えている実情である。ついては、名張町外十五箇町村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県名賀郡名張町外十五箇町村の立地條件及びその経済的実情より見て、寒冷地としての條件を具備しているから、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

石榑村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡石榑村長神谷長一外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡石榑村は、鈴鹿山脈北部の山ろくに位し、多期における気温の低下並びに積雪多量のため、産業と生活との被る影響は著しく、とくにほう給生活者は通勤、勤務並びに生活上、非常に悪い條件にある。ついては、同村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県員弁郡石榑村はその地勢、気候及び経済事情より寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

東藤原村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県員弁郡東藤原村長黒田精一外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県員弁郡東藤原村は、すでに寒冷地手当支給の指定をうけた滋賀県、岐阜県等と接しており、鈴鹿山ろくに位するため、多季は寒風強く、また猛烈なる風雪が襲来するなど、種々の不便をきたし、ひいては、生活費の膨脹のため公務員は僻地への転出を余儀なくされている。従つて、当町の公務員の生活は困難をきわめている。ついては、本町を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡菰野町はその位地、気候及び経済事情により寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

菰野町に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県三重郡菰野町長土井貞一外四名）（岡田春夫君紹介）（第一四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県三重郡菰野町は、すでに寒冷地手当支給の指定をうけた滋賀県、岐阜県等と接しており、鈴鹿山ろくに位するため、多季は寒風強く、また猛烈なる風雪が襲来するなど、種々の不便をきたし、ひいては、生活費の膨脹のため公務員は僻地への転出を余儀なくされている。従つて、当町の公務員の生活は困難をきわめている。ついては、本町を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県三重郡菰野町はその位地、気候及び経済事情により寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

上野市に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県上野市全官公庁職員代表松井豊治外十一名）（岡田春夫君紹介）（第一四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上野市は、三重県の北西部に位置し、東に鈴鹿、布引の両山脈、西に大和高原、南北もたま山に囲まれた伊賀盆地の中心都市である。当地方は多期における寒気はなはだしく、当市に勤務する官公庁職員は生活費をさいても被服、光熱費に消費しなければ越多できない状態であり、さらに当市は大阪の商業圏内にあるため、諸物価は高騰し、越冬費の支出はとうてい負担にたえられないところである。ついては、同市を寒冷地三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上野市はその立地條件、多期の経済事情から寒冷地としての條件を具備し、とくに生計費の増高はますます公務員の生活を困難ならしめる。従つて、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

古美村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県桑名郡古美村長伊藤馨外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県桑名郡古美村は、県の最北端に位し、多度山脈のふもとにあつて、四方山に囲まれ、日照時間短かく、強風激しく、麦作の収穫はわずかに二俵二斗位である。交通機関に恵まれず、楚原、多度の両駅には六キロの坂道を歩行しなければならない。中学児童の登校にも、長靴、自転車等の経費を必要とし、多期学校では保温のため、一箇月六十貫の木炭を消費しなければならない等、寒冷地としての條件を備えているから、古美村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県桑名郡古美村はその地理的條件及び経済的事情から寒冷地としての條件を具備している。従つて、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

白川村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡白川村長佐野晋一外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡白川村は、鈴鹿連峰の山ろくに位置し、冬季においては、鈴鹿おろしの寒風が連日吹き、積雪は大雪の場合は四十センチを越え、しかも一度雪が降ると日照時間が短いため、冬中雪の解消しないところも多く、その上降り積る雪のため、凍結あるいはでいねいとなり、交通はきわめて困難である。ついては、白川村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡白川村はその地理的諸條件から寒冷地としての條件を備えているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

丸柱村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県阿山郡丸柱村長山中惣太郎外二名）（岡田春夫君紹介）（第一四四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県阿山郡丸柱村は、鈴鹿山脈と笠置山脈に挟まれたくぼ地に位置する関係から、冬季においては、風雪おびただしく、積雪は三十ないし四十センチに達し、日照時間も短く、気象條件は北陸地方と同一であるため、他地方に比較して、勤務上困難であるばかりか、防寒保温に要する経費も大である。ついては、丸柱村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県阿山郡丸柱村はその位置及び冬季気象條件、経済事情から寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

椿村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡椿村長池田光治郎外五名）（岡田春夫君紹介）（第一四四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡椿村は、鈴鹿山脈鎌ケ嶽、入道ケ嶽の山ろくにあり、冬期においては、積雪五十センチに及び、交通が全く絶する日もあり、また寒風のきびしことは言語に絶するものがあり、同町公務員の勤務上、生活上の困難はおびただしい。ついては、椿村に寒冷地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡椿村はその地理的條件、公務員の生活上の困難等の諸條件は寒冷地としての條件を満しているから、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

野登村に寒冷地手当支給に関する請願（請願者　三重県鈴鹿郡野登村長山木六郎外三名）（岡田春夫君紹介）（第一四四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三重県鈴鹿郡野登村は、鈴鹿山脈の山腹に位置し、冬季積雪量多く、気温寒冷にして、年間の光熱費及び衣料費は、最近急激に騰貴し、公務員の生活は困窮している実情である。ついては、すみやかに本村を寒冷地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

三重県鈴鹿郡野登村はその立地條件及び経済事情から寒冷地としての條件を具備しているから本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

武雄町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県杵島郡武雄町長山口直基）（永井英修君紹介）（第一四五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県杵島郡武雄町は古来九州屈指の温泉郷で、最近は長距離バスの発達と競輪場の設置に伴い、各方面からの遊客は絶えることなく、さらに周辺に杵島炭坑をはじめ、中小炭坑六炭山を擁している環境から、物価は高く、しかも最近の特需景気と相まつて、大牟田市の海運景気は、一層諸物価を高騰させ、官公庁職員の生活を窮乏の極に陥れている。ついては、本町の地域給指定にあたつては、前記事情を十分考慮し、特別消費者価格指数の算出に再度の検討を要望するというのである。

二、請願の議決理由

武雄町は、観光地的性格を有するばかりでなく、周辺には杵島炭坑等をもあわせ有し、いきおい高物価を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨、目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

土庄町の地域給引上げの請願（請願者　香川県小豆郡土庄町地区食糧公団小豆支所内高橋時治外二十五名）（成田知巳君紹介）（第一四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡土庄町は、古くから郡内の政治上の中心地であつて、阪神、岡山、高松の各方面の航路がひん繁をきわめ、郡内生活必需物資は大部分土庄町港湾を利用して集散される。従つて、消費物資は阪神、高松方面の影響を受

け、巡礼、観光客を相手の商人が多く集るため、物価は著しく高値である。同町の米の年間産額は一箇月分にもたらず、準消費地で、年間三百日の配給を受けなければ生活を維持することは不可能で、米のやみ価格は他のどの土地よりも高いから、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、土庄町の公務員の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

土庄町は立地條件等から物価は高騰し公務員の生計費は増高を免れざる実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

仙台市の地域給指定に関する請願(請願者　宮城県知事佐々木家壽治)(松澤雄人君紹介)(第一四六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

仙台市の地域給指定にあたつては、次の事項に留意されたいというのである。(一)家計支出の調査である消費者価格調査の資料にのみよらず各地域の実際の物価を調査している小売物価調査の資料並びに収入支出の両面を調査している新消費者価格調査の資料に基づき、各地域の生活が慣習によるものか、または低賃金によるものかを検討し、適正な支給に改められたい。(二)人事院勧告の地域給算定の基礎資料は、昭和二十四年の消費者価格調査の資料を使用しているが、昭和二十五年以降の仙台市の消費者物価地域差指数は急速に東京との差をちぢめている傾向にあるから、地域給の決定にあたつては、これらの傾向を十分考慮して最新の資料によつて再計算されたいこと等。

二、請願の議決理由

仙台市の経済的特殊性により地域給支給の決定に際しては留意すべき必要があるので前項の要旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

北海道下の地域給引上げ等に関する請願(請願者　旭川市旭川地方裁判所職員代表角谷武雄外二百三十三名)(玉置信一君紹介)(第一四六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道は戦災を免かれたが、樺太の引揚者が殺到してきたため、住宅難は一層ひどくなり、かつまた本道には見るべき工業生産物もなく、生活必需品はすべて内地より輸入する関係上、物価は騰貴し、とくに衣類と燃料とは冬季に至つてその消費は大なるものがある。しかるに、現在、旭川地方裁判所管内で勤務地手当の支給をうけているのは旭川市と留萌市の二箇所だけである。ついては、今回の公務員勤務地手当の支給地域の区分にあたつては、本道在勤者に最高の二割五分の支給地に指定され、さらに石炭手当については実際にまかない得られる限度に支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道は、戦後の特殊事情等により引揚者が殺到し、住宅難はことに困窮し、さらに生活必需品は、外部より仰がざるを得ない経済状態である故、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

山鹿町の地域給存続の請願(請願者　熊本県鹿本郡山鹿町長松村弘外二名)(坂本泰良君外一名紹介)(第一四七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

熊本県鹿本郡山鹿町は、熊本県第一の人口密度を示しているが、生産物少なく、熊本県よりそ菜、魚介等の食料品を移入している状態で、純然たる消費地である。また同町地区は、隣県福岡との県下の要所にあつて、連日福岡、久留米、大牟田各都市よりの遊客あるいは慰安厚生のための来訪者多く、県下最大の物価高を示しており、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、同町の前記事情を考慮の上、同町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

山鹿町の消費都市的傾向により物価騰貴をいちじるしく起しているために本請願の趣旨は切実なものであり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大山村外五箇村の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県神崎郡大山村長　藤原健次外三十八名)(堀川恭平君紹介)(第一四七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡大山村、越知谷村、瀬加村、粟賀村、長谷村、寺前村の六箇村の諸物資は、国鉄播但線及び産業補装道路によつて交流し、物価は北部ほど高く、隣接甲乙地区市町村と産業的経済的事情はなんら変りはない。しかるに、地域給が丙地区であるために学校職員の人事交流に支障をきたしている。ついては、神崎郡下丙地区六箇村の地域給を乙地域に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

大山村外五箇村は隣接地域との均衡及び物価の事情よりして、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

西條町寺西地区の地域給指定に関する請願(請願者　広島県賀茂郡賀茂地方事務所長有原明三)(中川俊思君紹介)(第一五二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡西條町寺西地区は、近接する八木松施設(元海軍火薬庫)の朝鮮事変を契機とする急速な拡充に伴い、一般人夫の大半は当地区より供給されたため、屋備は著しく上昇し、賃金水準はさらに高騰し、官公庁職員の給与が他に比較してきわめて不均衡となつている。しかも原村演習場の占領軍将兵が休日ごとに当地区に出入し、物価に多大の影響を与え

ているため、一そう官公庁職員の生活は困難となつている。ついては、当地区の特殊事情を考慮して、地域給指定にあたつては、同地区を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

西條町寺西地区は朝鮮事変の影響をうけ、かつその立地的條件の特殊性により、物価の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

網走市の地域給指定に関する請願（請願者　網走市長吉田栄吉）（林好次君紹介）（第一五二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

網走市は、北辺の地にあり、とくに十二月より五月まではオーツク海一帯が流氷に包まれ、港も閉鎖となり、その期間は生産都市から消費都市となるため、道内各都市より物価高となり、官公吏の生計費は非常に高まるために自然と給與の多い方へ転出し、当地方の開発あるいは行政に重大な支障を及ぼす結果となる。ついては、網走市の地域給を道内各都市以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

網走市は、立地的條件の特殊性により、時期的に生産都市より消費都市になる故、いきおい物価が高騰し、公務員の生活また安定を保しがたい実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐賀市の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀市長野口能敬）（保利茂君外二名紹介）（第一五二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀市は県庁所在地として本県の政治、産業、交通、文化の中心都市であり、福岡、長崎両県各都市との交通きわめて至便なるため、これら諸都市との交流ひん繁で、物価もまたこれら諸都市の影響をうけ、近年の特別価格調査の地域差指数のすう勢は逐年急激な上昇を示している実情である。ついては、佐賀市の地域給指定にあたつては、甲地指定都市なみにされたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀市の立地的條件からして本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

上野町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県知多郡上野町長早川鉄治郎外十四名）（久野忠治君紹介）（第一五六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡上野町は、知多半島の北端に位し、名古屋市の一部と称しても過言ではなく、日用品は名古屋市よりも高価なものが多く、消費者は時間をかけても名古屋市へ買出しに行く実状であり、公務員の生活は困窮をきわめている。公務員地域給の地域差のため、公務員は都市を希望し、人事交流にも支障をきたすという現状であるから、今回地域給の改正にあたつては、上野町の地域給を二割支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上野町は経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

常滑町の地域給指定に関する請願（請願者　愛知県知多郡常滑町長滝田次郎外十二名）（久野忠治君紹介）（第一五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡常滑町は、人口一万五千の小さい町であるが、人家は狭い地域に密集し、隣接の鬼崎村、西浦町と一体になつて市街地を形成し、よう（窯）業織布等の工業都市として活況を呈している。最近朝鮮動乱に伴い物価は著しく高く、かつ当地には生産物少なきため、消費物資の大部分はすべて他より移入しており、従つて、物価高は名古屋市よりも上廻つている実情で、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、現在乙地の勤務地手当支給区域に指定されている同町を一割五分地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

常滑町は立地條件等の町経済的特殊事情により消費物資の大部分は他より移入して居る関係からいきおい高物価を示し、公務員等の生活もまた安定を保しがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

相模原町の地域給指定に関する請願（請願者　神奈川県高座郡相模原町役場職員自治会長高橋幸一外三十三名）（岩本信行君紹介）（第一五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県高座郡相模原町は、人口七万余人のうち、約四割五分は農業者であり、他は全部商工業者または勤人で、農家も零細農家であり、大体消費地である。生活必需物資の価格は横浜、川崎、東京に比較してやや上廻つており、東京、横浜、川崎方面からの移住者によつて人口は増加の傾向にあり、物価は高騰しつつある。なお、旧軍都であるため、進駐軍関係者の出入多く、諸物価の上昇を一層助長している。ついては、相模原地域の公務員地域給を旧甲地はもちろん、従来の乙地域のところも、ともに四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

相模原町は立地條件の特殊性並びに生活必需物資を外部より仰いでいる経済状態故、いきおい高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

大河原、船岡両町の地域給指定に関する請願（請願者　宮城県柴田郡大河原町百四十七番地渥美雄吉外十六名）（庄司一郎君紹介）（第一五九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県柴田郡大河原、船岡両町地区は、県南における政治、交通の要衝にあたつているが、終戦後、連合軍の駐屯、警察予備隊の設置等により関係要員は急増し、物価の高騰は仙台市をしのいでおり、当地区に勤務する公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、両町を地域給支給地域に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
大河原、船岡両町地区は、政治、交通の要衝に当るが、戦後の特殊事情により、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

宇多津町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県綾歌郡宇多津町長平田三次郎外六名）（田万廣文君紹介）（第一五九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川県綾歌郡宇多津町は、坂出市、丸亀市、多度津町と一連の町で、町民の七割は塩業労務による動労収入で生活し、その他は他都市の官公庁、公社に勤務するほう給生活者で純農家は全戸数の一割に満たない。生活必需物資は阪神地方から流入し、純然たる消費の町で、物価指数は高松市、丸亀市、坂出市と同一であり、一部の物資は三市以上の高値である。ついては、今回公務員地域給の改正にあたり、宇多津町の地域給を一割五分に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
宇多津町の経済的特殊性とくに消費地的傾向にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

米子市の地域給指定に関する請願（請願者　米子市全官公庁協議会長森田昇）（稲田直道君外一名紹介）（第一五九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回の地域給改訂にあたつて、人事院においては特別消費者価格調査を資料とする勧告がなされているが、米子市は、朝鮮動乱によつて物価は著しく上昇し、公務員の生活は困窮をきわめているから、当市の実情を考慮して、地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
米子市は戦後の特殊事情により生活必需物資は高騰し、公務員の生計費もその影響をうけて生活また安定を保しがたい実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

岡山市の地域給存続の請願（請願者　岡山県庁職員組合執行委員長小寺秀雄外八名）（中原健次君外三名紹介）（第一五九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山市の地域給が他都市に対して比較的大幅な切り下げとなるよう聞いているが、本市は、中国、四国、山陰の交通運輸連絡の中枢であるため諸物価の変動とくに著しく、生活必需品中、繊維製品、皮革品、保存食料品等は大阪、東京以上の高価となつている。従つて、現在消費者価格調査をもつて地域給の基礎資料とすることは実情に即しない。ついては、岡山市の地域給を現行通り存続されるとともに、本市内における福浜、宇野地区等は現在旧市内と同一でないので、これを旧市内と同一に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
岡山市が、中国、四国、山陰の文化的、政治的、経済的並びに交通上の要衝として諸物資は高騰し、高物価を免れざる実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

静岡市の地域給引上げの請願（請願者　静岡市長増田茂）（西村直己君紹介）（第一六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
静岡市は、物資豊かな地と思われているが、産物はし好品や、しやし的な茶、みかん、いちご等で実生活に必要な主食、副食類は他県に依存しなければならない状況で、物価高は東京、名古屋等に比較しても異なるところなく、衣料品等においては、かえつて高価であり、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回の地域給改訂に際しては、現行の不合理、不均衡を改訂し、すみやかに当市を甲地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
静岡市は非主食品である茶、みかん、いちご等の生産地であるが、実生活に必要な主食、副食類は、他県より依存しなければならない現状のため、いきおい物価は高騰し公務員の生活もまた安定を促しがたい実情である。これらの点にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年三月三十一日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林譲治殿

留萌市の地域給引上げの請願（請願者　留萌市長原田太八外二名）（玉置信一君紹介）（第一六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
留萌市は北海道の西北端に位し、石炭、木材、肥料等の集散地であり、北方漁業根拠地として有名である。生活環境は全国有数の悪条件であつて、冬期間には積雪

量多く、気温も低く、風速は世界でも有名なほど強く、このために被服、燃料、住居、保健衛生に要する費用は多大であつて、勤労者の生活は困窮をきわめている。同市は工業生産物なく日用必需品は中央に依存しているため、内地との運賃差によつて物価は著しく高くなつている。ついては、留萌市の地域給現行一割を二割に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

留萌市の地理的、経済的特異性に基き物価の上昇はまぬがれないので本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

宮崎市外四市二町の地域給引上げ等の請願(請願者　宮崎県知事安中忠雄)(田中不破三君外五名紹介)(第一六二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県は、過去六十六年間に台風が襲来すること実に七十一回に及び、毎年台風の襲来を当然の天災として予期し、公務員の生計対策も平常における特別給与の必要性が痛感されている。宮崎県は、農作物の生産県として知られているが、実際は、野菜類はつねに県外に依存し、日用品は地元業者の弱体と相まつて、他地方に依存し、運賃、マージン、金利が加算され、物価は福岡市より上廻つている。ついては、宮崎市を一・五割、延岡市を二割、都城市、日南市、小林市、富島町、高千穂町を一割級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮崎県は立地条件等よりして地域的にも経済的にも特殊性があり、生活必需物資は他県より依存する関係から、いきおい物価の高騰を免れざる実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

有度村の地域給引上げの請願(請願者　静岡県安倍郡有度村長渡辺貞次)(西村直己君紹介)(第一六二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県安倍郡有度村は、清水市、静岡市に接し、行政上は安倍郡に編入されているが、大正の末期、不二見町、入江町、江尻町が清水市に合併され、昭和九年に久能、大谷、豊田、千代田が静岡市に合併されたので、同村は安倍郡の飛地として今日に至つている。従つて、有度村ほう給生活者の八割以上は静岡市、及び清水市に通勤し、村内の各職場に勤務する者のうち、六割以上は両都市から通勤している状態で、同村と両都市の勤務地手当地域給に差別をつけることは不合理である。ついては、有度村の地域給を静岡市及び清水市と同様甲地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

有度村の特殊性とくに在住公務員の通勤傾向にかんがみ、本請願の趣旨は切実なものがあり、その目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

嬉野町の地域給引上げの請願(請願者　佐賀県嬉野町地域給対策協議会委員長柄沢正一外九名)(中村又一君外一名紹介)(第一六四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県嬉野町は、福岡、佐賀、佐世保、長崎の中心にあたる温泉遊興地で、食糧、衣料、加工品等全般にわたる物資をこれら都市から自動車輸送しなければならず、鉄道がないため、運賃高率で、物価はかえつて別府市、福岡市、長崎市、佐世保市以上である。教育施設は高等学校は鹿島または武雄に通学を余儀なくされ、一人月千円内外の交通費を必要とし、大学は到底望むべくもなく、教育の機会均等も経済的不均等から生活にあえぎ、子女の教育も果しえない現状である。なお娯楽施設なく、遠隔の地までかけるので失費多く、国立病院の看護婦等補充難をきたしている現状である。ついては、嬉野町の地域給を従来通り一割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

嬉野町は、地域的にも、経済的にも、特殊性をもち、生活必需物資はその周辺の各都市より依存するため、いきおい物価の増高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

新宮村の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県粕屋郡新宮村入百四十番地新宮無線送信所施設長高口彦一)(福田昌子君紹介)(第一六四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県粕屋郡新宮村は、交通の便よく、福岡市を起点とする宮地獄電車の沿線には、日発名島発電所、連合軍香椎倉庫、米軍基地等があり、さらに新宮村には米軍博多キャンプの補給水の水源建設工事が進行して、村民の消費生活に及ぼす影響は多大である。また同村は、福岡市の郊外地として、福岡市の官公庁に勤務する従業員があり、村内官公庁従業員の給与の間に非常な不合理を生じている。ついては、新宮村の公務員の地域給を福岡市もしくは、福岡市近郊の地域と同等の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新宮村が福岡市の郊外地であるばかりでなく戦後の特殊事情等をも合せて周辺都市より諸物資を依存している状態で、いきおい物価の高騰を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

杷木町の地域給指定に関する請願外一件(請願者　福岡県朝倉郡杷木町杷木小学校長石橋直実外百十九名)(守島伍郎君紹介)(第一六五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県朝倉郡杷木町及び久喜宮村は、朝倉郡東部、浮羽郡東部地方の政治、経済、文化の中心であり、久喜宮村は地理的には杷木町の一部であり、杷木町商工会は久喜村を包含して地方商工業の中枢をなしている。物価は浮羽郡吉井町、田主丸町と比較してかえって高く、甘木町が公務員の地域給乙地域に指定されているのに、杷木町が指定を受けないことは不合理である。ついては、杷木町の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

杷木町及び久喜宮村は、その立地條件等からして消費地的性格を濃厚にもち高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

糸島郡下の地域給指定に関する請願(請願者　福岡県糸島郡糸島地方事務所長黒木香)(守島伍郎君紹介)(第一六五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県糸島郡は、福岡市と接続し、市の中心から前原町までわずかに三十分の距離にあり、経済、文化及び日常生活は全く福岡市の圏内にある。福岡市にはすでに隣接町村の合併があつたが、近く糸島郡の一部が合併される話もあり、あるいは全糸島郡が大都市計画の中に包含される計画もある。国鉄筑豊線が郡の中央を貫通し、乗客の六十パーセントは福岡市への通勤者であり、バス、電車、定期航路も通じている。このように福岡市の一單位に包含されながら、公務員の地域給は丙地区であり、この不均衡のために人事運営にも支障をきたしている。ついては、郡の中心地区はもちろん、他の村も福岡市なみに地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡市の経済的及び文化的圏内にある糸島郡は、その経済的特殊事情等により、生活様式並びに、消費形態がそのまま影響し、いきおい物価の高騰を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

宗像郡下の地域給引上げの請願外一件(請願者　福岡県宗像郡地方事務所長井上要)(守島伍郎君紹介)(第一六五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡県宗像郡の公務員地域給は、昭和二十三年六月から十五町村のうち、東郷、福間、津屋崎、赤間の四町と吉武村のみわずかに乙地区に指定されただけで今日に至つている。宗像郡は、北九州五市へ約五十分、福岡市へ四十分で通勤可能であり、勤労者の大部分は両特甲地に通勤し、北九州の工場労働者が多く、購買力が旺盛で大都市の郊外地としての性格を備え、物価は福岡市よりも上廻つている。ついては、吉武村、赤間町、河東村、東郷町、南郷村、神興村、福間町、津屋崎町及び神湊町、岬村を一・五割、上西郷村、田島村、地野村、勝浦村、大島村を一割に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

宗像郡下の経済事情並びに民間勤労者との関係から見て物価の上昇はまぬがれないので、本請願は切実であり、その趣旨並びに目的もまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年三月三十一日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

文部委員会

千葉大学工芸学部を工学部に改組反対に関する請願(請願者　東京都世田ケ谷区玉川野毛町十五番地平治雄)(玉置實君紹介)(第一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、千葉大学工芸学部が、工学部に改称されることに内定したということであるが、新工学部編成案によれば、工芸意匠科が一つ設けられている以外は、いづれも普通大学の工学部と変らないものである。工芸は、平和産業と称せられる生活用品生産工業の総称で、国民生活充実のためにも、輸出振興のためにも、その発達はもつとも期待され、工芸指導技術者の需要はますます増加している状態である。同大学工芸部が、現在全国の大学のどこにもある工学部と同型なものにされるとするならば、わが国工芸の危機ともなるから、千葉大学工芸学部廃止に反対するというのである。

二、請願の議決理由

千葉大学の工芸学部の名称保存についてはその特殊性にかんがみ、これが対策について適当なる措置を講ずるように考慮すべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

金沢大学に夜間短期大学設置の請願(請願者　金沢市仙石町木村正)(坂田英一君外四名紹介)(第一七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

勤労青年のための計画的な恒久的教育機関の設置は、現下の勤労青年教育上きわめて緊要なことであり、勤労青年のひとしく渇望するところである。ついては、金沢大学の設備人員を補充活用して、夜間短期大学を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

夜間短期大学の設置については勤労者青年にも勉学の機会を與えるために適切な措置を講ずるよう考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教職員の結核対策強化に関する請願(請願者　兵庫県有馬郡三輪町国立兵庫療養所内野間幾三外三十九名)(福田昌子君紹介)(第一八号)、同(請願者　長野県上高井郡小布施小学校豹田嶽外七十四名)(小坂善太郎君紹介)(第一九号)、同(請願者　長野県上高

井郡小布施小学校羽根田黨外七十四名)(田中重爾君紹介)(第一〇一号)、同(請願者　岡山県児島郡天城岡山県教員衛生研修所患者代表林昌夫)(中原健次君紹介)(第二一八号)、同(請願者　長野県上高井郡小布施小学校内羽根田黨外七十四名)(井出一太郎君紹介)(第二五五号)、同(請願者　千葉県松戸市高塚新田百二十八番地国立松戸療養所内上野義雄)(柳澤義男君紹介)(第六二七号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表小池博)(多田勇君紹介)(第一〇〇八号)、同(請願者　岐阜県稲葉郡黒野町澁谷賢男外三十名)(武藤嘉一君紹介)(第一三三九号)、同(請願者　福岡県粕屋郡古賀村　恒吉一生外七十七名)(松本七郎君紹介)(第一四一〇号)、同(請願者　静岡市門屋町六百三十九番地望月光春外一万五千百二十名)(勝間田清一君紹介)(第一四一一号)、同(請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島義兼)(苅田アサノ君紹介)(第一四八六号)、同(請願者　静岡県志太郡藤山村下泉義崎義郎外一万六千名)(竹山祐太郎君紹介)(第一四八七号)、同(請願者　静岡県駿東郡清水村的場杉山君弘外一万五千五十名)(小松勇次君紹介)(第一四八八号)、同(請願者　青森県北津軽郡松島村大字金山吉岡岩五郎外二千四百名)(清藤唯七君紹介)(第一五四〇号)、同請願者　長野県北安曇郡大町飯沼直人外千二百四十七名)(小林運美君紹介)(第一六〇〇号)、同(請願者　青森県北津軽郡喜良市村今松雄外二千四百名)(笘米地義三君紹介)(第一六〇一号)、同(請願者　長野県下高井郡豊郷村畔上清治外千百五十三名)(井出一太郎君紹介)(第一六四七号)、同(請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院療友会代表高田不二三外二名)(山崎岩男君紹介)(第一七〇五号)、同(請願者　長野県下伊那郡大鹿村三千四百四十一番地宮下守雄外千二百七十六名)(吉川久衛君紹介)(第一九六〇号)、同(請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮内滝山邦夫外二百二名)(今野武雄君紹介)(第二一八八号)及び同(請願者　栃木県河内郡城山村駒生中丸国立療養所梅花寮患者代表滝山邦夫外二百二名)(岡良一君外一名紹介)(第二三五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年一月、教育公務員特例法が公布されて、結核教員の療養期間は、休職二年間に短縮され、この規定を最初に適用された者は、来年一月十一日で休職期間が切れ、自然退職となるのであるが、教員には、厚生年金法も、共済組合法の長期給付の恩典もなく、わずかに共済組合法の規定による医療給付並びに傷病手当金の給付があるにすぎず、結核の療養には、三年以上の期間が必要であり、とくに青少年を対象とする職務に従事する教員にとつて、不完全治ゆでの復職は危険であるから、療養期間三年を復活されるように至急、法の改正を実現されるとともに、明年一月十一日で退職を余儀なくされる者には、臨時的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

教員が多数青少年と接触する職務であることにかんがみ、教育職員の結核療養の休職期間については、適当なる法的措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教育公務員の子弟に育英資金優先貸与に関する請願(請願者　仙台市名掛丁三十二番地宮城県教育委員庄司一郎君紹介)(第二一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自ら人の子を教育する身でありながら、教育公務員が、わが子の教育を実現できないというのが、今日の教育の現状である。ついては、育英資金を昭和二十六年度において増額し、子弟の教育難に悩む薄給な全国教職員に優先的に育英資金を貸与されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育公務員の経済事情にかんがみ、教育公務員の子弟に対する育英資金の優先貸与の措置に関し考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教員住宅建築費国庫補助に関する請願(請願者　仙台市名掛丁三十二番地宮城県教育委員庄司一郎君紹介)(第二一〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

義務教育公立学校公務員の住宅は、極端にひつ迫し、市町村等では独立の建築も不可能な状態で、わずかに都道府県から一戸当り四万円程度の補助でかろうじてまかなわれている。ついては、教職員の生活安定のため、教員住宅建築費の国庫補助を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の充実を図る一環として教育公務員の住宅建設について考慮すべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制校舎建築費国庫補助続続等に関する請願(請願者　青森県議会議長板田清芽外七名)(志田義信君紹介)(第二二号)及び同(請願者　北海道議会議長坂東秀太郎外七名)(柄澤セミ子君紹介)(第二九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近聞くところによると六・三制校舎建設に対する国庫補助を打ち切るとのことであるが、これが打切は、六・三制の存立に重大な影響を與え、ことに東北のごとき積雪地帯にあつては、屋内運動場の利用価値は、教室以上の重要性をもつもので、義務性の完全実施に不可欠の設備であり、本年度より雪中避難所を補助対象とされたもののその補助額がきわめて少ない。ついては、屋内運動場として高率補助されるとともに、前記学校建築費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制教育の完全実施のため、その施設に対する国庫補助については今後においても継続するとともに、積雪地帯に対しては、その特殊事情にかんがみ、その増額について考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林譲治殿

大和小学校雨天体操場改築費国庫補助の請願(請願者　鳥取県気高郡大和村長近藤譯雄外六百四十名)(紹田直道君紹介)(第二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鳥取県気高郡大和村は、人口千七百七十六人、戸数二百七十八戸の貧しい小農村であるが、本年のジェーン台風で、四十八坪の大和小学校の講堂兼雨天体操場は、建築後五十年を経過した古い建築のため、半壊して使用不能となつた。ついては、教育の重要性と、雨の多い山陰地方の気象の特殊性から、雨天体操場は絶対的に必要であるから、これの建築に要する費用は国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
鳥取県気高郡大和村小学校の講堂雨天体操場の建築費について、その特殊事情にかんがみ、さらに実情調査の上国庫補助の措置を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林譲治殿

通信教育費国庫補助に関する請願(請願者　全国通信教育研究協議会連合会長宝岡孝治外八名)(若林義孝君紹介)(第二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
憲法第十四條、同第二十六條及び教育基本法第三條の精神に基いて通信教育が開設され、現に地方自治体で実施されているが、通信教育には、人件費以外に指導添削費、需用費その他特殊な費用が必要であつて、従来は、地方自治体の支出へ、国庫補助が加つて、全国都道府県で一せいに実施していたのであるが、昭和二十五年度から国庫補助がなくなり、各自治体当局は、運営上深刻な悩みに当面し、昨年度から国庫補助復活を申請している。ついては、通信教育振興のために、国庫補助を復活し、地方自治体の教育活動を援助されたいというのである。

二、請願の議決理由
勤労青少年の教育についてはその振興奨励を図るため、国庫補助の措置を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月一日
文部委員長　長野　長廣
衆議院議長林譲治殿

教育財政確立に関する請願(請願者　新潟県庁内新潟県教職員組合執行委員長桜井奎夫)(五四郎君紹介)(第二五号)、同(請願者　愛知県丹羽郡扶桑村大字高雄沢木鉱之亮外二十三名)(赤松勇君紹介)(第二六号)、同(請願者　福島県郡山市神明町百三番地鈴木勇次郎外五百十五名)(八百板正君紹介)(第二七号)、同外二件(請願者　福島県西白河郡西郷村大字熊倉字折口三十番地金田洩光外五千十四名)(鈴木義勇君外一名紹介)(第二八号)、同外七件(請願者　福島県石城郡川部村三沢中畑村田辰雄外四万八十名)(松井政吉君紹介)(第二九号)、同外一件(請願者　埼玉県北埼玉郡利島村飯積百九十九番地野中武外六万名)(川島金次君紹介)(第三〇号)、同外十五件(請願者　茨城県鹿島郡鹿島町立原武彦外七万八千七百四名)(橋本登美三郎君紹介)(第三一号)、同(請願者　愛媛県温泉郡荏原村橋本靖外二万一名)(川端佳夫君紹介)(第三二号)、同(請願者　静岡県教職員組合委員長大岡博外四万五千九百八名)(小松勇次君外一名紹介)(第一一八号)、同外十八件(請願者　高知県吾川郡伊野町渕田義夫外八万九千五百二十二名)(佐竹晴記君外一名紹介)(第一四〇号)、同外十三件(請願者　山形県鶴岡市宝町四八番地羽生宣子外三十二万四千三百六十二名)(牧野寛索君紹介)(第一四一号)、同(請願者　青森県三戸郡北川村中林重太郎外四十二万名)(苫米地義三君紹介)(第一四二号)、同外十五件(請願者　山形県西置賜郡豊川村小白川鈴木五作外三十七万五千名)(園司安正君紹介)(第一四三号)、同外十件(請願者　山形県米沢市立町佐藤吉弥外二十三万九百六十五名)(池田正之輔君紹介)(第一四四号)、同外八件(請願者　山形県南置賜郡三沢村入田沢早田義雄外十二万名)(上林與市郎君紹介)(第一四五号)、同(請願者　青森県上北郡浦野館村木村康仁外六万九千六百二十七名)(山崎岩男君紹介)(第一四六号)、同外二件(請願者　秋田県山本郡浜口村芦崎伊東由吉外六十七万四千三百八十二名)(井出一太郎君紹介)(第一四七号)、同(請願者　新潟県新潟市市川岸町一丁目桜井奎夫外四十五万六千六百七十名)(亘四郎君外八名紹介)(第一四八号)、同外七件(請願者　新潟市港町二番地中戸雄司外二万名)(玉井祐吉君紹介)(第一四九号)、同(請願者　石川県鳳至郡鵜川町字瑞穂谷内與十郎外四万四百五十六名)(岡良一君紹介)(第一五〇号)、同外三十二件(請願者　徳島県鳴門市里浦町字里浦長村政敬外二十三万八千九百八十一名)(坪川信三君紹介)(第一五一号)、同外二件(請願者　茨城県東茨城郡竹原村大字中台二百八十五番地関俊雄外七万二千五百名)(足鹿覺君紹介)(第一五二号)、同外十八件(請願者　高知県幡多郡大方町入野柿内伝伊外十万六千七百七十八名)(佐竹晴記君紹介)(第一五三号)、同外六件(請願者　鹿児島県日置郡山村厚地二千百七十九番地加藤清志外十八万二千三百八十一名)(床次徳二君紹介)(第一五四号)、同外九件(請願者　岐阜県武儀郡美濃町山口さい外二十三万六千八百七十五名)(大野伴睦君紹介)(第一五五号)、同(請願者　静岡県磐田郡於保村上大原村松藤次郎外四万名)(小松勇次君紹介)(第一五六号)、同外七件(請願者　岐阜県羽島郡下羽栗村森幸二外四十万名)(柳原三郎君紹介)(第一五七号)、同外十一件(請願者　岐阜県稲葉郡那加町長塚洩野庄一外一万九千八百四十名)(平野三郎君紹介)(第一五八号)、同外十一件(請願者　岐阜県羽島郡笠松町笠井義政外二十二万五千名)(加藤鐘造君紹介)(第一五九号)、同外一件(請願者　和歌山市和歌浦四百四十六番地中場万太郎外九千七百六十二名)(田中織之進君紹介)(第一六〇号)、同(請願者　山口県萩市江向二百四十二番地久志敬範外十万八千八百名)(受田新吉君紹介)(第一六一号)、同(請願者　岩手県盛岡市木伏五十番地佐久間正外十九万九千七十七名)(志賀健次郎君紹介)(第一六二号)、同(請願者　島根県八束郡加賀村加藤寛外二十五万三千二百二十名)(山本利壽君紹介)(第一六三号)、同(請願者　茨城県教職員組合副委員長篠原忠男外八万八

千三百十八名)(山崎猛君外七名紹介)(第二一九号)、同外八件(請願者　奈良県吉野郡白銀村大字百谷前北徳溝外四万二千百名)(松井政吉君紹介)(第二二〇号)、同外四件(請願者　福井県丹生郡四箇浦町梅浦江ノ畑仁左衛門外一万九千九百九十九名)(坪川信三君紹介)(第二二一号)、同外一件(請願者　静岡県教職員組合委員長大岡博外二万九千五百四十一名)(小松勇次君紹介)(第二三九号)、同(請願者　大分県大野郡緒方村字知田佐藤タス外二十二万四千三百二十一名)(羽田野次郎君紹介)(第二八七一号)、同(請願者　大分県速見郡大神村二千九百三十番地恒松絹江外一万二千三百六十五名)(永田節君紹介)(第一四一二号)及び同(請願者　大分県大分郡川添村字種具首藤寅佐惠外九千二百三十八名)(村上勇君紹介)(第一四一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の税制改革により、従来からとられていた義務教育に対する国庫負担制度が廃止され、平衡交付金の中に吸収されて全然特例も設けられず、地方自治体に移されることになつたのであるが、このようになると、地方税法の改革による税負担の増加に伴い予想される徴税難と相まつて、地方自治体の財政は、極度の危機に陥り、従つて教育費が著しく削減される憂目となり、教育の危機がさらに増大することは必至である。ついては、教育費の大幅国庫負担制度の確立と義務教育費の全額無償並びに教育費に対する強制寄附の廃止を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の完全実施を図るため、義務教育費の確保等に関する適切なる法的措置を講ずべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教育予算増額の請願　外十四件(請願者　広島県双三郡三次町大方船越正信外七万四千九百八十五名)(船越弘君外二名紹介)(第三三号)及び同外八件(請願者　広島県神石郡新坂村久岡邦嗣外四万四千九百九十一名)(佐竹新市君紹介)(第三四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教育が祖国復興の重要な要素であり、その政策いかんが日本の将来をやくするポイントであるにもかかわらず予算不足のため、年々後退を余儀なくされ、わが国教育の前途に一大暗影を投じている。ついては、当面の問題として教育財政を確立するとともに、義務教育費は全額無償にされたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県の特殊状況にかんがみ、高等学校費の特別交附につき考慮は、教育費の大幅国庫負担制度の確立と義務教育費の全額無償並びに教育費に対する強制寄附の廃止を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の完全実施を図るため、義務教育費の確保等に関する適切なる法的措置を講ずべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

高知県下公立高等学校の教育費増額に関する請願(請願者　高知県高等学校P・T・A連合会長宮口一外四名)(長野長廣君紹介)(第一〇二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県は、人口密度が、きわめて薄なため、県内に設立された公立高等学校二十三校は、小校分立の状態を余儀なくされ、従つて県下高等学校費の総額は生徒数に対して膨大なものとなつている。しかるに今回交付された平衡交付金算定は、基礎を全面的に生徒数におき、学校数、学級数、職員数等教育費支出決定の基礎となる他の諸要素が閑却されたため、県下高等学校費は危期に当面している。ついては、高知県公立高等学校費の時別交附につき、考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県の特殊状況にかんがみ、高等学校費の特別交附につき考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

若狭高等学校水産科を水産高等学校に独立の請願(請願者　福井県立小浜水産学校卒業生代表北原定治外百名)(奥村又十郎君紹介)(第一七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

若狭高等学校水産科は、学制改革以前には、明治二十八年、元福井県立小浜水産学校として設立され、水産界に貢献するところが多大であつた。しかしながら、若狭高等学校の一課程としての水産科になつて以来、実業科教員数は、わずかに三名で、営業者の相談相手や指導はおろか、水産学科の授業にさえ支障をきたしている。水産業は、福井県の重要な産業であり、現下の水産業が要求している技術者養成の必要からも、若狭高等学校水産科を水産高等学校に独立されたいというのである。

二、請願の議決理由

若狭高等学校水産科を水産高等学校として独立せしめることについては、水産業不振興のため、国としても考究を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

学校給食法制定に関する請願(請願者　岡山市内山下小学校長金谷勘外十名)(若林義孝君紹介)(第二二二号)、同(請願者　鹿児島県学校給食連盟会長永野林弘外二名)(中馬辰猪君紹介)(第二七一号)、同(請願者　熊本県菊池郡泗水村内田守外二名)(坂田道太君紹介)(第四二五号)、同(請願者　札幌市南一條西二丁目十八番地北海道学校給食会長岡村威儀外一名)(小川原政信君紹介)(第四七八号)、同(請願者　仙台市元寺小路百四十三番地宮城県学校給食連合会理事長常松喬外三名)(庄司一郎君紹介)(第一〇七六号)、同(請願者　神戸市生田区中山手四丁目兵庫県教育委員会兵庫県学校給食会長堀隆二)(塩田賀四郎君紹介)(第一一一〇号)及び同(請願者　三重県学校給食会長梅田育太郎)(松本一郎君外一名紹介)(第一四八四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県の学校給食は、昭和二十二年一月実施以来、児童の心身の発育に顕著な効果を収めているが、まだ法的根拠が與えられてい

ないため、給食未実施校が相当数残存している状態であるから、すみやかに自主的給食が行われるよう法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

学校給食が児童心身の発育に顕著な効果を收めている実状にかんがみ、法的措置を講じてその自主的給食を促進する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年五月二十九日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

標準義務教育費法制定に関する請願(請願者　福島県相馬郡大野村初野　佐藤　勇外八千四百名)(松井政吉君紹介)(第三九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税制が改革され、地方財政平衡交付金制度が創設されたが、この際、義務教育費が確立されなければ、依然として義務教育は不安な状態におかれ、著るしい地域差を招来することは過去の経験から明らかなことである。ついては、義務教育に確固たる財政的裏付をし、教育を安定させ、P・T・A等の負担を軽減させるため、単独法として標準義務教育費法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の充実安定を期するため、これが財政的裏付けとなる法的措置を講ずべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

九州大学医学部附属病院の看護婦増員に関する請願(請願者　福岡市野多目九州大学病院総看護長須河内トモエ外六百九十九名)(福田昌子君紹介)(第四二二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州大学医学部附属病院には、常時千有余名の入院患者が收容され、外来患者は六百名であるのに現在勤務の看護婦の総数は二百二十名であるため、過労により不測の看護上の過誤をひき起す現状である。ついては、文部省大学課の外に、あらたに病院課を設置して病院行政の実をあげるとともに、同大学病院は雇員定員三百十二名のうち、看護婦定員が二百二十名をしめているので、看護婦定員が大学病院の雇員定員中に含まれることの不合理を是正し、この定員のわくからはずして、最低看護婦の人員を六百二十名まで増員されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州大学医学部附属病院勤務看護婦の定員に関し、その実情を調査の上、看護婦定員数増員措置を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

平島村中学校舎建築費国庫補助に関する請願(請願者　長崎県西彼杵郡平島村長林熊治)(坪内八郎君紹介)(第四二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡平島村は、昭和二十二年四月新制中学校設立以来、校舎の不足を生じ、現在小学校を借用して授業を行つている状態であるが、村財政の窮乏により新築はとうていできないため、国庫補助を要求したところ国庫補助金は坪数超過の理由で承認されず、資金面において苦慮している実情である。ついては、平島中学校舎建築に際し国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県西彼杵郡平島村中学校建築費については、村の財政の特殊事情にかんがみ、国庫補助の措置を考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制整備に関する国庫補助並びに起債等に関する請願(請願者　石川県七尾市檜物町一番地第二十四回北信各市教育協議会長山本勉)(南好雄君紹介)(第四七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北信各市教育協議会では左の事項を決議したから、すみやかに実施されたいというのである。(一)六・三制完全実施は、現在の地方財政では不可能であるから、国庫補助並びに起債認可を継続し、大幅に増加すること、また学校敷地優先確保に必要な法律制定をするか、または農地調整法の一部を改正されたい。(二)完全給食実施に必要な技術職員の設置についての法的措置を講じ、諸経費に対し国庫補助をすること、(三)教職員免許法に関する法律を改正し、現職教員に対して単位修得の基準を緩和し、経験年数を尊重するとともに、小中学校教員の交流を容易にさせること等。

二、請願の議決理由

六・三制教育完全実施のため、国庫補助並びに起債認可を継続するとともに、更にこれが増額を図り、同時に完全給食に関する法的措置を講じ、教職員免許制度上の単位修得の基準に関してもその緩和策を法的に措置する等の対策を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

支那学振興に関する請願(請願者　宮城県教育委員庄司ヒサヨ外八名)(庄司一郎君紹介)(第四八三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

支那学とわが国語とは全く不離不可分の関係にあり、かかる同種同文の支那学を除去しては国語の存立進展は望まれない。ついては、支那学振興の対策につき、万全を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

支那学とわが国語とは不可分の関係がある。したがつて支那学振興策について考究する必要があるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

幼稚園の国費設置に関する請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第五二四号)及び同(請願者　大阪市西区九條通り九條幼稚園代表東崎キヨ外八千十名)(堤ツルヨ君紹介)(第二三一八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民教育の中においても幼時の教育はもつとも重要であり、かつ学校教育法にも幼稚園を学校とする規定が明らかにされているにもかかわらず、なんらの補助施設を見ないことは、はなはだ遺憾である。ついては、幼稚園を国費で設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

幼時教育の充実を図るため、幼稚園を国費をもつて設置することについて検討を加える必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

都道府県国立大学に幼稚園教諭及び保育所保母の養成機関設置の請願(請願者　名古屋市中区久屋町名古屋市立第三幼稚園長浅野海美子)(辻寛一君紹介)(第五七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

幼時教育の進展は、優秀な教員、保母にまつところきわめて大であるが、現在幼稚園教諭及び保育所保母の養成機関はきわめて貧弱であり、世の需要に応ずることは不可能な実情にある。ついては、教育養成の体制が都道府県単位とされている原則にかんがみ、都道府県国立大学に幼稚園教諭兼保育所保母の養成機関をすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

幼時教育の充実を期するため、都道府県立大学に幼稚園教諭兼保育所保母の養成機関を設置することについて研究すべき必要のあることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

義務教育費全額国庫負担に関する請願(請願者　岡山県議会議長松田壮三郎)(星島二郎君外五名紹介)(第六一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回税制改革により、義務教育費の国庫負担金制度が廃止されて平衡交付金に統合されることになつたのであるが、義務教育費は、従来国庫負担金によつてかろうじて最低水準を維持してきたものであり、地方財政のうちで、もつとも重要なものである。ついては、現在の過渡的地方財政の運営が正常化し、その実効が立証されるまでの間を実施期間として義務教育国庫負担金制度を復活されたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育費は地方財政のうちで最も重要な部分を占めている。地方財政の困窮している現在においては、平衡交付金に義務教育費に関する法的根拠を與えるか、あるいは別途の義務教育費の確保を図るべき法的措置を講じ、もつて義務教育費の安定を期する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

図書館法の一部改正に関する請願(請願者　東京都千代田区富士見町三丁目一番地法政大学内全国私立大学図書館協会常任理事井本健作外四名)(花村四郎君紹介)(第七〇四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

図書館法によれば司書及び司書補の講習は教育学部または学芸学部を有する大学においてのみ文部省の委しいくを受けて行う旨規定されているが、これは現下のわが国図書館界の実情にそわない点があるから、次の理由により同法第六條第一項「教育学部又は学芸学部を有する」を削除されたいというのである。(一)教育学部、学芸学部を有しない私立大学においても司書及び司書補の講習実施の実力を有している。(二)図書館法附則第六項によれば講習は同法公布後五箇年間に限定されているが、現実には数的にも時間的にも地域的にもその完了は困難である。

二、請願の議決理由

図書館法による司書及び司書補の講習機関として、教育学部、学芸学部を有しない私立大学をも加えることについて調査考究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

公民館に対する国庫補助増額の請願(請願者　鳥取県教育委員会委員長佐々木顯一外一名)(足鹿覺君紹介)(第七三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民主主義国家建設の進展に伴いその実現のため社会教育に期待するところ大なるものがあり、とくにその目的にそつて発足した公民館運動は、最近その法制化とともに、いよいよ活発となつている。しかるに現下のひつ迫した地方財政のみでは、その建物はもちろん最少限度の職員すら設置できない状態である。ついては、公民館に対する国庫補助を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会教育を振興するため、公民館に対する国庫補助の増額を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

六・三制校舎建築費国庫補助継続等に関する請願(請願者　鳥取県教育委員会委員長佐々木顯一外一名)(足鹿覺君紹介)(第七三六号)、同(請願者　熊本県議会議長大久保勢輔)(坂田道太君紹介)(第七三七号)及び同(請願者　東京都新宿区文部省建築モデルスクール全国協議会長岡田昇三)(野村專太郎君紹介)(第九〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新学制発足以来すでに五年を経過した今日、なお教育施設の最低たる教室数すら充足できないことは教育上はなはだ遺憾である。ついては、六・三制施設の完備するまで財政的措置を継続し、六・三制補助費を増額し、既応年度の承認外建築に対しても補助を認め、老朽、腐朽校舎、屋内体操場につ

いても国庫補助の対象にするとともに、起債については補助額以上を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

六・三制教育の充実を図るため、その施設に要する財政的措置は今後とも継続し、且つ老朽、腐朽校舎、屋内体操場についてもこれが財政的措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

新制大学教育部学生に対する奨学資金国庫補助の請願(請願者　熊本県議会議長大久保勢輔)(坂田道太君紹介)(第七四〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近教育界においては、優秀な教師の払底をきたし、新学制に寄せられる国家、社会の期待と要求に完全に呼応することができない状況にあるが、その原因は未経験教員、低資格教員の激増する一方、教育部志願者の激減と素質の低下並びに退学、転学学生の増加にある。ついては、新制大学教育部学生に対する奨学資金に対し国庫補助の方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国家教育の充実を図るため、新制大学教育部入学に対し、国庫補助による奨学資金の方法について考究する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

国立大学施設費国庫負担の請願(請願者　熊本県議会議長大久保勢輔)(坂田道太君紹介)(第七四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政のひつ迫している今日、国立大学施設費を全額地方において負担することは不可能であり、また国立大学設置の趣旨にも反するものである。ついては、国立大学施設費については相当の予算を計上されたいというのである。

二、請願の議決理由

国立大学施設費を国庫において負担することにつき、考慮する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教員免許法認定講習費全額国庫負担の請願(請願者　熊本県議会議長大久保勢輔)(坂田道太君紹介)(第七四二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教員免許法に基く認定講習は、すでに実施中であるが、国において予算措置が講ぜられなかつた結果、地方税制改革に伴う地方財政のひつ迫下において各県とも相当の苦慮をなしていることは事実であり、将来五箇年間の講習に要する経費については、とうていこれが負担に応ずることは至難である。ついては、教員免許法認定講習会の開催費並びに受講者旅費については全額国庫負担にされたいというのである。

二、請願の議決理由

教員免許法認定講習会の開催費、並びに受講者旅費の国庫負担については充分考究すべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

嚴島神社修理費国庫補助の請願(請願者　広島県佐伯郡宮島町嚴島神社宮司野坂元定)(岡延右エ門君外三名紹介)(第七九五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

重要文化財としての條件を具備し、観光地として世界に誇る嚴島神社の大鳥居は、国庫補助によつて目下修理中で近く完成されることになつているが、修理費が多額に上るので、同社の経済では負担にたえないから、文化財保護法第三十五條の規定により、昭和二十六年度も国庫補助金を下附されたいというのである。

二、請願の議決理由

嚴島神社の修理は目下大鳥居が完成に近づいているが、大鳥居以外の文化財の保存に関しても、今後なお、予算措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

松本城保存工事費国庫補助増額の請願(請願者　松本市長筒井直久外一名)(降旗徳弥君外七名紹介)(第八三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

松本城国宝保存工事は、昭和二十五年度より五箇年間にわたり、継続施行することとなり、本年度の工事は予定の通り進ちよくしていることは実に感謝にたえない。しかるに昭和二十六年度予算においては、当初計画の額より著しく減額される由であるが、本工事の早期完成は文化愛護の面ばかりでなく、松本市の財政面からもひとしく要望しているところであるから、予定計画通り昭和二十六年度分一千万円に、二十五年度分の不足額五百万円を加えた一千五百万円を増額し、本工事のすみやかなる完成を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

松本城の保存工事は現在進ちよく中であるが、昭和二十六年度の予算措置については、そのすみやかなる完成を図りうるよう考慮をする必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

高等学校書道教員養成機関拡充強化に関する請願(請願者　名古屋市東区矢田町六丁目二十一番地石黒美代三郎)(早稲田柳右エ門君紹介)(第八七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近頃、文部省内課程審議会で、小学校四年生以上及び中学校三年生に、毛筆習字の復活が決定され、書道が新制教育に重く扱われるようになつたが、ひとり高等学校のみ取りのこされている。ついては、北海道、東北、関東、中部日本、近畿、四国、中国、九州の八地域の各学芸大学に書道教員の

養成機関を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

書道の教育に及ぼす効果にかんがみ、学芸大学に書道教員養成施設を置くことに関し考究する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

公民館専任職員費国庫負担に関する請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（上林與市郎君紹介）（第九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の公民館が真の公民館としての機能を発揮して、地方住民が自由にこの恩恵に浴するには施設、設備、事業の充実を図るとともに、これを運用する専任職員を設置することが先決で、公民館活動、社会教育の振興上の必須の要件である。ついては、窮乏せる地方財政ではこれが実現は困難であるから、公民館専任職員費の全額または三分の二以上を国庫負担とされたいというのである。

二、請願の議決理由

公民館の機能を充実するため、公民館専任職員費の国庫負担に関し考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制校舎建築費国庫補助増額の請願（請願者　山形県議会議長加藤富之助）（上林與市郎君紹介）（第九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県の六・三制学校整備に関しては、着々整備を実施してきたが、現下の枯渇した地方財政では困難であるから、次の点の特殊事情を考慮されて、国庫補助金を割当てられたいというのである。

(一)六・三制校舎建築は教育上の最低線であるが、この文部省の応急最低基準にすら一万一千百三十二坪も不足する実状であるから、この最低線まで割当てること。

(二)雪中避難所（屋内体操場）を一人当り〇・二坪までの必要量四千六百十二坪をぜひ昭和二十六年度において実現すること。(三)諸物価の高騰のため、建築単価を木造千八百円以上まで引き上げること。

二、請願の議決理由

六・三制学校整備に関し、山形県のごとき積雪地方に対しては、特にこれが予算措置について考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

博物館法制定に関する請願（請願者　社団法人日本博物館協会長徳川宗敬）（若林義孝君外二名紹介）（第九八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

博物館は教育及び学芸上欠くことのできない施設であるが、わが国の博物館事業は欧米のそれに比較して著しく立ちおくれているから、この際博物館法をすみやかに制定して、積極的に博物館の発達を助長し、奨励する策をたてられたいというのである。

二、請願の議決理由

博物館の教育及び学芸上に及ぼす影響の大なることにかんがみ、その発達を助成するため博物館法を制定する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

奈良文化財研究所設置に関する請願（請願者　奈良県知事野村万作）（長野長廣君紹介）（第九八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良はわが国文化の発生地であり、世界的古文化資料を包蔵する奈良に美術活動を活発にすることは、わが国が文化国家として立つためにも必要であるから、環境的に最もふさわしい土地である奈良に奈良文化財研究所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良がわが国文化史上有するその特殊性及びその包蔵する貴重な古文化資料の豊富な点にかんがみ、奈良文化財研究所を設置することの必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

ニュース映画、教育映画助成に関する請願（請願者　東京都中央区木挽町一丁目二十三番地　屋野晃広外五名）（佐々木更三君紹介）（第一一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ニュース、教育映画事業に対する保護助成のため、すみやかに左の事項を実施されたいというのである。(一)ニュース映画については、入場税を免除し、料金にも一定のわくを設けて、その範囲で免除とし、危機にひんしている映画社から優先的に融資すること。(二)教育映画については、教育映画審査委員会を作り、そこで教育映画と認定された作品については、ネガティブフイルムおよびプリント用ポジフイルムのフイルム税を免除し、その製作会社の大同作品用フイルムを無税とすること。その他優秀な作品に対する補助方法を講じ、上映に対しても入場税の免税等の措置を講ぜられたい。

二、請願の議決理由

ニュースおよび教育映画の国民教育上に與える好影響の多いことにかんがみ、これが助成措置を講ずることは、必要なことである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

北海道学芸大学拡充の請願（請願者　札幌市北三條西五丁目北海道教育委員会内北海道教育委員会代表西野金助外十六名）（伊藤郷一君外五名紹介）（第一一一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道学芸大学は道民子弟の教育にあたる教員の養成を目的としているが、北海道における教員の不足は無資格教員を合せて、およ

そ一万七千余人を数えようとしている。ことに最近毎年の自然退職教員補充は千六百五十余人を要する現況で、卒業生をはるかにこえている。北海道総合開発計画によれば、今後十箇年間は、北海道の人口が現在の四百三十余万人を倍加する計画であるから、教員不足がさらに深刻化することは明らかである。ついては、これが対策として、すみやかに北海道の教員不足を解決するために、同大学を拡充されたいというのである。

二、請願の議決理由

元来北海道は教員不足に悩まされているが、最近ますますその不足を生じており、更に北海道総合開発計画の樹立によつて人口増加を来すこととなる事情にあるため、北海道学芸大学を拡充する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

九州大学放射線従業員待遇改善に関する請願(請願者　九州大学医学部放射線科代表入江英雄)(紹田昌子君紹介)(第一一三五号)及び同(請願者　九州大学医学部放射線科助教授屋関已一郎外九十名)(綱原三郎君紹介)(第一五四一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

放射線医学の発展とともに、公衆の認識も深まり、現在放射線診察患者は増加する一方である。大学病院では、患者の診療に際し、学徒の教育実習が併行されるが、限度時間内に多種多方面に仕事が行われるので、レントゲン線傷害の危険が多大である。この傷害を防ぐためには、防護設備を完全にすることが急務であるが、実験や透視の場合完全に避け得ないことが多い。しかし現在従業員の不足から過重労働を来し、放射線傷害をうける場合が多いから、この危険をある程度避けるために特場交替制を実施し放射線従業員の特遇の改善をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

九州大学放射線医学科従業員の待遇については、その従事する仕事の特殊事情にかんがみ、特場交替制等の方法によつてこれを緩和する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

大垣市立興文中学校校舎建築促進に関する請願(請願者　大垣市立興文中学校建設促進委員会委員長片野忠七外四名)(大野伴睦君紹介)(第一一三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大垣市立興文中学校は、昭和二十二年創立以来いまだに校地校舎なく、他校あるいは他建築物を借用してかろうじて授業を継続している現状であり、しかも現在借用中の大垣高等学校校舎は返還しなければならない実情にある。しかして本市の発展とともに、本校生徒数も必然的に増加し、現状のまま推移するならば、教育上由々しい事態に陥ることは明らかである。ついては、すみやかに該校校舎を建築されたいというのである。

二、請願の議決理由

大垣市立興文中学校校舎建築費補助の予算措置についてはとくに考慮すべき必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

私立学校共済組合設立に関する請願(請願者　東京都千代田区神田一ッ橋教育会館日本職員組合岡三郎外二万千三百五十八名)(松本七郎君紹介)(第一一三八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私立学校教職員は、新日本再建の基礎をなす青少年の教育に従事しているが、その待遇はきわめて悪く、現在なお病気、災害その他老後に対する保障がないのは、はなはだ遺憾である。ついては、私立学校教職員の待遇改善のため、私立学校共済組合法をすみやかに制定し、私立中等学校恩給財団をもこれに併合して、これが予算の裏付けある実施をされたいというのである。

二、請願の議決理由

学校教育の健全な発達を期するため、私立学校教職員の待遇改善措置の一環として、私立学校共済組合法の制定に関し研究をすすめる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

指導教諭設置に関する請願(請願者　東京都千代田区神田三崎町日本大学法文学部心理学研究室内日本応用心理学会当番会長盛永四郎外十九名)(東井三代次君紹介)(第一一七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中学校並びに高等学校の教育において、教科の教授以外に生徒指導の必要が新教育の実施とともに痛感されるので、左記の事項をすみやかに実現されたいというのである。(一)学校教育法のなかに、中学校、高等学校における生徒指導の専任(担当者指導教諭)を設けることを規定すること。(一)指導教諭の任務は次のごとくする。(イ)指導の分野には、人格指導、社会性指導、余暇指導、問題児指導、校外指導、進学指導、職業指導等を含む。(ロ)指導教諭は校長を補佐して生徒指導の企画、立案、調整に当る。(ハ)指導教諭は全校教職員の行う指導の活動を援助する。(ニ)生徒指導に関し、校外諸機関の連絡にあたる。

二、請願の議決理由

中学校、高等学校の生徒指導のため、専任教諭を設けることに関してはその趣旨の妥当なことにかんがみ、とくに研究する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

育英資金運営に関する請願(請願者　仙台市弓町五番地留守家族同盟東北六県代表立花学子)(庄司一郎君紹介)(第一一七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、未帰還者留守家族の子弟は、学資金に乏しきため、進学不能な状態にあるから、これら子弟

に対し育英資金を貸付けられたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還者留守家族子弟の進学に関しては、その特殊事情にかんがみ、育英資金の貸付についてとくに考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

産業教育法案中に家庭科加入に関する請願（請願者　東京都練馬区練馬南町三丁目六千七十番地全国家庭科教育協会理事稲葉ナミ）（若林義孝君紹介）（第一二〇一号）、同（請願者　日本女子大学晩香寮内全国家庭科指導主事代表森川きく）（塩田賀四郎君紹介）（第一三八一号）及び同（請願者　東京都世田ヶ谷区下馬三丁目五十一番地小池康子）（若林義孝君紹介）（第一六八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

産業教育法案中に高等学校家庭科、すくなくとも職業家庭科（家庭被芸に関する教材、被服課程、食物課程、保育課程）を加入されたいというのである。

二、請願の議決理由

産業教育の総合的振興策として産業教育法案中に職業家庭科を加入する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

学校教育法等の一部改正に関する請願（請願者　横浜市南区六川町百四十三番地林知義）（長野長廣君紹介）（第一二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

行政事務再配分に関する地方行政調査委員会会議の中で、教育行政について指摘された改革措置に対しては、五大市教育委員会は賛意を表し、とくに、五大市の地域内における高等学校の設置責任は、一元的に五大市が負うということについては、五大市教育委員会としては、あらゆる教育的見地から、その必要を痛感していた。ついては、これがすみやかなる実施をはかるため、学校教育法等の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育事務の再配分については、全般的に研究をすすめ、これが関連において五大市地域内にある高等学校の設置責任を、当該五大市に負わしめる具体的措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

国民プール建設用地決定に関する請願（請願者　東京都会議員清水長雄外九名）（野村專太郎君紹介）（第一二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国青少年に水泳を通じて平和日本と文化国家の将来を背負う健全な国民として国際社会に勇躍させるため、修練並びにリクリエーションのために国民プールの建設は必要である。ついては、国策的水泳プールの建設用地として、新宿御苑西北端の一部を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

青少年の体育並びにスポーツを通じて国際親善に資するため、新宿御苑西北端の一部に国民プールを建設することは適切な計画であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

本興寺宝物館建設費国庫補助に関する請願（請願者　静岡県浜名郡鷲津町字鷲津本興寺住職高橋日猷外五名）（長野長廣君紹介）（第一五六七号）及び同（請願者　静岡県浜名郡鷲津町長小林儀一郎）（中村幸八君紹介）（第一五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県浜名湖西岸にある本興寺は、浜名八景の一として名勝地に指定され、県立公園の一環として知られている。本興寺には、旧国宝法華経絵曼陀羅をはじめ多数の文化財を所蔵しているが、その保管方法はきわめて不完全で盗難火災の危険少なくなく、常時展示の設備もないので、今回浜名湖一帯が県立公園に指定されたのを機会に宝物館を建設して保存を完全にし、大衆の文化教養を高めることになつた。ついては、自力のみでは到底その達成は困難であるから、宝物館建設費を国庫をもつて補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県本興寺は相当の文化財を所蔵しており、これが保存上、予算措置を講ずる必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

海技専門学院新制神戸商船大学昇格に関する請願（請願者　兵庫県知事岸田幸雄外十名）（首藤新八君外三名紹介）（第一五九八号）及び同（請願者　神戸市議会

議長大崎一郎)(首藤新八君紹介)(第一八五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済自立の第一條件として海運の早急な整備拡充が要望されているが、海運の充実は船腹の増強と、これに配する優秀船員をもつて、はじめて所期の目的を達成しうるものである。ついては、昭和二十七年度より現在の海技専門学院を新制神戸商船大学に改組し、優秀船員の養成に着手されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国海運界の現状に照し、高級船員の養成機関として海技専門学院の内容施設の状況が妥当なりや否やを調査の上、考慮する必要があると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

大船大洞窟を文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定の請願(請願者　横浜市中区弥生町二丁目十七番地大船大洞窟挙讃会長川瀬末吉外二名)(佐藤重遠君外一名紹介)(第一六五九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大船大洞窟は、洞内約一里に及び五重洞にして、全岩面には大彫刻千余があり、世界的な大洞窟を存しているにかかわらず、永年閉門同様になつているので、この際、大洞窟の文化的価値を生かし、人々をして昔の学理化学を知らしめるため、これが保護を加えることは緊要である。さらに当山一帯の保護を図り、施設を整え良質なラヂューム温泉の湧出もあつて、文化国家の建設の途上にある観光施設を施すことは、ひいては外貨の獲得と産業の発展に寄与すること多大である。ついては、大船大洞窟を文化財保護法による史跡名勝天然記念物に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大船大洞窟は永年閉門となつており、最近世に明らかにせられたものである事情上、純学術的見地から調査を行い、これが取扱い措置に関して考究する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

青年師範学校卒業生等の教員免許に関する請願(請願者　福井市福井大学福井青年師範学校同窓生代表新倉成律外二千二百十名)(山口好一君紹介)(第一七六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

免許法の改正により、青年師範学校卒業生に対する実業教員無試験検定の出願の道が昭和二十二年度以降卒業生の者には閉され、その出願期日も昭和二十五年三月末で打ち切られることになつたため、昭和二十二年度以降の卒業生は非常に不利な立場に置かれるから、昭和二十二年度卒業者及び在校生、並びにそれ以前の出願もれの者に対しても無試験検定による実業教員免許状取得の機会を與えられるよう法令を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

青年師範学校卒業生に対する教育免許状の授與については、調査の上適当な措置を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

盲、ろう及び養護学校教員の免許に関する請願(請願者　東京都江東区深川越中島八番地日本教職員組合特殊学校部長今村治)(小林進君紹介)(第一七八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盲、ろう及び養護学校の教員免許状の立前は、小学校、中学校、高等学校または幼稚園の教員の免許状を有することが前提となつているが、政府原案の教育職員免許法の一部を改正する法律案によれば、小、中、高、幼の教員の一級免許状を有する者でも盲、ろう、養護学校の教員になれば、すべてこれらの教員の仮免許状に格下げされる結果となり、また単位増加による取得は実に負担過重となるので、教育職員免許法の一部を改正する法律案中の「別表七中、盲学校、ろう学校または養護学校の教員の一級普通免許状の項の第四欄に六を加える」を削除されたいというのである。

二、請願の議決理由

盲、ろう及び養護学校の教員免許状については、その特殊性にかんがみ、その措置に関し将来とも相当考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

学校における宗教知識の教育に関する請願(請願者　奈良県丹波市町日本宗教学会代表皐本英夫)(東井三代次君外二名紹介)(第一八五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会の精神的秩序をたかめ、宗教的情操を養うために、国民に宗教に関する基本的知識を與えることは緊急を要することであるから、日本宗教学会は宗教の学術的研究を目的とし、文化国家の基本的要請として、左の事項を早急に実現されたいというのである。

(一)中等学校社会科において、実施中の宗教単元を、さらに整備増強すること。(二)教育大学、学芸大学、教養学部の後期課程に宗教学、宗教史を加えること。(三)大学前期の教養学課目中に宗教学、宗教史を加えること等。

二、請願の議決理由

宗教的情操を高めるため、学校における宗教知識の教育はこれを充実するため適当な措置を考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林譲治殿

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和二十六年六月六日

○第十回国会 衆議院会議録第四十八号附録(二)(その八)

学校教育法及び私立学校法の一部改正に関する請願（請願者 全国高等学校夜間教育協会代表 鈴木佐市）（福井勇君紹介）（第一九二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

夜間教育の特質を発揮し、かつ、その顕著な進展を期するため、学校教育法及び私立学校法の一部を次のように改正されたいというである。（一）学校教育法第四十四條第一項中「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程と称する）」を「夜間において毎日授業を行う課程（以下夜間の課程と称する）又は特別の時期及時間において授業を行う課程（以下定時の課程と称する）」に改め、同條第二項「高等学校には通常の課程を置かず又は前項の課程の一つのみ置くことができる」に改める。（二）学校教育法第四十六條の但書を「但し第四十四條第一項の課程を置く場合は、その修業年限は三年を超えるものとすることができる」に改める等。

二、請願の議決理由

勤労青少年の向学心にかんがみ、優秀な学生においては努力次第で短期間にその目的を達成し得るよう、夜間教育の特質をさらに発揮するような措置を考慮する必要があることを認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長 長野 長廣

衆議院議長林讓治殿

大豊中学校災害復旧費国庫補助の請願（請願者 山形県最上郡豊田村長堀米常蔵外一名）（閣司安正君紹介）（第一九六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡豊田、豊里両村組合立大豊中学校は、新築工事進ちよく中のところ、去る二月十日突風のため災害を蒙むり、約三百万円の損害となり、窮乏をきわめる両村の財政では到底これが復旧費の捻出は困難である。ついては、実情調査の上、災害復旧補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

大豊中学校災害復旧については、その特殊事情にかんがみ、実状調査の上これが災害復旧費国庫補助につき考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長 長野 長廣

衆議院議長林讓治殿

天台寺文化財防災施設費国庫補助の請願（請願者 岩手県二戸郡浄法寺町大字御山字御山久保三十番地天台寺住職北嶺亮詮）（小澤佐重喜君紹介）（第一九八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡浄法寺町大字御山字御山久保にある天台寺は、重要文化財として、保存施設の設置を急がれ、とりあえず自動火災感応器、貯水そう、消火器、警報器、文化財保存個所一部改造、地方消防連絡道路管理者の常在などの勧告をうけたが、その工費は五十万をこえる膨大な額になつているから、全額を負担することは不可能である。ついては、国庫において、そのうち四十万六千円をすみやかに補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

天台寺の文化財防災施設費については、その実状を調査の上応分の国庫補助について考慮する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長 長野 長廣

衆議院議長林讓治殿

社会教育費国庫補助に関する請願（請願者 山形市旅籠町山形県教育委員会代表塚原主計）（閣司安正君紹介）（第二〇九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国及び地方公共団体の社会教育における任務は、社会教育法第三條に示す通り、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、みずから実際生活に即する文化的教養を高めるような環境を醸成するよう努めるにあるが、これが目的達成には社会教育関係者の熱意のみに期待した微温的財政措置にとどまらず、積極的に国の任務として、社会教育施設の設置、拡充に画期的な経費支出が必要である。ついては、文化国家建設のため、社会教育費に対して、国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国の社会教育の現状とその重要性にかんがみ、更に積極的な振興策を図る必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長 長野 長廣

衆議院議長林讓治殿

六・三制教育施設整備に関する請願（請願者 東京都千代田区丸ノ内三丁目五番地東京都教育庁内都道府県教育長協議会幹事長川崎周一）（若林義孝君紹介）（第二〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年度六・三制施設整備のため、左の事項を施行されたいというのである。（一）朝鮮動乱の影響により諸物価が上昇したから、六・三制起債は補助額と同額以上を確保すること。（二）老朽校舎の改築に対して起債を大幅に認めること。（三）建築資材が値上りしたから補助単価引き上げのため、早急に補正予算を計上すること。（四）屋内運動場を大幅に補助の対象とすること。（五）現在の補助対象生徒一人あたり〇・七坪では余りに狭いから、一・二坪まで拡大することにし、昭和二十七年度以降これに対する建築補助を支出すること。（六）建築補助の配分

は地方の実情を考慮して認めること。

二、請願の議決理由

六・三制教育の完全実施のため、その施設整備に対して必要な財政的補助対策を講ずる要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

盲人用学用品の購入費国庫補助等に関する請願(請願者　福岡県山門郡柳川町細工町真武俊一外二百十五名)(甲木保君紹介)(第二一八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在盲児をもつ多くの父兄は経済的負担過重のため、盲児を就学させることができない状態にある。ついては、これが完全就学を期すため、盲学校用学用品の購入費に対し国庫をもつて補助されるとともに、これら学用品のメーカに対する資材の優先的配給等を実施し、もつて就学費を少しでも軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育の機会均等をはかる見地より、特に不遇な環境にある盲児の就学費用については特別な考慮を払う必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

小学児童完全給食実施に伴う施設費国庫補助等に関する請願(請願者　多治見市議会議長長谷川亮三)(平野三郎君紹介)(第二一八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、全国市制施行地域の小学校児童に対し、完全給食を実施することになつたが、これが完全実施については施設の充実及び専任職員の設置等を必要とするので、施設費の助成並びに専任職員の常置方を次のごとく要望するというのである。(一)給食施設整備には一校につき五十万円を要するから、所要経費の二分の一以上を助成すること。(二)給食専任職員の常置は市に栄養士一名ないし二名、各校に給食専任の教職員一名他に児童三百名に対し一名の割合で給食婦を常置すること等。

二、請願の議決理由

学童給食の重要性にかんがみ、その運営を円滑にするため、施設費に対する国庫補助等については充分考慮する要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

南部小学校雨天体操場新築費国庫補助の請願(請願者　山形県西村山郡谷地町長市川清矩)(長野長廣君紹介)(第二一三五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県西村山郡谷地町立南部小学校は、創立当時四百名の児童を対象として建築されたが、累年の児童数の増加により教室の不足をきたし、ついに雨天体操場を教室に模様替するのやむなきに至つたため、現在、体操場としては五十五坪の狭あいな体操場のみとなり、八百名の児童の收容は無理で、雨天あるいは冬季間における体育の時間はもちろん、種々教育上に大なる支障をきたしている。ついては、児童の健康教育の重要性にかんがみ、雨天体操場新築費を国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

多雨地帯における特殊事情にかんがみ、児童の健康保持のため可能な財政的措置を考慮する要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

麻布山善福寺を史跡に指定の請願(請願者　東京都港区麻布山元町三十番地善福寺住職麻布熙海外十名)(井手光治君紹介)(第二一三六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

善福寺は、東京都港区麻布山元町三十番地に所在し、真宗本願寺派の寺院であるが、安政六年六月七日から、明治八年十二月八日まで、米国公使館として幕府から公的に指定され、初代アメリカ駐日公使タウンセンド・ハリス以下の職員が宿泊し、わが国初期外交史上記念すべき寺院であつた。昭和二十年五月二十五日の戦災で寺院は焼けたが、古文書、記録等は焼失をまぬがれることができた。昭和二十四年十一月、ハリス当時の建築物を模して、仮堂八十坪を再建し、周囲の丘も昔ながらの原形をとどめている。ついては、善福寺を初代米国公使館遺せきとして指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

文化財保存の見地より、善福寺について実情調査の上適当な措置を講ずべき必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

教育公務員特例法の一部改正に関する請願外十二件(請願者　鹿児島県熊毛郡西之表町住吉中学校内田忠外二百十四名)(坂本泰良君紹介)(第二三五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行教育公務員特例法における公立学校事務職員の身分は、はなはだあいまい、かつ不安定なものがあるが、これら職員は、教員と同様な勤務條件のもとに実質上なんら教員と異なることのない状態で職務を遂行しているものであり、当然、教育公務員としての身分と待遇をうけるべきものと思考される。ついては、教育公務員特例法中に公立学校事務職員をも含めるよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教育行政の円滑化を図るため、公立学校の事務職員の身分等について考究する要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月一日

文部委員長　長野　長廣

衆議院議長林讓治殿

〔日程追加の分〕

人事委員会

二川町の地域給指定に関する請願(請願者　愛知県渥美郡二川町長鵜山要作外七名)(八木一郎君外二名紹介)(第一六七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡二川町は、豊橋市の東南に位し行政区画は渥美郡に属しているが、重要機関はすべてその実施面において豊橋行政区画の中に含まれている現状で、本町と豊橋市との関係は生活必需品、工業原材料、生産物の購入、販売等不離一体の立場にあり、全く同市の経済圏内にあるため、物価においても、かえつて本町の方が高い実情である。従つて、本町に勤務する公務員は生活が苦しく地域給の高率な豊橋市へ転勤する状態で、行政面に著しい支障をきたしている。ついては、地域給の改訂にあたつては本町の地域給を豊橋と同等に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

二川町は、行政的、経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

福江町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県渥美郡福江町長渡辺長作)(八木一郎君外二名紹介)(第一六七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡福江町は、渥美半島の最西部に位し、豊橋市から約四十キロをへだてているが、鉄道が利用できず、豊橋交通株式会社のバスに依存しているため、交通費及び運賃等が非常に高くつき、名古屋市、豊橋市より物価は高値を示している。なお同町は観光地多く、観光客の増加も著しく、物価の高騰を助長して、給料生活者の困窮に拍車をかけている。昭和二十四年福江高等学校が、泉村と伊良湖岬村の組合立で新設されたが、公務員の収入では子弟の教育にも思うにまかせぬ現状で苦悩を訴えている。ついては、衣食住にわたつて困窮している福江町の公務員の実状に即して、地域給を上級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福江町は、観光地的性格を有するばかりでなく、消費地的性格をも合せ有し、いきおい高物価を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

田原町の地域給引上げの請願(請願者　愛知県渥美郡田原町長石黒利平)(八木一郎君外二名紹介)(第一六七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県渥美郡田原町は、渥美半島に位し、東京大阪間を結ぶ表東海道の交通の要路である。気候は温暖であるが耕地少なく、漁業は、遠洋漁業に不適当で毎年漁獲は減少し、鮮魚はかえつて豊橋その他から供給されている。同町の産業はでん粉、あめ、菓子類等で、消費者階級の多いため、生活必需品は必然的に物価高をきたし、公務員地域給乙地域に比較してむしろ生活的に困難であり、とくに公務員は他都市に転勤を希望するもの多く、人材の獲得にも困難をきたしている。ついては、田原町を公務員地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

田原町の立地條件並びに経済的特殊事情にかんがみて、本請願の趣旨は切実であり、その目的妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

徳山市の地域給引上げの請願(請願者　徳山市東山長谷川藤七外二名)(今澄勇君紹介)(第一六七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳山市は、交通の要地であり、かつまた県下有数の商工業都市であり、物資の集散地であるという地理的條件によつて、めざましい復興を示し、とくに貿易港に指定されて以来、船舶の出入は急激に増加した。しかしながら、このような商工業人口の増加は、徳山市を純然たる消費都市とし、主食をはじめ、生活必需品の物価は想像以上に高値であり、官公庁従業員は下積みの生活苦にあえいでいる。ついては、今回の改訂にあたつて、ぜひとも同市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

徳山市がその立地條件等からして消費地的性格を濃厚にもち高物価を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中津町の地域給引上げの請願(請願者　岐阜県惠那郡中津町長市岡訙介外七名)(加藤鉄造君紹介)(第一六七七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県惠那郡中津町は、郡下の政治、経済、交通、文化の中心をなしているが、人口の増加に伴い生活必需物資の自給自足をまかない得ない純然たる消費都市的存在であり、あらゆる物資は名古屋方面より移入する関係上、物価は必然的に高騰している等、当町在住の公務員の生活は窮乏をきわめているから、当町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

中津町は郡下の政治、経済、交通、文化の中心であるが、生活必需物資は近接の名古屋市方面より依存する関係上、いきおい物価の高騰を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

丸亀市の地域給指定に関する請願(請願者　丸亀市津森八十三番地篠原勇外四十四名)(田万廣文吾外一名紹介)(第一六七八号)及び同(請願者　丸亀市長三原勝美外四十二名)(島田末信君紹介)(第一九五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県丸亀市は、終戦後四国における主要非戦災都市である関係上、官公庁の移入と、これに伴う職員の増加、戦災引揚者の多量受入等により消費都市たる性格を帯び、かつまた最近は近郊善通寺町に警察予備隊が設置され、七千人の消費者が激増したため、物価は非常に高騰し、生活はますます困窮を加えている。ついては、本市の特殊事情を考慮の上、地域給改訂に際しては、本市の地域給を高知、高松両市より以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

丸亀市の政治経済的特殊事情及び地理的条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

郵政省職員の特別俸給表制定に関する請願(請願者　東京都中央区日本橋両国全逓信従業員組合永岡光治)(浅沼稻次郎君紹介)(第一六九七号)及び同(請願者　東京都中央区日本橋両国全逓信従業員組合代表長谷武麿)(椎熊三郎君紹介)(第一七三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政省は他の一般官庁と異なり、いわゆる官庁事務担当官は全くなく、すべての職員は郵便業務、貯金業務及び保険業務に従事している関係から、他官庁に比し、役付職員も少なく、また同一職種の職務に終身従事し、長年月勤続していても、なお同一職級に止らざるをえない者が相当多数に上つている。従つて、この郵便事業の特質に適応した相当幅の広いほう給表が必要であるが、今回の給與法の改正で、現業職員の特殊性に対する考慮として認められていた調整号ほうまで削減されたため、ほう給の頭打ちはますます多くなり、事業の能率促進に重大な支障をきたしている。ついては、郵政省職員の特別ほう給表を制定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

郵政省の特殊性にかんがみ、郵政省職員の業務の検討によつて本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

延岡市の地域給引上げの請願(請願者　延岡市長仲田又次郎外五十二名)(渕通義君紹介)(第一七〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

延岡市は、東九州屈指の枢要な工業都市であるとともに、純然たる消費都市であり、物価も北九州の大都市に匹敵する状態で、市の人口の大半は完全なる給與生活者で、そのうち工場の従業員は地域に適した給與状態であるのに反し、官公庁職員三千名の生活状態は実に悲惨をきわめている。ついては、本市の特殊事情を考慮の上、地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

延岡市の産業経済的条件及び特殊事情にかんがみ本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

志段味村の地域給引上げの請願(請願者　愛知県東春日井郡志段味村松原実)(早稻田柳右エ門君紹介)(第一七一九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県東春日井郡志段味村は、その地勢上、隣接市町村との文化交流がさえぎられるため、わずか八キロで名古屋に通じる近距離にありながら、交通の便も悪く、農業も一戸平均耕地五反歩の貧農が七十五パーセントも占めるような貧困な村である。しかしながら、生計物資は春日井市、守山町から仕入れてくるため高価であり、購入も困難である。近接都市が同じ条件にありながら、公務員の地域給が、甲地または乙地域であるから、志段味村の教員の永続性がなく、教育の機会均等の意味において、不均等である。ついては、教職員の生活を保証し、義務教育の完成をはかるため、志段味村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

志段味村は地理的位置の関係からして、物価の上昇はまぬがれない実状にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

安浦町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県賀茂郡安浦町長柳谷繁男外十九名)(宮原幸三郎君紹介)(第一七二〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡安浦町は、呉市と密接な関係を有し、とくに物価は日々呉市から入りこむやみ商人によつて主食、野菜類等は呉市より高値を示している。耕地少なく、中小商工業者、漁業者が多く、生活必需品は木炭まで他町村から移入され、戦時中は安浦海兵団が設置されていたが、戦後は広島女高師、広島医大等に利用されたので住宅難をきたしている。その他、国立公園野路山、瀬戸内海の観光地として観光客の往来激しく、物価の高騰を助長している。公務員の地域給は、今回暫定的に百分の五に指定されたが、これでは到底生計を維持することが困難であるから、安浦町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県賀茂郡安浦町の立地条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

川尻町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県賀茂郡川尻町長田丸重喜外六名)(宮原幸三郎君紹介)(第一七二一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡川尻町は、呉、広島、三原に接近し、鉄道、バス、水路等交通の便よく、地勢ことごとく丘陵で、平地少なく、農耕地はきわめて狭少で、木造船、手筆、ヤスリ、漁網、ハケ等の家内工業は盛んであるが、主食はじめ日用必需物資の生産がほとんどないので、遠く広島、呉、三原、尾道の諸都市から移入し、観光客のひん繁のため、給料生活者とくに公務員の生計費は上昇して困窮している。ついては、川尻町の地域給を呉市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県賀茂郡川尻町の立地条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

千葉市の地域給指定に関する請願(請願者　千葉県知事柴田等外一名)(松澤兼人君紹介)(第一七四六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、千葉市の地域給は一部が甲地、他の一部が乙地として指定されているが、同市は県都であ

り、諸物価は高く、東京、市川市等と全く同一で、品物によつてはむしろ高価であり、かつ市内全地域は物価の地域差は認められないから、現行の甲、乙の地域区分をすることなく、今回の地域給改訂にあたつては、最高の割合の地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉市の経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

土岐郡下の地域給引上げの請願

(請願者　岐阜県土岐地方事務所長山田治郎外二十一名)(加藤鐐造君紹介)(第一七四七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県土岐郡は、陶磁器の産地であり、耕地少なく、農業等の原始的産業従事者に比し、商工業者、勤労者等とくに多く、従つて、食糧生産は、きわめて少ないため、大部分を他地方より移入し、また生活必需諸物資の需要に対しては供給が伴わないため、物価は高率を示し、かつ当地方は中央線をもつて名古屋市に直結している関係上、経済圏は名古屋市に属しているので経済生活、文化等の面においても直接名古屋市の影響を受け、全く都市的態様にある。ついては、土岐郡下の地域給を多治見地域同率に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県土岐郡の産業経済的特殊事情及び地理的條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

多治見市の地域給指定に関する請願(請願者　多治見市長金子義一)(加藤鐐造君紹介)(第一七四八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

多治見市は、名古屋市の東方三十七キロ、人口五万一千、耕地のない小都市で、陶磁器業の町として生活物資の生産は全く無く、物価の高い点では定評がある。多治見市の市内にある製陶工場数は九百五十五であり、従業員は七千六百八十五人、陶磁器の販売業者は一千八十七世帯であり、昨年春までの業界は不振であつたが、朝鮮動乱を契機として貿易は復活し、整理者は復職して二、三割の賃上げも実現している。一方同町の公務員の地域給は瀬戸市とは一割の地域差がついている。ついては、多治見市の地域給を瀬戸市なみに取り扱われたいというのである。

二、請願の議決理由

多治見市の産業経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

臼杵市の地域給指定に関する請願(請願者　臼杵市全官公庁連絡協議会堀亮一外四十一名)(村上勇君紹介)(第一七四九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県臼杵市は、昔から政治、経済、文化、教育、観光等の中心的存在であつて、純然たる消費地であり、従つて、豊後水道の要衝として津久見、佐賀関に先んじて昨年四月市制を施行した。地形上からいつても模式的なリヤス式海岸で、山岳は海岸線に迫り、平坦地少なく、耕地は狭少で、人口密度は高く、物価は北九州工業地帯となんら異らず、朝鮮動乱に伴う物価の高騰により、官公庁職員の生活は窮乏をきわめている。ついては、今回行われる地域給の改訂にあたつては、同市を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大分県臼杵市の地理的條件及び産業経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

益田町の地域給存続の請願(請願者　島根県益田町全官公庁協議会代表島田俊雄)(中崎敏君紹介)(第一七七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮動乱による特需景気の影響は、島根県益田町にもあらわれ、官公庁職員は物価高による実質賃金の低下のため、給与は改訂されても生活の苦しみはかえつて深まり、以前にもまさる困窮の度を加えている。ついては、同町の地域給指定に際しては、少なくとも従前通り一割の勤務地手当を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県益田町の経済事情による公務員の生活困窮状況にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

江津町の地域給存続の請願(請願者　島根県那賀郡江津町郷田全官公庁協議会代表坂本克己外二百七十一名)(中崎敏君紹介)(第一七七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

朝鮮動乱による特需景気は、島根県那賀郡江津町にも浸透し、同町の官公庁職員の生活難は深刻化している。給与改訂は断行されたが、物価高騰により実質賃金は決して上つていないし、地域給の格下げや、共済組合掛金の増徴によつて、かえつて生活は苦しくなつている。しかるに今回行われる地域給の改正にあたつては、江津町は勤務地手当が撤廃されることになるようであるが、前記事情により、同町の地域給は少なくとも従前通り一割の地域給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

島根県那賀郡江津町の経済的特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

飯田村の地域給指定に関する請願(請願者　静岡県庵原郡飯田村長山梨武四郎外五名)(神田博君紹介)(第一七七五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県庵原郡飯田村は、清水市に近接し、同村の公務員の生活状態は、市内生活者となんら区別が認められない状態にあるから、同村の公務員の地域給を清水市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県庵原郡飯田村の地理的條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

奈良尾町の地域給引上げの請願(請願者　長崎県南松浦郡奈良尾町役場内川口高市)(西村久之君紹介)(第一七七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県南松浦郡奈良尾町は、県下最大のいわし漁港であるが、その反面、離島なるため、地勢狭あいにして農産物は少なく、生活必需品は長崎市その他本土より供給されるため、物価は必然漁業景気におおられて県下随一の物価高を示し、従つて、同町に在勤する各官公庁職員の生活は苦しく、大部分のものは転職し、その補充に困難をきたしている。ついては、現行地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県南松浦郡奈良尾町の地理的條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

多度津町の地域給指定に関する請願(請願者　香川県仲多度郡多度津町乙二百一番地大西芳信)(田万廣文君外一名紹介)(第一七七九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県仲多度郡多度津町は、四国における鉄道の分岐点であり、陸運の中心点であり、また阪神地区との海運の要衝となつている関係上、地元民はもちろん瀬戸内海琴平、善通寺方面への観光客及び諸物資の交流地であるため、朝鮮動乱を契機として物価は著しく上昇し、一方近隣善通寺町に七千余の予備隊の設置等により消費物資の高騰は甲地区に匹敵する実情にある。ついては、本町の地域給を二割に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県仲多度郡多度津町の地理的條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

鵜沼町の地域給指定に関する請願(請願者　岐阜県稲葉郡鵜沼町長栗本謙二外二名)(武藤嘉一君紹介)(第一八一一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県稲葉郡鵜沼町は、名古屋、一宮及び高山、富山方面に通ずる交通の要点にあり、従つて、これら各都市に勤務するもの多く、消費都市としての形態を示し、物価も前記各都市と同様の高騰をきたしているなど本町の官公職員の生活條件は隣接する那加町となんら異なるところがない。ついては、今回の地域給指定に際しては、那加町と同一にされたいというのである。

二、請願の議決理由

鵜沼町の立地條件及び経済事情の特殊性とくに消費地的傾向にかんがみ、本請願の趣旨及びその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

枕崎市の地域給指定に関する請願(請願者　枕崎市長山之内梓外十二名)(床次徳二君外一名紹介)(第一八二四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

従来、枕崎市の地域給は、鹿児島県地域給審議会における審査の事情によつて低位におかれ、はなはだしく不均衡のまま今日に至つているが、その後、昭和二十四年に市制を施行され、かつ特別消費者価格調査指数をはじめ、諸実態調査においても明らかな通り、実質的変化並びに差異を生じているから、今回の地域給指定に際しては、本市の実情を考慮して、地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

枕崎市がその立地條件等により物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

上下町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県甲奴郡上下町広島甲奴地方事務所長野沢山優外十八名)(平川篤雄君紹介)(第一八二五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県甲奴郡上下町は、政治的、経済的、文化的に県北部の要地であり、交通網も発達し、人口は増加の一途をたどつている反面、主要食糧の生産は、全人口の六十五パーセントをまかなうにすぎず、生活必需品はほとんど京阪神、尾道、福山方面から移入され、物価の高いことは県下で定評がある。最近、中学校併合、町立病院の設立、総合グランドの設営その他町民の寄附、雑費の支出がかさばみ、これが商店の小売価格引き上げともなつて、消費地としての過重な負担にさらに拍車をかけている。ついては、同町の地域給を二級地として指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

甲奴郡上下町は政治的、経済的、文化的に県北部の中心部として、特殊な経済事情下にあり、いきおい物価高を免れざる実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

佐野町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県津名郡佐野町長藤岡弥三郎外百二十二名)(塩田賀四郎君紹介)(第一八二六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡佐野町は、津名郡東浦海岸の要地である関係上、地方行政、経済、教育の要衝であるが、終戦以来、経済界の混乱により物価は著しく高騰し、当町在勤の官公庁職員の生活は困窮をきわめている。ついては、前記事情を考慮の上、同町の地域給を決定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐野町が行政上、経済上、教育上の要衝であり且つ、東浦海岸の要地である等の特殊な立地條件であり関係上、又戦後の特殊事情等により物価の高騰を免れざる実情である。これらの点にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

都志町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県津名郡都志町長中野久平外五名)(塩田賀四郎君紹介)(第一八二七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡都志町は、淡路島の西海岸中央部に位する町で、明石市から三十キロ、汽船連絡、自動車の便等により明石市との往来激しく、文化的、経済的水準は阪神地区と全く同一である。住民の七十パーセントは、漁業、商業、小工業、運輸業を営み、消費経済的であつて、阪神地方の経済的影響度強く、物価も都市なみであり、公務員の地域給は従来丙地であつたから、同町の公務員の生活窮状は多大である。ついては、同町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

都志町がその周辺の明石市と地域的経済的に密接不離な関係にあるため、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

生穂町の地域給指定に関する請願(請願者　兵庫県津名郡生穂町長大上寛一外四十五名)(塩田賀四郎君紹介)(第一八二八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡生穂町は、同郡における陸海交通の要衝であつて、生活必需物資は洲本市と同様阪神地方に依存するか、または、洲本市、志筑町を経て移入されるため、物価は前記都市より上廻つている。ついては、当町の地域給を洲本市と同等の級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

津名郡生穂町は、同郡下における交通上の要地であるが、周辺の洲本市、志筑町より生活必需物資を依存するため、物価の高騰を免れざる実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

伊万里町の地域給引上げの請願(請願者　佐賀県西松浦郡伊万里町長松永稲吉外七百三十一名)(保利茂君紹介)(第一八二九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県西松浦郡伊万里町の地域給は、現在暫定措置として五分地域に指定されているが、同地は、甲地域に比較しても雑貨衣類はもちろん、農産品においても大差ない現状であるから、特別価格調査によることなく、同町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

伊万里町の経済事情の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

倉敷市の地域給指定に関する請願(請願者　倉敷市長高橋勇雄外十名)(星島二郎君紹介)(第一八三〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の公務員の地域給指定の基礎資料は、倉敷市の場合、数字の面では調査都市三回の地域差総合指数が漸次低下の傾向をたどつている。その理由は、市街地周辺に居住して、野菜その他自給自足をなして生計を補つている世帯が偶然にも倉敷市の調査人員に包括されていたこと、倉敷レイヨン、倉敷紡績などの大工場の工員が多く、共同購入によつて市価に左右されることが比較的少ない特殊な実状にあること、不備な報告により、数量単価がもれ、市価の標準価段のとり方で総合指数に誤差の生じていること等が考えられ、倉敷市の特別消費者価格指数は必ずしも実状を正確に示しているとはいえない。ついては、以上のことを考慮の上、倉敷市の地域給を岡山市なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

倉敷市の立地的条件からして、その経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

山崎町の地域給存続の請願(請願者　兵庫県宍粟郡山崎町全官公庁級地対策委員会長藤村省三外七名)(大上司君紹介)(第一八七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県宍粟郡山崎町は、姫路、神戸、大阪と交流して、経済的にも文化的にもすべて、これら三大都市の支配下にある関係上、大部分の物価は阪神地方となんら異なるところがなく、ことに生鮮魚、野菜、乾物、日用品雑貨、衣料等はすべてこれら大都市を上廻つている現状である。従つて、ほう給生活者は困窮をきわめている。ついては、山崎町の地域給を現行通り存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

山崎町は姫路、神戸、大阪と交流して、経済的、文化的にもこれら三大都市の圏内にある関係上、大部分の生活必需物資をその三大都市より依存しているため、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

坂越町の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県赤穂郡坂越町長大西源一郎外四名)(大上司君紹介)(第一八七四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡坂越町は、耕作面積少なく、畑、山林も狭小で、全く消費地の様相を呈している。隣接赤穂町とは生活条件は経済的にも地理的にも政治的にも一体であり、相生市の造工場に通勤する者数百に達し、生活諸条件は相生市とも全く軌を一つにする有様である。しかるに公務員の地域給は、赤穂町は乙地で、相生市は甲地であり、その間に挟まれた坂越町のみがそれ以下の級地に置かれていることは、了解に苦しむものである。ついては、今回地域給の改訂にあたつて、坂越町の地域給を二級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

坂越町の経済的特殊事情等にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

相生市の地域給指定に関する請願（請願者　相生市全官公庁職員代表者上原録郎外六名）（大上司君紹介）（第一八七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

相生市は、地理的條件と特殊な土地環境により、物価指数においても、地域生活環境においても大消費都市となんら異なるところがないため、官公庁職員の生活状態は極度に窮迫している。ついては、今回行われる地域給改訂にあたつては、相生市を四級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

相生市はその地域的よりして特殊な経済構造をなしている関係上、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

有年村の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡有年村官公庁級地引上促進委員会委員長　大鳩友義）（大上司君紹介）（第一八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡有年村は、日用品、衣類、雑貨等の生活必需品を阪神方面より供給を受けなければならない関係上、物価は高く、消費者の生計は近接都市以上に窮迫しており、在勤公務員の生活は著しく困窮している。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、有年村の地域給を近接都市の姫路市、相生市と同格にされたいというのである。

二、請願の議決理由

赤穂郡有年村は、その特殊的立地條件よりして、周辺の阪神方面に生活必需物資を依存する関係上、いきおい物価の高騰を免れざる実情であり、公務員はその生活安定を保しがたい状態である。この点にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

上郡町の地域給指定に関する請願（請願者　兵庫県赤穂郡上郡町官公庁級地引上促進委員会委員長永井儀夫）（大上司君紹介）（第一八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県赤穂郡上郡町は、国鉄大阪鉄道管理局管内最終駅として、京阪神への連絡至便であり、野菜類、日用品は京阪神、姫路、岡山の各市から移入され、物価は近接諸都市に比較してはるかに高値を示し、消費都市としての性格は顕著である。朝鮮動乱以後、勤労大衆の生活は高騰する物価のため、窮迫の一途をたどり、とくに公務員の生活困難は著しい。ついては、今回公務員の地域給改訂にあたつて、同町の地域給を姫路市、相生市と同格に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

上郡町はその立地的條件よりして、周辺の京阪神、姫路、岡山より生活必需物資を依存する関係上、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鹿児島県下の地域給指定に関する請願（請請者　鹿児島県副知事保岡武久）（二階堂進君外一名紹介）（第一八九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、公務員の地域給決定の基礎資料となつた特別消費者価格調査は、鹿児島県の場合、不当に低い指数を示している。すなわち、日傭労務者が二割、無職者が六・三パーセントを占めていたこと、五月は米の配給率が多く、いわし、とび魚等が平均の二倍半にも達し、野菜の出盛期にあつたこと、五月及び十一月は台風のない月であつたことなどの特殊事情によるものである。ついては、この計数に重きをおかれることなく、同県の実状に即した地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鹿児島県下の地域給改訂に特別消費者価格調査を用うる場合には、県下各地区の特殊事情に、充分な考慮を拂うべきである。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

広石村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡広石村長坂安吉外二名）（塩田賀四郎君紹介）（第一八九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡広石村は、洲本市に近く、交通至便のため文化、経済事情は洲本市と大差なく、耕地面積が農家戸数に対して少なく、農産物は都会地へ積出され、比較的高価であり、衣料その他の物価は、阪神よりも洲本市が高く、洲本市よりは広石地区がより高いため、同村の一般公務員の生活は他の業者と比較にならないほど窮状にひんしている。ついては、広石村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

広石村の立地條件並びに経済諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鮎原村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県津名郡鮎原村長山際健一外四名）（塩田賀四郎君紹介）（第一八九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県津名郡鮎原村は、淡路島の中央に位し、洲本市に接続する郊外村であり、陸路洲本に通じ、物資の交易は洲本街道に依存している。物資は洲本市を経て鮎原村に移入されるので、運賃と中間商人の利潤だけ物価高となつているため、公務員は地域給の高い洲本市を望み、人事の交流にも支障をきたしている現状であるから、鮎原村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

津名郡鮎原村が、その特殊な立地的條件よりして、生活必需物資を他地区より仰いでいる関係上、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

堺村の地域給引上げの請願（請願者　兵庫県三原郡堺村長宮野徳次郎外二名）（塩田賀四郎君紹介）（第一八九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県三原郡堺村は、洲本市に隣接し、自動車で三十五分の近距離にあり、文化、経済状態は阪神地区や洲本市と大差なく、ことに観光地五色浜と洲本市の中間にあるため、物価変動の影響が速く、また公務員の地域給が、堺村は最低給地であり、一般公務員の生活は他の業者と比較にならない状態である。ついては、同町の地域給につき、適切な措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
洲本市と隣接する堺村の立地条件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

山田村の地域給引上げの請願
（請願者　兵庫県津名郡山田村長篠内巳之一外二名）（塩田賀四郎君紹介）（第一八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県津名郡山田村は、淡路島の西海岸中央部に位し、村民は、ほとんど農業をいとなみ、早くから果樹栽培に着目し、現下農村不況の中にも堅実な経済状態を維持し、生活程度は、他の農村に比し高く、一般公務員の生活に比して非常なへだたりがある。交通は海陸ともに至便であり、明石市、志筑町を経て阪神地区に近接し、物資の交流は盛んで、生活費は、主食がやや低額であるが、他は阪神とほとんど大差ない。このような状態にありながら公務員の地域給は最低地域の丙地であるから、今回地域給の改訂にあたつては山田村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
津名郡山田村の特殊な経済構造の実態等にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鵜方町の地域給指定に関する請願
（請願者　三重県志摩郡鵜方町鵜方地区全官公庁職員連絡協議会西尾昇外百四十一名）（中村清君紹介）（第一九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三重県志摩郡鵜方町は、伊勢志摩国立公園の中心部であつて郡内交通の要地であり、終戦後官公庁が設立され、一方人口の増加により著しく消費的色彩を濃くし、加うるに観光客などにより物価を高騰させ、官公庁職員の生活は困窮をきわめている。従つて、この地域に希望する職員はなく、人事の交流についても円滑を欠き、かろうじて職員の補充ができても住宅難により旅館に止宿している実態であり、人材を求めるにも困難な状態である。ついては、今回の地域給の改訂にあたつては、同町の地域給を一割以上に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
志摩郡鵜方町が、郡内交通の要地であり、かつ戦後の特殊事情等により、物価は高騰し、公務員の生計費もまた増高し、その生活は安定を保しがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びにその目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

揖西村地内農林省兵庫種畜牧場職員の地域給指定に関する請願
（請願者　浦和市本太林野庁官舎内北村暢）（松澤兼人君紹介）（第一九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県揖保郡揖西村地内の農林省兵庫種畜牧場は、本村土師と相生市にまたがり、土師部落にはなんらの生活必需品購入の道なきため、特殊事情により物価の高騰している相生市及び姫路市よりこれを求め、かつ医療施設等も相生市に依存しなければならない状況である。ついては、今回の地域給指定にあたつては、前述の事情を考慮の上、同牧場職員に対し、相生市と同様の地域給を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
揖保郡揖西村地内の特殊事情にかんがみ、本請願は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

那加町の地域給指定に関する請願
（請願者　岐阜県稲葉郡那加町長松岡太助）（武藤嘉一君紹介）（第一九〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岐阜県稲葉郡那加町は、岐阜市、名古屋市に隣接し、米占領軍第二十四連隊の駐屯地で、これら労務者が激増したため、物価の高騰は著しい。一方、耕地は少なく農産物、魚類、燃料はすべて岐阜市を経由してくるため、物価は岐阜市を上廻つている現状である。ついては、今回行われる地域給の改訂にあたつては、同町の実状に即して名古屋市、岐阜市なみに指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜、名古屋両市に隣接せる那加町は、その立地的条件からして、生活必需物資は多く両市を経由する関係上、むしろその二大都市より物価が上廻つている実情である。この点にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、目的もまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

南松浦郡下の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南松浦郡福江町福江労政事務所長冨口一郎外千七百四十名）（西村久之君紹介）（第一九一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡は、五島列島よりなり、二十箇町村、人口十五万人を有するわが国最南西端の国境線であつて、四方海で囲まれ、文化の恩恵に浴することができず、本土長崎、佐世保両市との交通の不便は、はなはだしいものがある。また本郡には見るべき生産物なく、とくに水産資源は日本随一と呼ばれているが、本土に移出するためには高価な運賃を要し、漁民の利益は皆無にひとしい状態であり、生活必需品は本土より輸入される関係上、高物価を呈し本郡に在住する公務員の生活はますます困窮の度を増している現状である。ついては、前記事情を考慮され、南松浦郡下の二十箇町村を地域支給地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
五島列島よりなる南松浦郡下の二十箇町村は、特異な立地条件からして、物価の高騰を来たし、在住公務員の生活はきわめて困窮に苦しんでいる現状にかんがみ、本請願の趣旨は、切実であり、その目的もまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを、議院において採択

の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

魚目村の地域給引上げの請願（請願者　長崎県南松浦郡魚目村長浦団一外五名）（西村久之君紹介）（第一九一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡魚目村は、五島列島中、最小の村であるが、対岸有川町及び青方町の中央の地点に位し、主要食糧においては他町村よりの移入による外なく、また副食物等においても長崎、佐世保市等より移入するため、一般に物価は高く、給料生活者の生活は困窮している。ついては、地域給の改訂にあたつて、同村の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
魚目村はその立地條件からして、物価の高騰を免れざる実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

若松村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県南松浦郡若松村　森下忠次外三百四十六名）（西村久之君紹介）（第一九一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡若松村は、主食をはじめ、雑食物等は、他の町村より移入しているため、物価は他町村よりも高く、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、すみやかに同村を甲地に指定されたいというのである。
二、請願の議決理由
南松浦郡若松村は、その立地的條件よりして、生活必需物資は他の町村に依存せざるを得ない実情であり、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

奈良尾町の地域給引上げの請願（請願者　長崎県南松浦郡奈良尾町地域給昇格推進本部長川口高市外百三十六名）（西村久之君紹介）（第一九一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡奈良尾町は、長崎県における最大の、いわし漁港であつて、耕作水田すくなく、従つて、生活必需品は、長崎市及び本土から移入するため物価は高く、公務員の生活は困窮をきわめ、教職員の多くは、いわし網乗組員に転職する有様である。ついては、前記事情を考慮され、奈良尾町の地域給を引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
奈良尾町が、特殊な経済構造をもち、ために、生活必需物資は長崎市及び本土に依存する関係上、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

北魚目村の地域給引上げの請願（請願者　長崎県南松浦郡北魚目村長中野勝平外八名）（西村久之君紹介）（第一九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県南松浦郡北魚目村は、戸数千百八十三戸のうち、農業兼漁業者八百十七戸、農業九十戸、漁業百九十二戸を占め、農家のうち、年間完全保有農家はなく、全部不完全保有農家であり、主食をはじめ、日用必需品等は他都市から移入するため著しく高く、北魚目村の公務員の生活は困窮をきわめ、有能な職員は転職し、従つて、職員の質的低下を招来し、同村の復興を阻害している。ついては、今回行われる地域給の改訂にあたつては、北魚目村を勤務地手当支給地域に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
北魚目村がその立地條件及び経済的條件から生活必需物資の高騰を来し、ために公務員の生活は極度に困窮し、従つて職員の質的低下を来たしている。右の実情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

伊部町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡伊部町長杉山鹿太郎外四名）（大村清一君紹介）（第一九三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡伊部町は、消費都市として日常生活物資を岡山市及び西大寺町方面より移入している関係と周辺の事業会社等勤労者の牧入が良好なため、物価高であり、従つて、月給の少ない公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、同町に地域給を支給されたいというのである。
二、請願の議決理由
伊部町が立地條件よりして、その周辺の岡山市及び西大寺町方面に生活必需物資を依存する関係上、いきおい物価高を免れざる実情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

片上町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡片上町長林弘平外十四名）（大村清一君紹介）（第一九三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡片上町は、古くから東西交通の要路にあたつていて、備前伊部焼の産地として有名であり、現在岡山県第一の工業港として活況を呈している。人口は、昭和二十五年度調査によれば六千四百六十五人、総面積のうち、田面積は八十二町歩、畑面積は十三町歩にすぎず、山林面積が二百六十五町を占めている。このように新開地的色彩の濃い都市の公務員の生活は物価の高騰により困窮をきわめているから、今回の地域給改訂にあたつては、実状に即した指定を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
片上町は、その特殊の経済構造をもち、ために物価高を免れず、公務員の生活もまた安定を保しがたい実情等にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次
衆議院議長林讓治殿

串木野市の地域給指定に関する請願（請願者　串木野市長橋口行彦外三名）（床次徳二君紹介）（第一九三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
串木野市は、その地位が県下最

高の文化地帯であるとともに、全国まれな戦災地であること。鉱山地帯であり、かつまた日本的な漁港であること。耕地面積が狭く、近海航路の基地であること等のため、物価は高く、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、前述の事情を考慮して、同市を地域給支給地に編入されたいというのである。

二、請願の議決理由

串木野市が鉱山地帯又漁港として消費地的性格を濃厚にしておりかつ、文化上、経済上にも県下の中心地であり、いきおい物価の高騰を免れざる実情であり、本請願の趣旨並びに目的また妥当と認め、本請願は、これを、議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

須坂町の地域給存続の請願（請願者　長野県上高井郡須坂小学校代表中村製紙雄）（田中重彌君紹介）（第一九三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の地域給改訂にあたつて、長野県上高井郡須坂町の地域給は廃止されるとのことであるが、同町は、長野市に近く、従つて、同市その他の市に比して物価は低くなく、品種によつては、かえつて上廻つており、これが廃止されれば公務員の生活は一そう苦しくなり、職務に支障をきたすおそれがある。ついては、同町の地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

須坂町の特殊な経済事情にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

安登村の地域給指定に関する請願（請願者　広島県賀茂郡安登村長宇根川松之輔）（中川俊思君紹介）（第一九三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県賀茂郡安登村は、地勢ことごとく丘陵であつて、農耕地きわめて少なく、主要食糧をはじめ、日用品等の生活必需品の生産は、ほとんどなく、従つて、これら物資は遠く広島、呉、三原、尾道、四国の諸都市より移入し、加えて観光客ひん繁なため、生計費は他の都市よりも上廻つている実情である。ついては、本村を呉市などと同率の地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県賀茂郡安登村は、その立地条件及び経済的諸条件から公務員の生活費の高騰を来している。従つて、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

唐津市の地域給存続の請願（請願者　唐津市長清水荘次郎外一名）（保利茂君紹介）（第一九五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の地域給改訂は、特別消費者価格調査を基礎として実施するようであるが、人事院の政府に対する勧告原案は、佐賀県下において佐賀市より唐津市は低率となるようにきいているので、これが事実とすれば、職員の生活はもちろん、すべての点に影響を及ぼすから、従来通り唐津市の地域給を佐賀市と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

唐津市の地域給が佐賀市より低率となる場合の影響は深刻なものと思われる。従て、本請願の趣旨並びに目的は妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

愛川町の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県愛甲郡愛川町長大貫和助外六名）（小金義照君紹介）（第一九五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県愛甲郡愛川町は、古来より織物業の盛んな機業地で、その年産額は、数十億に及び、小工業都市を形成しているが、山間の都ゆうで農耕地に乏しく、野菜等は、ほとんど他町村より購入しなければならない状態にあるため、物価は高く、内閣統計局の消費者価格調査によつても、すでに証明されているところである。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、本村の実情を考慮して、地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神奈川県愛甲郡愛川町の立地条件、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

長崎市の地域給引上げに関する請願（請願者　長崎市地域給引上対策協議会長末續吉間）（岡西明貞君紹介）（第一九五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎市の社会的、経済的実状は、六大都市にきわめて近似しており、市民の生計状態もまた福岡市に比して、まさるとも劣らない状況で、従つて、長崎市在勤の公務員の生計費は著しく高く、ことに長崎市内民間事業の給与ベースに比較して、きわめて低位にあるため、その最低生活を維持することが困難な実情にある。ついては、長崎市の地域給を福岡市と同等に格付されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎市の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

内海町の地域給指定に関する請願（請願者　香川県小豆郡内海町内海中学校代表清水誠一外二十三名）（玉置實君紹介）（第一九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

香川県小豆郡内海町は、内海湾に面する一連の工業中心地であり、天下の景勝神懸と小豆島八十八箇所の霊地であるため、観光巡拝の客は数万におよび、消費的色彩を濃くしているばかりでなく本町の生活日用品はすべて阪神地方及び高松方面から仕入れるため、前記都市と同一経済圏内にある。従つて、物価高は四国でも上位にあり、公務員の生活は窮乏をきわめている。ついては、今回行われる地域給改訂に際しては、同町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

香川県小豆郡内海町の立地条件及び経済諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

泉南郡下の地域給指定に関する請願外一件（請願者　大阪府泉南郡尾崎町出羽嘉蔵外五百二十名）（平島良一君紹介）（第一九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪府泉南郡は、全国有数の機業の中心地帯で、南海線、阪和線が縦貫し、バスの便にも恵まれ、交通至便なため、大阪市、岸和田市等に通勤する者も多く、その生活、文化程度は、大阪市の隣接衛星都市となんら変りがない。同郡の農地面積は狭く、鮮魚、野菜もかえつて都市から仕入れるから物価は高く、在住の公務員の生活は困窮しており、この影響はとくに教育界に悪影響を及ぼし、優秀教員の郡外転出者が続出し、憂慮すべき現状となつている。ついては、泉南郡下各町村の、勤務地手当地域給を、岸和田市、貝塚市、泉佐野市等と同率に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

大阪府泉南郡の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

別府市の地域給引上げの請願（請願者　別府市長代理助役幸珠一外五十一名）（金光義邦君外六名紹介）（第二〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

別府市は非戦災都市であり、国際観光温泉都市であるため、終戦後、来住定着するもの多く、市の生産品は竹製工芸品を除いて何一つなく、他の生活必需物資は全部他県に依存しているため、物価は異常な高値を呈し、全官公労働者、一般日雇労働者は貧困にせまられている。今回公務員の地域給の基準となる特別消費者価格指数は消費者物価の地方的差異を正確に測定することが目的とせられているにもかかわらず、実際は正確を欠き、別府市の場合には、調査対象が都心部をはずれ、趣旨の不徹底のために正確に記入されていない。ついては、別府市の特殊性及び調査の不備等を検討されて、地域給二割五分を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

別府市の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

五條、野原両町の地域給指定に関する請願（請願者　奈良県宇智郡五條町五條郵便局長野久次外二十名）（前田正男君紹介）（第二〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奈良県宇智郡五條町及び野原町は、和歌山県に接し、古来から交通の要地として地方産業、行政、文化の中心をなしている。野原町と五條町との合併は従来もしばしば問題となり、五新鉄道の完成とともに、両町の発展がますます予想されるが、京阪神と近距離にあるため、その影響を受けて物価は高く、海産物、日用品等も輸送その他が加算されて一割前後高くなつているから、在勤の公務員の生活苦は深刻である。特別消費者価格による地域差指数が低かつたのは、物価が高いため、やむなく消費を抑制しているためであつて、憂慮すべき現状である。ついては、地域給指定にあたつては、両町を一割以上に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

奈良県宇智郡五條町及び野原町の立地條件、経済的諸條件によつて本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

有田、東有田両町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県西松浦郡有田町長久富二六外一名）（中村又一君紹介）（第二〇四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県有田町及び東有田町は、陶磁器製造以外にはなんらの生産もない純消費都市であり、主食、野菜類を佐賀、伊万里に海産物を佐世保、伊万里に仰いで、貿易再開と特需景気に刺戟されて物価は上昇し、在住の官公吏の生活は困窮をきわめている。ついては、有田、東有田両町に地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県有田町及び東有田町の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

岩内町の地域給指定に関する請願（請願者　北海道岩内官公庁首長連絡会議長山利一）（岡田春夫君紹介）（第二〇四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道岩内郡岩内町は、小樽港に次ぐ良港として、また水産加工地として古くから全国に知られ、附近には鉱産資源の埋蔵量多く、北海道総合開発の一環として重大な使命を有している。同町最大の生産品である水産加工品は、すべて京阪神に移出され、その影響を受けて岩内町の物価も都市に劣らない高価を示している。同町の一平方キロあたりの人口は四千四百十人であり、全国無比の高率を示し、しかもそのうち漁業、商業、水産加工業の割合が高率を示している現状で、公務員の生計は苦しく、多期の燃料、野菜等の貯蔵の出費にもことかく状態で困窮に困窮を重ねている。ついては、岩内町を地域給交付地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

北海道岩内郡岩内町の経済的諸

條件にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

深堀、香燒両村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県西彼杵郡深堀村長古瀬国太郎外一名）（松澤兼人君紹介）（第二〇四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県西彼杵郡深堀村及び香燒村は、長崎市に隣接し、隣接町村中もつとも耕作地が狭少で、全く消費地であり、生活必需物資はすべて長崎市から仰いでいる。川南造船所開設と、長崎原爆によつて両村の人口密度は高くなり、官公吏で長崎市から通勤している者が多く、交通費が加重され、地域給が皆無である上に、物価が長崎市よりも二割高いので、村内の官公吏は生活難のため長崎市への転勤希望者が多い。ついては、深堀村、香燒村両村の地域給を長崎市同等に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県西彼杵郡深堀村及び香燒村の立地條件、経済的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨及び目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

倉吉町の地域給存続の請願（請願者　鳥取県東伯郡倉吉町長中本覚蔵外十八名）（足鹿覺君外一名紹介）（第二〇四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡倉吉町は、本県の中央に位し、人口二万五千有余を数え、県内米子市とともに最大の商工都市であり、また交通の中心地である。従つて、諸物価の点においても消費者価格調査に示されている通り相当高い状況で、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、今回行われる地域給の改訂にあたつては、これが事情を考慮して、現行地域給を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

鳥取県東伯郡倉吉町の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

中村町の地域給指定に関する請願（請願者　高知県幡多支庁代表上村春吉外十九名）（田嶋好文君紹介）（第二〇八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知県幡多郡中村町は、同郡文化の中心地で、行政、経済、交通の要衝であり、かつ消費地である。諸物資はほとんど県外より移入するため、物価は高く、ほう給生活者の困窮は著しいものがある。ついては、同町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

高知県幡多郡中村町の地理的條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

芦原町の地域給指定に関する請願（請願者　福井県坂井郡芦原町長寺尾登喜雄外五名）（松澤兼人君紹介）（第二〇八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福井県坂井郡芦原町は、福井県唯一の温泉郷で、近畿、阪神の観光客が多く、そのため同町の物価は影響をうけて高騰がはなはだしい。また寒冷地であり、多期における生計費は各月平均支出の百二十五パーセントにあたり、現行寒冷地手当支給率では足りず、不足分は繰越され、公務員の生活は困窮をきわめている。石川県温泉地と生活環境はなんら変りなく、しかも石川県温泉地を中心に村部まで地域給が乙地に指定されているに反し、芦原町はその恩典に浴していない。ついては、同町の勤務地手当地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

福井県坂井郡芦原町の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

郡山市の地域給存続の請願（請願者　郡山市清水台七十六番地江尻嵩外二百五十一名）（八百板正君紹介）（第二〇八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員の給與が改訂されたが、打ち続く物価の高騰のため、公務員の生活が窮乏化し、あまつさえ地域給〇・五割の地域は、地域給が全廃されることになるというが、福島県郡山市の公務員にとつては生活の脅威であり、既得権を奪われる結果となる。最近の物価上昇を考えると、地域給が全廃された場合、実質的に六千三百七円ベースを下廻るものであり、特別消費者価格指数は現在では実状に即しないものであるから、従来通り一割の地域給を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

郡山市の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

北見市の地域給引上げの請願（請願者　北海道北見市議会議長池田七郎外一名）（松澤兼人君紹介）（第二〇八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北見市は北海道東北に位し、山脈が中央部としや断して孤立陸島の状態におかれ、冬期は零下三十度を下ることがあり、はつか、みぶよもぎ等特殊農産物を中心とする中小商業都市で、一般官公吏の生活は物価高に悩まされ、窮乏化している。地理的悪條件は在住の公務員の生計費を増大させ、殊多のための副食物の購入と貯蔵費に苦しみ、教育、文化の未発達は子弟の教育費にばく大な経費を必要とし、昭和二十五年五月現在の北見市の購買力指数が九〇・三パーセント、一人あたり平均支出金額比較が八〇・六パーセントの高率を示していることをみても明らかである。ついては、北見市の地域給を最高段階に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

北見市の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

土生町の地域給指定に関する請願(請願者　広島県御調郡土生町長代理本東政一郎外五名)(前田榮之助君外一名紹介)(第二〇八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県御調郡に属し尾道市の南方海上に浮ぶ因島の東南隅に位する土生町は、地理的條件より、古くから造船業が盛んで、物価は高く、すべての物資は尾道市より移入している状態であり、近来造船業の活況とともに物価は関西一の高騰を示している。ついては、今回の地域給改正にあたり同町の地域給を二割に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

広島県御調郡土生町の立地條件、経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

新潟市外三十一市町村の地域給指定に関する請願(請願者　新潟県教職員組合執行委員長桜井圭夫外二名)(三宅正一君外二名紹介)(第二〇八八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県は単作農業地帯であり、国家公務員の地域給指定の基準となつた十一月の調査日は農繁期であり、五月は春肥購入により、農村の購買力がなくなる月で物価は下落し、必らずしも正確な実態を示していない。また県下各町村の特殊な事情もあつて、物価高騰の今日、公務員の生活は困窮の一途をたどりつつあるから、新潟市外三十一市町村の地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県下の各市町村の立地條件及びその経済的諸事情また特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

八百津町の地域給指定に関する請願(請願者　岐阜県加茂郡八百津町全官公八百津地域給引上促進会長古田満佐留外一名)(加藤鐐造君紹介)(第二〇八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岐阜県加茂郡八百津町は、木曾川流域に位し、人口七千八百七十七名を有し、当郡の物資集散の中心地であるとともに、一大消費地である。町民は、半商半農で耕作面積きわめて狭く、あらゆる生活必需物資は遠隔の生産地より移入するため、その間の輸送費、人件費がかさみ物価は著しく高く、従つて、当町にある公務員は生活困窮のため、名古屋、岐阜等の地域給の高い地域に転勤するなど職務完遂上憂慮すべき現状にある。ついては、同町の地域給を二割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岐阜県加茂郡八百津町の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

粟賀村の地域給引上げの請願(請願者　兵庫県神崎郡粟賀郵便局難波六郎)(佐々木盛雄君紹介)(第二〇九〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県神崎郡粟賀村は、村の中央を姫路、和田山線国道が縦貫して、姫路を経て阪神地方へ、生野、和田山を経て豊岡方面に連絡している。また神戸、姫路、生野等に直通バスも運行し、教育、文化の程度高く、物価はつねに阪神、姫路、西脇の影響を受けて高特価である。したがつて、民間給與は姫路と同一水準にあるに反し、官公労務者の生活はきわめて困窮している。ついては、粟賀村の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

兵庫県神崎郡粟賀村の立地條件とその経済事情によつて本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

宇都宮市の地域給引上げの請願外一件(請願者　宇都宮市官公労組協議会代表高野七衛外二千七百名)(尾関義一君紹介)(第二一五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによると、人事院勧告案において、宇都宮市は勤務地手当支給該当の最下位におかれているようであるが、同市における一人あたりの生計費指数は、特地、甲地、乙地ともに急カーブをもつて下降しているのに反し、わずか〇・六のカーブにすぎず、また特地平均、乙地平均の指数差が昭和二十五年五月において二〇・七の開きがあるに反し、同市は一三・二の開きにすぎない現状である。ついては、同市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

宇都宮市の経済的諸條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

兒島市の地域給引上げの請願(請願者　兒島市小川千百九十七番地岡山県兒島市地域給対策協議会長友次亮一外六百五十八名)(星島二郎君外六名紹介)(第二一五七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兒島市は、人口三万四千、機業地として知られ、下津井電鉄を通じて福田町を経て宇野線に通じ、また道路は倉敷、琴浦に通じている。また、下津井、味野両港を通じて瀬戸内海各市に航路が通じ、産業の振興をきたし、消費都市として、物価、日常生活はなんら大差がない現状である。ついては、官公職員の地域給を既得率であつた二級地に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

兒島市の立地條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

入浜町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県兒島郡入浜町長藤原倭治)(星島二郎君外八名紹介)(第二一五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県兒島郡入浜町は、地勢、交通、経済の関係から、岡山、倉敷、玉野各市の影響をこうむること大きく、青壮年の大部分は前記諸都市のほう給生活者であり、加えて耕地面積が狭く、町内に生産物として見るべきものがないため、消費都市的実態を示し、従つて、ほう給生活者は生活難にあえ

いでいる。ついては、八浜町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県兒島郡八浜町の立地條件とその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

高梁町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上房郡高梁町上房地方事務所長喜多脩外十九名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡高梁町の地域給は、給與改訂とともに五分減額され、在住の公務員の生活は一層窮地に追いやられる結果となつた。高梁町は完全な消費都市であり、所得源である勤務地手当一割の指定は当然であるばかりでなく、甲地と大差ないほどの物価高に苦しめられている現状である。ついては、高梁町の官公職員の地域給を甲地なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県上房郡高梁町の立地條件及び経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

福田町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県兒島郡福田町長中田三郎）（星島二郎君外八名紹介）（第二一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県兒島郡福田町は、醸造業その他一般商工業発展し、県下有数の富裕な町であつたが、福田町と浅口郡連島町の中間地帯に水島地区があり、同地区の三菱重工業水島工場は戰災にあつたが、終戰後水島機器製作所の設立とともに福田町と連島町とは経済的に一体となり一大商工都市として発足することになつた。かくて、水島地区は遠大な都市計画の下に工業地帯として建設され、人口、経済力において倉敷市、兒島市に劣らない都市となりつつある。ついては、福田町の環境がこのような條件にあることを考慮され、公務員地域給も、倉敷市、兒島市、琴浦町と同様に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県兒島郡福田町の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

総社町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県吉備郡総社町級地引上対策委員長赤木芳夫外二十五名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡総社町は、岡山市と倉敷市に近接し、物価は県下主要都市とほとんど変らず、これがため当地の公務員の生活は著しく困窮している実状である。ついては、当町の地域給を一割支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県吉備郡総社町の立地條件と経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

足利市の地域給引上げの請願（請願者　足利市長木村浅七外三十三名）（小平久雄君外一名紹介）（第二一六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利市は古くより機業地として発展し、近時メリヤス編織その他の生産の振興を加え、さらに附近地域の商取引の中心としていいしんをきわめ、従つて、一般の生活水準は高く、民間給與の向上は在官公庁職員の生活を圧迫している。しかるに本年一月以降過渡的措置として五分に低減されたことは、はなはだ遺憾である。ついては、同市の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利市の経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

富田、吾妻両村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡富田村農業協同組合長理事土金二郎外二十名）（小平久雄君外一名紹介）（第二一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県佐野市、及び近接町村は、古くから機業地として知られ、耕地少なく、人口密度の高い同地区では従来から公務員の希望者がなかつたが、ことに昨今公務員の生活が苦しくなつて、県北出身の公務員はほとんど郷里に帰り、または地域給の高い都市に集中し、そのために佐野市と足利市にはさまれた吾妻、富田の両村では学校職員の六割が無資格者で充当している現状である。ついては、吾妻、富田両村の特殊な事情に留意されて、両村を公務員地域給指定地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県吾妻村、富田村の地理的条件およびその特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

連島町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県浅口郡連島町長大野和一外十名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡連島町は、大工業都市を約束づけられた県下第二の大町村であり、昨年十月、三千名の警察予備隊が設置されたため、物価は一層高騰し、生活費は県下の最高を示している。住宅難も深刻で、公務員の大部分が他町村から、または他町村へ勤務している現状であるから、同町在住の公務員の窮状打開のため五級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県浅口郡連島町の政治的経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

井原町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県後月郡井原中学校職員代表矢吹準太外三百

九十五名)(星島二郎君外八名紹介)(第二一六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県後月郡井原町は、東に同郡西江原町、西南に高屋町、北西に芳井町をひかえ、衛星町村の物資の集散地として発展し、また備中織物の産地として有名であるが、朝鮮動乱を契機として目ざましい活況を呈し、日常生活物資は高騰し、地域給支給地に指定の岡山市、福山市、笠岡町、高梁町に比して大差なく、むしろより高いものもあることが立証された。同町は耕地少なく、主要食糧の四十六パーセントをまかなうにすぎない商工業中心の都市であるから、物価騰貴に伴い、在住の公務員の生活は困窮している。ついては、同町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県後月郡井原町の立地條件、産業経済的事情による生計費の高騰にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

妹尾町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県都窪郡妹尾町役場藤井德一外百三十三名)(星島二郎君外八名紹介)(第二一六七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡妹尾町は、岡山市または倉敷市の衛星都市というより、郊外都市ともいうべき都窪郡下唯一の小都市で、同町の経済生活は岡山、倉敷をはなれて立ち行くことができない状態である。日用品は言うに及ばず、野菜類に至るまで岡山、倉敷から仕入れるために、小売値段は両市に比して相当高くなつている。ついては、妹尾町を勤務地手当支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡妹尾町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

琴浦町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県兒島郡琴浦町大字下二十八番地吉岡軍一外三百十一名)(星島二郎君外八名紹介)(第二一六八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県兒島郡琴浦町は、耕地はきわめて少なく、県下有数の機業地で、生活必需品は岡山、倉敷両市から移入されていることはもちろん、野菜の栽培が禁止されているので、野菜は、韮田町、連島町から移入されているため、必然的に高値となつている。同町は、公務員の地域給乙地域であつたが、本年一月から五分に減額され、物価高のために優秀な教員を得難く、助教が半数をしめている現状である。ついては、琴浦町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県兒島郡琴浦町の立地條件及びその経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

勝山町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県真庭郡勝山町役場人見茂三郎外三百四十六名)(大村清一君外八名紹介)(第二一六九号)及び同(請願者　岡山県真庭地方事務所長岡本賢平外三百四十名)(逢澤寛君紹介)(第二三〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡勝山町は、東は津山市を経て阪神地方に、西は新見町を経て広島市に通じ、南はバスで岡山市に、北は鳥取県倉吉町に通じている交通上の要衝であるが、これら大都市の影響をうけて生活水準が高く、一方林産物の集散地として市街地が形成され、物価は高く、住宅不足のため、公務員で町外から通勤している者が多い。すでに津山市、新見町では公務員の地域給の指定をうけている実状であるから、不均衡是正のため、勝山町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県英田郡林野町の地理的経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

林野町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県英田郡林野町水嶋計次郎外四百二十七名)(大村清一君外八名紹介)(第二一七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡林野町は、姫路、津山両市の間に位置する姫新線沿線の消費地で、とくに繊維製品、蔬菜類、魚介類、肉類、日用雑貨等はすべて阪神地方並びに津山市等より移入するため、物価は著しく高く、阪神地区、津山市のそれよりはるかに上廻つている実情であり、官公庁職員の生活は困窮の極に陥つている。ついては、同町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県英田郡林野町の地理的経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

茶屋町の地域給指定に関する請願(請願者　岡山県都窪郡茶屋町郵便局長西岡稔外七名)(星島二郎君外六名紹介)(第二一七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡茶屋町は岡山、倉敷、玉野、兒島の四市をつなぐ分岐点に位置し、これら四市に匹敵する中商工業都市で、繊布、足袋、いぐさ製品の集散地として有名であるが、これら生産物資の大部分は海外輸出、国内移出となり、生活必需品は前記四市に依存している関係上、その影響をうけて物価はむしろ二、三割高い状態であり、公務員の生活は著しく困窮している。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、同町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡茶屋町の地理的條件及び産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

笠岡町の地域給存続の請願(請願者　岡山県小田郡笠岡町長小野博外八百十四名)(星島二郎君外八名紹介)(第二一七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県小田郡笠岡町は県の西南部に位し、陸海交通の要地であ

り、戦災を免れたため最近著しく人口が増加し、市制実施の計画も急速に進ちょくしている。また最近多くの疎開者が来住し、買出人の出入も多く、この間にやみ商人が介在して物価を著しく高騰せしめるなど官公庁職員の生活は困窮の一途をたどっている。ついては、同町を地域給與地として現在通り存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県小田郡笠岡町の立地條件及び経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、早島町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県都窪郡早島町助役林正幹外十三名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県都窪郡早島町は、岡山市へ宇野線で十五分、倉敷市へバスで十五分の地点にあり、大工場、諸官衙、病院、学校等の大消費機関があるにもかかわらず、生活物資はすべて両市からの移入にまつ状態で、物価も両市よりはるかに高価であるから、同町在住の公務員は生活の営みやすい地へ転勤希望者が続出し、補充は地域給その他の面で優秀職員の誘致が困難である。このような状態を放置すれば発展途上にある同町の将来にとつて、憂慮すべきものがあるから、この際、早島町の地域給を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県都窪郡早島町の地理的條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、新見、上市両町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡新見町宗田五百二）（星島二郎君外八名紹介）（第二一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡新見町及び上市町地域は、岡山県北部の政治、経済、文化、交通の中心地で、石灰石を原料とする諸産業及び畜産、林産業が盛大であるが、生活必需物資の生産に乏しく、野菜、魚類に至るまで、あらゆる物資を阪神、岡山、広島、米子等から供給されているため、これら大都市の影響をうけて物価はきわめて高く、官公職員の生活は極度に窮迫している。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、前記両町を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県阿哲郡新見町、上市町の立地條件及びその経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、牛窓町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県邑久郡牛窓町三千九十番地宮本一郎外百七十六名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡牛窓町は、山陽線西大寺駅より約一九・八キロの地点に位し、交通、文化、産業、経済の中心地であり、古来より造船業が盛んであることは瀬戸内海沿岸の第一位である。その他船舶用発動機、電極の製造工場が設置されるに伴い地方民の生活水準も向上し、生活程度は岡山市とほとんど変らず、また農民の生活水準も高くなつている。主食類をはじめ、その他の一般物資はすべて大都市より移入する関係上、大消費地より物価高であるため、官公庁職員の生活は著しく困窮している実情にある。ついては、前記事情を考慮の上、同町を三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県邑久郡牛窓町の地理的條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、備前町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県和気郡備前町形山鹿太郎外十八名）（大村清一君外八名紹介）（第二一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡備前町は、消費地であり、商店は諸物資を岡山市並びに西大寺町方面より仕入する関係上、県下いずれの地域より物価は高く、しかも周辺の事業会社は特需景気の影響をうけて好調であるため、従業員に対する待遇もよく、官公職員の生活は一層みじめなものとなつている。ついては、備前町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県和気郡備前町の立地條件及び経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、勝間田町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県勝田地方事務所黒瀬鉄雄外十四名）（大村清一君外八名紹介）（第二一七七号）及び同（請願者　岡山県勝田郡勝間田地方事務所黒瀬鉄男外十四名）（逢澤寛君紹介）（第二三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県勝田郡勝間田町は、農村とはいいながらも他に見られない特殊形態を備えており、加うるに近接津山市との密接な関連において生計費は異常に高く、給料生活者は赤字経済に苦みつつある。ついては、同町の地域給を二級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県勝田郡勝間田町の特殊事情及び立地條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

一、西大寺町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県上道郡西大寺全官公協議会長高島勇外九百三名）（星島二郎君外八名紹介）（第二一七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上道郡西大寺町は、岡山市の東十キロの郊外都ゆうであつて、邑久、上道二郡の中心地であり、また農産物の生産地であつて、京阪神、広島等の大消費地帯に水陸交通の便を利用して大量移出している関係上、その影響を直接うけ、つねに物価は大都市なみに引き上げられている現状である。ついては、今回の地域給改訂にあたつては西大寺町の実情を考慮し、同町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県上道郡西大寺町の立地條

件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

山辺町外六箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡北郷村長中島滝造外百名）（小平久雄君外一名紹介）（第二一七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

足利市の周辺に位する栃木県足利郡山辺町、御厨町及び梁田、名草、北郷、三重、山前の各村は、人口密度は県下最大である上に、耕地面積が他の農山村地方に比して著しく狭く、副業的に機業を営んでいるが、自給を目的とする程度のもので、従つて、消費生活は足利市と余り差異がない状態であり、物価もかえつて上廻るものが多い。しかるに、本地方は地域給の設定がないため、足利市に転勤するものが続出し、本地方はつねに公務員の不足をきたし、業務に支障を生じている。ついては、今回の地域給改訂にあたつては、前記各町村を足利市と同様の地域給支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡山辺町、御厨町及び梁田、名草、北郷、三重、山前の各村の地理的条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

小俣町外三箇町村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡小俣町長大川才二郎外四十五名）（小平久雄君外一名紹介）（第二一八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡小俣町、葉鹿町、菱村、三和村の四箇町村は、桐生市と足利市にはさまれているため、物価高であり、しかも住民の大部分は機業従事者であつて、一般に生活程度が高く、いわゆる公務員の及ばないところであるため、公務員を志願するもの少なく、教職員のごときは無資格者で補充している状態である。ついては、前記各町村の実情を考慮して、地域給支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡小俣町、葉鹿町、菱村、三和村の立地条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

栃木県足利郡久野、筑波両村の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県足利郡久野村長兵藤半次郎外十名）（小平久雄君外一名紹介）（第二一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県足利郡久野、筑波両村は、栃木県足利市、館林市にもとめる関係上、生活状態もなんらこれらの都市と異ならず、公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、前記両村の地域給を足利市なみに支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

栃木県足利郡久野、筑波両村の地理的条件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

大洲町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県喜多郡大洲町大字大洲千八番地越智虎好外二十六名）（中村純一君紹介）（第二一八二号）及び同（請願者　愛媛県喜多地方事務所長滝幸龍栄）（薬師神岩太郎君外一名紹介）（第二三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県喜多郡大洲町は、郡内二十五箇町村の政治、産業、交通その他の中心地として繁栄しているが、さる昭和十八年、二十年の二回にわたる肱川の大こう水のため、一町全滅にひんし、最近ようやくその復興を見たが、このような状態が、生活物資の価格を高騰させ、ことに消費階級である公務員は著しい影響をこうむつた。ついては、大洲町を地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県喜多郡大洲町の地理的条件及び天災のための経済的変動にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

瀬戸町の地域給指定に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡瀬戸町四十一番地津下猛外三百四名）（大村清一君外八名紹介）（第二一八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡瀬戸町は、岡山市の東方わずか三里の地点に位する関係上、本町の生活は完全に岡山市の経済圏に吸収され、町内所在の商店の仕入先は日用品から蔬菜類に至るまで岡山市内の問屋を利用しているため、生活費は同市よりむしろ瀬戸町の方が割高となつており、在住公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、瀬戸町を一級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

岡山県赤磐郡瀬戸町の地理的条件及びその経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

焼津市の地域給指定に関する請願（請願者　焼津市長清水兵一郎）（西村直己君紹介）（第二二一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県焼津市は、水産業の町で、遠洋漁業と水産加工業で有名であり、水揚高は年産四百万貫、生産額十億円をこえている。また造船業、船舶機関の製造技術は優秀であり、紡績、化学、製材等も発達しており、農業は米麦を主として、副業が盛んである。その他、景勝地として、年々観光客が増加する有様で、このような町の性格は、在住の官公職員の生活を苦境におとし入れている。ついては、高い生計費にあえぐ同市の公務員のため、三級地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

静岡県焼津市の産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

鹿島町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県鹿島町長松浦茂）（北川定務君紹介）（第二二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県鹿島町は、国鉄長崎線の沿線にあつて、古くから城下町として知られ、有名な鹿島祐徳稲荷神社が二キロの近くにあり、参拝者がバスで絶えることがない。交通機関が発達しているから生活必需物資は佐賀市、長崎市、佐世保市、福岡市、久留米市及び大牟田市で購入し、物資は、特需景気に伴つて暴騰し、鹿島町在住の官公庁職員の生活を一層窮乏化させている。ついては、同町の地域給の格付については、特別に配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県鹿島町の立地條件及び産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

小城町の地域給指定に関する請願（請願者　佐賀県小城町相原義人）（三池信君紹介）（第二二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀小城町は、小城炭鉱、石炭研究所等があり、蚕糸業の活況により片倉製糸工場が拡充され、また桜の名所として観光客が多く、政治、教育の中心地として消費人口も多い。とくに土工従業員、炭鉱従業員が多いため、消費価格を高騰させ、生計費の高い原因となつている。昨年五月の消費者価格の総合指数は八六・二を示し、県内第一の高物価を示している状況で、同町の公務員の生活は困窮しているから、佐賀市なみの地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

佐賀県小城町の産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

横須賀市の地域給引上げの請願（請願者　横須賀市役所内横須賀地域給対策委員会代表者鈴木治国外九千八百四十名）（岩本信行君紹介）（第二二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

横須賀市は純然たる消費都市で、後背地である三浦半島には一部副食用農産物を除いてはほとんどなく、他からの移入によるもので、戦後戦災地からの移住者多く、人口の密度は高く、住宅も窮屈である。終戦後、米海軍基地司令部が設置され、久里浜に警察予備隊一万名が駐留しているため、物価はさらに高騰し、市内官公職員の生活は困窮をきわめている実情である。ついては、同市在勤六千有余の官公職員及びその家族のため、横須賀市の地域給を特及び甲地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

横須賀市の立地條件、政治的事情による経済変化、その他の諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

下館町の地域給指定に関する請願（請願者　茨城県真壁郡下館税務署長鈴木與家外三十五名）（北澤直吉君紹介）（第二二一六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県真壁郡下館町は、交通、経済上、県西の中心地で、諸物価の変動に敏感であり、衣類及び日用品等は東京よりも二割方高く、その生活様式は、ほとんど都市的であるから、在住の公務員の生活は困窮をきわめている。ついては、この際、下館町の地域給を乙地区に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

茨城県真壁郡下館町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

池田町の地域給指定に関する請願（請願者　徳島県三好郡池田町日本專売公社池田支局内池田町地域給対策会議小川清）（三木武夫君紹介）（第二二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島県三好郡池田町は、人口の割合に耕地が少なく、必主食野菜はもちろん、衣料品、生活必需品は遠隔の地から移入するため、四国の他都市よりも高率を示している。ついては、同町を少なくとも一割以上の支給地域に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

徳島県三好郡池田町の地理條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

大府町の地域給引上げの請願（請願者　愛知県知多郡大府町長山口愛次）（久野忠治君紹介）（第二二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県大府町は、名古屋市、大阪市等への重要農産物の生産地として重要な位置を占め、地理的環境は全く名古屋市の一部として考えられ、交通上の要地である。四囲の農村部落は、名古屋市の生命線となり、物価は高騰する一方で、野菜、魚類、肉類は名古屋市以上に高価である。従つて、同町所在の公務員は文化の恩恵に浴することができず、その生活は不安と困苦に苦しんでいる。ついては、大府町の地域給を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

愛知県大府町の地理的條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

松柏村の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県宇摩郡松柏村井上卷太外十二名）（越智茂君紹介）（第二二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇摩郡松柏村は、従来、三島町内の一部であつたが、昭和二十五年十月一日より三島町より分離独立し、村政を敷き、その生活状態は三島町と全く同一である。ついては、同村を三島町と同様に地域給支給地に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県宇摩郡松柏村の行政区分の特異性にかんがみ、本請願の趣

旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

足尾町の地域給指定に関する請願（請願者　栃木県上都賀郡足尾町新井武四郎外五名）（戸叶里子君紹介）（第二三三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、公務員の地域給改訂の基礎となる特別消費者価格調査報告によれば、足尾町の物価地域差指数は、栃木県五市より最下位にあることが立証され、数字上では地域給の非支給地となつているが、足尾は銅山都市で、生活必需物資の大部分は足尾線に依存し、足利、宇都宮、東京の影響を受けて県下五市より物価は事実上位にある。ついては、このような足尾町の特殊事情を考慮されて、地域給を指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

足尾町の産業経済的事情及び立地條件にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

勝浦町の地域給引上げの請願（請願者　千葉県夷隅郡勝浦町長宮田好三）（森暁君紹介）（第二三三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県夷隅郡勝浦町は、全国屈指の大漁場で、近海漁船の出入も多く、後方施設として漁業協同組合はもちろん、石油タンク、かん詰工場、冷凍工場、水産加工場、鉄工場、造船所等の諸施設があり、官公署団体の所在地である。純然たる消費地で、米穀はわずか半箇月をまかなうにすぎず、物価が高く、戦災地であるから住宅難も深刻で、官公署職員の生活は憂慮にたえないものがある。ついては、この際、同町を三級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

千葉県夷隅郡勝浦町の産業経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

初声村の地域給引上げの請願（請願者　神奈川県三浦郡初声村村川坊川崎一二三）（松澤兼人君紹介）（第二三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神奈川県三浦郡初声村は、食糧自給の不可能な三浦半島の一角にあり、交通の便も悪く、生活必需品の大部分は車馬輸送に依存するの外なく、横須賀、横浜、三崎、鎌倉等の市街地の物価高に影響されて、これら都市の市販価格と同等またはそれ以上の物価高を示している。ついては、同村の地域給を五級地に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

神奈川県三浦郡初声村の地理的條件及びその経済的事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

南田平、田平両村の地域給指定に関する請願（請願者　長崎県北松浦郡南田平村代表中村由男外二百五十七名）（西村久之君紹介）（第二三四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県北松浦郡南田平村、田平村両村は、町制こそ施行されていないが、県種畜場、県立北松高等学校等があり、郡の中枢で交通網が発達し、人員貨物ともに北松随一の輸送統計を示しており、しかも北松炭田の中心部で、その大消費地をひかえ、さらに消費物資は佐世保市等から移入しているため、物価は著しく高く、官公職員の生活は困窮をきわめている。ついては、今回行われる地域給の改訂にあたり、同村を隣接町村なみに指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

長崎県北松浦郡南田平村、田平村の地理的條件及び経済的諸事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

三島、川之江両町の地域給指定に関する請願（請願者　愛媛県宇摩郡三島町松木正俊外七百五十七名）（小西英雄君外六名紹介）（第二三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県宇摩郡三島町は、南に四国山脈を負い、北に瀬戸内海をひかえ、わずか千メートルたらずの狭い海岸段丘平野に位し、人口一人当り平均耕地面積はわずかに四十八坪にすぎず、主食の不足は異例な物価高を招来している。同町は、製紙業をもつて有名であり、戦後の機械化と紙業界の好況がいやが上にも三島町の物価高をあおり、在勤の公務員の生活は困窮をきわめている。隣接川之江町の物価及び生活状況は、三島町と同等の條件にあるから、三島、川之江両町の公務員の地域給を二級に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由

愛媛県宇摩郡三島町、川之江町の立地條件及び経済事情にかんがみ、本請願の趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

政府関係四機関職員の給與改訂に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目八番地復興金融金庫職員組合委員長小泉宏平外三名）（成田知巳君紹介）（第一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府関係四機関職員の給與ベースは、昭和二十四年法律第二十七号によつて、現行公務員の六千三百七円ベースに切り下げられた。しかし、これら四機関は、その設立の主旨からしても短命であり、従つてその下に勤務する公務員の地位が不安定である反面、業務の面では一般官庁に比較してはるかに複雑であるから、職員の勤務能率の良否が直接国庫の收入面に影響するという特殊性を持つているため、現在でも一般公務員の給與ベースに三割の加給が認められている。ついては、一般公務員の給與ベースを九千七百円に引き上げるとともに、従来通り、これら四機関職員の給與ベースに三割の加給を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

政府関係四機関職員の給與と一般公務員の給與との均衡にかんがみ、本請願の趣旨は切実であり、その目的また妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林讓治殿

給與改訂等に関する請願（請願者　福岡市大名町二百二十三番地の二六全国気象労働組合九州支部代表者森国広）（福田昌子君紹介）（第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

物価水準の上昇に伴い改善されるべき公務員の給與水準は、今日までですえ置きとなり、公務員の困窮は言語に絶している。今回、八千円ベースの改訂案が出ているが、この案は、上級職員に厚く、下級職員に薄くなつているので、下級職員の最低生活を保障されていないから、給與改訂は、最低人事院勧告案を上廻り、下級職員の生活を保障するように考慮されたい。また、年末手当は、最低二箇月分または成年男子一人当り最低五千円を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在の国家公務員の給與の現状にかんがみ、本請願は切実なものであり、その趣旨並びに目的はまた妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、

内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
人事委員長　田中伊三次

衆議院議長林譲治殿

公務員の給與改訂等に関する請願（請願者　東京都千代田区有楽町一丁目十一番地全農林労働組合丸毛忍）（岡田春夫君紹介）（第一五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
朝鮮動乱以来、金属、機械、繊維等の諸物価は著しい高騰を示しているが、今回の給與改訂は上に厚く、下に薄く、職階級によつて大部分のものは、ほとんどその恩恵をうけていないばかりでなく、わずか半箇月の年末手当を支給したのみで、さらに近く大量の行政整理が予定されている。このように公務員の生活は困窮の限界に達している。ついては、平均一万二千二百円給與を即時実施するとともに、生活補給金一万円を即時支給するなどの措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
朝鮮動乱以来の諸物価の高騰にともない給與の改訂の必要があると考えるので本請願は、切実なものであり、その趣旨並びに目的は妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

〔第四十七号参照〕

大蔵委員会
毛織物に対する物品税課税反対の請願（請願者　東京都墨田区東両国一丁目一番地日本毛織工業協会長渡辺喜一）（阿左美廣治君外一名紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般政府は、毛織物に対し、一メートル当り二千五百円以上のものについて物品税を賦課するとのことであるが、毛織物は、生活必需品であつて、ぜいたく品でなく、しかもこれが課税は、大衆の福利を阻害するのみならず、産業界にいちじるしい弊害を與えるものであるから、毛織物に対する物品税課税に反対するというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、国民大衆の需要に応ずるために、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

絹人絹織物に対する物品税課税反対の請願（請願者　東京都中央区日本橋通二丁目四番地新東ビル内日本絹人絹織物同業会長岸加八郎）（高木吉之助君外一名紹介）（第一〇号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡小千谷町小千谷織物同業協同組合理事長佐々木文治外四十二名）（田中角榮君紹介）（第二八〇号）及び同（請願者　群馬県伊勢崎市商工会議所内平田吾郎外三名）（星島二郎君外一名紹介）（第七六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
織物消費税が撤廃されてまだ日の浅い今日、絹織物の中、着尺は一反四千円以上、帯は七千円以上をしやし品として、二割の物品税を課することを国会に提出し、来年度から実施するということであるが、絹織物は生糸を原料とする国民衣料として不可欠のものであつて、戦後における価格の騰貴率も他の繊維品に比してきわめて低位にあり、このような朝令暮改的な施策に対して、業界は絶対に反対するというのである。

二、請願の議決理由
国民の衣料生活の現状より見て、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

つばき油に対する物品税撤廃の請願（請願者　長崎県植物油脂工業協同組合理事長島田嘉内外二十名）（坪内八郎君紹介）（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、つばき油に対しては、物品税法第一條及び同法施行規則第一條の規定により、製造場から移出するとき、すべて化粧品、頭髪用油とみなされて、物品税を課せられている。同法の発令当時は、主として頭髪用として香油に加工されていたのであるが、時代の変遷とともに、香油の需要は減退し、つばき油の化粧品としての用途は、激減して、医薬の原料及び工業用、または食用としての需要が多くなつた。この場合は、免税申請または未納税申請をしなければならないが、手続きが複雑で、徴税の目標とはならないから、この際、つばき油に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は課税上の不合理を是正しようとするものであつて、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

宮崎県下の災害地帯に対する所得税適正化の請願（請願者　宮崎県議会議長日高弥一）（瀬戸山三男君外五名紹介）（第一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県は、昨年デラ、フェイ、ジュディス等の近年まれにみる台風に襲われ、ことにキジア台風は、出穂開花期の稲作に全面的被害を與えたのをはじめ、一般農作物にも多大の損害を與え、これがため、宮崎県下の生産も経済も全く破壊され、住民の大半を占める農家の窮状は惨たんたるもので、納税はおろか最低生活の保障すら危ぐされている。ついては、所得税の賦課徴収に当つては、実状を考慮に入れて適正な課税を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願については、当該地区の特殊事情を考慮し、善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

つめ切り類に対する製造課税撤廃の請願（請願者　三條市長土田治五郎外三名）（宜四郎君紹介）（第一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
つめ切りは、衛生的見地より考えると、全く日常生活に、また衛生上にもつとも欠くことのできない生活必需品であり、しやし品または装身具類とは異つたものであり、課税対象より除外すべきものである。ついては、つめ切り類に対する製造課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
つめ切りは、衛生上の必需品であり、できる限り低廉なる価格で一般に普及する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

アルバムに対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都台東区浅草三筋町二丁目四番地東京紙工品工業協同組合内全国アルバム物品税撤廃期成同盟代表黒田連）（第八八号）（二宅則義君紹介）（三宅則義君紹介）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
アルバムに対する物品税をすみやかに全廃し、もし不可能のときは、現行税率三割を一割に引き下げる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
アルバムは生活必需品的なものであつて、本請願の要望は適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

退職積立金及び退職支給金に対する課税免除の請願（請願者　愛知県名古屋市中区大池町四丁目一番地名古屋商工会議所内中部経営者協会長伊藤次郎左衛門）（木村俊夫君紹介）（第一二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
社会保障制度の完備しない現在において私企業の退職金制度は、国家の負担すべきものを民間企業

が国家に代つて社会保障を負担補充している訳であり、退職従業員の退職金に対しても失業保険社会救済制度の不十分な現在これに高率な課税することは社会保障政策的見地から全く無意味である。ついては、企業の退職積立金と退職金受給者に対する課税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は社会保障の見地よりして、大体において適切妥当なものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

家具類に対する物品税撤廃の請願(請願者　静岡市紺屋町一番地望月木工株式会社長望月稲城外五名)(西村直己君紹介)(第一六九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

家具は、元来衣食住の人間生活三要素の中にあつて、日常生活に不可欠のものであり、ぜい沢品ではなく、生活必需品であるにもかかわらず、物品税が課せられているため、購買力は減退し、一方家具業者は零細な業者が多く、営業困難のため、脱税せざるを得ない状態にある。ついては、家具類に対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

家具は生活必需品であり、課税上にも種々不合理があるので、すみやかにこれを是正し、零細な業者の育成及び営業不振による脱税の防止に資する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

衣装人形に対する物品税軽減の請願(請願者　台東区御徒町二丁目十番地東京都人形事業協同組合代表者金林寅太郎)(西村直己君紹介)(第一七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日本人形は、三月のひな祭、端午の節句はいうまでもなく、日本の家庭にあつて、美しい情操をそだてできたものであるが、現行三割の物品税が直接購買者にかけられるので売行不振のため、人形師の生活困難は、日本人形の製作技術の保存を困難にしている。国際親善や輸出向けにも重要な役割を果す衣装人形も技術の保存が不可能になつては重大な損失となるから、同業を救う唯一のみちとして、衣装人形に対する物品税を撤廃あるいは一割に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由

日本人形は情操教育における必需品であり、又、該業者が非常に零細な者が多い等の現状よりして、すみやかに請願の主旨について善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

うば車に対する物品税撤廃の請願(請願者　静岡県梅屋町五丁目五番地静岡県うば車業組合長松下利三郎)(西村直己君紹介)(第一七一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

育児に、保健に、うば車が果す使命は大きく、広く大衆の家庭に備えられ、もつとも過重な労働を課せられている日本の主婦の労苦を軽減する家庭の必需品である。うば車に対しては現在免税点が千五百円となつているが二、三万までは使用できる堅ろうな製品は、この免税点では無理であり、従つて零細な製造工業であるうば車製造業は、経営に困難をきたしている。ついては、一日も早く、同物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、育児並びに保健上の見地より見て、きわめて適切と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

鏡台に対する物品税適正化の請願(請願者　静岡市安倍川町三十八番地静岡市工芸指導所内全日本鏡台商工業連合会理事長前畑波平)(西村直己君紹介)(第一七二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鏡台は、わが国民生活のうちにあつて絶体不可欠の生活必需品であり、これに課税するのは大衆課税である。ついては、鏡台に対する物品税を撤廃するか、もし不可能の場合は、最低の課税率をもつて、しかも高級品のみを課税対象とし、大幅の課税最低限五千円を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

鏡台は生活必需品であつて、でき得る限り低廉なる価格で一般に普及する必要がある。よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

絹織物に対する物品税新設反対の請願(請願者　鹿児島市長勝目清外一名)(井上知治君紹介)(第二二八九号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回政府は、絹織物のうち、着尺は一反四千円以上、帯地は一本七千円以上、広幅毛織物一ヤール二千五百円以上のものに物品税を課するとのことであるが、鹿児島大島つむぎは、全国に誇る工芸織物であり、これに対し物品税を課することは、郷土色豊かな工芸品の振興を妨害し、零細業者を窮乏のどん底におとし入れ市民の生活を脅かすものである。ついては、絹織物に対する物品税の新設に反対するというのである。

二、請願の議決理由

中小企業育成の見地より適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

絹織物に対する物品税新設反対の請願(請願者　茨城県結城町結城紬織物協同組合理事長奥沢庄平)(山口好一君紹介)(第三五一号)及び同(請願者　茨城県結城郡結城町鈴木市蔵外一名)(鈴木明良君紹介)(第一一〇八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年度予算案中には物品税が四十三億円計上され、そのうち九億円が織物を対象とした課税として見込まれているが、織物消費税が撤廃されてまだ日が浅い今日、零細な中小企業を対象とする課税は、生産を減少させ、大衆の負担を増大するのみで、国民経済の面からも望ましくない。結城つむぎのようなものは、ほとんど課税対象に含まれるから、絹織物に対する物品税の新設には反対するというのである。

二、請願の議決理由

中小企業育成の見地よりして、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

相続税及び富裕税等における山林の立木評価に関する請願(請願者　東京都港区芝新橋六丁目十二番地中央林業懇話会長小林準一郎)(野原正勝君紹介)(第二七〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

相続税及び富裕税等資産課税の基準となる山林の立木評価は、その客観的な価額の算定は困難であるから、(一)地方慣行の伐期をすぎた立木評価は、当該地方慣行の処分価額とし、伐期前の立木で利用経緯に達し、処分価額算定可能な立木は、その価額とすること、(二)幼齢林は、なるべく課税対象より除外し、もし不可能の場合で、費用価により時価を決定するときは造林補助金を控除した価額によること等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、相続税及び富裕税における課税上の不合理を是正しようとするものであつて、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

ラジオ受信機等に対する物品税減免の請願（請願者　大阪府北河内郡門真町松下電器産業労働組合長秋庭環）（門司亮君紹介）（第二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ラジオ受信機、拡声装置、電気機器及び器具等は、国民の文化的生活維持に絶対不可欠のものであるが、現在高率な物品税が課せられているため、企業経営を著しく阻害し、購買力を減退させている。ついては、これらのものに対する物品税を免除または引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由
ラジオ受信機等は、国民の文化生活のために不可欠のものであつて、でき得る限り低廉なる価格で一般に普及される必要がある。その趣旨はおおむね妥当と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

絹織物等に対する物品税新設反対の請願（請願者　京都府議会議長中村庄太郎）（高木吉之助君外二名紹介）（第三二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回政府では、絹織物のうち着尺地四千円、帯地七千円、服地二千五百円以上に物品税を賦課するとのことであるが生産繊物は普通品であつて、決してぜいたく品ではなく、これらのものに課税されるとすれば、京都繊物は生産意慾を減退し、品質、技術が低下し、ついには滅亡する以外にない。ついては、京都府繊物工業の死活を決する不当な課税の企図を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由
中小企業育成の見地よりして、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

漁業に対する税制改革の請願（請願者　青森県旋網漁業協同組合長秋山皐二郎外五名）（小高熹郎君紹介）（第三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
漁業に対する課税は、昨年来の税制改革で一部分改善されたが、それに引続き次の点につき改善されたいというのである。（一）割当課税的方法を改めること、（二）不漁の場合の課税保護の制度を設けること、（三）漁業経営費の決定にあたつては、漁業者の意見をもきくこと、（四）自家労働に対する対価を経費として認めること、（五）漁業を附加価値税の対象としないこと等。

二、請願の議決理由
本請願については、わが国水産業の発展のために適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

映写機、同部分品及び附属品に対する物品税減免の請願（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目十四番地光学精機工業会長金森次郎外四名）（川島金次君外一名紹介）（第四一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在、映写機、同部分品等に対して六割の物品税が賦課されているが、元来映写機は映画産業の生産過程において使用されるものであり、消費財的な性質は考えられず、かかる生産財に対して、消費的な、しかも高率な物品税を賦課して消費を規正することは全く不合理である。ついては、該製品に対する物品税を撤廃し、もし不可能なときは一割程度に軽減されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願については、すみやかに課税上の不合理を是正すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

黒糖に対する消費税撤廃の請願（請願者　鹿児島県議会議長増田静）（中馬辰猪君紹介）（第四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県の特産品である黒砂糖には、現行百斤当り千八百円の砂糖消費税が賦課され、同県の砂糖生産農家一戸当り約五千円の負担となつており、さらに所得税としても課税されるので、相当な過重負担となつている実情である。ついては、すみやかに国内産砂糖消費税を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願については、黒糖に対する消費税を免除して大衆の需要に応ずべき必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

揮発油税軽減に関する請願外一件（請願者　秋田県由利郡本荘町出戸町字岩渕下秋田県自家用自動車組合由利支部長吉田譲外二名）（村上清治君紹介）（第四七六号）及び同（外二十三件（請願者　銚子自家用自動車組合理事長飯島宇一郎外四千五百名）（浦辺君亮君紹介）（第四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
すでに第七回国会において提出された「揮発油税軽減を目的とする揮発油税法の改正案」は第八回国会に見送られたが、揮発油の最大消費者である自動車運輸業にとつてはこの改正のいかんがその死命を制する重大事となつている。ついては、従来の揮発油税百パーセントを五十パーセント以下に軽減するようすみやかに措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、わが国自動車運輸業の発展を計り、もつて輸送力を確保するため必要なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

未帰還者留守家族に対する課税減免の請願（請願者　仙台市弓ノ町五番地在外同胞引揚促進留守家族同盟本部中央委員立花栄子）（庄司一郎君紹介）（第四八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
未帰還者留守家族は現実の社会情勢と経済的不安のため、生活状態はますます困窮の度を加え、精神的苦痛は計り知れないものがある。ついては、留守家族等の生活実態を調査の上、これら家族に対し、免税あるいは減免の措置を講じ、かつ立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近における未帰還者留守家族の実情にかんがみ、適切妥当なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

旧漁業権に対する補償金の免税に関する請願（請願者　三重県津市桜橋通り一丁目三重県漁業協同組合連合会理事　田中政吉）（石原圓吉君紹介）（第一三九号）、同（請願者　三重県宇治山田市河崎町志摩度会海区漁業調整委員会長田中猪之助）（石原圓吉君紹介）（第五〇七号）、同（請願者　石川県議会議長島昌熊次郎）（南好雄君紹介）（第九三七号）、同（請願者　東京都糀谷補漁業協同組合長松原茂一外六名）（田口長治郎君紹介）（第一三七五号）、同（請願者　富山県水産課内富山県漁業権補償委員会長島尾正一）（内藤隆君紹介）（第一七五一号）及び同（請願者　岩手県知事國分謙吉）（鈴木善幸君紹介）（第二三三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回漁業制度の改革により、旧漁業権の政府買上げに伴い、証券交付という形で補償が行われることに決定されたが、これも二十五箇年年賦元利均等償還で、毎年約十二億円が現金で支拂われるとい

うものの、これが財源としてあらたに免許料、許可料が徴収されるというのでは、資金難にあえぐ漁村の期待を裏切る結果となる。ついては、新漁業法の主旨を生かし、漁業権証券の現金化によつて、漁村の資金難を多少なりとも緩和する方法を講ぜられるとともに、証券が現金化される場合、税法上にいわゆる收入として課税の対象とされるようなことがないよう万全の策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、わが国漁業権制度民主化の見地より適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

江戸川沿岸土地買收代金に対する免税の請願(請願者　江戸川改修右岸対策委員会連合会長小川文章外五百六十四名)(青木正君紹介)(第七〇三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般利根川治水の第一段階として江戸川改修工事が着工されその結果、江戸川沿岸の住民は、農地を失い大きな犠牲を余儀なくされた。しかるに、この土地買收代金に所得税を課するとのことであり、関係住民は苦しい立場にあるから次の理由によつて特例をもつて免税されたいというのである。

(一)今回の土地売渡し代金は通常の一時所得と異りこの代金によつてただちに換地を求める必要があり、損害補償の性格を十分備えていること、(二)この売渡し代金は関係所有者の自由意志によるものではなく国策による強制買收であること。

二、請願の議決理由

本請願については、当該関係事項の特殊性にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

水産業協同組合及び各種漁業機関に対する課税減税の請願(請願者　釜石市海岸通り岩手県水産懇談会議長藤沢清助)(鈴木善幸君紹介)(第七一二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産業協同組合育成強化のため、協同組合に対する法人税及び事業税を免税し、なお各種漁業関係税金の減税と公正妥当なる課税をせられるよう改められたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要望は、わが国水産業の発展のために適切妥当なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

清涼飲料及びし好飲料に対する物品税撤廃の請願(請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地全国清涼飲料品製造業代表西田儀八)(塚田十一郎君紹介)(第七六四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清涼飲料水に対しては物品税が課せられているが、これと競争品である氷菓子、菓子、果物等は無税であることは不公平であり、原料免税の措置もないから、物品税が二重に課せられていることになり、清涼飲料水に対する物品税は、同産業の発展を著しく阻害している。とくにタンク詰ソーダ水の場合、税による価格の高騰が需要を阻んでいる。ついては、清涼飲料及びし好飲料に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、他の類似物品との課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

輸入バルブに対する関税免除の請願(請願者　東京都中央区日本橋兜町三丁目日本化学繊維協会長久村清太)(降旗徳弥君紹介)(第七九四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

バルブは、化学繊維工業の基礎原料として需要量の三十パーセントから四十パーセントを輸入に依存しなければならないが、輸入価格は国産品に比して七十パーセント以上の高価である。これに五パーセントの関税を課すことは、化学繊維工業の輸出力を阻害するから、綿花、羊毛、麻等の繊維原料と同等の措置をとり、輸入バルブに対する関税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、輸入バルブに対する関税を免除し、化学繊維工業の発展助長を計ろうとするものであつて、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

果実エッセンスに対する物品税撤廃の請願(請願者　大阪市東区高麗橋四丁目三十五番地稲畑勝之助)(上林與市郎君紹介)(第九三一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、果実エッセンスには十パーセントの物品税が課せられているが、果実エッセンスは最終商品としての性格はなく、大部分は清涼飲料、製菓、タバコ等に使用される原料品で、物品税法に規定された原料品に対しては課税しないという原則に反するものであり、また飲料税、アルコール税と二重課税になる不合理を生じている等きわめて妥当を欠く課税である。ついては、果実エッセンスに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、果実エッセンスに対する物品税の不合理を解消するため、これを撤廃する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

積雪地方の減免に関する請願(請願者　新潟県南魚沼郡中之島村大字小木六千百六番地田村直一郎外八千五百九十八名)(三宅正一君紹介)(第九三二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪地方は毎年常習的雪害により、ほとんど穴居生活を余儀なくされ、しかもこれらの雪害による住民の負担は、一層その生活をみじめにしている。ついては、この地方住民の租税をとくに減額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、積雪地方における特殊性にかんがみ、大体において適切妥当なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

コーヒーに対する物品税撤廃及び関税定率に関する請願（請願者　東京都港区芝田村町十九番地全国コーヒー協会長鈴木辰雄外九名）（田中元君紹介）（第一二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

コーヒーは、その生産地がわが国にとつて重要な輸出の相手国であり、輸入の継続をはかるためにも、円滑な流通を行うことは必要であるが、現在二割の物品税が課せられている上に、今回関税定率法の改正案が国会に上程され、関税が併課されるとすれば、価格が高騰して大衆に失望を與え、日常生活に及ぼす影響は多大である。ついては、紅茶と同様、コーヒーに対する物品税を撤廃し、関税は最低率にされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、課税上の合理化を要望するものであつて、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

原油に対する関税率撤廃の請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目四番地日本乗合自動車協会長佐藤栄作）（満尾君亮君紹介）（第一二七五号）及び同（請願者　東京都港区赤坂葵町三番地日本鉱業株式会社岡部楠男外七名）（南好雄君紹介）（第一五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の関税率改正案によれば、原油及び重油一割、ガソリン及び軽油二割、潤滑油三割の税率基準によりG・I・F価格に対する従価税として課せられるようであるが、わが国は石油供給量の大半を海外輸入に仰ぎ、農林、水産の原動力として、陸海運輸上の消費材として、その価格は運賃及び料金に関連して国民生活の負担に転嫁されることはいうまでもなく、しかも国民の負担力はその限界に達している。揮発油についてもこれ以上の消費価格の値上げは到底耐えられないところである。ついては、綿花、羊毛、原皮、石炭、生ゴム、繊維原料と同様、国民生活の基盤たる原料品として、原油に対する関税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国石油供給量の現状にかんがみ、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

山林富裕税査定に関する素地評価軽減の請願（請願者　奈良市東向中町奈良県森林組合連合会副会長理事柏田久太郎外一名）（前田正男君紹介）（第一三七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回創設された富裕税の森林素地評価は、大阪財務局の発表によれば、奈良県吉野郡並びに宇陀郡においては土地賃貸価額の四千二百倍とし、その他の地方においては土地賃貸価額の三千五百倍と定められたようであるが、これが評価は余りにも時価と異なつており、この基準では経済的に林業経営を一層困難ならしめるものである。ついては、奈良県下における時価は大体賃貸価額の九百倍程度のものと推量されるから、すみやかに修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不均衡を是正し、適正なる課税をなし、もつて林業経営を促進する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

つばき原油に対する物品税撤廃の請願（請願者　熱海市銀座三百七十番地静岡県つばき油工業組合長佐藤成二外三名）（鳥山鶴吉君紹介）（第一三七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

つばき油の原料は伊豆七島、長崎県五島列島及び鹿児島県の一部に限られており、その用途は中老婦人の頭髪栄養素として用いられているが、頭髪油という理由により化粧香油と誤認され、つばき原油に対し三割の物品税が課せられている。従つて、このつばき油は、なんら加工しない純然たる原油であるにもかかわらず、ぜい沢化粧品と同一視してこれに課税することは不合理である。ついては、つばき原油に対して、すみやかに物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、他の類似物品との課税上の不均衡を是正するため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

飲食物製造販売業者の衛生設備改善費の課税控除の請願（請願者　名古屋市西区笹下町四十三番地日本製菓協会々長山本宗次郎）（木村公平君紹介）（第一四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

飲食物の製造販売業に対しては、昭和二十二年十二月、食品衛生法に基き、その営業場に対し、法の定むるところにより、衛生施設の改善指導が厳重に行われたので、業者たちは借金しても施設改善に努力している。しかるに税務所では設備をよくすれば、利益が上つたものとみなして、設備に対しても課税されることは、業者にとつては耐えられないことである。ついては、施設に要した費用を所得額から差し引き、課税されるよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上の見地より見て、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

石油及び石油製品に対する関税撤廃の請願（請願者　東京都中央区銀座西二丁目一番地日本自動車会議所会長村上義一）（田中不破三君紹介）（第一五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回の関税定率法改正案によれば、生活必需品で国産の皆無、または極少なものは無税とする方針に基いて、綿花、羊毛、生ゴム等は無税となつている。原油をはじめ、石油関係品は国民生活にとつて、きわめて重大な関係をもつているばかりでなく、国内生産量は全消費量の一割にも及ばない実状であり、これらの関税は撤廃されるべきである。自動車運輸事業は、その原動力である揮発油その他に対して高率の消費税を負担しているが、この上に、二割から三割の関税を加重されるならば到底その負担に耐えられない。ついては、石油及び石油製品に対する関税率を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業育成の見地より、適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

漁業用石油類に対する関税撤廃の請願（請願者　東京都千代田区丸ビル四階日本遠洋底びき網漁業協会全日本漁業用石油関税反対期成同盟委員長横山登志丸）（奥村又十郎君紹介）（第一六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回国会に上程される関税定率改正法案によれば、漁業用石油類に対し、輸入関税が課せられることになるが、わが国の全漁業経営はこれによつて大打撃を受け、重大危機に追い込まれる。漁業用石油は、国民食生活に重大な関係があるので、かつては免税であつたし、現在はさらにその必要性が切実である。石油は、漁業生産に不可欠の資材であり、漁業生産者は現在以上の生産資材費を負担できないし、石油の値上りを漁獲物に転嫁することができない。ついては、漁業用石油類に対する輸入関税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は漁業生産者の窮状にかんがみ、適切妥当なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議

に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

関税定率法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区五番町十二番地日本塗工株式会社取締役社長鍬塚巌）（三木武夫君紹介）（第一六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船舶の建造または修繕に使用する特殊の工作用機械または塗装用機械にして新規発明のもの、または本邦で製作困難なものは輸入税を免除されるよう、関税定率法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国造船能力の育成向上のために、適切なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

退職金に対する所得税免除の請願（請願者　洲本市宇山百五十三番地淡路交通労働組合代表上山和男）（塩田賀四郎君紹介）（第一七二四号）、同（請願者　広島市千田町広島電鉄労働組合執行委員長花野忠雄）（中川俊思君紹介）（第一七四〇号）、同（請願者　神戸市長田区御屋敷通三丁目二番地山陽電気鉄道労働組合代表毛呂盛雄）（塩田賀四郎君紹介）（第一七五二号）、同（請願者　水戸市外浜田三百二十四番地茨城交通労働組合闘争委員長宮田能則）（山口武秀君紹介）（第一七六〇号）、同（請願者　熊本市春日町熊本県全民主労働組合共同闘争委員会代表村田正実外四十七名）（坂本泰良君紹介）（第一七八五号）、同（請願者　大津市別所五十五番地江若鉄道労働組合長鷲下助右ェ門）（江崎一治君紹介）（第一八一二号）、同（請願者　大阪市北区小深町三十二番地京阪神急行電鉄労働組合執行委員長林下隆一）（前田種男君紹介）（第一八三三号）、同（請願者　神戸市長田区御屋敷通三丁目二番地山陽電気鉄道労働組合代表者毛呂盛雄）（松澤兼人君紹介）（第一八七九号）、同（請願者　京都市下京区油小路通り御前通下ル玉本町京福電鉄京都労働組合代表高山雷蔵）（永谷長三郎君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　下関市小月町長門鉄道労働組合代表浜田苗吉）（今澄勇君紹介）（第一八九六号）、同（請願者　岡山県上道郡西大寺町西大寺三百五十九番地の二西大寺鉄道組合長和田満平）（江崎一治君紹介）（第一八九七号）、同（請願者　下関市大字大坪百四十番地香山竜孝）（今澄勇君紹介）（第二一三八号）、同（請願者　東京都港区芝高輪南町三十番地日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長藤田藤太郎）（大石ヨシエ君紹介）（第二一三〇号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内一丁目二番地閉鎖機関整理委員会職員組合執行委員長池沢稔）（松澤兼人君紹介）（第二一三五号）同び同（請願者　茨城県交通労働組合闘争委員長宮田能則）（塚原俊郎君紹介）（第二一三五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

退職金に対する現行所得税はきわめて高率であるが、かくては、離職後の生活にとつて唯一の保障である退職金制度が無意味となり、現下の失業時代において日々の生活もきわめて不安である。ついては、すみやかに退職金に対する所得税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、離職後の生活上の不安を一掃するため、必要なる措置であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

保険事業監督行政機構整備強化に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通二丁目四番地日本損害保険協会長　田中徳次郎）（佐久間徹君紹介）（第一七三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

文化が向上し、各種の工業が発達すれば、保険の需要は増加し、その内容は広はん多岐となることは欧米諸国の実情を見ても明らかである。現在、わが国の民営保険事業の監督行政は大蔵省銀行局保険課が担当しているが、この機構をもつては、ますます重要かつ複雑となる保険行政を強く推進することは困難であるのみならず、いわゆる社会保険、類似保険、民営保険との相互調整を図り、これを一元的に監督することは困難である。ついては、保険監督行政機構の整備強化を計り、保険の健全な発達普及を図るため、保険庁もしくは保険事業委員会などを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願はわが国保険事業の健全なる発達普及のために適切なる要望であると認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

業務用冷蔵器に対する物品税撤廃の請願（請願者　東京都文京区駒込西片町十番地関東信越冷蔵器事業協同組合理事長山田広三郎）（三宅則孝君紹介）（第一七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

冷蔵器に対する物品税は本年から二割課税となつたのであるが、国家が国民保健衛生上必要と認め、設備を強制している以上、免税されることは当然である。ついては、業務用冷蔵器、すなわち体積十立方尺以上のものに対しては、免税されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民の保健衛生上の見地より、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

羊革製手袋に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者　東京都台東区永住町五十番地小野繁吾）（天野公義君紹介）（第一七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

羊革製手袋に対する物品税の免税点を次の理由により千五百円に設定されたいというのである。

（一）羊革製手袋は実用性と耐久力に富んだ大衆的なものであつて、なんらしゃし的なものではなく、とくに寒冷地方の人には欠くことのできない生活必需品である。

（二）羊革手袋は、ほとんど羊革を使用するものである関係上、他の革製品に比し資材の重要性がきわめて低い。（三）税の転嫁が困難なため正業者を圧迫する。

二、請願の議決理由

羊革手袋の特殊性にかんがみ、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

繊物消費税廃止に伴う損失補償に関する請願（請願者　長浜市門前町清水孝太郎外十七名）（江崎一治君紹介）（第一八五三号）、同（請願者　岡山市西大寺町十二番地武田柳三郎外七名）（竹村奈良一君紹介）（第一八九八号）及び同（請願者　岡山市西大寺町百十二番地武田柳三郎外五百十五名）（逢澤寛君紹介）（第一九五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年廃止となつた繊物消費税の代徴額について、政府は技術的に困難であるとの理由で還付をしないが、徴税の場合は見込査定によつて決定しているのであるから、徴税の時も還付のときも同じ方針で進むのが民主的な税制である。ついては、零細な業者の実情を考慮し、これが損失補償をすみやかに実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は税制の不合理を是正しようとするものであり、おおむね適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

社会保険医療報酬に対する所得税減免に関する請願外一件(請願者　東京都千代田区小川町一丁目三番地日本歯科医師会長佐藤運雄外百三十五名)(田中元君紹介)(第一八五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険の被保険者は、全国民の七十二パーセント、歯科受療の場合は九十パーセントが社会保険の被保険者、もしくは被扶養者となつている。従つて、医師の收入は、社会保険に依存しているにもかかわらず、社会保険の支拂は、つねに四箇月遅れ、医師は経済的に困窮をきわめている。他の業種と異なつて、患者数に限界があり、この制約の下にある所得源から、技術と知識、設備、資材、薬品等必要経費を負担しなければならない。ついては、診療に対する所得税課税は技能等必要経費の中に勘案されて、課税基礎控除を考慮されるとともに、社会保険診療報酬に対しては課税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保険の健全なる発展のために、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

旧漁業権に対する補償金の免税等に関する請願(請願者　盛岡市岩手県議会議長村上順平)(小澤佐重喜君紹介)(第一九九二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国漁業制度の根本的改革は目下進行中であり、新漁場計画に基く漁業権の補償に関し、いまだ明確なる見通しを得る段階に至つていないことは、はなはだ遺憾である。ついては、漁業権証券の償還期限を五箇年以内の一般国債たらしめるとともに、同証券に対しては全面的に非課税とするよう特別な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国漁業制度の民主化のために必要なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

時計類に対する物品税撤廃の請願(請願者　東京都中央区新富町三丁目八番地全日本時計小売商組合連合会長関誠平)(西村直己君紹介)(第二〇九三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

時計類に対する物品税に関しては、昨年末の税法改正により税率を軽減されたのであるが、これらに対して物品税が課せられるようになつたのは戰時経済の必要から、時計をしやし品とみなしたためであり、課税理由の消滅した今日において元来大衆の日用必需品として、できる限り低廉な価格で一般に普及される必要があるにかかわらず、いまだに課税が行われていることは、はなはだ遺憾である。ついては、輸出産業育成の意味においても、これらに対する物品税をすみやかに撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

今日、時計類は生活必需品であり、出来る限り低廉な価格で一般に普及される必要がある。かかる見地より、本請願は適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

種苗業者に対する課税適正化に関する請願(請願者　東京都文京区本郷三丁目一番地の五日本種苗生産業会常務理事加藤都里雄外二名)(前尾繁三郎君紹介)(第二二三三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

種苗業は、一般生産業及び商業と性格が左のように異つている。すなわち、(一)種苗の生産は、その年の天候に左右され、生産が不安定であること。(二)品質の維持改良に対する経費が特別にかかること。(三)決算は端境期に行うが、在庫品は少なくとも一年後でないと販売できず種子は翌年になると発芽率が劣り、評価が不可能であり、在庫の評価規準に対し、特例が必要である。(四)資金の回転率が低いこと等であつて、種苗業は企業差益がきわめて低いことを配慮され、適正な課税方法を採用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、種苗業の特殊性にかんがみ、関係税法を合理的に改正しようとするものであつて、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

租税制度の根本的改革に関する請願(請願者　京都市中京区河原町通り四條上ル京都商工同志会代表亀井辰次郎外二名)(第二二三四号)(田中伊三次君紹介)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

租税制度は、国民に納得のゆくようにし、住民を威嚇する態度をやめ、正直な納税者を信頼し、礼儀と至誠をつくす必要がある。ついては、重税につき抜本的改革を要望するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は租税制度を再検討し一層民主的なものに改めようとするものであつて、大体において適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

林業税制の改正に関する請願(請願者　日本林業協会長大村清一外七名)(第二二二五号)(岡村利右衛門君紹介)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

造林臨時措置法の制定にもかかわらず、現在のような林業経営に対する重課税ではとうてい林業行政の強化は望めない。ついては、国税、山林評価、相続税、富裕税、地方税、(事業税、固定資産税、木材取引税、水利地益税)を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、林業関係の税制を合理化し、もつて林業行政の強化を計ろうとするものであつて、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

塗器及び家具に対する物品税撤廃の請願(請願者　石川県鳳至郡輪島町河井町輪島塗器商工業協同組合理事長田中田吉外二名)(南好雄君外一名紹介)(第二二六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年一月一日、塗器及び家具の物品税免税点が引き上げられたことは実に感謝に堪えないが、ひとり輪島塗器のみが、実用的面をかえりみず、高価であるがゆえに課税の対象となり、産地的振興状態にはなはだしい不均衡をきたしている現状である。ついては、塗器及び家具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

課税上の不均衡を是正する必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

運動用品に対する物品税撤廃の請願(請願者　東京都荒川区日暮里町二丁目二百九十番地永田忠一外五名)(大野伴睦君紹介)(第二三五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

健全なスポーツの振興は、国民の資質向上に貢献するところ多大であることはいうまでもないが、運動用品に対する十パーセントの物品税があるためにスポーツをする者の経済的負担を重くし、スポーツの振興発展を阻害している。運動用品の製造業者は、ほとんど零細家庭工業であつて、副業的業者が存在して脱税を行い、正規業者の経営を困難ならしめていることも、物品税が高級、一般少年向にかかわらず課せられていることによるのである。ついては、一般青少年向の運動用具、生活必需品運動用具だけでも、免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、健全娯楽の育成、国民の体位向上等の見地よりして、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

水銀に対する関税撤廃の請願(請願者　東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地日本化学工業協会長原安三郎外五名)(中村純一君紹介)(第二三五五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関税定率法の一部を改正する法律により、従来無税であつた水銀は、十パーセント課税されることになつたが、水銀は電解ソーダ、火薬、有機合成、船底塗料その他重要基礎産業の原料及び補修資材として使用されており、代替不能のきわめて重要なものであり、国際的需要の急激な増大により価格は暴騰の一途をたどり、輸入に多大の困難が生じている。今回の課税は、暴騰しつつある水銀価格をさらに高め、原料輸入の障害となり、工業活動も抑制し、基礎産業の発展に悪影響を及ぼすおそれがある。ついては、従来通り水銀を無税とするよう、改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、水銀に対する関税を無税とし、もつてその輸入の促進を計り、わが国基礎産業の発展増長を切望するもので、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

たばこ民営反対の請願(請願者　三重県宇治山田市常盤町専売公社内三重県たばこ耕作組合連合会長小切間重三郎)(山手満男君紹介)(第三一四号)、同(請願者　滋賀県たばこ耕作組合連合会長小梶三郎)(今井耕君紹介)(第四一六号)、同(請願者　宮崎県庁内宮崎県たばこ耕作連合会長甲斐善平)(川野芳満君紹介)(第四七四号)、同(請願者　宮崎県東諸県郡綾町たばこ耕作青年団代表大田義弘外百三十八名)(川野芳満君外一名紹介)(第四七五号)、同(請願者　香川県綾歌郡端岡村国分香川県たばこ耕作組合連合会長高笠原拾三日)(田万廣文君紹介)(第五六七号)、同(請願者　静岡県たばこ耕作組合連合会長森田豊蔵)(竹山祐太郎君紹介)(第七三四号)、同(請願者　和歌山県和歌山市美園町五番地広浦義一)(田中織之進君紹介)(第七三五号)、同(請願者　山形県たばこ耕作組合連合会長太田徹外二十六名)(志田義信君外一名紹介)(第八九八号)、同外一件(請願者　福岡県朝倉浮羽両郡たばこ耕作組合連合会長井上貢外千五百名)(中村寅太君紹介)(第九三〇号)、同外四件(請願者　福島県石川郡石川たばこ耕作組合連合会長吉田嘉重外四名)(園谷光衛君紹介)(第一一〇七号)、同(請願者　福島県平市小太郎町平たばこ耕作連合会長大平正次)(松井政吉君紹介)(第一一三〇号)、同(請願者　福島県相馬郡原町たばこ耕作組合連合会副会長西畑交太郎)(鯛内正一君紹介)(第一一三一号)、同(請願者　青森県八戸市八戸たばこ耕作組合連合会長松尾節三外二十八名)(奈良治二君紹介)(第一一三二号)、同(請願者　福島県郡山市壇越二十番地直輔たばこ耕作組合連合会長宗像直幸)(松本善壽君紹介)(第一一七一号)、同(請願者　福島県双葉郡富岡町たばこ耕作組合連合会長大和田進)(高木松吉君紹介)(第一一七二号)、同(請願者　香川県たばこ耕作組合連合会長高笠原拾三日)(福田繁芳君紹介)(第一一九九号)、同(請願者　兵庫県たばこ耕作組合連合会長田中源三郎外五千六百九十一名)(木下榮君外一名紹介)(第一二〇〇号)、同(請願者　茨城県議会議長大高康)(原彪君外一名紹介)(第一二一七六号)、同(請願者　福島県田村郡三春たばこ耕作組合連合会長熊田久)(菅家喜六君外一名紹介)(第一二一七七号)、同(請願者　徳島県小松島鳴島県たばこ耕作組合連合会長逢坂敏明)(三木武夫君紹介)(第一三〇八号)、同外十八件(請願者　宮城県黒川郡鶴巣村鳥屋字檀の輿六十九番地梅吉甲太郎外十八名)(佐々木更三君紹介)(第一三〇九号)、同外四十六件(請願者　宮城県本吉郡柳津町字本町二百十八番地佐々木久兵衛外四十六名)(高橋清治郎君紹介)(第一三一〇号)、同外三件(請願者　秋田県由利郡玉米村たばこ耕作組合長小松三郎外六十四名)(飯塚定輔君紹介)(第一三三七号)、同(請願者　仙台市清水小路十番地仙台たばこ耕作組合連合会長平間新午郎外四十七名)(庄司一郎君紹介)(第一三三八号)、同外一件(請願者　郡山市大槻四番地全専売労働組合郡山支部長影山本治外一名)(八百板正君紹介)(第一三七八号)、同外四十一件(請願者　岩手県上閉伊郡青笹村たばこ耕作組合長小水内佐吉外四十一名)(志賀健次郎君紹介)(第一三七九号)、同外六十三件(請願者　盛岡市上田日本専売公社盛岡支局内岩手県たばこ耕作組合連合協議会長高野俊治外九十名)(志賀健次郎君紹介)(第一三八〇号)、同外一件(請願者　福島県南会津郡楢原たばこ耕作組合連合会副会長綱井新吾外一名)(園谷光衛君外一名紹介)(第一四〇八号)、同(請願者　山口県たばこ耕作組合連合会長福田一良)(吉武恵市君紹介)(第一四五二号)、同(請願者　徳島県たばこ耕作組合連合会長逢坂敏明)(岡田勢一君紹介)(第一五三五号)、同(請願者　山形県北村山郡東郷村山形県たばこ耕作組合連合会長太田徹外二十六名)(園司安正君紹介)(第一七八三号)及び同(請願者　東京都中央区日本橋吳服橋三丁目七番地東京建物ビル内たばこ耕作組合中央会長田中大蔵)(井上知治君紹介)(第一八一三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は、たばこ専売法を改正してたばこ事業を民営とする意図であるが、たばこ専売による益金は千二百億円の巨額に上り、これを民営とするときは、国庫収入の確保が困難となり、財政に及ぼす影響は多大である。また原料葉たばこの輸入によつて耕作者農民は脅威を受け、農村経済を破壊にみちびき、やみ取引を助長する危険があるから、たばこ民営に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、専売益金確保の見地より、適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付

して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

たばこ試験場及び肥料工場設置に関する請願（請願者　福島県石川郡石川町石川地方町村会長吉田嘉重外二名）（園谷光衛君紹介）（第一〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県は、葉たばこ生産県として全国第二位の産地であり、耕作反別約六千町歩を擁ししかも在来種松川葉を耕作し、国内消費に欠くべからざるものとして愛用され、エジプト輸出に好評を博している。このような重要産業に対する耕種の研究改善の道は、現在専売公社直営の五試験場で行われているが、福島県のような寒冷地に対する実地の適用は他県では不可能である。ついては、たばこ作に天恵的産地であり、松川葉発生地として名声のある石川地方に専売公社直営によるたばこ試験場を設置されるとともに、この地方に配合肥料工場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、たばこ作に天恵的産地であり、松川葉発生の地である石川地方に、たばこ試験場並びに肥料工場を新設しようとするものであつて、煙草の品質を向上し、もつて専売益金を確保するために必要なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

葉たばこ耕作保護対策確立の請願（請願者　栃木県議会議長大川信助）（小平久雄君外四名紹介）（第四七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
栃木県における葉たばこ耕作は、全国第四位を占め、本県の主要作物となつているが、本年度産の葉たばこに対する収納代金は昨年度に比較して減額をきたし農家経営に重大なる脅威を與えている。ついては、これが打開のため、次の事項をすみやかに実施されたいというのである。（一）葉たばこ買上げ標本の適用を緩和すること、（二）本年度産の未収納葉たばこについては、保護政策的買上げを実施すること、（三）さきに買上げた本年度葉たばこに対しては、追加支拂いの処置を講ずること、（四）来年度における収納価格を引き上げること。

二、請願の議決理由
葉たばこ耕作者の窮状にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

政府関係機関職員に対する退職給與制度確立に関する請願（請願者　閉鎖機関整理委員会職員組合執行委員長村田琰一郎外三名）（成田知巳君紹介）（第四八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
閉鎖機関整理委員会、復興金融金庫、特殊会社整理委員会及び証券処理調整協議会の政府関係の職員で、機構の改廃、または予算実行上の要請によつて退職させられるものに対しては、現在、法律第百四十二号「国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律」附則をもつて退職手当の支給基準が定められているが、これら四機関は短命な機関であつて、不安定な地位におかれた職員は、一般公務員の有する恩惠にも浴さず、一度失業すれば平均年齢の高いため転職は困難であり、失業保険も適用されない等悪條件の下にあるから、退職手当こそ生命の綱である。ついては、別表の基準による恒久的退職給與制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、政府関係機関職員の生活上の不安を一掃するため必要なる措置であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区神田佐久間町十一番地肥料配給公団労働組合田所昌外七名）（松澤兼人君紹介）（第九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の深刻をきわめた失業時代において公団解散に伴う失業職員の就職転換は言語につくし難い困難をきわめ、就職見込がほとんど立たず、従つて就職運動資金、食いつなぎ資金としての退職手当に対する期待と依存は大なるものがあるが、現行の国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、三月三十一日をもつて失効するため、本年四月一日以後において離職を予定される職員は、退職手当の見込が全然立たず、実に重大な問題となつている。ついては、同法律を延長するとともに、勤続年数に従つて、退職手当の適用をうけられるよう本法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
国家公務員の生活上の不安を一掃するため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

公務員の新退職給與制度確立に関する請願（請願者　埼玉県北埼玉郡水深村大字油井ヶ島四百五番地角田伊助外四百八十九名）（青木正君紹介）（第一六五六号）、同（請願者　米子市錦町二丁目百三番地勝部辰八外千百十二名）（足鹿覺君紹介）（第一六七二号）、同（請願者　宮城県古川市北町三番地米沢治外七百八十六名）（篠田弘作君外一名紹介）（第一七一七号）、同（請願者　山形市小姓町百十七番地山形県退職公務員連盟代表末野義四郎外二千百七十三名）（岡司安正君外一名紹介）（第一七一八号）、同（請願者　埼玉県比企郡唐子村大字上唐子八百二十二番地荒井三治外三百三十八名）（山口六郎次君紹介）（第一七一三五号）、同（請願者　北海道知安町北五西三北海道退職公務員連盟代表飯嶋純造外五百二十名）（小川原政信君紹介）（第一七三六号）、同（請願者　鳥取県退職公務員連盟代表森尾俊太郎外二百三十名）（米原昶君紹介）（第一七四五号）、同（請願者　川越市北久保町千七十一番地　高松今男外六百九十二名）（細田榮藏君紹介）（第一七六二号）、同（請願者　行田市大字忍五百十九番地野間武左衛門外九十四名）（青木正君紹介）（第一七六三号）、同（請願者　千葉県教育会館内千葉県恩給受給者連盟代表西山留次郎外六十九名）（柳澤義男君紹介）（第一八〇九号）、同（請願者　鳥取県東伯郡西郷村大字八屋五十五番地第二地伊藤定蔵外七百三十四名）（門脇勝太郎君紹介）（第一八一〇号）、同（請願者　松江市母衣町十五番地島根県恩給受給者連盟代表青山庸外二千四百三名）（山本利壽君紹介）（第一八二三号）、同（請願者　埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町四千七百十四番地遠藤正市外三百七十八名）（佐瀬昌三君外三名紹介）（第一八四七号）、同（請願者　千葉県君津郡中郷村下宿六百

四十九番地中川良助外三百六十名)(小高熹郎君紹介)(第一八四八号)、同(請願者　千葉市登戸町三丁目九十一番地平山滋春外九十九名)(多田勇君紹介)(第一八四九号)、同(請願者　木更津市北町千三百四十九番地千葉県恩給受給者連盟代表高橋卓一外百十八名)(田中豊君紹介)(第一八六八号)、同(請願者　愛知県渥美郡赤羽根村字赤羽根西方一番地鈴木里吉外七十七名)(福井勇君紹介)(第一八六九号)、同(請願者　千葉県匝瑳郡東陽村字宮川六千五十番地千葉県恩給受給者連盟代表椎名清一外百四十三名)(山村新治郎君紹介)(第一八七〇号)、同(請願者　八王子市日吉町八十二番地東京都退職公務員連盟沼謹一外千名)(福田篤泰君紹介)(第一八七一号)、同(請願者　愛知県知多郡八幡町大字新知字脇島十一番地冨田良材外二百七十名)(久野忠治君紹介)(第一八八八号)、同(請願者　愛知県碧海郡安城町大字山崎字大手四十七番地後藤善一外百四十三名)(中野四郎君紹介)(第一八八九号)、同(請願者　愛知県愛知郡天白村大字平針杉浦延一外九十六名)(川本末治君紹介)(第一九〇三号)、同(請願者　豊橋市植田町字的場二番地ノ一佐原省之外二百八十八名)(八木一郎君紹介)(第一九〇四号)、同(請願者　岡崎市井田町字山王三番地ノ一福若蓉一外百七十九名)(千賀康治君紹介)(第一九〇五号)、同(請願者　函館市松陰町十二番地北海道退職公務員連盟代表半沢治外五百三十三名)(田中元君紹介)(第一九〇六号)、同(請願者　東京都江戸川区小岩町八丁目千百五十九番地宇井利一外千九百二十四名)(岡谷光儀君紹介)(第一九〇七号)、同(請願者　甲府市富士見町五番地林喜治外千百五十五名)(小林信一君紹介)(第一九三三号)、同外一件(請願者　愛知県北設楽郡田口町大字田口字中島五番地窪田　五郎外二百七十三名)(福井勇君紹介)(第一九七六号)、同(請願者　愛知県丹羽郡古知野町特町今井富三郎外百六名)(江崎真澄君紹介)(第一九七七号)、同(請願者　鳥取県吉方町三百四十番地大森武夫外千二百三十二名)(福田直道君紹介)(第一九八五号)、同(請願者　豊川市野口町前野四十五番地寺部倍吉外百四十七名)(福井勇君紹介)(第一九九七号)、同(請願者　香川県退職公務員連盟代表林重吉外九百名)(島田末信君紹介)(第二〇〇四七号)、同(請願者　前橋市才川町乙四十番地中島房助外千五百二十一名)(藤枝泉介君紹介)(第二〇〇四八号)、同(請願者　福岡県　退職　公務員連盟代表瓜生安代外千八十九名)(吉野武一君紹介)(第二〇〇四九号)、同(請願者　群馬県山田郡大間々町千三百三十四番地ノ二斎藤堯祐外七百三十六名)(長谷川四郎君紹介)(第二〇〇五〇号)、同(請願者　香川県　退職　公務員連盟代表林平七外千名)(戒田知巳君紹介)(第二〇〇五一号)、同(請願者　福岡県退職公務員連盟代表河原熊外千九十名)(松本七郎君紹介)(第二〇〇五二号)、同(請願者　群馬県北群馬郡渋川町元宿五百九十四番地田部井鵬雄外千七百八十三名)(中曾根康弘君紹介)(第二〇〇六八号)、同(請願者　大宮市高鼻町有元久五郎外二百六十名)(川島金次君外二名紹介)(第二〇〇六九号)、同(請願者　北海道退職公務員連盟代表齋藤貞次郎外八百三十六名)(玉置信一君外三名紹介)(第二〇七一号)、同(請願者　館山市北條町百五番地椙村辰之助外五十四名)(小高熹郎君紹介)(第二〇八〇号)、同(請願者　神戸市垂水区西垂水町霞丘千五百八十七番地の二荒木実外百三十四名)(塩田賀四郎君紹介)(第二〇八一号)、同(請願者　香川県退職公務員連盟代表林平七外千六百十名)(田万廣文君紹介)(第二〇八二号)、同(請願者　岐阜県恩給受給者連盟代表中島芳次外千百三名)(岡村利右衛門君紹介)(第二一二三六号)、同(請願者　福岡県退職公務員連盟代表吉浦善三郎外二千九百六十五名)(池見茂隆君紹介)(第二一二三七号)、同(請願者　愛知県額田郡幸田村大字草字大塚九十七番地伊野鯉之助外百三十八名)(千賀康治君紹介)(第二一二五〇号)、同(請願者　大垣田市三里町一丁目千七百十八の二中村英一外二千二百三十六名)(寺崎覺君紹介)(第二一二五一号)、同(請願者　岐阜県恩給受給者連盟代表中島芳次外八百七名)(平野三郎君紹介)(第二一二五二号)、同(請願者　福井県葵町福井県退職公務員連盟会長小辻千太郎外千七百二十四名)(坪川信三君紹介)(第二一二五三号)、同(請願者　福岡市本領一丁目二十七番地吉浦善三郎外二千九百六十五名)(中村寅太君紹介)(第二一二五四号)、同(請願者　浜松市和地山町十三番地岡井茂外五百六十三名)(竹山祐太郎君紹介)(第二一二五五号)、同(請願者　岩手県退職公務員連盟代表三田地湖治郎外七百二名)(小澤佐重喜君紹介)(第二一二五九号)、同(請願者　多治見市生田区二番地千葉乙女外八百三十七名)(加藤鐘造君紹介)(第二一二六六号)、同(請願者　福岡県退職公務員連盟代表奈倉穗積外千三百五十七名)(江田斗米吉君紹介)(第二一二七号)、同(請願者　岐阜県退職公務員連盟中島芳次外千百八十五名)(武藤嘉一君紹介)(第二一二八号)、同(請願者　静岡県庁内静岡県退職公務員連盟会長実藤豊吉外五百六十名)(中村幸八君紹介)(第二一二九号)、同(請願者　日本退職公務員連盟滋賀県支部理事長木暮安水外千六百名)(河原伊三郎君紹介)(第二一二一〇号)、同(請願者　神奈川県退職公務員連盟会長齋藤元近外千二百六十二名)(河野謙三君外四名紹介)(第二一二一一号)、同(請願者　横須賀市田戸台四十二番地齋藤ムメ外三百三十三名)(今野武雄君外三名紹介)(第二一二二号)、同(請願者　横浜市中区本牧町一丁目二百八十二番地梶谷美津外千百六十七名)(松尾トシ子君外二名紹介)(第二一二三号)、同(請願者　宇都宮市三條町千三百四番地長沢末次郎外千三百七十七名)(小平久雄君外一名紹介)(第二一二四号)、同(請願者　福岡県　直方　四百九十一番地の一鶴我キクエ外千八十八名)(瀬上房太郎君紹介)(第二一二五号)、同(請願者　高知県退職公務員連盟坂本重壽外千六百七十五名)(長野長廣君紹介)(第二一二六号)、同(請願者　久留米市両替町七十番地の六田口経次外二千二百三十六名)(龍野喜一郎君紹介)(第二一二六二号)、同(請願者　久留米市荘島町三百六十五番地佐々木来助外二千二百三十五名)(荒木萬壽夫君紹介)(第二一二六三号)、同(請願者　静岡市西門町二番地西村直己外二百六名)(砂間一良君外一名紹介)(第二一二六四号)、同(請願者　高松市宮脇町香川県退職公務員連盟代表林平七外千名)(大西禎夫君紹介)(第二一二九七号)、同(請願者　岐阜市且島井川龍治外八百七十四名)(大野伴睦君紹介)(第二一二九八号)、同(請願者　静岡県富士郡富士町滝川ちよ外百二十三名(勝間田清一君紹介)(第二一三一号)、同(請願者　静岡県田方郡内浦村赤堀庄平外二百六十一名)(島山鶴吉君紹介)(第二一三二号)、同(請願者　愛知県幡豆郡豊坂村大字須美字元屋敷四十番地田隈一郎外百八十八名)(中垣國男君紹介)(第二一三三号)、同(請願者　鎌倉市富士見町六十五番地小川幸五郎外八百七十九名)(高倉定助君外二名紹介)(第二一三四号)、同(請願者　直方市　直方　九百四十八番地の一荒牧スヌミ外千八十七名)(加藤充君紹介)(第二一三四二号)、同(請願者　福岡市大字片江高木一雄外二千九百六十四名)(福田昌子君紹介)(第二一三四三号)、同(請願者　千葉県夷隅郡興津町大沢百番地山口仁作外

三百十三名（森曉君紹介）（第二三四四号）、同外二件（請願者　名古屋市東区布池町三十二番地出石於兎彦外三千七十二名）（田嶋好文君紹介）（第二三四五号）、同（請願者　静岡県庵原郡両河内村中河内鷲見義雄外二百三十五名）（神田博君紹介）（第二三四六号）、同（請願者　岐阜県羽島郡笠松町下新町松田健一外七百九十名）（田中啓一君紹介）（第二三四七号）、同（請願者　久留米市荘島町三百六十五番地佐々木来助外二千二百三十五名）（甲木保君紹介）（第二三四八号）及び同（請願者　浜松市住吉町百三十四番地三輪桂作外五百五十名）（金原舜二君紹介）（第二三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律は、昭和二十六年三月三十一日で失効となるのであるが、あらたな恒久退職給與制度の具体案の準備が整わず、多数現職並びに退職公務員に與える精神的影響は少なくない。ついては、国家公務員法第百八條及び国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律に相応する新退職給與の制定を促進されたい。制定にあたつては、とくに、この制度を統合され、統一された單一制度とし、公社職員をも含めて国家公務員、地方公務員のすべてが制度の保護に浴しうるものとし、国家公務員法第百八條にそう内容たらしめ、地方財源の安定確保の道を講じ、既得権を尊重し、給與の公平を期するよう考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

公務員の生活上の不安を一掃し、安んじて職務に專念できるよう、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

管財職員に新退職給與制度適用に関する請願（請願者　東京都千代田区代官町二番地日本財務職員労働組合連合会中央執行委員長　齋藤甚助）（松澤兼人君紹介）（第一八七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ポツダム宣言受諾による国民最大の義務である賠償物資の保全管理を任務として、ひたすら職務遂行に專念している管財職員は、G・H・Q民事部の人員削減指令が突発的に命令される特殊的立場にあり、ことに国際情勢の激変と対日講和問題の促進と相まつて生活の不安が一層深められている。ついては、今次提案になる国家公務員等に対する退職手当臨時措置に関する附則第七項修正案を三月中に行われようとしている管財職員の整理に対してぜひ適用されるとともに、これら職員の特殊的立場を認め、今後かかる事態に対しても恒久的に附則第六項及び第七項を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

管財職員の特殊的立場を認め、これら職員の生活上の不安を一掃するため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法の適用範囲拡大に関する請願（請願者　北海道亀田郡七飯村国立北海道第一療養所患者代表竹内鑒外三百三十五名）（冨永格五郎君紹介）（第五八〇号）、同（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内瀧山邦夫外百九十名）（船田享二君紹介）（第五八一号）、同（請願者　宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内　藤原美代子　外百九十九名）（山口好一君外一名紹介）（第六一四号）、同外一件（請願者　山口県豊浦郡小串町国立療養所小串清風荘内小林恒夫外百七十名）（福田昌子君紹介）（第八五一号）、同（請願者　東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄）（青柳一郎君紹介）（第八九九号）、同（請願者　加古川市国立療養所加古川病院内中山武外百三十五名）（井之口政雄君外一名紹介）（第一一三三号）、同（請願者　滋賀県神崎郡八日市町浜野仙波玄一）（堤ツルヨ君紹介）（第一一三〇号）、同（請願者　静岡県賀茂郡竹麻村国立療養所湊病院患者代表渡邊明外二百五十名）（畠山鶴吉君紹介）（第一三七六号）、同（請願者　千葉市仁戸名六百八十八番地日本患者同盟千葉支部代表生島議拳）（苅田アサノ君紹介）（第一四八三号）、同（請願者　青森県下北郡大湊町国立療養所大湊病院寮友会代表高田不二三外二名）（山崎岩男君紹介）（第一七〇四号）及び同（請願者　全国国立病院患者同盟代表上田正）（金子與重郎君紹介）（第二〇〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年十二月、未復員者給與法が制定され、その後同法の一部改正により、療養期間の延長、手当金の増額等が行われたが、現実の復員患者の生活は極度に困窮し、同法の適用から除外された多くの復員患者もあるから、このような復員患者の生活改善のため、次のような事項を実現されたいというのである。（一）未復員者給與法によつて、いかなる病気も全治するまで保障すること、（二）恩給受給者にも病気のときは、同法を適用すること、（三）別な病気が併発した場合も同法によつて全治するまで保障すること等。

二、請願の議決理由

本請願は、復員患者の生活改善のため、妥当なる要望であり、速やかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法等の改正に関する請願（請願者　京都市中京区瑞川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟理事長守山久次郎）（水谷長三郎君紹介）（第一一二九号）、同（請願者　福島市役所内福島県留守家族連合会代表鈴木實）（關内正一君紹介）（第一三三六号）同（請願者　津市下部田三重県海外抑留同胞救出連盟会長松田信一郎）（中村清君外一名紹介）（第一三七七号）、同（請願者　岡山県引揚促進連合会長星島義兵衛）（星島二郎君外五名紹介）（第一四五四号）、同（請願者　群馬県復員引揚促進家族連盟会長北川光雄）（増田連也君外一名紹介）（第一五三七号）、同（請願者　松山市勝山町百二十八番地愛媛県外地抑留者家族会連合会長橘本儀一郎）（村瀬宣親君紹介）（第一五三八号）、同（請願者　佐賀県在外同胞引揚促進会長田中虎登）（三池信君外一名紹介）（第一五三九号）及び同（請願者　神奈川県帰還促進援護会議長佐藤安蔵）（小金義照君紹介）（第一七二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の未復員者給與法、特別未帰還者給與法は、法制定の本質よりして、各種制度の不備、不均等あり、現在本法の恩恵を受けうる留守家族は、三十七万で留守家族中その一割にも達しない実情である。ついては、前記両法を左の通り改正されたいというのである。（一）前記両法に基き、本人本ぼうの前渡しをうける家族の範囲を全未帰還者家族に拡大すること。（二）未復員者給與法第五條を改正し、本人本ぼう及び扶養手当は、死亡公報発令の月分まで支給すること。（三）特別未帰還者給與法、第一條を改正し全未帰還者に拡大適用すること。

二、請願の議決理由
本請願は、復員患者の生活改善のため、適切なる要望であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

未復員者給與法による医療給付期間延長に関する請願（請願者　柏崎市国立新潟療養所患者自治会代表宮沢茂）（第四郎君外一名紹介）（第一七八四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
結核対策が重要な社会問題として再認識され、未復員者給與法による医療給付期限が一年延期されて三箇年に改められたが、同法の適用を受けている患者は長期療養者であり、この期限では必ずしも完全治療は不可能であり、期限満了を前にして物心両面の負担に悩んでいる。ついては、未復員者給與法による医療給付期間を延長されたいというのである。
二、請願の議決理由
結核対策の徹底強化のために必要なる措置であり、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

山陰合同銀行生山支店設置に関する請願（請願者　鳥取県日野郡日野上村長三森千八外一名）（紹田直道君紹介）（第一四八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
鳥取県日野郡日野上村は、奥日野七箇村の中心地であり、東洋第一を誇るクローム鉱、木材、薪炭等、貨物の取扱は伯備線中第一位である。今回、山陰合同銀行根雨支店生山出張員詰所が廃止されるということであるが、日野上村の重要な地位から考えて金融機関を取り去る場合、ただちに地方産業の不振を招来することは明らかである。ついては、現在の詰所では多額預金は利用されていないので、生山に山陰合同銀行生山支店を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、地方産業振興のために、山陰合同銀行の支店を設置されたいというのであつて、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

陶管及び粘土かわら焼成用工業塩価引下げの請願（請願者　愛知県知多郡常滑町愛知陶管工業協同組合理事長筒井義春外八名）（三宅則義君紹介）（第一〇九号）、同（請願者　愛知県碧海郡高浜町愛知県赤瓦工業協同組合深谷徳二外一名）（三宅則義君紹介）（第六一二号）及び同（請願者　愛知県知多郡常滑田町滝田末郎外一名）（江崎真澄君紹介）（第七七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
愛知県地方における陶管並びに粘土かわら焼成用工業塩は、大正十一年以来、諸外国の例にならい、一般用原塩より相当廉価な価格で割当られていたが、昭和十九年から工業塩としての割当を停止されたため、高価な一般用原塩を使用していたが、今日は、その入手も困難となり、これらの製造に一大支障をきたし、かつ製造原価が高価となつて需要者の負担を増大している。現在、陶管は進駐軍用工事及び戦災都市の復興、ことに下水道の復興と農耕地改良用として、また粘土かわらは住宅、工場建設の必需品として、優良廉価な製造は緊急事となつている。ついては、焼成用工業塩の価格を引き下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
戦災都市の復興、農地改良用等に大量使用される陶管及び粘土かわら焼成用工業塩の価格を引下げようとするものであつて、適切なる要望と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

一般用工業塩拂下げ価格引下げに関する請願（請願者　東京都千代田区霞ヶ関三丁目四番地日本化学工業協会長原安三郎）（小金義照君外一名紹介）（第一八八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
一般用工業塩は、多種の工業に重要原料として用いられているが、そのうち、化学工業、とくに化成品、医薬品、産業火薬、無機薬品においては、多量に消費され、需要の大半をしめている。とくに染料、スルファミン剤、塩素酸ソーダ等は海外輸出が要望されているが製品価格の割高な点で海外品に押され、しかも原塩価格が製品価格に大きな影響を與えている。ついては、従前通り一般工業塩をいわゆる輸入裸値段に若干の実際チャージを加えた自然の価格で拂下げられ、国際市場にごして行けるようにされたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願は、主要工業の原料たる工業塩の価格を引下げんとするものであつて、適切妥当なるものと認める、よつて本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

たばこ小売人の利益率引上げに関する請願（請願者　東京都千代田区内幸町全国たばこ販売協会長佐野正次外二十一名）（森山欽司君紹介）（第一七二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
全国たばこ小売人十三万は、専売益金を確保するため、打算を超越して銀行等から巨額の融資を受け、多量のたばこを買い受けて、これを貯蔵し、店舗設備を拡張し売行の増進に努めてきた。従つて、数量において前年に比し一割六分九厘増したが、目標の二割増には達せず、定価引下げ等により金額は五分二厘減少したため、たばこ小売人利益の減收と売上げ目標達成のために要した経費を合わせるとばく大な額になつている。ついては、これらたばこ小売人の窮状を打開するため、小売人の利益率を戦前の一割程度に引き上げられたいというのである。
二、請願の議決理由
最近におけるたばこ小売人の窮状を打開するため、必要なる措置と認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十六年六月二日
大蔵委員長　夏堀源三郎
衆議院議長林讓治殿

佐世保市萬津町外三箇町の強制買收土地建物拂下げに関する請願（請願者　佐世保市萬津町一番地合資会社有吉商潤店内馬越宇雲外一名）（北村徳太郎君紹介）（第三五〇号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
旧海軍により強制買收された佐世保市万津、塩浜、山県、島地の四箇町の土地建物は、買收当時の契約に基いて元所有者に対し、優先的に返還されるものであるにもかかわらず、土地、建物を該地になんら縁故、権益関係のない者へ、その大半を配分し、従つてこれら不法占拠者は言を左右して、元所有者の退去要求を拒絶している状態である。ついては、前記建物を元所有者に返還するとともに、拂下価格については、臨時特別措置令を準用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、当該関係事項の経緯にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

ソーダ用原料塩輸入確保に関する請願（請願者　東京都渋谷区原町九番地塩輸入促進連盟委員長池田亀三郎外九名）（小金議照君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国ソーダ工業は、その原料塩を海外に依存せねばならぬため、原料塩の輸入確保が重大な問題となつており、昭和二十五年度ソーダ生産は、原料塩輸入不足のため、ソーダ用原料塩の配当計画の確保が困難となり、広汎な関連産業に打撃を與え、緊急措置を要請している。ついては、エジプト、トルコ、イタリー、スペイン等からの輸入の増強をはかるため、外貨資金のわくを確保し、アメリカ、メキシコ等からも輸入増加を急速に実現されたい。また現在の、求償貿易方式では、多量の塩輸入を確保することは困難であるから、ドル現金決済の措置を採り、輸送船舶を優先的に確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

ソーダ用原料塩の輸入を確保し、もつてわが国ソーダ工業の発展を計らんとするものであつて、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国有財産故鉄拂下げに関する請願（請願者　埼玉県川口市栄町三丁目百番地全国小物工業会長小林英三外四名）（大泉寛三君紹介）（第八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小（鋳）物の主原料である銑鉄は補給金の削減により一キロトン一万六千有余円の高価を示すようになつたが製品の売行は振わず、値上困難なところから、銑鉄の代材料として故銑に依存し、故鉄の給源も枯渇するようになり、休廃業の者が続出する現状である。昨年国有財産である故鉄の拂下げが行われたが、実際に小物業者に拂下げられたのは少量であつて、やみ価格で流れている量も相当あつた。ついては、国民の血税によつて調達された国有財産である故鉄の拂下げは、国民の還元されるべきであるから、最終需要者である小物業者に拂下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は故鉄の拂下げを適切ならしめようとするものであつて、大体において適切妥当なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

姫路税務署庁舎新築の請願（請願者　姫路商工会議所会頭亀木亀治郎）（堀川恭平君紹介）（第九二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の姫路税務署庁舎は粗雑な元軍用建造物であつて、相つぐ補修工事を加えてもなお署員の收容配置にさえ困難な現状であり、しかも階上歩行ごとに震動し、到底やすんじて現下の複雑な税務業務を円滑に運営することはできない。ついては、姫路税務署庁舎を新築されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、徴税機構の強化拡充を計らんとするもので、適切なるものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

国民金融公庫法の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区芝南佐久間町一丁目五十五番地中小企業振興会長松澤準人）（今澄勇君外五名紹介）（第一一三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業者に対する政府唯一の金融機関である国民金融公庫は、現下の金詰りの社会状勢より、同公庫の機能を拡充して、国民大衆の金融打開の方途を講ずることは刻下の急務である。しかるに資金量不足と機構不備のため、借入希望者に対し、きわめて小量の貸付しかできない現状であり、従つて、すみやかに現行法の一部を改正しなければ資金増強の道を失い、行詰りを生ずる結果を招来することになる。ついては、国民金融公庫法の一部を改正し、一般小企業者の金詰りの打開に資せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願については、国民金融公庫の資本金を増額し、あわせて機構の拡充強化を計り、もつてすみやかに大衆の資金需要に応ずべき必要を認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

貸金業等の取締に関する法律の施行に伴う損失補償に関する請願（請願者　福岡市春吉町一丁目二十五番地全九州殖産会社整理組合連合会長椎井康雄外四十九名）（川野芳滿君外二名紹介）（第一八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戰後経済の混乱期において、一般庶民層の金融機関として多大の便宜を與えていた殖産会社は、商法第四章とく名組合出資金融であるが故に営業を停止されるということになつたが、昭和二十四年第五回国会で、殖産会社の整理育成をはかることになり、無盡法の一部改正を行い、見なし無盡として、適格なものを存続させることになつた。しかしながら、その後当局の方針が数回にわたつて変更され、各社は単独整理に追込まれ、戰災者、引揚者からなる庶民層及び第三国人をも含む零細な預金者に対して預金の返済ができず、預金者に多大の迷惑と損失を及ぼしている。ついては、これら加入者救済のため、特別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における貸金業等の実情にかんがみ、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

在外公館等借入金返還促進に関する請願（請願者　呉市西辰川町二十五番地済南引揚者連絡機関代表酒井紀一外四名）（中川俊思君紹介）（第一九五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在外公館等借入金確認証書第一回分十九万件のうち一部は交付を受けたが残部はなお未交付が大量あり、物価の高騰にともなつて、引揚者の生活は困窮をきわめている。昭和十三年日本軍が連合準備銀行を創立して発行した連銀券一円は法幣一元、連銀券二円は日本貨幣一円と決定して通用されてきたものであり、終戦後法幣は連銀券の五倍となり、物価も現在十倍ないし二十倍に上昇した。しかしながら、借入金支拂に物価面から二十倍を要求するものでなく、連銀券一円を日本貨幣一円、法幣一元を日本貨幣五円のレートで法令化し、元利ともすみやかに支拂われたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の窮状を打開するため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

在外公館等借入金返還促進に関する請願（請願者　福岡市春吉町四番地武藤虎雄外九名）（守島伍郎君紹介）（第二九号）及び同（請願者　東京都千代田区麹町二丁目六番地池田信一外二名）（若林義孝君紹介）（第二三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

在外公館等の借入金は、明らかに国の行政費に該当するもので、その貸借の動機にかんがみても、これを後日の法令等によつてそ及的に処理される性質のものではない。さらに今日著しく疲弊している引揚者の実態を考慮するとき、これ以上等閑に附することは許されない。ついては、国の財政上即時支拂が困難な場合は、その一部を年賦償還もしくは国債等をもつて、実情に即応した早急な解決策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

引揚者の窮状を打開するため、すみやかに善処すべきものと認め、本請願は、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十六年六月二日

大蔵委員長　夏堀源三郎

衆議院議長林譲治殿

衆議院会議録第二号中正誤

頁	段行	誤　正
一九	二末九	時折柄　時節柄

衆議院会議録第七号中正誤

頁	段行	誤　正
六六	三二	相つて　相なつて
〃	〃	第三間　第三問
七〇	一末一四	補導施設収　補導、施設収
〃	二　八	呼ぶ　叫ぶ

衆議院会議録第十号中正誤

頁	段行	誤　正
一〇六	三末九	わが国民性　わが国民生

衆議院会議録第十五号中正誤

頁	段行	誤　正
一八五	三末六	発行価格　発行価額
一八六	一末一二	小額　少額

衆議院会議録第十六号中正誤

頁	段行	誤　正
一九五	三一六	財資金　財政資金
二〇三	〃　七	操入れ　繰入れ
二〇七	二末六	軍備　軍事
二一四	〃〃	低廉　低廉かくの
二一五	三一四	かのく

衆議院会議録第十七号中正誤

頁	段行	誤　正
二三五	二末一四	保障　補償

衆議院会議録第十八号中正誤

頁	段行	誤　正
二四七	末二	金額　全額

衆議院会議録第二十二号中正誤

頁	段行	誤　正
三三	三　二	全村　全層
三六	四　六	石炭　石灰
〃	〃　八	まへ。　まえ。
三七	二末三	しまつた。　しまつた、
〃	三末七	〃

衆議院会議録第二十三号中正誤

頁	段行	誤　正
三四八	一　九	リツプマス　リツプマン
三五七	一一〇	日本経済　日米経済
〃	一一七	攪乱　撹乱
〃	末六	農囚　豊囚
三六八	一末三	憤重　深長

衆議院会議録第二十四号中正誤

頁	段行	誤　正
三八〇	二末六	寄り　より

衆議院会議録第二十六号中正誤

頁	段行	誤　正
四二四	一　六	こそが　これが

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁	段行	誤　正
四三三	二　八	委員会　委員会議
四四四	〃　七	本改正　本改正
四四三	三末三	原虎君　原彪君

衆議院会議録第二十七号中正誤

頁	段行	誤　正
四三三	三　六	党主　党首
〃	末九	解放　解散

衆議院会議録第二十八号中正誤

頁	段行	誤　正
四五二	一末五	卒直　率直
四五六	一四	されたいと　されたと
四五七	二末六	せす　せず
四五九	一末一	備えて。　備えて、
四六三	四　三	した。最初　した最初

衆議院会議録第二十八号中正誤

頁	段行	誤　正
四六九	三　七	鋼鉄船　鋼鉄船
四七二	〃　一四	便郵　郵便
四七八	〃末八	デイスイス　デイスイン
		フレ　フレ

衆議院会議録第二十九号中正誤

頁	段行	誤　正
四九三	一　三	膨湖島　澎湖島
四九四	末一	学術改革　学制改革
四九六	二　一	管現　管理
四九七	三〃一	すなわち。　すなわち、

衆議院会議録第三十三号中正誤

頁	段行	誤　正
五六一	末五	対日覚書　対日講和覚書

衆議院会議録第三十七号中正誤

頁	段行	誤　正
五七〇	四　二	必要があるときは　必要があると認めるときは
五七一	二　三	広業　広葉
五七二	一末九	励奨　勧奨
〃	〃(九)(一〇)	森業　林業
五七三	一〃五	発港地　発航地

衆議院会議録第三十八号中正誤

頁	段行	誤　正
七六一	九　一〇	名古屋税関、清水税関支署、御前崎　名古屋税関清水税関支署御前崎
八〇二	四末九	記算　起算（基準器に係る部分に限る。）　（基準器に係る部分に限る。）

衆議院会議録第三十九号中正誤

頁	段行	誤　正
八二二	二　一	府県会の　府県の
八三二	二　三	都道府県　都道府県
〃	四　九	行政　行政

衆議院会議録第四十号中正誤

頁	段行	誤　正
八五八	末二〇	身体傷害　身体障害

衆議院会議録第四十二号中正誤

頁	段行	誤　正
八七七	二末六	第二項　改しゆんの状　第二條　改しゆんの情
九〇一	〃〃四	

衆議院会議録第四十三号中正誤

頁	段行	誤　正
九四四	四　六	六五、六七人　六五、六二七人
九五一	一五	一休　一休
〃	五　八	壇場　壇上
九六〇	二　一〇	何千石　何千名
〃	五　九	過重　加重

衆議院会議録第四十四号中正誤

頁	段行	誤　正
九九六	三末七	輸入原価諸掛　輸入原価に諸掛
九九九	二〃五	有する旨の「2」は削るべきの誤　有する者の「2」は削るべきの誤
一〇〇三	三　六	「3」は削るべきの誤　「3」は削るべきの誤
〃	〃　一一	若しくは美容師会又は理容師会及び美容師会　若しくは美容師会又は理容師会及び美容師会
〃	〃　一五	「4」は削るべきの誤　「4」は削るべきの誤
〃	〃　三	理容及び　理容又は

衆議院会議録第四十五号中正誤

頁	段行	誤　正
一〇〇七	五末三	司法　同法
一〇〇九	一一五	これらのも　これらの物
〃	二末六	より　因り
一〇一〇	〃二四	添付　添附
〃	末一	おいては　おいては、
〃	〃九	ついて　ついて、
一〇一一	〃六	期間内の　期間内に
一〇一三	一二〇	二日前　三日前
〃	二一五	若しくは、　若しくは
〃	〃一九	合わせ　会わせ
〃	四末八	ため　ために
〃	〃五	不能　不能等
〃	〃二	とき又は　とき、又は
一〇一三	一七	第二号二　第二号ニ
〃	三二五	異る　異なる
〃	四末三	関係人に、　関係人に
一〇一五	三一	合同した　合同してした
〃	四末六	さく、その他　さくその他
一〇一六	三三	関する権利　関する所有権以外の権利
一〇一七	一二〇	よつて　因つて
〃	〃	因つて　よつて
〃	三一	道路　通路
〃	〃七	改築、　改築し、
〃	〃八	内容　内訳
〃	四一九	補償すべき　補償をすべき
一〇一八	一九	移転すべき者が、　移転すべき者が
〃	五八	費用の範囲　費用の額の範囲
〃	〃七	裁決では存続　裁決で存続
一〇一九	一〃	現状　原状
〃	〃三	起業者が、　起業者が
〃	三二	収用　収用
一〇二〇	〃一九	とつた　取つた

衆議院会議録第三十一号中正誤

頁	段行	誤　正
一〇二一	一七	なりその他　なり、その他
〃	三四	あるのは、「以内に　あるのは、「以内に、
〃	五末二	ないときは、　ないと認めるときは、
一〇二三	二一四	三十一日までの日は　三十一日までの日は、
〃	三一五	その他当該　又は当該
一〇二四	二一	読替は　読替は、
〃	三二五	区長に、又は地方　区長に、地方
〃	三一四	を含む。）、　を含む。）、
〃	末二	する者は　する者は、
〃	四六	第九十八條　第九十八條
〃	二一	違反して　違反して、
一〇二五	二一四	書類を　書類を、
〃	〃末八	規定により　規定によつて
〃	五一	企業者　起業者
〃	〃	組合及び耕地整理　組合、耕地整理
〃	末八	組合れん合は、　組合れん合は、
〃	〃六〃五	存在　存続
〃	四三	とあるは　とあるのは
〃	〃	第十二條の前に「（都市計画法の一部改正）」の見出しを加うべきの誤
〃	〃	第二十四條の見出し中「（土地、水面等の使用及び収用）」を「（土地、水面等の使用）」に改め、同條第一項
一〇二五	二一七	第二十四條第一項
一〇二六	五一三	ほどばしり　ほとばしり

衆議院会議録第四十六号中正誤

一〇三一頁五段二行目の次に次の送付文が入るべきの誤

教育公務員特例法の一部を改正する法律案両院協議会成案

右の内閣提出案両院協議会成案は本院において可決した。よつて国会法第九十三條によりここに送付する。

昭和二十六年六月二日

参議院議長　佐藤　尚武

衆議院議長林讓治殿

頁	段	行	誤	正
一〇四〇	一	末七	戦動務	せらある退職動労
〃	二	〃	保証	保障
一〇四二	一	八	繰り	織り
一〇四二	二	末八	領事館	領事官
一〇四六	二	一三	「覚せい剤取締法」の前に「覚せい剤取締法案」が入るべきの誤	
一〇四七	二	一三	前項に規定する処分をしようとするときは、その期日の二週間前までに、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所を当該処分を受ける覚せい剤製造業者、	前項に規定する処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに、当該処分を受ける覚せい剤製造業者、
〃	二	一六	覚せい剤	覚せい剤
〃	二	一七	旧指定証を十五日以内に、	旧指定証を十五日以内に、
一〇四八	一	一三	前項	前三項
一〇四八	一	一四	自末へ	各行頭は一字下るべきの誤
一〇四八	一	一四	至〃	

衆議院会議録第四十七号中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇四八	二	一三	回牧	回付

衆議院会議録第四十八号中正誤

頁	段	行	誤	正
一〇七一	二	末八	危際	危険
一〇八二	二	八	福永建司君	福永健司君
〃	〃	〃	〔欄外見出し〕	召集
一〇八九	二	一四	都道府県に対し、	都道府県知事に対し、
一〇九二	〃	一	指示	指定

発　東京都新宿区市谷本村町
印刷所